明治四十四年八月二十五日印刷
明治四十四年八月二十八日發行

編輯者　早稲田大學編輯部
發行者　早稲田大學出版部
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
右代表者　高田早苗
東京市牛込區榎町七番地
印刷者　渡邊八太郎

東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
發行所　早稲田大學出版部
振替東京一一二三番　電話番町三七四番　二四二三番

日清印刷株式會社印刷

○糟糠不ㇾ飽者、不ㇾ務二粱肉一、短褐不ㇾ完者、不ㇾ待二文繡一、五蠹

○氷炭不二同ㇾ器而久一、寒暑不二兼ㇾ時而至一、顯學

○磐石千里、不ㇾ可ㇾ謂ㇾ富、象人百萬、不ㇾ可ㇾ謂ㇾ强、同上

（韓非子國字解下附錄終）

○太山不立好惡、故能成其高、江海不擇小助、故能成其富、大體

○挾智而問、則不智者至、內儲上

○人主以二目視一國、一國以萬目視人主、外儲右上

○明主治吏不治民、外儲右下

○因物以治物、因人以知人、難三

○父母積愛而令窮、吏用威嚴而民聽、六反

○不躓於山而躓於垤、同上

○人皆寐則盲者不知、皆默則喑者不知、覺而使之視、問而使之對、則喑盲者窮矣、同上

○石不能爲人多少、衡不能爲人輕重、八說

○饑歲之春、幼弟不饟、穰歲之秋、疏客必食、五蠹

○千仞之山、跛牂易牧者夷也、同上

○長袖善舞、多錢善賈、同上

○木之折也必通蠹、墻之壞也必通隙、（亡徵）

○水之勝火亦明矣、然而釜鬲間之、水煎沸竭盡其上、而火得熾盛焚其下、水失其所以勝者矣、（備內）

○家有常業、雖飢不餓、國有常法、雖危不亡、（飾邪）

○物之待飾而行者、其質不美也、（解老）

○工人數變業、則失其功、（同上）

○道譬諸若水、溺者多飲之而死、渴者適飲之則生、（同上）

○君子取情而去貌、好質而惡飾、（同上）

○千丈之隄、以螻蟻之穴潰、百尺之室、以突隙之烟焚、（喩老）

○目短於自見、故以鏡觀面、短於自知、故以道正己、故鏡無見疵之罪、道無明過之怨、（觀行）

○奔車之下無仲尼、覆舟之下無伯夷、（安危）

○一手獨拍、雖疾無聲、（功名）

○亡國之廷無人焉、有度

○鏌鎁傅體不敢不搏、同上

○繩直而枉木斲、準夷而高科削、同上

○香美脆味、厚酒肥肉、甘口而病形、曼理皓齒、說情而損精、

○道不同於萬物、德不同於陰陽、衡不同於輕重、繩不同於出入、和不同於燥濕、君不同於群臣、揚權

○大臣之門、唯恐多人、同上

○腓大於股、難以趨走、同上

○一家二貴、事乃無功、同上

○聽大國、爲救亡也、而亡亟於不聽、十過

○行小忠則大忠之賊也、同上

○與死人同病者、不可生也、與亡國同事者不可存也、孤憤

○事以密成、語以泄敗、同上

之言、蓋救時病之藥石哉、書中上韓王者有之、故多感憤、秦人投時好而附益者有之、故多過激、使善讀者、獨執此術、不用其心、則於治國乎何有、此諸葛亮及何犿之所以各進其主也、且不論其文辭高妙與坿益、寔是先秦古書也、多古事古言、可以發經典之義者、朱子解易、亦引此書、以此故也、如之何其遠斥而高閣之、讀者察諸、壬戌之歲、七月之望、蒲坂圓撰筆于脩文齋中、

摘語

○削跡無遺根、無與禍鄰、禍則不存、初見秦

○戰々栗々、日愼一日、同上

○愚者難說也、故君子難言也、難言

○至言忤於耳而倒於心、同上

然、非之咎在好持高論、實不能行其所言、而說難則本誦師說、非其自作、故背弃尤甚、卒所以不能自脫者、其本不足也、非烏得爲智士哉、當戰國之世、諸子紛々著書于世、其言各有指要、及考其行事、往々不合、太史公病之、故於孫吳傳見其義曰、能言者未必能行、然亦未有言行相背如韓非之於說難者、非爲說難、有曰周澤未渥而語極知者身危、又曰、辭言無所擊排、今非初見秦、遂歷詆謀臣不忠、雖意主於存韓、而說則跡矣、至進退人才、尤不宜輕易于與、非一韓客耳、奈何沮姚賈上卿之封、此非說難所稱宋人壞墻之說耶、其卒不自脫、蓋其術有以取之、嗚呼、其亦不智甚矣、不然、秦王始見非書、恨不與遊、及非來、且欲大用、何爲聽李斯姚賈一言、遽欲殺非哉、夫說難之指、類有智術者之言、由其道足以自全於亂世、固明哲保身之君子也、何非之所爲如此、余嘗求其說不得、及讀孫卿非相篇、有所謂凡說之難、以至高遇至卑、以至治接至亂、未可直至云云者、然深明其故、蓋非嘗受學孫卿、後雖大變其師之術、而猶掇拾緒言、以自

卜筮視手理狐蟲爲順辭於前者日賜、

方今都下以視人手理爲業者殊衆、予甚悪之、然如非之言、則其來尙矣、

讀韓非子　安井衡

韓非作說難、而終死乎說、世或誚其未巧、就其書而巧之、非特失於巧焉爾、狐狸千載、能百變其形、爲兒爲翁爲夜叉、爲美婦人、爲魑魅罔兩、爲飛頭蠻、陰火燃焉、奇響發焉、其術誠巧矣、徐而察之、婦人孺子、皆能知其爲狐狸、何則其質未變也、夫言以達意、意未至而專求之言、又從其所逢而操縱之、何以異於狐狸之誑人哉、而況其察之者、不止婦人孺子、其死乎說、非不幸也、故曰同言而信、信在言前、非豈足語之也哉、

讀韓非子　吳汝綸

太史公傳周末諸子、皆不載所爲書、以爲世多有、故不論也、及爲韓非傳、獨取說難著於篇、或曰、以非之智、而不自脫於秦、子長蓋深傷之、余謂不

失之子羽、以言取人乎失之宰予、

所引孔子之言信有之、時韓非錯解耳、按博物志澹臺子羽渡河、齎千金之璧于河、河伯欲之、至陽侯波起兩鮫挾船、子羽左操璧、右璧劍、擊鮫皆死、既渡、三投璧于河、河伯躍而歸之、子羽毀而去、此蓋見古傳記而張華引之也、或因以爲子羽蓋勇敢之士、容貌可畏、孔子猝見之、不意其有君子之行、久而方信、故曰以容取人乎失之子羽、此言大有理、不然子游極口稱子羽、孔子無間然、何有行不稱其貌乎、非之言非、

瞽瞍爲舜父而舜放之、象爲舜弟而舜殺之、放父殺弟不可謂仁、

按瞽瞍允若、象封有庳、經有明文而誣以放殺、可謂小人無忌憚矣、此亦舜幽堯太甲殺伊尹之類也、其他如以郝子夷射姑爲齊君、以趙衰壺飧爲箕鄭事、傳聞之誤極多、不可勝正、又曰、解狐薦其讎於簡主以爲相、是又年紀懸異、

業載左傳、歷歷可據、韓非乃極口詆斥之者何也、蓋子罕得君枋政爲日久、小人不得志者、因浮言相搖撼、不幸其言傳及戰國、韓非聞之、遽信以爲然、故云云耳、不然其錯繆顚倒何乃至于斯也、又鄒陽書宋信子冉之計囚墨翟、註子冉子罕也、

漆雕之議、不色撓、不目逃、行曲則違臧獲、行直則怒於諸侯、世主以爲廉、而禮之、宋榮子之議、設不鬬爭、取不隨仇、不羞囹圄、見侮不辱、世主以爲寛而禮之、夫是漆雕之廉、將非宋榮之恕也、是宋榮之寛、將非漆雕之暴也、

宋榮乃莊子逍遙遊所謂宋榮子猶然笑之者也、但莊子宋榮子人多解爲宋國榮子、據韓子則當以宋榮爲姓名、又按漆雕行事、全與孟子稱北宮黝同、恐非孔門漆雕開也、

澹臺子羽君子之容也、仲尼幾而取之、與處久而行不稱其貌、宰予之辭雅而文也、仲尼幾而取之、與處久而智不充其辭、故孔子曰、以容取人乎

琴瑟要錄曰、水仙操伯牙之所作也、伯牙學琴於成連、三年而成、至於精神寂寞情之專一、未能得也、成連曰、吾之學不能移人之情、吾師有方子春、在東海中、乃齎糧從之、琴史大抵妄誕不足致詰、然要錄所謂成連者、豈割裂田連成竅二人名姓以爲之歟、

智伯身死高梁之東、遂卒被分漆其首以爲溲器、

趙襄子以智伯頭爲飲器、飲器二字或解爲桮棬之器、今韓非云漆其首爲溲器、又似虎子之說爲是、然非又云皆智伯之所以國亡而身死頭爲飲桮之故也、自相矛楯、

田成子取齊、司城子罕取宋、太宰欣取鄭、單氏取周、易牙之取衞、韓魏趙三子分晉、此六人弒君之賊也、子罕與田常九人、上道君下亂民、援外以撓內、親下以謀上、

宋君失其爪牙於子罕、簡公失其爪牙於田常、而不蚤奪故身國亡、

王弇州曰、子罕者左傳以爲賢相、而韓非以爲弒君之賊、熀按、子罕德

非東方九夷也、戰國策楚破南陽九夷、正曰大事記李斯書云、惠王用張儀計、南取漢中、包九夷、制鄢郢、九夷即屬楚之夷、方孔子陳蔡、相去不遠、所以有欲居九夷之言、此與集註異、然則國策九夷乃周公所攻之九夷、而孔子之所欲居也、

大宰嚭遺大夫種書曰、狡兎盡則良犬烹、敵國滅則謀臣亡、大夫何不釋吳而患越乎、

諸書皆以此爲范蠡貽種、今以爲嚭、恐誤聞也、即使嚭信有斯言、亦鸚鵡猩猩之能言耳、但大宰嚭蹤跡甚可疑、陳有太宰嚭、見禮檀弓、吳有太宰嚭、人所共知、吳亡之後、越有太宰嚭、用事納賂、見左傳、蓋其善柔便佞、智足以保身、故所往而得志也、此亦長樂老一流人也、但陳太宰嚭或別自一人、

甲連成竅天下善鼓琴者也、然而田連鼓上成竅㩕下而不能成曲、亦共故也、

希、

讀韓非子漫記　古賀煜

繞朝之言當矣、其爲聖人於晉、而爲戮於秦也、此不可不察、繞朝贈士會以策曰、吾策適不用、晉人雖以爲聖、後秦竟以言戮之、

繞朝事詳左傳、但未言所終、據此則繞朝後竟被戮、不止不聽其謀、又從而戮之、秦之昏虐甚矣、

商君教秦孝公以連什伍設告坐之過燔詩書而明法令、

坑焚之禍已見孝公時、前於李斯二百年矣、後人惟知罪始皇李斯、而不知非孝公商君過矣、東坡作論歸咎於荀卿、尤非探本之論也、

周公旦已勝殷、將攻商蓋、辛公申曰、大難攻、小易服、不如服衆小以劫大、乃攻九夷而商蓋服矣、

論語子欲居九夷、諸家皆以東方夷有九種釋之、今商蓋强大能與周抗、而九夷之服不服爲之輕重、則九夷亦中國之夷、徐奄陸渾之屬、決

一人莅臨億兆、不能以至正大中之道畏服其心、欲以區區智術牢籠之、抑亦勞矣、勞矣而不周、適足招禍、果何益焉、如說難一書、在非最爲得意之論、今而讀之、大抵大駔老兵之餘智、太史公嘗悲非作說難書甚具、終死于秦不能自脫、不知非之說難、乃其所以自死也、雖然自古非非者累千百人、避逃無地、今亦聲其罪而攻之、幾乎助天爲虐、試平心觀之、非亦自天下奇才也、當時秦承孝公商君之遺烈、富强輕諸侯、諸侯主弱臣强、綱維頽替、兵勢不振、亡形已成、故非首以法術爲言、思有以振作國勢、而躬懷有爲之才、終不及施、此所以心愈憤而言愈烈也、嗚呼非之出也晚、事不可爲、以區々之韓、迫接强秦、如卵壓于石、朝不謀夕、即令非得展才、其能得延數十年之社稷與否、未可知也、非短於才、時不可也、予嘗論韓非猶烏喙、顧用之者如何耳、諸葛武侯勸後主讀申韓、其治蜀亦雜用申韓、以能以蕞爾一隅抗魏吳、不少挫、彼誠知所用之也、故必有國醫、然後可用烏喙、有武侯然後可用申韓、才非武侯而濫用申韓、不致亂敗者幾

故何也、至公而已矣、若韓子殫慮竭力、猜防探詗、詐僞百端、揣物之情、可謂密矣、而祇足以殺身、我以殺機觸人、人亦以殺機應之、是以變每發意料之所不及、以至此可勝歎哉、其他非聖人之道、而別爲一端者、自老莊以下、亡慮數十家、其說亦如出一口、其故何也、自私而已矣、司馬遷以老韓同傳、世稱其有見、豈唯老子哉、彼數十家、皆同一機軸、雖皆同傳可也、獨荀卿雖所見之偏、繆於聖人、其意之所主、則不在自私、古人於孟子外、乃稱荀子、良有以也、其他所謂詖淫邪遁之辭、不約而同、大雄氏後出、雖若高妙超脫、亦不出老韓圈䙡、道二、仁與不仁而已矣、亦奚疑哉、

讀韓非子

古賀煜

予好讀韓非書、非愛其道也、愛其文也、其文峻潔痛快、神而入、鬼而出、如長蛇生馬不可捉模、惟南華一經踞其上、自他諸子皆瞠乎後、予愛其文也、非愛其道也、韓非之爲道、惟主法術、毫無仁恩、其意以爲人主之於臣、非有父子之親、以利合者也、不術以徼察之、法以縛制之、必爲所欺侮、夫

讀韓非子　　賴　襄

韓非蓋如國朝惡左府耳、以韓諸公子、慧黠自喜、使施實用、必當敗露、不用而死、幸耳、左府自負經濟、雖其見學無益、及擧事、一敗塗地、其師藤信西自是實才、而及其敗、終歸一轍、信西勾誘諸士大夫黨亂者、駢首處刑、國朝忠厚之風一變、意在張權振衰、適足以劉元氣、譬如羸病人而服烏喙、豈不促其死、及武人尸政、反頗歸忠孝、故以北條足利之亂逆、皆得永世、織豐承弛廢之後、務刑殺立威、不能傳二世、皆故要知韓學利害、宜以國朝事驗之、不必遠引漢土、漢土有刑律、我古亦倣造、而非必用之、武治簡率、無論無此、大抵我風氣樸實、不至如彼巧僞、而愚儒喜刑名學者、動欲造律以擬唐明制、諺所謂教不黠之兒以黠也、辛巳冬至夜、讀韓非至三皷、燈盡又喚油書之、

讀韓非子　　古賀　樸

余讀韓非之書、益知斯道之易々、四子六經之言、廣大明白、如出一口、其

治國之道、要二公平蕩々一、又猶三教之要二中庸平坦一也、諸子之自以三其道二爲レ道者、一是一非、不レ若三聖人之中庸二、不レ待レ論耳、韓子固稱二法家一、而世儒排以退レ之、弃而不レ讀亦已甚矣、夫泥而辟、則百家皆害二于修齊一、取レ長捨レ短、擇而用レ之、則小道皆我手足也、何獨矻々乎自小之爲、讀二此書一者、宜三先體二此意一爾、今古註二此書一者亦多矣、在二本邦一則物子之讀、山世璠之增、人皆推レ之、而太田方之翼毳、其名極重、而其書極尠、蓋未二刊行一也、余得二一本一、註解多取二于此一、雖レ然至三其曰二先王之法父書也、七雄之時失火也、法術之言綆缶也一、而以爲二治國之至要一、不レ免レ泥也、是以不レ取、

韓子吃二于口一而敏二于筆一、玩二味字句一、大有二法格一、夫十有三家、古文上乘、實學文之津梁、伯玉王氏之語、豈我欺乎、然而韓何獨不レ得レ厠二其間一乎、故上欄論二叙章段旨趣及字句法一、讀者三二復之一、則其於二文章一、亦必有三豁然悟二于古一乎、

○讀

歲次壬戌、秋七月、江都處士蒲阪圓題、

○例言

校注例言

依田利用

是書善本極寡、乾道覆刻本其最古者、而道藏本次之、所稱官本者、乃御庫明槧而不著名字、頗雅飭不失舊、而訛脫反更甚焉、通行邦刻本與趙用賢本頗同、而間有小異、今姑依乾道本、參以道藏官本、趙用賢本、俞氏迂評、凌瀛初本、趙如源王道焜同校本、而盧文弨所校者兼收之、邦儒近人物茂卿之讀、戶崎允明之補訂、蒲坂圓之增讀、太田方之翼毳、勘核釐定、不爲無功、然疎謬迂僻、牽就逞臆、或妄竄易字句、多不足憑也、諸書韓非所引韓子、今本所無者、亦不尠矣、而多係誤引、今一槩捃拾以爲附錄、

諸書中有詞涉韓子者、其於云云、因別纂雜述一册、置之卷末、

評釋韓非子例言

藤澤恒

亦相勸、今茲首夏、遂請父兄俸祿之餘、手寫命梓、其後子禮與江都飯島子道携余、數避暑于濫水之陰、因復討論、頗有所得、置之標間、以刻已成、不能更也、夫注家之要、在見善本、不見善本、則多承誤、牽强附會、此讀之所以必須刪定也、曾見關松窓、談及此事、乃出其所校讎趙如源王道焜同校本、及凌瀛初訂註本、以見授焉、井四明亦借趙世楷重訂本、二老之於奬成勸誘也、可謂厚矣、諸本大同、間有小異、參合閱焉、莫若今本稱善、凌氏所謂趙宗伯宗宋本者也、補稱蘐園本、今曰物本、蓋即趙王同校本也、案史記趙簡子疾、五日不知人、索隱曰、案韓子曰、十日不知人、所記異也、揚愼希姓錄曰、渫子、古賢人、見韓非子、聖主得賢臣頌、注韓非子曰、負長劍、赴榛薄、刺虎豹、赴深淵、斷蛟龍、七命注韓非子曰、解其長劍、免其危冠之類、今本無載、而楊倞荀子注、及李善文選注所引、與今本大異者多有、嗚呼剞劂行而善本亡、書寫省而學者罔、可勝歎哉、圓不敏涉學尙淺、讀書不博、同志之人、旁求善本、廣閱群籍、復增益諸、不亦宜乎、享和二年、

于紀金谷世雄、披賢之次、得而輒記于標者耳、然能證引諸書、闡幽探賾、其所益幾與讀敵抗、惜遇於盤根錯節、則多改文自適、甚悖信古、難免穿鑿、此所以不能無取舍也、佐倉井太室韓子正誤一卷、紀原子禮藏、說既不多、而可采者、十中之一也、余爲之發憤、竊不自量、本據于讀、因資諸家、旁羅異聞、採摭典故、預是有益、隨見抄集、五歷裘葛、十易草稿、及辛酉冬、初得畢業、題曰增讀韓非子、凡四卷、夫諸子之文、不須字訓而句解之、間或艱澁不可讀者、不衍語乎、則殘文也、未詳則置、弗敢臆說、如人名地理、多見者不費說、未聞者亦闕如、諸本異文、衆家別義、而各有理致者、並從具列、不辯是非、要使觀者隨意擇焉、舊載全文、讀亦大書、今所增弘多、爲卷重大、故節舉一二字、僅備表識、增讀小書、散入其下、所引經傳百家之語、亦削游辭、獨取要實、從簡便也、字我諸儒、非敢妄矣、注書之法、不得不爾、初余與世雄及大垣福田子健往來讀韓子、既子健宦游、世雄物故、獨感人生不測、世事多變、比此編成、將謀不朽、以須同好、會狹山陰文熈輩

○題辭

增讀韓非子題辭

蒲坂圓

丁巳之秋、余得謝病、屛居靑山、閒散少事、專心斯業、念諸子中唯韓非書、最切世用、能明事情、其文峭深、間有疑滯、毋論舊注猥瑣鄙陋、我諸先輩亦不盡力、東都物徂徠讀韓非子四卷、宇本同、而服南郭校本三卷、曰中藏作、未成者、必須俟刪定、而後視人者也、今按其說、雖疎謬不少、然發明亦多、在徂徠則未成者、在他人則未易成者、若有刪定、公于世者、則爲益不細矣、余不及門、且非其人、故不敢也、南總宇灊水補之、可謂忠于師矣、然僅擧蘐園本異同耳、於文鮮所解說、於讀少所添削、讀存疑者、皆默不言、謂之補而可乎、彼通儒也、恐其所爲不止于此、或亦其未成者、不然後人託名耶、迨梓此編、數之宇氏、具告思欲續成徂徠之志、增演灊水之業、請觀藏書、將以斷疑、不可、且辭先人勞力所作、子孫不能上梓、則謂先人地下何、以故此編不題補也、上毛山兼山博聞强記、別成一家、得其考本

等、迄今覽其遺文、推迹當日國勢、苟不先以非之言、殆亦無可爲治者、仁惠者臨民之要道、然非以待奸謀也、孟子導時王以仁義、而惡言利、今非之言曰、世之學術者說仁主、不曰乘威嚴以困姦衺、而皆曰仁義惠愛、世主亦美仁義之名、而不察其實、蓋世主所美非孟子所謂仁義、說士所言、非仁義、即利耳、至勸人主用威、唯非宗屬乃敢言之、非論說固有偏激、然其云明法嚴刑救群生之亂、去天下之禍、使強不陵弱、衆不暴寡、耆老得遂、幼孤得長、此則重用之典、張弛之宜與、孟子所稱及間暇明政刑、用意豈異也、既不能行之於韓、而秦法闇與之同、遂以鉏群雄有天下、而董子乃曰、秦行韓非之說、攷非奉使時、秦政立勢位、非往即見殺、何謂行其說哉、書都二十卷、舊注罕所揮發、從弟先愼爲之解訂、補闕譌、推究義蘊、然後是書釐然可誦、主道以下、蓋非平日所爲書、初見秦諸篇、則後來附入者、非勸秦不擧韓、爲宗社圖存、晝至無俚、君子於此尤悲其志焉、光緒二十二年冬十二月葵園老人王先謙序、

人所欺罔、於是乎申韓刑名峻覈之說、亦不可不參用也、且夫方今宇內萬國交通相親、同異長短、併容並講、以資開明、則不止我儒之道、至于佛老諸子工藝百家之說、與歐米各國教法刑律之書、亦皆不可捨之、奚獨得排斥申韓之說乎、況乎韓子文章精緻、極有法度、可以爲學文者楷梯也、雖然、專信韓子之說、則爲刻薄慘酷之人、終不能入君子中正之門、甚至滅國亡家、唯以聖人忠厚寛恕之心、參用韓子刑名峻覈之說、庶幾無弊矣、頃南岳藤澤君評釋韓子書、問序余、余乃舉此說告讀者、併以質君、

明治十七年七月十一日、識於東京環碧樓、

韓非子集解序

王先謙

韓非處弱韓危極之時、以宗屬疏遠、不得進用、目擊游說縱橫之徒、顛倒人主以取利、而奸猾賊民恣爲暴亂、莫可救止、因痛嫉夫操國柄者、不能伸其自由之權力、斬割禁斷、肅朝野而謀治安、其身與國爲體、又燭弊深切、無繇見之行事、爲書以著明之、故其情迫、其言覈、不與戰國文學諸子

不辨、列之篇目矣、今更附于卷端、以難言爲首篇、凡五十三篇、附二篇、若有度揚權說難飾邪說疑詭使八說八經心度制分諸篇、焉馬背馳、帝乕成群、其難解釋者、亦不敢牽强、至乎姓氏名號、地理道方、極多闕如、以俟來哲、老子曰、古之爲道者、非以明民、將以愚之、夫刑名法術、可使由之、不可使知之、故知者不言、言者不知、書不盡言、言不盡意、意之深者、言不能道、言之微者、書不能載、若之何可發蘊奧哉、雖然余退食之暇、聊黽勉於此書、是以忘其固陋、敢布膚淺、後之君子、質之罪焉、不敢辭鈇鉞、天明癸卯五月、福山太田方撰、

評釋韓非子全書序　　南摩綱紀

古之聖人以忠厚寬恕爲教、而不善學之者、或流爲峻嚴慘覈、唯刑名法律之末是從、可謂失其本矣、凡非中正之道者、擧皆不能無其弊也、然所謂刑名峻覈者、有時或可取以供用矣、何也、後世人智日開、風俗月趨佻薄、爲狡黠、爲詐譎、唯利名是爭、當此時、一於忠厚寬恕、則或陷迂踈、或爲

秦王是言、則此書已在韓子入於秦之前矣、何得首有初見秦存韓二篇哉、韓子入於秦之後、亦爲李斯所害、又何得有此二篇哉、余是以不取此二篇、且初見秦曰、臣昧死言所以亡韓、又曰一擧而韓不亡、大王斬臣以徇、夫韓子韓之庶公子也、然以亡韓爲事、何宗國之不閔哉、夫人之思故常情也、韓子獨無情哉、其人也雖少恩、然亦必不以亡宗國之言說初見之秦王矣、若夫果以是說之耶、必見疑之數也、豈說難之義也哉、假令有是事、然亦必不以亡宗國之言爲首篇矣、其可疑一矣、若夫存韓篇、則韓子之說弗成、則李斯之議未可知也、其卒也韓說果敗、斯遊遂成、韓子何彰己之媿、屬諸次篇哉、其可疑二矣、首載亡韓之言、次紀存韓之事、一人之書、一書之中、一亡一存、乍秦乍韓、何其無持操哉、其可疑三矣、且縱橫之說、攻伐之事、秦儀所爲、而非韓子之所脩也、其可疑四矣、戰國策以初見秦爲張儀書、其可疑五矣、且此二篇、史官記事之體、而非憤士著書之旨也、以是觀之二篇蓋一時好事者、或以二事冠書首、以序韓子事、後人

然、凝思注解久矣、嗟夫生於千載之下、覽於千歲之上、加之篆隸轉移、亥豕謬舛、舊典古志、豈易讀哉、況淺學寡聞、固不足以致悉備、故據依先輩所述舊聞、徵諸經傳、考諸諸史子、比其文義、通其訓詁、乃作之注解焉、名曰韓非子翼毳、翼者如鳥之羽翼、言左右成其義也、班氏有言曰、道混成而自然、術同原而分流、余欲取之左右、逢其原矣、毳者鳥腹毛也、去之無損於翰、增之無益於飛、同異訛謬、涉於嫌疑、俱載與存、街談巷說、裨於斯書、輒采隨筆、勤々懇々、不厭其繁、使疏通廣心之人涉獵、揚權之士斟酌、於是有可以采耶、資而擇焉、直省檢閱之疲勞耳、按史記韓非傳曰、非見韓之削弱、數以書諫韓王、韓王不能用、於是云云、作孤憤五蠹內外儲說說林說難十餘萬言、人或傳其書至秦、秦王見孤憤五蠹之書曰、嗟乎寡人得見此人與之游死不恨矣、李斯曰、此韓非之所著書也、秦因急攻韓、韓王始不用非、及急乃遣非使秦、秦王說之、未信用、李斯姚賈害之曰、云云、不如以過法誅之、秦王以爲然、下吏治非、李斯使人遺非藥使自殺、據

妄託仲尼之迹、空言先王之法、口說堯舜之道、虛論湯武之義、自以天下可運諸掌、今時易然由反手也、人主濫其辯口、聽其浮說、與謀國事、則潤於事情、加之卿相、則無益於國、當今之時、而急古之務、處極亂之世、而道至治之跡、譬之猶失火之家、釋其綆缶、姑閱父書而索救火也、父書雖可尊也、無逮於救火矣、夫先王之法父書也、七雄之時失火也、法術之言綆缶也、然則當時之治、豈可盡廢法術之言、而一閱先王之法哉、其不可亦明矣、故韓子孤憤於斯、詆訐指駁、無所避諱、延及先聖、時訾前賢、自爾以來、亡秦據韓子之書、祖商鞅之故、剗滅墳典、爇除聖籍、縉紳先生、懲其若此酸鼻疾之、極口斥之、夫縉紳先生、先入于文雅之門、優游乎禮樂之場、漸積之後、初窺形名、故顚越乎峻嚴、眩曜乎高嶷、前論爲主、後言見擯、學斯道者、嫌乎少恩、脩斯術者、疑乎慘礉、以爲妨於仁義、而害於詩書、故鮮有敢爲之注解焉者矣、幸免其覆醬、而僅存于今者、實賴昭烈一言之勅、與武侯手寫之勸耳、適有舊注、亦時遺闕、使讀者惘若無所據援、余爲慨

韓非子翼毳序

太田方

韓子名非、韓之諸公子也、其爲學也、原於道德、貴乎無爲、務在喩人主、夫人主之道、以群臣所陳言、授之名、以其名責其形、形當其名、名當其形則賞、形不當其名、名不當其形則罰、故曰刑名之學、以刑名爲刑罰之刑訛也、其爲言也、非儒術而倍先王、絶文學而蟲詩書、其故何哉、壞亂異勢、治術不同、古今殊時、禮法不一、昔者孔子之時、周室陵遲、皇綱解紐、强大兼并、小弱裂歛、上下僭乱、華戎交侵、於是齊桓匡救於前、晋文糾逖於後、故德化雖衰、神器未遷、舊章典禮、猶有存焉、孔子觀乎周道之可復興也、故陳之武之道、明周召之業、講之周禮、考諸先王、以干時君、然終莫用者、故有從周之言、而爲東周之歎矣、若夫當韓子之時、七雄竦峙、二周顚覆、無郁々之文、雅樂分崩、無洋々之美、胡服之議興、而冕端之制廢、何法言之可道、故當世之所務、適時宜而察事情、覈實用而去浮華、禁末作而勸本事、變汚俗而更舊染、此所以處方今之世、而爲當時之治也、然世儒不知、

不可掠人之美、一不欲亂我之眞也、鼒老且病、然尙思假年居業以期、有以自立、不敢鷃披隼翼、鹿蒙虎皮也、是年月陽在己巳已朏、舊史氏吳鼒序、

韓非子會業引　　荻生徂徠

明汪伯玉氏、有取於古藝文者十有三家、而韓子不與焉、韓子者、其可以不讀乎、蓋韓非善法家言、磣少恩哉、然亦盡乎情矣、吾黨文藝之士、竊嘗以其所爲業、概諸先王之道、禮樂猶吾之辭邪、理道其意也、莫不有法、亦莫不緣情者幾希也、於是乎法家興、然韓子身絀于秦、而其法用于秦漢而下奉行之、千餘年不衰也、韓子其可不讀乎、吾讀韓子說難諸篇、雖有不盡乎情者幾希也、後世昌黎洗辭、關洛遺禮樂而意自作法森如、亦磣少恩哉、傷乎情也、乃宋而下奉行之、亦數百年不衰也、擧而措諸政事、豈能超韓子乘而上焉哉、伯玉諸子修辭復古、意者毋乃有懲歟、然韓子之文、在周漢之間、炳彪如、亦盡乎情矣、古之遺也、故吾取諸藝文、

附於末、竊惟智苶學短、曾何足云、庶後有能讀此書者、將尋其迹、輒以不敏爲之先道也、嘉慶廿一年、歲在丙子、秋八月、元和顧廣圻序、

重刻韓非子序

吳鼒

翰林前輩夏邑李書年先生好藏古書精槧、而宋乾道刻本韓非子尤其善者、嘉慶辛未先生方爲吾省布政使、察賑鳳潁、鼎以後進禮謁於途次、求借是書、先生辭以在里中、又六年丙子六月、余在揚州、先生督漕淮上、專使送是册來、迺屬好手影鈔一本、以原本還先生、明年丁丑五月、携至江寧、採淵如前輩慫慂付梓、又明年、戊寅五月刻成、而淵如已歸道山、可痛也、是本爲明張文毅刻本所自出、却有以他本改易處、元和顧君千里實爲余校刊、千里十餘年已見此册、抉摘標擧、具道此槧之所以善、宋槧一誠至寶、得千里而益顯矣、千里別有識誤三卷、出以贈余、坿刻書後、仍婦之千里、昔鼒爲朱文正師恭跋御製文及代擬進御文、屢邀兩朝褒賞、文正嘗以奏聞今上、退謂其子錫經、必以藁還鼒、聽入私集、且與鼒書曰、一

廢卷、迨得何氏本、讀之暢然無碍、神骨俱輕、玆刻與同志共之、覽者當助余一快、萬曆己卯三月戊午、門無子記、

韓非子識誤序

吳鼎

予之爲韓子識誤也、歲在乙丑、客於揚州太守陽城張古餘先生許、宋槧本太守所借也、與余向所得述古堂影鈔正同、第十四卷失第二葉、以影鈔者補之、前人多稱道藏本、其實差有長於趙用賢本者耳、固遠不如宋槧也、宋槧首題乾元改元中元日、黃三八郎印、亦頗有誤、通而論之、宋槧之誤由乎未嘗校改、故誤之迹、往往可尋也、而趙刻之誤、則由乎凡遇其不解者、必校改之、於是而幷宋槧本之所不誤者、方且因此以至於誤、其宋槧之所誤、又僅苟且遷就、仍歸於誤、而徒使可尋之迹泯焉、豈不惜哉、予讎勘數過、推求彌年、旣竊得失、乃條例而識之、不可解者、未敢妄說、庚午在里中、友人王子渭爲之寫錄、間有所論、厥後攜諸行篋、隨加增定、甲戌以來、再客揚州、值全椒吳山尊學士、知宋槧之善、重刊以行、復擧識誤

宋儒之言也、夫宋儒之言、密如蝟毛、刻則刻矣、以試之用、則如棘刺之母猴、故法之刻而不可用者秦也、言之刻而不可用者宋儒也、言而無用、言雖善無當也、今世之學者、皆知嗜韓子之文、而不得其用、及市諸坊、則皆魯魚之害、羨文錯簡、分離乖隔、至不可句讀、幾于失傳也、余念曰得非刑棄灰之報乎、最後得何氏本、字字而讎之、則皆不失其舊、則又喜曰、先秦之文、當不使湮也、顧無副本、度久之湮而無難、竊不自量、而肆筆于是、句爲之讀、字爲之品、間取何氏註而折衷之、以授之梓人、而號之曰韓子迂評、巖居無事、取得意者數篇、坐溪谷而高吟之、蒼翠煙霞之際、淸湍脩竹之間、不覺其頤之解也、歲攝提孟陬之辰、門無子書于濳山之木石居、

・迂評小引　　門無子

余晩年最愛韓子、論之入髓、爲文刺心、求之戰國之後、楚漢之先、體裁特異、余甚珍之、所恨者世本訛謬、每至脫字漏句、斷文錯簡魯魚亥豕、輒爲

巖居嗜古、篤好君子也、年七十修身剡文、不窺市、不愧窮、不恩貴人、書成而示余、余故得以肆目、於是而條其本末云、

刻韓子迂評序

門無子

夫言期于用、言而無用、言雖善無當也、衆人皆以爲然、而吾亦以爲然者六經也、衆人皆以爲然、而吾獨不以爲然者宋儒也、衆人皆不以爲然、而吾獨爲然者、韓子之書也、韓子之書、言術而不止于術也、言法而不止于法也、纖珠碎錦、百物具在、誠汰其沙礫、而存其精英、則其於治道、豈淺鮮哉、顧用之何如耳、王安石用周禮、而成靖康之亂、漢文帝用黃老而致刑措之功、視用之何如耳、試以今之天下、與韓子之書、何非今日之弊、以韓子之言、用之于天下、何非今日之用、或曰刻矣、不可用也、是又不然、子產不云乎、夫火烈、人望而畏之故鮮死焉、人之踏水而不踏火者、以火之不可犯也、使民視吾法如火之不可犯、則天下豈有不治而民不寡過者乎、故曰、火未嘗殺人、非火之不殺人、人自不犯也、以韓子爲刻而不可用者、

相、可以從命、而不可以爲命、使其遇堯舜湯武法度修明之世、則爲股肱之良、其在桓文孝公之時、亦足以治兵力農、而營富强、使其遇始皇二世、直喪亡之雄耳、何也、物有受也、人有器也、今讀其書、上下數千年、古今事變、奸臣世主、隱微伏匿、下至委巷窮閻、婦女嬰兒、人情曲折、不啻隔垣而洞五臟、非著書當在未入秦之先、年未壯、已能事、如指掌、何材之蚤也、其識事也蚤、其命物也材、窮智究慮、淵竭谷虛、故不終其天年、而中道夭絕、後之君子、悲其志、想見其人、悼其術之不終、而惜其不遇聖主明王以裁之、不究以死、非死至今千八百年矣、而書不磨滅、唐宋以來病其術之不中、黜而不講、故其字文多舛駁而不讎、市亦無售、近世之學者、迺始艷其文詞、家習而戶尊之、以爲希世之奇珍、沿訛習舛、而不以爲怪、今門無子乃得何子善本、爲之訂其訛謬、而品題其當否、表其文詞、梓而出之、以俾世學之觀覽、自門無子之書出、而訛本盡廢、文從字順、章妥句適、一如韓非之舊、不亦大愉快矣哉、門無子之用心亦勤矣、門無子吳郡人、姓俞氏、

韓子序

陳深

世有申韓之書、何自而出也、自劉向班固、皆以爲法家者流、本出於理官之明罰敕法、而刻者爲之、殘及至親、傷恩薄厚、失其本矣、竊以爲不然、凡治之衰也、起于相勝、而亂之作也、成于相激、激之甚、則亂從而生焉、蓋上古之治天下、忠與質焉耳矣、忠之極也質勝之、質之極也文勝之、文不與浮飾期、而浮飾自至、浮飾不與詐欺期、而詐欺自至、非關世也、所漸者然也、戰國之時詐僞極矣、縱横之徒徧天下、而以馳騖有土之君、以至君畏其臣、臣狎其君、而簒弑攸起、諸侯是以不救、此皆上下浮謟、而怠慢紓緩、不振於法之效也、於是申韓之徒出、而以名實之說勝之矣、名實者按名求實、嚴刑必誅、詳于法律、而篤于畊戰、凡以破浮淫之說、而振其怠慢紓緩之情也、其用意固亦無惡于世、但其憤激之甚、至于刑棄灰、廢詩書、以吏爲師、則秦火之必至耳、使其遇聖主明王、與之折衷、被之以封疆折衝之任、則其治功豈可量哉、然余以爲二子之徒、但可以爲臣、而不可以爲

文章家嘗論喜快之言毗於陽、哀怨之言毗於陰、陽則飄飛而曼衍、莊周列禦寇是已、陰則礉切而參差、屈原韓非馬遷是已、屈原怨而哀、韓非怨而憤、馬遷怨而悲、自吾夫子曰可以怨、而大舜以怨慕孝、屈原馬遷以哀怨忠、韓非之書、十餘萬言、皆成於發憤感怨、賤虛名、貴實用、明賞罰、破浮淫、極法術之變、詭而不失正者也、蓋非爲韓疏屬公子、崎致乏援、至一見王、棄不用、卒之秦、雖欲存韓不可得、爲李斯所譖、身戮以死、其爲怨憤寧忍言哉、今天下名法繁而治功起、所急者、不在權略、而正在仁恕、又與何狎之言異、安所事非之書用之、莫文章之道、日峭而深、宜乎膾炙其詞、弇州所謂薦三釁者以味薦耳、余友趙濬之諸同社嗜古若渴、尤嗜非之書、始焉讎其訛舛、已而彙諸家異同、箋評之、復請正諸先輩、板行之、其爲好亦已甚矣、雖然昔馬遷傳韓非、附與老子、謂本原道德之意、孔明以非之書進後主、而自擬於管樂、其寄託不亦遠乎、則吾儕嗜非、不徒艷其文詞、而天下用非者又寧工其法術已哉、漫次爲序、武林王道焜昭平父題、

而无以其舌存、而併无以其要領存、是故士有才而張之也、毋寧其謹閟之也、且我觀韓子而知猜之不可長、而知凶德之不可首也、韓子以生人之類、自君臣至其妻其子、而皆我之賊也、其妻子而賊、則誰不爲賊者乎、秦王猜鷙、韓非狡猱、則豈顧以非子爲親于其妻與子、而不爲賊乎、而韓子之法、擊斷无諱、秦王不斷之于非、且誰斷耶、鄰父之于宋人也、謂不築圯墻而虞盜、而宋人竟疑鄰父爲盜、桃誰氏爲吳王鑄截申之劍曰、謹閟之毋泄、亦毋輕試也、吳王曰、不試且烏知善、且吾能從子之言而毋泄、而不能必子之爲我毋泄也、殺桃誰氏、此二者、非子之謂也、置其人論其文過刻者、猶之乎芟之也、其過俚者猶之乎芟之也、內外儲篇懼其芟之而不成一體然評語不甚賞許者猶之乎意芟之也、曰如是是可善用韓非氏、至夫善用韓非氏者、寧僅々盡是也、萬歷龍在辛亥、律應應鍾哉、生明、

金陵張榜賓王甫題、

重刻韓非子序

王道昆

今學士列於諸子、與經史並行、其文則三代以下一家之言、絕有氣力光焰、秦王讀之、已有寡人得見斯人死不恨矣之歎、況千載之下、擧業害文、大傷氣格、學士選其近正者讀之、未必不如更職易令、登陴一鼓、以助三軍之氣也、漢志史記列傳隋唐志皆云、二十卷、五十五篇、而王伯厚獨言今本五十六篇、未知所定、嘉靖辛酉歲五月端陽日浙西張鼎文書、

韓非纂序　張榜

夫審乎不龜手之樂、或不免乎洴澼絖、而可以博裂地之封者、而後可與讀韓非氏、夫韓非氏之不能以其身免也、兆已在乎其所著之書矣、而博士家神明而用之、烏在其賈要領于咸陽之市者、我不借之以發肝膈之幽思、而折衷中之奇致哉、故掇其才、可以發吾才、而鑒其所以用才者、且可沉可哉、以善用吾才、張儀之才不及蘇季、以其不及也、而又以其當季子時也、是故弢之以存舌、而舌之銛然者、終鼓掉於東西之國、而莫之伉、非之才過李斯、以其過也、而謂可以當李斯時而自爲時也、故舌如電夬、

行レ制也天其用レ人也鬼、夫以二智力一窮レ人、鬼道也、曰五蠹、曰顯學、曰忠孝、文之至也、五蠹之意、以下文學言談、盛二於畊戰一、帶二劍私門一、末作之弊上、亦其時之遺波也、顯學之意、以下學術無レ益、而富彊有上レ用、廣譬長喩、心駭而神動也、忠孝之意、詆二訾孔子堯舜湯武一、於二君臣父子兄弟之間一、皆非下所三以教二天下一、狂者之言也、曰人主、與二近習當塗一、論二人言行一、智者決二策於愚人一、賢士程二能於不肖一、通論也、曰飭令、陰符之遺也、曰心度、禁二先其本一、兵戰二其心一、言豫也、曰制分、刑賞分別也、蓋里相坐、止レ姦也、私告任坐、發レ姦也、五十五篇略止レ此矣、夫非之學、止二於刑名一、非之意、主二於刻核一、考二其學術一、與二荀卿李斯商鞅尸佼李悝申不害之徒一、共爲二師友一、各以二智術一相勝、當時不レ知二李斯之害一レ己、是不智也、卒墮二於斯之術中一、而不レ能レ出、是無術也、爲レ法之弊、反中二其身一、非斯則同、特後先耳、非之書未レ行、止二于獄死一、斯之術已用、遂至二車裂一、天道之報、昭々哉、序以爲非喜二刑名法術一、而其歸本二于黃老一、余則以非喜二黃老一而歸二其本于刑名一、但其書出レ自二先秦一、載二古人事一、多二奇倔一、後世儒者賴以爲レ據レ古、

桀紂、猶冠五覇、是何言也、曰難四、天子無道、諸侯伐之、諸侯無道大夫伐之、故湯武王而齊晉覇、安得以爲常也、曰難勢、天下賢不如勢、勢不必賢、亦以法術勝仁義之說也、曰問辨、法令有定、文學不得非之、誹謗之令無已也、曰問田、吳起支解、商君車裂、曰亂主闇君之咎也、曰定法、申不害佐韓七十年而不覇、商君乘強秦之資、數十年而不帝、非無法則無術也、非韓人而在秦、處申商之間、韓亦不覇、秦亦不帝、何也、曰說疑、獨以后稷皐伊周召管仲隰朋百里奚蹇叔、舅犯趙衰范蠡大夫種逢同華登爲覇王之佐、明於任臣、則趙敬侯縱欲無度、而饗國數十年、不明於任臣、則燕噲有聖王之節、而不免於亂、好專也、曰詭使、私智相高、故上不勝下、曰六反、母之愛子也倍父、父之令行於下也、十母、吏之於民也、無愛、吏之令行於民也萬父、慈不勝嚴也、曰八說、曰八經、文之變也、頗不類、非之作、八說曰、法以制事、萬以名功、法立而有難、權其難而事成則立之、事成而有害、權其害而功多則爲之、權術也、商管異世、而非並稱、可疑也、八經曰、明主之

人、立可爲之賞、說可避之罰、未嘗無怨心者、曰功名、主得臣而名實成也、曰大體、以天地江海日月山谷爲量、而有長利大功之積、曰內儲說上篇、詭秘矯詐、無所不至、而下篇參疑廢置之事、則亦春秋之所以示戒者也、曰外儲說四、一曰左上、以先王仁義、不能正國、皆諸嬰兒之塵飯塗羹、可戲而不可食也、中山孖士而可攻、必其士怠而兵弱、農惰而國貧者然耶、非耶、二曰左下、誅賞毀譽、庶幾殺之不怨、利之不庸之意、然用有公私、則王霸之所由別也、三曰右上、三節以君治臣、而一切以忍心從事、國狗社鼠、古今有之、忍痛彈疽、未易得也、四曰右下、五節責成立功、善馭臣也、子之燕噲事與孟子不同、而禹益相詐、啓益相攻、抑亦滋惑之甚、禹益異世、得謬其傳、之噲同時、亦詭其說、矯輌之正耶、非肆其妄耶、曰難一、齊桓公三往處士、乃其好仁義之美節、而以爲輕上侮君之俗、是固以太公殺狂矞爲當者也、曰難二、趙簡子處危而士奮言可感也、謂不可使百族之子皆若孝子之愛親、是何言也、曰難三、以儉而無術、不免於貧、齊桓公侈于

法强不可以刑法不亡、而況可以刑法。使臣忠廉仁義也歟哉、曰二柄、罪必刑、功不賞、虎其君狗其臣、豈功疑惟予、罪疑惟去之意、曰揚權、名正物定、執一以靜、道德虛靜、安用刑法、曰八姦、蠱君之術盡矣、曰十過、人主之通鑒也、曰孤憤、憤大臣也、其阻於當塗作歟、曰五不勝之勢歷肝膽矣、曰說難、以逆爲順、多虞也、曰和氏、以和氏之刖喩吳起之支解、商君之車裂也、曰姦刼弑臣、以管仲之治齊、商君之强秦、爲使天下必爲己視聽之道也、曰亡徵、可亡之道、四十八、而刑法之意寓焉、風摧蠹木、雨壞隙牆、湯武之於桀紂、是也、曰三守、其端一也、幾事密則無三刼之患矣、曰備內、家道也、防及妻子、誰與信者、曰南面、嚴於收權、而終以必行通變、不倦革道也、曰飾邪、龜筴無信、而明法有功也、曰解老、深於老也、有道之君貴靜、不重變法、孰謂非也有此言也、曰喩老、重賞罰也、在君則勝臣、在臣則勝君、亦收權之意也、曰說林、皆古人詭稽突梯所爲、而非特表出之、固智術之所尙也、曰觀行、資於人也、曰安危、自勵也、曰守道、重於全身、預於立法、曰用

政、豈不然乎、雖然能知其反、而後可論其合也、韓之所以得牽强於老諸家之所以不得牽强於老韓、是已、

○序引類

校刻韓非子序　　張鼎文

漢書諸子略凡十類、百八十九家、法家居第四、唐六典子類十四、藝文志子類十七、六百九家、法家皆居第三、太史公曰、法家嚴而少恩、然其正君臣上下之分、不可改也、夫治太上以道、其次以法、韓子法家、其所著書、非無鉤箝決摘之術、當是時、天下專習法令、以吏爲師、詩書六藝之文、棄而不講、故終其書、無仁義忠厚之言、無欽恤明愼之意、今讀其五十五篇、篇言其槩、曰初見秦、數秦之失、而欲一舉以成霸王之道、從衡之說似之、曰存韓、連荊魏以疑齊趙、齊趙定而天下服、是故不免有非終爲韓之疑、李斯得以殺非者此也、曰難言、多懼思也、其將有言也、而先固其主歟、曰愛臣、收權也、曰主道、虛靜以待下、黃老之遺術也、曰有度、强國也、國可以刑

○辨類

老韓辨

藤澤東畡

道德者無爲之極、刑名者有爲之極、先聖禮樂立乎其間、而二極居乎兩端、端之相反、不復待言、但韓之於老、解之喩之、諄々不措、如祖述焉者也、由是諸家揭章摘句、欲以合之、議論坌涌、莫有底止、吁相反之極、豈可以章句合之乎、蓋當韓之時、古澤猶存、亦知無稽之言不足服人、借彼以飾此已、故其解其喩、率屬牽强矣、諸家無見于玆、而斤斤議之、不亦牽强之甚乎、雖然老韓居乎兩端、先聖立乎其間、則韓之距老、必倍於距聖、均之牽强、何不以近者、而以其遠者、夫先聖之道、天叙云、天秩云、是之謂無爲歟、制心云、制事云、是之謂有爲歟、有無不倚、是之謂中也、中也者、卓立歸然、不容牽强矣、老則物物道德、我不與焉、韓則事事刑名、我不與焉、老之不與者、退乎聖矣、韓之不與者、進乎聖矣、牽其退而强諸進、是解喩之所以作也、大凡反極而之合、亦物之情爾、坤之偶乾、潤之對炎、韓與老之同

徒出其間矣、吾觀漢初曹參用蓋公言、淸靜無爲、文景因之、而閭閻富溢、無復限制、武宣之世、乃復尙嚴、夫文景之後不能不爲武宣、則知老莊之後不能不爲申韓也、史公之論、其以此發歟、彼蘇氏者固未得其恉也、

•

支那教學史畧　狩野良知

韓非者韓之諸公子也、與李斯俱事荀卿、然至其著書、則專論刑名法術、不貴仁恕、而重權略、與儒者所取異矣、蓋韓非有感當時秦之日强大、六國之日削弱、欲一得其君以試其技、故賤虛名、貴實用、以爲詩書不如法律、仁義不如耕戰、乃破浮淫之說、以務富强之術、故於拯衰世之道、固有可取焉、蜀漢諸葛孔明勸後主讀韓非之書、亦有以也、唯至如說難諸篇、探人心伺顏色、左迎右合、反覆揣摩、以求中於人主之意、所謂爲機變之巧、無所用耻而民免而無耻者、韓子將自甘爲之、是則君子之所取也、史遷以爲其歸本於黃老、而其書有解老喩老篇、則韓子之學無所得於荀卿、而反有所得於老子也、

而已、烏足以服老莊之徒哉、然則老莊之爲申韓、其故何也、曰、聖人之治天下、必本於仁義、仁者天下之所以生、義者天下之所以成、仁義之道行、而天下之性、剛柔皆得其中、婦人女子皆有難犯之容、介胄匹夫皆有可親之色、何者、所以感之者得其平也、老莊之學、一死生、齊物我、擧天下之大而歸之空虛、充其意、君臣父子之名可以不立、禮樂刑政可以不設、善可以無賞、惡可以無罰、天下之治亂可以不知、相與以無事爲安而已矣、嗟夫後世之天下、能遂如大庭庸成之世乎、不能也、有國家者、不幸而用其說、法敝而不知修、事廢而不知擧、天下靡然不可爲矣、大風之起也、行乎空中而已、一遇崇山峻嶺遏之而使回、則走巨石、摧叢柯、扶搖乎數十里之外、未盡其怒也、水之注而東也、渾々浩々而已、一遇危磯險陝折之而使回、則潰隄防、毀城郭、奔騰乎數百里之外、未盡其怒也、天下之勢無異於此、老莊之說用於天下、則所以感之者、豈得其平哉、智久不用、人有餘智、勇久不用、人有餘勇、鬱之也深、蓄之也固、其發之也愈烈、而申韓之

文亂法、而俠者以武犯禁者邪、而非之意以爲國之所以富者在于農、而其所以强者在于兵也、今不知勸耕農厚戰士、而唯文學之士、是貴是重、無耕之勞、而有富之實、無戰之危、而有貴之榮、則天下孰不染指文字、以逃耕戰、如此、欲國之富强、可得乎、蓋嘗論之、天下之患、莫大乎士騖虛文、而不務實行、靈帝時、立石經、興學校、高位重祿、以招文字之士、而黃巾之亂、天下蕩然、未聞有建一策以濟艱、出一死以扞敵者也、此豈學之罪哉、患在乎徒尙文學之士、而不責之以功實也、富國在農、强國在兵、而徒知貴文學之士、而不知重農與兵、自古國之貧弱、至于破滅者、職是之由、唐之末年、張弘靖詬士曰、天下無事、爾輩挽兩石弓、不如識一丁字、而唐遂亡矣、嗚呼世之學者、愼勿爲邦之蠹、而爲韓非所姍笑哉、

申韓論　　　　兪　樾

自太史公有申韓原於道德之說、而宋蘇氏論之曰、不殺人不足爲仁、則殺人不足爲不仁、刀鋸斧鉞何施而不可、斯言也如獄吏治獄鍛鍊周內、

言未必無可取、而孔明之勸後主者、果不爲過也、世之儒者、諱言富强、以爲聖人所不道、而以嚴刑峻法、爲失民心、殊不民賴衣食以爲生、而國倚甲兵以爲備、衣食不足則貧、甲兵不足則弱、貧弱不可以立國、是以洪範八政、食貨居其首、而夫子亦曰足食足兵、夫聖人未嘗不言富强也、而何以爲諱、呂刑曰、刑罰世輕世重、夫子曰、政寬則民慢、猛則民殘、寬猛相濟、政是以和、夫刑政何常之有、亦察其時如何焉耳、若徒慕寬仁之名、而不濟之以猛、將恐至於廢紀綱滅禮義、而莫之救止也、非之言、誠有過刻者、然循名責實據言察行、方紀綱廢弛之日、而用其可取者、亦未嘗不爲救時之藥石也、烏附之用、有時乎與參苓同功、厭其至毒、棄而不用、良醫必不然也、或曰、非幷詆儒墨、而子奚取焉、中村子曰、嗚呼、自周末文弊以來、崇飾空言、獵取浮譽、馳說於王公之門、何可勝數、或片言動人主、而旬月之間、取卿相、或結駟連騎、率群不逞之徒、而爭權千乘、釣富王侯、凡此皆以浮名虛譽、不耕而食千鍾之祿、不戰而取萬戶之印、豈非所謂儒者以

之心、忌勝于喜、亦明矣、非恒稱述道家之言、以爲明見淵中之魚不祥、至於自著書、則究人情、盡時勢、訐其隱匿、泄其詭秘、不祥孰甚焉、假使其得新近於政、每進一說出一言、政必參諸其書、謂非之云爾、以我爲自勇於斷也、今之云爾、以我爲自多於計也、彼善避我逆鱗、欲遂狎我而騎也、君臣相疑如此、則雖無李斯等、吾知非之終不能脫也、所謂說難孤憤適足以資其禍者、不亦宜乎、吾嘗謂商鞅李斯韓非、均是一丘之貉耳、不用而死、則其流毒必與商李伯仲、而其車裂腰斬、亦必不在二人之後也、而非獨以其不遇、或爲世所惜、亦其幸也、

韓非論

中村敬宇

余始讀韓非書、以爲賤文學、重耕戰、峻法禁、蓋老莊之流、而入於慘礉者也、嬴秦焚書坑儒、其說出于李斯、而李斯之學、與韓非無以異、使韓非得志於天下、其禍決不在李斯之下也、獨怪諸葛孔明勸後主讀韓非書、以彼其才、乃以此卑卑者、勸其主、何哉、及後博參經傳子史、然後知韓非之

恩、猶不足恃、遂欲廢孝弟仁義之敎、一切律之於嚴刑重罰之科、何其猜且忍也、有人於此、公然謗君父、人皆掩耳而薄其人、至於非之說、則動以弑虐爲勢之所必有、苟爲臣子者、豈忍發斯言耶、亦豈忍聽其說耶、然而非之才智、固過絕人、故巧飾不忍言之言、使天下之人、聽不忍聽之說、而不深怪焉、其造言亂民、實王法所不容、且夫君子之事君、義不肯苟合、此說之所以爲難、苟闇然佞媚、唯求得於其君、則復何難之有、要非之說、所謂飾所說之所敬、而滅其醜、規異事與同計、譽異人與同行者、皆小人常態、自古奸邪之臣、結主以逞其志者、孰不用斯術、而非欲效其爲、亦何其無耻之甚也、其人則猜而忍、其言則先王所惡、其術則奸邪所務、人臣有一於此、足以殺身、而非則兼之、雖寬仁之君、鳴其罪而誅之也必矣、嬴政觀非書而嗟嘆者、特愛其才耳、及聞其人見在、則蓋喜且忌、其意不必欲用之、唯畏韓之用之也、不然豈有欲得其人、急攻其國者耶、其末見也、曰得與之游、死不恨矣、其見也、信李斯姚賈之言、欲以過法誅之、是其虎狼

餘皆准此、

曰宰相當用讀書之人、是明王之所以創業垂統、永保天下也、曰天子愼勿使之讀書親近儒生、是姦人之所以塗抹耳目、巧固君寵、擅竊國柄也、所謂書也者、應先屈指於韓子矣、吾嘗曰、韓子是避奸符、宜寫一部、置人主左右不斷講讀、知蠹蝎所由、曉狗虎所籍使姦宄膽冷骨驚、不遑掩蔽將謀、故曰、天下人必讀書、

韓非論

藤田彪

司馬遷論韓非之事、悲其爲說難而不能自脫焉、藤子曰、吁以非之心行非之術、雖遇寬仁之君、亦將不能自脫、而況投虎狼之秦耶、其說難孤憤之類、又適足以資其禍耳、夫聖人之於民老吾老、及人之老、幼吾幼、及人之幼、其待民甚厚、故民不敢以薄自居、其臨下必誠、故下亦不忍欺其上、是孝弟仁義之所以爲可貴、若其法禁刑罰、所以助其治、而非所恃以爲長久也、今非則以己之薄、反人之厚、推己之詐、疑人之誠、甚則謂骨肉之

制廢置條結語、別標廟攻之目、蛇足、

唐以前皆稱韓子、宋以後稱韓非子、以分韓愈、惟顏氏家訓、稱韓非子者一所、恐後來誤寫也、至宋元明清、未有改書名者、獨趙用賢稱獲宋槧、改題號曰韓非子全書、每局皆然、劈頭失存古之意、亦引漢唐志、妄加非字、適足誤後世、今不攷其陋、文選注無稱韓非子者、先修述纂、引證古書、多採取其要領、而不載全文、故不與本書同矣、文選注太平御覽類、可以覩也、恐非當時別有異本、但彼此相照、可以勘誤脫、沈休文詩注、韓非子曰、六國時、張敏與高惠爲友、每相思、便於夢中往尋、聖主得賢臣頌注、胡非子曰、負長劍、赴榛薄、刺虎豹、赴深淵、斷蛟龍、七命注、胡非子曰、解其長劍免其危冠、韻會尙友錄、漆子古賢人、見胡非子類、今本作韓誤、韻會正字通、約姓並引韓子、約續古賢人、品字箋宣字條、髮皓落曰宣、引用此書云、身不待老而憊、髮不俟年而宣、恐失撿也、司寇狗見魯連子、陽成胥渠見子華子素、據此書捏合贋撰者、非敢引爲證眞、但爲廣異聞、有引證書者、

此書編次、或出後人軒輊、亦不可知也、閱群書治要、載姦劫弑臣一條、敘難勢下、其佗編次、無與本書異、是可疑、孔壁古論、以鄉黨篇、接學而下、唐初荀子、成相篇次仲尼篇下、禮論次正名、太史公擧其篇目云、孤憤五蠹內外儲說說林說難十餘萬言、亦不與今篇次同、以予論之、此書以在韓所著、當置開卷第一、主道揚權、有度二柄、可以當之、八姦姦劫類次之、說林其伎倆、說難其先容、解老其活用、孤憤其自叙、七術六微、揚權主道注脚、六反八說、時病鍼炳、初見秦王、宜次五蠹下、如忠孝人主飭令心度諸篇、正是後人贋作、

七術六微、內外儲篇、以議論起、前揭數件、曰其說在某、後逐條貫以實事、後人每條標參觀必罰之目、又增以經傳字、若出二人手然、以余觀之、此周末一文格、宜稱經緯、謂之綱目亦可、以出一人機杼、有經傳之稱、余未之前聞也、十過篇、亦同法而少異耳、先論十杜、後具十事、每條以奚謂二字喚起、予亦姑傚舊套、標傳一傳二字、陳本亦舊揭一二字、六微篇後人

之而已、則不日反曲、故左曲者、反之於右、右曲者矯之於左、漸自得正、戰國求効於目前、故往々有過炙至爆焦者、故善讀者好而知其惡、惡而知其善、不失其正、

語治則稱堯舜、云學則證孔子、韓非之其心可知也、然而掊仁義譏先聖、醒世激俗之一術、若老禪罵祖然、噫戰國之所謂仁義非孔氏之舊也、

名士治書、猶良相治國也、亦何限一方、貴兼聽而獨斷、不兼聽則偏、不獨斷則不一、朱晦翁云、看文字須是猛將用兵、直是鏖戰一陣、如酷吏治獄、直是推勘到底、決是不恕他、方得、此是治國之一件、讀韓子者、須傚良相意想而后僅得作者苦心、

朱晦翁云、老蘇只取孟子論語韓子與諸聖人之書、安坐而讀之者七八年、後來做出諸多文字、如此好、案自古文人刻意此書、以成不朽之業、何啻如彼自公子觀之、亦買櫝還珠之類也、然在今日索買櫝之人、亦不易得、噫、

諸篇、自楊雄班固、桓譚陶潜司馬光諸彦皆詆之、然其言曰、今以吾言爲宰虜、而可以聽用而振世、此非能士之所耻也、千歲之下、其心如是、仲尼日月也、猶訾栖々爲佞者、孟子大賢也、猶病以好色好勇誣大王武王、蒼天蒼天、希厭舌如電光者、自古皆有死、人無言不顯也、龍逢比干而死、子胥吳起亦死、賢者之死於非命、歷朝何限、爲國擿姦、不幸逢暴秦之誅、非能士之所耻也、唯仕淸朝明主、拖朱紫佩銀黃、不有憂國之淚、是則可耻也、自馬遷楊雄班固桓譚陶潜、皆病其死於說難、此或所以自悲、又自多其蜚遁也、以非之明辯而至此、是所以著說難也、

欲滅其國者、先除其賢臣、欲敗其事者、先去其能士、穆公前用之於戎王、始皇後用之於韓王、由余韓非皆不得入秦、秦之巧反間、無論二國闇主、不悟其計、雖則智士、尙且落其術中、以予尙論秦史、秦王企慕非子、恨不同時、亦異乎漢帝慕李牧、願人主善視其國賢臣、勿爲敵國鎩其羽翼、

韓非之書、多矯俗之說、其極激厲、夫矯枉者、先反張其曲、漸歸直、若始直

往々見矣、然方下熱去邪也、其效萬於參附、吾聞僞仁義、壞其俗、猶用參附、而釀熱、其害大而見於久矣、輓近有識醫出、辯其利用、以救民瘼、村醫亦知試之、獨至儒者、曠年多不曉者、世少使裁錦之人也、

孔明曰、治世以大德、不以小惠、有爲之士、讀此書欲經綸天下者、請事斯語、

敎開國察主、專依法術、是敎猱升木也、敎昇平柔主、偏囿道學、是亦塗塗附也、

人云、申韓、是以歲次論也、以予品隲二子、申不害幸遇韓昭之講治、伸其法於一國、功效聞于千秋、顧其押撿、術數有餘、而至誠不足也、非子則兼用法術、憂國著書、韓王不用、使非入秦、非入秦、韓終降秦、無幾國亡、乃知非子在韓秦不易下手、可謂雄俊之賓臣也、若夫亡韓一言、乃是漢高乞羹手段、豈其本心、志在存韓、故李斯姚賈之所以得讒殺也、殺身立言、後世有述、既爲堂谿公悉之、眞濁世之豪傑也、功不在不害之下、若其說難

三條之英明、亦終不克收藤氏之權、實坐先朝弛政也、永使烈士發長大息、若能一旦收之、無德以守之、亦如建武之匡復、弊政倦令、日出月長、民懟國蹙、雖有賢者、亦無如之何矣、冀人主審畫、宜早求天下心、監得失也、敎化、國家之急務也、而俗吏慢之、風俗、天下之大事也、而庸君忽之、唯明智之主、遠識之士能知之、然二者有其名而無其實、則不啻無益、亦隨有大害、先修多以講此書爲先務者、李容仁說明元以韓子連珠論二十二篇、帝悅、委以軍國大事、蘇綽屬後周大祖、爲指陳帝王之道、兼述申韓之要、太祖乃起、整衣危坐、不覺膝之前席、語終達曙不厭、蓋謂去害而後利可得立也、孰謂後耻格之敎乎、

嘗評非子之言、有用于世、猶之取天下必用攻伐、撥亂之術、不得不出于此、然而至其守成、則有典謨在矣、亦何俟吾言、若其取舍、孟子既云於典謨、況於非之書乎、惟恐腐儒躁進、假以誤國家、譬童子操利劍、其不傷手、幾希矣、然人不以其創手而廢利劍也、喩如大黃、如石膏、庸醫用之、其害

執芻狗、主道揚權以揭其要、守道大體以論其大成、讀者思過半矣、

所謂刑名也、非謂重刑責名之謂也、參審言行之謂也、本言曰、虛則知實之情、靜則知動者正、有言者自爲成、有事者自爲形、形名參同、君乃無事焉、歸之其情、人主將欲禁姦、則審合刑名者、言不異事也、爲人臣者、陳言而言、君以其言授之事、專以其事責其功、功當其事、事當其言則賞、功不當其事、言不當其言則罰、是之謂刑名之學、西漢名臣如公孫弘晁錯輩、皆講此學、輔弼王室、眞有故哉、

所謂二柄、賞罰是已、天無春秋、不能爲歲、君無賞罰、不能治國、人主善操無失、則於治國乎何有、聖人執要、四方來效、其此之謂乎、垂衣拱手、允恭克讓、不能誅四凶而擧禹皐陶、雖十堯舜豈能治一國乎、上下易用、國故不治、其終至掣肘穿鼻、握汗嚙臍、傳位奪國、曰司馬昭之心、路人之所知、曰希吾子子孫孫無生天子家、曰今朕受制家奴、不如赧獻、可見前王一失二柄、後主雖有英明之資、能知其謬、卒不能奪姦雄之權、如吾宇多後

貴輕重、愼權衡、申子覈名實、韓子攻事情、施之後主、正中其病、藥無高下、要在對病、萬金良藥、與病不對、亦何補哉、此言當矣、予又觀古文苑、先主臨終敕後主曰、申韓書、益人意志、可觀誦之、三國志載、孟孝裕問郤正、太子淸尙、正以虔恭仁恕答之、孝裕曰、如君所道、皆家門所有耳、吾今所問、欲知其權略知調何如耳、然則孝裕之見、蓋與孔明合、而後主之觀申韓書、亦先主遺命也、獨以是病孔明、不惟不成人之美、亦不識時務矣、

韓非子解詁

津田鳳卿

御衆之道、固有以費爲宜者、亦有以隱爲宜者、所謂法術是也、周官云、懸法乎衆魏、魯論戒不可使知之、亦不外于此焉、建言所謂人主之大物、非法則術也、法者編著之圖籍、設之於官府、而布之於百姓者也、術者藏之於胸中、以偶衆端而潛御群臣者也、故法莫如顯、而術不欲見、是以明主言法、則境內卑賤、莫不聞知也、用術則親愛近臣、莫之得聞也、如夫七術六微內外儲之說術、皆其筌蹄也、術豈如此瑣々而已哉、讀者勿守舊株

帝之兄甚矣、而人莫不信、趙主父施鉤梯而緣播吾、刻人蹟其上、廣三尺長五尺、而勒之曰、主父常遊此、非能笑之、今異端往々鑿蹟崖石之巔、其爲播吾之蹟愈悖矣、而人反以爲神、非之辯誣若此者衆、姑取節焉、以告惑者、

朱子語類　朱熹

或問史記云申子畀々施於名實、韓子引繩墨切事情、明是非、其極慘覈少恩、皆原于道德之意、曰張文潛之說得之、

楊道夫曰、東坡謂商鞅韓非得老子所以輕天下者、是以敢爲殘忍而無疑、曰是也這意、要之只是孟子所謂楊氏爲我、是無君也、

升庵集　楊愼

宋儒論孔明爲後主寫申韓管子六韜曰、孔明不以經子輔導少主、而乃以刑名法術何耶、唐子西云、人君不問撥亂守文、要以制畧爲貴、後主寬厚、襟量有餘、而權略智謀不足、識者咸以爲憂、六韜述兵權、多奇計、管子

韓非盡斥堯舜湯武孔子、而兼取申不害商鞅法術之說、加深刻焉、至謂妻子亦害己者而不可信、蓋自謂獨智足舞一世矣、然以疏遠一旦說人之國、乃欲其主首去貴近、將誰汝容耶、送死秦獄、愚莫與比、然觀其書、猶有足警後世之惑者、方是時、先王道熄、處士橫議、往々故爲無稽寓言、以相戲劇、彼其爲是言者、亦未曾自謂眞有是事也、後世襲取其餘而神之、流俗因信以爲眞、而異端之說、遂至禍天下、奈何韓非之辯具在、而不察邪、非之言曰、白馬非馬、齊稷下之辯士屈焉、及乘白馬之賦而籍之、不見其非白也、蓋虛辭空辯、可以勝一國、考實按形、不能漫一人、今人於異端、有嘗核其實者否耶、非之言曰、宋人有欲爲燕王削棘刺之端爲猿母者、必三月齋、然後能見、知王之必不能久齋而詒之爾、王乃養之三乘、冶工言王曰、果然則其所以削者必小、今臣冶人也、無以爲削、此不然之物也、因因而問之、果妄、乃殺之、今人於異端、果嘗有訊其妄者否耶、鄭人爭年者謂我與黃帝之兄同年、非能笑之、今異端自謂出於無始之前、其爲黃

韓非論　蘇轍

商鞅以法治秦、而申不害以術治韓、憲令著於官府、刑罰必於民心、賞存乎愼法、罰加乎姦令、所謂法也、因任而授官、循名而責實、操生殺之柄、課群臣之能、所謂術也、法者臣之所師、而術者君之所執也、及韓非之學、竝取申商、而兼任法術、法之所止、雖有聖智不用也、術之所操、雖有父子不信也、使人君據法術之自然、而無所復爲、此申韓所謂老子之道而實非也、彼申商各行其說耳、然秦韓之治、行於一時、而其害見於久遠、使非不幸獲用於世、其害將有不可勝言者矣、太史公悲韓非知說之難而卒以說死、故載其說難於篇、然古之君子循理而言、言之利害不存乎心、故言出而必合、雖有不合、要已無愧於中矣、豈復立法而求其必售邪、今非先立法而後說人、既已不知說矣、而況非之所以說非、蓋求禍之道乎、太史公以李陵之事不合於漢武帝、終身廢辱、是以深悲之歟、

黃氏日抄　黃震

所不敢、不敢與不忍之心合、而後聖人之道、得存乎其中、今老聃莊周論君臣父子之間、汎々乎若萍游於江湖、而適相値也、夫是以父不足愛、而君不足忌、不忌其君、不愛其父、則仁不足以懷、義不足以勸、禮樂不足以化、此四者、皆不足用、而欲置天下於無有、夫無有豈誠足以治天下哉、商鞅韓非求爲其說而不得、得其所以輕天下而齊萬物之術、是以敢爲殘忍而無疑、今夫不忍殺人、而不足以爲仁、而仁亦不足以治民、則是殺人不足以爲不仁、而不仁亦不足以亂天下、如此則擧天下唯吾之所爲、刀鋸斧鉞、何施而不可、昔者夫子未嘗一日易其言、雖天下之小物、亦莫不有所畏、今其視天下眇然若不足爲者、此其所以輕殺人歟、太史遷曰、申子畀々、施於名實、韓子引繩墨、切事情、明是非、其極慘覈少恩、皆原於道德之意、嘗讀而思之、事固有不相謀而相感者、莊老之後、其禍爲申韓、由三代之衰、至于今、凡所以亂聖人之道者、其弊固已多矣、而未知其所終、奈何其不爲之所也、

萬一焉耳、太史公以其說之難也、固嘗悲之、太史公之所以悲之者、抑亦有所感慨而發者歟、嗚呼士不遇、視時以趨、使其盡遇、固無足道、而況說難孤憤之作、有如非之不遇者乎、楊雄氏曰、秦之士、賤而拘、信哉、

韓非論　蘇軾

聖人之所爲惡夫異端、盡力而排之者、非異端之能亂天下、而天下之亂、所由出也、昔周之衰、有老聃莊周列禦寇之徒、更爲虛無淡泊之言、而治其猖狂浮游之說、紛紜顚倒、而卒歸於無有、由其道者、蕩然莫得其當、是以忘富貴之樂、而齊乎死生之分、此不得志於天下、高世遠擧之人、所以放心而無憂、雖非聖人之道、而其用意固無惡於天下、自老聃之死百餘年、有商鞅韓非、著書言治、天下無若刑名之賢、及秦用之、終於勝廣之亂、敎化不足而法有餘、秦以不祀、而天下被其毒、後世之學者、知申韓之罪、而不知老聃莊周之使然、何者仁義之道、起於夫婦父子兄弟相愛之間、而禮樂刑政之原、出於君臣上下相忌之際、相愛則有所不忍、相忌則有

所宜用教已也、水之性勝火、如裹之以釜、水煎而不得勝必矣、夫君猶火也、臣猶水也、法度釜也、火不求水之姦、君亦不宜求臣之罪也、

讀書記　　晁公武

韓非喜刑名法家之學、作孤憤五蠹說林說難十餘萬言、書凡五十五篇、其極刻覈無誠悃、謂夫婦父子、擧不足相信、而有解老喩老篇、故太史公以爲大要皆原於道德之意、夫老子之言高矣、世皆怪其流裔何至於是、殊不知老子之書、有將欲歙之、必固張之、及欲上人者必以言下之、欲先人者、必以身後之等言、是出於詐、此所以一傳而爲非歟、

高氏子略　　高以孫

韓子書往々尙法、以神其用、薄仁義、厲刑名、背詩書、課名實、心術辭旨、皆商鞅李斯治秦之法、而非又欲凌跨之、此始皇之所投合、而李斯之所忌者、非迄坐是爲斯所殺、而秦即以亡、固不待始皇之用其言也、說難一篇、殊爲切於事情者、惟其切々於求售、是以先爲之說、而後說於人、亦庶幾

求姦而誅之、夫不孝之人、下愚之才也、下愚無禮、順情從欲、與鳥獸同、謂之惡可也、謂姦非也、姦人外善內惡、色厲內荏、作爲操止、像類賢行、以取升進、容媚於上、安肯作不孝、著身爲惡、以取棄殉之咎乎、龐擱是子、可謂不孝、不可謂姦、韓子謂之姦、失姦之實矣、韓子曰、布帛尋常庸人不釋、爍金百鎰、盜跖不搏、以此言之、法明、民不敢犯也、設明法於邦、有盜賊之心、不敢犯矣、不測之者、不敢發矣、姦心藏於胸中、不敢以犯罪法、罪法恐之也、明法恐之、則不須考姦求邪於下矣、使法峻、民無姦者、使法不峻、民多爲姦、而不言明王之嚴刑峻法、而云求姦而誅之、言求姦、是法不峻、民或犯之也、世不專意於明法、而專心求姦、韓子之言、與法相違、人之釋溝渠也、知者必溺身、不塞溝渠、而繕船檝者、知水之性不可閼、其勢必溺人也、臣子之性、欲姦君父、猶水之性溺人也、不教所以防姦、而非其不聞知、是猶不備水之具、而徒欲早知水之溺人也、溺於水、不責水而咎己者、己失防備也、然則人君劫於臣、己失法也、備溺不閼水源、防劫不求臣姦、韓子

鄭國之得姦寡矣、不任典城之吏、察參伍之正、不明度量、待盡聰明、勞知慮以知姦、不亦無術乎、韓子之非子產是也、其非繆公非也、夫婦人之不哀、猶龐撊子不孝也、非子產持耳目以知姦、獨欲繆公須問以定邪、子產不任典城之吏、而以耳定實、繆公亦不任吏、而以口問之、誠夫耳聞口問、一實也、俱不任吏、皆不參伍、厲伯之對、不可以立實、猶婦人之哭、不可以定誠矣、不司定誠、使吏執而問之、不可以立實、不使吏考、獨信厲伯口以罪、不考之姦、如何、韓子曰、子思不以過聞、繆公貴之、子服厲伯以姦聞、繆公賤之、人情皆喜貴而惡賤、故季氏之亂成而不上聞、此魯君之所以劫也、夫魯君所以劫者、以不明法度邪、以不早聞姦也、夫法度明、雖不聞姦、姦無由生、法度不明、雖日求姦、決其源鄣之以掌也、御者無銜、見馬且犇、無以制也、使王良持轡、馬無欲奔之心、御之有數也、今不言魯君無術、而曰不聞姦、不言審法度、而曰不通下情、韓子之非繆公也、與術意而相違矣、龐撊是子不孝、子思不言、繆公貴之、韓子非之、以爲明君求善而賞之、

厲伯見君、問龐𢷎是子、子服厲伯對以其過、皆君子所未曾聞、自是之後、君貴子思而賤子服厲伯、韓子聞之、以非繆公、以爲明君求姦而誅之、子思不以姦聞、而厲伯以姦對、厲伯宜貴、子思宜賤、今繆公貴子思、賤厲伯、失貴賤之宜、故非之也、夫韓子所尙者法度也、人爲善、法度賞之、惡、法度罰之、雖不聞善惡於外、善惡有所制矣、夫聞惡不可以行罰、猶聞善不可以行賞也、非人不擧姦者、非韓子之術也、使韓子聞善必將試之、試之有功、乃肯賞之、夫聞善不輒加賞、則聞惡不輒罰矣、聞善必試之、聞惡必考之、試有功乃加賞、考有驗乃加罰、虛聞空見、實試未立、賞罰未加、賞罰未加、善惡未定、未定之事、須術乃立、則欲耳聞之、非也、鄭子產晨出過東匠之宮、聞婦人之哭也、撫其僕之手而聽之、有間使吏執而問之、手殺其夫者也、翌日其僕問曰、夫子何以知之、子產曰、其聲不慟、凡人於其所親愛也、知病而憂、臨死而懼、已死而哀、今哭夫已死、不哀而懼、是以知其有姦也、韓子聞而非之曰、子產不亦多事乎、姦必待耳目之所及、而後知之、則

人之術、與太公同、非宋人、是太公、韓子好惡無定矣、治國猶治身也、治一身、省恩德之行、多傷害之操、則交黨疎絕、恥辱至身、推治身以況治國、治國之道當任德也、韓子任刑、獨以治世、是則治身之人任傷害也、韓子豈不知任德之爲善哉、以爲世衰事變、民心靡薄、故作法術、專意於刑也、夫世不乏於德、猶歲不絕於春也、謂世衰難以德治、可謂歲亂不可以春生、乎、人君治一國、猶天地生萬物、天地不爲亂歲去春、人君不以衰世屏德

孔子曰、斯民也、三代所以直道而行也、

周穆王之世可謂衰矣、任刑治政、亂而無功、甫侯諫之、穆王存德、享國久長、功傳於世、夫穆王之治、初亂終治、非知昏於前、才妙於後也、前任蚩尤之刑、後用甫侯之言也、夫治人不能捨恩、治國不能廢德、治物不能去春、韓子欲獨任刑用誅、如何、

魯繆公問於子思曰、吾聞龐撊是子不孝、其行奚如、子思對曰、君子尊賢以崇德、擧善以勸民、若夫過行、是細人之所識也、臣不知也、子思出、子服

好仕之民、性多貪多利、利欲不存於心、則視爵祿猶糞土矣、廉則約省無極、貪則奢泰不止、奢泰不止則其所欲不避其主、案古篡畔之臣、希清白廉潔之人、貪故能立功、憍故能輕生、積功以取大賞、奢泰以貪主位、太公遺此法而去、故齊有陳氏刼殺之患、太公之術致刼殺之法也、韓子善之、是韓子之術亦危亡也、周公聞太公誅二子、非而不是、然而身執贄以下白屋之士、白屋之士、二子之類也、周公禮之、太公誅之、二子之操、孰爲是者、宋人有御馬者、拔劍剄而棄之於溝中、又駕一馬、馬又不進、又剄而棄之於溝、若是者三、以此威馬至矣、然非王良之法也、王良登車、馬無罷駑堯舜治世、民無狂悖、王良馴馬之心、堯舜順民之意、人同性、馬殊類也、王能調殊類之馬、太公不能率同性之士、然則周公之所下、白屋王良之馴馬也、太公之誅二子、宋人之剄馬也、擧王良之法與宋人操守、韓子乎之、韓子必是王良而非宋人至矣、王良全馬、宋人賊馬也、馬之賊、則不若其全、然則民之死、不若其生、使韓子非王良自同於宋人、賊善人矣、如非宋

不足、偃王有無力之禍、知韓子必有無德之患、凡人稟性也、淸濁貪廉、各有操行、猶草木異質、不可復變易也、狂譎華士、不仕於齊、猶段干木不仕於魏矣、性行淸廉、不貪富貴、非時疾世、義不苟仕、雖不誅此人、此人行不可隨也、太公誅之、韓子是之、是爲人無性行、草木無實也、太公誅二子、使齊有二子之類、必不爲二子見誅之故不淸其身、使無二子之類、雖養之終無其化、堯不誅許由、唐民不皆樔處、武王不誅伯夷、周民不皆隱處、魏文侯式段干木之閭、魏國不皆闔門、由此言之、太公不誅二子、齊國亦不皆不仕、何則淸廉之行、人所不能爲也、夫人所不能爲、養使爲之、不能使勸、人所能爲、誅以禁之、不能使止、然則太公誅二子、無益於化、空殺無辜之民、賞無功、殺無辜、韓子所非也、太公殺無辜、韓子是之、以韓子之術殺無辜也、夫執不仕者、未必有正罪也、太公誅之、如出仕未有功、太公肯賞之乎、賞須功而加、則罰待罪而施、使太公不賞出仕未有功之人、則其誅不仕未有罪之民非也、而韓子是之、失誤之言也、且不仕之民性廉寡欲、

非徒童子修禮盡敬也、夫力少則修德、兵强則奮戰、秦以兵强威無不勝、郤軍還衆、不犯魏境者、賢干木之操、高魏文之禮也、夫敬賢、弱國之法度、力少之强助也、謂之非法度之功、如何、高皇帝議欲廢太子、呂后患之、即召張子房而取策、子房敎以敬迎四皓而厚禮之、高祖見之、心消意沮、太子遂安、使韓子爲呂后議、進不過强諫、退不過勁力、以此自取誅之道也、豈徒易哉、夫太子敬厚四皓、以消高帝之議、猶魏文式段干木之閭、郤强秦之兵也、

治國之道、所養有二、一曰養德、二曰養力、養德者、養名高之人、以示能敬賢、養力者、養氣力之士、以明能用兵、此所謂文武張設、德力且足者也、事或可以德懷、或可以力摧、外以德自立、內以力自備、慕德者不戰而服、犯德者不戰而服、犯德者畏兵而郤、徐偃王修行仁義、陸地朝者三十二國、强楚聞之、擧兵而滅之、此有德守無力備者也、夫德不可獨任以治國、力不可直任以御敵也、韓子之術、不養德、偃王之操、不任力、二者偏駁、各有

志、不仕非其主、太公封於齊、以此二子解沮齊衆、開不爲上用之路、同時誅之、韓子善之、以爲二子無益而有損也、夫狂譎華士、段干木之流也、太公誅之無所卹、到魏文侯式之、却彊秦而全魏、功孰大者、使韓子善段干、闔門高節、魏文式之是也、狂譎華士之操、干木之節也、善太公誅之非也、使韓子非干木之行、下魏文之式、則干木以此行而有益、魏文用式之道爲有功、是韓子不賞功尊有益也、論者或曰、魏文式段干木之閭、秦兵爲之不至、非法度之功、一功特然、不可常行、雖全國有益、非所貴也、夫法度之功者謂何等也、養三軍之士、明賞罰之命、嚴刑峻法、富國強兵、此法度也、案秦之強肯爲此乎、六國之亡、皆滅於秦兵、六國之兵非不鋭、士衆之力、非不勁也、然而不勝、至於滅亡者、衆寡不同、强弱不敵、雖明法度、其何益哉、使童子變孟賁之意、孟賁怒之、童子操刄與孟賁戰、童子必不勝、力不如也、孟賁怒、而童子修禮盡敬、孟賁不忍犯也、秦之與魏、孟賁之與童子也、魏有法度、秦必不畏、猶童子操刄、孟賁不避也、其尊士式賢者之閭、

吏、官不可廢、道不可棄、儒生道官之吏也、以爲無益而廢之、是棄道也、夫道無成效於人、成效者須道而成、然足踏路而行、所踏之道、須所不踏者、身須手足而動、待不動者、故事或無益而益者須之、無效而效者待之、儒生耕戰所須待也、棄而不存如何也、韓子非儒、謂之無益有損、蓋謂俗儒行操、擧措不重禮、以儒名而俗行、以實學而僞說、貪官尊榮、故不足貴、夫志潔行顯、不循爵祿、去卿相之位、如脫躧者、居位治職、功雖不立、是禮義爲業者也、國之所以存者禮義也、民無禮義、傾國危主、今儒者之操重禮愛義、率無禮之士、激無義之人、人民爲善、愛其主上、是亦有益也、聞伯夷風者、貪夫廉、儒夫有立志、聞柳下惠風者、薄夫敦、鄙夫寬、此上化也、非人所見、段干木闔門不出、魏文敬之表式其閭、秦人聞之、不敢攻魏、使魏無干木、秦兵入疆、境土危亡、秦疆國也、兵無不勝、兵加於魏、魏國必破、三軍兵頓、流血千里、今魏文式闔門之士、却疆秦之兵、全魏國之境、濟三軍之衆、功莫大焉、賞莫先焉、齊有高節之士、曰狂譎華士、二人兄弟也、義不降

有用也、儒者猶鹿、有用之吏猶馬也、夫韓子知以鹿馬喩、不知以冠履喩、使韓子不冠徒履而朝、吾將聽其言也、加冠於首而立于朝、受無益之服、增無益之仕、言與服相違、行與術相反、吾是以非其言、而不用其法也、煩勞人體、無益於人身、莫過跪拜、使韓子逢人不拜見、君父不謁、未必有賊於身體也、然須拜謁以尊親者、禮義至重、不可及也、故禮義在身、身未必肥、而禮義去身、身未必瘠而化衰、以謂有益、禮義不如飮食、使韓子賜食君父之前、不拜而用、肯爲之乎、夫拜謁、禮義之效、非益身之實也、然而韓子終不失者、不廢禮義以苟益也、夫儒生禮義也、耕戰飮食也、貴耕戰而賤儒生、是棄禮義於飮食也、使禮義廢、綱紀敗、上下亂、而陰陽謬、水旱失時、五穀不登、萬民饑死、農不得耕、士不得戰也、子貢去告朔之餼羊、孔子曰、賜也爾愛其羊、我愛其禮、子貢惡費羊、孔子重廢禮也故以舊防爲無益而去之、必有水災、以舊禮爲無補而去之、必有亂患、儒者之在世、禮義之舊防也、有之無益、無之有損、庠序之說、自古有之、重本尊始、故立官置

乃者趙韓共幷智氏、趙襄子之行賞、先加具臣、而後有功、韓非書曰、夫子善之、引以張本、然後難之、豈有不似哉、然實詐也、何以明其然、昔我先君以春秋哀公十六年四月己丑卒、至二十七年、荀瑤與韓趙魏伐鄭、遇東垣而還、是時夫子卒、已十一年矣、而晉四卿皆在也、後悼公十四年、智氏乃亡、此先後甚遠、而韓非公稱之、曾無怍意、是則世多好事之徒、皆非之罪也、故吾以是默口於小道、塞目於諸子久矣、而子立尺表以度天、植寸指以測淵、矇大道而不悟、信誣說以疑聖、非所望也、武臣叉手跪下謝之、施々而退、遂告人曰、吾自以爲學之博矣、而可否於孔氏、方知學不在多、要在精也、

論衡(非韓篇)　　王　充

韓子之術、明法尙功、賢無益於國、不加賞、不肖無害於治、不施罰、責功重賞、任刑用誅、故其論儒也、謂之不耕而食、比之於一蠹、論有益與無益也、比之於鹿馬、馬之似鹿者千金、天下有千金之馬、無千金之鹿、鹿無益、馬

矣、群臣百姓、救過不給、何變之敢圖、若此、則帝道備、而可謂能明君臣之術矣、雖申韓復生、不能加也、

○論評類

孔叢子（答問）　孔鮒

陳人有武臣、謂子鮒曰、夫聖人者誠高材美稱也、吾謂聖人之知、必見未形之前、功垂于身後、立教而戾夫不犯、吐言而辯士不破也、子之先君可謂當之矣、然韓子立法、其所以異夫子之謂者紛如也、予每探其意而校其事、持久歷遠、遏姦勸善、韓氏未必非、孔子未必得也、吾今而乃知聖人無世不有、前聖後聖、法制固不一也、若韓非者、亦當世之聖人也、子鮒曰、子信之爲然、是固未免凡俗也、今世人有言高者、必以極天爲稱、言下者、必以深淵爲名、是資勢之談、而無其實者也、好事而未鑿也、必言經以自輔、援聖以自賢、欲以取信于群愚而度其說者也、若諸子之書、其義皆然、吾先君之所自志也、請略說一隅、而君子審其信否焉、武臣曰諾、子鮒曰、

深罰、故天下不敢犯也、今不務所以不犯、而事慈母之所以敗子也、則亦不察於聖人之論矣、夫不能行聖人之術、則舍爲天下役、何事哉、可不哀邪、且夫儉節仁義之人立於朝、則荒肆之樂輟矣、諫說論理之臣開於側、則流漫之志詘矣、烈士死節之行顯於世、則淫康之虞廢矣、故明主能外此三者、而獨操主術、以制聽從之臣、而修其明法、故身尊而勢重也、凡賢主者必將能拂世摩俗、而廢其所惡、立其所欲、故生則有尊重之勢、死則有賢明之謚也、是以明君獨斷、故權不在臣也、然後能滅仁義之塗、掩馳說之口、困烈士之行、塞聽揜明、內獨視聽、故外不可傾以仁義烈士之行、而內不可奪以諫說忿爭之辯、故能犖然獨行恣睢之心、而莫之敢逆、若此、然後可謂能明申韓之術、而脩商君之法、法脩術明而天下亂者未之聞也、故曰、王道約而易操也、唯明主爲能行之、若此、則謂督責之誠、則臣無邪、臣無邪、則天下安、天下安則主嚴尊、主嚴尊則督責必、督責必則所求得、所求得則國家富、國家富則君樂豐、故督責之術設、則所欲無不得

下者也、何足貴也、夫以人徇己、則己貴而人賤、以己徇人、則己賤而人貴、故徇人者賤、而人所徇者貴、自古及今、未有不然者也、凡古之所爲尊賢者、爲其貴也、而所爲惡不肖者、爲其賤也、而堯禹以身徇天下者也、因隨而尊之、則亦失所爲尊賢之心矣、夫可謂大繆矣、謂之爲桎梏、不亦宜乎、不能督責之過也、故韓子曰、慈母有敗子、而嚴家無格虜者、何也、則能罰之加焉必也、故商君之法、刑棄灰於道者、夫棄灰薄罪也、而被刑重罰也、彼唯明主爲能深督輕罪、夫罪輕且督深、而況有重罪乎、故民不敢犯也、是故韓子曰、布帛尋常、庸人不釋、鑠金百鎰、盜跖不搏者、非庸人之心重尋常之利深、而盜跖之欲淺也、又不以盜跖之行、爲輕百鎰之重也、搏必隨手刑、則盜跖不搏百鎰、而罰不必行也、則庸人不釋尋常、是故城高五丈、而樓季不輕犯也、泰山之高百仞、而跛牂牧其上、夫樓季也、而難五丈之限、豈跛牂也、而易百仞之高哉、峭塹之勢異也、明主聖王之所以能久處尊位、長執重勢、而獨擅天下之利者、非有異道也、能獨斷而審督責、必

監門之養、手持臣虜之作哉、此不肖人之所勉也、彼賢人之有天下也、專用天下、適己而已矣、此所以貴於有天下也、夫所謂賢人者、必能安天下而治萬民、今身且不能利、將惡能治天下哉、故吾願肆志廣欲、長享天下而無害、爲之奈何、

李斯子由爲三川守、群盜吳廣等西略地過去、弗能禁、章邯以破逐廣等兵、使者覆案三川、相屬、誚讓斯、居三公位、如何令盜如此、李斯恐懼、重爵祿、不知所出、乃阿二世意、欲求容、以書對曰、夫賢主者、必且能全道而行督責之術者也、督責之、則臣不敢不竭能以徇其主矣、此臣主之分定、上下之義明、則天下賢不肖、莫敢不盡力竭任、以徇其君矣、是故主獨制於天下、而無所制也、能窮樂之極矣、賢明之主也、可不察焉、故申子曰、有天下而不恣睢、命之曰以天下爲桎梏者、無他焉、不能督責、而顧以其身勞天下之民、若堯禹然、故謂之桎梏也、夫不能脩申韓之明術、行督責之道、專以天下自適也、而徒務若形勞神、以身徇百姓、則是黔首之役非畜天

則棟梁之利緩、而薪之利速、以歲計之、則薪之利一、而棟梁之利百、臣倶種之、世享其利、是以富甲於韓國、臣鄰之宴叟、急慕而思效之、植松栝不能三年、不待其成而輒伐之、以爲常、僅足以朝夕食無餘也、今君之用人也、不待其老成、至於不克負荷、而輒以法戕之、棟梁之材竭矣、一朝而屋壞、臣恐束薪不足以支之也、

○引證類

史記李斯督責之術　　司馬遷

李斯數欲請間諫、二世不許、而二世責問李斯曰、吾有私議、而有所聞於韓子也、曰、堯之有天下也、堂高三尺、采椽不斲、茅茨不翦、雖逆旅之宿、不勤於此矣、冬日鹿裘、夏日葛衣、粢糲之食、藜藿之羹、飯土甌、啜土鉶、雖監門之養、不觳於此矣、禹鑿龍門、通大夏、疏九河、曲九防、決渟水致之海、而股無胈、脛無毛、手足胼胝、面目黎黑、遂以死于外、葬於會稽、臣虜之勞、不烈於此矣、然則夫所貴於有天下者、豈欲若形勞神、身處逆旅之宿、口食

臣矣、王曰、梁監門子、梁之大盜、趙之逐臣、賈曰、太公望、齊之逐夫、朝歌之廢屠、子良之逐臣、棘津之讐不庸、文王用之而王、管仲、其鄙之賈人也、南陽之敝幽、魯之免囚、桓公用之而覇、百里奚、虞之乞人、傳賣以五羊之皮、穆公相之而朝西戎、文公用中山盜、而勝於城濮、此四士者皆有詬醜大誹於天下、明主用之、知其可與立功也、使若卞隨、務光、申屠狄、人主豈得其用哉、故明主不取其汙、不聽其誹、察其爲己用、故可以存社稷、雖有外誹者不聽、雖有高世之名、無咫尺之功者不賞、是以群臣莫敢以虛願望於上、秦王曰然、乃復使姚賈誅韓非、

郁離子

韓非子爲政于韓、且十年、韓貴人死于法者無完家、於是韓多曠官、王謂公叔曰、寡人欲用人、而韓之群臣擧無足官者、若之何哉、公叔對曰、王知夫種樹乎、臣家國東郊、世業種樹、樹之材者松柟栝栢、可以爲棟梁、種之、必三五十年而成、其下者爲檉柳樸樕、種之則生、不過爲薪、故以日計之、

戰國策

四國爲一、將以攻秦、秦王召群臣賓客六十人而問焉、曰、四國爲一、將以圖秦、寡人屈於內、而百姓靡於外、爲之奈何、群臣莫對、姚賈對曰、賈願出使四國、必絕其謀、而案其兵、乃資車百乘金千斤、衣以其衣、帶以其劍、姚賈辭行、絕其謀、止其兵、與之爲交以報秦、秦王大說、賈封千戶以爲上卿、韓非短之曰、賈以珍珠重寶、南使荊齊、北使燕代之間三年、四國之交、未必合也、而珍珠重寶盡於內、是賈以王之權、外自交於諸侯、願王察之、且梁監門子、嘗盜於梁、臣於趙而逐、取世監門子、梁之大盜、趙之逐臣、與同知社稷之計、非所以厲群臣也、王召姚賈而問曰、吾聞子以寡人財交於諸侯有諸、對曰、有、王曰、有何面目復見寡人、對曰、曾參孝其親、天下願以爲子、子胥忠於君、天下願以爲臣、貞女工巧、天下願以爲妃、今賈忠王、而王不知也、賈不歸四國、尙焉之、使賈不忠於王、四國之王、尙焉用賈之身、桀聽讒而誅其良將、紂聽讒而殺其忠臣、至身死國亡、今王聽讒、則無忠

太史公曰、老子所貴道、虛無因應、變化於無爲、故著書辭稱、微妙難識、莊子散道德放論、要亦歸之自然、申子卑々、施之於名實、韓子引繩墨、切事情、明是非、其極慘礉少恩、皆原於道德之意、而老子深遠矣、

史記太史公自序　司馬遷

李耳無爲自化、淸淨自正、韓非揣事情、循勢理、作老子韓非列傳第三、

史記韓世家（節）　司馬遷

三十四年、桓惠王卒、子王安立、王安五年、秦攻韓、韓急使韓非使秦、秦留非、因殺之、九年、秦虜王安、盡入其地、爲潁川郡、韓遂亡、

史記始皇本紀（節）　司馬遷

十年（中略）大索逐客、李斯上書說、乃止逐客令、李斯因說秦王、請先取韓、以恐他國、於是使斯下韓、韓王患之、與韓非謀弱秦、

十四年（中略）韓非使秦、秦用李斯謀留非、非死雲陽、韓王請爲臣、

十七年、內史騰攻韓、得韓王安、盡納其地、以其地爲郡、命曰潁川、

彌子食桃而甘、不盡而奉君、君曰、愛我哉、忘其口而念我、及彌子色衰而愛弛、得罪於君、君曰、是嘗矯駕吾車、又嘗食我以其餘桃、故彌子之行、未變於初也、前見賢而後獲罪者、愛憎之至變也、故有愛於主、則知當而加親、見憎於主、則罪當而加疏、故諫說之士、不可不察愛憎之主、而後說之矣、夫龍之爲蟲也、可擾狎而騎也、然其喉下有逆鱗徑尺、人有嬰之則必殺人、人主亦有逆鱗、說之者能無嬰人主之逆鱗則幾矣、人或傳其書至秦、秦王見孤憤五蠹之書曰、嗟乎、寡人得見此人與之游、死不恨矣、李斯曰、此韓非所著書也、秦因急攻韓、韓王始不用非、及急、迺遣非使秦、秦王悅之、未信用、李斯姚賈害之、毀之曰、韓非、韓之諸公子也、今王欲幷諸侯、非終爲韓不爲秦、此人之情也、今王不用、久留而歸之、此自遺患也、不如以過法誅之、秦王以爲然、下吏治非、李斯使人遺非藥、使自殺、韓非欲自陳、不得見、秦王後悔之、使人赦之、非已死矣、申子韓子皆著書傳於後世、學者多有、余獨悲韓子爲說難而不能自脫耳、

概之、規異事與同計、譽異人與同計者、則以飾之無傷也、有與同失者、則明飾其無失也、大忠無所拂辭、悟言無所擊排、迺後申其辯知焉、此所以親近不疑、知盡之難也、得曠日彌久、而周澤已渥、深計而不疑、交爭而不罪、迺明計利害、以致其功、直指是非、以飾其身、以此相持、此說之成也、伊尹爲庖、百里奚爲虜、皆所由干其上也、故此二子者皆聖人也、猶不能無役身而涉世、如此其汙也、則非能仕之所設也、宋有富人、天雨墻壞、其子曰、不築、且有盜、其鄰人之父亦云、暮而果大亡其財、其家甚知其子、而疑鄰人之父、昔者鄭武公欲伐胡、迺以其子妻之、因問群臣曰、吾欲用兵、誰可伐者、關其思曰、胡可伐、迺戮關其思曰、胡、兄弟之國也、子言伐之、何也、胡君聞之、以鄭爲親己、而不備鄭、鄭人襲胡取之、此二說者、其知皆當矣、然而甚者爲戮、薄者見疑、非知之難也、處知則難矣、昔者彌子瑕見愛於衛君、衛國之法、竊駕君車者罪至刖、既而彌子之母病、人聞、往夜告之、彌子矯駕君車而出、君聞之而賢之曰、孝哉、爲母之故而犯刖罪、與君游果園、

則見下節而遇卑賤、必棄遠矣、所說出於厚利者也、而說之以名高、則見無心而遠事情、必不收矣、所說實爲厚利、而顯爲名高者也、而說之以名高、則陽收其身而實疏之、若說之以厚利、則陰用其言顯棄其身、此之不可不知也、夫事以密成、語以泄敗、未必其身泄之也、而語及其所匿之事、如是者身危、貴人有過端、而說者明言善議、以推其惡者、則身危、周澤未渥也、而語極知、說行而有功、則德亡、說不行而有敗、則見疑、如是者身危、夫貴人得計、而欲自以爲功、說者與知焉、則身危、彼顯有所出、迺自以爲也、故說者與知焉、則身危、彊之以其所必不爲、止之以其所不能已者身危、故曰與之論大人、則以爲間己、與之論細人、則以爲鬻權、論其所愛、則以爲借資、論其所憎、則以爲嘗己、徑省其辭、則不知而屈之、汎濫博文、則多而久之、順事陳意、則曰怯懦而不盡、慮事廣肆、則曰草野而倨侮、此說之難不可不知也、凡說之務、在知飾所說之所敬、而滅其所醜、彼自知其計、則無以其失窮之、自勇其斷、則無以其敵怒之、自多其力、則無以其難

韓非子國字解附錄

○事跡類

史記本傳　司馬遷

韓非者、韓之諸公子也、喜刑名法術之學、而其歸本於黃老、非爲人口吃、不能道說、而善著書、與李斯俱事荀卿、斯自以爲不如非、非見韓之削弱、數以書諫韓王、韓王不能用、於是韓非疾治國不務修明其法制、執勢以御其臣下、富國彊兵、而以求人任賢、反擧浮淫之蠹、而加之於功實之上、以爲儒者用文亂法、而俠者以武犯禁、寬則寵名譽之人、急則用介冑之士、今者所養非所用、所用非所養、悲廉直不容於邪枉之臣、觀往者得失之變、故作孤憤、五蠹、內外儲、說林、說難、十餘萬言、然韓非知說之難、作說難書甚具、終死於秦、不能自脫、說難曰、凡說之難、非吾知之有以說之難也、又非吾辯之難能明吾意之難也、又非吾敢橫失能盡之難也、凡說之難、在知所說之心、可以吾說當之、所說出於爲名高者也、而說之以厚利、

理は其權衡を失ふ、權衡を失ふは法の致す所に非ず、法を釋てゝ智惠に任すが故なり、法を釋てゝ智慧に任さば職任を受くる者何として實效を得ん、實效職任に合はざるときは法の至當にして刑の煩しからざるを欲するも得ざるべし、是を以て賞罰は亂脈となり國政は誤謬を免れず、其大源因は賞罰の分明ならざるに在り、

槩論

韓非は人類に希望心と恐怖心とあるを見て以て御すべしとなし遂に刑賞の必要を主張せし者なるが、此篇の初段は此理を說ける者の中に於て稍具體的なりと謂ふべし、然れども此篇の主とする所は刑賞を分明ならしむるに在り、從つて姦を去るの道に及ぶ、而して告坐の法の如きは從來之を述べたる者なきに非ざるも是れ亦此篇より審なるはなし、畸功と過刑の一段は全く初見に屬せり、

文評

此篇已に刑賞を分つを以て主となす、故に之を始むるに「治亂之理、宜務分刑賞爲急」を以てし「其制刑賞不分也」を以て之を受け之に結ぶに「刑賞之不分白也」を以てす、照應苟もせざるなり、而して「去言而任法の意」は先づ「不乘法爲善」の句を以て之を微露し「釋法而任慧」の句に因て之を收む、韓文の至れる者に非ずと雖も、亦法度を失はざるの作として之を觀るを得べし、

韓非子國字解下 終

之難見者失根也、循理不見虛功、度情詭乎姦根、則二者安得無兩失也。』 第四大段の第一小段なり、疑似の言功を論ず、

【講說】凡そ不正の功と雖も表面定規の如くならば知り難く、實行して過失ある事も議論の上に於ては見難き者なり、是を以て刑賞疑はしきに惑ふ、定規の如くにて知り難しと云へるは詐僞の功なり、臣下の過失見え惡しと云へるは過失の源因を見落すなり、然るに理に循ふと雖も功の無實なることを看破せず、情を測るも姦曲の源因を誤解する時は刑と云ひ賞と云ひ兩つながら當を失はずしてあるべきや、

是以虛士立名於內、而談者爲略於外、故愚怯勇慧相連、而以虛道屬俗、而容乎世、故其法不用、而刑罰不加乎僇人、如此則刑賞安得不容其二。』 第四大段の第二小段なり、虛名詐術を論ず、

【講說】之が爲め內に於て在野の學者の虛名を立つる者あり、外に於ては說客の詐術を用ふるあり、從て智愚勇怯の別なく空論を以て流俗に投合して世に容れらる、故に法ありても實行せられず、刑罰ありても罪人に加へず、此の如くなれば刑と云ひ賞と云ひ、何として紛しからざるを得ん、

【字解】〔虛士〕 虛本と虛に作る、今蒲坂氏の說に從ふ、〔屬〕 結なり、〔容其〕 集解に依て删る、

故實有所至、而理失其量、量之失、非法使然也、法定『釋法』而任慧也、釋法任慧者、則受事者、安得其務、務不與事相得、則法安得無失、而刑安得無煩、是以賞罰擾亂、邦道差誤、刑賞之不分白也。』 第四大段の第三小段なり、慧に任ずるの害を極論す、

【講說】故に事實は自ら歸着する所あるに拘らず、道

誅連刑、如此、則姦類發矣、姦不容細、私告任坐使然也、』第二大段の第二小段なり、姦を止むるの法を擧ぐ、

【講説】左すれば微細なる犯罪を除くの道は如何と云ふに人民をして互に事情を伺察せしむるに在り、伺察の仕方は如何と云ふに其里中全體卷添とするは唯一の方法なり、禁尙(禁は罰、尙は賞に通ず、)自己に關係する以上、勢互に伺察せざるを得ず偏に免れざることを恐れ、惡念を蓄ふる者にして志を得せしめざるは伺察する者多ければなり、此の如くならば銘々は自身を愼むと共に他人を伺察して犯罪の秘密を告發するに至る、而して他人の罪を告發せば罰を免るゝのみならず賞を受け、姦を見逃す者は必ず誅して犯罪者の捲添とす、此の如くなれば姦人の同類發覺せざることなく、如何なる微細の惡事と雖も容認せず、是れ密告と連坐の法之を致すなり、

【字解】〔規〕窺ふなり、〔蓋里〕蓋は闔に同じ、里を擧げてと云ふが如し、〔忎〕志の誤、〔任〕保なり、

夫治法之至明者任數不任人、是以有術之國、不用譽則毋過、境內必治、任數也、亡國使兵公行乎其地、而不能圉禁者、任人而無數也、自攻者人也、攻人者數也、故有術之國、去言而任法、』第三大段なり、

【講説】夫れ國法の至極明かなる國に於ては術數に任じて人に任ぜず、是を以て有術の國は虛名の士を用ひず從つて過なく、境內の必ず治まるは數に任ずればなり、又亡國に至つては他國の兵公然國疆を侵すも防禦する能はざる所以は人に任じて術數なきが故なり、自國を危うする者は人にして他國を攻むる者は數なり、故に有術の國は空論を去て法に任ず、

凡畸功循約者難知、過形之於言者難見也、是以刑賞惑乎貳、所謂循約難知者姦功也、臣過

者、其刑賞莫不有分、有持異以爲分、不可謂分。』第一大段の第四小段なり、分の誤解を辨ず、

【講說】國を治むるに法の有らざるはなし、然るに其國の存立する者あり滅亡する者あり、其滅亡する者は刑賞を制すること分明ならざればなり、國を治むるに刑賞の分明ならざるはなし、然れども中には刑と賞とを區別することを捉へて分明となす者あり、此の如きは分明と謂ふを得ず、

至於察君之分、獨分也、是以其民重法而畏禁、願毋抵罪、而不敢胥賞、故曰不待刑賞而民從事矣。』第一大段の第五小段なり、眞正の分なる者を說明す、

【講說】然るに明察の君に至つては刑賞を分つに非ずして、刑と賞と各自に就て明白ならしむ、其結果人民は法律を重んじて禁制を畏れ、罪に觸れざる事を願ひ賞を待たず、故に刑と賞とを要せずして人民公事に服すとの言あり、

是故夫至治之國、善以止姦爲務、是何也、其法通乎人情、關乎治理也。』第二大段の第一小段なり、姦を止むるの要を言ふ、

【講說】斯かる理由により至極治まれる國は犯罪を防止することを以て緊要の事となす、是れ何を以て目的を達するやと云ふに、其法は人情に通じ、政理に密着すればなり、

然則去微姦之道奈何、其務令之相規其情者也、則使相闚奈何、曰蓋里相坐而已、禁尚有連於已者、理不得不相闚、唯恐不免、有姦心者、不令得忘、闚者多也、如此則愼已而闚彼、發姦之密、告過者免罪受賞、失姦者必

夫國治則民安、事亂則邦危、法重者得人情、禁輕者失事實、且夫死力者、民之所有者也、人情莫不出死力以致其所欲、而好惡者上之所制也、民者好利祿而惡刑罰、上掌好惡以御民力、事實不宜失、『第一大段の第二小段なり、民の好惡心を利用すべきを論ず、』

【講說】夫れ國家治まれば人民安く、政治亂るれば國家危し、而して法重ければ人情を我物となすべく、禁輕ければ政治を失ふべし、且つ人民は死力（命がけの努力）を有する者にして、誰しも己れの欲する事の爲に此死力を出さゞる者なし、然るに一方に於て民の好惡を制するは則ち君上に在り、謂はゆる好惡とは人民が利祿を好んで刑罰を惡むことなるが、君上は其好惡する所、即ち賞罰を吾手に握り、之に因て民の死力を我が思ふ儘に利用するが故に政治宜しきを失はざるのみ、

【字解】〔得人情〕好惡の自由を吾手に收むるなり、〔事實〕治安を指す、〔不宜失〕倒文にて不失宜に同じ、不我欺の用字法と同一なり、

然而禁輕事失者、刑賞失也、其治民不秉法爲善、如是則是無法也、故治亂之理、宜務分刑賞爲急、『第一大段の第三小段なり、刑賞を分つの必要を言ふ、』

【講說】然る處之に反して禁制輕く政治宜しきを失ふは刑罰の當を得ざるが爲めなり、是れ政府は民を治むるに法を用ふるを知らず徒に善を行ふ者と謂ふべし、此の如くなれば法ありと雖も法なきに均し、故に不秩序を治めんとせば刑賞を分つことを以て急務となすべし、

【字解】〔秉〕執るなり、

治國者、莫不有法、然而有存有亡、亡者其制刑賞不分也、治國

已」と曰ふ、本意の在る所明々白々にして、全體として之を言へば虞廷の「刑期無刑」と殆ど一轍に出づるが如し、謂ふ勿れ法家は嚴酷なり韓非は殘忍なりと、目的の爲に手段の極端を是認すべからざるは勿論なるも、又手段の爲に目的の神聖を沒するが如きは公平の論に非ざるなり、

文評

此篇先づ冒頭を置いて主意を掲げ以下次を逐うて其意を説明す、其文勁奇にして力あり、前後數篇中に於て韓非の本色を帶びたる者は獨り此れあるのみ、原注に意詭文亦詭と云へるは當らず、何となれば立意行文頗る穩健なればなり、但だ禁姦の一段用兵を帶説せるは文致糾纏の觀あるも岐分旁出の結果稍蕪雜に陷り殆ど收拾すべからず、是れ白璧の微瑕と謂ふべきのみ、

制分

【篇旨】此れ本書の第五十五篇なり、制とは刑賞を謂ひ、分とは明白を謂ふ、

【分段】通篇分つて四大段となす、第一大段は篇首より而民從事矣に至る法禁の要を汎論す、第二大段は是故夫至治之國より告坐使然也に至る告發の必要を論ず、第三大段は夫治至明者任數より去言而任法に至る議論を棄てゝ法律に據るべきを論ず、第四大段は凡畸功之循約者より結末に至る法を棄てゝ智に任すの弊を論ず、

〔夫〕凡國博君尊者、未嘗非法重而可以至乎令行禁止於天下者也、是以君人者、分爵祿、制刑法、必嚴以重之、（第一大段の第一小段なり、嚴法の理由を掲ぐ、）

【講説】總て之を言へば、國土廣く君主尊き所以は令する所行はれ、禁ずる所止むるに因る、然るに法律重からずして命令禁制の効力あることを得る者は曾て之あらず、是の理由を以て君主の位に在る者は爵祿を分つて賞を行ひ刑法を制して罰を施すや必ず嚴密にして之を重くするなり、

【字解】〔夫〕識誤に依り之を衍とす、

卑、上卑者必削、』第四大段の第二小段なり、治亂强弱の分るゝ所以を言ふ

【講說】故に賢君は國を治むる上に於て亂れざる所の術に從ふ、其術と云へるは爵を貴ぶとき君主は名譽の源泉なるが故に自然重きをなすなり、故に功ある者を賞し任に適する者に爵を與ふるときは姦邪由て生ずる所なく、實力を好めば其爵貴く爵貴きの結果、君主尊榮となり、君主尊榮の結果、必ず王者となる、然るに若し國家實力を主とせずして私學の者を恃めば其爵賤しく爵賤しければ君主輕し、君主輕ければ、必ず削らる、

故立國用民之道也、能閉外塞私、而上自恃者、王可致也、』第四大段の第三小段なり、自恃の要を說く、

【講說】故に國を立て民を用ふるの道は能く外敵を閉ぢ內私を塞ぎ、敵の亂さゞるを恃まず、自ら己の亂されざることを恃むに在り、此の如き者は王業を致すことを待るなり、

槩論

凡そ法家者流は事物の上に於て無形の利を察せずして有形の害を見る、故に苟も效力の實現する者を除くの外一切措いて問はざらんとす、則ち適然を棄てゝ必然を取るが如きは固り其所にして、言はずや「王術不恃外之不亂也、恃其不可亂也」と、夫れ亂ると亂さざるとは人に在り、亂さるゝと亂さゞらしむるとは我に在り、人に在る者は適然にして我に在る者は必然なるが故に國を治むる者我れに在る者を脩むるに若くはなし、故に曰く「上自恃者可王也」と、而して從來の法律は決して自ら恃むの道に非ず、是に於てか變法の要あり、法は時世に適するを貴ぶ、故に又曰く「法與時轉則治、治與世宜則有功」と、變法の主とする所は君主專制政令一途の實を擧ぐるに外ならず、之が方法としては刑を嚴にせざるべからず、然れども刑の目的たる犯罪を待て之を懲すに非ず豫め犯罪の路を塞がんとするのみ「禁刑於未萌者」即ち是なり、夫嚴刑を以て民に臨み以て君主の主權を固うするや、國家の中心力を鞏固にして上下の安寧幸福を致すと共に人民をして刑辟に觸れざらしめんとするの外豈に他あらんや、「愛之本也」と曰ひ、「期於利民而

富、能起力於敵者彊、彊不塞者王、』第三大段なり。

【講説】元來人民の性質は勞を厭うて樂を好む者なるが、樂なれば業を怠り、怠れば治まらず、治まらざれば亂る、斯くて賞刑天下に行はれざる者は必ず發展する能はず、故に大功を立んと欲して奮發するに躊躇する者は大功を擧ぐることを期すべからず、法律を整頓せんと欲して改正を憚る者は人民の亂を治むることを期すべからず、故に民を治むるには固定の法なく、唯だ能く治むべき者を法とす、法律時代に從つて變ずれば治まり、時代に適すれば效あり、故に人民の樸實なる、號令を以て禁制すれば治まり、刑罰を以て拘束すれば服す、時世已に移るも政治易らざるときは亂れ、衆を治むるに法禁を變ぜざるときは國削らる故に聖人は民を治むる上に於て法は時に從つて移り、禁は治と共に變ず、能く土地に力を奮へば富み、能く力を敵に奮へば強し、強くして固滯せざれば王たり、

故王道在所開、在所塞、塞其姦者必王、故王術不恃外之不亂也、恃其不可亂也、恃外不亂立治者削、恃不可亂而行法者興』第四大段の第一小段なり、自主的なるべきを言ふ。

【講説】故に王道は賞を以て民の善心を開導するに在り、刑を以て民の惡心を閉塞するに在り、能く人民の姦惡を塞ぐ者は必ず王者となる、故に王者の術は外より政治を亂る者なきを恃まず、外より亂す能はざることを恃む、外より亂るゝ者なきを恃として政治を立つる者は削られ、外より亂す能はざることを恃として法を行ふ者は興る、

故賢君之治國也、適於不亂之術、貴爵則上重、故賞功爵任、而邪無所關、好力者其爵貴、爵貴則上尊、上尊則必王、國不事力而恃私學者、其爵賤、爵賤則上

り、專ら公事を擧ぐれば私曲行はれず、告發者を賞すれば犯罪起らず、法を明にすれば政治煩擾ならず、務先と云ひ、擧公と云ひ、賞告と云ひ、明法と云ひ、此の四者を行ふ者は強く、行ふ能はざる者は弱し、

【字解】〔告〕姦を告ぐるなり、

夫國之所以彊者政也、主之所以尊者權也、故明君有權有政、亂君亦有權有政、積而不同、其所以立異也、故明君操權而上重、一政而國治、故法者王之本也、刑者愛之首也、』第二大段の第四小段なり、統一の要を論ず、

【講説】夫れ國の强き所以は政に在り君の尊き所以は權に在り、故に明君に權あり政あると共に亂君にも亦權あり政あり、然るに結局同じからざる者は其立つ所異なればなり（明君は親政主權、亂君は權分れ政一ならず）されば明君は權を操て位重く政を一にして國治まる故に法は王政の本にして刑は慈愛の本なり、

夫民之性、惡勞而樂佚、佚則荒、荒則不治、不治則亂、而賞刑不行於天下者必塞、故欲擧大功而難致力者、大功不可幾而擧也、欲治其法、而難變其故者、民亂不可幾而治也、故治民無常、唯治爲法、法與時轉則治、治與世宜則有功、故民樸而禁之以名則治、維之以刑則從、時移而治不易者亂、能治衆而禁不變者削、故聖人之治民也、法與時移、而禁與治變、能起力於地者

段なり、刑賞と治亂との關係を示す、

【講說】刑過重なるときは人民靜肅なり、賞繁多なるときは姦曲生出す、故に刑の過重なるは治平の始にして賞の繁多なるは騷亂の源なり、

夫民之性、喜亂而不親其法、故明主之治國也、明賞則民勸功、嚴刑則民親法、勸功則公事不犯、親法則姦無所萠、』第二大段の第一小段なり、法を守らしむるの道を擧ぐ、

【講說】元來人民の性は亂を好んで法に就かざる者故明主の國を治むる道は一方に於て賞を明にするに在り、賞を明にすれば民皆競うて功に勵む、又一方に於ては刑を嚴にするに在り、刑を嚴にすれば民皆恐れて法に就く、賞を明にするの結果、公事に於て規律を犯さず、法に就くの結果姦曲の生ずる餘地あらず、

故治民者、禁姦於未萠、而用兵者服戰於民心、禁先其本者治、兵戰其心者勝、聖人之治民也、先治者彊、先戰者勝、』第二大段の第二小段なり、豫防豫備の利を擧ぐ、

【講說】故に民を治むる者は姦惡を未だ萠さゞる中に防止し、兵を用ふる者は民心を未だ戰はざる前に服習せしむ、惡を禁ずるに先づ根本的の方法を用ふれば治まり、兵士を使ふに先づ戰鬪の心を養ふ者は勝つ、聖人の民を治むるや、先づ其本を治むるが故に治まり、先づ心を戰はすが故に勝つのみ、

【字解】〔先治者治先戰者勝〕兩者の字故の字として視ろ、

夫國事務先而一民心、專擧公而私不從、賞告而姦不生、明法而治不煩、能用四者彊、不能用四者弱、』第二大段の第三小段なり、法治と强弱との關係を叙す、

【講說】夫れ國事に於て本を先にすれば民心一とな

文評
孫鑛の評に「瑣語體、八經よりも精に揚權よりも劣」と云へり、揚權より劣なるは固り言ふに及ばず、之を八經に比して毫も精なる處を發見するに苦しむ、夫れ文字の艱澁にして讀み難き點は八經と此篇と其趣を一にするも彼は作者特に意を着けて斯ゝる體裁を取りたる者ゆゑ、均しく讀み難き中に於ても句意の承接尚ほ彷彿として其脈絡を尋ぬるを得、然るに此篇に至つては脫誤補綴の爲め自然詰屈の體を致せしものなれば殆ど同一の談に非ず、(八經にも誤脫少からざれども)

心度

【篇旨】此れ本書の第五十四篇なり、張鼎文云ふ、心度は禁、其本を先にし、兵、其心を職はす、豫を言ふなりと、度は「はかる」と訓ずべし聖人其心を以て民心を度り政を爲すの道を言ふ、

【公段】通篇分つて四大段となす、第一大段は篇首より賞繁亂之本也に至る、政治の目的利民に在るを論ず、第二大段は夫民之性より刑者愛之首に至る、法の國本なるを論ず、第三大段は夫民之性より不塞者王に至る、變法の必要を論ず、第四大段は故王者在所開より結末に至る自ら恃むの必要を論ず、

聖人之治民、度於本不從其欲、期於利民而已、故其與之刑、非所以惡民愛之本也、（第一大段の第一小段なり、刑は愛の本なるを明にす、）

【講說】聖人の民を治むる道は政治の根本を量り人民の欲望に從はず、人民に利益を得せしむる事を以て目的とする外はあらず、左れば人民に刑罰を課するも元來之を惡むにはあらず、民をして罪を犯さしめず泰平の恩に浴せしめんが爲なれば愛の本なり、

刑勝而民靜、賞繁而姦生、刑勝治之首也、賞繁亂之本也、（第一大段の第二小

輕刑、上不愛民、民不死賞、利出一空者、其國無敵、利出二空者、其兵半用、利出十空者、民不守、重刑明民、大制使人、則上利、行刑重其輕者、輕者不至、重者不來、此謂以刑去刑、罪重而刑輕、刑輕則事生、此謂以刑致刑、其國必削、『第六大段なり、

【講說】刑を重くし賞を輕くするは民を罪に陷らしめざる所以にして、上より言へば其民を愛することとなるが、左あるときは人民賞の爲に死す、(戰つて功あれば賞するが故に命を棄てゝ戰ふ者を斯く云ふなり、)之に反し賞を重くし刑を輕くするは民を罪に陷らしむる所以にして上より言へば其民を愛せざるなり、然るときは人民賞を設くると雖も之が爲に命を棄てず、賞罰の利一途即ち君主のみに出づれば其國强盛にして敵なく、君と權臣との二途に出づれば其兵士の役に立つべき者半數に止まり、十途の多きに出づれば其民國の用を爲さずして亡ぶべし、刑を重くして民に利害を知らしめ國家の大典に因て人を使役せば君上の利となる、凡そ刑を行ふに輕罪に重刑を加ふるときは輕罪と雖も之を犯す者なし、況や重罪をや、此の仕方を指して刑を以て刑を去ると謂ふ、然るに罪重くして刑輕き時は如何ん、刑輕ければ之を犯す者續出して刑事增加せん、此の仕方を指して刑を以て刑を致すと謂ふ、刑事頻繁の結果其國は他より蠶食せらるべきなり、

【字解】〔空〕讀で孔となす、孔は穴なり、物の出づる所なるを以て借用す、

槩論

此れ亦韓非子陳套の論に屬し、而も斷爛零碎にして取るべき者なし、唯五里九里宿治等の喩を以て刑罰の速斷を說ける一節は初出と謂ふべし、

蓋し此篇は後人が商子の『飭令』と韓非の『用人』其他の篇を湊合して揑造したる觀あり、原注の如きも亦僞書となせし如し、

朝廷之事、小者不毀、效功取官爵、廷雖有辟言、不得以相干也、是謂以數治、以力攻者出一取十、以言攻者出十喪百、國好力、此謂以難攻、國好言、此謂以易攻、』第四大段なり、

【講說】朝廷の事は人を用ふる上に於て功少き者と雖も之を沒せず、功多き者は敢て之を減せず、人民皆功を奏して官爵を取り、已に官吏となれる以上、各其職守を重じ、縱令朝廷に不道理の言あるも干涉するを得ず、此の如きを法術を以て國を治むと謂ふ、實力の國を以て人を攻むる者は費す所一にして取る所十なるも空言の國を以て人を攻むる者は費す所十にして失ふ所百なり、其國實力を好めば之を攻め難き國となし、其國空言を好めば稱して攻め易き國となす、

【字解】〔小者不毀〕商子には小を少に作り、下に多者不損の句あり、今之に從ふ〔辟言〕辟は僻として視る、〔數〕法術なり、

其能勝其官、輕其任、而莫懷餘力於心、莫負兼官之責於君、內無伏怨、明君使事不相干、故莫訟、使士不兼官、故技長、使人不同功、故莫爭、』言此謂易攻 第五大段なり、

【講說】官吏たる者其才能己の其官職に過ぎ、其任務を難しとせざる程なるに尙ほ全力を盡して心中に餘力ありと思ふが如きことなく、君に對して兼官の責を負はず從て事務に堪へざる憂なきを以て竊に怨を抱くことあらず、明君は官吏分業の法を用ひ衝突せしめざるの結果官吏の紛議なく、專任の制を用ひ他官を兼ねしめざる結果官吏の伎倆伸るを得、官吏をして一事を共に働かしめざるの結果爭論なし、

【字解】〔勝其官〕官本と害に作る、〔莫懷〕本と道壞に作る、〔明君使事〕本と使明者に作る、〔莫爭〕爭下本と言字あり、

重刑少賞、上愛民、民死賞、重賞

に農に作る、今之に從ふ、

三寸之管毋當不可滿也、授官爵出利祿不以功、是無當也』第三

大段の第一小段なり、無功者に爵祿を授くるの際限なきを喩ふ、

【講說】三寸の管は短しと雖も若し底なければ物を容るゝも漏れ出でゝ滿つることなし、今君主が官爵を授け利祿を支出するに功を以てせざるは是れ底なきと一般何程與ふるも際限なし、

【字解】〔當〕底なり、

國以功授官與爵、此謂以成智謀、以成勇戰、其國無敵、國以功授官與爵則治見者省、言有塞、此謂以智出治、以言去言、以功與爵者也』第三大段の第二小段なり、

【講說】國家が功に因て官を授け爵を與ふるをば十分の智を以て謀り十分の勇を以て戰ふと謂ふ、其結果天下已に敵する者なし、故に其國功に因て官を授け爵を與ふれば則ち政治を爲す者は其當否を顧み事を言ふ者責任を恐るゝが故に少かるべし、此を智を以て治世を作り、人の言質を捉へて妄に言はしめざるの道と謂ふ、

【字解】〔成智〕成は盛に通ず、〔成勇〕成は顧廣圻當に成に作るべしと爲す、〔見者省言有塞〕見を衍とするは王先愼の說を取る、有を者とするは顧廣圻の說を取る、塞を寡とするは商子に從ふ、津田氏の說に依れば治の字上に屬し、有を者とするは顧氏に同じく、君に謁する者必ず謹んで己を顧み、君に奏する者必ず謹んで妄言せずと解す、【以智出治】智字本と治に作る、〔以功與爵者也〕讀韓非子此句を衍とす、

故國多力、而天下莫之能侵也、兵出必取、取必能有之、案兵不攻必當』第三大段の第三小段なり、以上の國力に及ぼす影響を言ふ、

【講說】故に其國の勢力多くして天下之を侵す者なく、兵を出して他國を攻むれば必ず取り、取れば必ず之を守るを得、若し兵を止めて攻めざることあらば、是れ亦必ず至當の理あるなり、

飭令則法不遷、法平則吏無姦、法已定矣、不以善言售法、任功則民少言、任善則民多言、行法曲斷、以五里斷者王、以九里斷者彊、宿治者削、』第一大段なり、

【講説】凡そ一令を出すに當り善く遠きを慮り嚴密となすときは、其法律となるに及び弊害等の爲に變更を來たすが如きことなし、而して法律善く公平を得るときは官吏私を行ふを得ざるが爲に姦曲の事なし、斯くて法定已に一定する以上、道徳論を以て法律を害せず、凡そ民に對し事功を主とするときは民空論を爲さずと雖も、道徳を主とするときは虚談を爲し易し、而して法律を執行するや決斷を精密にし、之を道を行くに譬ふるに五里の間に斷ずる者は王となり、九里の中に斷ずる者は稍遲しと雖も尚ほ以て彊かるべし、然るに全く其法治を等間にし宛も旅店に滯留するが如くならんには其國の削弱を免れず、

【字解】〔售〕商子には害を作る今之に從ふ、〔善言〕徂徠は仁義の言とす、〔斷〕其罪を決定するを謂ふ、〔以五里斷〕法を行ふの速なるを喩ふ、〔九里〕商子には十里に作る、〔宿〕停滯なり、

以刑治、以賞戰、厚祿以用術、國無姦民、則都無姦市、物多末衆、農弛姦勝、則國必削、民有餘食、使以粟出爵、必以其力、則震不怠、』第二大段なり、

【講説】民を治むるに刑を以てし、民を戰はすに賞を以てし、官吏の祿俸を豊にして之を駕馭するに術を以てし、斯の如にして國に姦邪の民なければ從つて都會に不正の市場なし、物貨の多きは末業の商人夥しきが爲にして農民怠り姦民之に勝つときは國勢衰へて削り取らる、之に反して農民に餘分の米あらば之を官に納めて爵を買はしめ、其の爵の高下は資力の如何に由らしむ、此の如きときは農も勵みて怠らず、

【字解】〔出粟〕蒲坂氏云ふ出すは猶ほ買と云ふが如し、〔震〕商子

の子胥は夫差に對し忠直なりしも反て屬鏤の劍を賜はつて死せり此の三人は人の臣下として不忠なりしにも非ず、又其說きし所も不當なりしに非ず、然るに死亡の禍を免れざりし所以は其君は三人の如き賢智の者の言ふ所に從はずして愚人不肖者に昏まされたる弊に外ならず、

今人主非肯用法術之士、聽愚不肖之臣、則賢智之士、孰敢當三子之危而進其智能者乎、此世之所以亂也、『第六大段の第二小段なり、賢智の進まざる源因と結果とを示す、』

【講說】今世の人主法術の士を用ふるに意なくして愚人不肖者の言を聽くとすれば賢智の士ありと雖も孰か關龍逢比干子胥等の受けたる危害に向つて己の智能を進め國家に益する者あるべき、此れ世の亂るゝ源因なり、

槩論

此れ諸篇の摘要とも稱すべき者にして別に新奇の說なきが故に論評の必要を見ず、

文評

此れ韓文の尤も平易明白なる者、

飭令

【篇旨】此れ本書の第五十三篇にして其體裁は法政雜論とも謂ふべき者に屬し、大意を總括するの語なく自ら別格を成す、蓋し全篇商子の靳令篇と同じく唯だ文字の小異あるのみ、故に後人の附益せし者なりとの說あり、

【分段】通篇分つて六大段となす、第一大段は篇首より宿治者削に至る、法治の効を言ふ、第二大段は以刑治より農不怠に至る本農主義を言ふ、第三大段は國以功授官與爵より不攻必當に至る、官吏任用の道を論ず、第四大段は朝廷之事より此謂以易攻に至る實力の効を論ず、第五大段は其能勝其害より此謂易攻に至る、官制を論ず、第六大段は重刑少賞より結末に至る、重刑の本意を論ず、

習論其言、聽近習而不計其言、聽近習而不計其智、是與愚論智也、當塗者不必賢、人主之於人、或有所賢而禮之、入因與當塗者論其行、聽其言而不用賢、是與不肖論賢也、故智者決策於愚人、賢士程功於不肖、則賢智之士、奚時得用、而人主之明塞矣、』第五大段なり、

【講説】今近習の者、智者とは限らざるべし、然るに人君が人に對するを見るに或は智者として其言を聽くことあれども、內に入れば近習と彼の議論の是非を討究し近習の言に從て彼の智を認識せず、是れ愚人と智者を論ずるなり、又當塗の者、賢士とは限らざるべし、然るに人君が人に對するを見るに或は賢士として之を重んずることあれども、內に入れば當塗と彼の行狀の得失を討究し、當塗の言に從て彼の賢を認識せず、是れ不肖と賢人を論ずるなり、故に結局智者の策は愚人の爲に用舍を決せられ賢士の行は不肖の爲に其善惡を量らるゝなれば、賢人智者は果して何の時にか用ひらるゝを得ん、要するに人主の明は塞つて通せざるべし、

昔關龍逢說桀而傷其四肢、王子比干諫紂而剖其心、子胥忠直夫差而誅於屬鏤、此三子者爲人臣非不忠而說非不當也、然不免於死亡之患者、主不察賢智之言、蔽愚不肖之患也、』第六大段の第一小段なり、賢智の害を受けたる例、

【講説】昔し夏の關龍逢は桀王に說て其四肢を切られ、殷の王子比干は紂王を諫めて其心臟を剖かれ、吳

故君人者非能退大臣之議、而背左右之訟、獨合乎道言也、則法術之士、安能蒙死亡之危、而進說乎、此世之所以不治也、『第三』

大段の第三小段なり、法家の進まざる害を論ず、

【講說】故に人に君たる者は大臣の意見を退け左右の苦情を排し獨り有道の議論に一致するに非れば法術の士は何とて死亡の危險を犯して自說を進むべき、法術の士の進まざるは世の治まらざる源因なり、

明主者推功而爵祿、稱能而官事、所舉者必有賢、所用者必有能、賢能之士進、則私門之請止矣、夫有功者受重祿、有能者處大官、則私劍之士、安得無離於私勇而疾距敵、游官之士、焉得無撓於私門、而務於清潔矣、此所以聚賢能之士、而散私門之屬也、『第四大段なり、』

【講說】明主は其人の功を考へて爵祿を與へ能を量つて官職に任ず、其結果擧ぐる所の人は必ず賢德あり、用ふる所の人は必ず才能ある者にして、斯ゝる賢能の士朝廷に進む時は私門の請托止むとなり、夫れ功ある者爵祿を受け、能ある者大官に處れば俠客の徒は私の勇氣を離れて敵を拒ぐ事を務めざるを得ず、遊說の士も私門を屈して清潔を事とせざるを得ず、此の如きは賢能の士を集めて私門の徒黨を解散せしむるの道なり、

【字解】〔官事〕事は任なり職務なり、〔私勇〕猶ほ私鬪と云ふが如し、

今近習者不必智、人主之於人也、或有所智而聽之、入因與近

ふべき勢の重みを失なはゞ猶ほ虎豹の人に制せらるゝが如し、昔し宋君は子罕の爲に此爪牙を取られ、簡公は田常の爲に此爪牙を失ひ、而して早く之を回收せざりしかば身死し國亡びぬ、

今無術之主、皆明知宋簡之過也、而不悟其失、不察其事類者也、』第二大段の第三小段なり、時君の爪牙を失ふを戒む、

【講說】今術の心得なき君主は何れも宋公簡公の簒奪を招きたる過を知るに拘らず、己が覆轍を踏める者なることを知らず、是れ共通の道理を察せざる者なり、

且法術之士、與當塗之臣、不相容也、何以明之、主有術士則大臣不得制斷、近習不敢賣重、大臣左右、權勢息則人主之道明矣、』第三大段の第一小段なり、法家の君權に益あるを言ふ、

【講說】且つ法術の士は要路の大臣と兩立せず、何如にして之を說明するとなれば人君に術士あるときは大臣も專擅をなす能はず、左右も其勢力を用ひて利を得る能はず、大臣左右の權勢消滅する時は君主の道自ら世に明なり、

今則不然、其當塗之臣、得勢擅事、以營其私、左右近習、朋黨比周、以制疏遠、則法術之士、奚時得進用、人主奚時得論裁、故有術不用、而勢不兩立、法術之士、焉得無危、』第三大段の第二小段なり、法家の用ひられざるを言ふ、

【講說】今は此の仕方に反し、當路の大臣は勢を得政を專にして一己の私を制し君側の侍臣は黨を組み互に結托して君主に接近せざる人々を制す、此の如きときは法家は何の時にか任用せられん、君主は何れの時にか親裁を得ん、故に有術の士用ひらるゝことなく、縱令用ひらるゝも勢は當路と兩立せず、何として危からざることあらん、

【講説】凡て人君の其身危く其國亡ぶる源因は大臣貴に過ぎ左右近臣威に過ぐるに在り、貴と謂へるは法度を無視して專擅の行をなし、國の政柄を用ひて私便を謀る者を指し、威と謂へるは權勢に任せて國法を輕重する者を指す、此の二者は察せざるべからず、

夫馬之所以能任重引車致遠道者、以筋力也、萬乘之主、千乘之君、所以制天下而征諸侯者、以其威勢也、威勢者人主之筋力也、今大臣得威、左右擅勢、是人主失力、人主失力而能有國者、千無一人、（第二大段の第一小段なり、筋力を以て威勢の必要を喩ふ、）

【講説】夫れ馬が能く重きに任へ車を引き遠方に至る所以は筋力に因る、萬乘の主が天下を制し、千乘の君が諸侯を征する所以は其威勢に因る、人主の威勢に於けるは猶ほ筋力の馬に於けるが如し、今大臣左右が威勢を逞うするときは人主は其力を失ふ、人主が力を失つて能く國家を有つ者は千人に一人もなきことなり、

虎豹之所以能勝人執百獸者、以其爪牙也、而使虎豹失其爪牙、則人必制之矣、今勢重者人主之爪牙也、君人而失其爪牙、虎豹之類也、宋君失其爪牙於子罕、簡公失其爪牙於田常、而不蚤奪之、故身死國亡、（第二大段の第二小段なり、爪牙を以て勢重の必要を喩ふ、）

【講説】虎豹が人に勝ち百獸を執ふることを得る所以は其爪牙に因る、若し虎豹をして爪牙を失はしめば必ず人に制せらる、今勢力の重きは人主に取つての爪牙なり、左れば人の君たる身を以て其爪牙とも謂

するを可とす、

文評

文に放膽あり、小心あり、忠孝篇の如きは放膽中の最も放膽なる者にして、其論旨已に思想界の革命に屬す、從て筆鋒亦犀利ならざるべからず、宜なり直前奮進宛も悍馬の蹶踶して過ぐるが如くなるや、其れ然り、一氣呵成、痛快の言口を衝て出づ、他篇の結構縝密なるに似ず、此れ篇旨の性質自ら之をして然らしむるなり、

人主

【篇旨】此れ本書の第五十二篇にして人主の人を用ふる道を論じ法術の士を進むるが故に人主を以て名となす、篇中多く愛臣、二柄、孤憤、五蠹、和氏、備内諸篇の語を用ゆるが故に日本の諸注家贋作となす者少からず、然れども亦焉んぞ韓非が其持説を綜敍したる綜合的文字に非ざるを知らんや、

【分段】通篇分つて六大段となす、第一大段は篇首より此二者不可不察也に至る大臣左右の危險なる所以を言ふ、第二大段は夫馬之所以能任重引車より不察其事類者也に至る、威勢を失ふの害を論ず、第三大段は且法術之士より此世之所以不治也に至る當塗と法家との利害關係を論ず、第四大段は明主者推功而爵祿より散私門之屬也に至る、功能の士を用ふるの利益を論ず、第五大段は今近習者不必智より而蔽愚不肖之患也に至る、近習の壅蔽を論ず、第六大段は今人主非肯用より結末に至る、法士を用ゐざるの結果を示す、

人主之所以身危國亡者、大臣大貴、左右大威也、所謂貴者、無法而擅行、操國柄而便私者也、所謂威者、擅權勢而輕重者也、此二者不可不察也、（第一大段なり、）

あつて武王非聖人論を作りしのみ、然るに韓非は直ちに喝破して云ふ「堯舜湯武或反君臣之義亂後世之敎者也」と是れ當時の思想界に投じたる爆裂彈にして其勢の激烈なる天地も將に震動せんとす、夫れ堯舜湯武の君たる聖は則ち聖なりと雖も、若し父子君臣の一點より之を論ずれば韓非の論豈に之を妄と謂ふべけん、且つ韓非の意は古の堯舜湯武を追咎するに非ずして當時の將に堯舜湯武たらんとする者を筆誅するに在り、徒に猖狂非聖の言を逞うする者となすが如きは謂はゆる辭を以て意を害するに非ずして何ぞ、其「孔子本末知孝悌忠順之道也」と云ふに至つては憤激の餘勢毒を啖ひ皿を舐れるの觀あり、而して其事實たる孟子の已に辨じたるが如く戰國の妄傳にして舜の父を放ち弟を殺せし事も亦然り、是れ固り的なきに矢を放つ者なれば是非を論ずるの價値なし、

韓非は國家主義なり君權本位なり、苟も之に害ありと思惟する以上如何なる學派と雖も之を排斥せざれば已まざらんとす、乃ち獨り儒敎を貶するに止まらず老莊の如きも亦其攻擊を免れず、彼が烈士を論ずる一段に恬淡の學、恍惚の言と云へるは老莊者流を指すに非ずや、然るに史記に「刑名法術の學を好み其歸道德に本づく」とあり、又彼に解老喩老の著あるに因り、其矛盾なるを見て疑を懷き此篇を以て韓非の作に非ずと爲す者亦一にして足らず、太田方曰く、韓子の學老子に本づく此言ある可らず、意ふに此篇は後人の傅會にして韓子の著す所に非ざるに似たり、且つ老子の言無用無法たらば則ち解老篇も亦斥くる所に在りと、殊に知らず韓非の老子に於ける玄妙の言を借りて乾燥の法理を飾りしに過ぎず老子言はずや「民不畏死如何以死畏之」と、而して韓非は刑を以て唯一の政具となす、其他老子と相背馳する者勝げて數ふべからず、此れを以て本篇を疑ふが如きは先入主と爲るの致す所、論據の薄弱なるを如何んせん、且つ韓非の學は老子よりも寧ろ荀子に出づる者多し、禮の變じて法となれるは復た言ふを待たず、試に此篇に就て之を觀よ「爲人臣常譽先王之德、厚而願之、是誹謗其君也」の言は荀子の「舍後王而道上古、譬之猶舍己之君而事人之君也」の言より脫化せるに非ずや、此等の點は序說に其梗概を述べたれば參觀

大段なり、

【講說】故に世人は國法を言はずして合從連衡を言ふ者多數を占め、合從を主張する者は云ふ、合從成立せば必ず覇たるべしと、連衡を主張する者は云ふ、連衡成立せば必ず王たるべしと、斯くて山東の從横論は一日も止みたる事なきに功名の成らず覇王の立たざるは空論の治を成す道に非ざるが故なり、王者は獨行し絶對なるが故に之を王と謂ふ、是を以て三王は離合を務めざるも正しく、五覇は從横を待たずして明察なり、故に内政を治めて外敵を制する外あらず、

槩論

文中に臣所聞曰とあり、臣曰くとあり、臣以爲とあるに由れば是れ必ず君主に對ふるの書なり、蓋し此篇に於て忠孝を譏れるは則ち法度を揚ぐる所以なるが、彼は忠孝並び擧ぐると雖も其主とする所は寧ろ忠に在り、而して忠孝は儒教の本位なるに彼れ之を罵倒して一毫も假借せず、堯舜湯武を非斥して遂に孔子に及ぶ、是に於てか儒者は之を視ること蛇蝎の如く名教に害ありとして一概に抹殺せんとす、然れども韓非本と忠孝を非とするに非ず、苟も忠孝を非とせば「莫知察孝悌忠順之道而審行之」と云ふの理なければなり、見るべし彼は自己の見たる忠孝の標準よりして世の謂はゆる忠孝の忠孝に非ざることを論破せしに過ぎざるを、然らば則ち彼の忠孝となす所の者は何ぞや絶對的服從是れのみ、夫れ堯舜の禪讓は燕噲子之の亂源となりしに非ずや、湯武の放伐は田常子罕の禍根となりしに非ずや、殷鑑遠からず韓非が韓の爲に憂ふる所此に在り、以爲らく列國競爭の間に立ち苟も社稷を保たんと欲せば名分を明にし君權を固うせざるべからずと、則ち君臣の大義を辨ずるが如きは彼の心力を盡せし所なりと謂ふべし、父子相傳ふるは常道なるに堯舜は然らず、君君たらずと雖も臣々たらざるべからざるは正義なるに湯武は之に反す、若し禪讓放伐を以て大中至聖の道なりやと問はゞ孟子と雖も恐らくは然りと對ふる能はざらん、儒者の堯舜湯武に於ける賢に傳ふと云ひ、民を弔すと云ひ、凡て禪讓の德を譽め放伐の功を稱するに拘はらず、尙ほ常變正權の間に多少の疑を挾んで中心安んぜざる者あり、唯其孔子が祖述憲章せし所なるを以て口之を言ふに憚り、千歳の間唯だ一蘇東坡

也、此三者殆物也、治國用民之道也、不以此三者爲量、治也者治常者也、道也者、道常者也、殆物妙言、治之害也』、第六大段の第二小段なり、刑賞の標準を說く、

【講說】臣は言はんとす、未だ天下を有たずして天下を度外視せし者は許由其人なり、己に天下を有ちし後天下を度外視せし者は堯舜其人なり、廉智を破り貨財を求め、刑罰を犯し利益に趨り己の死する事をも忘れし者は盜跖其人なり、此の三者は天下に於ける極端の事柄なり、凡そ國を治め民を用ふるの道に在ては此の三者を率と爲さず、治は常人を治むる者、道は常事に由る者にして極端の事柄と空妙の議論とは政治上の害物なり、

【字解】〔殆物〕殊は甚し、

天下太上之士不可以賞勸也、天下太下之士、不可以刑禁也、然爲太上士不設賞、爲太下士不設刑、則治國用民之道失矣』、第六大段の第三小段なり、刑賞の必要を言ふ、

【講說】天下最上等の士は賞を以て勸むることならず、天下最下等の士は刑を以て禁ずることならず、然れども最上等の士に効力なしとて賞を設けず、最下等の士に効力なしとて刑を設けざるときは國を治め民を使ふの道を失ふべし、

故世人多不言國法而言從橫、諸侯言從者曰、從成必霸、而言橫者曰、橫成必王、山東之言從橫、未嘗一日而止也、而功名不成、霸王不立者、虛言非所以成治也、王者獨行、謂之王、是以三王不務離合而正、五霸不待從橫而察、治內以裁外而已矣、第七

依れば此下曰く云々の數句あるべきに似たり、恐らくは脫漏せしならん、

故人臣毋稱堯舜之賢、毋譽湯武之伐、毋言烈士之高、盡力守法、專心於事主者、爲忠臣、

第五大段の第二小段なり、忠臣の如何なる者なるかを說明す、

【講說】故に臣下たる者堯舜の賢を稱することなく、湯武の功を譽むることなく、烈士の高尙を言ふことなく、力を盡し法を守り君に事へて他念なき者をば忠臣となす、

古者黔首悗密惷愚、故可以虛名取也、今民儇詗智慧、欲自用、不聽上、上必且勸之以賞、然後可進、又且畏之以罰、然後不敢退、而世皆曰、許由讓天下、賞不足以勸、盜跖犯刑、赴難、罰不足以禁、

第六大段の第一小段なり、先づ刑賞以外の人物を掲ぐ、

【講說】古は人民無心靜謐にして愚鈍なりければ虛名に因て其心を取ることを得たるも、今の人民は輕薄反覆利口にして自由行動を望みて上の命令に從はず、上が兎も角賞を以て之を導くに限り始めて敵前に進むべく、罰を以て之を畏れしむるに限り始めて難に臨み退かざるべし、然るに世人は皆曰く、許由の如きは天下を讓りし程なれば賞も之を勸むるの效力なく、盜跖の如きは刑罰を犯し危險に赴きし程なれば罰も之を禁ずるの效力なしと、

【字解】〔悗密〕悗は情を忘るゝなり、密は靜なり、〔儇詗〕儇は薄、詗は反、

臣曰、未有天下而無以天下爲者、許由是也、已有天下而無以天下爲者、堯舜是也、毀廉求財、犯刑趨利、忘身之死者、盜跖是

臣思ふに括淡は無益の敎にして恍惚は無法の論なり、無法に出づる論と無用に出づる敎とは天下の人の明察とする所なるが、臣の考にては人の世に於ける君に事へ親に事へざるべからず、君に事へ親を養ふに恬淡は宜しからず、人の世に於ける言論を立て忠信を行ひ法術を事とせざるべからず、言論忠信法術に恍惚は宜しからず、恍惚の言と恬淡の學とは天下を惑はす所の術なり、

【字解】〔不可以恬淡〕此下本と之人の二字あり、今人生の誤として下句に屬す、王渭の說に從ふなり、〔必言論忠信法術〕必下本と以の字あり、前句に依り之を删る、

孝子之事父也、非競取父之家也、忠臣之事君也、非競取君之國也、夫爲人子而常譽他人之親、曰某子之親、夜寢早起、彊力生財、養子孫臣妾、是誹謗其親者也、爲人臣而常譽先王之德、厚而願之、是誹謗其君者也、非其親者、知謂之不孝、而非其君者、天下賢之、此所以亂也、『第五大段の第一小段なり、上古の君を標準とするの不忠を言ふ、』

【講說】元來孝子は父に事へて父の家を我物にする事を競爭する者に非ず、忠臣は君に事へて君の國を奪取する事を競爭する者に非ず、（唯服從すべきのみとの意を含む）夫れ人の子たる身を以て常に他人の親を譽め、誰某の親は夜晚く臥し朝早く起き勞働を勉めて財產を作り子孫僕婢を養ふと云ふ者は己の親を譏る子なり、又人の臣たる身を以て常に先王の德を譽め、深厚なりとて之を希望する者は己の君を誹謗する臣なり、苟も子として其父を譏る者は世人皆之を不孝と稱するを知りながら、其君を譏る者に至つては天下を擧げて之を賢とす、此れ世の亂るゝ所以なり、

【字解】〔孝子之事父也〕此四句は瞽瞍爲舜父の一小段と關係せる者にして此處に在るは錯簡なること明なり、〔常譽先王之德〕上句に

したる不臣の者なりとの意を含む）

【字解】〔舜放之〕群書治要に愼子を引き、父頁子あり、而して舜瞽瞍を放つの語あり、韓詩外傳には子の賢舜に過ぎずして瞽瞍拘はるの語あり、〔妾〕婢を謂ふ、

故烈士內不爲家、亂世絕嗣、而外矯於君、朽骨爛肉、施於土地、流於川谷、不避水火、使天下從而效之、是天下偏死而願夭也、此皆釋世而不治者也、』第四大段の第二小段なり、以上の餘弊、

【講說】天下烈士を是とするが故に今に於ても烈士は內其家を爲さず、社會を亂り繼嗣を絕ち、外は君主に忤ひ、之が爲めに誅戮を受けて骨朽ち肉爛れ、尸骸を原野に暴し、膏血を川谷に流し、水火を踏むことをも避けず、天下の人自然之に倣ふに至る、其れ然り、天下の人をして遍ねく其死せる跡を逐ひ短命を希望せしむる者にして此等は皆世事を放擲して整理せざる者なり、

世之所謂烈士者、離衆獨行、取異於人、爲恬淡之學、而理恍惚之言、臣以爲恬淡無用之教也、恍惚無法之言也、言出於無法、教出於無用者、天下謂之察、臣以爲人生必事君養親、事君養親、不可以恬淡、人生必以言論忠信法術、言論忠信法術、不可以恍惚、恍惚之言、恬淡之學、天下之惑術也、』第四大段の第三小段なり、烈士の他の一種を論ず、

【講說】世の謂はゆる烈士は衆人を離れて獨立の行爲に出で、殊更人に異なる事を善とし、老子流の淡泊安靜の學を修め、莊子流の空妙奇怪の論を習ふ者なり、

是進則非其君、退則非其親者也、且夫進不臣君、退不爲家、亂世絶嗣之道也、是故賢堯舜湯武而是烈士、天下之亂術也、第四

大段の第一小段なり、烈士の一種を論ずる前提、

【講説】昔の烈士と稱する者は進んでは君に臣とし事へず、退いては獨棲を守る、是れ進んでは其君を非とし、退いては其親を非とする者なり、夫れ進んで君に臣たらず、退いて獨棲を守る、是れ一方に於ては世を亂り嗣を絶つの仕方なり、左れば堯舜湯武を賢として烈士を是とするは天下を亂るの術なり、

【字解】〔不爲家〕　諸注皆産業を治めざる事とす、然れども、果して然らば絶嗣の二字解すべからず、

瞽瞍爲舜父、而舜放之、象爲舜弟、而舜殺之、放父殺弟、不可謂仁、妻帝二女、而取天下、不可謂義、仁義無有、不可謂明、詩云、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、信若詩之言也、是舜出則臣其君、入則臣其父、妾其母、妻其主女也、

此一小段は前後に烈士を言ふと關係なし、恐らくは錯簡ならん、

【講説】瞽瞍は舜より言へば其父なるに、舜は之を逐ひ、象は舜に取て其弟なるに舜は之を殺せり、父を放ち弟を殺せし所行は仁と謂ひ難し、堯帝の二女娥皇女英を妻とし、之を手段として天下を取りたるは義と謂ひ難し、仁義兩つながら缺けたるに因れば道理に明なりと謂ひ難し、詩經に云ふ天の覆ふ所の土地は遍く王土にして海濱の盡くる所までも盡く王臣に非ざる者なしと、果して此詩の如くならば是れ舜は出でゝ其君を臣とし、入て其父を臣とし其母を婢とし、又其主君の女を妻とせし者なり（詩の言ふ所に反

國亂則治之、主卑則尊之、今有賢子而不爲父、則父之處家也苦、有賢臣而不爲君、則君之處位也危、然則父有賢子、君有賢臣、適足以爲害耳、豈得利焉哉、

第三大段の第二小段なり、斷、

【講說】臣をして言はしむれば孔子は元來孝悌忠順の道を知らざるなり、孔子の言に從へば有道の者は外に於て君臣となるを得ず、內に於て父子と爲るを得ざるか、(有道者人の臣子たるを得ず、又何人も有道者の君父と爲るを得ずとの意なり)父たる者が賢子を得たしと願ふは家貧しき時は彼れ之を富まし、己苦しむ時は彼れ之を樂ましむるを以てなり、君の賢臣を得たしと望むは、是れ亦國の亂れたる時は彼れ之を治め、己輕んぜらるゝ時は彼れ之を尊うするを以てなり、然るに今賢子あるも父の益とならず、賢臣あるも君の益とならず、父にして父に非ず、君にして君に非ざらんか、父の家政は難澁にして君の地位は危險なり、然るときは父の賢子あり君の賢臣あるは、反て害とこそなれ、如何にして利なるを得んや、

所謂忠臣者、不危其君、孝子不非其親、今舜以賢取君之國、而湯武以義放弑其君、此皆以賢而危主者也、而天下賢之、

第三大段の第三小段なり、賢臣の危險を證す、

【講說】謂はゆる忠臣は其君を危うせず、孝子は其父を不是となさゞる者なり、然るに舜は賢に因て其君堯の國を取り、湯武は義に因り其君桀紂を放逐し弑殺せり、此れ皆賢なるを以て其君主の危害を爲せし者なるに天下の人は反て斯かる不忠の臣を尊崇す、(甚だ誤れりとの意を含む)

【字解】〔天下賢之〕　此賢の字、論語の賢々好色の上の賢に均しく、尊ぶ義なり、

古之烈士、進不臣君、退不爲家、

今夫上賢任智無常、逆道也、而天下常以爲治、是故田氏奪呂氏於齊、戴氏奪子氏於宋、此皆賢且智也、豈愚且不肖乎、是廢常上賢則亂、舍法任智則危、故曰、上法而不上賢、』 第二大段の第二小段なり、逆道を説て斷案を下す、

【講説】今彼の賢を尊び智に任せ常則なきは逆道なり、然るに天下の人常に此れを以て政治の道となす、其結果田氏は齊に於て呂氏の位を奪ひ、戴氏は宋に於て子之の國を奪へり、此の田氏と云ひ、戴氏と云ひ皆賢德あり才智あり、何とて愚にして不肖なる人ならんや、左れば常道を廢し賢德を尊べば亂れ法度を外にし才智に任ずれば危し、故に古人も法を尊んで賢を尊ばずと言へり、

【字解】〔田子〕 數ば前に出づ、田成子の事なり、〔呂氏〕 齊君を指す、齊の開祖太公望姓は呂名は尚、〔戴氏〕 子罕を謂ふ、戴公の裔なるを以てなり、〔子之〕 子は宋の姓之は宋君の名、〔上〕 尙に同じ、たつとぶ、

記曰、舜見瞽瞍、其容造焉、孔子曰、當是時也、危哉天下岌岌、有道者、父固不得而子、君固不得而臣也、』 第三大段の第一小段なり、案

【講説】記錄に載す、舜已に天子となつて父の瞽瞍に遇ふ毎に其容貌は如何にも心苦し氣なりと、孔子之に就て言はれけるは、此時に方り君臣父子の大倫其秩序を亂り天下不安の狀眞に危險なり、蓋し有道の人に至つては父と雖も之を子とするを得ず、君と雖も之を子とするを得ざればなりと、

【字解】〔瞽瞍〕 舜の父、〔造〕 蹙に同じ、〔岌々〕 不安なり、

臣曰、孔子本未知孝悌忠順之道也、然則有道者、進不得爲臣主、退不得爲父子耶、父之所以欲有賢子者、家貧則富之、父苦則樂之、君之所以欲有賢臣者、

而不能以畜舜、舜自以爲賢、而不能以戴堯、湯武自以爲義、而弑其君長、此明君且常與、而賢臣且常取也、故至今爲人子者、有取其父之家、爲人臣者、有取其君之國者矣、父而讓子、君而讓臣、此非所以定位一敎之道也、』第一大段の第三小段なり、堯舜の禪讓と湯武の放伐とが君臣の道に非ざるを論ず、

【講說】夫れ明君と謂はるゝ人は其臣下を養ひ臣下として之を扱ふ能力ある者なり、賢臣と謂はるゝ人は法刑を明にし、官職の能く整ふやうになして其君主を奉戴するの能力ある者なり、然るに今堯は自ら明君なりとなすも反て舜を臣下として扱ふ能はず、舜は自ら賢臣なりとなすも反て堯を君として戴く能はず、湯武は自ら義人なりとなすも反て其君長を弑せり、此等の事實を概念するに明君は常に人に與へがちにして賢臣は常に取りがちなり、左れば今日に及びても堯舜湯武の所爲先例となり父の家を取る子あり、君の國を取る臣あり、左れば父にてありながら其子に讓り君にてありながら其臣に讓るが如きは君臣の位を定め父子の敎を一にすべき所の仕方に非ず、

臣之所聞曰、臣事君、子事父、妻事夫、三者順則天下治、三者逆則天下亂、此天下之常道也、明王賢臣而不易也、則人主雖不肖、臣不敢侵也、』第二大段の第一小段なり、常道を說く、

【講說】臣の聞きし所の語に曰く、臣は君に事へ、子は父に事へ妻は夫に事ふ、此の三者順なれば天下治まり、逆なれば天下亂る、此は天下の常道なりと、明主賢臣に拘らず臣の君に事ふると云へる原則は不變なれば從て人君縱令不肖なりとも臣下は敢て之を侵すことなし、

天下皆以孝悌忠順之道爲是也、而莫知察孝悌忠順之道而審行之、是以天下亂。第一大段の第一小段なり、世人忠孝の實を知らざるを言ふ、一篇の綱領なり、

【講説】天下の人皆父兄に孝弟を盡し君上に忠順なることを以て然るべき事となす。然るに孝弟忠順の道を研究して明確に之を行ふことを知る者なし、之が爲に天下治まらず、

【字解】〔悌〕善く兄に事ふるを悌と曰ふ、

皆以堯舜之道爲是而法之、是以有亂君、有曲父、堯舜湯武、或反君臣之義、亂後世之教者也、堯爲人君而君其臣、舜爲人臣而臣其君、湯武爲人臣而弑其主、刑其尸、而天下譽之、此天下所以至今不治者也。第一大段の第二小段なり、堯舜を標準とするの不可を論ず、

【講説】眞の孝弟を知らざるの事實は世人が堯舜の道を是なりとして之を標準とするに在り、堯舜を標準とするが故に、亂虐の君あり、非道の父あるなり、何となれば堯舜湯武の諸人は或は君臣の義に背き或は後世の教を害せし者なればなり、但し堯は人君の身を以て其臣たる舜に位を禪て之が臣となり、舜は人臣の位を以て其君たる堯の禪を受けて之が君となり、殷の湯周の武王は人臣の身分を以て其君を弑し其君の遺骸に向つて刑を加へたり、然るに天下の人は此の如き亂虐の事を譽む、此れ天下の今日に至るまで治まらざる源因なり、

【字解】〔刑其尸〕周の武王紂の死せし處に至り三たび其尸を射たる後車を下り又劍を以て擊ちし事を指す、

夫所謂明君者能畜其臣者也、所謂賢臣者、能明法辟、治官職、以戴其君者也、今堯自以爲明、

謂ふ、豈に誤ならずや、又一篇の論旨作者の特色なるに、陳深は殊に雅馴ならずと謂ふ、豈に觀察點を失ふに非ずや、而して太田方は以て韓子の筆に非ずとし、依田利用の如きも亦之に雷同し「徒に無用の辯を騁し謬悠不儻」との言を以て之が說明を試む、此等は皆儒者の見地より爾か云ふに過ぎず、蓋し韓非が歷代の聖人を罵倒せる此篇より甚しき者あらず、孔子を以て孝弟忠順の道を知らずとなすに至る、是れ固り儒者の耳を掩うて聞くを厭ふ所、而して彼れ思想界の先天的に多樣なるを知らず動もすれば老莊をも其道に附會せんとするの癖あり、其竟に調和すべからざるの處に遇ふや、往々回護して其手筆に非ずとす、其此篇に於ける亦此の如きのみ、善いかな津田鳳卿の說や、曰く「歷聖を貶駁し世主を警策す、此は是れ老禪佛を罵り祖を詈るの手段、恐らくは其名を取て實を忘るゝなり」と、未だ全く肯綮に中らずと雖も他の諸家に比すれば皮相の見を脫する者と謂ふべし、然れども注文の中に於ては則ち此篇の贋作なる事を言ふ、是れ亦矮人の觀場のみ、

【分段】全篇分つて七大段となす、第一大段は篇首より此非所以定位一教之道也に至る忠孝の標準を失ふ所以を論ず、第二大段は臣之所聞曰より上法而不上賢に至る、賢智の法に若かざるを論ず、第三大段は記曰舜見瞽瞍より天下賢之に至る、賢智の害を論ず、第四大段は古之烈士進不臣君より天下之惑術也に至る、烈士の害を論ず、第五大段は孝子之事君也より專心於事主者爲忠臣に至る、忠臣の道を論ず、第六大段は古者黔首より治國用民之道失矣に至る、刑賞の必要を論ず、第七大段は、故世臣多不言國法而言從横より結尾に至る內治の急務なる所以を論ず、但し此段の前を承くるや木を以て竹に接するが如く、虛言非所以成治也の一句僅に上文と關係あるが如きも、從横云々は到底突出を免れず、故に余は思ふ此篇は恐らくは結穴數行の文字を逸せる者にして末一段は攙入に外ならずと、

言として其眞理を沒するを得んや、

文評

先づ顯學を析し、次に儒墨を析し、儒の末派を擧ぐ一節、墨の末派を擧ぐる又一節、儒墨の八分三離より其歸着する所なきを論結し、堯舜の儒墨を生ずるより其判斷し難きを論結し、愚誣の二字を以て孔墨を收め、雜反の二字を以て八派三別を收め斷ずるに明主不受也の一句を以てす、論理明晰、殆ど喙を容るべきなし、次段の章法觀るべき處は「上兼禮之」と「人主兼禮之」の二大束中、前者には「以爲儉而禮之」と「以爲孝而禮之」の二小束あり、後者には「以爲廉而禮之」と「以爲寬而禮之」との二小束あり、兩々相對して骨節を成す是なり、其參驗の必要を說かんとするや、之を始るに相劍の喩を以てし、之に次ぐに相馬の喩を以てし而して終に相士の本意に入る此の如くにして文局一新、面目異あるを覺ゆ、直箭圜木の喩に至ては適然必然の利害可不可を說くに於て解頤の妙あり、殊に「乘者非一人、射者非一發也」の二句愈よ出て愈よ精、喩より喩を生ずるの伎倆、夷の思ふ所に非ず、脂澤粉黛の一喩亦之と伯仲の間に在り、而して前者は喩長くして正意短きが故に後者は正喩の長短相齊しく偏枯の弊を避けたるが如き豈に亦詳略の法を觀るに足らずや、張榜の「極其豁達從橫」と曰ひ、孫鑛の「陡折轉絕有力」と曰へるの類、唯其一端を評せるのみ、此篇の總評としては尙ほ恨なしとせず、

韓非子卷二十

忠孝

【篇旨】此れ本書の第五十一篇にして世の謂はゆる忠孝を非として刑賞の必要を說くに由り以て名となす、原注に云ふ是の篇堯舜湯武賢人烈士を貶駁し下從橫の言に及び、總て虛談用ふべからず、惟だ當に本を務め用を節するを以て先となすべし、放言忌むなし、是れ老莊の遺孽讀者之を審にせよと、陳深曰く、此篇殊に雅馴ならず、莊周謂はゆる謬悠の說、端崖の詞、時に縱舍して儻ならず、讀者別に隻眼を具せよと、文中老莊者流を排する處あるに原注は老莊の遺孽なりと

民智に從ふべからざる事を論結す、

【講說】夫れ民智の用ふるに足らざる事は亦明白なりとす、故に士を取て賢智を求め政を爲して民心に從ふは皆亂の源因にして政治の能力なき者なり、

槩論

此篇一見すれば頭緒頗る多く、大主意を概括すべからざるの觀あり、原注の如きは則ち曰く、「寬則寵名譽之人、急則用介冑之士、所養非所用、非所用所養、一篇主意在此數句」と此數句固り緊要ならざるに非ず、然れども五蠧篇に於ても亦已に之を言ひ此篇の專にする所に非ざれば未だ以て肯綮を得たりと謂ふべからず、蓋し此篇題するに顯學を以てし、而して顯學の儒墨なることは本文の明言する所、故に知る作者の本意は儒墨を排するに在ることを、彼れ言はずや「愚誣之學、雜反之行、明主不受也」と、而して其愚誣なる所以、雜反なる所以を說くに至つて麻姑の痒を搔くが如く、後の儒墨が孔墨の眞を得ざるより推論して儒墨が堯舜の眞を得ざるに及ぶ、老吏の獄を斷ずるも亦恐らくは之に過ぎざらん、其れ然り窮民保護の一段は學者の慈善政略に反對せし者なり、揚儒墨俠の四者を合論せし一段は學者の無益有害を喝破せし者にして儒墨之が主たり、揚は主中の客たり、俠は客中の客たり、人主聽言の一段は學者の空辯を排斥せし者、鍛錫青黃言の一段は學者の言貌を以て取るべからざることを指示せし者、磐石の一段は學者の恩德を貴ぶは法家の威力を貴ぶに如かざるを提醒せし者、適然必然の一段は學者の愚誣を證明せし者、民心の一段は學者の人民本位を打破せし者、一として學者の根據を覆へして其勢力を滅さんとせし者に非ざるはなし、此を以て前後を通觀するときは多端紛緒の間尙ほ自ら一條の針線を尋ぬるに難からず、若し夫れ一篇の歸宿する所を求めんか、「明主擧實事、去無用、不道仁義之故、不聽學者之言」の四句に在らん歟、抑も此等の議論は强ち珍とするに足らず、此篇の特色となすべき者は必然適然の比較と民智不足用の說明に外ならず、共に切實の意見にして政治家たる者此の操持と此の膽略とを缺くを得ず、就中民智不足用の論は是れ商君の「民不可與謀始」と其揆を一にし、苟も人を以て言を廢せざる以上、豈に異端者流の

今上急耕田墾草、以厚民産也、而以上爲酷、脩刑重罰、以爲禁邪也、而以上爲嚴、徵賦錢粟、以實倉庫、且以救饑饉備軍旅也、而以上爲貪、境内教戰陣、閲士卒、幷力疾鬬以禽虜也、而以上爲暴、『此四者所以治安也、而民不知悅也』、第八大段の第三小段なり、人民己の利益なる事に反對するを論ず、

【講説】今や政府の田を耕し草を刈る事を督責するは民の生産を豊にする爲なり、然るに人民は上を以て酷となし、刑を整へ罰を重んずるは邪を禁ずるの意に出づ、然るに人民は上を以て嚴となし、金錢米穀を徵收して倉庫を充たすは備荒貯蓄と軍隊の糧食に給せんとするなり、然るに人民は上を以て貪となし、國中に戰爭を教へ士卒を練習するは力を幷せて奮闘し敵を擒にせんが爲なり、然るに人民は上を以て暴となす、此の四箇條は治安を謀る所以なるに人民は之を悦ぶことを知らざるなり、

夫求聖通之士者、爲民智之不足師用、昔禹決江濬河、而民聚瓦石、子産開畝樹桑、鄭人謗訾、禹利天下、子産存鄭、皆以受謗、』第八大段の第四小段なり、人民の大智の人を害とするを論ず、

【講説】夫れ聖明通達の士の必要あるは民智の用ふるに足らざるが爲なり、昔し禹は洪水の時江を切落し、河を浚へて水害を除きしに人民は反て瓦石を投付けぬ、子産は田を拓き桑を栽ゑしめ民利を謀りけるに人民は反て之を譏謗に及びぬ、禹は天下の利を成し、子産は鄭國を保全せしも皆非謗を免れざりき、

夫民智之不足用亦明矣、故擧士而求賢智、爲政而期適民、皆亂之端、未可與爲治也、』第八大段の第五小段なり、

とを得らるべしと、是れ游說上の巫祝にして何等の効驗なき者なるが故に法度を心得たる君主は受けざる所なり、

【字解】〔儒者飾辭〕儒者の二字衍、否ざれば脫文あり、

故明主擧實事、去無用、不道仁義者故、不聽學者之言。』第七大段の第七小段なり、具體的に適然必然の取舍を論定す、

【講說】故に明主は實功を重んじ無用を斥け、仁義の事を唱へず、學者の言を聽かず、

【字解】〔仁義之故〕之の字舊と者に作る、徂徠云ふ當に之に作るべしと、王先愼亦同說、其考證集解に出づ、〔故〕事なり、

今不知治者必曰、得民之心、欲得民之心、而可以爲治、則是伊尹管仲無所用也、將聽民而已矣。』第八大段の第一小段なり、政治の道は民心を得るに非ざるを論ず、

【講說】今政治の道を知らざる者は民の心を得よと曰はざるなし、民心を得ることを期しさへせば以て世を治むべきならんか、伊尹管仲の如き大政治家も其術を用ゆる所なく、唯だ民意に從ふあるのみ、

民智之不可用、猶嬰兒之心也。』

夫嬰兒不剔首則腹痛、不揊痤則寖益、剔首揊痤、必一人抱之、慈母治之、然猶啼呼不止、嬰兒子不知犯其所小苦致其所大利也。』第八大段の第二小段なり、人民の遠慮なきを論ず、

【講說】民智の用ふるに足らざるは宛も小兒の心の如し、小兒は頭を剃らざれば頭痛加はり、腫物を潰さゞれば毒を增す者なり、扨頭髮を剃り腫物を潰すには一人小兒を抱き、慈母の手にて之を行ふなり、然るに小兒は猶ほ啼き叫びて止まず、是れ小兒は頭を剃り腫物を潰すの小苦を押切て全治の大利を來すべき事を知らざるが故なり、

【字解】〔腹〕下句の寖に對して副詞ならざるべからず、故に集解に從て複に改む、重れてなり、〔揊〕拔くと訓す、切開なり、

之仁義、無益於治、明吾法度、必吾賞罰者、亦國之脂澤粉黛也、故明主急其助、而緩其頌、故不道仁義、』第七大段の第五小段なり、賞罰の必然なるを論ず、

【講説】故に毛嬙西施の美貌に感心すればとて己が顔が美麗となる次第にもあらで何等の益なし、然るに紅白粉を施せば持前より一倍美となるべし、先王の仁義を言ふは政治に益なきこと猶ほ美人を羨むの益なきが如し、而して自國の法度を明にし自國の賞罰を確にするは國に取つて紅白粉なり、故に明主は其役に立つべき者を急務とし、美名を等閑にす、故に仁義を言ふことなし、

【字解】〔毛嬙西施〕皆美人の名、嬙一に嗇に作る、〔脂澤粉黛〕脂は口紅、澤は髮油、粉は白粉、黛は眉墨、〔其助〕法度賞罰、〔頌〕稱譽なり仁義の美名を謂ふ、

今巫祝之祝人、曰使若千秋萬歲、千秋萬歲之聲聒耳、而一日之壽、無徵於人、此人所以簡巫祝也、『今世儒之說人主、不言今之所以爲治、而語已治之功、不審官法之事、不察姦邪之情、而皆道上古之傳、譽先王之成功、儒者飾辭曰、聽吾言、則可以霸王、此說者之巫祝、有度之主不受也、』第七大段の第六小段なり、霸王の說必然に非ざるを論ず、

【講説】今神降し神主等は人を祝し汝をして千秋萬歲ならしめんと曰ふ、千秋萬歲の聲は耳に喧しきも一日の壽命たりとも其人に證跡あることなし、此れ人が巫祝を輕蔑する所以なり、今日儒者の君主に說くや、現時に於て世を治むべき方法を言はずして過去に於ける治世の功を言ひ、官法の事を審にせず姦邪の情を察せず、皆上古の傳說を唱へ先王の成功を稱贊し、妄に辭を飾つて曰く、吾言を聽かば霸王たるこ

不恃賞罰而恃自善之民、明主弗貴也、何則國法不可失、而所治者非一人也、『第七大段の第二小段なり、他を恃むべからざるの正意、』

【講說】賞罰を恃まずして自ら善を爲すの人民あるべき事を恃むが如きは明主の貴ばざる所なり、何となれば國法は失ふべからずして治むる所の民は一人に非ず、萬一自ら善く爲す者ありとも例となし難ければなり、

故有術之君、不隨適然之善、而行必然之道、『第七大段の第三小段なり、論斷』

【講說】故に手段を知るの君は偶然の善に放任せずして必然の效果ある道を行ふ、

【字解】〔適然〕偶然なり、

今或謂人曰使子必智而壽、則世必以爲狂、夫智性也、壽命也、性命者非所學於人也、而以人之所不能爲說人、此世之所以謂之爲狂也、謂之不能然、則是諭也、夫諭性也 以仁義教人、是以智與壽說人也、有度之主不受也、『第七大段の第四小段なり、仁義の必然に非ざるを論ず、』

【講說】今或人他人に向ひ君をして必ず智慧あつて長命ならしめんと曰はゞ、世人狂人となすに相違なし、夫れ智慧は性分なり長生は天命なり、倶に人より傳授せらるべき者に非ず、然るに人力の及ばざる所を以て人に說くが故に世人は之を狂と謂ふに外ならず、今仁義を以て人に敎ふるは宛も智と壽とを人に說くと一般なり、故に法度を心得たる人君は此の如き議論を容れず、

【字解】〔謂之不能然云々〕此三句は脫誤あり、否らざれば衍文なり、徂徠の如き強て解釋を下せしも到底通ずべからず、

故善毛嬙西施之美、無益吾面、用脂澤粉黛、則倍其初、言先王

【字解】〔悍〕強く逞しきなり、〔虜〕奴隷なり、

夫聖人之治國、不恃人之爲吾善也、而用其不得爲非也、恃人之爲吾善也、境内不什數、用人不得爲非、一國可使齊、爲治者、用衆而舍寡、故不務德而務法、

第七大段の第一小段なり、自己本位なるべきを論ず、

【講説】夫れ聖人は國を治むるに他人が我れに對し恩惠的に善をなすことを恃まず、彼れをして不善を爲すことを得ざらしむべき制裁を用ゆ、人の善をなすことを恃むときは一國を舉げて此の如き人十數に過ぎず、我が制裁を恃むときは全國をして齊く服從せしむべし、政治を爲すの道は多數に効力ある方法を用ゐて少數に効力ある方法を舍つるに在り、故に德を務めずして法を務む、

夫必恃自直之箭、百世無矢、恃自圜之木、千歲無輪矣、自直之箭、自圜之木、百世無有一、然而世皆乘車射禽者何、隱括之道用也、不恃隱括而有自直之箭自圜之木、良工不貴也、何則乘車者非一人、射者非一發也、

第六大段の第二小段なり、他の恃むべからざるを喩ふ、

【講説】夫れ天然に直なる竹を恃めば百代を經るとも矢を得難く、天然に圜き木を恃めば千年も車輪を造り難からん、則ち天然に直なる竹、圜き木は百代に一本も得られざるに世人は皆車に乘り鳥を射るは輪あり矢あるに非ずや、是れ他なし隱括の道とて矯め削るの法を用ゆればなり、隱括を恃まずして自然に直き竹圜き木あるも良工は貴ばざるなり、何となれば車に乘る者一人に非ず弓を射る者一發に止らず、到底需用を充すに足らざるなり、

ず、木偶の數百萬ありとも强と謂ふべからず、千里の磐石は大ならざるに非ず、百萬の木偶は多からざるに非ず、然れども富强と稱するを得ざる所以は、磐石の地たる不毛にして米を產せず、象人の物たる死物にして敵を防がしむる能はざればなり、今官を買ひたる商人及び技藝を以て俸給を受くる者は耕作せずして生活をなす、是れ地ありと雖も墾せざるが故に磐石と一理なり、儒俠は軍功なくして顯榮を得、是れ使役の用なき人民なれば木偶と同樣なり、夫れ磐石木像を禍とするを知るも、不墾の地不使の民と云ふべき官商儒俠を禍とするを知らざるは是れ推理の能力なき者なり、

【字解】〔一貫〕 貫は條なり、一すぢと云ふが如し、〔象人〕 木偶、

故敵國之君王、雖說吾義、吾弗入貢而臣、關內之侯、雖非吾行、吾必使執禽而朝、是故力多則入朝、力寡則朝於人、故明君務力、　第六大段の第二小段なり、力の必要を論ず、

【講說】故に敵國の君主が吾義を悅ぶとも吾れ之が爲め其國に朝貢して臣下とならじ、(彼の恩我を服するに足らず)關內侯と雖も吾が行を譏らば吾れ必ず彼をして禽を贄とし、我に朝貢せしむべし、(我の威彼を制するに足る)是れ故に力多ければ人我れに朝し、力少ければ我れ人に朝す、斯く人を制すると人に制せらるゝとは力の如何に因るを以て明君は力の養成を專一とす、

【字解】〔關內之侯〕 古へ畿內の子男を通稱す、〔執禽〕 禽鳥は大夫以下用ゆる所の贄なり、

夫嚴家無悍虜、而慈母有敗子、吾以此知威勢之可以禁暴、而德厚之不足以止亂也、　第六大段の第三小段なり、恩威の優劣を斷ず、

【講說】夫れ嚴格なる家には荒々しき奴僕なく、慈愛深き母には不出來の子あり、吾れ此れに由て威勢に暴を禁ずるの力あり、仁厚は亂を止むるの力なきを知る、

尼も其鑑定違なきを得ず、之を官職に試み、其功績を課するときは凡庸の輩と雖も其愚智を辨ずるを得べし、

【字解】〔鍛錫〕考工記に劍を治むる必ず錫を以てすとあり、〔區冶〕區は歐に同じ、刀工の名、〔靑黃〕劍色なり、〔形容〕津田鳳卿云ふ形上恐らくは察を脫すと今之に從つて補ふ、〔就駕〕馬を車につけるなり、〔觀容服聽辭〕子羽宰予の事を指す、

故明主之吏、宰相必起於州部、猛將必發於卒伍、『夫有功者必賞、則爵祿厚而愈勸、遷官襲級、則官職大而愈治、夫爵祿大而官職治、王之道也、』第五大段の第四小段なり、人を用ゆるの方法を論ず、

【講說】左れば明主の官吏を擧ぐるや、宰相は必ず先づ地方官を勤めたる者にして其政績を知り之を要路に入るゝなり、又猛將は必ず先づ卒伍に在りし者にして其武略に因り之を將軍に任ずるなり、夫れ功ある者を賞して違はざれば爵祿の厚きに從つて益す奮發し、順次に榮遷升級せしむるときは、官職の大なるに從つて益す治まる、斯く爵祿の大なるほど官職の治まるは王業の道なり、

磐石千里、不可謂富、象人百萬、不可謂彊、石非不大、象人非不衆也、而不可謂富彊者、磐石不生粟、象人不可使拒敵也、『今商官技藝之士、亦不耕而食、是地不墾、與磐石一貫也、儒俠毋軍勞、顯而榮者、則民不使、與象人同事也、』夫知禍磐石象人、而不知禍商官儒俠爲不墾之地、不使之民、不知事類者也、』第六大段の第一小段なり、實用なき四種の民を擧ぐ、

【講說】磐石の地廣さ千里に及ぶとも富と謂ふ可から

【講説】澹臺子羽は君子の容貌ありしが仲尼は其此の如くなるを見て之れを取れり、然るに起居を同うする事久しきに及び、彼の行が其容貌に稱はざるを知りぬ、宰予の言辭は優雅にして文采ありしかば、仲尼は其此の如くなるを見て之を取れり、然るに起居を同うする事久しきに及び、彼の行が其辯口に及ばざるを知りぬ、故に孔子の言はれけるに、容を以て人を取るの點に於ては子羽に誤り、言を以て人を取るの點に於ては宰予に誤れりと、故に仲尼の智を以てするも尙ほ眞相を得ざるの聞えあり、今の新しき辯説家は宰予よりも妄なるに、世の人主の之に惑ふは仲尼より甚しく、其議論を悅ぶが爲に其人を用ゆるとすれば何として誤ることなきを得んや、左れば魏は孟卯の辯を信用して華下に於ける敗軍の禍あり、趙は馬服の辯を信用して長平敗軍の禍ありき、此の二箇條は漫に辯舌を信用せし過失なり、

【字解】〔澹臺子羽〕名は滅明、子羽は字、〔幾〕猶ほ視の如し、〔宰予〕字は子我、孔子の弟子、〔華下〕華山の下、亭名、〔馬服〕趙奢の子括、

夫視鍛錫而察青黃、區冶不能以必劍、水擊鵠鴈、陸斷駒馬、則臧獲不疑鈍利、發齒吻形容、伯樂不能以必馬、授車就駕、而觀其末塗、則臧獲不疑駑馬、觀容服、聽辭言、仲尼不能以必士、試之官職、課其功伐、則庸人不疑於愚智、　第五大段の第三小段なり、參驗の要を論ず、

【講説】夫れ鍛ひたる錫の質を視て劍色を察するときは區冶の如き名工と雖も其鑑定違なきを得ず、然るに水に鵠雁を擊ち陸に駒馬を斷るときは奴婢の如き無智の輩と雖も其利鈍を辨ずるを得べし、馬の唇を開き形容を察せしのみにては相馬を以て名高き伯樂と雖も其鑑定違なきを得ず、然るに之に車を援け其行先を觀るときは臧獲の如き無智の輩と雖も亦其駿駑を辨ずるを得べし、人を相するに於ても之と同じく、其容貌服裝を觀其言語辭令を聽くのみにては、仲

難の場合には武士を必要とす、此の如く養ふ所の者は必要の人に非ずして、必要の人は平日之を養はず、此れ國の亂るゝ所以なり、

且夫人主之聽於學也、若是其言、宜布之官而用其身、若非其言、宜去其身而息其端、今以爲是也、而弗布於官、以爲非也、而不息其端、是而不用、非而不息、亂亡之道也、（第五大段の第一小段なり、言論の是非に關し、兩つながら其處置を得ざるを論ず、）

【講説】且つ夫れ人主が學者の言論を聽くや、若し之を是とせば、宜しく其人を用ひて官吏に列せしむべく、若し之を非とせば、又宜しく其人を退けて其議論の端を止むべし、然るに今や之を是として其人を登庸することなく、之を非として其説を撲滅することなし、是として用ひず非として止めざるは亂亡を招くの道なり、

澹臺子羽、君子之容也、仲尼幾而取之、與處久、而行不稱其貌、宰予之辭、雅而文也、仲尼幾而取之、與處久、而智不充其辯、故孔子曰、以容取人乎、失之子羽、以言取人乎、失之宰予、故以仲尼之智、而有失實之聲、今之新辯、濫乎宰予、而世主之聽、眩乎仲尼、爲悅其言、因任其身、則焉得無失乎、是以魏任孟卯之辯、有華下之患、趙任馬服之辯、而有長平之禍、此二者任辯之失也、（第五大段の第二小段なり、辯舌を信ずるの害を論ず、）

而議說、世主必從而禮之、曰敬賢士、先王之道也、『夫吏之所稅耕者也、而上之所養學士也、耕者則重稅、學士則多賞、而索民之疾作而少言談、不可得也』第四大段の第二小段なり、儒墨者流を論ず、

【講說】書籍を蓄へ辯論を習ひ、門弟を集め、文學を業として理窟を唱ふる者あれば世の人主必ず從つて之を尊重し以爲らく賢士を敬ふは先王の道なりと、夫れ吏の稅を徵する所の者は農夫なり、然るに上が其稅に因て養ふ所の者は無用遊手の學者なり農夫には重稅を負はしめ、學士には厚賞を給し、斯かる仕方を以て人民が耕作を黽勉して空論する者を少からしめんと欲するも得べからず、

立節參名、執操不侵、怨言過於耳、必隨之以劍、世主必從而禮之、以爲自好之士、『夫斬首之勞不賞、而私鬪之勇尊顯、而索民之疾戰距敵而毋私鬪、不可得也』第四大段の第三小段なり、俠士を論ず、

【講說】節義を立て名譽を高め、操守を維持して人に侵されず、苟も耳に惡口を聞ては必ず之を劍に訴ふる者あれば、世の人主必ず從つて之を尊重し、以爲らく自我を全うする人なりと、夫れ戰に臨み敵首を斬るの功勞を賞せずして私鬪の勇者を寵用し、斯くて人民の戰に奮ひ敵を拒んで私鬪せざるを欲するも得べからず、

【字解】〔參名〕釋文に參は高なりとあり、

國平則用儒俠、難至則用介士、所養者非所用、所用者非所養、此所以亂也、』第四大段の第四小段なり、儒俠を養ふの害を論じて此一段を收む、

【講說】國家泰平の日には儒俠を養ふと雖も、一旦危

【字解】〔疾〕久病なり、〔墮〕惰に通ず、〔旁入〕旁は大なり、周書孔晁注に出づ、

今上徵斂於富人、以布施於貧家、是奪力儉而與侈墮也、而欲索民之疾作而節用、不可得也、

第三大段の第三小段なり、貧民を救ふの弊害を斷じ、學士の說を破る

【講說】今上たる者富人より田畝貨財を徵收して之を貧家に配分するは是れ勤勞儉約の者を剝で奢侈游惰の民を惠むなり、此の如くして民の敏捷に勞働して費用を節減せんと欲するも目的を達するを得じ、

【字解】〔索〕求むるなり、

今有人於此、義不入危城、不處軍旅、不以天下大利易其脛一毛、世主必從而禮之、貴其智而高其行、以爲輕物重生之士也、夫上所以陳良田大宅設爵祿、所以易民死命也、今上尊貴輕物重生之士、而索民之出死而重殉上事、不可得也、

第四大段の第一小段なり、楊子者流を論ず、

【講說】今茲に人ありて危險なる土地に入らず、戰爭に關係せず、天下に取て重大の利益なる事も己が脛の毛一本と交換するを欲せず、此の如き人あらば世の人主必ず因て之を禮重し、其禍を避くるの智を貴び其天下を物の數とせざるの行を高しとし、其外物を輕んじ、生命を重んずるの士となす、夫れ君主が良田大宅を示し爵位祿俸を設る所以は人民をして之が爲に戰場に臨み生命を棄てしめんが爲なり、然るに今君主は外物を輕んじ生命を重んずるの士を尊び、斯て其君主の爲に身を殺さん事を求るも得可らず、

【字解】〔不易脛一毛〕孟子に楊子爲我を取る、一毛を拔て天下を利するも爲さゞるなりと、乃ち知る、此れ楊朱の徒を言ふなり、此篇專ら儒墨を論ずると雖も、併せて楊子に論及せしのみ、

藏書策、習談論、聚徒役、服文學、

矛盾の言行を兼用するの害を論ず、

【講説】以上の如き愚誣の學雜反の論互に相爭の口に於て人主は双方とも之を用ゆるゆゑに、天下の士、議論に一定の方針なく、行動に一定の標準なし、夫れ氷と炭とは長く器を同うし難く、寒と暑とは時を同うして至らず、之と均しく雜反の學は兩立せしめて世を治むる能はず、然るに今異種の學問反對の行動不統一の議論を並び用ゆるとすれば何として亂れざるを得んや、

【字解】〔自愚誣云々〕此三句は云々の爭あるに拘らず人主反て之を兼聽すとの意なり、〔同異〕危急存亡の亡と同じく異の字を重しとす、

聽行如此、其於治人、又必然矣、

第二大段の第四小段なり、以上の餘瀲を言ふ、文法上、上を收め下を起すの句なり、

【講説】君主の聽き行ふこと此の如くならば其人民を治むる上に於て亦之と同樣是非善惡を辨別する能はざらん、

今世之學士、語治者多曰、與貧窮地、以實無資、

第三大段の第一小段なり、學者の説を掲げ反駁の材料とす、

【講説】今日の學士政治論をなす者多く左の言をなす、曰く貧民に土地を給與し以て資力なき者を補充すべしと、

今夫與人相若也、無豐年旁入之利、而獨以完給者、非力則儉也、與人相若也、無饑饉疾疢禍罪之殃、而獨以貧窮者、非侈則墮也、侈而墮者貧、而力而儉者富、

第三大段の第二小段なり、貧富の別は勤儉と怠奢とに由るを論ず、

【講説】且つ思へ別に他人と境遇の異なれるに非ず、均しく豐年大收穫の利益なきに其人獨り不自由なく生活を爲す者は力作若しくは儉約の致す所なり、別に他人と境遇の異なれるに非ず、均しく饑饉疾病又は災難刑罰等の不吉なる源因なきに、其人獨り貧窮を免れざる者は奢侈若しくは怠惰の致す所なり、則ち奢侈にして怠惰なる者は貧しく、勤勞して儉約なる者は富む、

り、〔戾〕 人情に悖るなり、

漆雕之議、不色撓、不目逃、行曲則違於臧獲、行直則怒於諸侯、世主以爲廉而禮之、『宋榮子之議設不鬪爭、取不隨仇、不羞囹圄、見侮不辱、世主以爲寬而禮之、『夫是漆雕之廉、將非宋榮之恕也、是宋榮之寬、將非漆雕之暴也、今寬廉恕暴、倶在二子、人主兼而禮之』、 第二大段の第二小段なり、剛柔を兼重するの無主義なるを論ず、

【講說】漆雕の主義は人に對し顏色屈せず眼睛流れず、己の行不當なるときは奴婢の如き鄙しき者をも懼れて之を避け、己の行正直なれば諸侯をも憚らずして威を逞うするに在り、世の人主此れを氣骨ありとて其人を禮遇す、宋榮子の主義は人施設する所あるも吾れ之と爭はず、人吾れに取る所あるも其れに由て仇怨を結ぶ事なく、牢獄に入れらるゝも面目なしと思はず、人より侮らるゝも耻辱となさゞるに在り、世の人主此れを度量ありとて其人を禮遇す、夫れ漆雕の氣骨を是とすれば宋榮の仁柔を非とすべく、宋榮の度量を是とすれば漆雕の粗暴を非とすべし、今度量氣骨仁柔粗暴の矛盾せる性行倶に此の二人に在り、然るに上たる者双方とも之を禮重す、

【字解】〔漆雕〕 王先愼は上に云ふ漆雕と別人なりとす、〔目逃〕 睛を轉じて避くるなり、〔廉〕 角あるなり、〔臧獲〕 奴婢の賤稱なり、〔囹圄〕 獄舍なり、〔恕〕 包容穩順の意に用ゆ、

自愚誣之學、雜反之辭爭、而人主倶聽之、故海內之士、言無定術、行無常儀、『夫氷炭不同器而久、寒暑不兼時而至、』雜反之學、不兩立而治、今兼聽雜學繆行同異之辭、安得無亂乎』、 第二大段の第三小段なり、

段なり、儒墨の愚誣なることを斷ず、

【講說】證據なきに拘らず確信する者は愚人なり、確信する能はざるに拘らず之を根據とする者は詐僞師なり、故に公然先王を根據とし堯舜を確信する儒墨の輩は愚人に非ざれば則ち詐僞師なり、無知僞論の學（儒墨）駁雜矛盾の行（儒の八派、墨の三派）は明主の取らざる所なり、

【字解】〔參驗〕參考研究なり、此處にては寧ろ其結果として用ゆ、〔雜反〕從來の注は誤解を免れず、雜は孔墨にして純粹ならざるなり、反は各派の矛盾なり、

墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月、世主以爲儉而禮之、儒者破家而葬、債子而償、服喪三年、大毀扶杖、世主以爲孝而禮之、夫是墨子之儉、將非孔子之侈也、是孔子之孝、將非墨子之戾也、今孝戾侈儉、倶在儒墨而上兼禮之、第二大段の第一小段なり、儒墨の兼重するの無主義なるを論ず、

【講說】墨者は薄葬を主とするが故に其葬禮には冬日には冬服を用ゐ、夏日は夏服を用ひ、棺は桐にて作り、喪は僅に三日に過ぎず、世の人君は此れを儉約なりとて其人を尊び任用す、儒者は之と反對にて葬を爲す場合には殆ど家產を傾け、其子を質に入れ奴隷となしても費用を融通し、三年の喪に籠り、悲哀の餘り瘠て骨のみとなり、杖に扶けられて步立する有樣なり、世の人主は此れを孝行として其人を尊び任用す、夫れ墨子の儉約なる薄葬を是とする時は孔子の奢侈なる厚葬を非とせざるを得ず、孔子の孝道を是とする時は墨子の非道を非とせざるを得ず、孝道と非道、儉約と奢侈、此等の矛盾せる德義は倶に儒墨の上に在り、然るに上たる者儒墨の双方を尊重す（無意味なりとの意を含む）

【字解】〔墨子之葬〕墨子に節葬三篇あり、薄葬の必要を說く、〔服喪三日〕墨子公孟篇に云ふ、子三年の喪を以て三日の葬を非とす、是れ猶ほ倮の撅者を不恭と謂ふが如しと、倮は裸なり、撅は裾を引擧ぐるなり、〔償〕支辨と云ふが如し、〔大毀〕大に瘦せ衰へ骨出づるな

後世之學乎』、第一大段の第四小段なり、何れの派か眞正なるや知るべからざるを言ふ、

【講說】右に據れば孔子墨子の後、儒者は分れて八派となり、墨者は離れて三派となり、双方とも各派の取舍する所相反し、儒と云ふも一致せず、墨と云ふも相違せり、然るに何れも孔子の眞傳を得たり、墨子の正嫡なりと謂ふ、左れど孔子墨子は倶に再生せざるが故に誰をして後世の儒墨に就き孰れか正統なることを決定せしむべき、

孔子墨子倶道堯舜、而取舍不同、皆自謂眞堯舜、堯舜不復生、將誰使定儒墨之誠乎』、第一大段の第五小段なり、孔墨の中、孰れが堯舜の道を得たるや知り難きを言ふ、

【講說】孔子も墨子も堯舜の道を唱ふれども取舍する所同じからず、然るに何れも自ら我こそ眞正なる堯舜の道なりと謂ふ、左れど堯舜再生せざるが故に、誰をして儒墨に就き孰れか誠に堯舜の道なるやを決定せしむべき、

殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲、而不能定儒墨之眞、今乃欲審堯舜之道於三千歲之前、意者其不可必乎』、第一大段の第六小段なり、堯舜の道を知るは不可能なるを論ず、

【講說】儒墨の起るや、殷周の際より七百餘歲、堯舜當時の虞夏より二千餘歲にして儒墨が堯舜の眞を得るや否や已に明ならず、然るに今三千年の前に泝つて堯舜の道を審にせんと欲するは恐らく期し難からん、

【字解】〔七百餘歲〕解詁に恐らくは當に千有餘歲に作るべしとあり、諸注家之に從ふ者多し、然れど斯くすると年數は下の三千歲と合するも全く義理を成さず、蓋し當時より逆算せし者となすが故なり、〔意者〕思ふになり、

無參驗而必之者愚也、弗能必而據之者誣也、故明據先王、必定堯舜者、非愚則誣也、愚誣之學、雜反之行、明主不受也』、第一大段の第七小

る、恩愛の威力に若かざるを論ず、第七大段は夫聖人之治國より不聽學者之言に至る、仁義の恃むべからざるを論ず、第八大段は今不知治者必曰より結末に至る、民意の從ふに足らざるを論ず、

顯學の二字を說明す。

世之顯學儒墨也、『儒之所至孔丘也、墨之所至墨翟也、』　第一大段の第一小段なり、

【講說】世に於て大名ある學者とは儒者と墨者なり、而して儒者の最上至極なる人を孔丘とし、墨者の最上至極なる者を墨翟とす、

【字解】〔丘〕孔子の諱、〔墨翟〕宋の大夫、墨子の著者、

自孔子之死也、有子張之儒、有子思之儒、有顏氏之儒、有孟子之儒、有漆雕氏之儒、有仲梁氏之儒、有孫氏之儒、有樂正氏之儒、　第一大段の第二小段なり、儒者の分派、

【講說】孔子の死せし以來、同じ儒者の中に子思、顏氏、孟子、漆雕氏、仲梁氏、孫氏、樂正氏等の儒あり、

【字解】〔子張〕顓孫師の字、〔子思〕名は伋、孔子の孫、魯の繆公の師、〔顏氏〕顏回、〔孟氏〕孟子なり、〔漆雕氏〕孔門漆雕回、〔仲梁氏〕或は云ふ孟子の弟子、或は云ふ仲弓、〔孫子〕或は云ふ孫卿即ち荀子、或は云ふ公孫尼子、〔樂正氏〕孟子の弟子、

自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫子之墨、有鄧陵氏之墨、　第一大段の第三小段なり、墨者の分派、

【講說】墨子の死せし以來、同じ墨者の中に相里氏、相夫氏、鄧陵氏等の墨あり、

【字解】〔相里氏〕南方の墨者、〔相夫氏〕津田鳳卿は胡非氏の誤とす、一滴には相を祖となす、〔鄧陵氏〕莊子に出づ、

故孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三、』取舍相反不同、而皆自謂眞孔墨、孔墨不可復生、將誰使定

る一段亦善く事理を盡し毫髮遺憾なしと謂ふべし、
此篇用ゆる所の喩言一として精妙ならざるなく、守株の喩の如きは千古談柄として傳稱せられ、山居澤居の喩も亦能く人情に通ず、不才子の喩は戰國間に流行せし者にして韓非の獨創に非ず、樓季跛牂の喩と布帛尋常の喩とは秦の李斯屢ば引用して二世に諫ひたる事あり、
此篇の句法に於て特に注目すべき者は段中多く對結を用ひて整齊の文體を成せし點に在り、今試に一二の例を掲ぐれば、

(雖監門之服養、不虧於此矣
雖臣虜之勞、不苦於此矣

(薄厚之實異也
多少之實異也

(世異則事異
事異則備變

(峭其法而嚴其刑也
明主必其誅也

(法禁壞而民愈亂
私行立而公利滅

(政不免於亂
兵不免於弱

(亡地亂政矣
亡地敗軍矣

(安得勿避
安得勿就

顯學

【篇旨】此れ本書の第五十篇なり、舊注に云ふ、顯學は士の積學にして功あるなり、韓文(上于襄陽書)謂はゆる士の能く大名を享け當世に顯るゝ者是なりと、蓋し學問を以て名譽の赫々たる者を謂ふ、而して一篇の主意は學者の無用なることを論ずるに在り、

【分段】全篇分つて八大段となす、第一大段は篇首より愚誣之學、雜反之行、明主弗受也に至る、儒墨の迂誣なるを論ず、第二大段は墨者之葬也より其於治人、又必然矣に至る、性質相反する儒墨を兼用するの害を論ず、第三大段は今世之學士語治者多より欲索民之疾作而節用不可得也に至る、救貧の弊あるを論ず、第四大段は今た於此より所用者非所養、此所以亂也に至る、儒俠を用ゆるは人民に惡例を示す所以なるを論ず、第五大段は且夫人主之聽於學也より王之道也に至る、學者の言論を妄信すべからざるを論ず、第六大段は磐石千里より德厚之不足以止亂也に至

文評

「勁にして波多く、肆にして骨を藏す、故に論奇乃透り難し、是れ韓子の雋」とは孫鑛の評なり、「韓子絶妙の文字」とは張賓王の評なり、「其文の佐奇高妙の若きは則ち西漢以後如かざる遠矣」とは楊愼の評なり「一篇數十萬言、胸中萬斛の泉源の如く滾々竭きず、而して縱橫變化、無中有を生じ、愈よ出で愈よ奇、每段一意、並に雷同せず、看る他の譬中譬あり、喩中又喩、天下の事勢指掌の如し、長篇文字此の如くなるべし」とは無門子の評なり、余は謂ふ局面の濶大なる、文勢の雄健なる、布置の整にして痕なき、用筆の奇にして法に合する、韓非中の絶大文字なり、

此篇一冒頭を立てずして直ちに五蠹の第一たる儒者の論に入るも起勢の堂々たる來龍遙發、遽に其儒者を論ずるの前提たるを覺えず、已にして蠹毒の深淺に從ひ、序を逐うて論じ去れるは槩論に敘したるが如し、而して五蠹の尾を成せる近習商工の二階級は各數行を出でず、短筆を以て一掃せしは繁簡の法固り當に然るべしと雖も、之を前段に比するときは稍や落莫の感なしとせず、其れ然り若し此れを以て、局を結ばんか、龍頭蛇尾に終らんのみ、作者將た如何なる意匠かある、夫れ篇首より此に至るまで五蠹の論は則ち五蠹の論なるも未だ嘗て五蠹の名を附せず結尾に至り始めて題名を說き出し、其害を摘擧して以て前段の各蠹を收むると共に、又全篇を束ね、首尾の權衡是に於てか平なり、而して「此五者邦之蠹也」の一句は筆力萬鈞、寸木の大厦を支ふるが如し、

起手の敘事、簡老朴茂にして易の大傳を讀むの想あり、其上古を敘するや十九句、中古近世は倶に三句、是已に奇なり、三笑を以て之を受け「論當世之事因爲之備」を喚起して玆に持論を揭げ、遙に後の「事因於世而備適於事」を起す、此一節一句法は楊雄『解嘲』の粉本にして崔寔結繩論の淵源する所、「上古競於道德」の三句は前の三時代に應じて其性質を點出し「古今異俗新故異備」を以て時世論を收束す、文法の完密なる點より言へば一篇の擅場なり、儒墨の一段に入るや「奚遽不亂」と云ひ、「民奚遽治哉」と云ひ、「非以爲治也」と云ひ、「不可以爲治也亦明矣」と云ひ正反表裏造句の變化を觀るを要す、儒俠を並擧せし一段、筆鋒快利にして光芒の四射逼視す可らず、說客を論ず

衝突の場合に處すべき方針を疑ふ者なきに非ず、是れ故大西博士をして忠孝の上に立つべき倫理の如何を攻究せしめし所以「君の直臣父の暴子なり」「父の孝子、君の背臣なり」との一論は何れか本位なるやを斷ずる者にして、其結論の當否は姑く置き兎も角此の問題を提出せし韓非の凡識ならざるを認めずんばあらず、

彼れ處士横議の害を以て儒敎に歸し、儒敎の害を以て典籍に歸し、盡く之を廢して易ふるに法と吏とを以てせんとするや則ち曰く「明主の國、書簡の文なく法を以て敎とす、先王の語なし、吏を以て師となすと、昔し孔孟の王道を説く、養敎二項を以て之が大眼目となせしに韓非は養を言はずして使を言ひ敎を言はずして威を言ひ、法典の外文學なく、法官の外敎師なし、老子云ふ、「爲學日益」、又曰く「民不畏威大威至矣」と、是れ韓非の主義を胚胎する者の如し、然れども老子又言はずや「民不畏威如何以威畏之」と韓非は竟に其眞理を解する能はざりしなり、抑も始皇李斯の書を焚き儒を坑にせる、亦「法を以て敎となし吏を以て師となす」の意に非ざるはなし、蓋し學者の弊秦初に至つて極まり、非常手段を行ふに非ざるよりは專制集權の實を擧ぐるに由なく、具眼の士見る所符節を合するが如く、韓非の言ふ所、李斯の行ふ所、亦以て當日の情勢を見るに足る、

「吾をして負郭二頃の田あらしめば六國の相印を佩びざりしならん」とは蘇秦の言なり、孟子が妾婦の道なりと曰ひしは張儀の行なり、合從連衡本と自利の計に出づ、是に於てか六國の離合一に三寸の舌頭に繫り、今日一縣を割き明日一城を失ひ、肥ゆる所は鬼谷門下の腹のみ、今や二子已に逝くと雖も其餘唾を拾ひて其遺利を收めんと欲する説客辯士の機變を弄するや猶ほ故の如し、韓非は社稷の安危を擧げて彼等の齒牙に托するに忍びず、大聲絶叫して其妄を辯じ其姦を訐き稱して必滅の事とし、外交を恃まずして內治を愼むべしと云へるは亦是れ治國の正法眼藏と謂ふべく、「斯城を築くなり、斯池を鑿つなり、民と死を致す」の壯烈に及ばずと雖も尙ほ「天の未だ陰雨せざる牖戶を綢繆する」の槩あり、「猛虎項下の金鈴能く結ぶ者は又能く之を解く」、「說難」の作者にして始めて能く說客の陰情を燭すべし、

て特立の士を養はざるときは、何れの國何れの王室と雖も破滅に及ぶべきは當然の事に屬す、

槩論

韓非の謂はゆる五蠹、一に曰く儒、二に曰く說客、三に曰く俠、四に曰く近習、五に曰く商工是れなり、而して此篇五蠹を並稱して其害を論ずると雖も其間自ら輕重の別あり、蓋し韓非の最も大害とせし所の者は儒者にして說客之に次ぎ、俠又之に次ぎ、近習と商工の如きは殆ど附論帶說の觀なきに非ず、其れ然り其五蠹の名目を揭出するや、輕重の序順に依り、重き者詳、輕き者略、儒者を論ずる處殆ど上半篇に亙るとすれば其全力を用ひし點は此に在りと知るべし、夫れ法治は時代の要求なり而して儒者は變通を知らず、謂はゆる「守株」の見は處士の橫議となり、一政一令之を攻擊して已まず、爲政者をして其煩に堪へざらしむるのみならず、時として君主の心を動かし政治の退步を見るに至らんとす、是れ韓非の其立脚地よりして先づ之を警醒せんと欲したる所以なるが、彼の着眼は世運の變遷に在り「上古競於道德、中世逐於智謀、當今爭於氣力」の三句は古今の事勢を說破して肯綮に中り「如欲以寬緩之勢治急世之民、猶無轡策而御悍馬」とは儒者の急務を知らざる事を非斥せし者にして「聖人不期修古、不法常行、論世之事、因爲之備」とは法治の已むべからざる事を提唱せし者なり、夫れ其謂ゆる「古今俗を異にし新故備を異にす」の理は韓非に非ざるも亦善く之を言ふ者なしとせず、然れども生活の難易より生存競爭の免れざるを說き仁義爭奪の地を易ゆる所以を說明するに至つては社會發達の順序に於て卓然見る所あり切實にして破的なる先秦の諸子誰か復た彼の上に出でん、曰く「垂泣不欲刑仁也、然而不可不刑者法也、先王勝其法、不聽其泣、則仁之不可以爲治亦明矣」と彼の仁となす所は固り孔孟の仁に非ずして其萌芽なる不忍の心、即ち情なるも理を以て情を制すべきを示すや直截と謂はざるを得ず、韓非又公利の相反するを論ずるに製字の意を引き、其例を取るに忠孝の衝突を以てす、夫れ忠ならんと欲すれば則ち孝ならず、孝ならんと欲すれば則ち忠ならず、平內府の取舍に迷ひし所、豈に獨り平內府のみならんや、豈に獨り保平の當時のみならんや、忠孝兩本位を標榜する吾邦に於ては現在其

王之道、以藉仁義、盛容服而飾辯說、以疑當世之法、而二人主之心。『第一節、儒』其言古者、爲設詐稱、借於外力、以成其私、而遺社稷之利。『第二節、說客』其帶劍者、聚徒屬立節操、以顯其名、而犯五官之禁。『第三節、俠』其近御者、積於私門、盡貨賂、而用重人之謁、退汗馬之勞。『第四節、近習』其商工之民、修治苦窳之器、聚沸靡之財、蓄積待時、而侔農夫之利。『第五節、商工』此五者邦之蠹也。『第六節、斷語』『第十大段の第三小段なり、五蠹を點出して其害を論ず』

【講說】右の如く君主の臣民に於ける本末取舍を誤るが故に亂國の社會に於ては學者は先王の道を唱へて仁義を口實とし、堂々たる容貌服裝を以て辯說を飾り、現代の法律を是非して君主の心を惑はし、其議論は空言虛說をなし、外國の力を借りて己の私を營み國家の利を度外視し、其劍を帶ぶる者は徒黨を集め氣節を立てゝ名譽を揚げ五官の禁制を犯し、其近侍の臣は私門の財を積蓄へ賄賂を取込み、權家の爲に周旋して戰闘の勞を盡さず、其商工の民は粗造の器物を美術品に化し、或は奢品を集め、之を蓄へ置き、機會を待て之を賣る、其利農夫に同じ、以上擧ぐる所の五者は皆國の害物なり、

【字解】〔學者〕儒を謂ふ、〔言古者〕古の字衍に非ざれば卽ち談字の誤、〔爲設〕爲は僞に同じ、〔遺〕忘なり、〔帶劍者〕俠を謂ふ、〔近御〕近習なり、〔沸靡〕奢侈なり、〔侔〕均なり、

人主不除此五蠹之民、不養耿介之士、則海內雖有破亡之國、削滅之朝、亦勿怪矣。『第十大段の第四小段なり、五蠹の除かざるべからざるを論ず』

【講說】人君一方に於て此の五蠹を除かず、一方に於

爲に誅せらるゝ事ゆゑ危險ならずや、又家事を擲て兵馬の勞に服する結果家計難澁に至るも上たる者其功を認めて賞せざれば困窮ならずや、危窮の在る所、民何として避けざるを得ん、故に私門に出入して兵役を免る、兵役を免るれば戰爭に遠かり、戰爭に遠かれば則ち安樂なり、又賄賂を行つて當路の人に依る、當路の人に依れば其求むる所を得、求むる所を得れば則ち利益あり、安樂と利益の在る所、何として就くなきを得ん、之が爲め國家に盡す人民少くして私門に歸する人民多し、

【字解】〔故計〕 故を自と改むるは王先愼の說に從ふ、〔爲之〕 國語韋注に爲は猶ほ使の如しとあり、〔解舍〕 放免なり、〔襲當塗〕 之を復するは皁見に出づ、〔求得則私、私安則利之所在〕 上の私の字を利に作り、下の私の字及び安の字を削るは兪樾の說に從ふ、

夫明主治國之政、使其商工游食之民、少而名卑、以寡趣本務而減末作、『第一節、政治の正道』今世近習之請行、則官爵可買、官爵可買、則商工不卑也矣、姦財貨賈、得用於市、則商人不少矣、聚斂倍農、而致尊過耕戰之士、則耿介之士寡、而商賈之民多矣、『第二節、時弊』 ―第十大段の第二小段なり、商工遊民の多きを論ず、

【講說】夫れ明君が國を治むるの政は商工並に游民の數を少くし其名を卑くし、農織の業に赴いて商工の如き末業を減ぜしむ、然るに今世に於ては近習の請託行はるゝが故に官爵を買ふことを得官爵を買ふことを得るの結果、商工も卑しからず、姦財貨賈市に用ゐらるゝ事を得るの結果商人少からず、其收入農に倍す耕戰の士を貴ばずして賣買を事するが故に特立の士少くして商賈となる者多し、

【字解】〔以寡〕 衍文なり、〔姦貨財賈〕 義を成さず、必ず誤あり、〔商人〕 恐らくは工人の誤、

此一小段疑ふべき處あり、

是故亂國之俗、其學者則稱先

是れ秦に用ゐらるゝ者が智にして燕に用ゐらるゝ者が愚なるに非ず一方は治まり一方は亂れ、謀の本づく所異なるが故なり、故に周は秦と緣を絶ち合從をなせしが一箇年にして亡ぼされ、衞は魏と手を切て連衡を爲せしが半箇年にして亡びぬ、是れ周は合從に因て亡び、衞は連衡に因て亡びたるなり、若し周衞の二國從衡の計を急務とせず、其國政を嚴にし、其法令禁制を明にして、信賞必罰を行ひ、其土地の生產力を盡し貯蓄を豐にし、其人民の死力を出さしめて其防備を堅固にせば天下の諸侯其土地を得るも利益少く、其國を攻むれば大に兵を損ずるが故に萬乘の大國孰か兵を堅城の下に挫折し、强敵をして己が疲弊に乘ぜしむる者あらん、右は萬に一も亡びざるの術なり、然るに此の萬に一も亡びざる術を舍てゝ必ず亡ぶべき仕方に由るは國を治むる者の過失なり、智は對外策に竭き、內治の政亂るゝときは到底其滅亡を救ひ難し、

【字解】〔易爲工〕工は古へ功と同字、〔而謀而計〕兩個の而は其と訓す、〔頓〕折なり、〔裁〕計なり、〔智困於內而政亂於外〕內外の字前文に依れば倒置なり、〔振〕救なり、

民之故（自）計、皆就安利、皆避危窮、今爲之攻戰、進則死於敵、退則死於誅、則危矣、棄私家之事、而必汗馬之勞、家困而上弗論、則窮矣、窮危之所在也、民安得勿避、『第一節、民害を避け利に就く、』故事私門而完解舍、解舍完則遠戰、遠戰則安、行貨賂而襲當塗、襲當塗則求得、求得則利、安私安則利之所在、安得無就、『第二節其手段』是以公民少而私人衆矣、『第三節、其結果、』『第十大段の第一小段なり、私門の弊を論ず、』

【講說】人民は自己の爲を計る點より皆安樂と利益の事に就き危難と窮困とを避くる者なるに、今之をして戰はしむるや、進めば敵の爲に殺され、退けば法の

智力を對外策に用ゆるときは治彊に至り難し、

【字解】〔彊則〕則の字舊と者に作る、今之を改む、

鄙諺曰、長袖善舞、多錢善賈、此言多資之易爲工也、『第一節、喩を引て論を起す、』故治彊易爲謀、弱亂難爲計、『第二節、正意、』故用於秦者、十變而謀希失、用於燕者、一變而計希得、非用於秦者必智、用於燕者必愚也、蓋治亂之資異也、『第三節、資に由り難易を異にするの例、』故周去秦爲從、期年而擧、衞離魏爲衡、半歲而亡、是周滅於從、衞亡於衡也、『第四節、從橫共に國を亡ぼせし例、』使周衞緩其從橫之計、而嚴其境內之治、明其法禁、必其賞罰、盡其地力、以多其積、致其民死、以堅其城守、天下得其地、則其利少、攻其國、則其傷大、萬乘之國、莫敢自頓於堅城之下、而使彊敵裁其弊也、此必不亡之術也、『第五節、前例に就て治彊の效を說く、』舍必不亡之術、而道必滅之事、治國者之過也、智困於內、而政亂於外、則亡不可振也、『第六節、治强の道を失ふ、』──第九大段の第六小段なり、治彊の必要を說く、

【講說】世俗の諺に云ふ、袖長ければ善く舞ひ、錢多ければ善く買ふと、右は資力多き者の功を爲し易きを云へるなり、左れば國治まり兵强き者は謀を爲し易く國亂れて兵弱き者は之に反す、故に秦に用ゐらるゝ者は十たび其謀を變ずるも失錯なく燕に用ゐらるゝ者は僅か一たび其計を變ずるも爲に得る所なし、

【講說】右の次第なるゆゑ、强大國に事ふる場合には彼の論者は其强大國の權を借て自國に於て官職を要求し、小弱國を救ふ場合には自國の勢を恃んで其小弱國より利益を貪り、國家の利益未だ成らざるに領地俸祿は已に彼等の手に入り、君主は卑くなるも彼等人臣は反て尊く、國土は削らるゝとも、說客の私家は反て富を致し、若し合從にせよ連衡にせよ、其功を奏するときは權力を得て長く重んぜられ、縱令失敗するも財產を蓄へて民間に退き安樂の生活をなす故孰にしても利益を失はず、而して人君が彼等臣下の議論を聽用する仕方は實功も未だ擧らざるに先づ爵祿を賜ひ、其事失敗に歸するも又敢て誅罰を加へず、左れば游說を爲す者、誰かは絲矢を以て鳥を捕ると同じく、射利的の說を以て富貴を偶得せんと爲さゞる者あらん、故に亡國失位の君は論辯家の空言を信用することとなるが、其源因は何處に在りやと云ふに人君が公利と私利との區別に暗く議論の當を察することなく、失敗の後に於て必誅を加へざるが故なり、

【字解】〔矰繳〕生絲を以て矢に係け鳥を射取る者、

皆曰、外事大可以王、小可以安、

第一節、說客の主張、夫王者能攻人者也、而安則不可攻也、彊者能攻人者也、而治則不可攻也、治彊不可責於外、內政之脩也、『第二節、內治の先務、今不行於法術於內、而事智於外、則不至於治彊矣、』第三節、外事は目的を達するに足らず、【第九大段の第五小段なり、國家の隆興と存立とは內治に在て外事に在らざるを論ず、

【講說】說客は皆對外策を口にして大にしては天下に王たるべく、小にしては國家の安固を得べしと云ふ、然れども試に看よ、王者彊者は能く人を攻るの力ある者なれども、其對象たる國にして治平安固にして釁隙の乘ずべき者なきときは必勝の見込なきゆゑ攻むる能はざるなり、則ち國家の恃むべきは治彊に在り、而して此の治彊なる者は他に求めて得べき者に非ず、我が內政の整頓こそ即ち治彊の道と謂ふべけれ、然るに政治の大機關たる法術を內に行はずして

守則城拔、救小爲從、未見其利、而亡地敗軍矣。』第二節、駁論、━第九大段の第三小段なり、從の不利を論ず、

【講說】今人臣の合從論を唱ふる者皆云ふ、苟も小國を救つて大國（秦）を伐たざるとき天下（六國團體）の存在を失ふべし、天下を失はゞ、其中の一部なる自國も危かるべく、國危ければ君主の地位も亦卑からんと、抑も小國を救ふ以上、其實現なかるべからずとすれば、兵を起して大國に敵對することゝなる、然るに小國を救ひたりとて之を能く保全するを得る如きは覺束なく、大國に敵對したりとて身方に不一致の憂なしとも限らず、苟も身方に隙あらば大國に制せらるゝや必定なり、兵を出して之に當るときは戰敗れ、退て拒守するときは城を取らるべし、左れば小國を救ひ合從を爲すとも、何等の利益あらざるに已に土地を失ひ敗北に遇ふべし、

【字解】〔未必有實〕未の字を衍とするは兪說に從ふ、〔交〕敵とするは王渭の說、

是故事彊則以外權市官於內、救小則以內重求利外、國利未立、封土厚祿至矣、主上雖卑、人臣尊矣、國地雖削、私家富矣、事成則以權長重、事敗則以富退處、』第一節、成敗俱に利、人主之聽說於其臣、事未成則爵祿已尊矣、事敗而弗誅、』第二節、賞あり、誅なし、則游說之士、孰不爲用繒繳之說、而僥倖其後、』第三節、其結果、故破國亡主、以聽言談者之浮說、此其故何也、是人君不明於公私之利、不察當否之言、而誅罰不必其後也、』第四節、說客の無責任は君主の不明に出る、━第九大段の第四小段なり、從橫は說客の私利なるを論ず、

扈し言論家は外事に勢力を振ひ、内外の害惡兩立して强敵に對するは如何にも危險ならずや、故に群臣外事を言ふ者の中に於て二種の別あり、即ち合從連衡の二派に屬する者か、左なくば自己の私怨あるより外國の勢力を借りて之を除かんと欲する者なり、而して合從は諸弱國を合せて一强國を攻むる者、連衡は一强國に事へて諸弱國を攻むる者なり、此の二主義は何れも國家を維持するの道に非ず、

【字解】〔稱惡〕稱はハカリなり、外内の惡、双方に懸るを謂ふ、〔從衡〕解、「初見秦」に出づ、〔衆弱〕六國を指す、〔一强〕秦を指す、

今人臣之言衡者、皆曰、不事大則遇敵受禍矣、』第一節、連衡論者の主張、事大未必有實、則舉圖而委地效璽而請兵矣、獻圖則地削、效璽則名卑、地削則國小、名卑則政亂矣、事大爲衡、未見其利也、而亡地亂政矣、』第二節、駁論、第九大段の第二小段なり、衡の不利を論ず、

【講說】今人臣の連衡論を唱ふる者皆云ふ大國に事へざるときは其敵視する所となつて害を受けんと、抑も大國に事ふる以上、必ず其實現なかるべからずとせば、地圖を獻じて大國に委ね、官璽を差出して辭令を請ふ、地圖を獻ずれば地を削られて版圖縮小し、官璽を差出せば名義下落して政治亂る、左れば大國に事へて連衡をなすも、何等の利益を見ざるに早く已に土地を失ひ政治を亂るなり、

【字解】〔未必有實〕未を衍とするは兪曲園の說に從ふ、〔舉圖而委地效璽而請兵〕地兵の二字も亦兪說に從て削る、效璽は百官の印璽を回收し之を大國に差出し、大國より新に之を下附せしむるを謂ふ、

人臣之言從者、皆曰、不救小而伐大、則失天下、失天下、則國危、國危而主卑、』第一節、合從論者の主張、救小未必有實、則起兵而敵大矣、救小未必能存、交大未必不有疏、有疏則爲强國制矣、出兵則軍破、退

故明主之國、無書簡之文、以法爲教、無先王之語、以吏爲師、無私劍之捍、以斬首爲勇、是以境内之民、其言談者、必軌於法、動作者歸之於功、爲勇者、盡之於軍、『第一節、弊源を絶つの道、』是故無事則國富、有事則兵强、此之謂王資、既畜王資、而承敵國之釁、超五帝侔三王者、必此法也、『第二節、其結果、』━第八大段の第六小段なり、以上の弊を矯むべき積極の大方針を示す、

【講説】故に明主の君臨する國に於ては、文學の書なく法律を以て教育となし、先王の訓言なく、法官を以て師範となし、私闘の武勇なく敵首を斬るを勇となす、此の方針に據り言論を爲す者は悉く法律の範圍に限らしめ、勞力を爲す者は悉く之を功利に集中せしめ、勇を爲す者は悉く之を軍事に盡力せしむ、此の如くなるが故に平穩無事なれば則ち國家富み、一旦戰役あれば兵力强し、此れを名づけて王業の資本と曰ふ、已に王業の資本を蓄へて敵國の隙に乘じ、其功業五帝の上に出で三皇と肩を比ぶべきは此の法の外に在らず、

【字解】〔捍〕悍に同じ、説文に云ふ勇なり、

今則不然、士民縱恣於内、言談者爲勢於外、外内稱惡、以待强敵、不亦殆乎、『第一節、外内、』故群臣之言外事者、非有分於從衡之黨、則有仇讐之患、而借力於外也、『第二節、外事を言ふ者の二種、』從者合衆弱以攻一彊也、衡者事一彊以攻衆弱也、皆非所以持國也、『第三節、從衡、』━第九大段の第一小段なり、内外の國畫を總提す、

【講説】今日は明主の治世と異なり、士民は國内に跋

愈弱、言戰者多、被甲者少也、『第二節、戰』故明主用其力、不聽其言、賞其功、必禁無用、故民盡死力、以從其上、『第三節、耕戰に從事せしむ、』夫耕之用力也勞、而民爲之者曰、可得以富也、戰之事也危、而民爲之者曰、可得以貴也、『第四節、耕戰を務むる所以、』今脩文學、習言談、則無耕之勞、而有富之實、無戰之危、而有貴之尊、則人孰不爲也、『第五節、耕戰を務めずして其利益を占む、』是以百人事智、而一人用力、事智者衆、則法敗、用力者寡、則國貧、此世之所以亂也、『第六節、其結果、』━第八大段の第五小段なり、言論家(智)品行家(賢)の農戰を事とせざる害を論ず、

【講説】今國民皆政論を爲し、管仲商鞅の政書を藏する者は戸毎に之れあるも國の愈よ貧しきは農業經濟を論ずる者多數にして鋤鍬を執り耕作を實行する者少數なればなり、國民皆兵事を論じ、孫子呉子の兵書を藏する者は戸毎に之あるも兵の愈よ弱きは戰爭を論ずる者多數にして甲冑を被り實戰を事とする者少數なればなり、故に明主は民の力を用ゐて其空言を取らず、民の功を賞して飽くまで無用の事を禁ず、故に民は死力を盡して其上の命ずる所に從ふなり、元來耕作に勤むる事は骨の折るゝものなるに人民の耕作に從事する所以は以て富を致すべしと思ふに由る、戰爭は危險の事なるに人民の戰爭に從事する所以は以て爵位を得べしと思ふに由る、然る處今日文學を修め言論を習ふときは耕作の勞苦なくして富の實利を得、戰爭の危險を冒さずして爵位の尊きを得、此の如くなるときは何人か安樂にして利益ある文學言論に就かざらん、其結果智術を業とする者百人とすれば勞力を爲す者僅に一人と云ふが如き有樣なり、智術を業とする者多ければ法敗れ、勞力を爲す者少ければ國貧し、此れ天下の亂るゝ所以なり、

【講説】故に明主の道は法を專にして智者の言を求めず、術を守つて貞信の行を慕はず、故に法度敗るゝことなく、從て群臣に奸詐なし、

【字解】〔固〕津田鳳卿は固或は用に作るべしと云ふ、

今人主之於レ言也、說二其辯一而不レ求二其當一焉、其[用]於レ行也、美二其聲一而不レ責二其功一焉、『第一節、言行と人主』是以天下之衆、其談言者、務爲レ辯而不レ周二於用一、故擧二先王一言二仁義一者盈レ庭、而政不レ免二於亂一、『第二節、言』行レ身者競爲レ高而不レ合二於功一、故智士退二處巖穴一、歸レ祿不レ受、而兵不レ免二於弱一、『第三節、行』兵不レ免二於弱一、政不レ免二於亂一、此其故何也、民之所レ譽、君之所レ禮、亂國之術也、『第四節、結』【第八大段の第四小段なり、人君謂はゆる賢(貞信)智(微妙)を用ゆるの害を論ず、】

【講説】今人君の言說を聽くや其巧妙を悅んで理の當否を究めず、又人の行に於けるや其名聲に心醉して其功を督責せず、是の如くなるを以て天下多數の人を擧げて其言論家の辯說に力を用ゐて實用に供するに足らず、從て先王を引證し仁義を主張する者朝廷に滿ち、之が爲め政治亂れざるを得ず、又品行家は高尙の事を爲すに力を用ゐ功利の道に叶はず、從て智士(品行家)は巖穴に隱退し政府の扶持米を受けず、之が爲め兵勢弱ならざるを得ず(戰功に從事せず兵士に乏しきの結果)此の如く兵の弱なるを免れず、政の亂るゝを免れざる原因は何如と云ふに、民の稱譽する所も、政府の禮遇する所も皆無用有害の人物にして國を亂るべき仕方なればなり、

今境內之民皆言レ治、藏二商管之法一者、家有レ之、而國愈貧、言レ耕者衆、執レ耒者寡也、『第一節、耕』境內皆言レ兵、藏二孫吳之書一者、家有レ之、而兵

交無富貴以相利、無威勢以相懼也、故求不欺之士。『第二節、不欺の士は布衣に必要のみ、』今人主處制人之勢、有一國之厚、重賞嚴誅、得操其柄、以脩明術之所燭、雖有田常子罕之臣、不敢欺也、奚待於不疑之士。『第三節』不疑の士は人君に必要なし、今貞信之士、不盈於十、而境內之官、以百數、必任貞信之士、則人不足官、人不足官、則治者寡而亂者衆矣、『第四節、不疑の士、用ゆるに足らず、』一第八大段の第二小段なり、不欺の士の無用を論す、

【講説】若し貞信の行を以て賢とせば勢必ず人を欺かざるの士を貴ぶならん、然るに人を欺かざるの士を貴ぶ者は己れ欺かれざるの術を知らざる人なり（萬全の道に非ずとの意を含む）但し布衣の輩が互に交際するや、相手に利益を與へて好意を固むべき資力もなく、將た相手を恐懼せしめて惡意を止むべき制裁もなきが故に欺かざるの士を求むるに過ぎず、今人君は之に異り、其身は人を制するの位地に處り、一國の富力を有ち、重賞嚴罰の柄其手に在り、明察の術を修めて人の心情を照すが故に田常の如き子罕の如き、弑虐の臣とも決して欺かるゝ事なし、何ぞ欺かざるの士を要せんや、今貞信の士は十人にも足らざるに、一國の官職は百を以て數ふべし、是非とも貞信の士を任用するとせば官職に供給すべきだけの人數なし、則ち一部分のみ貞信の士にして其餘は然らざるゆゑ、善吏少くして惡吏多き道理なり、

【字解】〔脩明〕 明を衍とせしは集解に依る、〔燭〕 照らす、〔田常子罕〕 屢ば前に出づ、〔境內〕 國內と云ふが如し、〔治者亂者〕 官を治むる者と官を亂る者となり、

故明主之道、一法而不求智、固術而不慕信、故法不敗、而群臣無姦詐矣、『第八大段の第三小段なり、貞信の行微妙の言を小束す、』

【字解】〔廉愛〕廉は兼の誤、〔介士〕介は甲、兵士を謂ふ、

且世之所謂賢者、貞信之行也、所謂智者微妙之言也、微妙之言、上智之所難知也、今爲衆人法、而以上智之所難知、則民無從識之矣、『第一節、過高の言實用に適せず、』故糟糠不飽者、不務梁肉、短褐不完者、不待文繡、『第二節、必要以上の物を排す、』夫治世之事、急者不得、則緩者非所務也、『第三節、不急の物を要せず、』今所治之政、民間之事、夫婦所明知者不用、而慕上智之論、則於智也反矣、『第四節、非常の事を尊ぶの弊、』故微妙之言、非民務也、『第五節、斷、』━第八大段の第四小段なり、微妙の言の無用を論ず、

【講說】且つ世人の賢と謂ふは貞信の行を爲す者にして、其智と謂ふは微妙の論を爲す者なるが、此の微妙の言は上智の者と雖も容易に解せざる所なり、今一般人民の法を立つるに上智の者と雖も解し易からざる議論を以てせば、人民之を意識するに由なし、左ればば糟糠だにも飽かざる者は敢て梁肉を得んとせず短き布子すら十分ならざる者は綾錦を求むるに遑あらず、微妙の言の人に於けるも亦此の如し、夫れ國家を治むるに、急務とする所の者未だ得る能はずとすれば、不急なる者は力を用ふべきに非ず、今の政治若しくは民間の有樣を觀るに愚夫愚婦も明々知れる常識的議論を用ひずして、上智の論を崇拜するが如きは治國の道に戾る者なり、故に微妙の言は民の務むべき所に非ず、

【字解】〔微妙之言〕抽象的にして高尙深遠なる議論、〔梁肉〕梁は上等米なり、〔褐〕毛布の粗なる者、賤者の服、〔夫婦〕無知の男女を謂ふ、

若夫賢良貞信之行者、必將貴不欺之士、不欺之士者、亦無不欺之術也、『第一節、不欺の士を貴ぶの無術、』布衣相與

が如き政治を行ふの結果其國は必ず亂れ其君は必ず危からん、

【字解】〔蒼頡〕黃帝の史官、始めて文字を製せし人、〔環〕營と通す、

故不相容之事、『第一節、總說、』不可兩立也、斬敵者受賞、而高慈惠之行、拔城者受爵祿、而信廉〔兼〕愛之說、堅甲厲兵以備難、而美薦紳之飾、富國以農、距敵恃卒、而貴文學之士、廢敬上畏法之民、而養遊俠私劍之屬、舉行如此、治彊不可得也、『第二節、分說、』國平養儒俠、難至用介士、所利非所用、所用非所利、『第三節、儒俠を養ふの無益、』是故服事者簡其業、而遊學者日衆、是世之所以亂也、『第四節、其惡結果、』━第七大段の第四小段なり、世主の利を棄て害を取るを論ず、

【講說】故に性質相反對せる事は到底兩立する能はず、敵を斬る者の賞を受くるは公利なればなり、然るに人君は私善の行なる慈惠を高しとす、城を陷る者の爵祿を受くるは公利なればなり、然るに人君は私善の道なる兼愛の說を信ず、堅固の甲冑銳利の武器は戰亂に備ふる所以なるに、人君は反て縉紳の儒服を美なりとす、國を富ますに要する所は農夫にして、敵を防ぐに恃む所は兵卒なるに、人君反て文學の士を貴び、上を敬ひ法を畏るゝ良民を度外にして、俠客刺客の如き不逞の徒を養ふ、舉措行動此の如くなれば國を治め兵を强うする事を得べからず、何となれば以上の事情は治彊の方法と兩立せざるが故なり、今や國家無事の時は儒者俠客を養ふと雖も、一旦緩急あれば戰士を要す、然るに緩急に利ある戰士は之を用ゐず、用ゐる所は緩急に益なき儒俠の徒なり、左れば上の用ゆる所は人の歸向する所なるより、兵農に服する者爭うて其業を棄て遊學して福利を得んと欲する者日々に增加す、是れ世の亂るゝ所以なり、

し者あり、三たび戰て三たび逃げぬ、仲尼其仔細を問はれしに對へて曰く、己には老父あり、己れ戰死せば父を養ふ者なければと、仲尼は之を聞き孝子なりとて拔擢を加へ位地を上せけり、是を以て觀れば、父の孝子は君の叛臣なり、左れば令尹不孝の子を誅したるため其後楚國に於て犯罪者あるも上申する者なく、仲尼孝子を賞したるため、其後魯國の人民は兎角戰に臨んで降參若しくは逃走する者を出しぬ、上下君民の利は此の如く異れり、然るに人君は私的行爲を稱揚しながら國家の福を致さんことを求むるも期すべきに非ず、

【字解】〔謁〕告なり、〔報〕呂覽に從て執に作るべし、〔幾〕庶幾なり、

古者蒼頡之作書也、自環者謂之私、背私謂之公、公私之相背也、乃蒼頡固以知之矣、今以爲同利者、不察之患也、『第一節、公私の字義已に異る、』然則爲匹夫計者、莫如脩行義而習文學、行義脩則見信、見信則受事、文學習則爲明師、爲明師則顯榮、此匹夫之美也、『第二節、匹夫の光榮、』然則無功而受事、無爵而顯榮、有政如此、則國必亂、主必危矣、『第三節』

其結果、第七大段の第三小段なり、公私の利異るを論ず、

【講說】昔し蒼頡の文字を作るに當り、自ら圍む者をムとし(私の古字)ムに背く者を公とす、(八は背なり)公私の相反することは蒼頡固り之を知り斯く區別せしなり、然るに今公私利を同うすると爲すが如きは深く觀察せざる過なり、私を以て公に反する者とせば、匹夫下人の利益より言へば仁義を勉めて文學に熟するに若くはなし、仁義を勉むれば貞廉なりとて信ぜられ、信ぜらるれば任用を受く、又文學に熟すれば明師となり、明師となれば名譽顯はる、此の如きは匹夫の利福なり、然れども國家の利害より言へば、功なき者に職任を授け、爵なき者に名譽を附する

國家の亂るゝ所以なり、夫れ法律に違ふ者は宜しく罪を受くべきに、諸儒は反て文學を以て採用せられ、禁を犯す者は宜しく刑に處せらるべきに群俠は刺客として扶持米を受く、故に法律の赦さざる所の者は人君の用ゆる所の者にして、法吏の誅する所の者は人君の養ふ所の者なり、斯く法と行、君と吏、此の四者互に反對の現象に出で、何等の標準なし、此の如くなれば縱令十人の黄帝出でゝ天下を治むるも治むる能はざるなり故に仁義を行ふ者は譽むべきに非ず、之を譽めば事功に害あり、文學に工なる者は用ゆべきに非ず、之を用ゐば國法亂るべし、

【字解】〔諸先生〕後の群俠に對し當に先の字を衍とすべし、〔趣〕方針と云ふが如し、翼義は取に作るべしとなす、必ずしも改めず、〔行仁義〕前の廉貞俠者を指すに似たり、〔工文學〕前の賢能、儒者を指すに似たり、

楚之有直躬、其父攘羊、而謁之吏、令尹曰殺之、以爲直於君而曲於父、報而罪之、以是觀之、夫君之直臣、父之暴子也、『第一節、忠孝の衝突』魯人從君戰、三戰三北、仲尼問其故、對曰、吾有老父、身死莫之養也、仲尼以爲孝、擧而上之、以是觀之、夫父之孝子、君之背臣也、『第二節、孝忠の衝突』故令尹誅而楚姦不上聞、仲尼賞而魯民易降北、上下之利、如此其異也、『第三節、斷』而人主兼擧匹夫之行、而求致社稷之福、必不幾矣、『第四節、儒俠國家に害あり』

第七大段の第二小段なり、上下利を異にするを論ず、

【講說】楚に直躬と云ふ者あり、其父他人の羊を盜みたりとて、無情にも役人に告發せし處、令尹は其子を死罪にせよと命じぬ、是れ此男は君に對して公直なるも父に對して非道なりとなせしなり、斯くて役人は遂に執へて之を誅せり、是に由て觀れば君の直臣は父の賊子なり、又魯人にて其君に從ひ戰爭を爲せ

に出づる者は世の謂はゆる貞士なり、貞廉の行即ち私鬪行はるれば君上の法破るべし、人君貞廉の行を尊び反て其國禁を犯せし罪を問はざる結果人民は勇力を逞うして吏も之を制する能はざるに至る、

【字解】〔廉〕氣骨ありと云ふが如し、〔貞〕信義固しと云ふが如し、

不事力而衣食、則謂之能、不戰攻而尊則謂之賢、賢能之行成而兵弱而地荒矣、『第一節、賢能行はれて其國貧弱、』人主説賢能之行、而忘兵弱地荒之禍、則私行立而公利滅矣、『第二節、賢能を尊べば私公を滅す、』━第六大段の第三小段なり、私行の公利を害するを論ず、

【講説】力作を務めずして生活する者をば世稱して能と曰ひ、戰功なくして尊榮なる者をば世稱して賢と曰ふ、此の賢能の行流行すれば戰はざるが故に兵弱く耕さざるが故に土地荒るべし、然るに人君賢能の行を嘉して國家貧弱の禍を忘るゝときは、私的行爲勢力を占めて國家的利益の消滅を來さん、

儒以文亂法、俠以武犯禁、而人主兼禮之、此所以亂也、『第一節、儒俠、法禁と相容れず、』夫離法者罪、而諸先生以文學取、犯禁者誅、而群俠以私劍養、『第二節、儒俠の待遇、』故法之所非、君之所取、吏之所誅、上之所養也、法趣上下、四相反也、而無所定、雖有十黃帝、不能治也、『第三節、待遇と國法の矛盾、』故行仁義者非所譽、譽之則害功、工文學者非所用、用之則亂法、『第四節、處置、』━第七大段の第一小段なり、儒俠を用ゆるを論ず、

【講説】儒者は文學を以て法を破り俠士は武力を以て禁を犯す者なるに、人君が双方とも之を禮遇するは

く、人を誅するに特赦なく、賞すれば名譽之に附し、罰すれば不名譽之に從ふ、其結果賢者不肖者倶に其力を盡す、

【字解】〔不遷〕太田氏は時を移さずと解す、

今則不然、以其有功也爵之、而卑其士官也、以其耕作也賞之、而少其家業也、以其不收也外之而高其輕世也、以其犯禁也罪之、而多其有勇也、毀譽賞罰之所加者、相與悖繆也、故法禁壞而民愈亂、『第六大段の第一小段なり、賞罰の顚倒を論ず、』

【講說】今は明主の方針前述の如くならず、爵を與ふるは其人の功あるが爲なるに、功なき者反て爵を受くるが故に仕官の地位を下すに均し、賞を與ふるは其人の耕作を勸むるが爲なるに、力作を事とせざる者賞を受くるが故に民の本業を輕んずるに均し、隱逸の士は政府に收用し難きを以て之を排斥すべきに反て其俗界を輕んずることを高尙なりとし、俠客の徒は國禁を犯す者なるを以て之を罪すべきに、反て其勇氣あることを稱美す、此の如く毀譽する所賞罰する所、全く喰違ひて反對となる、故に法禁崩れて人民益す治まらざるなり、

【字解】〔士官〕徂徠の說に從ひ仕官となして解す、〔家業〕農業を謂ふ、古は農を本業とし、商工を末業とす、

今弟兄被侵、必攻者廉也、知友被辱、隨仇者貞也、廉貞之行成、而君上之法犯矣、『第一節、貞廉行はれて法立たず、』人主尊貞廉之行、而忘犯禁之罪、故民程於勇、而吏不能勝也、『第二節、貞廉を尊べば民吏を凌ぐ』第六大段の第二小段なり、私闘の公法を害するを論ず、

【講說】今己の兄弟他人より侵さるゝとて、兄弟を助け敵を攻むる者は世の謂はゆる廉士なり、又己の知友が他人より侮辱せられたるとて之が爲に復讐の擧

也、千仞之山、跛牂易牧者、夷也、故明王峭其法而嚴其刑也』

第一節喩

第二節斷　第五大段の第二小段なり、嚴刑の必要を論ず、

【講說】故に高さ僅に十仞の城と雖も、身輕の樓季すら踰ゆる能はざるは其切立てたるためなり、又高さ千仞の山と雖も跛の牝羊を放つを得るは其傾斜の度緩ければなり、故に明王は其法を銳くし其刑を嚴にす、

【字解】〔樓季〕魏の文侯の弟、〔跛牂〕跛、チンバ、牂は牝牛、山坂を升降するに堪へざる者、〔夷〕次第次第に低下する地勢を言ふ、

布帛尋常、庸人不釋、鑠金百鎰、盜跖不掇、『第一節例證』不必害、則不釋尋常、必害、則手不掇百鎰、故明主必其誅也、『第二節斷　第五大段の第三小段なり、必誅の必要を論ず、

【講說】長さ數尺に足らざる布帛も路に落ちたるを見ば普通の人之を其儘にせずして拾ひ取るべし、百鎰の燒金も盜跖之を取らざることあり、是れ一は拾ひて害なきが爲に僅の布も之を取り、一は害あるが爲に大金も之を取らざるなり、故に明主は其誅戮を信にするなり、

【字解】〔尋常〕大爾雅に四尺を仞と謂ひ、八尺を尋と謂ふ、尋は日本の一ひろ、尋の倍を常と謂ふ、〔鑠金〕燒き金なり、〔百鎰〕鎰は重さ二十四兩、

是以賞莫如厚而信、使民利之、罰莫如重而必、使民畏之、法莫如一而固、使民知之、故明主施賞不遷、行誅無赦、譽輔其賞、毀隨其罰、則賢不肖俱盡其力矣』

第五大段の第四小段なり、結論、

【講說】是を以て賞は厚くして違はざるに若くはなし、人民をして之を望ましむる所以、罰は重くして赦さゞるに若くはなし、人民をして之を畏れしむる所以、法は均くして確なるに若くはなし、人民をして之を知らしむる所以、故に明主は人を賞するに違變な

の哀公の臣たりしは其義に懷きしにはあらで、人君なるが爲に服せざるを得ざりしのみ、故に義よりせば仲尼は哀公に服せず、勢に乘ずれば哀公仲尼を臣とす、然るに今學者の人君に說くや、必勝の勢なる賞罰の權を利用せよと言はず、務めて仁義を行はゞ是に由て王たるべしと言ふ、是れ人君をして何處までも仲尼に追付かしめ、世間平凡の人民を擧げて七十子の如くならしめんとする者にして、此の如きは道理上不可能の事なり、

【字解】〔仲尼〕孔子の字、〔七十人〕七十二弟子を略稱せし者、

今有不才之子、父母怒之、弗爲改、鄉人譙之、弗爲動、師長敎之、弗爲變、『第一節、私的權能行はれず』夫以父母之愛、鄉人之行、師長之智、三美加焉、而終不動、其脛毛不改、洲部之吏、操官兵、推公法、而求索姦人、然後恐懼、變其節、易其行矣、『第二節、吏權行はる』故父母之愛、不足以敎子、必待州部之嚴刑者、民固驕於愛聽於威矣、『第三節、愛行はれず、威行はる』【第五大段の第一小段なり、威の愛に勝つを論ず、】

【講說】今茲に馬鹿息子あり、父母怒れども改心せず、里人責むれども感應せず、師長喩せども變更せず、其惡行依然たり、斯く父母の愛と云ひ、鄉人の仕方と云ひ、師長の智と云ひ、三美を併せて其子に臨むも一向悔悟の樣子なく、脛の毛一本ほども改むる所なし、然るに地方の役人官兵を使ひ公法を案して罪人を探索するときは此に始めて恐懼の念を生じ其習慣行爲を一變して復た惡事を爲さゞるに至る、右の如く父母の愛情も其子を敎戒するに足らずして、地方廳の嚴刑を必要とする所以は人民が元來愛には增長して威には服從するが爲に外ならず、

【字解】〔譙〕責なり、〔脛毛不改〕識誤には此下に脫句ありとす、或は然らん、

故十仞之城、樓季弗能踰者、峭

に従はず、左れば仁を以て政治を行ふ能はざる道理は如何にも明白なるぞかし、

第一節、勢威の效力

且民者固服於勢、寡能懷於義、』仲尼天下聖人也、脩行明道、以遊海內、海內說其仁、美其義、而爲服役者七十人、而爲仁義者一人、』

第二節、仁義無效の證

魯哀公下主也、南面君國、境內之民、莫敢不臣、民者固服於勢、勢易以服人、故仲尼反爲臣、而哀公爲君、仲尼非懷其義也、服其勢也、』

第三節、勢位有效の證

故以義則仲尼不服於哀公、乘勢則哀公臣仲尼、』

第四節、仁義と勢位との得失、

今學者之說人主也、不乘必勝之勢、而務行仁義、則可以王、是求人主之必及仲尼、而以世之凡民、皆如列徒、此必不得之數也、』

第五節論結 ―第四大段の第三小段なり、孔子を引て仁義の無效を證す、

【講說】且つ人民は元來勢位を畏れて之に服從するも上の義に感じて之に懷く者は少數なり、仲尼は天下の聖人に在しき、德行を磨き人道を明にして全國を遍歷せらし處、全國到る處其仁に感心し其義を嘆稱せり、然るに門人となつて仲尼に事へし者は僅に七十人なりしが、是れ察するに仁を貴ぶ少くして、義を行ふは難かりし故なり、左れば天下の廣大なるに拘らず仲尼に事へて使役に供せし者は七十人に過ぎず、而も眞に仁義を實行せしは仲尼唯一人のみなりき、又魯の君哀公は下等の人主なりしも、南面して國君となり、國中の民之が臣たらざる者なかりしが、是れ人民は言ふまでもなく勢に服し、勢は實際人を服し易ければなり、左れば聖人の仲尼反て臣となり、闇愚の哀公反て君となりしも亦怪しむに足らず、仲尼

則必治、推是言之、是無亂父子也、『第二節、儒墨の父子關係治まる』人之情性、莫先於父母、父母皆見愛而未必治也、『第三節、實際父子關係必ず治まらず』君雖厚愛、奚遽不亂、『第四節、君主の愛效なし』今先王之愛民、不過父母之愛子、子未必不亂也、則民奚遽治哉、『第五節、愛治を爲し難し』且夫以法行刑、君爲之流涕、以此效仁、非以爲治也、夫垂泣不欲刑者仁也、然而不可不刑者法也、先王勝其法、不聽其泣、則仁之不可以爲治亦明矣、『第六節、仁行はれず』【第四大段の第二小段なり、父子を以て仁の無效を證す、】

【講說】今儒者と墨子派の學者とは皆先王を標準として之を言ひ立て、天下の人を一樣に愛するときは民の君主を仰ぎ視ること猶は子の父母を尊び慕ふが如くなるべしと曰ひ、何故右の如くなるやと問へば彼れ云ふ、司法官が罪人を刑するときは君主之が爲め音樂を聞くに忍びずして之を止め、死刑の奏聞を受けらるゝ時は必ず涙を流し玉ふ、此の如く人民を憐まるゝゆゑ先王の德をば稱するなりと、夫れ儒墨者流は君臣の關係を以て父子關係と同一にすれば必ず調和すべしと爲すなれば、此より歸納せんか世間に仲の惡き父子なき理也、然るに人の情性は父母に踰えたる者なく、何れの父母も其子を愛せざるはなきに善く服從するとは限らず、君主如何に人民を愛すとも何として容易く亂れずしてあるべき、何となれば先王民を愛し玉ふとも父母の子を愛するより甚だしくあらじ、此上もなき慈愛を蒙むる子すらも不孝を保證し難しとせば、人民は如何にして容易く治まらんや、且つ法律に據り刑を執行するに、君主たる者之が爲に涙を流し、其れに因て仁心を發現したりとて政治上何等の益あらず、成程涙を流して刑することを欲せざるは仁なり、然れども到底刑せざるを得ざる者は法なり、先王は其法を立て拔き、其憐愍の情

貢之智、循徐魯之力、使敵萬乘之力、則齊荊之欲、不得行於二國、『第二節、力ノ有用』第三大段の第四小段なり、力の貴ぶべきを論ず、

【講說】齊より魯を攻めんとせし時、魯は孔子の門人にて智者の名ある子貢をして攻擊を爲さゞるやう遊說せしめし處、齊人曰ひけらく、足下の議論は理由なきに非れども、奈何せん吾人は土地を得んと欲する者なれば、足下の言とは主意違へりとて遂に軍隊を催ほして魯を攻め、國門を去ること十里の地點を齊魯の疆界線とせり、去れば徐の偃王は仁義なりしも其國亡び、子貢は辯智なりしも魯國は敵の爲に削り取られたり、是を以て言ふときは上古中古に必要なりし仁義智辯は國家を保全すべき仕方に非ず、偃王の仁義を棄て子貢の智を廢し、徐國と云ひ、魯國と云ひ、其實力を奮つて大國に向ひしならば、齊楚の如き强大國と雖も二國に對し其欲を遂ぐる能はざりしならん、

【字解】〔斯言〕子貢の議論を謂ふ、〔萬乘〕當時の大諸侯を指す、說明は初見秦篇に在り、

夫古今異俗、新故異備、如欲以寬緩之政、治急世之民、猶無轡策而御駻馬、此不知之患也』第四大段の第一小段なり、古道の無效を論ず、

【講說】夫れ古と今と風俗を異にし、新と舊と機關を異にするが故に、昔の優長なる政治を以て今日のせちからき人民を治めんとするには宛も手綱なく鞭なくして荒馬を御するが如し、是れ時代の要求を知らざるより起る弊害なり、

今儒墨皆稱先王、兼愛天下、則民視猶父母、何以明其然也、曰、司寇行刑、君爲之不擧樂、聞死刑之報、君爲流涕、此所擧先王也『第一節、儒墨の君臣父子の如し』夫以君臣爲如父子

舜曰不可、上德不厚而行武、非道也、乃修教三年、執干戚舞、有苗乃服。〔第一節、干戚の有用、〕共工之戰、鐵銛距者及乎敵、鎧甲不堅者傷乎體、〔第二節、干戚の不用、〕是干戚用於古不用於今也、故曰、事異則備變、〔第三節論結〕━第三大段の第二小段なり、備變の例證を示す、

【講說】舜の天子たりし時有苗の國歸服せざりしかば、禹は征伐を行はんとせしに、舜の言はれけるやう、其は不可なり、君主たる者の德厚からざるに反て武威を用ふるは道に違へりと、因て教化を整ふると三年、禮樂を盛にして干戚の舞を舞はしける處、有苗も玆に其德を慕うて歸服しぬ、然るに共工との戰に於て身方の鐵銛短き者は敵に達すると共に、甲冑の堅固ならざる者は傷を負へり、斯く武器の鋭利なる事の必要なりしを見れば、干戚の如き禮樂の機關は古代に有用なりしも、今日に無用なるなり、余は故に曰ふ、事情異なれば則ち機關變ずと、

【字解】〔干戚〕舞の時手に持つ所の物、說明前に出づ、〔共工之戰〕荀子に禹の共工を伐ちし事を言ふ、〔鐵銛〕八說に出づ、〔距〕顧廣圻の說に從ひ短の字として講ず、

上古競於道德、中世逐於智謀、當今爭於氣力、〔第三大段の第三小段なり、古今事情の變を言ふ、〕

【講說】上古は道德の高下を競ひ、中古は智謀の淺深を較し、當今は氣力の强弱を爭ふ、

齊將攻魯、魯使子貢說之、齊人曰、子言非不辯也、吾所欲者土地也、非斯言所謂也、遂擧兵伐魯、去門十里以爲界、〔第一節、智の無用〕故偃王仁義而徐亡、子貢辯智而魯削、以是言之、夫仁義辯智、非所以持國也、去偃王之仁義、息子

薄とを討究し、時世相當の政治を行ふ、此の如くなるを以て罰輕きも慈なるが爲め然るに非ず、誅重きも暴なるが爲め然るに非ず、時俗に叶へて施行するに過ぎず、故に事情は其時世に從ひ、機關は其事情に應せざるべからず、

【字解】〔易〕 輕なり、〔士槖〕 管子房注に據れば土に多くの穴あること槖と稱する鞴の如く、縣令の多く財利を吸收する事なり、但し王先愼は士託の訛字とす、從ふべきに似たり、士託とは外儲說に見ゆ、官吏を指す、

古者文王處豐鎬之間、地方百里、行仁義而懷西戎、遂王天下、』（第一節仁義にして興る）徐偃王處漢東、地方五百里、行仁義、割地而朝者三十有六國、荊文王恐其害己也、擧兵伐徐遂滅之、』（第二節、仁義にして亡ぶ、）故文王行仁義而王天下、偃王行仁義而喪其國、是仁義用於古、不用於今也、故曰、世異則事異、』（第三節論結　第三大段の第一小段なり、事異の例證を示す、）

【講說】昔し周の文王は豐邑鎬邑の間に處り、僅か四方百里の國を有つに過ぎざりしが仁義の政を行ひ是に因て西戎を懷け服し、遂に天下に王となれり、然るに徐の偃王は漢水の東に處り、其國は四方五百里の廣さあり、此れ亦仁義の政を行ひしが、諸侯の其土地を徐に割讓し朝貢する者三十六國に及べり、左れど楚の文王は徐が行行く自國を害せんことを恐れしかば兵を擧げて徐を伐ち結局之を滅せり、故に均しく仁義を行ひしなれども、文王は之が爲に王となり、偃王は之が爲に國を亡ぼしぬ、是れ仁義は古代に有用なりしも今日に不用なるなり、故に余は曰ふ、時世異なれば則ち事情異なりと、

【字解】〔文王〕 舊と太王に作る、今下文に因て之を改む、〔遂王天下〕 文王は生時王たらざりしも、周基を開きし人なるが故に遡つて斯く云へるなり、〔豐鎬〕 相距る二十五里、〔徐偃王〕 徐は周の宣王の舅申伯の封地、

當舜之時、有苗不服、禹將伐之、

と同じからざればなり、

夫山居而谷汲者、膢臘而相遺以水、澤居苦水者、買庸而決竇、』第一節、多少に因て利害異る、故饑歲之春、幼弟不饟、穰歲之秋、疏客必食、非疏骨肉愛過客也、多少之實異也、』第二節、多少に因て親疏異る【第二大段の第六小段なり、利害親疏の異るは物の多少に由るを斷ず、】

【講說】夫れ山中に住みて水に乏しく、谷に赴いて之を汲む者は、膢の祭には互に水を以て贈物とす、之に反して濕地に居り水害に苦しむ者は人を傭うて水の通路を切開かしむ、左れば凶年の春には蓄へたる穀物も盡きんとするより、幼き弟にも食物を惜みて之を與へず、豐年の秋は收穫も多きより疏遠の客にも飯を食はしむ、是れは身内を疏んじ來客を愛するに非ず、一は食物缺乏し一は食物餘りあり、多少の實異るが故なり、

【字解】〔膢臘〕膢は二月に行ふ飮食の祭にて楚國の俗、臘は冬至後の三戌に行ふ百神の祭、

是以古之易財、非仁也、財多也、今之爭奪、非鄙也、財寡也、輕辭天子、非高也、勢薄也、重爭士橐、非下也、權重也、』第一節、道德に在らず實勢に在り、故聖人議多少、論薄厚、爲之政、故罰薄不爲慈、誅嚴不爲戾、稱俗而行也、故事因於世、而備適於事、』第二節、政は實勢に因るべし、【第二大段の第七小段なり、政治は生活の薄厚財物の多少を考ふべきを論ず、】

【講說】是の理由を以て、古代に人が財を輕んぜしは強ち慈仁なるに非ず、財多かりしが爲なり、今日人が爭奪を事とするは必ず鄙劣なるに非ず、財少ければなり、昔し容易に天子の位を辭せしとて氣品の高尚なるには非ず、地位薄福なるが故なり、今非常に縣介の資財を爭ふとて根性下劣なるには非ず、利權重大なるが故なり、左れば聖人は財物の多少と生活の厚

身執耒臿、以爲民先、股無胈、脛不生毛、雖臣虜之勞、不苦於此矣、『第二節禹以是言之、夫古之讓天子者、是去監門之養而離臣虜之勞也、故傳天下而不足多也』第三節古は貴きも快樂なし】第二大段の第三小段なり、古は讓り易きを論ず、

【講說】堯の天下に王たりし有樣を言はんに、其宮殿の屋根は茅葺にて而も葺流しの儘剪り揃へず、椽はクノ木を用ゐ而も材木の儘削り直さず、食物は粗飯と稜に過ぎず、羮はあかざ又は豆に過ぎず、冬は小鹿の裘、夏は葛衫を着し、門番の衣食と雖も此れほどに粗末ならず、禹の天下に王たりし有樣を言はんに、自身鍬鋤を手にして人民に先だち、股にむく毛なく、脛に毛を生ぜざる程奔走勞働をなし、奴隷の勞作と雖も此れ以上に苦しからず、是を以て之を言へば古に於て天子の位を讓りたる者は、其實門番の生活を去り奴僕の勞作を離るゝ理なれば天下を人に讓りたりとて偉とするに足らず、

【字解】〔耒臿〕臿は農具にて土を掘起すもの、〔胈〕ムク毛、一に肢に作る白肉なり、〔虜〕虜へられて奴とせられたる者、〔多〕譽むべきを多と謂ふ、

今之縣令、一日身死、子孫累世絜駕、故人重之、『第二大段の第四小段なり、後世の讓り難きを論ず、

【講說】今の縣令は卑官なるに係らず、其幸福なる、一旦自身は死去するとも、子孫代々車に乘ることを得る身分を保つが故に其地位は世人の重視する所なり、

【字解】〔絜〕繫ぐなり、原注に據れば乘の字の誤なるが如し、乘なれば義善く通す、

是以人之於讓也、輕辭古之天子、難去今之縣令者、薄厚之實異也』第二大段の第五小段なり、辭讓の難易は生活の厚薄に由るを斷ず、

【講說】是れに由て觀れば人が物を讓るの點に於て昔の王位は何の苦もなく之を辭するも、今の縣令の職は反つて去ることを惜む理由は生活の厚薄が今と古

〔耒〕鋤なり、

古者丈夫不耕、草木之實足食也、婦人不織、禽獸之皮足衣也、『第一節古代の生活情態』不事力而養足、人民少而財有餘、故民不爭、是以厚賞不行、重罰不用、而民自治、『第二節其結果』第二大段の第一小段なり、古代の爭なき所以を論ず、

【講說】古代に於て男子は耕作を爲さゞりしが、是れ草木の實を食ひ、其れにして十分なりければなり、又婦人は衣服を織らざりしが、是れ禽獸の皮を纏ひ、其れにて十分なりければなり、別に勞働を爲さずして生活に不足なく、人口少きに供給餘ありぬればば人民に生存の競爭なかりき、是の理由を以て厚賞を行はず重罰を用ゐずして民自ら治まれり、

今人有五子不爲多、子又有五子、大父未死而有二十五孫、『第一節、當時の生活情態』是以人民衆而貨財寡、事力勞而供養薄、故民爭、雖倍賞累罰、而不免於亂、『第二節其結果』第二大段の第二小段なり、後世の爭ある所以を論ず、

【講說】然るに今日の人は五人の子ある者も決して多き方に非ず、而して其五人の子にも亦各五人の子ありとすれば、是れ祖父たる人存生の中に於て五々二十五人の孫を有するなり、此の如くなれば、人口は多數なるに貨財は寡く、勞働の劇き割に衣食缺乏なり、左れば人民は自然生存競爭に出づ、乃ち如何に賞を加へ幾度罰するとも亂れざるを得ず、

【字解】〔事力〕事は作業、力は勤勞〔供養〕生活資料を謂ふ、

堯之王天下也、茅茨不剪、采椽不斲、糲粢之食、藜藿之羹、冬日麑裘、夏日葛衣、雖監門之服養、不虧於此矣、『第一節堯禹之王天下也、

今之世者、必爲新聖笑矣、『第一節、古に倣ふの愚』是以聖人不期修古、不法常行、論世之事、因爲之備、『第二節現在に應ずべし』第一大段の第四小段なり、今時に於て古道を行ふべからざるを論ず、

【講說】茲に中古なる夏后氏の世となりて上古に倣ひ木を構へ燧を鑽る者あらば、必ず鯀禹に笑はるべく、近古なる殷周の世となりて中古に倣ひ瀆を決する者あらば、必ず湯武に笑はるべし、左すれば今日の世に於て古臭き堯舜湯武の道を崇拜する者あらば新時代の聖人に笑はるべし、是の道理なるが故に聖人は古道に依ることを目的とせず、常式を模範とせず、其時代の形勢を攻究して之に適合せる設備を爲すなり、

【字解】〔新聖〕 堯舜禹湯武の古聖に對して云ふ、〔修古〕 修脩循の三字古書に多く相亂る、此處は循の意、一說に修を長久とし、修古を上古の義に解す、〔常行〕 古來一定の行を指す、

宋人有耕田者、田中有株、兎走觸株、折頸而死、因釋其耒而守株、冀復得兎、兎不可復得、而身爲宋國笑、『第一節喩』今欲以先王之政、治當世之民、皆守株之類也、『第二節斷』第一大段の第五小段なり、喩を以て古道を行ふの不可を論ず、

【講說】宋國の人にて田を耕す者ありけるが、其田の中に木の斷株ありし處、或る時一疋の兎、何處よりか駈け來り其株に突當りければ忽ち首骨を挫いて死しぬ、右の百姓は意外の所得に味を占め、斯かる獲物あらば齷齪耕作をなすより愈なりとて鋤鍬を投げ棄て、毎も毎も株の處に見張りて復も兎を手に入れんと、心懸けたれども、兎は二度と手に入らず、反て田畝は散々になりしかば宋國に於て笑話の種となれり、今先王の政治を以て現在の人民を支配せんとするは誰彼に論なく此の株を守りたる男と一樣なる馬鹿さ加減なり、

【字解】〔宋人〕 無論寓言なるべきも、宋人は古より多くの愚人の例に引かる、孟子の宋人其苗を揠く者云々莊子の宋人資章を資して越に適く云々を見て知るべし、猶ほ狡猾の例に齊國の人多きを占むるが如し、〔株〕 說文に木根とあれども、衆經音義に殺樹の餘とあり、

是に於て人民は之を有り難しと思ひ、天下に君臨せしめ號して有巢氏と曰へり、斯く住所は多少進歩して無難なりしも、人民の食物は木の實、草の實、若しくは蛤蜊等の貝類、乃至は血腥き肉なりし爲め腸胃を害し兎角病氣に罹れり、然るに聖人出で來りて火取木に穴を穿つて火を取り、煮燒して腥き臭味を去ることを敎へたり、是に於て人民は之を有り難しと思ひ、天下に君臨せしめ號して燧人氏と曰へり、

【字解】〔禽獸衆〕此禽獸は單に動物と云ふに同じ、總稱なり、〔禽獸蟲蛇〕蛇も蟲類なれども蝮の如く特に毒惡なる者あるゆゑ別提せしなり、〔聖人〕神智の人と云ふが如し、〔構木爲巢〕構は架なり、此より以前は穴居なりしなり、〔有巢氏〕一に大巢氏と曰ふ、〔果蓏〕木實を果と曰ひ、草實を蓏と曰ふ、〔蜯蛤〕蜯は蚌に同じ、はまぐり、蛤しじみ、〔腥臊〕評林に據れば、死して血あるを腥となし、乾いて汁なきを臊となす、通俗文に據れば、魚の臭を腥と曰ひ、猳(獸)の臭を臊と曰ふ、〔惡臭〕惡は色の已に變りたる者、臭は肉の已に腐れたる者、〔腸〕舊と腹に作る、今片山兼山の說に從て之を改む、〔鑽燧〕鑽は錐にて、穴をもみあけるなり、燧は火を取るの木、春は楡柳を用ゐ、夏は棗杏を用ゐ、秋は柞楢を用ゐ、冬は槐檀を用ゆるの類、一說に云ふ、鑽は木中火を取るなり、燧は鏡中火を取るなりと、

中古之世、天下大水、而鯀禹決瀆、『第一大段の第二小段なり、中古を叙す、』

【講說】中古の時代には天下に大洪水あり、是に因て鯀禹の二人水筋を切落せり、

【字解】〔天下大水〕帝堯の時に於ける九年の洪水を謂ふ、〔鯀〕禹の父なり、〔禹〕夏の開祖禹王、〔決瀆〕決は分泄なり、流を行るなり、切落す意、〔瀆〕荀子楊注に水竇とあり、

近古之世、桀紂暴亂、而湯武征伐、『第一大段の第三小段なり、近古を叙す、』

【講說】近古の時代に於ては桀紂の暴戾虐亂あり、是に因て湯は桀紂を征伐に及べり、

【字解】〔桀紂〕夏の桀王殷の紂王、〔湯武放伐〕殷の湯王は桀を攻めて之を放逐し、周の武王は紂を伐て之を殺せり、〔近古〕漢書は伏羲を上古とし、文王を中古とし、孔子を下古となすも、此文に於ては有史以前を上古とし、五帝を中古とし、三代を近古となすが如し、

今有構木鑽燧於夏后氏之世者、必爲鯀禹笑矣、有決瀆於殷周之世者、必爲湯武笑矣、然則今有美堯舜湯武禹之道於當

者太王處豐鎬之間より不得行於二國矣に至る、事例を引て前段の理を證す、第四大段は夫古今異俗より此必不得之數也に至る、仁義の無効を論ず、第五大段は今有不才之子より賢不肖俱盡其力矣に至る賞罰の有効を論ず、第六大段は今則不然以其有功也より而吏不能勝也に至る、賞罰の行はれざる弊を論ず、第七大段は不事力而衣食謂之能より而遊學者日衆是世之所以亂也に至る、儒俠の害を論ず、第八大段は且世之所謂賢者貞信之行也より侔三王者必此法也に至る、世の所謂賢行智行の害を論ず、第九大段は今則不然士民縱恣於內より而政亂於外則亡不可振也に至る、說客の害を論ず、第十大段は民之故計皆、就安利より結末に至る、五蠹を一括して其害を論斷す、

此篇は韓非中絕大の議論、絕大の文字なるが故に、之を講ずるに當り、絲分縷析の手段を取り、之が論理を繹ね之が文脈を察して一點も晦澁の處無からしめざるべからず、是に於て他篇に於けると同じく大段中に小段を分つのみならず、小段の中に就て又節を分てり、夫れ然る後、結構布置の妙一目瞭然たる者あり、讀者其煩なるを病みて漫然看過する勿れ、

上古之世、人民少而禽獸衆、人民不勝禽獸蟲蛇、有聖人作、爲巢以避群害、而民悅之、使王天下、號曰有巢氏、【第一節、有巢氏】民食果蓏、蜯蛤腥臊惡臭、而傷害腸胃、民多疾病、有聖人作、鑽燧取火、以化腥臊、而民說之、使王天下、號之曰燧人氏、【第二節、燧人氏】【第一大段の第一小段なり、上古を叙す、】

【講說】上古の時代には人類少數にして禽獸多數なりしかば、人類の赤裸々なる猛獸毒蟲に敵する能はざりき、然るに聖人出で來りて木を懸け渡たし鳥の巢の如き者を作り種々の害を避くることを敎へたり、

の書を以て起伏首尾なしと謂ふは膚淺の見を免れず此擬倫を失ふの觀あるも、此篇に在つては適評と謂はざるを得ず、又其字句の詰屈聱牙なる一事は『守道揚權』と雖も恐らくは此れに過ぎず、韓非中に在つて最も難解の篇に屬す、蓋し一は其誤字脫簡多きが爲にして、一見韓非の舊に非ざる事を知るべき者少からざるも、唯其然るべきを知るに止まり、其果して如何なりしかを攷ふるに由なく、乃ち現在の文字に因り其大旨を根據として解釋を下さゞる能はず、是れ隔靴の恨ある所以なり、

韓非子卷十九

五蠹

【篇旨】此れ本書の第四十九篇なり、蠹は說文に木中の蟲とあり木の中に棲みて之を腐蝕せしむる蟲を謂ふ、韓非は世の其國に在つて其政を害する者五種あるを見、其國家に於けるは宛ち此蟲の木に於けるが如くなるより名づけて五蠹と謂ひ、此篇は五蠹の害を指適する者なるが故に又之を以て命題と爲せしなり、然れども其實五蠹を借りて滿腹の政治論を發揮せし者にして、包括する所極めて廣く、其底蘊を叩いて殆ど餘なしと謂ふべし、古人は『說難』『孤憤』と並び稱するも、韓非の大體を窺ふべき者は此に在つて彼に在らず、揚愼曰く、非、五蠹の民、浮言國を亂るを見、遂に謂ふ詩書、法律に如かず、仁義耕戰に如かずと、文學を去り吏を以て師となし法を以て敎となさんとなすに至る、皆憤世の詞なり、而して其流遂に焚坑の禍をなす、而して非、亦其此に至るを知らざるなりと、此篇の內容は固り此の如くなるに過ぎずと雖も、徒に憤世の詞を以て之を視るは儒者の見地にして膚淺の言たるを免れず、

【分段】全篇分つて十大段となす、第一大段は篇首より今欲以先王之政治當世之民皆守株之類也に至る、守舊の愚を論ず、第二大段は古者、丈夫不耕より故事因世而備適於事に至る、政治の世運に從ひ時宜に因るべきを論ず、第三大段は古

重んぜず、
明主の道は法度を設けて人民を均一にして賞罰を確實にして才能を盡さしめ、毀譽を明にして勸懲を行ひ、毀譽と云ひ、賞罰と云ひ、法度と云ひ、此三者皆方正ならざるなし、故に大臣は君を尊ぶの行あり、百姓は君を利するの功あり、此の如きを稱して有道の國と謂ふ、

【字解】〔三隅〕徂徠の說を採る、

槩論

韓非が法治を以て効力ありとせし所以は人性中に於て苦樂に感を認めたるに在り、唯其苦を避け樂に就く、是を以て賞を好み罰を惡む、『因情』は始めて此思想を明言せる者にして、「凡治天下必因人情、人情有好惡、故賞罰可用」と云へるが如き是なり、「明主の制を行ふや天、其人を用ふるや鬼」とは『揚權』の要を約して簡括を極む『主道』は獨智の衆智に若かざるを論ずるも『儲說』及び『難』に層見する所にして新奇の說に非ず、唯だ一聽公會の一句、善く衆智を用ふるの方法を盡せりと云ふべし、『起亂』の內外に因を說明し之を絕つべき機關たる三節を揭ぐるや剴切喜ぶべく、楊用修云ふ、亂形を指畫する千古鏡の如しと、『立道』に至つては參伍の術を說く五十五篇中此より詳なるはなし『說難』を以て進言の天機を洩らしたる者とすれば此篇は又聽言の秘訣を發きし者に非ずや、『聽法』は下道上道の語を除く外別に新意あるを見ず『參言』の「己れ喜べば則ち其納るゝ所を求め、己れ怒れば則其構ふ所を察す」の言たる『儲說』の沐礫炙髮を抽象的に叙したるに外ならず、『類柄』の毀譽賞罰並び當らざるべからざるを說くも亦此問題に涉れる他の諸篇を補ふに足る、『主威』は『顯學』と相類して稍粗に失す、而して功名生ずる所必ず官法に出づの一語を以て法外に功なく法外に名なきを示すや簡にして盡く、

文評

王世貞此篇を評して曰く、「八經每篇段を逐ひ支節をなす、意相屬せず、詞照應せず、一片起伏首尾の文に非ざるなり、孫武子書亦然り、一句一義八竇を串くが如し、纖珍碎玉間錯して斷えず、攢簇一處に會す、非の此の八篇の如き則ち是也、但だ其用字用句、顧て崎嶇譎怪、後學の依據となすべからざる耳」と、孫武子

而上以法撓慈仁、故下明愛施、而務賕紋之政、是以法令墮、『第二小段、法制毀を説明す、』尊私行、行賕紋、以疑法、聽之則亂治、不聽則謗主、故君輕乎位而法亂乎官、此之謂無常之國、『第二大段なり、主威分れ法制毀るゝ所以を説明す、』

【講説】民は法度に制せらるゝが故に上を畏れ、上は地位の高きが故に下を卑視するなり、下たる者恣に禁令に牴觸して君を輕んずるの俗を榮譽とするときは君主の威分る、民は法律の爲に上を犯すの勇氣なく、上は法律を以て慈仁を抑するなり、然るに下は愛惠施與を主張して賄賂政略を専一とするが故に法令崩る、民在野の處士的行爲を尊んで君主に服せず、賄賂を行つて法律の効力を疑ふに當り、其爲す所に任せば政治を亂り、之に任せざれば君を謗る、故に君の位輕くして官の法亂る、此の如きを無常の國と稱す、

【字解】〔行義〕儒者俠士の行を謂ふ、〔狼觸〕狂妄に侵犯するなり、〔賕紋〕賕は説文に財を以て法を枉げ相謝する也とあり、紋は升菴外集に帛なりとあり、孫貽讓は納に作るべしと云ふ、要するに賄賂の意、〔無常〕不規律なり、

明主之道、臣不得以行義成榮、不得以家利爲功、功名所生、必出於官法、法之所外、雖有難行、不以顯焉、故民無以私名、『第一小段私名なきを言ふ』設法度以齊民、信賞罰以盡能、明誹譽以勸沮、名號、賞罰、法令、三隅、『第二小段、治具の完全を言ふ、』故大臣有行則尊君、百姓有功則利上、此之謂有道之國也、『第三小段、結果』【第三大段なり、主威法制並に立つ所以を言ふ、】

【講説】明主の道に於ては臣下俠義を以て榮譽を得るを得ず、私利を以て功を爲すを得ず、官法以外には決して功名なる者なく、苟も法に合せざれば縱令人の爲し難き行ありとも其名顯はれず、故に民は私名を

則民疑、民之重名、與其重賞也均、賞者有誹焉、不足以勸、罰者有譽焉、不足以禁、『第一小段、賞罰毀譽の關係を言ふ』明主之道、賞必出乎公利、名必在乎爲上、賞譽同毀、非誅倶行、然則民無榮於賞之內、有重罰者必有惡名、故民畏罰所以禁也、民畏所以禁、則國治矣、『第三大段なり、罰を論ず』

【講說】抑も刑罰の煩なるは罪名の正しからざるに由る、譬へば譽ある者と賞と當らざれば民の疑を生ず、何となれば民の名譽を重んずる心の切なるは、其賞を重ずるに異らず、然るに君主の賞する者、一方に於て不名譽を受け、君主の罰する者一方に於て名譽を有するときは、是れ賞罰當らざるものなるが故に、人を勸懲するに足らず、明主の道に於ては賞は必ず公利に本づき、名譽は上の爲にせる行爲に附し、賞と名譽と一致し、不名譽と誅と同時に行はる、此に據れば人民は賞外に名譽なく、重罰を受くる者は必ず惡名ある者なり、故に罰は惡を禁ずる所以なり、民禁ずる所以を畏るれば則ち國治まる、

【字解】〔民無榮於賞之內〕識誤に脫誤ありとし、集解之に從ふ、余案ずるに內は外の誤なり、此一字を改むれば句意自ら通す、〔故民畏〕民畏の二字は前段の結句に據るも衍文なること明なり、

主威

君威の不可分を言ふ、

行義示則主威分、慈仁聽則法制毀、『第一大段なり、一篇の大旨を揭ぐ』

【講說】義俠の行を表示するときは君威分れて臣下に歸し、慈仁の說を遵守するときは法制破れて臣下を制し難し、

民以制畏上、而上以勢卑下、故下肆狼觸、而榮於輕君之俗、則主威分、『第一小段、主威分を說明す』民以法難犯上、

生也』第一大段なり、官重の弊を極言す、

【講說】官吏の權を擅にするは國に法なきが故なり、國法の行はれざるは君主不明なるが故なり、君主不明にして法度なければ官吏意の如くに爲さゞるなし、官吏意の如くなすが故に贅澤比なし、贅澤比なければ賦稅多し、賦稅多ければ故に富む、官吏の富む其權の重きが爲にして亂の生ずる根據なり、

【字解】〔毋〕無きなり、

明主之道、取於任、賢於官、賞於功、言程主喜、俱必利、不當、主怒、俱必害、則人不私父兄、而進其仇讎、第一小段、公平 勢足以行法、奉足以給事、而私無所生、故民勞苦而輕官』第二小段清廉、 任事者毋重、使其寵必在爵、處官者毋私、使其利必在祿、故民尊爵而重祿、祿所以賞也、民重所以賞也、則國治』第二大段なり、賞を論ず、

【講說】明主の道は適任者を取り、精勤者を賢とし、功勞者を賞す、故に人を薦擧する者、其言ふ所當を得て君主喜ぶときは薦者被薦者倶に利あり、其言ふ所當を得ずして君主怒るときは薦者被薦者倶に害あり、左れば何人に拘はらず己の父兄たりとも私に之を推擧せずして仇讎たりとも之を推薦するなり、斯く官吏に任ぜられたる者、其地位は法律を執行するに足り、其俸給は事務を取捌に足るも私利私情を生ずることなし、故に人民は勞苦すと雖も別に官吏を畏れず、凡そ國事に任ぜらるゝ者は重き權威を與へられず其榮譽は爵位に限るなり、官職を帶ぶる者私便を爲すを得ず其利益は俸祿に限る、故に人民皆爵祿を尊重す、此爵祿は人を賞する機關なり、民之を重んずるときは國治まる、

刑之煩也、名之繆也、賞與不當

第三小段、毀譽を察するの法、第五大段なり、動機を察するの道を言ふ、

【講說】凡そ人言を聽くの道は臣下をして誠實の論を吐て姦惡を上聞し、該博の論を吐て其一條を採用に供す、然るに人君不知なれば臣下此の如き忠義に出でずして君主を利用すべし、乃ち君主の道は己の意に叶ふ事を聞きたるときは言者の動機を察し、己の怒に觸るゝときは必ず中傷する所あるを察し、試に或は喜び或は怒り然る後之を研究せば臣下の毀譽公私は明白ならん、

衆諫以效智、使君自取一、以避罪、故衆之諫也敗君之取也、』第一小段臣下の狹計を言ふ、

無副言於上、以設將然、令符言於後、以知謾誠、明主之道、臣不得兩諫、必任其一語、不得擅行、必合其參、故姦無道進矣、』第二小段、臣下の狹計を絶つの道、第六大段なり、參聽の要訣を言ふ、

【講說】臣下は往々幾多の說を雜陳して其智慧を呈出し、人君をして其中の一說を擇ばしめ己の責任を逃れんとす、故に衆說を陳るは敗亡の君の取る所なり、左れば宜しく豫め二說を進むるを許さずして將に來るべき實功の責を設け、議論を後日の成績と一致せしめて臣下の誠僞を分たざるべからず、元來明主の道に於ては臣下兩端の言を設くるを得ずして必ず其一語の責を負はしめ、專ら一人の言ふ所をして實行を得せしめず必ず參考すべき議論を照し合すが故に姦惡の進むべき手段なし、

【字解】〔效〕致なり、〔敗君之取也〕此句必ず脫誤あり、下文と接せざるを以てなり、

類柄

官重の弊を論じて賞罰の柄に及ぶ、

官之重也毋法也、法之息也、上闇也、上闇無度、則官擅爲、官擅爲、故奉重無前、奉重無前、則徵多、徵多故富、官之富重也亂[功]之所

ひ、千人實なりと言へば最早確信して動かすべからず、又均しく同一の事を言ふも、吶辯の者之を言へば疑ひ、能辯の者之を言へば信ずるを常とす、是に於て姦人の次第次第に君主を欺き陷るゝや、多數を以て助となし、辯口を以て信を取り、而して其問題に便宜なる類似の事例を擧げて其私を脩飾す、然るに人君之を厭忌譴怒して合參の法を用ゆるに及ばざれば其結果臣下に好都合を與ふる事となる、

【字解】〔饜〕厭として解す、

有道之主、聽言督其用、課其功、功課而賞罰生焉、故無用之辯、不留朝、任事者、知不足以治職則收官、『第三大段なり、言行に對する賞罰を言ふ』

【講說】有道の君は臣下の言を聽きて其實用と成功とを督して責を負はしめ其結果に因て賞罰を生ず、故に無用の辯を爲す者は朝廷より之を放逐し、事務に當つて其職任を擧ぐる才能なき者は官を免ず、

說大而誇、窮端、故姦得而怒、無故而不當爲誣、誣而罪臣、言必有報、說必責用也、故朋黨之言不上聞、『第四大段なり、空論詐言に對するの道を言ふ』

【講說】凡そ臣下の說誇大なるときは必ず其問題の顚末を窮めて若し姦なることを發見せば譴責を加ふ、意外の事故に妨げられざるに其言ふ所實效なきを詐僞の言となす、果して詐僞なれば之を罪す、之を要するに臣下の言說には必ず賞罰の結果を附して其功用を責む、故に朋黨狎合の言は君主の耳に入らず、

凡聽之道、人臣忠論以聞姦、博論以內一、『第一小段、言者の道を言ふ』人主不智則姦得資、『第二小段、不知の弊』明主之道、己喜則求所納、己怒則察其所構、論於已變之後、以得毀譽公私之徵、』

る此の如く法に因り、下の上に於けるも亦此の如く法に因る、

故上下貴賤相畏以法、相誨以利、民之性、有生之實、有生之名、爲君者、有賢知之名、有賞罰之實、名實俱至、故福善必聞矣、『第三大段なり、以上の結果を言ふ、

【講說】故に上下となく貴賤となく、互に法を畏れて誅を避け、利を勸めて害に遠かり、人民の本質生活の實あると共に生活の名あり、君たる者賢知の名あると共に賞罰の名あり、賞罰兩つながら完全なるが故に其幸福は天下に名高からん、

【字解】〔利〕 舊と和に作る、今集解の說に從ふ、

參言

群臣の陳言を比較研究するを謂ふ、

聽不參、則無以責下、言不督乎用、則邪說當上、『第一大段綱要を揭ぐ、

【講說】凡そ臣下の言を聽くに衆說を參考せざれば其責任を問ふことならず、又如何なる言論も實用を責めざれば邪說を以て上の意に取り入る者あるべし、

【字解】〔當〕 合なり、

言之爲物也、以多信不然之物、十人云疑、百人然乎、千人不可解也、吶者言之疑、辯者言之信、『第一小段、聽者に就て言ふ、姦之食上、取資乎衆、藉信乎辯、而以類飾其私、『第二小段、言者に就て言ふ、人主不饜忿而待合參、其勢資下也、『第三小段、以上の弊』第二大段なり、參聽の必要を生ずる事實を言ふ、

【講說】元來人の言ふ所の事に於ては、言ふ者多數なれば實際有らざる事をも之を信ずる者なり、譬へば十人不實の事を實なりと言へば實なるか實ならざるかと疑ひ、百人實なりと言へば多分實なるべしと思

を言ふ、

【講說】一言一事外に漏洩するときは以上の術貫徹し難し、

【字解】〔言通事泄〕　互文なり、

聽法

人我の智能を用ゐ賞罰の實を擧ぐべきを言ふ、此篇舊と尾題に右參言とあり、是れ下篇の聽法と前後を誤れるなり、今之を改む、

明主其務在周密、是以喜見則德償、怒見則威分、故明主之言、隔塞而不通、周密而不見、（第一大段なり、君主其心情を秘すべきを言ふ、）

【講說】明主の太切にすべきは周密に在り、左れば若し之を怠つて其喜外に見はるゝ時は臣下其恩德を賣て己の恩德とす、（玆に一人君主の氣に入り恩賞を授けんとする者あれば、臣下己より之を與へて私惠となすを謂ふ、）君主の怒外に見はるゝときは臣下其威光を偸んで己の威光とす、（君主罰せんとする者あれば臣下之を罰して私威を立つるを謂ふ、）故に明主の言は障壁を設けて他に洩れず、秘密を主として人に窺はしめず、

【字解】〔償〕　集解は賣の誤とす、然れども喩老篇に云ふ、君賞を見はせば臣則ち之を損して德となす、君罰を見はせば則ち之を益して以て威となすとあり、原文に據るを可とす、

故以一得十者下道也、以十得一者上道也、明主兼行上下、故姦無所失、伍家連縣而隣、謁過賞、失過誅、上之於下、下之於上亦然、（第二大段なり、姦を察するの道を言ふ、）

【講說】故に一人の智を以て十人の姦を知るは下策なり、十人の智を以て一人の姦を知るは上策なり、明主は上策下策を兼行するが爲め姦人を取り失ふ所なく、小にして五軒組の家（和氏に出でたる什伍）も大にして數個の縣も宛も比隣の如く、過を告ぐる者は之を賞し、過を告げざる者は之を誅す、上の下に於け

上、相室約其廷臣、廷臣約其官屬、兵士約其軍吏、遣使約其行介、縣吏約其辟吏、郎中約其左右、后姬約其宮媛、此之謂條達之道、』第二大段なり、觀聽の術を歷擧す、

【講說】先づ人言を合せ聞て其誠否を審にし、觀察の方面を更へて其擇ぶ所を考へ、現功現罪を本として非常察し難きの陰姦を得、官に一人を置て近習の士を勵まし、賞罰の重大なることを諭して地方官の如き遠臣を懼れしめ、過去の事を擧げて其前言を窮め、其親密なる人物を手蔓として其內情を探り、之を疎遠の地に置て其外姦を探り、我が熟知する所を押へて我が知らざる所を知り、詭計を以て人を使ひ臣下の侮慢を絕ち、心の裏を言て疑ふ所を試み、事の反對を論じて隱れたる姦惡を得、間諜を置て專橫の事實を正し、或は用ゐ或は罷めて姦人の動靜を觀、明白に禍福を說て過を避けしめ、己を卑下し彼の意に順つて其剛直なるや諂諛なるやを看、遍く人に問うて未だ見ざる所を發見し、相爭はしめて其黨派を破り、深く一事に精通して衆人の心を警戒し、僞つて他事を漏らし臣下をして考へ改めしめ、類似して辨別し難き事は之を比較研究して知り、過失を陳ぶるときは其故犯なることを明にし、罪を知らしめて威力を止め、陰に探偵を放ち時に自ら巡察して其中心を察し、漸次彼等の位地關係を變更して其徒黨を分離す、蓋し下位に在る者上位に在る者を拘制するが故に、御臣の術に於ては、宰相が其高等官を拘制し、高等官が其屬官を拘制し、兵士が其軍吏を拘制し、使節が其副使を拘制し、郎中が近臣を拘制し、后妃が宮女を拘制するに在り、是を條達の道と謂ふ、

【字解】〔澤〕禮記鄭注に從ひ擇として解す、〔見〕現在の現なり、〔一用〕其職を事務とするなり、〔遠使〕地方に用ゆるなり、〔悉〕調査するなり、〔疏置〕置疏に作るべし、〔讀泄〕洩れ侮るなり、〔綱〕正すなり、〔易其慮〕其は臣下に係る、〔固〕故なり、〔循〕巡なり、〔通比〕比周結托なり、〔軍吏〕步卒中の吏、〔條達〕大本大枝を約し、大枝小枝を約するを謂ふ、

言通事泄、則術不行、』第三大段なり、以上の術を行ふの心得

伍の綱要を提す、

【講說】參伍の仕方は、參を行ふと云つて玆に三人あれば三人の言を照らし合せ、一人の言よりも寧ろ多數なる二人の言を取り、伍を揆ると云つて、玆に五人あれば、五の中一人過失あるに當り、餘の四人を責むるに在り、參を行ふには必ず群臣の言を問詰て其虛實を盡し、伍を測るには必ず譴責を加へて之を畏れしむ、問詰めざれば妄言を以て上を汚し、譴怒せざれば互に雷同す、瑣細の時に之を問詰れば猬合の多少を知るに足り、初に於て譴責を加ふれば朋黨を結んで多數を成すに至らず、人君たる者臣下の行を觀言を聽くの筋道は其現象比周(黨を組むなり)に在れば其罪に異る者を賞し、其現象請謁に在れば阿諛して人と同じき者を罪し、凡そ臣下の言說は衆人の口先を參合し、是非とも立場を測り、天理に照し、物事を察し、人心を考へ、此四者符合せば始めて其言の當否を知るべし、

【字解】〔折〕　校注に云ふ屈なり、群臣陳ずる所の事、之を論難屈折して其情を察し其虛實を盡すなりと、〔觀聽之勢〕　此二句古來誤脫ありとする者多し、今純に卑見を以て之を釋す、

參言以知其誠、易視以攺其澤、執見以得非常、一用以務近習、重言以懼遠使、擧往以悉其前、即邇以知其內、疏置以知其外、握明以問所闇、詭使以絕黷泄、倒言以嘗所疑、論反以得陰姦、設諫以綱獨爲、擧錯以觀姦動、明說以誘避過、卑適以觀直諂、宣聞以通未見、作鬭以散朋黨、深一以警衆心、泄異以易其慮、似類則合其參、陳過則明其固、知辟罪以止威、陰使時循以省衰、漸更以離通比、下約以侵其

【字解】〔播〕放なり、逃亡の義、〔遊禍〕遊は猶ほ行と云ふが如し、〔謬辱之人〕宦官は元來宮刑即ち生殖器を切らるゝ刑を受けたる者なるが故に云ふ、〔提衡〕有度篇參看、〔卷禍〕猶ほ伏禍と云ふが如し、〔家〕大夫を指す、猶ほ諸侯を國と謂ふが如し、〔踦〕偏重なり、〔人君之不知〕王先愼の説に從ひ之の字を衍とす、

廢置之事、生於內則治、生於外則亂、是以明主以功論之內、而以利資之外、是故國治而敵亂、

第六大段なり、任免の道を言ふ、

【講說】官吏の任免我よりして敵國に施すときは國治まり、敵國よりして我に施すときは國亂る、是に因り明君は自國に於て卿相を任免するには功の有無を論じて之を定め、敵國の卿相に就ては我より干涉を行ひ謀計を運らし其姦臣を我に利用す、是を以て自國は治まり敵國は亂る、

即亂亡之道、臣憎則起外若眩、臣愛則起內若藥、

第七大段なり、外畏內愛を收む、

【講說】亂亡を致すの道は他なし、臣たる者君之を憎むときは、外に於て大國の威を借りて其君を眩惑し、君之を愛するときは、內に於て蕭墻の禍を釀すこと毒藥の如し、

【字解】〔藥〕毒藥なり、

立道

具體的に參伍の道を言ふ、

參伍之道、行參以謀多、揆伍以責失、行參必折、揆伍必怒、不折則瀆上、不怒則相和、折之徵、足以知多寡、怒之前、不及其衆、觀聽之勢、其徵在比周而賞異、謁而罪同、言會衆端、必揆之以地、謀之以天、驗之以物、參之以人、四徵者符、乃可以觀矣、

第一大段なり、參

く、小罪を赦して誅せざるときは大誅を行ふに至るべし、罪狀と罪名と相當るときは公然之を誅することなるも、若し之を生し置きては事實の上に害あり、去れば迚之を殺さんとするも殺すべきの罪名なきときは竊に毒殺するか、否ざれば其仇敵をして之を暗殺せしむ、是を陰姦即ち法律の明文に觸れざる罪人を除くと謂ふ、斯く表面に見えざる罪惡を除くを詭道と曰ひ、又方法を易へて仇に與ふるが故に易と曰ふ、有の儘の功を賞し、有の儘の罪を罰すれば詭道は行ふ所なく、君主の是非を洩さず、臣下の意見を洩らさざれば易道も施す所なし、

【字解】〔徑〕直ちになり、〔行飲食〕行は用ゆるなり、飲食は毒薬を指す、〔不然而〕而は則の意に用ゆ、〔讎〕敵なり、〔見功見罪〕兩個の見の字は形容詞として用ゆ、〔是非云々〕外儲說參看、

父兄賢良播出曰遊禍、其患、隣敵多資、僇辱之人近習曰狎賊、其患、發忿疑辱之心生、藏怒持罪而不發曰增亂、其患、徼幸妄擧之人起、大臣兩重、提衡而不踦曰卷禍、其患、家隆劫殺之難作、脫易不自神曰彈威、其患、賊夫酖毒之亂起、此五患者人主之不知則有劫殺之事、（第六大段なり、人主の五患を言ふ、）

【講說】父兄若しくは良臣が出奔するを遊禍と曰ふ、其害は隣國多く之を利用するに在り、刑餘の人君側に侍するを狎賊と曰ふ、其害は或は怒り或は耻ぢ、自暴自棄の結果たる不良の心生ず人君臣下に對して其怒を藏し其罪を懸案として發せざるを增亂と曰ふ、其害は萬一を僥倖して妄擧に出づるに在り、大臣兩立、交も權力を爭うて一方に歸せざるを卷禍と曰ふ、其禍は大夫の家隆盛にして君主を劫殺するに在り、人君自ら輕んじて勢位を離るゝを彈威と曰ふ、其害は賊臣酖毒を以て君を殺すに在り、此五患は人君若し之を知らざるときは必ず劫殺に遇ふことあり、

絶えぬべし、

【字解】〔畏〕古へ威に通ず、書經に「天之明畏」とあるが如き是なり〔親暱〕暱は近なり、〔重帑〕妻子、〔姦宄〕外に在るを姦とし、内に在るを宄とす、

官襲節而進、以至大任、智也、其位至而任大者、以三節持之、曰質、曰鎭、曰固、『第一小段、大臣を制する三機關』親戚妻子、質也、爵祿厚而必、鎭也、參伍責怒、固也、『第二小段、三機關の應用』賢者止於質、貪饕化於鎭、姦邪窮於固、『第三小段、三機關の效』

第四大段なり、亂臣に非ざる大臣を制するの道を言ふ、

【講說】臣下の中に於て等級を經て其官職を進め此の如にして大任に至る者は前に謂はゆる二因の結果に非ずして實際智者なるを以てなり、然れども智者も亦油斷すべきに非ざれば、最高の位に在り重大の任を負へる臣下に對しては君主三種の制裁を以て之を持ち押ゆるなり、三種の制裁とは一を質と曰ひ、一を鎭と曰ひ、一を固と曰ふ、彼の親戚又は妻子を人質に取るは質なり、爵祿の立派にして確實なるは鎭なり、(其心を落ち着かしむるより云ふ)證據を照し合せて失言失行を責怒するは固なり、(堅固の固)賢者は愛情深きゆゑ人質の殺さるゝを恐れて拘制せられ、慾深き者は安堵滿足の餌に化され、姦邪の者は堅固の政策の爲に逞うするを得ず、

【字解】〔襲〕重ぬるなり、〔節〕階級なり、〔責怒〕舊と貴帑に作る、今王先愼の說に從ふ、

上不制則下忍、小不除則大誅、名實當則徑之、生害事死傷名則行飮食、不然而與其讎、此謂除陰姦也、翳曰詭、詭曰易、『第一小段、誅の正道』

權道　見功而賞、見罪而罰、而詭乃止、是非不泄、說諫不通而易乃不用、『第二小段、權道の不必要なる場合、』第五大段なり、誅の方法を言ふ、

【講說】君主臣下を制せざるときは臣下君主に忍ぶべ

不擁、禁賞必行、顯賢不亂、『第三小段、亂源を絕つの方法、』【第二大段なり、亂の豫防法を示す、】

【講說】亂の由て生ずる主格六種あり、曰く母后、曰く后妃、曰く衆子孫、曰く兄弟、曰く大臣、曰く著名の處士是なり、然れども官吏に委任し臣下を督責して宮廷の秩序を正さしむるときは母后も放縱ならず、禮遇賞賜の等級を分てば后妃も己及び其子の位地に就て疑懼を抱き君主を弑するが如きことなし（備內篇參觀）身分勢力等を兩立せしめざれば庶子と適子との爭なし、權柄と典範とを失はざれば兄弟主權を侵害せず、權力を臣下の中の一家に歸せざらしめば大臣敢て君を壅蔽せず、禁制賞褒兩つながら厲行せば虛名も眞の賢者を亂ることなし、

【字解】〔主母〕此の一句は原注の本文の「六也」と牴觸す、斷じて從ふべからず、然るに諸家之を取る、膚淺の見と謂ふべし、〔疑〕諸家擬となして解す、甚だ切ならず、〔擁〕壅に通ず、

臣有二因、謂內外也、『第一小段、亂臣の乘ずる所を擧ぐ、』外曰畏、內曰愛、所畏之求得、所愛之言聽、此亂臣之所因也、『第二小段、內外二因の說明、』外國之置諸吏者、誅其親暱、重帑、則外不籍矣、爵祿循功、請者俱罪、則內不因矣、『第三小段、二因を絕つの方法、』外不籍、內不因、則姦宄塞矣、『第四小段、其結果を言ふ』【第三大段なり、亂臣に乘ぜしめざる方法を言ふ、】

【講說】姦臣の乘じて私をなす所の者二つあり、一を畏（威に同じ）外國の威を借りて姦をなす者とし、一を愛、愛臣の寵を利用して姦をなす者とす、外國の求むる所は人君の許す所となり、愛臣の言ふ所は人君の用ゆる所となる、此等は亂臣の乘ずる所なり、左れば外國の勢力を以て官吏たる者あらんか、之が親戚妻子を誅するときは人皆懼れて敢て外國の威を借らざらん、又爵位俸祿は其實功に從ひ、若し親戚友人の爲に周旋する者あらんか、依賴人と被依賴人と兩つながらこれを誅するときは寵臣に附て運動する者なし外國の威を借らず內臣の寵に因らざれば姦惡の路

ずる事すらも尙ほ自ら手を下さず、況や人臣の行ふべき勞力の事をや、事件生ずるも尙ほ自ら手を下さず、況や未定の時に於てをや、

【字解】〔事智〕智を至となすは識誤に據る、〔懸〕懸案の懸なり、

故[非]用人也、不取同、同則君怒、使人相用。則君神、君神則下盡、下盡則臣上不因君、而主道畢矣』第四大段なり、臣下を御するの妙訣を言ふ、

【講說】故に君主は人を用ゆる上に於て其附和雷同を排斥し、雷同すれば譴怒を加へ、人々をして各其智能を以て君主の用に供せしむれば君主始めて神の測るべからざるが如くなるべし、果して然らば臣下其心力を盡さゞるなし、臣下其心力を盡せば君主の心情に應じて私を爲すことなく、君道是に於て完全を得るなり、

【字解】〔故其用人也〕其の字舊と非に作る、今津田鳳卿の說に從つて之を改む、

起亂　一曰亂起

防亂の道を言ふ、

知臣主之異利者王、以異爲同者劫、與共事者殺、故明主審公私之分、別利害之地、姦乃無所乘』第一大段なり、君主其立脚地を察すべきを言ふ、

【講說】君主にして君臣の利益とする所相反することを知る者は王となり、其相反するを知らずして同一となす者は劫さる、又臣下に賞罰の權を分つ者は殺さる、左れば明君は公私の區分を理會し利害の位地を差別す、其結果姦臣も乘ずる所ある能はず、

亂之所生六也、『第一小段、亂源の總目、主母、后姬、子姓、兄弟、大臣、顯賢、『第二小段、亂源の分目、任吏責臣、主母不放、禮施異等、后姬不疑、分勢不貳、庶適不爭、權籍不失、兄弟不侵、下不一門、大臣

會、則猶豫而不斷、不斷則事留自取。『第二小段、人智を用ゐざるの害』一聽則毋墮壑之累、故使之諷、諷定而不怒、是以言陳之由、必有筴籍、結智者、事發而驗、結能者、功見而謀、成敗有徵、賞罰隨之、事成則君收其功、規敗則臣任其罪、『第三小段、人智を用ふるの利』【第二大段なり、人の智能を用ふるの法を言ふ】

【講説】君主に三等あり、下等の君は己の才能を用ひ、中等の君は人の力を用ひ、上等の君は人の智を用ふ、上等の君は人の智を用ふるが故に、凡そ事件に遇ふ毎に智謀の士を聚め、一人一人に意見を言はしめ、又朝議を開いて衆説を求むるなり、一人毎に意見を言はしめずして或る個人の言を聽くときは前後矛盾の論をなすとも人君之を覺らず從て其人の智愚を知るに由なし、又公會せざるときは人臣たる者或は情實に因り、或は利害に因り十分眞情を吐かざるべければ、躊躇して議論決せず、議論決せざれば、事務停滯して進まざる結果、人君自ら手を下すに至り、「下君己の能を盡す」の弊を免れじ、若し一聽即ち衆説を參考するときは人の爲めに欺き陷れらるゝ禍なし、故に人々をして其思ふ所を告げしめ、衆論已に定まるときは縱令吾意に拂る所あるも敢て怒らずして之を容る、左れば其陳述せし事由をば記錄に書き留め他日果して其説の中るや否を定むる證據となす、人の智を集むるときは其言ふ所を施行するに及び成績を試驗し、能を集むるときは、其功見はれて後これが大小を論ず、成功と失敗と記錄の證據あるが故に其如何に因て賞罰を行ふ、是に於て事業成立せば君其利を收め、計畫失敗せば臣其罪に任ず、

【字解】〔墮壑〕墮は陷なり、壑は路旁の穴を謂ふ、〔諷〕告なり、

君人者、合符猶不親、而況於力乎、事智〔至〕猶不親、而況於懸乎、『第三大段なり、人君の自用せざるべきを極言す、』

【講説】人君たる者は證據を引合せて臣下の言行を判

使民榮之、誅莫如重、使民畏之、毀莫如惡、使民耻之、然後一行其法、禁誅於私家、不害、功罪賞罰必知之、治之道盡矣』、第四大段なり、賞罰の法を言ふ、

【講説】賞は厚きほど善し、人民をして得と思はしむる手段なり、譽は美名を與ふるほど善し、人民をして榮耀と思はしむる手段なり、罰は重きほど善し、人民をして畏ろしく思はしむる手段なり、毀は惡名ほど善し、人民をして耻かしく思はしむる手段なり、斯くて專ら其法を行ひ私門を營む者を抑制處分して害をなすこと無らしめ、功ある者を知つて之を賞し、罪ある者を知つて之を罰するときは政治の道始めて完全なるぞかし、

【字解】〔一行其法禁誅於私家〕法の字を以て句を絶ち、禁誅を連文とし、不害の二字を上句に連ねしは王先愼の説に從へり、〔功罪賞罰必知之〕此解は依田利用の説を取る、〔治之道盡矣〕治の字舊と知に作る、今藤澤南岳の評釋本に從ふ、

主道 一曰結智

人君の私智を恃むべからざるを言ふ、

力不敵衆、智不盡物、與其用一人、不如用一國、故智力敵而群物勝、揣中則私勞、不中則有過』、第一大段なり、私智の用ゆるに足らざるを言ふ、

【講説】一人の力は衆人に敵する能はず、一人の智は萬物を窮むる能はず、故に君主は己れ一人の智力を用ふるは一國の智力を用ふるに若かず、左れば智力を以つて人に敵するときは必ず多數に制せらる、若し私智を用ひんか、事を推測して適中するとしても獨り勞苦する事を免れず、又適中せざるときは過失あるを免れず、

下君盡己之能、中君盡人之力、上君盡人之智、第一小段、上君の如何を示す、是以事至而結智、一聽而公會、聽不一則後悖於前、則愚智不分、不公

廢置無度則權瀆、賞罰下共則威分、是以明主不懷愛而聽、不留說而計、故聽言不參、則權分乎姦、智術不用、則君窮乎臣』第二大段なり、術の必要を言ふ、

【講說】官吏の任免不規律なるときは君主の權其神聖を失ひ、賞罰の二柄を臣下に貸すときは君主の威、其獨占を失ふ、是の故に明君は言を聽くに愛憎の念を挾み從て黜陟を行ふことなく、事を計るに個人の說を受け收め從て賞罰を施すことなし、左れば意見を聽くに當り一人の言を信じ廣く參考する所あらざれば姦臣の爲に其權柄を殺がるべく、智術を用ひて操縱せざれば臣下の爲に迫まられて身動きなるまじ、

故明主之行制也天、其用人也鬼、天則不非、鬼則不因、勢行教嚴、逆而不違、毀譽一行而不議、故賞賢罰暴、擧善之至者也、『是謂賞異罰同、賞暴罰賢、擧惡之至者也、是謂賞同罰異』第三大段なり、術を言ふ、

【講說】故に明主の其制裁を行ふは天の畏るべきが如く、其群臣を使ふや鬼の測るべからざるが如し、天の如くなれば公平なるを以て之を非る者なく、鬼の如くなれば隱微なるを以て之に因緣する者なく、勢力行はれ訓令嚴く人民の志向に逆ふと雖も彼敢て違はず、君主の褒貶並び行はるゝも敢て是非を言はず、左れば賢人を賞し暴人を罰するは善を擧ぐる仕方に於て此上なき者なり、之をば姦人に反對する者を賞して姦人に一致する者を罰すと謂ふ、暴人を賞して賢人を罰するは惡を擧ぐる仕方に於て此上なき者なり、之を姦人に一致する者を賞して姦人に反對する者を罰すと謂ふ、

【字解】〔因〕通行本には困に作る、今歸震川の評選本に從ふ、〔毀譽一行〕翼毳には毀譽賞罰と俱に行はると解す、今取らず、〔是謂賞異罰同〕此六字翼毳に從つて本文に補入す、

賞莫如厚、使民利之、譽莫如美、

亡治亂之機也」の一句を以て綱を掲げ、下文は唯此意を說明するに過ぎず、前章と其面目を異にせり、第五章は邊幅の大なるに準じて波瀾頗る多く、先づ四喩を以て筆を起し推政の一論全篇の警策を成す、第六章は立意行文兩つながら奇警にして結句尤も斷制あり、第九章は二喩一實、同一の句法を累用し險語を以て結び去る寸鐵人を殺すの手段、第十章は文少くして意多く亦篇中の上乘に居る、

八經

【篇旨】此れ本書の第四十八篇にして八篇の文字より成る、曰く因情、曰く主道、曰く起亂、曰く立道、曰く參言、曰く聽法、曰く主威是れなり、君主の臣下を御するの術を論じ、君主の當に遵守すべき者なるを以て經と名つげ、凡て八篇なるを以て八經と名づく、

因情　一曰收智

題名は原本每篇の末に附し右何々と書するも、今便宜に從ひ更めて篇首に題す、

【篇旨】賞罰の用を論ず、

凡治天下、必因人情、人情者有好惡、故賞罰可用、賞罰可用、則禁令可立、禁令可立、而治道具矣、『第一小段、賞罰の效を言ふ』君執柄以處勢、故令行禁止、柄者殺生之制也、勢者勝衆之資也、『第二小段柄と勢との性質を言ふ』第一大段なり、先づ賞罰柄勢を說明す、

【講說】凡そ天下を治むるには人の情感に因るを必要とす、蓋し何人にも賞を好み罰を惡むの情感あり、左れば從て賞罰の効力あり賞罰の効力あつて命令と云ひ禁止と云ひ、始めて確實なるべく、命令禁止共に確實にして政治の道完全を得ると知るべし、君主たる者權柄を握つて勢位を占むるが故に令する所は行はれ禁ずる所は止む、此の柄と謂へるは人を生殺するの制裁にして、勢と謂へるは衆人に勝つ所の資力なり、

行ふ所の筋道は同一なるに、下は之が爲に俠と云ひ驕と云ふが如き美名を得、上は之が爲に亂と云ひ暴と云ふが如き惡名を受け、人臣が大に得る所ある程、人君は大に失ふ所あるなり、

【字解】〔驕〕此にては美名として用ゆ、左傳の疏に己を恃み人を凌ぐを驕とあり、集解及び翼義には矯として解せり、

明主之國、有貴臣、無重臣、貴臣者爵尊而官大也、重臣者言聽而力多者也』第二大段なり、貴臣と重臣との別を言ふ、

【講說】明主の國に於ては貴臣あれども重臣なし、貴臣は爵位並びなく官職大なる者を指し、重臣とは其言說盡く人君に聽用せられ勢多き者なり、

【字解】〔官大也〕大の下當に者の字あるべし、

明主之國、遷官襲級、官爵受功、故有貴臣、言而不度、行而有僞必誅、故無重臣也』第三大段なり、重臣を絕つの道を言ふ、

【講說】明主の國に於ては官を升せ位を授くるは必ず其功に因り、功に因て官爵を授くるが故に貴臣あり、言ふ所法度なく行ふ所僞あれば必ず之を誅するが故に重臣なし、

【字解】〔襲〕補任の補に同じ、〔官爵受功〕功受官爵の倒語なり、

槩論

通篇獨立せる諸章より成るも、自ら一貫せる意旨あり、匹夫の私譽を斥け、重臣寵人を害とし、仁義慈惠を排し、文學を賤しめ、人主の威柄を主張して法律の恃むべく、法文の詳なるべきを論ずるが故に湊合して之を觀るときは議論の條理復た認め難からず、搢笏干戚の一章は五蠹篇の胚胎する所にして、慈母弱子の一章は仁政を以て暴政と共に國を亡ぼす者とす、共に篇中の眼目なりと謂ふべし、

文評

第五章を除くの外皆寥々たる短篇なるも布局立格の點に於ては大文章と同じく、嚴密にして一懈筆なく、謂はゆる獅、兎を搏つに全力を用ゆる者、第一章の首に私譽八種を叙する處八句一樣、其弊害を擧ぐ處亦八句一樣、以下二句一正一反を以て之を束ね轉じて人主に入るや甚だ力を費さず、第二章は「任人以事存

なく、又死を畏れざるときは上に仕官するの意なく、君の制御を受けざることを欲する者は使用すべからざるなり、

今生殺之柄在大臣、而主令得行者未嘗有也、『第二大段なり、君主の威と大臣の權と兩立すべからざるを言ふ、』

【講説】今生殺の柄大臣に在りながら、君主の威令能く行はるゝ例は之れあらざるなり、

虎豹必不用其爪牙、而與鼷鼠同威、萬金之家、必不用其富厚、而與監門同資、『第三大段なり、其固有の資力を用ひざるを喩ふ、』

【講説】虎豹竟に其爪なり牙なりを用ひざる時は其威を失つて小鼠と異る所なく、萬金の家も竟に其富力を用ひざる時は其資力の乏しき門卒に異らず、

【字解】〔鼷鼠〕小鼠なり、

有土之君、説人不能利、惡人不能害、索人欲畏重己、不可得也、『第四大段なり、己れ威柄なきの害を言ふ、』

【講説】一國の君たる者、己れ好む所の人あるも之に利益を與ふる能はず、己れ惡む所の人あるも之に害を加ふる能はざるときは人心をして己れを尊重せしめんとするも得ること叶はざるべし、

○第十一章

【章旨】人君と重臣と利害相反するを言ふ、

人臣肆意陳欲曰俠、人主肆意陳欲曰亂、人臣輕上曰驕、人主輕下曰暴、行理同實、下以受譽、上以得非、人臣大得、人主大亡、『第一大段なり、人臣の利なるを言ふ、』

【講説】人臣が心を恣にして欲を逞うすれば人之を稱して俠と曰ひ、人君が心を恣にし欲を逞うすれば人之を稱して亂と曰ふ、人臣が君を輕んずれば人之を稱して意氣地ありと曰ふ、人君が臣を輕んずれば人之を稱して暴と曰ふ、君臣の損得異ること此の如し、

酸甘鹹淡、不以口斷而決於宰尹、則厨人輕君而重宰尹矣』、第一大段なり、食物の味を以て喩ふ、

【講說】酸き甘き鹽辛き淡き、此等の味を定むるに人君が己の口を以てせず大膳長の判斷に任すときは料理人は皆君を輕んじて大膳長を重んずべし、

【字解】〔宰尹〕膳部の主任、

上下淸濁、不以耳斷而決於樂正、則瞽工輕君而重於樂正矣』、第二大段なり、音樂を以て喩ふ、

【講說】音の高き卑き淸き濁れる、人君たる者己の耳を以て聽き分けず、樂官長の判斷に任すときは伶人皆君を輕んじて樂官長を重んずべし、

【字解】〔瞽工〕樂人は多く瞽者なるが故に云ふ、

治國之是非、不以術斷而決寵人、則臣下輕君而重寵人矣』、第三大段なり、本論に入り寵人に聽從するの害を言ふ、

【講說】今國政の是非を斷ずるに術を以てせずして寵臣の意見を標準となすときは臣下君を輕んじて寵人を重んずべし、

人主不親觀聽、而制斷在下、託食於國者也』、第四大段なり、人主の威權なき事體を形容す、

【講說】人主親しく臣民の言行を觀聽せずして決斷の柄下に在るは是れ君主其國に寄食するに同じ、

○第十章

【章旨】人君己れに威柄なきの害を言ふ、

使人不衣不食、而不饑不寒、又不惡死、則無事上之意、意欲不宰於君、則不可使也』、第一大段なり、生活の必要なく、死を畏れざる者の用ひ難きを言ふ、

【講說】若し何人にても衣食に奔走せずして饑寒の憂

之說、明主不受也』、第二小段、實論、

【講說】結構なる食物を供給すること出來ざるに、餓人に向つて飯を食せよと云ふも餓人は之が爲に飢餓を免れじ、荒蕪の土地を開墾し穀物を産出すること出來ざるに人に物を施與せよと勸むるも之が爲に民は富まざるべし、今學者の議論を見るに本業たる農作を務めずして商工の如き末を逐ひ、無實の恩惠を唱へて人民の機嫌を取るは、前に述べたる勸飯の說に外ならず、此の如き說は明主の取らざる所なり、

○第八章

【章旨】法文の明備なるべきを言ふ、

書約而弟子辯、法省而民萠訟、是以聖人之書必著論、明主之法必詳事、『第一小段、主意を掲ぐ、盡思慮、揣得失、智者之所難也、無思無慮、挈前言而責後功、愚者之所易也、第二小段其理由を述ぶ、』第一大段なり、法律完全なれば人を治むるに容易なるを言ふ、

【講說】書は極めて簡略なるが故に弟子種々の說をなして多辯を弄し、法文省略なるが故に人民爭訟す、左れば聖人の書には必ず議論を明白にし、明主の法には必ず個條を精密にす、何となれば思慮を盡して事の利害得失を推測することは智者と雖も難しとする所なるも、前言を捉へて後の功を責むるは愚者と雖も亦容易なる所なり、

明主操愚者之所易、以責智者之所難、故智慮不用而國治也』、第二大段なり、繁法の利を言ふ、

【講說】明主は愚者の易き所（法）を握つて智者の難き所（謀計）を責むるが故に智慮を用ひずして國治まるなり、

○第九章

【章旨】君主其權を臣下に委すべからざるを言ふ、

仁者慈惠而輕財者也、暴者心毅而易誅者也、慈惠則不忍、輕財則好與、心毅則憎心見於下、易誅則妄殺加於人、不忍則罰多宥赦、好予則賞多無功、憎心見則下怨其上、妄誅則民將背叛、（第一小段、仁暴二の害を擧ぐ、）故仁人在位、下肆而輕犯禁法、偷幸而望於上、暴人在位、則法令妄而臣主乖、民怨而亂心生、（第二小段、仁暴の惡結果を示す、）故曰、仁暴皆亡國者也、（第三小段、論斷を下す、━第三大段なり、仁の害は暴に同じきを言ふ、）

【講說】仁者は人を憐み恩惠を施して金錢を輕ずる者なり、暴者は其心手強くして人を誅戮することを何とも思はぬ者なり、慈惠なれば人に忍びず、金錢を輕んずる者は人に物を施すを好む、心手强ければ下に向つて憎惡の念を見はし、人を誅戮することを何とも思はねば妄に人を殺す、忍びざる結果は刑罰を免除すること多く、物を施すを好むの結果無功の人を賞すること多し、憎惡の念を見はせば下の者上を怨み、妄に人を誅すれば民は離叛すべし、左れば仁者上に在るときは人民橫着にして容易に法律禁制を犯し、僥倖を求めて政府に望み、暴人上に在るときは法令不法にして君臣相和せず、人民怨んで叛亂の心を生ず、故に仁も暴も均しく國を亡す道也。

○第七章

【章旨】姑息の仁を駁す、

不能具美食、而勸餓人飯、不能爲活餓者也、不能辟草生粟、而勸貸施賞賜、不能爲富民者也、（第一小段、喩、）今學者之言也、不務本作、而好末事、道虛惠、以說民、此勸飯

然而弱子有僻行、使之隨師、有惡病、使之事醫、不隨師、則陷於刑、不事醫、則疑於死、慈母雖愛、無益於振刑救死、則存子者非愛也。』第一大段なり、母の愛の無益を言ふ、

【講說】慈母の幼子に對する愛は天下殆ど之に過ぎたる者なきほど深厚なり、然れども其子に善からぬ行狀あれば師に就て敎を受けしめ、惡しき病あれば醫者に掛らしむ、但し師に從はざれば犯罪人となるべく、醫者に掛らざれば死亡の恐あるが故なり、慈母は子を愛するも刑罰に觸れしめず、生命を取留むるに足らずとせば、愛情にては子を全し難きを知るべし、

【字解】〔不可爲前〕此より上こす者なしとの意、舊注誤る、

子母之性愛也、臣主之權筴也、母不能以愛存家、君安能以愛持國、』第一小段なり、君臣の關係も母子の關係に異らざるを言ふ、

明主者通於富彊、則可以得欲矣、故謹於聽治、富彊之法也、明其法禁、察其謀計、法明則內無變亂之患、計得則外無死虜之禍、故存國者非仁義也。』第二大段なり、仁義の國に無益なるを言ふ、

【講說】子母の相對する關係は愛なり、君臣の關係は術數なり、母が愛を以て家を保つこと出來ざるに由れば、君も何とて愛を以て國を保たんや、明主は富國强兵の術に通ずれば其欲する所を遂ぐことを得、故に富强の法は政治の裁斷を謹むに在り、其方法は國家の法律禁令を明白にし、謀略計算を察するに外ならず、法にして明なるときは國內に變亂の患なく、計策當れば敵に敗れて生命を失ひ捕虜となるが如き災なし、故に仁義にては國を保つこと出來ず、

【字解】〔仁義〕片山兼山は義を暴に作るべしと云ふも、是れ下文に拘泥せしものにて當らず、

めんと欲するも如何とも爲し難しとは權宜に通じたる言なり、左れば理窟は尤なれども實用なき說あり、言方は拙劣なるも實行に切なる者あり、故に聖人は害のなき言を求めず其利の在る處を取り、而して容易ならざる事に力を盡して困難を意とせず、

【字解】〔權〕輕重を秤にかけて見るなり、〔垂〕本と乘に作る誤なり、〔爲人〕爲は治なり、〔除〕疾を去るなり、〔規有摩〕ブンマハシは圓形を作るべき者なれどもスリへりたる處あつて正確を得ざる憂あり、〔水有波〕水準は平を見る爲なれども水に波あつて精密ならざるの憂あり、

人之不事衡石者、非貞廉而遠利也、石不能爲人多少、衡不能爲人經重、求索不能得、故人不事也、『第一小段、法度一定の喩なり、』明主之國官不敢枉法、吏不敢爲私利、貨賂不行者、境內之事、盡如衡石也、此其臣有姦者必知、知者必誅、是以有道之主、不求清潔之吏、而務必知之術也、『第二小段、法度一定の論、』『第四大段なり、法に任せて人に任ぜざるを言ふ、』

【講說】凡そ人が秤に就て彼此れ變更を試みんとせざるは正廉にして利益を顧みざるが爲に非ず、オモリは人の爲に物の多少を異にし竿は人の爲に輕重を異にすること出來ず、故に何程求めても自由にならざるが故に爲さゞるなり、之と同じく官吏は敢て法を枉げ私利を爲さず、而して賄賂の行はれざるは國內の事總て秤の如く僞り矯むる能はざるを以てなり、即ち姦曲ある者は必ず發見せられ、發見せらるゝときは必ず誅せらる、左れば有道の君は清潔の吏を求むることなく、必ず其姦曲を知るべき術に力を致す、

【字解】〔衡石〕衡は秤の棒石はフンドン、〔非貞廉而遠利也〕注には秤の事となす、誤れり、

○第六章

【章旨】仁愛が亡國の道なることは暴虐と同一なるを言ふ、

慈母之於弱子也、愛不可爲前、

之、事成而有害、權其害而功多則爲之、無難之法、無害之功、天下無有也。『第一小段、法を立て功を成すに利多く害少きを取るべきを言ふ』是以拔千丈之都、敗十萬之衆、死傷者軍之乘、甲兵折挫、士卒死傷、而賀戰勝得地者、出其小害、計其大利也。『第二小段、大利には小害を顧みざるの一例』夫沐者有棄髮、除者傷血肉、爲人見其難、因釋其業、是無術之事也。『第三小段、大事は困難を避けざるの一例』先聖有言曰、規有摩而水有波、我欲更之、無奈之何、此通權之言也。『第四小段、古語を引て之を證す』是以說有必立而曠於實者、言有辭拙而急於用者、故聖人不求無害之言、而務無易之事。『第五小段、事物は害難を免れざるを言ふ』——第三大段なり、成功は難きを厭はず、大利は小害を問はざるを論ず、

【講說】法律は國務を處置する所以、國務は功績を區分する所以なるが、今法律を立つるに就て困難あらんか、其困難を計りし結果或る國務の成立を妨げざる程度ならば之を立つべく、或る國務の成立に就て弊害あらんか、其弊害を計りし結果、功利の程度より少きときは之を行ふべし、凡そ困難なき法律、弊害なき事功は天下に有らざる所なり、左れば周圍千丈もある大都城を攻落し十萬の大軍を打破るには身方の死傷半數に及ぶべし、斯く甲冑武器を損し士卒を失ひながら尙ほ戰に勝て土地を得ることを賀するは其小害のある事に就て其大利を計るに外ならず、夫れ頭髮を洗へば拔毛あり、鍼などを以て患部を治むれば肉を傷け血を出すことなきに非ず、然るに政治上其困難を見て其爲すべき事を止むるが如きは術なき儀なり、古の聖王の言にブンマハシにすりへりたる處あり、水盛に波あり、我れ之を改

て舞の名となし、昔し舜此舞を以て苗族を服せり、〔有方〕識誤に酋矛の誤とす、從ふべし、酋は大、〔奏百〕奏は走に通ず、百は百里の略〔候〕まとなり、〔趨〕善矢、〔距衝〕距は大、衝は衝車、〔堙〕敵城に乘入るべき土山、〔穴〕地道、〔伏槖〕地道中に設くる鑪のふいご、

古人極於徳、中世逐於智、當今爭於力、（第一小段、古今時勢の變を槩言す、）古者寡事而備簡、樸陋而不盡、故有珧銚而推車者、古者人寡而相親、物多而輕利易讓、故有揖讓而傳天下者、然則行揖讓、高慈惠、而道仁厚者、皆推政也、處多事之時、用寡事之器、非智者之備也、當大爭之世、而循揖讓之軌、非聖人之治也、故智者不乘推車、聖人不行推政也、（第二小段━第二大段なり、古道を行ふの不可なる所以を論ず、）

【講説】上代の人は徳を以て急務とし、中世の人は智を以て相競ひ、今日の人は力を以て相爭ふ、但し古は事物少かりしかば設備も簡略にてあり、單純不文明なりしかば未だ十分ならざる所あり、故に蛤貝の殼にて作りし鍬を用ゐ車に牛馬を着けずして推し行きたる者ありき、又古は人類の數も少く自然相親しみ、物の供給豐富なりし爲め利を輕んじて人に讓るに難からざりき、左れば揖讓の禮を以て天下を傳へたる者あり、然らば揖讓を行ひ慈惠を尊び仁心厚情を方針とするは即ち牛馬を用ゐずして車を推すと一般なる古臭き政治なり、事物複雜の時に在りながら、事物單純の日に於ける器具を用ゆるは智者の施設に非ず、大爭の世に當り、揖讓の軌道に從ふは聖人の政治に非ず、左れば智者は最早昔の粗末なる車に乘らず、聖人は昔の質樸なる政治を行はざるなり、

【字解】〔極〕亟に作るべし、急なり、〔珧銚〕要義は車の名となすも、推車者の三字と礙するが故に從ひ難し、〔軌〕俗に寸法と云ふが如し、

法所以制事、事所以名功也、法立而有難、權其難而事成則立、

利也隋、第四小段なり、公利私便兩立せざるを言ふ、第二大段なり、臣民の私便君主の公利を害するを言ふ、

【講說】匹夫に個人的便利あり、而して君主に國家的便利あり、耕作を爲さずして生活不足なく、仕官せずして名譽高きは匹夫の私便にして、學問を廢して法律を明かにし、民の私便を止め、何人も耕作若しくは仕官に就き功勞を致さしむるは人君の公利なり、然るに已に法律を設けて民を導きながら、又法律と相容れざる學問を尊ばゞ、民は法律を遵奉する上に於て疑惑を懷くべく、已に功勞ある者を賞して民を奬勵しながら、又實用に益なき德行を尊ばゞ、民は財物を生產する上に於て怠惰に流るべし、

【字解】〔錯〕置く、設くる事、〔文學〕博習辯智を指す、〔行脩〕脩孝寡欲を指す、

夫貴文學以疑法、尊行脩以貳功、索國之富彊不可得也、第三大段なり、學問德行を尊ぶの害を論斷す、

【講說】夫れ文學を貴び之が爲に民をして法を信せざらしめ、德行を尊び之が爲に民をして功に專ならざらしむる時は、到底國の富强を致し難し、

【字解】〔貳〕外に心を割くなり、

○第五章

【章旨】法度の時宜に適するを言ふ、

搢笏干戚、不適有方鐵銛、登降周旋、不及日中奏百、狸首射侯、不當彊弩趨發、干城距衝、不若堙穴伏櫜、第一大段なり、古道の今に用ゆべからざる四喩を設く、

【講說】紳笏の如き禮裝や干戚の如き舞樂は、矛や鏃の如き武器と不似合なり、堂階の升降並に行儀作法は一日の內に百里の行軍を爲すに及ばず、狸の首を的に張れる古の射儀は强き石弓に善き矢をつがへて之を發する實戰の仕方に若かず、盾の如き防禦の具城の如き據守の處又は城壁の破壞に用ゆる大車等は土山地道若しくは火攻に用ゆる「ふいご」の進步せるに若かず、

【字解】〔搢笏〕搢は挿む、禮服着用の時此の如くするなり、〔干戚〕干は盾、戚は斧、舞に文舞あり、武舞あり、干戚は武舞の用具、從つ

なり、合法的行爲を標準となすべきを言ふ、

【講說】故に人主の察する所は此れに異り、從て智士其辯を盡し、人主の尊ぶ所此れに異り、從て能者其行を盡し、空漠の辯無益の行なし、

【字解】〔智士〕前に謂へる察士、〔能士〕前に謂へる賢者、

今世主察無用之辯、尊遠功之行、索國之富彊、不可得也、『第四大段なり、實用なき言行を取るの危險を論斷す、』

【講說】然るに世の人主たる者、無用の辯論に耳を傾け、實用に遠き行を尊ぶときは到底國の富强を致しがたし、

【字解】〔無用之辯〕楊朱墨翟の如き說、〔遠功之行〕鮑焦華角の如き行、

第四章

【章旨】學問德行の國に無用なるを言ふ、

博習辯智如孔墨、孔墨不耕耨、則國何得焉、『第一小段なり、學問、』脩孝寡欲如曾史、曾史不戰攻、則國何利焉、『第二小段なり、德行』第一大段なり、先づ主意を掲ぐ、

【講說】博學にして禮に熟し、智辯ある孔子墨子の如きは無比なれども、縱令孔墨なりとも耕作を爲さざる以上、國に取つては何の得る所あらん、孝を務め慾の寡き曾參史魚の如きは無比なれども、縱令曾史なりとも兵役に服せざる以上、國に取つては何の利益する所あらん、

匹夫有私便、人主有公利、『第一小段なり、君民の利とする所各異るを言ふ、』不作而養足、不仕而名顯、此私便也、『第二小段なり、私便、』息文學而明法度、塞私便而一功勞、此公利也、『第三小段なり、公利、』錯法以道民也、而又貴文學、則民之師法也疑、賞功以勸民也、而又尊行脩、則民之產

政を決することなければ政治に缺失なしと知るべし、

【字解】〔德義〕前の私譽を指す、〔倒言詭使〕內儲說に出づ、〔詳欺〕詳佯相通ず、

○第三章

【章旨】空言奇行の排斥すべきを言ふ、

察士然後能知之、不可以爲令、夫民不盡察、（第一小段なり、察士を擧ぐ、）賢者然後行之、不可以爲法、夫民不盡賢、（第二小段なり、賢士を擧ぐ、）（第一大段なり、察士賢者を以て標準と爲すべからざるを言ふ、）

【講說】明察の人にして始めて知るを得べき事は命令となすを得ず、何となれば人民は盡く明察ならざればなり、賢德の人にして始めて行ふを得べき事は法律となすを得ず、何となれば人民は盡く賢德に非ざればなり、

楊朱墨翟、天下之所察也、千世亂而卒不決、雖察而不可以爲官職之令、（第一小段なり、察士の例、）鮑焦華角、天下之所賢也、鮑焦木枯、華角赴河、雖賢不可以爲耕戰之士、（第二小段）（第二大段なり、賢者と察士との無用なる例を擧ぐ、）

【講說】楊朱墨翟の二人は天下の者が明察となす所なれども、其說の是非千代を經るとも定まらざる空言なり、則ち明察なりと雖も一官一職の長となすに足らず、鮑焦華角の二人は天下の者が賢德となす所なれども、鮑焦は木を抱いて立腐れに死し華角は河に身を投げて死せし男なり、則ち賢德なりと雖も百姓として耕さしめ、兵卒として戰はしむるに不適當なり、

【字解】〔楊朱墨翟〕楊朱は爲我主義、墨子は兼愛主義、共に孟子が極力反對せし學者なり、〔鮑焦華角〕鮑焦の事は說苑並に韓詩外傳に見ゆ、華角の事は審ならず、〔雖賢〕此下に而の字あるべし、

故人主之所察、智士盡其辯焉、人主之所尊、能士盡其行焉、（第三大段）

以用人、任智則君欺、任脩則事亂、此無術之患也、』第二大段なり、術を知らざれば智の士も反て害あるを言ふ、

【講説】人君の委任する所の者は智辯の士に非ざれば潔白の人なり、而して人に任ずると云ふ事は之をして勢力ある地位に在らしむるなり、然るに智者は必ずしも誠實ならず、人君は彼が智慧多き所より其誠實なるを誤信す、彼れ智者の策略ある上に、勢に乘ずべき地位に處り、己の私便的急務をなすが故に君主は之が爲に欺かる、是れ智者の信ずべからざるに由る、又潔白の士に任ずる者は事を斷ぜしむる爲めなり、然るに潔白の者は智慧ありとは限らず、されど己の身を潔くする所より人君は其智慧ある事を誤信す、彼れ愚人の不明を以て政治を行ふの官に處り、而して己の善しとする所を爲すが故に政治は到底亂れざるを得ず、故に術なくして人を用ゆるときは、智者なれば君欺かれ潔白なれば政亂る、是れ術なきの弊なり、

【字解】〔脩潔〕孤憤に出づ、〔私急〕私利私便の事、〔故任脩士〕故の字恐らくは衍、〔事必亂矣〕此下に是爲脩士之不可信也の一句あるべし、

明君之道、賤德義、貴法術、倒言而詭使、參聽無門戶、故智者不得詐欺、計功而行賞、程能而授事、察端而觀失、有過者罪、有能者得、故愚者不得任事、智者不敢欺、愚者不敢斷、則事無失矣、』第三大段なり、人に任ずるの道を説く、

【講説】明君の仕方は虛名の德義を賤みて實利ある法術を貴び、臣下に向て或は心の裏を言ひ或は倒なる事に使用し、彼に問ひ此れに聽き何人と限つて一定の門戶機關を設けず、左れば智者も詐り欺くを得ず、功の多少を計つて賞を行ひ、能の大小を分つて職を授け、衆人の言の端を察して其人の過失を觀、過ある者は之を罪し、能ある者は之に利得を與ふ、左れば愚人は仕用せらるゝを得ず、智者君を欺く事なく、愚者

主之公利也』第三大段なり、八種の名譽と人主の利益と兩立すべからざるを言ふ、

【講説】此の八種は下賤の個人的名譽なると共に人主に取つては大害なり、又此の八種に反對なる者は下賤の個人的不名譽なれども人主に取つては國家的利益なり、

人主不察社稷之利害、而用匹夫之私譽、索國之無危亂、不可得矣』第四大段なり、八種の名譽ある者を用ゆるの危險を論斷す、

【講説】人君が國家の利害如何を研究せず、下賤なる者の個人的名譽に惑ひ之を用ゆる時は到底國家の危亂を免れざるべきぞ、

○第二章

【章旨】賢智に任せずして法術を恃むべきを言ふ、

任人以事、存亡治亂之機也、無術以任人、無所任而不敗』第一大段なり、人を任ずるに術の有ると無きとは治亂に大關係あるを言ふ、

【講説】凡そ何人に限らず之に政事を委任するは存亡治亂の分るゝ所なり、何となれば君主が之を使ふ術を知らずして人に委任するときは何人に任ずるも失敗せざる事なきを以てなり、

人君之所任、非辯智則脩潔也』第一小段なり、任用の資格ある者二種を擧ぐ、任人者使有勢也、智士者未必信也、爲多其智、因惑其信也、以智士之計、處乘勢之資、而爲其私急、則君必欺焉、爲智者之不可信也』第二小段なり、辯智を排す、故任脩士者使斷事也、脩士者未必智、爲潔其身、因惑其智、以愚人之所惛、處治事之官、而爲其所然、則事必亂矣、第三小段なり、脩潔を排す、故無術

分施、謂之仁人、輕祿重身、謂之君子、枉法曲親、謂之有行、棄官寵交、謂之有俠、離世遁上、謂之高傲、交爭逆令、謂之剛材、行惠取衆、謂之得民、』第一大段なり、不當の名譽八種を擧ぐ、

【講説】舊交ある人の爲に私に好意を施す事をば昔を忘れずと謂ひ、公金を分ち與ふる者をば仁人なりと謂ひ、俸祿を輕んじ勿體ぶりて仕へざる者をば君子と謂ひ、國法を枉げて親族を庇ふ事をば立派なる所爲と謂ひ、官爵を棄てゝ同志の徒と結托する事に重きを置く者をば俠士と謂ひ、社會を離れ政府の束縛を脱する者をば氣位高き人なりと謂ひ、他人と衝突し官の命令に反對する者をば手剛き人物なりと謂ひ私恩を施し衆人を手懷くる者をば人望ありと謂ふ、

【字解】〔不棄〕故舊を棄てざるなり、〔曲〕私するなり、〔有行〕善き所行あるなり、〔有俠〕有は游に通ず、游俠なり、〔寵〕太切にするなり、

不棄者吏有姦也、仁人者公財散也、君子者民難使也、有行者法制毀也、有俠者官職曠也、高傲者民不事也、剛材者令不行也、得民者上孤也、』第二大段なり、前段八種の名譽の實害を示す、

【講説】故舊を棄てずと謂ふ裏面には役人に姦曲の事あるなり、仁人と謂ふ裏面には公財の損失あり、君子と謂ふ裏面には使ひ難き人民なる事實あり、有行と謂ふ裏面には法則の破壞あり、有俠と謂ふ裏面には官職を放任するの罪あり、高傲と謂ふ裏面には本務を務めざるの無責任あり、剛材と謂ふ裏面には法令の無效力あり、民を得ると謂ふ裏面には君主孤立の禍あり、

【字解】〔曠〕空なり、

此八者匹夫之私譽、人主之大敗也、反此八者、匹夫之私毀、人

【字解】〔虚賛〕 賛は大言をなすの意、

槩論

此れ亦一部の形名論にして、他篇に異る所は其論點の稍多方面なるに在り、韓非の六反を論ずるや君主が合法の士を賤めて法外の士を尊ぶを咎むる也、而して親子の間も猶ほ計算の心ありとの前提を置て君臣は固り父子の親あらざるが故に相愛するの情を以て待つべきに非ずとの結論をなし、母は愛多くして其令子に行はれず父は愛少くして其令の行はるゝ母に十倍し、吏は全く愛なくして民其令に從はざるなしと云ひ以て法の仁に勝れる理由とす、而して其嚴刑を主張するや其結果の能く止むる上より說を立て「一姦の罪を重くして境内の邪を止む此れ治を爲す所以なり」との言あり、此れを以て觀れば其目的とせし所は仁術に外ならず、乃ち知る彼の仁となせし者は婦人の仁にして理性なき愛情是のみ、山垤の譬は猶ほ子產水火の譬の如く寬慈の弊を看破せし者と謂ふべく、古來卓見ある政治家は皆此に出でざるなし、孔明の涙を揮て馬謖を斬れる信賞必罰の點に於て韓非を好みたる一徴となすを得べし、唯だ韓非に在ては孔明の涙なきのみ、

文評

通篇九章、論旨一貫して論理相涉らず、故に文章としては分看を要する者なり、而して第二第三の如きは本と獨立の章に非ずして他章の斷簡なるの觀あり、但し其果して孰れに屬せしかを知る能はざるのみ、

八說

【篇旨】此れ本書の第四十七篇なり、劈頭に八種の人物八件の名譽を揭げ、社稷君主の利害關係を說きたるが故に八說と名づく、通篇論ずる所幾多の問題に涉る、各章に就て其主意を述ぶべし、

○第一章

【章旨】俗間に名譽ある者の用ゆべからざるを論ず、

爲ニ故人ノ行レ私ヲ、謂ニ之ヲ不ト棄テ、以テ公財ヲ

人與烏獲不可別也、授之以鼎俎、則罷健效矣、故官職者、能士之鼎俎也、任之以事、而愚智分矣、故無術者得於不用、不肖者得於不任、』第二大段なり、

【講說】夫れ力士を得んとて其人を求むるに方り、候補者の自稱を聞かんか、常人と雖も、昔の大力者烏獲との區別も爲し難し、然るに之に重き鼎俎を授けて試に之を擧げしめば力弱き者と力強き者とは兩つながら實現すべし、故に官職は才能の士の鼎俎とも謂ふべく其能力を驗すべき者なり、乃ち其人に事務を授け然る後に愚智の差別見はれ、其結果無術無用の人は任用するの弊を免れん、

【字解】〔烏獲〕古へ鼎を扛げたりと云はるゝ力士、〔罷健〕罷は疲に通ず、無力なり、健は有力なり、〔效〕實現するなり、

言不用而自文以爲辯、身不任而自飾以爲高、世主眩其辯、濫其高而尊貴之、是不須視而定明也、不待對而定辯也、暗盲者不得矣、』第三大段の第一小段なり、暗主に就て言ふ、

【講說】然るに其言未だ用ひられざるに自ら衒て辯なりとし、其身未だ職を授けられざるに自ら飾つて高尙なりとなすは一般の風なるが、世の人主は其辯に迷ひ其高きに溺れて之を貴ぶは、是れ人に物を視せもせずして視力強しとし、人に答をなさせもせずして辯者と定むるにて啞盲を見分け難し、

【字解】〔濫〕實を失ふなり、

明主聽其言、必責其用、觀其行、必求其功、然則虛舊之學不談、矜誣之行不飾、』第三大段の第二小段なり、明君に就て言ふ、

【講說】明君は之と異り、其言を聽く以上は必ず其實を責め、其行を觀れば必ず其功を求む、此れに由て實もなき古臭き學問を談ずる者なく、高慢虛僞の行を爲す者なし、

り、

【字解】〔時事〕天時人事、〔致〕己の方に來らしむるなり、〔論〕論功行賞の論に同じ、〔以力得富〕力は力作、事ら農業を指す、〔以事致貴〕事は國事なり、

○第九章

【章旨】虚言を取らずして實驗を責むべきを言ふ、

【分段】分つて三大段とす、第一大段は章首より無術不肖者窮矣に至る、實行の任に當れば無能者人を欺くべからざるを言ふ、第二大段は夫欲得力士より得於不任に至る、官職を以て士を試むべきを言ふ、第三大段は言不用而自文より結末に至る暗主と明主と前述の點に於て異る所あるを言ふ、

人皆寐、則盲者不知、皆默、則暗者不知、覺而使之視、問而使之對、則暗盲者窮矣、『第一大段の第一小段なり、譬喩、』

【講說】今茲に若干の人あつて皆眠るときは其中に盲者ありとも區別つかざるが故に知れざるなり、又衆人皆默して言はざるときは其中に啞ありとも是れ亦區別立たざるが故に知れざるなり、然るに目覺めて後、物を視せしめば盲者は目の見えざること明なるべく、問を發して答へしめば啞は物の言へざること明なるべし、

【字解】〔暗〕聲の出ぬことを謂ふ、

不聽其言也、則無術之者不知、不任其身也、則不肖者不知、聽其言而求其當、任其身而責其功、則無術不肖者窮矣、『第一大段の第二小段なり、正意、』

【講說】其人をして意見を言はしめて見ざれば無術の者も知り難く、其人に職を授けて見ざれば不肖の者も知れ難し、然るに若し其言を聽て其的中を求め、其身を責任の地に置て其功を責むるときは無術不肖の者も各本相を顯はさざるを得ざるべし、

夫欲得力士、而聽其自言、雖庸

可以治、是以民爲皆如老聃也、』

第一大段の第一小段なり、凡民は足を知らざるを言ふ、

【講説】孝子の言に足ることを知れば辱しめられず、止まることを知れば危からずとあり、然るに辱しめを受け又は身を危する懸念より足ることと以外に欲望を出さぬ者は老聃其人なり、今人民に不自由なからしめば之を治むる事を得るとなすは人民を以て盡く老子の如き賢者と爲すなり、

故桀貴在天子、而不足於尊、富有四海之內、而不足於寶、君人者雖足民、不能足使爲天子、而桀未必以天子爲足也、則雖足民、何可以爲治也、』

第一大段の第二小段なり、民を足す能はざるを言ふ、

【講説】故に桀は其貴きより言へば天子の位に在り、然るに尙ほ其尊に滿足せず、其富より言へば四海の内を有てり、然るに尙ほ其寶に滿足せず、人君民を裕にするとも天子となす能はざるべく、縱令天子となりたればとて亦滿足する者に非ず、彼の桀の如き即ち其例なり、然らば則ち民を足すも其れにて國を治むことを得べけんや、

故明主之治國也、適其時事、以致財物、論其稅賦、以均貧富、厚其爵祿、以盡賢能、重其刑罰、以禁姦邪、使民以力得富、以事致貴、以過受罪、以功致賞、而不念慈惠之賜、此帝王之政也、』

第二大段なり、

【講説】故に明主の國を治むる仕方は天候に從ひ人力を用ひて殖産を謀り、租稅賦役を調査して貧富を均しからしめ、爵祿を厚くして賢能の士を働かしめ、刑罰を重くして姦邪を制止し、凡そ人民の富を得るは其勤勞に因り、貴を致すは勳功に因り、過あれば罪を受け、功あれば賞を受け、上より慈善的恩惠を被ることを心中に念はざらしむ、此の如きは帝王の政な

なく使用すべく、惜氣もなく使用すれば奢侈贅澤となるべし、又餘りに之を愛するときは憐憫の情勝つべく憐憫の情勝てば我儘放埒となるべし、奢侈贅澤なれば則ち其家の財政困難を來たすべく、我儘放埒なれば其子の品行亂暴となるべし、右は財用十分にして愛深きも刑輕き弊にして、天下も一家も同一なり、

【字解】〔輕利之患也〕上文に據れば利の字刑の誤なり、

凡人之生也、財用足則隳於用、力上治懦則肆於爲非、財用足而力作者神農也、上治懦而行脩者曾史也、夫民之不及神農曾史亦已明矣、』第三大段なり、

【講説】凡そ人の此の世に生活するや、財力十分なれば働くことを怠り、政治柔軟なれば隨意に惡事を行ふものにして、神農の如き人ならんには財用十分なるも尙ほ働くべく、曾史の如き人ならんには政治柔弱なるも尙ほ自ら行を脩むべきも、元來今日普通の人民が神農や曾史に及ばざることは多言を待たずして明白なり、故に仁政と寛刑とは反て害なることを知るべし、

【字解】〔隳〕惰に同じ、なまける事、〔懦〕ぐづぐづして締なきこと、〔神農〕炎帝神農氏、初て耜鍬を作り農業を敎へたる人、〔曾史〕曾子と史魚、

○第八章

【章旨】民は足ることを知らざるが故に、縱令不足なからしむるも此れを以て國を治め難しと云ふに在り、

【分段】分つて二大段とす、第一大段は章首より何可以爲治也に至る、民を足すは治國の道に非ざるを論ず、第二大段は故明主之治國也より結末に至る治國の大道を述ぶ、

老聃有言曰、知足不辱、知止不殆、夫以殆辱之故、而不求於足之外者老聃也、今以爲足民而

當世之實事、曰、上不愛民、賦斂常重、則用不足而下恐上、故天下大亂、此以爲足其財用而加愛焉、雖輕刑罰可以治也』第一大段の第一小段なり、反對說者の說を掲ぐ、

【講說】今學者は孰れも唯だ書籍の中に在る立派なる言辭を口にして毫も當世の實際を考へず、其說に曰く、上たる者人民を愛せず租稅常に重きときは財用足らずして下民其上を恨む故に天下大に亂るなりと、彼等は上たる者は民間の財力を裕にして愛を加ふる以上刑罰を輕くするも治まるべしと爲すなり、

【字解】〔筴〕管なり、古へ竹策に文字を記せしが故に書の意味に用ゆ、〔頌語〕稱美の辭、先王の德政などを指す、〔恐〕識誤に怨に作る、從ふべし、

此言不然矣』第一大段の第二小段なり、先づ其謬論なることを斷定す、

【講說】此の議論は甚だ誤れり、

凡人之取重罰、固已足之之後也、雖財用足而厚愛之、然而輕刑猶之亂也』第二大段の第一小段なり、輕刑は財用足れる場合と雖も亂を免れざるを言ふ、

【講說】凡そ人が重罰を犯すや強ち貧賤の爲に非ず、政府が已に惠政を以て財用を足せし後に於て之れあるなり、財用十分なる上に厚く之を愛したりとて尚ほ刑罰を輕くせば騷亂を免れじ、

夫富家之愛子、貨財足用、貨財足用則輕用、輕用則侈泰、親愛之則不忍、不忍則驕恣、侈泰則家貧、驕恣則行暴、此雖財用足、而愛厚輕利之患也』第二大段の第二小段なり 財用足るの害を言ふ、

【講說】富裕の家にて子を愛すれば不足なく貨財を給することとなるが、貨財に不足なきときは 其子惜氣も

るが故に惡事の止まざるは必定なり、

故先聖有諺曰、不躓於山而躓於垤、山者大、故人順之、垤微小、故人易之也、今輕刑罰民必易之、犯而不誅、是驅國而棄之也、犯而誅之、是爲民設陷也、是故輕罪者民之垤也、以輕罪之爲民道也、非亂國也、則是設民陷也、此則可爲傷民矣、』第四大段の第三小段なり、譬を引て輕刑の民を害するを論す、

【講説】故に古の聖人の諺に人は山に躓き倒れず反て蟻塚に躓き倒るとあり、但し山は大なるが故に人は注意して行くも蟻塚は小なるが故に人之を侮るを以てなり、今刑罰を輕くするときは民の之を侮るは必定なり、然るに法を犯す者あるも之を誅せざらば是れ全國の人を彼等の毒手に委することゝなり、全く棄て殺しとなすに同じ、又一々犯罪者を誅しなば是れ人民に向て穽を設くるに均し、左れば輕刑は民の垤なりと謂ふべし、即ち輕刑を以て民を治むるの道となすは國を亂るゝ愚策に非ざれば則ち民を陷るゝの惡法なり、此の如きをば民を害すると謂ふべけれ、

【字解】〔順〕愼に通ず、〔垤〕ありづか、〔易〕侮る、〔輕罪者民之垤也〕輕罪は人民をして油斷の餘り反て犯罪に陷らしむる事を譬へたるなり、〔可爲傷民矣〕爲は謂として讀むべし、

○第七章

【章旨】財用の厚薄は輕刑の論據と爲すに足らざるを言ふ、

【分段】分つて三大段とす、第一大段は章首より此言不然矣に至る、輕刑論者の説を擧げて先づ其非を鳴らす、第二大段は凡人之取重罰より輕利之患也に至る財用足ると雖も刑を輕くせば害あるを論ず、第三大段は凡人之生也より結末に至る財用の反て害あるを論ず、

今學者皆道書筴之頌語、不察

に非ず兼ねて一國を奬勵する者也、即ち受賞者は其利得を悦び、將來賞を受けんと欲する者は自然功業を慕ふこととなる、此の如きは一人の功に對する報酬を以て國内一般の人民を奬勵するに當る、左れば治を欲する者は何とて厚賞の利害を疑ふことかあらん、

今不知治者皆曰重刑傷民、輕刑可以止姦、何必於重哉、此不察於治者也、夫以重止者、未必以輕止也、以輕止者、必以重止矣、是以上設重刑而姦盡止、姦盡止、則此奚傷於民哉、』第三大段の第三小段なり、重刑の害なきを云ふ、

【講説】今政治の道を知らざる者は皆說を爲して云ふ、刑を重くすれば民を害す、刑は輕くとも惡事を禁止するに足れり、何ぞ重刑を用ゆる必要あらんやと、此の議論は政治の道理に通ぜざるものなり、夫れ重刑を恐れて惡事を爲さゞる者、刑を輕うせしならば惡事をなさゞるとは定め難し、之に反し輕刑の爲に惡事を爲さゞる者は、刑を重くせば益す惡事を爲さずと知るべし、此の理由に因り政府重刑を用ゆるときは姦惡盡く止む姦惡盡く止めば何とて民に害あらん、反て大なる利益に非ずや、

所謂重刑者、姦之所利者細、上之所加焉者大也、民不以小利蒙大罪、故姦必止者也、所謂輕刑者、姦之所利者大、上之所加焉者小也、民慕其利而傲其罪、故姦不止也、』第四大段の第一小段なり、刑の輕重の効力を比較す、

【講説】重刑を行へば僅の利益の爲に上より大なる罰を受くることゝなり、人民は誰も小利の爲に大罰を被るを欲せざるべきが故に惡事の止むは必定なり、輕刑を行へば惡人は大なる利益を得て小なる罰を受くることゝなり、人民は其利を貪つて其罪を輕んず

のみならず、又不當なり、是の故に賞罰の輕重に因て其人の賢否智愚を區別することを得、

且夫重刑者、非爲罪人也、明主之法揆也、治賊非治所揆也、治所揆也者、是治死人也、刑盜非治所刑也、治所刑也者、是治胥靡也、故曰重一姦之罪、而止境內之邪、是所以治也、重罰者盜賊也、而悼懼者良民也、欲治者奚疑於重刑、 第三大段の第一小段なり、重刑の本意を言ふ、

【講説】且つ重刑は罪人其物を目的とするに非ず、明君の法に據れば賊を殺すも其一人を處分するにはあらず、其一人を處分するが如きは死人を處分するのみにて他に結果を及ぼし難し、又盜を刑するも其盜一人を處分するに非ず、其一人を處分するが如きは是れ右の徒刑者を處分するのみにして其他に結果を及ぼし難し故に云ふ一罪人の罰を重くして國內の姦邪を止むるは世を治むる所の方法なり、何となれば重罰に付する者は盜賊にして之が爲め懼れて惡事を爲さゞる者は良民なり、乃ち治を欲する者は何とて重刑の是非を疑ふことあらん、

【字解】〔法揆也〕法也揆と爲すは愈曲園の說を採る、揆の字本文の儘にては意義通ずべからず、曲園云ふ「揆疑ふらくは當に殺の古字と爲すべし、或は蔡を以て之を爲す、尚書禹貢の二百里は蔡、鄭注に云ふ、蔡の言は殺、是れ蔡殺聲近く義通ず、說文米部臣鍇、左傳の殺蔡叔今蔡々叔に作るを引く、亦其例なり、蔡誤て癸に作り、傳寫する者又意を以て改めて揆と爲すのみ」と、〔治胥靡〕上文にある刑盜の刑は胥靡即ち徒刑なりとして觀ば意義明ならん、〔悼〕陳楚の間懼を云て悼となす、蓋と方言なり、

若夫厚賞者、非獨賞功也、又勸一國、受賞者甘利、未賞者慕業、是報一人之功、而勸境內之衆也、欲治者何疑於厚賞、 第三大段の第二小段なり、厚賞の本意を言ふ、

【講説】又厚賞はと云へば、獨り受賞者其人を賞する

を棄つるなり、

【字解】〔偷〕苟なり、一時的なり、〔權〕秤のフンドンの事、活用して量るの意となす、

學者之言皆曰輕刑、此亂亡之術也、』第二大段の第一小段なり、先づ輕刑論者を槩評す、

【講說】凡そ學者の說は皆刑を輕くすべしと曰ふも、右は騷亂滅亡の術なり、

【字解】〔刑〕一本法に作る誤なり、

凡賞罰之必者勸禁也、賞厚則所欲之得也疾、罰重則所惡之禁也急、夫欲利者必惡害、害者利之反也、反於所欲焉得無惡、欲治者必惡亂、亂者治之反也、是故欲治甚者、其賞必厚矣、其惡亂甚者其罰必重矣、今取於輕刑者、其惡亂不甚也、其欲治又不甚也、其欲治不甚也者、此非特無術也、又其無行、是故決賢不肖愚知之分、在賞罰之輕重、』第二大段の第二小段なり、論者の治國を欲せざることを詳論す、

【講說】凡そ賞罰を確實ならしむる所以は善を勸め惡を禁ずるに在り、而して賞厚ければ民之に君上の欲する善行速に勸むべく、罰重ければ民之を畏るゝが故に君上の惡める惡事、直ちに止むべし、夫れ利を欲する者は必ず害を惡む、害は利の反對なり、害は人の欲する利に反する以上何とて之を惡まざるを得ん、又治を欲する者は必ず亂を惡む、亂は治の反對なり、故に非常に治を欲する者は必ず其賞を厚くし、非常に亂を惡む者は必ず其罰を重くするの理なり、然るに今輕刑を善しとする者は亂を惡むこと甚しからざるなり、則ち又治を欲するも甚しからざるなり、治を欲する甚しからざる者は、單に術なき

於けるは愛薄し、從て鞭撻を施し教訓する結果其子多く成立す、是れ嚴を用ふるに因る、

【字解】〔處子〕處の字の上か下に一字の脫誤あり、〔父薄愛教笞〕木下犀潭は薄愛を以て句とし教笞を下に屬す、

○第六章

【章旨】重罰の原理を論ず、

【分段】分つて四大段とす、第一大段は章首より仁人之相憐也に至る、仁の法に若かざるを言ふ、第二大段は學者之言曰より在賞罰之輕重に至る、輕刑の失を言ふ、第三大段は且夫重刑者より此奚傷於民也に至る、重刑の利あつて害なきを言ふ、第四大段は所謂重刑者より結末に至る、刑の輕重を比較して輕刑の大に民に害あることを論斷す、

今家人之治產也、相忍以饑寒、相彊以苦勞、雖犯軍旅之難、饑饉之患、溫衣美食者必是家也、相憐以衣食、相惠以佚樂、天饑歲荒、嫁妻賣子者必是家也、『第一大段の第一小段なり、譬喩、』

【講說】今何れの家族にても其生活に從事するに當り互に饑寒を忍び勞苦を勉むるとせんか、一旦兵亂凶年等の禍に出遇ふとも衣食十分にして差支ざる者は必ず此家なり又互に衣食を施し佚樂を事とするとせんか、凶年の時に至り妻を他に嫁し子を賣る者は必ず此家なり、

故法之爲道、前苦而長利、仁之爲道、偷樂而後窮、聖人權其輕重、出其大利、故用法之相忍、而棄仁[人]之相憐也、『第一大段の第二小段なり、正說、』

【講說】左れば之と同じく法は人の由る所として初は苦痛なれども永久に利ある者なり、仁は人の由る所にして暫時は安樂なれども末には困苦を來たす者なり、聖人は法と仁との輕重を比較して其利の大なる者を取る、故に人に忍ぶの法を用ひて人を憐むの仁

令窮、吏用威嚴而民聽、嚴愛之策亦可決矣、』第二大段なり、恩愛の威嚴に若かざるを言ふ、

【講説】母が子を愛するの情は父の倍なれども、申附の善く行はるゝに至つては父の方母に十倍す、吏は人民に對して全く愛なき者なり、左れども其命令の行はるゝ點は父母に萬倍す、父母は愛の餘りあるが爲に命令行はれず、吏は威嚴を用ひて人民聽從す、是に由て之を觀れば民を治むるに愛を以てすべきか、嚴を以てすべきかの問題は解決すべし、

『且父母之所以求於子也、動作則欲其安利也、行身則欲且遠罪也、君上之於民也、有難則用其死、安平則盡其力、親以厚愛關子於安利而不聽、君以無愛利求民之死力而令行、明主知之、故不養恩愛之心而增威嚴之勢、』第三大段なり、人情其欲する所と雖も愛を以て命ずれば即ち爲さず、其欲せざる所と雖も嚴を以て之を命ずれば則ち爲すを謂ふ、

【講説】且つ父母の其子に望む所は其生活の幸福にして行跡の罪に觸れざる事なり、然るに君上の其民に於けるや、戰爭の時は其生命をも抛たしめ、平時は上の爲に身力を盡さしむ、斯の如く父母は安樂を與へ、君上は苦痛を與ふる者なるに、子たる者は深き慈愛を以て子を福利に導かんとする父母の令には從はず、何等の愛情なく民の死力を求むる君の令は之を遵奉す明君は之を知るが故に恩愛の心を養成せずして威嚴の勢を擴張するなり、

【字解】〔動作〕猶ほ起居飲食と云ふが如し、〔安平〕泰平無事〔關〕入るゝなり、

『故母厚愛處子多敗、推愛也、父薄愛教笞子多善、用嚴也、』第四大段なり、嚴愛の結果の善不善を言ふ、

【講説】故に母の子に於けるは愛厚し、而して子の出來損じ多きは母が愛を加へ過ぐるに因る、父の子に

へるなり、

○第五章

【章旨】嚴刑の必要を言ふ、

【分段】分つて四大段とす、

夫姦必知則備、必誅則止、不知則肆、不誅則行、『第一小段姦を知て之を誅する必要を言ふ、』夫陳輕貨於幽隱、雖曾史可疑也、懸百金於市、雖大盜不取也、不知則曾史可疑於幽隱、必知則大盜不敢攫懸金於市、故明主之治國也、衆其守而重其罪、使民以法禁而不以廉恥、『第二小段、前意を詳説し重きを法禁に歸す、』『第一大段なり、法禁の必要なる所以を言ふ、』

【講説】夫れ上たる者何處までも臣民の惡事を知れば奸人畏れて愼むべし、是非とも之を誅するときは奸人の跡を絶すべし、若し之に反して惡事を知らざれば彼等益す增長すべく、之を誅せざれば其惡益す普及すべし、嵩のはらぬ貨財を人の目に附かぬ場處に置かば曾子史魚の如き潔白人と雖も疑はるゝなり、然るに百金を市場に懸け置んか大盜と雖も尚ほ之を憚つて取らず、人に知らるゝ恐なければ曾參史魚も盜むまじきに非ず、必ず知らるゝことゝ定まらば大盜も敢て取らず、故に明君が國を治むるには監視人を衆くして容易に姦曲を知り、刑罰を重くして犯さゞらしめ、人民を使ふに法禁を以てし、廉恥を以てせず、

【字解】〔備〕警戒するなり、〔肆〕勝手次第なり、〔輕貨〕輕は微少なり、貨は金錦布帛の總名、〔陳〕列なり、〔幽隱〕無人の地と云ふが如し、〔曾史〕孔門の曾參衞の史魚、〔以法禁云々〕法禁は已に在るが故に恃むべく、廉恥は人に在るが故に恃み難しとの意、

母之愛子也、倍父、父令之行於子也、十母、吏之於民無愛、令之行於民也萬父母、父母積愛而

著、則官法必於賞罰、賞罰不阿、則民用、官治則國富、國富則兵彊、而霸王之業成矣』、第三大段なり、禁令賞罰の人主に於ける効を言ふ、

【講說】聖人の世を治むる仕方は法令禁制を精密にす、法令禁制明かなるときは百官整頓すべし、又賞罰を確實にす、賞罰曲らざるときは民我が用をなすべし百官治まるの結果國富むべく國富むの結果兵强かるべし、此の如くにして霸王の業成るなり、

【字解】〔官法〕法の字譌誤の說に從て治と改む、

霸王者人主之大利也、人主挾大利以聽治、故其任官者當能、其賞罰無私、使士民明焉、盡力致死、則功伐可立、而爵祿可致、爵祿至而富貴之業成矣』、第四大段なり、霸王の人臣に於ける効を言ふ、

【講說】霸王の業は人君に取て大利なり、人君此大利を根に持て政治を爲すが故に其官職を授くる所の者は皆適任者を得ざるなく、賞罰ともに公明にして私なく士民をして功過の賞罰を致す所以を悟らしめ、彼れ是に由て力を盡し生命を捧げなば勳功立つべく、爵祿得べし、爵祿至れば富貴の業成るなり、

富貴者人臣之大利也、人臣挾大利以從事、故其行危至死、其力盡而不望、此謂君不仁臣不忠則不可以霸王也』、第五大段なり、前文を總收す、

【講說】富貴は人臣に取て大利なり、人臣たる者大利を根に持て事に當るが故に危險を犯して死に至るまで力を盡し、斃れて已むも亦怨みず、此を君仁にして臣忠なれば霸王たることを得ずと謂ふなり、

【字解】〔望〕怨望の望なり、〔不仁不忠〕外儲說右篇に因て二の不字を删る、此句の意は君臣互に利害關係を以て結合するときは霸王の業を成すことを得べきも、恩愛を以て相接するときは其効なきを云

以行義禁下、則交必有郄矣、『第一小段』君臣に恩愛の不可なるを言ふ、且父母之於子也、產男則相賀、產女則殺之、此俱出父母之懷衽、然男子受賀、女子殺之者、慮其後便、爲之長利也、故父母之於子也、猶用計算之心以相待也、而況無父子之澤乎、』第二小段、父子の間も計算の心あるを言ふ、【第一大段なり、利害關係の必要を言ふ、

【講說】今君臣上下の間柄は父子の如き恩愛あらざるに德義に因て下を押へんとせば兩者の間に隙を生ずべし、

且つ父母が其子に對する仕方と云へば男の生れたるときは之を目出たしとし、女の生れたるときは之を殺す、男女俱に同じ父母より生れ出でたるに男子の方は祝を受け女子の方は殺さる、是れ父母が後來の便を考へ永久の利を計るが爲なり、左れば父母の子に對するすら尙ほ利害心を以て之に處するなり、況や父子の恩愛なき者に於ては利害心に由らずして可ならんや、

【字解】〔澤〕恩情恩愛、〔行義〕德行道義と云ふが如し、〔郄〕隙に同じ、〔衽〕襟なり、

今學者之說人主也、皆去求利之心、出相愛之道、是求人主之過於父母之親也、此不熟於論恩、詐而誣也、故明主不受也、『第二大段』なり、學者の迂論を斥す、

【講說】今學者が人君に說くを觀るに皆人君をして利を求むるの心を去り愛他的の道に出でしめんとす、是れ人主の下民に對する親愛をして父母の子に於けるより更に深からんと欲する者にて、恩愛の研究十分ならず詐を陳べて理を枉ぐるなれば明君は其言に從はざるなり、

聖人之治也、審於法禁、法禁明

者に害惡の及ぶも亦言を待たず、是の故に私を營み惡をなし罪を受くべき者は名譽を得褒賞に與り、公に盡し善をなし賞を受くべき者は反て不名譽不利益を蒙る、此の如くにして國家の富强を求むるも目的を達するを得じ、

【字解】〔循〕從ふ、〔虚聲〕虚名なり、〔害〕戮辱を謂ふ、

○第二章

【章旨】全體の爲には一部分を顧るべからざるを言ふ、

古者有諺曰、爲政猶沐也、雖有棄髮必爲之、愛棄髮之費而忘長髮之利、不知權者也、

【講說】古代に諺あり、其言に政を行ふは頭髮を洗ふが如し、頭髮を洗へば脱毛の出るものなれども、之を厭はずして髮を洗ふ、是れ脱ける所の毛は僅にして發育する所の毛多きが故なり、今若し毛の脱け落つる損を惜んで發育すべき毛の有利なるを知らざる人あらば權道を知らざる者なり、

【字解】〔諺〕太田氏言の誤とす、〔不知權〕已むを得ざる道なることを知らず、

○第三章

【章旨】永久の苦を去らんと欲すれば一時の苦を忍ばざるべからざるを言ふ、

夫彈痤者痛、飲藥者苦、爲苦憊之故、不彈痤飲藥、則身不活、病不已矣、

【講說】夫れ腫物を療治すれば痛み、藥を飲めば苦し、然れども苦痛を恐れて治療を加へず藥を飲まざれば雙方とも平癒本復することなし、

【字解】〔痤〕癰の類、〔憊〕困なり、此字痛の誤なることは澁井片山の諸儒已に之を言ふ、從ふべし、

○第四章

【章旨】君臣利を以て合すべきを言ふ、

【分段】分って五大段とす、

今上下之接、無子父之澤、而欲

犯さゞる民なり、然るに世之を輕蔑して不文明の民と曰ふ、耕作を務めて生活する者は生產的の民なり、然るに世之を輕蔑して働なき民と曰ふ、實着單純の者は善良の民なり、然るに世之を輕蔑して愚昧の人民と曰ふ、命を重んじ公事を畏る者は上を尊ぶの民なり、然るに世之を輕蔑して臆病の民と曰ふ、賊を挫ぎ姦を止むる者は上の意を發揚するの民なり、然るに世之を輕蔑して諂佞讒間の人と曰ふ、此の六種の民は世の毀る所のものなり、

【字解】〔赴險殉誠〕險は危險の地殉誠は命を誠に捧ぐるなり、〔少之〕少は元來不足の意、つまらぬと爲すなり、〔失計〕身を殺すを無勘定となすなり、〔樸陋〕質樸固陋、〔整穀〕整は正、穀は善、〔明上〕上の精神を世に知らしめる、〔讒〕佞言を以て人を陷るゝなり、

姦僞無益之民六、而世譽之如彼、耕戰有益之民六、而世毀之如此、此之謂六反、　第三大段なり、上文を總て之を斷す、

【講說】姦曲詐僞にして國家に無益なる人民六種あり而して世の之を譽むるや前に言へるが如く、耕作を事とし戰役に服し國家に有益なる人民六種あり、而して世の之を毀るや後に言へるが如し、此れをば名づけて六反と曰ふ、

【字解】〔毀譽〕譽は上文の尊ぶなり、毀は上文の少とするなり、〔反〕譽むべからざるを譽め、毀るべからざるを毀るが故に之を反と謂ふ、

布衣循私利而譽之、世主聽虛聲而禮之、禮之所在、利必加焉、百姓循私害而訾之、世主壅於俗而賤之、賤之所在、害必加焉、故名賞在乎私惡當罪之民、而毀害在乎公善宜賞之士、索國之富强、不可得也、　第四大段なり、六反の結果を論定す、

【講說】民間の者の之を譽むるは己の私利に本づくなり、然る處世の人君は其虛名を信じて之を尊敬す、尊敬を寄する所の者に利益の及ぶは言を待たず、民間の者の之を毀るは己の私害に由るなり、然るに人君たる者世俗の爲に蔽はれて之を賤む、輕蔑する所の

【講說】死を畏れ難を避くる者は戰に臨み或は敵に降り若しくは退走する人民なり、然るに世之を尊んで自己保存を重んずる人と曰ふ、古の道を學び自己の主義を立つる者は法外に獨立する人民なり、然るに世之を尊んで文學の士と曰ふ、無業にして裕なる生活を爲す者は、穀潰しなり、然るに世之を尊んで才能ある人と曰ふ、其言ふ所直ならずして黠智に富む者は詐僞の民なり、然るに世之を貴んで辯智の人と曰ふ、白刄を揮て人を劫す者は暴虐無道の人民なり、然るに世之を尊んで勇快の人と曰ふ、盜賊を救ひ罪人を隱匿する者は死刑を受くべき人民なり、然るに世之を尊んで任俠の人と曰ふ、此の六種の人物は皆世の譽むる所のものなり、

【字解】〔北〕敗走なり、〔貴生〕翼義に云ふ戰國の時貴生說あり、呂氏春秋貴生篇に詳なり、子華子の徒を斥くるなりと、〔牟食〕牟は苗根を食ふ蟲の名、轉じて貪り食ふ義となる、〔牟知〕此牟は牟食の牟と異り多き意、知は名詞として視る、〔行劍〕行は用ゆるの意〔暴傲〕傲は凶暴なり、王先愼は憿の字とす、〔磏勇〕磏は元來砥石なりトグと云ふよりて鋭利の義となる、校注は嗛に作り慊に通ずる所より快と解けり、〔當死〕當は一本に嘗に作る、試に死を冒して法に觸るゝこと、〔任譽〕任俠名譽、俠客を以て人に推さるゝ人を云ふ、

赴險殉誠、死節之民也、而世少之、曰失計之民也、寡聞從令、全法之民也、而世少之、曰樸陋之民也、力作而食、生利之民也、而世少之、曰寡能之民也、嘉厚純粹、整穀之民也、而世少之、曰愚贛之民也、重命畏事、尊上之民也、而世少之、曰怯懾之民也、挫賊遏姦、明上之民也、而世少之、曰讇讒之民也、此六民者世之所毀也、（第二大段なり、世の毀る所の人物六種を擧ぐ）

【講說】忠信の爲に其身を犧牲として危難を犯す者は節義に死する民なり、然るに世は之を輕蔑して無算の民と曰ふ、學問智識なく命令之れ從ふ者は法律を

頓に非ずや、「位安得無危」は四頓に非ずや、「主卑而大臣重矣」は五頓に非ずや、「常士之有二心私學者也」は六頓に非ずや、但だ其句法は固り重複を厭はずと雖も思想の重複なるは人をして煩冗に堪へざらしむ、先秦の文の故を以て之を辯護するを得ず、第四大段用筆の變尤も觀るべく、第五大段稍旁徑に入り、蕪雜に陷れるは惜むべし、

韓非子卷十八

六反

【篇旨】此れ本書の第四十六篇なり、凡て章より成る、第一章に毀譽相反する臣民の種類を擧ぐること各六、「謂之六反」とあるに因り、以て篇の名となす、虛名を賤み實行を尊び、法律を輕視する學者の議論を破るは是れ全篇に亙れる大主意なり、

○第一章

【章旨】無益の民を重んじて有益の民を輕んずるは國家富彊の道に非ざるを説明す、

【分段】分つて三大段とす、

畏死遠難、降北之民也、而世尊之曰貴生之士、學道立方、離法之民也、而世尊之曰文學之士、遊居厚養、牟食之民也、而世尊之曰有能之士、語曲牟知、僞詐之民也、而世尊之曰辯智之士、行劍攻殺、暴憿之民也、而世尊之曰磏勇之士、活賊匿姦、當死之民也、而世尊之曰任譽之士、此六臣者世之所譽也、

第一大段なり、世の譽むる所の人物六種を擧ぐ

亂を致すの道を尊んで之を行ひ治を致すの道を賤んで之を行はざるに在り、治を致すの道とは法令に服從し時世に適應するの士を重んずる事にして亂を致すの道とは官途の外に立ち法律以外の學を唱へ法治主義に反對する者を尊ぶ事なり、此の如き輩は利も之を誘ふ能はず威も之を屈する能はず名も之を招く能はず、君の利器是に於て乎窮するを以てなり、彼が美人を餌として獵官運動をなし、若しくは便辟俳優の君寵を貪る者を攻擊せしは筆に任せて帶說したるに過ぎず、「賢者顯名而居、奸人賴賞而富」の二句は即ち本論の骨子なり、然れども彼は重きを前者に置けり、賢者とは曩に謂はゆる二心私學の輩にして民間の學者を謂ふ、夫れ名威利の三者以て此の賢者を動かす能はずとせば是れ孟子の大丈夫を以て許したる「富貴も移す能はず、貧賤も淫する能はず、威武も屈する能はざる」其人なるも事實恐らくは然らじ、今仔細に本論を譯すれば大臣と彼等の間には何等の關係あるに似たり、蓋し大臣と法士と並び立たざるとは『孤憤』を初として其他の篇に散見する所極めて多し、夫れ大臣と法士と並び立たず、而して謂はゆる賢者と法士と又並び立たずとすれば則ち賢者と大臣とは利害共通するの點あるや復た疑なし、然らば則ち此の賢者は君の威を畏れずと雖も大臣の勢に托し、君の利祿に就かざるも大臣の供給を受け、而して高士隱者の態を粧ふが故に君の位階を有せざるも又社會的名譽を占むる者なるべし、韓非の彼等を惱むや其學說を敵とするに非ずして其法治を妨ぐるを憤るのみ、其彼等を忌むや個人として其行動を害とするに非ずして其大臣の羽翼たることを恐るゝなり、韓非の書中儒者を罵り、居士を譏り學者を排するの條枚擧に暇あらず、若し今余が看破せし內情に據て之を觀察せよ、之に關する疑團刃を迎へて解けん、

文評

利威名の三項より徐々筆を起し、上の貴ぶ所、治を爲す所以と相反する事例に說き入る處落々たる大方の手段なり、其事例を列擧するや、同一の句法を用ゐて層々疊々、其妙重複の處に在り、而して其頽放に流れざる所以は處々に束住の語を置き頓挫を施すが故なり、「與其所以爲治相反也」は其一頓に非ずや、「賤其所以治」は再頓に非ずや、「是教下亂上以爲治也」は三

を得るなり、此の如くなるときは彼の法外に立ち私的學說を持する者、何とて深くたくらみて惡智慧を錬り、法律を誹謗して現在の世態と反對することを求めざらん、凡そ上を亂り世に逆ふ者は皆此徒なり、

【字解】〔窨〕窟なり、〔化之〕化は貨なり、動詞として用ゆ、貨財を以て利益を與ふることゝなる、〔實〕名に對して云ふ、俸祿等の實利なり、

故本言曰、所以治者法也、所以亂者私也、法立則莫得爲私矣、故曰、道私者亂、道法者治、上無其道、則智者有私詞、賢者有私意、上有私惠、下有私欲、聖智成群、造言作辭、以非法令於上、上不禁塞、又從而尊之、是敎下不聽上不從法也、是以賢者顯名而居、奸人賴賞而富、賢者顯名而居、奸人賴賞而富、是以上不勝下也、』第六大段なり、

【講說】左れば本論に於て國を治むる所の者は法、亂る所の者は私にして法にして動搖せざれば私を行ふことを得る者なしと曰へり、故に古語に私に由る者は亂れ、法に由る者は治まるとあり、上に法度なければ下の智者私的議論あり、賢者私的意思あり、君は私惠を施し、下は私慾を抱き、聖智を標榜する者群を成し、新奇有害の說を唱へて、下より法令を譏る、然るに上たる者之を禁ぜずして反て之を尊ぶが如き、是れ上に服せず法に從はざることを敎ゆると同樣なり、是を以て謂はゆる賢者は名譽を輝して此世に立ち、奸邪の徒は賞賜を蒙つて富を享く、其結果、上は下に勝つて之を制するを得ざるに至る、

【字解】〔本言〕前に陳べたる言と云ふが如し、墨子兼愛の下篇に其例あり、〔私詞〕法令より獨立せる一家言を謂ふ、〔非法令於上〕解詁には上を下とす、之に從ふ、

槩論

韓非の痛斥する所は君主が孰も治を欲せざるなきに

し、世と反對の態度に出づる者なり、然るに其爲す所を禁止せず、又其徒黨を解散せざるのみか反て之を尊重するは、是れ當局者の過なり、又上の廉耻を立つるは下を奬勵する爲めなり、然るに今士大夫醜穢の行を羞ぢず、女妹を權門勢家に入込ませ、其縁故と運動とに因り順序を經ずして好地位を得、賞賜は其結果をして有力ならしむる所の者なり、然るに從軍有功の士は貧賤にして便佞の寵臣並に玩弄物たる俳優等は破格の升級をなす、誠と信とは上の威を下に通ずる所の者なるに、人君は壅蔽を受け、近侍婦人の請託並び行はれ、百官私に上の官爵を以て人に與ふ、是れ當局者の過なり、夫れ大臣人に官を授け結托して不法を行ふときは恩威を行ふの權臣下に在るなり、其結果君主は卑くして大臣尊し、

【字解】〔務〕或は衍文とす、〔不破〕不字删るべし、〔屬〕〔勸め勵ます、〔次〕順序、〔名號〕格式と云ふが如し、

夫立法令者、以廢私也、法令行而私道廢矣、私者所以亂法也、而士有二心私學、巖居窞處、託伏深慮、大者非世、細者惑下、上不禁、又從而尊之以名、化之以實、是無功而顯、無勞而富也、如此則士之有二心私學者、焉得無深慮勉智詐、誹謗法令以求索與世相反者也、凡亂上反世者、常士有二心私學者也、（第五大段の第二小段なり、私學の害を論ず、）

【講説】夫れ法令を立つる目的は私を止むるに在り、法令行はるゝときは私的行道止む、法律と私とは兩立せず、私は法を亂る所の者なるに、士に法外の心私的學說を有する者あり、嵒窟の中に閉ぢ籠つて其隱遁を深慮あるが如くに見せかけ、大にしては國政を非難し小にしては下民を惑亂す、君主之を禁ぜざるのみか位記を授けて之を尊くし、俸祿を與へて之を利す、是れ彼等は功もなきに名譽を得、勞もなきに富

るに恩賞を受くべき戰士は一官をも得る能はず、而して國家の贅物たる隱士は榮譽を得、

【字解】〔行義〕義は今の謂はゆる主義なり、〔四封〕國の四疆なり、〔纂組〕五色の絲を以て織出せる物、組は赤色の紐、〔刻畫〕彫刻類、〔城池〕池は地の誤、〔屬〕其稱類、〔易下死〕賞祿と命との交換、〔覩手理〕手の筋を視て吉凶を占ふ者、〔狐蠱〕狐は人を誑す動物、蠱は蠱の略字又惑はすの意、〔順辭〕心に叶ふ語、〔嬖〕觸るゝの意よりして接近することゝなる、〔姦宄〕外に在るを姦となし内に在るを宄となす、宄軌相通ず、〔倖偷世〕僥倖を謀る、〔名刑〕刑は形即ち實、〔施〕或は云ふ斜なりと、或は云ふ誕なりと、誕は俗に謂はゆる出鱈目〔徭賦〕軍役なり、〔戰士卒〕卒字衍、〔播骨〕播は散するなり、〔有美〕美色、〔戰介之士〕介は甲、〔閒居之士〕學者を謂ふ、

上以此爲教、名安得無卑、位安得無危、』第四大段の第二小段なり、以上の結果を斷ず、

【講說】上たる者此の如き事實を以て天下に示すが故に、世俗が名爵を卑しとし、官職を危しとするは必然の勢にして、尤千萬の事なり、

【字解】〔爲教〕俗に云ふ手本を示す、

夫卑名危位者、必下之不從法令、有二心務私學、反逆世者也、而不禁其行、不破其群以散其黨、又從而尊之、用事者過矣、上之所以立廉恥者、屬下也、今士大夫不羞汚泥醜辱而宦、女妹私義之門、不待次而官、賞賜所以爲重也、而戰鬪有功之士貧賤、而便辟優徒、超級名號、誠信所以通威也、而主揜障、近習女謁並行、百官主爵遷人、用事者過矣、大臣官人、比周不法、行威利在下、則主卑而大臣重矣』第五大段の第一小段なり、君臣尊卑を易ふる源因を論ず、

【講說】夫れ名を卑とし位を危しとする者は必ず下に在て法令に從はず、政府に二心を抱いて私學を主張

也、而戰介之士不ㇾ得ㇾ職、而閒居之士尊顯、（第四大段の第一小段なり、上の爲す所、治國の理と反對なる事例を列擧す、）

【講說】凡そ上の國を治むる機關は刑罰なり、今私に己の理窟を行ふ者尊ばる、國家の存立する所以は安靜に在り、然るに危險にして人を譏し上に諂ふ者政事の局に當る、封内の人民が服從する所以は信義と恩惠とに在り、然るに惡る智慧あつて變信を事とする者使用せらる、命令行はれ威權立つ所以は恭儉なるに在り、然るに山林に隱遁して世を譏る者高名を得、米穀の倉廩に充つる所以は耕作の本業に在り、然るに五色織組絲若しくは錦繡の如き奢侈の如き者を製し、精巧新奇の工藝品を作り劣等の業をなす者は富む、國家の名を揚げ土地を增す所以は戰士に在り、然るに戰士者の孤兒は貧困饑餓に迫つて乞食となるに反して俳優又は酒客の徒は車に乘り絹布を纏ふ、賞祿を設くる所以は人民をして其力を盡さしめ其生命を犧牲に供せしむるに在り、然るに敵を破り城を陷れたる有功の兵は勞あれども賞與足らず、而して、卜者手筋見、其他人を惑はす術を以て人君の前に諛言を呈する者は日に賜を受く、上たる者が法度を握るは人を活殺するの權を自由に行ふ所以なるに、今法度を遵奉する所の士は、君に近づいて忠義を展べんと欲するも謁見を得ず、巧言詭辭を以て姦計を行ひ其君の寵愛を僥倖する者は絕えず君側に侍す、法に本づいて直言を進め、言行一致し規律に從つて姦人の罪を正すは上の爲に國を治むる所以なるに益す疎み遠けられ、諂佞にして君の心に逆ふことなく、君の慾を恣にせしめて世を危うする者は親近せらる、租税を遺りなく取り立て、人民を兵事に驅るは萬一に備へて國庫を充す所以なり、然るに士卒となるべき者にして其責任を逃れ、權門に身を寄せて賦役課税を免れ政府之を搜し出すことを得ざる者幾萬なるを知らず、上等の田宅を懸けて有功の士を待つは戰士を勵す爲なり、然るに無殘の最期を遂げて骨を原野に暴せし者は自ら容るべき居宅なく、適々之あるも己の死すると共に田地も亦沒收せらる、然るに容色美麗なる女性ある者、並に大臣左右の者は功勞なきに己が望むまゝの田宅を占むるを得、恩賞の政府の特權に屬することは政府の下を制する所以なり、然

傾覆者使、令之所以行、威之所以立者、恭儉也、而不聽上而嚴居非世者顯、倉廩之所以實者、耕農之本務也、而綦組錦繡刻畫爲末作者富、名之所以成、城池之所以廣者、戰士也、今死戰之孤、饑餓乞於道、而優笑酒徒之屬、乘車衣絲、賞祿所以盡民力易下死也、今戰勝攻取之士、勞而賞不霑、而卜筮視手理狐蠱、爲順辭於前者、日賜、上握度量、所以擅生殺之柄也、今守度奉量之士、欲以忠嬰上、而不得

見、巧言利辭、行姦軌以倖偸世者數御、據法直言、名刑相當、循繩墨、誅姦人、所以爲上治也、而愈疎遠、諂施順爲、從欲以危世者近習、悉租稅、專民力、所以備難充倉府也、而士卒之逃事、伏匿附託有爲之門、以避徭賦、而上不得者萬數、夫陳善田利宅、者、所以厲戰士卒也、而斷頭裂腹、播骨乎平原曠野者、無宅容身、身死田奪、而女妹有色、大臣左右無功者、擇宅而受、擇田而食、賞利一從上出、所以擅制下

共に一方に於ては招き寄せ難き人を方正なりと謂ひ、賞を以て勸むる能はざる者を清廉なりと謂ひ、罰を以て禁じ難き者を壯烈なりと謂ひ、法令あるも其如くに爲さざる者を剛勇なりと謂ふ、上に對し利益する所なき者を謹直と謂ひ、慈惠にして私德を行へば之を仁と謂ひ、勿體ぶりて自ら尊大なれば之を長者と謂ひ、私學を以て群を成せば之を學者仲間と謂ひ、閑靜にして何事をも爲さざる者を思慮ありと謂ひ、人を損じて利を得んとする者を敏捷と謂ひ、陰險躁急にして反覆常なきを智と謂ひ、先づ人の爲にして後に己の爲にし、先哲の美名を掠め、汎く天下を愛するを聖と謂ひ、大言實行に合はずして用ゆべき價値なく、行へば時世に違ふ者を大人と謂ひ、爵祿を賤しみ上に屈せざる者を傑物と謂ふ、

【字解】〔聽〕從ふなり、〔急〕俗に云ふ大切なり、〔惇愨純信〕惇は厚、愨は誠、純は專一、〔窶〕元來貧困の意なるを轉じて意氣地なく取るに足らざる義となる、〔不肖〕人並に若かざるなり、〔私學〕官學即ち法律に對して云ふ、〔齊〕壯なり、〔愿〕謹なり、〔佚〕衍字、〔類〕似せるなり、〔撓〕屈する、

下之漸行如此、入則亂民、出則不使也、上宜禁其故、滅其迹而不止也、又從而尊之、是敎下亂上以爲治也、『第三大段の第二小段なり、上の前者に處するの誤を斷ず』

【講說】抑も民間の好尙次第に推移れること此の如し、己の土地に居るときは其民俗を亂り、出でゝ朝廷に事ふる時は使用すべからず、上たる者宜しく斯かる習慣行爲を禁絕すべき筈なるに之を止めざるのみか又從つて之を尊ぶ、是れ下民に上の法度を亂ることを敎へながら國を治めんと欲する者にして、矛盾至極に非ずや、

【字解】〔漸行〕漸次に成り行くなり、〔故〕あとと訓ず、ならはしと云ふが如し、

凡上所治者、刑罰也、今有私行義者尊、社稷之所以立者安靜也、而躁險讒諛者任、四封之內、所以聽從者、信與德也、而陂智

其方法を失ふとは、常に世の亂るべき仕方を貴んで其治まるべき仕方を賤しむを謂ふ、而して其心は治まることを望むなるに、

是故下之所欲、常與上之所以爲治相詭、今下而聽其上、上之所急也、而惇愨純信、用心壹者、則謂之窶、守法固、聽令審、則謂之愚、敬上畏罪、則謂之怯、言時節行中適、則謂之不肖、無二心私學、聽吏從教者、則謂之陋、難致謂之正、難予謂之廉、難禁謂之齊、有令不聽從謂之勇、無利於上、謂之愿、寬惠行德、謂之仁、重厚自厚、謂之長者、私學成群、謂之師徒、閑靜安居、謂之有思、損人逐利、謂之疾、險躁[佻]反覆、謂之智、先爲人而後自爲、類名號、汎愛天下、謂之聖、言大不稱、而不可用、行而乖於世者、謂之大人、賤爵祿不撓上者、謂之傑、

第三大段の第一小段なり、民間の輕重毀譽、顚倒するを言ふ、

【講說】以上の理由なるが故に下の欲する所は常に上の治國に用ゆべき人物と相反するなり、即ち今苟も下に在る以上、上に服從することは、上より言はゞ必要なり、然るに質直篤實にして他念なき者をばくだらぬ人物なりと謂ひ、法令を固く守り手落なき者をば愚人と謂ひ、上を敬ひ罪を恐るれば之を臆病なりと謂ひ、言ふ所時宜に叶ひ行ふ所適度を得れば之を不肖と謂ひ、政府に二心なく、自由の學說を唱へず、吏の指圖に任せ其敎に從ふ者をば卑屈と謂ふ、又之と

私善者、世謂之忠、官爵所以勸民、而好名義不進仕者、世謂之烈士、刑罰所以擅威也、而輕法不避刑戮死亡之罪者、世謂之勇、第二大段の第一小段なり、無用有害の者反て名譽を得るを言ふ、

【講説】夫れ名號を設くる目的は尊榮を表するに在り、然るに今名を賤しみ又其名の有する實を輕んずる者あれば世は之を高士なりと謂ふ、爵位を置くの目的は貴賤階級を立つるに在り、然るに上を何とも思はず、召に應ぜざる者あれば世は之を賢士なりと謂ふ、威と利とは命令に從はしむべき機關なるに、俸祿賞與の利を望まず黜罰刑殺の威を恐れざる者あれば世之を重々しき人なりと謂ふ、法令は政治を行ふの機關なるに、法令に從はずして己の善とする所を行ふ者あれば世之を誠實の人なりと謂ふ、官爵は人民を勸奬する機關なるに、高潔の名を欲して仕官せざる者あれば世之を烈士と謂ふ、刑罰は君主の威力を厲行するの方法なるに、國法を輕んじ、死刑をも厭はざる者あれば世之を勇者と謂ふ、

【字解】〔名號〕人爵上の稱號を謂ふ、〔簡〕重んぜざるなり、齒牙に掛けざるなり、〔不求見〕見は謁見、採用の意に用ゆ、〔無利〕無は無視、

夫民之急名也、甚其求利也、如此則士之饑餓乏絶者、焉得無巖居苦身以爭名於天下哉、故世之所以不治者、非下之罪、上失其道也、常貴其所以亂、而賤其所以治、第二大段の第二小段なり、前條の結果を述べて其源因を斷ず、

【講説】元來人民の名譽に汲々たることは利を求むるよりも甚し、然らば則ち士の貧窮にして饑餓の境遇に在る者山林に困苦の生活を爲して超世的名譽を天下に求めざらん、是れ無用有害の人物にして世の治まらざるは此輩あるに由る、故に世治まらざる根源は下の罪に非ずして上たる者其方法を失ふに在り、

より結末に至る全編を總べて之を收む、

聖人之所以爲治道者三、一曰利、二曰威、三曰名、夫利者所以得民也、威者所以行令也、名者上下之所同道也、非此三者、雖有不急矣』、第一大段の第一小段なり、利威名の三者の必要なるを言ふ、

【講説】聖人が國家を治むるに用ゆる無形の機關は三あり、一を利と曰ひ、二を威と曰ひ、三を名と曰ふ、夫れ利は民心を引寄すべき者、威は人民をして吾が命令に從はしむべき者、名譽は上下共に離るべからざるの所の者なり、此三者の外は他の事物あるも急務に非ず、

【字解】〔道〕由るなり、

今利非無有也、而民不化上、威非不存也、而下不聽從、官非無法也、而治不當名、三者非不存也、而世一治一亂者何也、夫上之所貴常與其所以爲治相反也』、第一大段の第二小段なり、利名威の三者存すると雖も効力なきを言ふ、

【講説】今や利の無きにはあらず、然るに民尚ほ上と同化せず、威存せざるには非ず、然るに下の者上の命に服從せず、官法なきには非ず、然るに政治は名譽の適用を誤る、三者存せざるにあらぬに世の必ず治まらずして時に亂るゝは何故ぞや、上の貴ぶ所は世を治むべき道と反對なればなり、

夫立名號、所以爲尊也、今有賤名輕實者、世謂之高、設爵位、所以爲賤貴之基也、而簡上不求見者、世謂之賢、威利所以行令也、而無利輕威者、世謂之重、法令所以爲治也、而不從法令、爲

り、

文評

若し邊幅局面の宏濶なるより言へば此篇の如き亦韓非中の大文字と謂はざるを得ず、然れども前後相續がず首尾相顧みず、姦臣の態度を說くや頗る詳なるは則ち之れなり、剪裁なく斷制なく蕪雜にして繁冗、適々以て洗鍊の足らざるを見る、只起手一段の數行簡勁なる處は仍ほ其本色を帶び、中間「若夫」の二字を以て無用有害の臣を類別せし處は一種の結構と謂ふを得べし、然るに其中突然「霸王の佐」を擧げたる一段を雜へたるは順序の上に於て亂調の觀あり、布置當を失ふに非ずして何ぞ、之を要するに韓文の最も降格なる者なり、

詭使

【篇旨】此れ本書の第四十五篇なり、詭は相反するを謂ふ、此れを以て篇に名づけたる所以は人君の國を治むる方法は其目的と反對なることを論ずるが故なり、人君苟も國を治めんと欲すれば實功を貴び法令を重んずる者を用ゐざるべからず、然るに反て法令を鄙しみ虛名を好む者を寵任するが故に、其結果群下を制する能はずして亂亡に陷るとは、此れ彼の憤激の餘り痛論に及びたる所以なるが、槩して之を言へば儒者と法家との利害論にして彼が法家の立脚地より儒學の徒を攻擊せしものに外ならず、

【分段】全篇分つて六大段とす、第一大段は篇首より與其所以爲治相反也に至る、冒頭にして主意を揭ぐ、第二大段は夫立名號より賤其所以治に至る、君主の貴ぶ所が治國の目的と相反する事項を擧ぐ、第三大段は是故下之所欲より是敎下亂上以爲治也に至る、前條の結果、民間の者の好む所も亦治國の方針に反する事項を擧ぐ、第四大段は凡上所治者刑罰也より位安得無危に至る、尊ばるべき者禍辱を得、鄙しめらるべき者榮利を得ることを詳說す、第五大段は夫卑名危位者より常士有二心私學者也に至る、法令に從はざる二心私學の徒を論ず、第六大段は故本言曰

寵榮の者ありと、此の四の疑物は國を危からしむる所の者なりと、又古語に言へるあり、奥向の寵幸即ち愛妾が后妃に並び外廷の寵幸即ち愛臣が執政に並び、庶子が嫡子と格を同うし、大臣が君と匹似するは亂の源因なりと、故に又周記に戒めて云へるには、妾を尊んで妻を賤しむ勿れ、嫡子を庶子扱となして庶子を尊ぶ勿れ、氣に入りの臣下を尊んで大臣と同格になす勿れ、大臣を尊んで君子に紛はしくなす勿れと、此の四種の紛はしき者消滅する時は上たる者憂慮なく、下に在る者不正なし、若し之に反する時は君主其身に禍を受けて國家滅亡すべし、

【字解】〔不適疑物、以闚其臣也〕此二句解し難し、評林は「君疑ふべき事なければ則ち姦臣由て闚伺を得るなし」と云ふも、不適疑物の四字如何にしても疑ふべきことなしとは解するを得ず、又闚其臣とあるを其臣に闚はるゝと解するは無理なり、集解は適を道の誤となし疑物に由て其臣を闚ふことなきの意とするも、是れ亦下文と關係なし、讀韓非は「適は主なり其臣に闚伺せしめず」とするも尙ほ切實ならず、翼毳は「適は對偶を謂ふ疑似の物を對偶して以て覬覦せざるなり」と云ふ、偶を對偶とせば甚だ都合善きも適の字偶然の偶に通ずると雖も對偶の偶と異り、又下句の意亦君主に係り、前後の聯絡絶えて有らざるは諸家と一轍なり、因て思ふ適はゆくなり、疑似の物の傾向を絶つなり、闚は閑の誤にて閉づるなり、臣下の姦計を行ふべき道を塞ぐなり、

槩論

此篇は疑物の危亡を招くべき所以、人君の人を禁せざるべからざる所以を詳論せし者なるが疑物として擧げたる所は四種にして謂はゆる四擬是れなり、然れども作者の意は專ら「擬主之寵」即ち威權勢力の君主と疑はしき者を指斥するに在り、其他は陪說に過ぎず、而して五姦は主に擬すべき傾向を有する者なるが故に特に之を點出して人主の當に禁制すべきことを知らしめたるなり、夫れ之を禁せんと欲すれば賞罰を用ゆるに若くはなし、是れ劈頭先づ賞罰より說き起したる所以なり、蓋し五姦四擬の如きは此の如き名目を附せざるのみにて其性質は本書に散見するが故に敢て珍とするに足らず、尤も着目すべきは賞罰の一段に在り、賞罰の當るを以て理想となさず、人をして功あつて過なからしむを上乘となし、「太上は其心を禁じ其次は其言を禁じ其次は其事を禁ず」と云ふ、是れ拔本塞源の論にして頗る高尚なるを覺ゆ、孫子の兵を論ずるや戰はずして人の兵を屈するを上とす、亦此意に外ならず、極致に至つては兵と法と二致なし、豈に亦兵と法とのみならんや萬理皆然

是認し、奇偉なる服裝言動をなして人心を惑はす者あり、是れ五、此の五種の姦は明君と雖も或は其人物の判斷に迷ふ所にして、聖君は必ず禁壓する所の者なり、此の五姦を除くときは狡黠の者敢て朝廷に立て妄に陳述することなく、虚飾の言に富んで行に其實なく、法に叶はざる徒は敢て誣妄の言を君に說かず、是故に群臣平日は只管其身を謹み、一旦事に當れば其力を盡し、君主の命令あるに非ざれば敢て勝手の行を爲し無責任の言を吐き事實を詐ることとなし、此の如きは聖王が其臣下を御する道なり、

【字解】〔侈用財貨賂〕 他の四姦皆務の字を以て起すに因れば此侈は務の誤なるべく、貨賂は用財賂貨の顚倒なるべし、〔狗〕 從ふなり、〔逞〕 快なり、〔解免赦〕 恐らくは一字衍、〔事〕 立つると訓す、〔瑰稱〕 瑰は偉なり奇なり、稱は擧即ち動作、猶ほ奇行と云ふが如し、〔疑〕 校注には禮記鄭注を引き恐るゝと解す、〔談立〕 立談なり、〔文言〕 飾辭なり、〔情〕 實なり、

彼聖主明君、不適疑物、以闚其臣也、見疑物而無反者天下鮮矣、故曰、孼有擬適之子、配有擬妻之妾、廷有擬相之臣、臣有擬主之寵、此四者、國之所危也、故曰、内寵並后、外寵貳政、枝子配適、大臣擬主、亂之道也、周記曰、無尊妾而卑妻、無孼適子而尊小枝、無尊嬖臣而匹上卿、無尊大臣以擬其主也、四擬者破、則上無意、下無怪也、四擬不破、則損身滅國矣、』 第十二大段の第二小段なり、四擬を論ず、

【講說】彼の聖明の稱ある君主は疑似の物を設くる傾向を絕ち、以て其臣下の姦計を閉ざすなり、何となれば疑似の物を見て二心を抱かざる者は殆ど之れなきが故なり、故に古語にも左の言あり、曰く庶子の中に嫡子に紛はしき子あり、配偶に妻に紛はしき妾あり、朝廷に宰相に紛はしき臣あり、群臣に君に紛はしき

侈をなさず、外に出でゝ田獵の娛樂をなさず、自身鍬鋤を手にして田畝を耕せり、子噲が己の身を苦めて民を憂ふるの甚しきこと此の如し、古へ聖明の君子と稱せられたる人と雖も、其勤勞して世を憂ひたる程度は斯くまでには至らざりき、然るに子噲は子之の爲に其身を殺され其國を奪はれ、天下の笑となりしは何故ぞ、是れ臣下を任用するの道を知らざりしが故なり、

【字解】〔召公〕周公と並に成王を輔けたる人、燕の開祖なり、〔埋〕翼毳校注共に涇の誤とし、集解は衍とす、〔汚〕停水を汚と曰ふ、洿に同じ、

故曰、人臣有五姦、而主不知也、爲人臣者、有侈用財貨賂、以取譽者、有務慶賞賜予、以移衆者、有務明黨、徇智尊士以擅逞者、有務解免赦罪獄、以事威者、有務奉下直曲、恠言偉服瑰稱、以眩民耳目者、此五者明君之所疑也、而聖主之所禁也、去此五者、則躁詐之人、不敢北面談立、文言多、實行寡、而不當法者、不敢誣情以談說、是以群臣居則修身、動則任力、非上之令、不敢擅作疾言誣事、此聖王之所以牧臣下也、第十二大段の第一小段なり、五姦を論ず、

【講說】故に人臣に五種の姦曲あれども人君之を知らずとの語あり、謂はゆる五姦とは人臣たる者、務めて財貨を散じて賄賂を行ひ此の手段に因て名譽を取る者あり、是れ一、務めて朋黨を作るが爲に智者に屈し名士を尊び之を利用して專横を爲す者あり、是れ二、務めて恩惠を施し賞與を授け、人望を己に歸する者あり、是れ三、務めて罪囚を釋放して己の威を立つる者あり、是れ四、務めて下民に好意を寄せ其惡事をも

官之亂、外無諸侯隣國之患、明於所以任臣也、』第十一大段の第二小段なり、迭樂にして亡びざりし例、

【講說】趙の先代の君敬侯は德行を修めずして情慾を逞うするを好み、身體の安逸、耳目の樂を心の儘になし冬は遊獵を事とし、夏は水上遊戲を行ひ、幾日となく晝夜飲み續けの酒宴を張り、杯を離すことなく、飲む能はざる者には竹筒を以て無理に酒を其口に注ぎ入れ、而も行儀善からず、應對禮を失ふ者あれば立どころに之を斬る、實際起居飲食の不節制なること此の如く、刑罰殺戮の無法なること此の如くなる以上、當然禍を來たすべきに、敬侯は國家を享有する數十年の久しきに及び、敵國の爲に敗軍せしことなく、四隣の爲に土地を略せられたる事なく、內には群臣百官の亂あらず外には列國諸侯の寇あらざりしは其臣下を任用するの道を知りたればなり、

【字解】〔浮淫〕舟遊又は捕魚の如きを謂ふ、〔長夜〕長夜之飲の略、〔御觴〕凡そ物を身に着け又は口に入るゝの類皆之を御と曰ふ、〔甬〕竹の筒、〔肅〕かしこまる、〔故〕誠の意、〔頓〕鈍る、敗軍の事、〔君臣〕片山兼山は君を群の誤とす、之に從ふ、

燕君子噲、召公奭之後也、地方數千里、持戟數千萬、不安子女之樂、不聽鐘石之聲、內不堙汚池臺榭、外不罼弋田獵、又親操耒耨以修畎畝、子噲之苦身以憂民、如此其甚也、雖古之所謂聖王明君者、其勤身而憂世、不甚於此矣、然而子噲身死國亡、奪於子之、而天下笑之、此其故何也、不明乎所以任臣也、』第十一大段の第三小段なり、勤儉にて亡びたる例、

【講說】燕君の子噲は周初の大賢なる召公奭の後裔にして方數千里の廣き版圖と、數千萬の大軍とを有し、女色に心なく、音樂を嗜まず、內に在て庭園建築の奢

鐘舞女、國猶且存也、不明於臣之所言、雖節儉勤勞、布衣惡食、猶自亡也。』第十一大段の第一小段なり、姦臣の禍は敵國の害より甚しきを言ふ、

【講說】且つ内は黨派の力を以て其君に弑虐を行ひ、外は他國の權を假て其國を變更し正道を蔽ひ私曲を持して上は君主を抑制し下は政治を攪亂する者は前に列擧せし所に止らず殆ど數ふるに遑なし、是れ何故となれば臣下を擇ぶの明なきを以てなり、記錄を案ずるに周の宣王以來國の亡びたる者數十に及べども、臣下が君を弑して國を奪ひし者少からずと、是に由て觀れば内より起る亂と外より來る禍とは殆ど其半數を占む、此の兩者を比較するに能く專ら民力を盡し而して外難を如何んとも爲す能はず國亡び身死する者は猶ほ居ながら簒弑の禍を蒙る者より優れたる君主なり、彼の法權臣下の手に移り君臣の地位顚倒し、其國士民衆を擧げて之を臣下に傳ふる者に至つては最も痛心すべし、人君誠に臣の言ふ所を理會せば縱令遊獵音樂等の娛樂に耽るとも尚ほ其國の保存を得べく、若し臣の言ふ所を理會せざる時は勤儉にして粗衣惡食をなすとも其國は亡びざるを得ず、

【字解】〔驕易〕驕は矯に通ず易はかへる、〔撓〕亂る、〔不可勝數〕數へきれぬ、〔畢弋〕禽獸を捕る網と絲を附けて射る矢、共に活字として用ゆ、〔馳騁〕馬車を乘り廻すなり、〔撞鐘〕鐘は金屬の樂器、撞はつく、〔舞女〕婦人に舞はしむる、

趙之先君敬侯、不修德行、而好縱欲、適身體之所安、耳目之所樂、冬日畢弋、夏浮淫、爲長夜、數日、不廢御觴、不能飲者、以筩灌其口、進退不肅、應對不恭者、斬於前、故居處飲食、如此其不節也、制刑殺戮、如此其無度也、然敬侯饗國數十年、兵不頓於敵國、地不虧於四鄰、内無君臣百

に偏り、湯は桀を放ち武王は紂を伐てり、此の四人の王は、臣下の身を以て其君を弑したる者なり、然るに天下は皆聖人として之を譽めぬ、四王の情を察するに皆貪慾の心にして其行を評すれば暴亂の戰なり、然れども四王は自ら公然として地歩を占むるなり、而して天下は之を大業なりとし、四王は自ら盛名を成せしに天下は明智と稱す、其威は天下に君臨するに足り、其利は一世を蓋ふに足り、天下を擧げて之に從へりと、徒黨の者又云ふ、近世聞く所に據れば田成子は齊を取り、司城子罕は宋を取り、太宰欣は鄭を取り、單氏は周を取り、易牙は衞を取り、趙魏韓の三子晉を分てり、此の六人は臣にして其君を弑せし者なりと、姦臣は此說を聞き跳り上り立耳をして成程と感心し、道理ある議論と思ひて、內は黨派を作り外は巷族を身方とし、時機を觀て謀反を起し、一擧して其國家を奪ふ、

【字解】〔姦人之爵祿〕 此の姦人は要路の姦臣、〔姦人愈反〕 此姦人は姦臣に徒黨せる惡人、〔愈反〕 穩ならず、今本文の儘に觀るときは愈よ反復と說くの外あらず、〔幼弱也〕 弱を削り也を世とするは顧廣圻の說なり、〔舜偪堯〕 史通に瑣語を引て「舜堯を平陽に放つ、其地に城あり囚堯と曰ふ」と、〔禹偪舜〕 述異記に朝歌に獄基あり禹の舜を囚へし宮なりと、〔六人〕 八人と爲すべく人の下に者の字あるべし、兪曲園は六人を亦の字の誤と視たるも、王先愼其非を辯ぜり、〔蹷然〕 飛立つ貌、〔攄〕 收むる意なれば通ぜざるに非ざれども上文に據て援となすに若かず、

且夫內以黨與劫弑其君、外以諸侯之權矯易其國、隱正道、持私曲、上禁君、下撓治者、不可勝數也、是何也、則不明於擇臣也、記曰、周宣王以來、亡國數十、其臣弑君而取國者衆矣、然則難之從內起、與從外作者相半也、能一盡其民力、破國殺身者、尙皆賢主也、若夫轉法易位、全衆傳國、最其病也、爲人主者、誠明於臣之所言、則雖罼弋馳騁、撞

又有姦邪之意、則姦人愈反而說之曰、古之所謂明君者、非長幼弱也、及以次序也、以其構黨與聚巷族、偪上殺君而求其利也、彼曰、何如其然也、因曰、舜偪堯、禹偪舜、湯放桀、武王伐紂、此四王者、人臣弒其君者也、而天下譽之、察四王之情、貪得之意也、度其行、暴亂之兵也、然四王自廣措也、而天下稱大焉、自顯名也、而天下稱明焉、則威足以臨天下、利足以蓋世、天下從之、又曰、以今時之所聞、田成子取齊、司城子罕取宋、太宰欣取鄭、單氏取周、易牙之取衛、韓魏趙三子分晉、此六人、臣之弒其君者也、姦臣聞此、蹷然舉耳以爲是也、故內構黨與、外攄巷族、觀時發事、一舉而取國家、（第十大段の第三小段なり。）

姦人又姦臣を動かすを言ふ、

【講說】夫れ姦人の爵祿が高貴なれば從て勢に附く常として黨派益す多く、其上謀叛氣あると知るときは之に徒黨する姦臣は益す之に乘じ反復して說くやう、古へ聖明の君と謂はれたる人は長より幼に順序を追うて相續するに非ず、黨派を作り、巷族を聚め、君主を威壓し之を殺して利を求めたるを以てなりと、姦臣は之を聞き吾が意を得たりと思へども尙ほ素知らぬ樣子をなして云ふ、如何にして右樣なる事ありやと、徒黨の者之に答ふらく、舜は堯に偪り、禹は又舜

詁には「巻恐らくは洪、巨室を謂ふ」とあり、巨室は大家豪族なり、從ふべきに似たり、〔譽從〕 從は誦に通ず、贊稱なり、〔且〕 王先愼の說に從ひ曰となす、〔忌〕 句法の上より誠の誤なること明なり、〔發聞〕 發は顯はすなり、

彼又使譎詐之士、外託爲諸侯之寵使、假之以輿馬、信之以瑞節、鎭之以辭令、資之以幣帛、使諸侯而淫說其主、微挾私而公議、所爲使者、異國之主也、所爲談者、左右之人也、主說其言而辯其辭、以此人者天下之賢士也、內外左右、其諷一而語同、大者不難卑身尊位以下之、小者高爵重祿以利之、（第十大段の第二小段なり、外黨に就て言ふ、）

【講說】彼の姦臣は又不正の人物を用ゐ詐つて外國諸侯の信任ある使節と爲し行列の馬車を授けて外觀を粧ひ、證據物を附して眞の使節たるを表し、辭令を設けて鄭重を示し、幣帛等を給して贈品となさしめ、自國の君に說て之を惑さしむ、此の僞使は內心には私の計を蓄ふるも、公明なる事に託して之を陳ぶ、斯く使節として來らしめたる者は外國の君にして（無論僞の使者なれども君主は眞正の使と信ずるを以て）之が爲に取持つ者は君側親近の人なれば、君主は使者の議論を歡迎し其辯舌に感服し、某は天下の賢士なればこそ其告げて言ふ所同一なれと、是に於て大なれば君主自ら己を屈し地位を落して彼を尊敬するに吝ならず小なれば彼の爵祿を進めて之に幸福を與ふ、

【字解】〔託〕 は詐るなり、〔瑞節〕 瑞は玉を以て作り證據となすなり、節は毛を以て作る、或は云ふ竹を以て製し長さ八尺と此等の物は今日謂はゆる信任狀と効力を同うする者なり、〔鎭〕 重なり、重みをつくるなり、〔侯〕 集解の說に從て之を衍とす、〔淫〕 惑はすなり、〔微〕 密になり、〔說〕 悅と同字、〔以〕 以爲を略せしなり、〔諷〕 告ぐる、〔尊位〕 撙と同じ、荀子の揚注に卑退とあり、

夫姦人之爵祿重而黨與彌衆、

大之國亡身死、不明於用臣也、

第九大段の第二小段なり、亂主に就て言ふ、

【講説】亂君は又此れと異り、其臣下の意思行跡を知らずして國家を之に委するが故に其禍小なれば名を汚し土地を削られ、大なれば國亡び身死す、是れ臣を用ゆるの不明なるに因らずんばあらず、

夫無數以度其臣、而必以衆人之口斷之、衆之所譽、從而悅之、衆之所非、從而憎之、故爲人臣者、破家殘賥、內構黨與、外接巷族、以爲譽從、陰約結以相固也、虛相與爵祿以相勸也、且曰與我者將利之、不與我者將害之、衆貪其利、劫其威、彼誠喜則能利己、忌怒則能害己、衆歸而民留之、以譽盈於國、發聞於主、主不能理其情、因以爲賢、

第十大段の第一小段なり、內黨に就て言ふ、

【講説】夫れ亂君は臣下の心術行事を推測するの術數なく、一に衆人の言に從て之を定め衆人の譽むる所の者は其儘之を好み、衆人の毀る所は其儘之を憎む、左れば人臣は家產資財を傾けて賄賂に充て、內は朝廷に於て黨派を作り、外は民間の者と交際して名譽を求め、秘密關係を結んで勢力を固め爵祿を與ふべき約束を餌として其心を誘ひ我が身方となる者には利益を與ふべし、我が身方とならざる者には害を加へんと曰ふが故に、何人も其利に釣られて其威に脅され、彼れ喜ばゞ我に利益を授けん、彼れ怒らば我に害を被らせんとて衆人皆之に歸して固着することゝなり、其名譽一國に充滿し遂に君主の耳に達す、君主は其實際を究むるの能力なく、衆人の言へる儘に之を賢人なりと思ふなり、

【字解】〔賥〕貨なり、或は財の字の訛とす、〔巷族〕義審ならず、解

敗法圮類也、觀其所擧、或在山林藪澤巖穴之間、或在囹圄縲紲纆索之中、或在割烹芻牧飯牛之事、然而明主不羞其卑賤也、以其能可以明法便國利民、從而擧之、身安名尊、（第九大段の第一小段なり、亂君に就て言ふ、）

【講說】聖明の君主は此と異り、凡そ人を擧ぐるに內は親戚なりとて嫌疑を避けず、外は讎なりとて登庸を廢せず、是の在る所は其儘之を譽げ非の在る所其儘之を罰するが故に賢士良臣擧用せられて姦邪の徒一齊に退けらる、此の如くなれば一擧して諸侯を服するを得、舊記に其事を載せて云ふ、堯の子に丹朱あり、舜の子に商均あり、啓の子に五觀あり、殷に太甲あり、武王に管叔蔡叔あり、此の五王の誅せし所のものは前に述べたるが如き父兄子弟の關係ある者なり、然るに子弟の身を殺し子弟の家を殘ひたる所以は彼等が國を害し民を傷め法を敗り同類を破りたるが爲めなり、而して此等の君主の擧げたる所を觀るに或は山澤や嵓穴の隱士賤民より出で、或は獄舍の囚徒より出で或は料理人、牧畜者牛飼等より出でぬ、然るに明主は其卑賤を耻とせず、其能く法度を明にし國利民福を成すべきを以て、此の理由に因り之を擧げたるなり、其結果人君は身安く譽れ高し、

【字解】〔內擧云々〕此一句は晉の叔向の語にして左傳に出づ、〔從〕それに本づいてなり、〔遂進〕遂は達するなり、〔記〕記錄なり、〔丹朱〕丹は封地の名、〔商均〕均も亦封地の名、〔五觀〕解詁に竹書紀年を引き啓の子兄弟五人を五觀と號すと云へり、〔太甲〕殷の湯王の孫武丁の子、不德なりしかば伊尹暫く之を桐に放逐して悔悟せしむ、〔管蔡〕武王の弟、成王の時亂を作せり、〔圮〕毀つなり、〔山林藪澤巖穴〕澤の水少きを藪と謂ふ、山林藪澤は舜を指し、巖穴は殷の高宗の相傅說を指す、〔囹圄〕牢なり管仲を指す、〔縲紲〕縲は黑索、紲は攣ぐなり、纆索も罪人を束縛するの繩なり、翼義に晏嬰が越石父を購ひし事となす、〔割烹云々〕割烹は伊尹、芻牧は百里奚、飯牛は寧戚の故事、

亂主則不然、不知其臣之意行、而任之以國、故小之名卑地削、

陽身殺、國分爲二三、陳靈公身死於夏徴舒氏、荊靈王死於乾谿之上、隨亡於荊、吳幷於越、智伯滅於晉陽之下、桓公身死、七日不收、故曰、諂諛之臣、唯聖王知之、而亂主近之、故至身死國亡、

第八大段なり。

【講說】故に周の威王は人の爲に殺されて其國二つに分裂し、鄭の子陽も亦人の爲に殺されて其國三つに分裂し、陳の靈公は夏徴舒に殺され、荊の靈王は乾谿の上に死し、隨は楚に亡ぼされ、吳は越に併せられ、智伯は晉陽の城下に滅び、齊の桓公は其身死して七日も葬ることを得ざりき、故に云ふ、諂諛の臣を知る者は聖王に限り、亂主は之を知らずして近づくるため命を失ひ國を亡ぼすに至ると、

【字解】〔周威公〕 考烈王其弟を河南に封ず、之を桓公とす、威公は桓公五世の孫なり、〔鄭子陽〕 鄭君の名、〔陳靈公〕 共公の子、〔夏徴舒〕 陳の大夫御叔の子、夏姬の生みし所、靈公夏姬に通じ、孔寧儀行父と酒を夏氏に飲む、徴舒之を過ぎ行父に謂て曰く、徴舒汝に似たりと、對て曰く亦君に似たりと、徴舒之を病み、公の出づるや、其廐より射て之を殺せり、故に死於夏徴舒と云ふ、氏は猶ほ家と云ふが如し、〔荊隨〕 陳の事と共に左傳に見ゆ、〔吳幷於越〕 國語に詳なり、〔智伯〕 十過篇に在り、

聖王明主則不然、內擧不避親、外擧不避讎、是在焉、從而擧之、非在焉、從而罰之、是以賢良遂進、而姦邪並退、故一擧而能服諸侯、其在記曰、堯有丹朱、而舜有商均、啓有五觀、商有太甲、武王有管蔡、五王之所誅者、皆父兄子弟之親也、所殺亡其身、殘破其家者何也、以其害國傷民、

り、〔道法〕 道は術を指す、〔伐〕 功に誇るを伐と曰ふ、〔高天泰山〕 其高きに譬ふ、〔段涓〕 翼義は二水の名とし、校注は爾雅釋文を引き「水中渚多し往々にして居るべきの處あり、狀覆釜の形の如し」と云ひ、又曰く段は古の釜字、涓疑らくは渚の字、形近して訛と、集解は釜鍑となして曰く、段涓四旁高くして中央卑く、壑谷地形の卑と相類す、故に並に身卑き喩となすと、

若夫周滑伯、鄭王孫申、陳公孫寧、儀行父、荊芊尹申亥、隨少師、越種子、吳王孫雒、晉陽成泄、齊豎刁易牙、此十二人者之爲其臣也、皆思小利而忘法義、進則揜蔽賢良、以陰闇其主、退則撓亂百官而爲禍難、皆輔其君、共其欲、苟得一說於主、雖破國殺衆不難爲也、有臣如此、雖當聖主尚恐奪之、而況惛亂之君、其能無失乎、有臣如此者、皆身死國亡、爲天下笑。『第七大段なり、』

【講說】彼の周の滑伯を初として十二人の者は、人の臣として皆小利を思ひて法と義とを忘れ、君前に出でゝは賢良の臣を阻隔して陰に其君を愚にし、退けば則ち百官を惑亂して禍を起し、孰れも其君の左右に引添て其慾に贊成し、苟も君の思召に叶ふことなれば國を破り衆を殺すも憚らずして之を爲す、此の如き臣は縱令聖主の世に在るも尙ほ君の心を自由にすべき恐あり、況や昏亂の君は何とて失敗を免るべけんや、君主此類の臣下あらば竟には、弑虐亡國の禍を招き天下の笑とならん、

【字解】〔周滑伯〕 威王の臣、〔鄭王孫申〕 王は當に公に作るべし、鄭の子陽の用ゐたる人物、〔陳公孫寧儀行父〕 陳の卿相、〔荊芊尹申亥〕 楚の大夫申無宇の子、〔隨少師〕 隨の大夫、〔越種子〕 解詁に大夫の事とす、〔吳王孫雒〕 夫差の臣、墨子に見ゆ、〔晉陽成泄〕下文に見ゆ、智伯の黨なり、〔齊豎刁易牙〕 屢ば前に出づ、〔陰闇〕 翼義には一意として解す、亦一說なり、

故周威公身殺、國分爲二、鄭子

若夫后稷、皐陶、伊尹、周公旦、太公望、管仲、隰朋、百里奚、蹇叔、舅犯、趙衰、范蠡、大夫種、逢同、華登、此十五人者、其爲臣也、皆夙興夜寢、卑身賤體、竦心白意、明刑辟治官職、以事其君、進善言通道法、而不敢矜其善、有成功立事、而不敢伐其勞、不難破家以便國、殺身以安主、以其主爲高天泰山之尊、而以其身爲壑谷鬴洧之害、主有明名廣譽於國、而身不難受壑谷鬴洧之害、如此臣者、雖當昏亂之主、尚可致功、況於顯名之主乎、此謂霸王之佐也。』第六大段なり。

【講說】彼の后稷を初として十五人の者は皆早朝より深夜に至るまで怠りなく、恭敬の意、明白の心を以て刑罰を公明となし、官職を整理し、此の如くにして其君に事へ、善言を進め法術を說き、而して敢て其善を誇らず、功業成立するも敢て其勞に誇らず、國家を利し君主を安んずる爲には家を破り身を殺すを憚ることなく君位をして高天の如く泰山の如く尊からしめ、己は谷の如く釜の如き卑下の不利益なる地に甘んじ、君名をして國中に普からしめ、己は谷の如き釜の如き卑辱なる名譽を厭はず、此の如き者は昏亂の主に遇ふも尚ほ功を立つるを得べし、況や顯明の主に於てをや、此れをば霸王の佐と稱するなり、

【字解】〔后稷〕周の先祖にして稼穡を司り、堯の臣たり、〔皐陶〕舜の法官、〔伊尹〕殷の湯王の相、〔周公旦〕周の武王の弟成王の叔父、〔太公望〕姓名は呂尙、文王の師、〔管仲隰朋〕齊の桓公の臣、〔百里奚、蹇叔〕秦の穆公の臣、〔舅犯、趙衰〕晉の文公の臣、〔范蠡、大夫種、逢同〕越の大夫、〔竦〕敬なり、〔白〕明にするなり、〔辟〕罪な

【講說】彼の關龍逢を初として六人の者は皆激烈に其君を諫め、其言用ゐられて實行せらるゝや宛も師の弟子に於けるが如き有樣なるが、若し一言にても聽かれず、一事にても行はれざれば言語を以て君を犯し、終には威嚇に出づるに至る、之が爲め刑罰を受け身死し家破れ、四肢五體離れ離れとなるも尙ほ顧みず、此の如き臣下は古の聖王も皆容認する能はざりし所にして今日の世に當り何の用ゐる場處あらんや、

【字解】〔關龍逢〕桀王の臣、〔王子比干〕紂王の庶兄〔隨季梁〕隨は國名、季梁は賢臣の名、〔陳泄治〕靈公の臣、〔楚申胥〕識誤に當に葆申に作るべしと云ふ、葆申は楚の文王の臣、〔吳子胥〕夫差の臣、人の善く知所、既に前に出づ、〔疾〕急なり、〔從之以威〕鬻拳の兵諫の如きを言ふ、〔要領不屬〕要は腰なり、領はゑり首、不屬は接續せざること即ち胴體二つなるを謂ふ、〔手足異處〕手足を切取らるゝなり、〔難爲〕難は憚る、畏れ阻む意、

若夫齊田恒、宋子罕、魯季孫意如、晉僑如、衞子南勁、鄭太宰欣、楚白公、周單荼、燕子之、此九人者之爲其臣也、皆朋黨比周、以事其君、隱正道而行私曲、上偪君、下亂治、援外以撓內、親下以謀上、不難爲也、如此臣者、唯聖王智主能禁之、若夫昏亂之君、能見之乎、』第五大段なり、

【講說】彼の齊の田恒を初として九人の者の如きは、人の臣下として孰れも朋黨を結び氣脈を通じて君に事へ、正道を妨げて私曲を行ひ、上に對しては其君に迫り、下に臨んでは政治を亂り、外國の力を假て自國を威壓し人民に親みて君主を謀るの類、皆之を爲すことを憚らず、此等の臣下は唯だ聖智の君主にして始めて之を禁ずるを得、昏亂の君などは何として其姦を見分るを得んや、

【字解】〔齊田恒宋子罕〕姦劫篇に詳なり、〔魯季孫意如〕魯の公族季孫氏、名は意如、其君の昭公を逐ひたる人、〔晉僑如〕衆說皆晉の字を衍とす、魯の叔孫宣伯のことなり、〔衞子南勁〕衞の將軍文子の後、〔鄭太宰欣〕下文に見ゆ、〔宋白公〕既に前に出づ、〔周單荼〕下文に見ゆ、〔若夫昏亂〕若夫の二字は王先愼の說に從つて删れり、

於窟穴、或槁死於草木、或饑餓於山谷、或沈溺於水泉、有民如此、先古聖王、皆不能臣、當今之時、將安用之、』 第三大段なり、

【講説】彼の許由を初として十二人の者は孰れも積極的に在ては利益を見るも敢て喜ばず、消極的に在ては危難に臨むも敢て恐れず、天下をば之に與ふる者ありとも敢て受けず、卑屈恥辱の名を得べき者なれば食祿の有利なるも亦望ましからざる事となす、夫れ利を見て喜ばざる以上、縦令人君厚賞を懸くるも之を誘ふ能はず、難に臨んで恐れざる以上、嚴刑を示すも之を恐れしむる能はず、此の如き者を名づけて法令に從はざる民と曰ふ、

而して此十二人の者は或は嵓穴の中に倒れ死し、或は草木の枯るゝと同じく無益に死し、或は山谷の間に餓死し、或は水流に溺死せり、此の如き人民は之ありとても古の聖王すら皆臣とする能はざりし所の者なれば、況して今日の世に方り何の用ゐ場處あらんや、

【字解】〔許由〕 説林に出す、〔續牙〕 牙は、或は耳に作り或は身に作る、路史に舜の友とす、〔晉伯陽〕 晉は依田氏の説に從つて衎とす、亦堯舜時代の人、〔秦顛頡〕 漢書人表に秦不虛とす、路史には秦不宇に作る、〔狐不稽〕 莊子には稽の字借に作る古の賢人なり、〔重明〕 太田方は舜の事ならんと云ひ、依田利用は漢書人表の昭明高子ならんと云へり、〔董不識〕 漢書人表に識を嘗となす、〔卞隨務光〕 共に殷の湯王時代の人、

若夫關龍逢、王子比干、隨季梁、陳泄治、楚申胥、吳子胥、此六人者、皆疾爭彊諫、以勝其君、言聽事行、則如師徒之合、一言而不聽、一事而不行、則陵其主、以語、從之以其威、雖身死家破、要領不屬、手足異處、不難爲也、如此臣者、先古聖王皆不能忍也、當今之時、將安用之、』 第四大段なり、

示し、古代の事を言ひ立てゝ良計を妨げ、而して巧に人主を吾が自由となして陰微の謀を成し、人主の嗜好に乘じて之を惑はす、此等は大抵彼の郎中左右の類なり、

【字解】〔有扈氏〕夏と同じく姒姓の國、啓の庶兄の封ぜられたる處、〔讙兜〕堯の佞臣、〔三苗〕苗族の國號、其分れて三となりしを以て三苗と云ふ、〔侯侈〕墨子抱朴子共に推哆に作り、晏子、新書、治要引く所の傳子は推侈に作る、〔徵〕外示なり、〔禪〕擅に通ず、〔集〕成なり、

往世之主有得人而身安國存者、有得人而身危國亡者、得人之名一也、而利害相千萬也、故人主左右不可不愼也、爲人主者、誠明於臣之所言、則別賢不肖如黑白矣、第二大段の第二小段なり、人を擇ばざるべからざるを論ず、

【講說】古代の人君の中、臣下を得て其身安穩に國家長久なりし者あり、其人を得て其身危害を受け國家滅亡せし者あり、同じく人を得るの名あれども其利害の相違は千倍萬倍なり、故に人君の左右近臣は尤も其人物の取舍に注意せざるべからず、誠に臣の言ふ處を理會せば賢不肖を別つこと黑白を分つが如く判然として迷ふことなかるべし、

【字解】〔得人〕人主自ら得たりとなすなり、〔臣〕韓非の自稱なり、

若夫許由、續牙、晉伯陽、秦顚頡、衞僑如、狐不稽、重明、董不識、卞隨、務光、伯夷、叔齊、此十二人者、皆上見利不喜、下臨難不恐、或與之天下而不取、有卑辱之名、則不樂食穀之利、夫見利不喜、上雖厚賞無以勸之、臨難不恐、上雖嚴刑無以威之、此之謂不令之民也、此十二人者、或伏死

中日聞道於郎門之外、以至於境內、日見法、又非其難者也』第一大段の第二小段なり、用民の法を點出す、

【講說】今世の人は皆君を尊くし國を安んずる者は是非とも仁義智能を要すると云ふも、君を卑うし國を危うくする者が毎に仁義智能を用ゆることを知らず、姦臣は概ね仁義智能の名を假て權威を擅にする者なり、故に有道の君は仁義を遠ざけ智能を去り、法を以て民を服し、其結果名譽普及して大に揚り、人民平穩にして國家安泰なり、凡そ術と云へるものは君の執る所にして法と云へる者は臣の行ふ所なり、然るに近くは君側の郎中をして日に郎門の外に道を聞かしめ、遠くは國內の民をして日に法を見せしむる又難事にはあらず、

【字解】〔威〕增讀韓非子に成の誤とす、諸家多く之を採る、〔凡術也者云々〕此四十三字疑ふべし、然の字上に接せざる一なり、聞道の二字落着なき二なり、結句を承くる處なき三なり、至於境內日見法は日見法於境內なるべし、斯く改めて觀るも尙ほ意義全からず、脫誤あるに必せり、

昔者有扈氏有失度、讙兜氏有孤男、三苗有成駒、桀有侯侈、紂有崇侯虎、晉有狐優施、此六人者亡國之臣也、言是如非、言非如是、內險以賊、其外小謹、以徵其善、稱道往古、使良事沮、善禪其主、以集精微、亂之以其所好、此夫郎中左右之類者也』第二大段の第一小段なり、姦臣の情態を叙す、

【講說】昔し有扈氏の臣に失度あり、讙兜氏の臣に孤男あり、三苗の臣に成駒あり、桀の臣に侯侈あり、紂の臣に崇侯虎あり、晉の臣に狐優施あり、此六人は皆國を亡ぼしたる臣下なり、彼等は是をば非の如に言ひなし、非をば是の如くに言ひなし、心中は陰險にして害心あるも、表面は小心謹直の風をなして僞善を

用ゆる危險の例を擧ぐ、第九大段は聖王明主より不明於用臣也に至る、人を用ゆる上に於て君主明暗の差異あるを言ふ、第十大段は夫無數以度其臣より一擧而取國家に至る、姦臣朋黨結托の事情を論ず、第十一大段は且夫內以黨與より任用に不明なる結果を論ず、第十二大段は故曰人臣有五姦より結末に至る五姦四擬を備論す、

凡治之大者、非謂其賞罰之當也、賞無功之人、罰不辜之民、非所謂明也、賞有功罰有罪而不失其當、乃在於人者也、非能生功止過者也、是故禁姦之法、太上禁其心、其次禁其言、其次禁其事、（第一大段の第一小段なり、姦を未萌に禁ずべきを言ふ。）

【講說】凡そ治國の大道は賞の功に當り罰の罪に當つて其正を得ることを謂ふに非ず、勿論功なき人を賞し罪なき民を罰するが如きは明と謂ふべきものに非ざれども功罪の賞罰其當を失はざる事とても彼に功あつて賞し、罪あつて罰するなれば他人本位にして賞せざるも功あらしめ罰せざるも過なからしむるには若かず、是の故に姦を禁ずるの法、最上は姦心を禁じ其次は姦言を禁じ、又其次は姦行を禁ず、

【字解】〔不辜〕無辜に同じ、辜は罪、無罪を謂ふ、〔太上〕至極と云ふが如し、上古の世と解する者あれども誤れり、〔禁其言〕不正無實の言なからしむるなり、校注には爭訟なきを言ふとあれども從ふべからず、

今世皆曰、尊主安國者、必以仁義智能、而不知卑主危國者之必以仁義智能也、故有道之主遠仁義、去智能、服之以法、是以譽廣而名威、民治而國安、知用民之法也、凡術也者、主之所執也、法也者官之所師也、然使郎

槩論

孫鑛此篇を評して曰く、大意申商の法術に偏するが故に治を善くする能はざるを言ふと、此れ固り當らざるに非ず、然れども尙ほ未だ十二分に看到りし者に非ず、何となれば韓非は唯申子が術に偏し商君が法に偏したるを論ずるに止らず、更に進んで申子の術、尙ほ缺典あり、商君の法尙ほ完全ならざるを說明せしを以てなり、即ち孫鑛は唯だ前二章を解したるのみにして第三章を看過せし者と謂はざるべからず之を要するに韓非は二家の專門を兼ねて其專門に就ても亦彼の二子より更に精密なることを示せしなり、

文評

定法の三章、文の技巧に於ては別に稱揚すべき者を見ずと雖も、均しく是れ一頭兩脚、提綱分目の法を用ゐ、演繹的に論理を排置したる點に至つては到底法家の文たるを失はず、

說疑

【篇旨】此れ本書の第四十四篇なり、古來疑は當に擬に作るべしとの說あり、但し篇末に四擬を云々すればなり、擬は「なぞらう」、轉じて「まぎらはしき」意となる、臣の君に擬し、妾の妻に擬するが如きを謂ふ、篇中論ずる專ら姦臣の事に係る、

【分段】全篇分つて十二大段とす、第一大段は篇首より又非其難者也に至る、臣の忠邪を辨じ其心の姦を禁ずるの最も難きを言ふ、第二大段は昔者有扈氏有失度より別賢不肖如黑白矣に至る姦臣の忠に似るを言ふ、第三大段は若夫許由より有民如此云々將安用之に至る、名利の爲に動かざる一輩の人を言ふ、第四大段は若夫關龍逢より如此臣者云々將安用之に至る、極諫を事とする一輩の人を言ふ、第五大段は若夫田恒より昏亂之君能見之乎に至る、朋黨を結ぶ一輩の人を言ふ、第六大段は若夫后稷より此謂霸王之佐也に至る、賢良の臣を言ふ、第七大段は若夫周滑伯より爲天下笑に至る、姦臣を言ふ、第八大段は故周威公より故至身死國亡に至る、諂諛の臣を

の者知て言はざるときは人君何を以て他人の耳目を假て視聽するを得んや、

【字解】〔假借矣〕矣の字は乎に作るべし、

商君之法曰、斬一首者爵一級、欲爲官者、爲五十石之官、斬二首者爵二級、欲爲官者爲百石之官、官爵之遷、與斬首之功相稱也、今有法曰、斬首者令爲醫匠、則屋不成而病不已、夫匠者手巧也、而醫者劑藥也、而以斬首之功爲之、則不當其能、今治官者、智能也、今斬首者勇力也、以勇力之所加、而治智能之官、是以斬首之功爲醫匠也、』第三大段なり、

【講說】商君の法に言へるあり、敵の首一個を斬りし者には爵一級を授け若し官途を希望せば五十石取りの官とし、首二個を斬りし者には爵二級を授け、若し官途を志願せば百石取の官となすと是れ官爵の進級と敵首を獲るの功と比例をなすなり、其不都合を譬へんに、今法を設けて首を斬りし者は醫者となすべし大工となすべしと曰はゞ如何ん、大工となるも家屋は造る能はず、病氣は治療する能はざらん、夫れ大工は手の技にして醫者は藥を調合する者なるに、斬首の功ありしとて大工若しくは醫者となさば其技能に適せざる次第なり、今官を治むるは智能に由り、首を斬るは勇力に由る、然るに勇力にて得たる斬首の功を以て智能を要する官を治めしむる斬首の功ある者を以て大工となし醫者となすと同樣なり、

【字解】〔遷〕遷叙なり、升進なり、

故曰、二子之於法術、皆未盡善也、』第四大段なり、

【講說】以上の理由により申商二子の法術に於けるは未だ完全に非ずと、

韓魏」殉は己が身を他の犠牲にすること、即ち秦の利益を韓魏の犠牲にせしを云ふ、【穰侯】魏冉、「應侯」范雎、「法不勤飾」不は雖に作るべし、諸注家の説皆同じ、

○第三章

【章旨】申子の術、商君の法共に未だ足らざる所あるを言ふ、

【分段】分つて四大段とす、第一大段は章旨より未盡於法也に至る、先づ綱領を掲ぐ、第二大段は申子言より人主尚安假借矣に至る、申子の術に盡さゞるを論ず、第三大段は商君之法曰より結末に至る、商子の術未だ盡さゞるを論ず、第四大段は故曰より未盡善に至る上文を總括す、

問者曰、主用申子之術、而官行商君之法、可乎、對曰、申子未盡於術、「商君未盡於法也」（第一大段なり、）

【講説】問ふ者曰く、人君は申子の術を用ゐ、官吏は商君の法を行はゞ宜しからんかと、之に答へて曰く申子は術家なれども其術に於ける未だ十分ならず、商君は法家なれども其法に於ける未だ十分ならず、故に其儘にては不可なり、

【字解】「商君未盡於法也」の一句は顧廣圻の識誤に因て之を補入せしものなり、

申子言治不踰官、雖知弗言、治不踰官、謂之守職可也、知而弗言是謂過也、人主以一國目視、故視莫明焉、以一國耳聽、故聽莫聰焉、今知而弗言、則人主尚安假借矣、（第二大段なり、）

【講説】申子の説に人臣の仕事は其職制の外に出でず、己れ知る所あるも敢て言はずと、仕事の職制の外に出でざるは善く職を守ると謂ふも差支なし、然れども知て言はざるは之を指て過失と謂ふなり、抑も人君は一國の目を吾目となして視るが故に此れほど善く見ゆることなく、一國の耳を吾耳となして聽くが故に此れほど善く聞ゆることなし、然るに今臣下

之類也、故戰勝則大臣尊、益地則私封立、主無術以知姦也、『第二小段、死後に就て言ふ、』商君雖十飾其法、人臣反用其資、故乘强秦之資、數十年而不至於帝王者、法不勤飾於官、主無術於上之患也』、『第三小段、結果を論定す、』

第三大段なり、

【講說】公孫鞅即ち商君の秦を治めたる方法は告發連坐の法を設けて事實を申立べきことを責め五人組十人組を組織し同罪の危險を負はしめ、賞は厚くして欺くことなく、罰は重くして宥すことなし、其結果人民は平生職業に勞力して休息せず、敵と驅逐するに及んでは又危しと雖も退却せず、故に富國强兵とはなりたれども、群臣の姦を知るの術なかりしかば折角の富强も徒に人臣の利益となるに過ぎざりき、孝公薨じ商君死するに及び惠王位に即きしが秦の法は尙ほ敗れざるに張儀は秦の宰相となり秦を以て韓魏の犧牲とせり、惠王死し武王位に即くや、甘茂亦秦を以て周の犧牲とせり、武王死し昭襄王の世となりし時穰侯は遠く韓魏の國を越えて東方の齊を攻め五年を經るも秦は之がため一尺ほどの土地を增さゞりき、然るに穰侯は反て己は陶邑の領地を得て之に城を築き、應侯の如きも韓を攻めて八年を費し、其結果己が汝南の領地に城を建てぬ、是より以後秦の政柄を取りし者は皆此の穰侯應侯の類なりき、故に秦が敵國に勝てば大臣の地位尊く秦が版圖を增せば臣下の私封出來するなり、是れ人君が姦を知るの術なかりし爲に外ならず、商君十人あつて其法を正すと雖も、人臣反て其利益を私す、其れ然り强秦の資力を以て數十年の歲月を費し尙ほ帝王の業を成す能はざるは是れ法は官府に戒飭せられたるも人主が上に無術なりし弊なり、

【字解】〔告相坐〕相は集解に從て衍とす、告坐の法とは姦を告發せし者には敵の首を斬りたると同一の賞を與へ、告發せざりし者を腰斬の刑に處するを謂ふ、〔連什伍〕五家を伍とし、二伍を什とし、什伍は組合中の犯罪に就き連帶責任を負ふ、〔資人臣〕人臣は專ら大臣を指す、國家の富强反て大臣に利益を占めしむることゝなる、〔以秦殉

が、此の韓は晉より分派せし國なり、然るに晉の舊法律未だ効力を失はざるに韓の新法律又生じ、前の君の布令未だ撤廢せられざるに後の君の布令又下り、法律界は混亂の時代なりき、此の時に當り申不害は其法律命令を專行一定せざりしが故に惡事を爲す者多かりき、其故は舊法令に從ふ方便利なれば舊法令に由り、新法令に由る方便利なれば新法令に由り、而して新法舊法と相反し前令後令と相背く以上、申不害が十人あつて昭侯に術を用ゐしむるとも姦臣は猶ほ法律の無統一に乘じて其言ふ所を詐るべし、故に申不害が萬乘の强大國なる韓に其身を寄せながら覇王の地位となすを得ざりしは、彼が君主をして術を用ゐしめたれども官吏の間に法の厲行せざりし結果なり、

【字解】〔晉之別國〕　韓は趙魏と共に晉の卿たる家格なりしが終に共に之を分割して各國を立てしを以て別國と云へるなり、〔道〕由るなり、〔譎〕詐なり、〔七十年〕當に十七年に作るべし、申子の宰相たりし年限なり、但し史記の韓世家に記する所と二年の差あり、〔勤飾〕片山兼山の韓非考には飾を飭の誤とし、解詁の標注には勒に作るべしとなす、今兼山の說に從ふ、

公孫鞅之治秦也、設告相坐而責其實、連什伍而同其罪、賞厚而信、刑重而必、是其民用力勞而不休、逐敵危而不卻、故其國富而兵彊、然而無術以知姦、則以其富彊也、資人臣而已矣、（第一小段生前に就て言ふ、）及孝公商君死、惠王即位、秦法未敗也、而張儀以秦殉韓魏、惠王死、武王即位、甘茂以秦殉周、武王死、昭襄王即位、穰侯越韓魏而東攻齊五年、而秦不益尺寸之地、乃城其陶邑之封、應侯攻韓八年、城其汝南之封、自是以來、諸用秦者、皆穰侯

君無術則弊於上、臣無法則亂於下、此不可一無、皆帝王之具也。『第四大段なり、』

【講說】君が術なき時は上に在て其智を蔽はれ、臣が法なき時は下の者亂る、術と法とは孰れも無かるべからず、共に帝王の必要機關なり、

【字解】〔弊〕蔽なり、

○第二章

【章旨】申子法なく商子術なかりし弊を言ふ、

【分段】分つて三大段とす、第一大段は章首より何哉に至る問を掲ぐ、第二大段は對曰より法不勤飾於官之患也に至る法なきの弊を論ず、第三大段は公孫鞅之治秦也より結末に至る、無術以知姦也に至る、術なきの弊を論ず、

問者曰、徒術而無法、徒法而無術、其不可何哉、『第一大段なり、』

【講說】問ふ者云ふ、術のみにて法なく、又は法のみにて術なきの不可なるは何故ぞやと、

對曰、申不害、韓昭侯之佐也、韓者晉之別國也、晉之故法未息、而韓之新法又生、先君之令未收而後君之令又下、申不害不擅其法、不一其憲令、則姦多、故利在故法前令則道之、利在新法後令則道之、新故相反、前後相悖、則申不害雖十使昭侯用術、而姦臣猶有所譎其辭矣、故託萬乘之勁韓七十年、而不至於霸王者雖用術於上、法不勤飾於官之患也。『第二大段なり、』

【講說】答へて曰く、申不害は韓の昭侯の輔佐なりし

之言、執急於國、應之曰、是不可程也、』第一大段なり、

【講說】問を發する者あつて曰く、申不害公孫鞅と此の二家の議論は孰れが國家に急務なるやと、之に答へて云ふ、其れは優劣輕重を爲し難しと、

【字解】〔申不害〕韓の昭公の宰相、〔公孫鞅〕秦の孝公の宰相商に封ぜられしに因て商君と稱す、序說參觀、〔程〕量り評する、

人不食十日則死、大寒之隆、不衣亦死、謂之衣食孰急於人、則是不可一無也、皆養生之具也、』第二大段なり、

【講說】人若し物を食はずして十日に及ばゞ死亡すべし、大寒の最中衣服なしに居らば亦死亡す、左れば衣食の中れ孰が人に急なるやと言はゞ孰れも無かるべからざる者なり、何となれば共に生命保存の必要物件なればなり、

【字解】〔隆〕さかん、〔具〕用品若しくは機關、

今申不害言術、而公孫鞅爲法、』第一小段なり、申商の專門を揭ぐ、術者因任而授官、循名而責實、操殺生之柄、課群臣之能者也、此人主之所執也、』第二小段術を說く、法者憲令著於官府、刑罰必於民心、賞存乎愼法、而罰加乎姦令者也、此人臣之所師也、』第三大段なり、

【講說】今申不害は術を主張せし人にして公孫鞅は法を施行せし人なり、術とは能力に因て官を授け、言議せし所に就て實効を責め、人を殺し人を生すの權力を握つて群臣の才能を課する者なるが、右は人君の取り守る所なり、

法とは官府に於て明示せる律令、民心に於て必現を期せる刑罰にして法を奉ずる者に賞あり、令を犯す者に罰あり、右は人臣の帥ゐる所なり、

【字解】〔操〕自由に運用すること、〔姦〕犯と訓ず、〔人臣之所師〕師は帥の字の訛、人臣が君の名を以て執行するの意、

利者仁智之行也と、知るべし彼れ屢ば仁義を非斥すと雖も其仁なる者は惠施なり姑息の愛なり婦人の仁なり、而して彼が理想とせし所の仁は孔子が管仲に許したる仁に外ならざることを、其時世と變と性格の僻とは彼を極端に驅りたりと雖も、之が爲に其精神の在る所を沒了し、俄に兎角の評を下すが如きは允當の論に非ず、今此篇に因て之を觀るときは、其法治論が時の人主に容れられず、反て刀鋸鼎鑊の禍あるに拘らず生民の爲に之を唱へたる者にして、獻身的の心事は瞭として火を觀るが如し、韓非の人物を考究するに當り此篇は輕々看過すべからざる者なり、

文評

余は文の體裁上より觀、又其筆勢上より觀て此篇を韓非の手筆に非ず其徒の追記して攙入せしものとなす、

定法

【篇旨】此れ本書の第四十三篇にして、韓非が法術家としての立場を明にせし者なり、蓋し申商の二子は法術界に於て韓非の先驅をなし、韓非も固り之を尸祝せしと雖も、二子各偏する所あり、申子は術を得て法を失ひ商子は法あつて術なきを缺典となし、其兼有せざるべからざるを論じ、窃に己が二者を兼ね法術家たることを示せしに外ならず、

此篇は問題聯絡して文脈接續せざる三章より成るが故に今又分つて之を講ぜんとす、

○第一章

【章旨】法術兩つながら帝王に欲くべからざるを言ふ、

【分段】分つて五大段とす、第一大段は章首より是不可程に至る、申商二子の優劣なきを言ふ、第二大段は人不食より皆養生之具也に至る譬を以て優劣なきを明にす、第三大段は今申不害より是人臣之所師也に至る、法術の性質を說く、第四大段は君無術より結末に至る、正面より法術の貴重なるを斷ず、

問者曰、申不害公孫鞅、此二家

天下之柄、齊民萌之度、甚未易處也、然所以廢先王之敎、而行賤臣之所取者、竊以爲立法術設度數、所以利民萌、便衆庶也、故不憚亂主闇上之患禍、必思以齊民萌之資利者、仁智之行也、憚亂主闇上之患禍、而避乎死亡之害、知明夫身、而不見民萌之資利者、貪鄙之爲也、臣不忍嚮貪鄙之爲、不敢傷仁智之行、先王有幸臣之意、然有大傷臣之實、（第二大段なり、）

【講說】韓非之に答へて曰く、僕は先生の說に就て明辯すべし、天下の政柄をして其當を得せしめ、人民の程度をして均一ならしむるは頗る實行に困難なり、左れども先生折角の忠告に背て僕の主義を行ふ所以は他なし、愚意を以てせば法度術數の設たる國家民衆の利便を致すべき手段なり、故に闇愚暴戾なる君主の害迫をも憚らず民衆の利益を普及せんとするは仁者智者の行爲にして亂君闇主の誅罰を恐れて死亡の害を逃れ、己一身のみの禍福を明にするを知て人民の利益を眼中に置かざるは貪夫鄙夫の行爲なり、僕は貪鄙の所爲に出づるに忍びざるが故に仁智の所行を害するを欲せず、先生は僕を愛するの意あるも、實際は反て僕を誤るに同じければ敢て高論に從ひ難しと、

【字解】〔明〕是非を辨ずるなり、〔萌〕郡外の民なり、〔資利〕利益と云ふが如し、〔幸〕愛なり、

槩論

韓非は刑名法術を以て主義となすが故に古來皆殘酷の人なりと爲さゞるはなし、然れども刑名法術は其手段にして目的に非ず、彼の目的は民衆の利便にあり是を以て自ら任ずるに仁智の行を以てす、曰く立法術設度數所以利民萌也と、又曰く必思以齊民萌之資

○堂谿公謂韓子

【篇旨】社會民人の爲に禍害を顧ざるを言ふ、
【分段】是れ亦主客の言に從つて二大段に分つ、

堂谿公謂韓子曰、臣聞服禮辭讓、全之術也、修行退智、遂之道也、今先生立法術、設度數、臣竊以爲危於身而殆於軀、（第一小段、虛論）何以效之、所聞先生術曰、楚不用吳起而削亂、秦行商君而富彊、二子之言已當矣、然而吳起支解、而商君車裂者、不逢世遇主之患也、逢遇不可必也、患禍不可斥也、夫舍乎全遂之道、而肆危殆之行、竊爲先生無取焉、（第二小段）

（例證 第一大段なり、）

【講說】堂谿公韓非に告げて曰ふ、吾が聞く所に據れば禮を行ひ謙遜するは身を全うする手段にして、行を檢束し智慧を出さゝるは生を遂ぐるの方法なり、然るに今先生は法律を主張し術數を鼓吹し玉ふ故に余は竊に先生の身を危すべき事と思はるゝなり、何を以て斯く言ふとなれば、先生の術を述べられし中に楚は吳起を用ゐざりしが爲に土地は割かれ國家は亂れ、秦は商君を用ゐたるが爲め富國强兵を得たりとの語あり、吳起商君の言說は皆實効を奏せしに非ずや、然るに吳起は肢體を切り離され、商君は車裂の刑に處せられたるが、是は時節に逢はず明君に遇はざりしが故なり、機會を得ることは確實ならず從つて禍は避け難し、今の時世に法術を提げて起つは安全無難の道を舍てゝ危險の行爲を恣にする者と謂ふべく、先生の爲に不利益と存ぜらるゝと、

【字解】〔服〕は行ふ、〔危於身而殆於軀〕身軀を危殆すと云ふに同じ析字法の書き方なり、〔効〕明にする、〔秦行商君〕行は猶ほ用ゆると云ふが如し、〔支解〕四支を切り離すの刑、

韓子曰、臣明先生之言也、夫治

なる次第なるやと、

【字解】〔徐渠田鳩〕 田鳩は外儲說上に出づ、徐渠は其弟子ならん、〔襲〕 重ぬる、歷任なり、〔陽成〕 成は城の字なるべしとの說あり、〔明將〕 明は名と通ず、〔措〕 置なり、此れにても通ぜざるに非ず、然れども下の本文に據り、試の字となすに若かず、〔毛伯〕 集解は毛を屯の誤とす、屯伯は一屯の長なり、增讀及び校注は卒伍の訛とす、〔關〕 由るなり、

田鳩曰、此無他故異物、主有度。上行術。之故也、且足下獨不聞楚將宋觚而失其政、魏相馮離而亡其國、二君者驅於聲詞、眩乎辯說、不試於毛伯、不關乎州部、有失政亡國之患、由是觀之、夫無毛伯之試州部之關、豈明主之備哉、（第二大段なり、）

【講說】田鳩答へて曰く右は別段異りたる理由あるに非ず、其君法を守つて術を行ふの致す所なり、且つ楚が宋觚を將軍に任じて國政宜しきを得ず、魏が馮離を宰相に任じて亡國の禍を招きたるは足下も聞かざることあらじ、楚魏の君は言論辯說に引入れられて之に惑ひ、二人を文武の下役に試みずして直ちに大臣大將としたればこそ、失政亡國の害を免れざりしなり、是に由て觀察せば下官の經歷なしに人を用ゆるは明主の用心と謂ふべからず、

【字解】〔異物〕 物は事なり、〔驅〕 左右せらるゝなり、〔聲〕 言なり、

槩論

平正の見、實際の論なり、津田鳳卿曰く、堯の舜に於ける尙ほ之を百揆大籙に試む、況や其他に於てをや、之を卒伍州郡に試み、而して後將相に至る開國の君皆然りと、蓋し韓非の所論としては可なく不可なき者なり、

文評

凡そ韓非の文、議論の奇ならざる者文も亦從つて奇なし、此篇の如き是なり、唯だ「主有度上行術」の一句、全文の骨子となり前後を支柱し纔に能く散漫の失を免るゝのみ、

ふ、是れ堅白総に合して一となるべからざるなりと、無厚は鄧析の説、天は人に於て厚きなく、君は民に於て厚きなく、父は子に於て厚きなく、兄は弟に於て厚きなきなり云々、〔憲〕法に外ならず懸けて人に示すより憲と云ふ、

槩論

此れ姦劫弑臣篇の略説とも謂ふべき者にして人主の學者を重んじ法家を疎んずることを憤慨して作りたる者、太牢の餘味も已に殘羹冷杯となつては復た賞するに足らず、

文評

一篇の中堅たる射術の喩は外儲說に見ゆ、一讀遼豕の觀あり、其他の部分も亦平凡にして奇抜の處なし、要するに韓文中の竹頭木屑なり、

問田

【篇旨】此れ本書の第四十二篇なり、篇首の「問田鳩」を折取して名となす、

此篇の主意一貫せず、截然として全く聯絡なき兩片の文字より成る、即ち一は徐渠と田鳩の問答、一は堂谿公と韓非の問答是なり、故に今分つて之を講ず、

○徐渠問田鳩

【篇旨】人君の人を重任するや、必ず先づ之を小官微職に試み然る後登庸するを言ふ、

【分段】分つて二大段とす、問答各一大段を成す、

徐渠問田鳩曰、臣聞智士不襲下而遇君、聖人不見功而接上、今陽成義渠明將也、而措於毛伯、公孫亶回聖相也、而關於州部、何哉、（第一大段なり、）

【講說】徐渠の田鳩に問ひけるやう、僕の聞く所に據れば智者又は聖人は卑き地位を踐み功績を顯して後人君に親近して用ゐらるゝが如きことなく立どころに大臣大將ともなる者なりと、然るに今陽成義渠は明將なるも出身の初は屯長に試られ、公孫亶回は聖相なるも其昇進は地方の小吏を經由せり、是は如何

とあらず、然れども之が爲に其人を弓の上手と謂ふを得ざる者は一定の標準なきが故なり、左れば五寸の的を立て十歩の距離より之を射るに、羿や逢蒙の如き達人に非ざれば百發百中を得ざるは目的物が一定すればなり、是故に目的物一定せば羿逢蒙が五寸的に射中つるも巧となし、目的物一定せざれば無闇に矢を放つて極小の物に射中つるも拙となす、之と同じく臣民の言行を鑒定するにも功用を以て目的とせざるべからず、然らざれば其言ふ所如何に明察なるも其行ふ所如何に堅固なるも、亦前の譬にある妄發の話と同一の理にして必然的の者に非ず、從て稱するに足らざるなり、

【字解】外儲說に在り、〔彀〕ゆごろ、

是以亂世之聽言也、以難知爲察、以博文爲辯、其觀行也、以離群爲賢、以犯上爲抗、人主者說辯察之言、尊賢抗之行、故夫作法術之人、立取舍之行、別辭爭之論、而莫爲之正、是以儒服帶劍者衆、而耕戰之士寡、堅白無厚之詞章、而憲令之法息、故曰上不明則辯生焉、』第五大段なり、

【講說】右の次第なるゆゑ、亂世に於ては人の言を聽くに知り難き事を述るを察とし、引證の多きを辯となし、人の行を觀るに、社會に異りたるを賢とし、政府を犯すを高しとす、而して人君は謂はゆる辯察の議論、賢高の所爲を悅ぶが故に、彼の法術家の如きは人君の爲に行の取舍すべき區別を立て、舌端にて是非を爭ふ空論を指示すも人君之を判定して採用せず、其結果儒者俠客の徒のみ多くして耕作戰鬪の士少く、堅白無厚の說流行して禁令等の法は行はれず、故に上不明なれば則ち辯生ずと曰へるなり、

【字解】〔離群〕群は衆人、〔抗〕高なり、〔作法術〕作は用ゆる、〔辭爭〕言辭の末を以て眞理を爭ふなり、〔正〕裁決なり、〔堅白無厚〕堅白は公孫龍の說、曰く堅と白と石と三、可か曰く不可、二可か曰可、謂ふは目石を視る、但だ白を見其堅を知らず、之を白石と謂ふ、手石に觸る、則ち其堅を知る、而して其白を知らず、則ち之を堅石と謂

り、

【字解】〔言行而〕 而は之の字と通用す、論語に「君子恥其言而過其行」とあるは其例なり、〔軌〕 依なり、〔揣〕 量るなり、〔無以訟〕 此上必す三字脫せしこと、思はる、然れども本文の儘にても意義に差支なし、

亂世則不然、主上有令、而民以文學非之、官府有法、民以私行矯之、人主顧漸其法令而尊學者之智行、此世之所以多文學也、『第三大段なり、』

【講說】亂世に至ては則ち然らず、君主令を發すれば人民學問上より之を誹り、官府法を設くれば人民自由行動を以て之を曲ぐ、然るに人君は反て其法令を賤しみ學者の智行を尊ぶが故に世人は學問を重んじ從て橫議の風を長ずるなり、

【字解】〔顧〕 反てなり、〔漸〕 翼毳は侵と解し、校注は張用賢注亟に文選諷諫の詩の李善注を引き沒と解す、片山兼山は賤の字の訛とす、漸淺同音なる上、下の尊と對するが故に、此說從ふべし、〔文學〕 學問と云ふに同じ、〔多〕 すぐるれたりと爲すなり、

夫言行者以功用爲之的彀者也、夫砥礪殺矢、而以妄發、其端未嘗不中秋毫也、然而不可謂善射者、無常儀的也、設五寸之的、引十步之遠、非羿逢蒙不能必中者、有常也、故有常則羿逢蒙以五寸的爲巧、無常則以妄發之中秋毫爲拙、『第一小段譬喩』今聽言觀行、不以功用爲之的彀、言雖至察、行雖至堅、則妄發之說也、『第二小段』『第四大意一段なり、』

【講說】夫れ言行の目的とする所は功用なり、今獵師の用ゆる殺矢の鏃を砥石に掛けて礪ぎすまし、向見ずに射出さば矢先が秋毫ほどの小さき物に中らざる

ざる原因を言ふ、第三大段は亂世則不然より此世之所以多文學也に至る横議の生ずる原因を言ふ、第四大段は夫言行者より則妄發之說也に至る、功用なき說の取るに足らざるを言ふ、第五大段は是以亂世之聽言也より結末に至る、學者と法士との取舍を誤るを言ふ、

或問曰、辯安生乎、對曰、生於上之不明也、問者曰、上之不明因生辯也何哉』第一大段なり、

【講說】或人問ふ元來世論は何に由て生ずと、之に答へて曰ふ、君主の不明に由て生ずと、復た問ふ君主の不明に由て世論の生ずるは如何なる理由なりやと、

對曰、明主之國、令者言最貴者也、法者事最適者也、言無二貴、法不兩適、故言行而不軌於法令者必禁、其無法令而可以接詐應變、生利揣言者、上必采其言而責其實、言當則有大利、不當則有重罪、是以愚者畏罪、而不敢言、智者無以訟、是所以無辯之故也』第二大段なり、

【講說】答へて曰く、明君の臨御する國に於て、命令は言語の最も重なる者、法律は行爲の最も適當なる者なり、言語は命令の外に貴きものなく、君上の令する所は臣民私に議せず、行事は法律の外に適せしものなく、私は公に勝たざるが故に法令に依らざる言行は國政の禁ずる所にして、若し法令の明文に洩れ、而して其言が外國の詐に當り國家の變に應じ或は利益を興し或は事業を量る者なれば君主は其言を採用して之が實効を責め、果して其言の如くならば厚賞を與へ其言の如くならざれば之を重罪に處するを以て愚者は罪を畏れて敢て言はず、智者は敢て私議を立てゝ是非を爭はず、是れ明主の國に横議なき理由な

第二章愼子の譬中一面の眞理を是認し姑く寛筆を用ゐ、「夫有雲霧之勢」より以下彼の論の缺典に乘じて直ちに筆鋒を擬するや語勢頗る急、擒縱抑揚、自然に備る、「夫勢者便治而利亂者也」の一語は即ち全章の論據にして凡手ならんには之を冒頭に掲ぐべきを反て中腹に之を出せしは前後の波瀾を養成する所以なり而して語末の「夫堯舜亦治民之王良也」は一句を以て正喩を湊合して斷案とせし者なるが、崛然として止む處、力屈鐵の如し、

第三章は全篇の神髓にして位地より言へば大殿なるも實質より言へば中堅なり、故に立論の精なる、布局の大なる、亦自ら前二章の上に出づ、先づ勢の字を分析して己の執る所を明にし、而して後「賢何事焉」を以て主意を微露し、矛盾の譬を以て賢勢を分離するの手段を取れる、用意周匝と謂ふべく、「且夫堯舜桀紂千世而一出」の一段に至り大に得意の伎倆を放て跌宕頓挫の勢を極め筆舞ひ墨飛ぶの槩あり、謂はゆる毫髮遺憾なき者、以下客の引きたる王良の譬を反對に利用して賢者の待つを得ず恃むに足らざるを論ずる間に於て別に越人の譬を以て更に一層を補ふ、是を喩中の喩と謂ふ錯綜の致ある所以、又客の極端論なるを指摘するや飴蜜苦菜の一喩にして足る、簡にして盡くと謂はざるを得んや、

舊注の評に曰く枝葉扶蘇、縱横變化、文已に奇偉、事理亦盡す、先秦の文此の如し、

孫鑛の評に曰く文自ら奇特且つ感慨あり、

問辯

【篇旨】此れ本書の第四十一篇なり、辯は學者の橫議にして法治に反對する者、或人の問を設け問答體を以て橫議の生ずる所以を明にせしが故に問辯と名づけたるなり、其主意は君主不明にして學者を好み法士を疎んずるが爲め、自然文學の勢力を增し此の如き結果を來すと謂ふに在り、

【分段】凡そ五大段に分る、第一大段は篇首より因生辯何哉に至る、疑問を掲ぐ、第二大段は對曰明主之國より此所以無辯也に至る、橫議の生せ

に異れり、是に於てか變則の辯護論成る、是れ其意辯護に在らずして自說鼓吹に在ればなり、

彼は勢を分つて自然的人爲的の兩種とす、前者は位にして後者は法なり、而して自然的勢は言ふの必要なしと言へる以上、彼の議論は最早主客の爭圈より逸出せし者と謂はざるを得ず、彼は已に法を以て勢となし、而して勢と賢との効無効、要不要を比較して賢の勢に若かざるを論定す、是れ彼の法律萬能論の一片にして機會あれば則ち必ず此れに言到せざるなし、勢の定義が愼子と客とに同じきも異るも固り問ふ所に非ず、故に此篇を討論として觀る時殆ど體を成さずと雖も、之を獨立の議論として觀るときは亦自ら一種の眞理あり、堯舜の理想とすべくして實現し難きを示して聖君の待つべからざるを道ふが如き、又必ず聖君を要するに及ばざるを道ふが如き腐儒の迷夢を覺醒するに足る者あり、然れども法は死物なり自動的の物に非ず之を用ゆるは人に在り、中材の君主果して能く之を維持するの資格ありや、果して能く之を活用するの能力ありや、韓非の法を見て人を見ざるは亦一端の論たるを免れず、

文評

『難勢』の一篇、其議論の體裁より言へば愼子の持論、客の反對論、韓非の辯護論より成るも本と是れ一貫せる文字にして各章は其段落に過ぎざれば若し獨立の者として別々に評隲する時は全體の妙を沒するの恐なしとせず、然れども各章亦自ら特色を有するが故に須らく合觀分觀以て結構の在る所と筆力の存する所とを知るべきなり、賴山陽は此篇を以て韓非子中壓卷の文字となせしが、其果して壓卷なるや否は姑く置き少くとも『五蠹』篇と軒輕を爭ふべき傑作なる事は勿論なり、蓋し彼は雄大、此は奇崛、彼は天風海濤の如く此は巉巖孤松の如し、

第一章先づ一個の發語辭を置かず突然龍蛇の譬を以て起り已に大意を包括して其中に在り、兩處の結束、初は上句勢位、下句賢智、終は上句賢智、下句勢位、共に也の字を用ゐ略ぼ同一の語勢なれども一順一逆を以て之を出す處何ぞ孟子の首章に似たる、見よ第一束には「王何必曰利、亦有仁義而已矣」と曰ひ、第二束には「王亦曰仁義而已何必曰利」と曰はずや、先秦の古法自ら此の如きか、

れば何とて昔の王良を待つの必要あらんや、且つ論者の意見の如くならば王良に御せしめざるときは則ち臧獲に御せしめて仕損ずることゝなり、堯舜に治めしめざるときは則ち桀紂に治めしめて亂ることゝなる、是れ飴や蜜の如き極めて甘き者を食はざれば則ち苦菜亭歴の如き極めて苦き者を食はざるべからずと云ふに同じ、

此の如き意見は何程辭を費すとも理に違ひ術を失へる極端の論に過ぎず、何を以て道理ある愼子の言を非難するを得んや、客の議論は未だ此論に言へる所に想ひ到らざる者なり、

【字解】〔粱〕 好粟なり、〔馭〕 御に同じ、〔置〕 傳馬宿次なり、〔苦菜〕 にがな、〔亭歴〕 なづなの類にして亦苦味なる物一名大室、又大適と云ふ、〔兩末〕 末は端なり、兩極端を謂ふ、

槩論

韓非は事の必然的なるを取て偶然的なるを取らず、聖賢の君位に在るは偶然にして法度の國を治むる効力は必然なり、故に中材の人君を以て標準とし法度を以て治國の要道となし、以爲らく苟も法度を以て政治を行はば偶ま聖賢出づるあらんか意外の幸なり偶ま暴君出づるあらんか、一時の不幸に止るべし、法度の在る所、中材の君主にして足れり、而して歷代の君主十に八九中材なることは事實なれば益す法度を恃むの萬全なるに若かずと、此れ本篇の大眼目なり、乃ち愼子の說を以て主題となすも、其實愼子の說を假り更に又難者の論を假て自家の意見を發揮せしに過ぎず、故に表面より觀れば愼子の說を脩補し辯護したる觀ありと雖も論旨に至ては別に一境を闢いて面目を革めたる者と謂はざるを得ず、盍ぞ試に勢の字に就て意義の異る點を觀ざる、愼子の謂はゆる勢は位を指せる者にして客の謂はゆる勢も亦位を指せり、愼子は以爲らく位の在る所不肖も以て賢者を制すべきが故に賢は位に及ばざるなりと、是れ制裁力の強き點より位を尊べる議論に非ずや、客は以爲く位は治亂兩端の結果を生ず賢者に非ざれば位ありと雖も治世を致す能はずと、是れ天下の利害上より賢を尊べる議論に非ずや、然らば則ち韓非たる者愼子に代つて客を反駁するに當り宜しく制裁力と利害とを比較して制裁力の利害より重要なることを示さゞるべからず、然るに彼は立場に於て發案者に同じく爭點に於て反對者に同じく、問題の解釋に於て雙方

吾不以爲然、夫待越人之善海游者、以救中國之溺人、越人善游矣、而溺者不濟矣、夫待古之王良、以馭今之馬、亦猶越人救溺之說也、不可亦甚矣』（第一小段、堯舜王良の恃むべからざるを言ふ、）夫良馬固車、五十里而一置、使中手御之、追速致遠、可以及也、而千里可日致也、何必待古之王良乎』（第二小段、王良堯舜の必要なきを言ふ、）且御非使王良也、則必使臧獲敗之、治非使堯舜也、則必使桀紂亂之、此味非飴蜜也、必苦菜亭歷也』（第三小段、客の論意を抽て之を示す、）此則積辯累辭、離理失術、兩末之議也、奚可以難夫道理之言乎哉、客議未及此論也』（第四小段、客の論の誤謬なるを斷定す、）（第四大段なり、）

【講說】今之を譬へんに、食に餓ゑたる者が上等米や肉類の手に入るまで百日も食はずして之を待たば餓死すべし、今日の人民を治むるに堯舜の出世を待つは粱肉を待て、餓を救はんとすると同樣の話なり、又論者は良馬を堅牢の車に駕し、奴婢に御せしむれば乘り廻すことも出來ずして人に笑はれ、王良に御せしむれば千里の路を馳すべしと曰ふも余は之を尤と思はざるなり、譬へば中國の人水に溺れたる時、海水の游泳に巧なる越國の人を待つが如し、越國の人は善く泳ぐことは泳げども溺者は救はれまじ、古の王良を待て今の馬を御せしめんとするは、越人に中國の溺者を救はしめんとすると同樣の話なり、不條理も亦甚し、

夫れ良馬固車を用ゆるに五十里に一箇所の宿次を設け普通の御者に御せしめば速力なり距離なり強て及び難きに非ず、日を經れば千里の路も達すべし、左す

へば殆ど同時並立てる同樣なり（但し唯一にして空前絶後なりとの意を奇怪に說明したるなり）然るに世の君主にして中等なる者に至つては相繼で出で決して絶ゆることなし、吾が勢を論ずる所以の目的たる君主は即ち此の中等の君主なり、中等の君主は上は堯舜の善に及ばず下は桀紂の惡を爲さゞる者にして法度を守り勢位に處れば天下治り、之に反すれば天下亂る、即ち法度勢位さへあらば萬全の保證ある者なり、

然るに法勢を無視して堯舜の如き聖王を待つとせば其結果如何ん、成程堯舜が出づれば治まるべし、然れども前に言へるが如く堯舜は千代に一たび出づる位のものゆゑ、千代の間は亂世にして僅か一代の間治世を見る理なり、又法勢を持して桀紂の如き暴君の出づるまで持續するとせば其結果如何ん、桀紂は千代に一たび出づる位のものゆゑ、千代の間は治世にして僅か一代の間亂世に遇ふ理なり、

更に一歩を進めて論ずれば治世千代續きて一代亂世あると、亂世千代續きて治世一代あるとは猶ほ二人駿馬に乘て反對の方向に馳するが如く其距離たる甚だ遠しと知らずや、誠に雲泥の相違なり、

器械を用ゐず尺度に據らずして車を造らんとせば縱令奚仲の如き名手と雖も片輪をも製出する能はざるべし、之と同じく人を獎勵するの恩賞なく人を威制するの刑罰なく法勢を外にして世を治めんとせば、堯舜が戸毎に說き人每に辯じたりとて僅か三戸の村をも治むる能ふまじ、左れば勢の用ゆべき價値あるや亦明白なり、然るに是非とも賢智を要すると云ふは違へり、

【字解】〔比肩隨踵〕肩を並べ踵を接する、〔治者〕君主を謂ふ、〔驥騏〕駿馬、〔隱括〕匠工の用具曲を揉むるを檃と曰ひ、角度を正しくするを括と曰ふ、〔奚仲〕夏禹の時の車工、

且夫百日不食、以待粱肉、餓者不活、今待堯舜之賢、乃治當世之民、是猶待粱肉而救餓之說也、夫曰良馬固車臧獲御之、則爲人笑、王良御之、則日取千里、

ざるなき矛とを名義となすも、右は兩立できざる也、夫れ賢者と勢と一致するは偶然的なるが故に群下の惡を禁ずる能はず、然るに勢の道に於ては必然的にして惡事を禁ぜざる所なし、禁ず可らざると、禁ぜざるはなきとは矛盾と同樣の理なり、左れば賢と勢と兩立せざるは亦明白ならずや、

【字解】〔客曰〕衍文なり、〔陷〕刺して穴を明けるなり、

且夫堯舜桀紂千世而一出、是比肩隨踵而生也、世之治者、不絕於中、吾所以爲言勢者中也、『第一小段、中主を標準として論を立つるを言ふ、』中者上不及堯舜、而下亦不爲桀紂、抱法處勢則治、背法去勢則亂、今廢勢背法而待堯舜、堯舜至乃治、是千世亂而一治也、抱法處勢而待桀紂、桀紂至乃亂、是千世治而一亂也、『第二小段法を守れば桀紂の外亂る、事なきを言ふ』且夫治千而亂一、與治一而亂千也、是猶乘驥駬而分馳也、相去亦遠矣』第三小段、堯舜を待つと中主の法を守ると利害の異るを言ふ、夫棄隱括之法、去度量之數、使奚仲爲車、不能成一輪、無慶賞之勸、刑罰之威、釋勢委法、堯舜戶說而人辯之、不能治三家、夫勢之足用亦明矣、而曰必待賢、則不然矣』第四小段、法制を用ゐざれば賢者も無能なるを言ふ、——第四大段なり、

【講說】且つ堯舜の如き聖王、桀紂の如き暴君は、千年の久しき間に一たび出づるに過ぎず、前の堯舜桀紂と、後の堯舜桀紂とは、時代より言へば千年を隔つれども其間同等の人物なきことゆゑ、人物の上より言

にして君位に在るときは、下に十人の堯舜ありとも治むる能はざる所以は他なし勢亂るゝが故なり、（勢即ち位は桀紂に固着して亂世的性質なるが故なりとの意）故に古人も勢の治的なる場合は亂さんとしても亂れず、勢の亂的なる場合は治めんとしても治まらずと曰へり、右は自然的のことなり、人の隨意に製造を得る勢とは異れり、吾が論ずる所は人の製造を得る勢を指すに過ぎずと知るべし、人の製造を得る勢なる以上、何ぞ賢者の入用あらんや、

【字解】〔自然〕自然の勢とは人君の位其物を謂ふ、君は放廢死亡の場合あれども、君位其物は人の自由になす能はざる所にして先天的なりとの觀念より自然と名づけしなり、〔無爲〕無益と云ふが如し、〔人之所設〕人爲の勢とは法度なり、〔故曰〕商子定分篇の語、古人の語を引けるが故に故曰と云ふ、〔人之所得勢也而已矣〕得の下に設の字を脫したるなり、宜しく補て觀るべし、

何以明其然也、（第一小段自問を設け說明の端緒を開く）客曰、人有鬻矛與楯者、譽其楯之堅、物莫能陷也、俄而又譽其矛曰、吾矛之利、物無不陷也、人應之曰、以子之矛、陷子之楯何如、其人不能應也、以爲不可陷之楯、與無不陷之矛爲名、不可兩立也、（第二小段物の兩立せざることを喩ふ）夫賢之爲勢不可禁、而勢之爲道也、無不禁、以不可禁之勢、與無不禁之道、此矛楯之說也、夫賢勢之不相容、亦明矣、（第三小段、賢勢兩立せざるを言ふ）第三大段なり、

【講說】何を以て其理由を證明するとなれば左の如し、楚の人に矛と盾とを賣る者あり其盾の堅牢なることを譽めて如何なる物にても突き破ること叶はずと言ひしが忽ち又其矛の譽めて、吾矛の鋭利なる如何なる物にても突き破れざることなしと曰へり、或る人其辭に附て言ひけるは、然らば汝の矛にて汝の盾を突き破らんとせば如何樣なことになるぞと、賣手は返事出來ざりけり、彼れ突き破れざる盾と突破ら

愼子は勢を以て君主が其力に倚り官を治むるに足るべき者とせるに、客は賢能を待て始めて治まると曰へり、客の議論の如きは相違せり、

【字解】〔其人〕愼子を指す、〔客〕初め愼子に應じたる人、

夫勢者名一而變無數者也、勢必於自然、則無爲言於勢矣、吾所爲言勢者、言人之所設也、『第一小段己の謂はゆる勢の性質を明にす、今曰堯舜得勢而治、桀紂得勢而亂、吾非以堯舜爲不然也、雖然非一人之所得設也、第二小段、客の謂はゆる勢は自然的の性なるを言ふ　夫堯舜生而在上位、雖有十桀紂不能亂者勢治也、桀紂亦生而在上位、雖有十堯舜而亦不能治者勢亂也、故曰、勢治者則不可亂、而勢亂者則不可治者、此自然之勢也、非人之所得設也、若吾所言、謂人之所得勢也而已矣、賢何事焉、』第三小段己の謂はゆる勢に於ては、賢を要せざるを言ふ、』第二大段なり、

【講説】夫れ勢と云ふ者は其名は一なれども實際變化の限無き者なり、然るに其中の一なる自然的の勢のみを問題として解決するならんには勢を論ずる必要なし、君が論ずる所の勢は人の設けたる勢を意味するなり、今客は堯舜が勢を得て天下治まり、桀紂が勢を得て天下亂ると云ふ、余も堯舜の人と爲りが此の如き結果を來すべき者なることを否定するには非ず、去りながら客の謂はゆる勢は吾位にして一人の力にて設くることを得る者ならず、即ち自然的にして余の謂ふ所の勢とは同じからず、

夫れ堯舜生れながらにして人君の位に在るときは、下に十人の桀紂ありとも亂す能はざる所以は他なし、勢治まるが故なり(勢即ち位は堯舜に固着して治世的性質なるが故なりとの意)桀紂も亦生れながら

語は專ら勢其物が天下を治むるに足ることを言へり、果して然らば彼の智識の程度たる淺薄なるぞかし、試に之を譬へんに、如何なる駿足の馬堅牢の車なりとも、馬を扱ふ能力なき奴婢に乘り廻さしめば物笑となるべく、王良の如き達人之を御するときは一日に千里の路を捗るべし、車馬は同一なれども或は千里を馳せ或は人に笑はるゝとすれば巧と拙とは非常の相違なりと知るべし、

今國を車とし、勢を馬とし、號令を手綱とし、刑罰を鞭策として、堯舜に之を御せしむれば天下治まり、桀紂之を御せば天下亂るとすれば賢と不肖とは非常の相違なりと知るべし、

車馬は王良に非ざれば實用をなさず、人民は堯舜に非ざれば治まらず、然るに遠路を疾驅せんと欲しながら御者の達人に任すことを知らず、利に就き害を除かんと欲しながら賢能の士に任ずるを知らず、愼子の如きは類を推して物を考る智慧なき弊なり、知らずや堯舜は民を治むる點に於て王良なることを、

【字解】〔語〕 愼子の語なり、韓非子考には衍文とす、〔良馬固車〕 勢位に喩ふ、〔臧獲〕 奴婢の賤稱、不肖者に喩ふ、〔王良〕 趙簡子の御者御術の名手、賢者に喩ふ、〔以國位爲車〕 位の字群書治要に從つて删る、〔策〕 箠に同じ竹製の鞭、〔追速〕 疾走する動物などを追ふと、

解

【分段】五大段とす、第一大段は章首より客曰必待賢乃治則不然に至る、先づ愼子と客との兩說に就て賛否を斷言す、第二大段は夫勢者名一より賢何事焉に至る、人爲の勢に於ては賢を要せざるを言ふ、第三大段は何以明其然也より夫賢勢之不相容亦明矣に至る賢と勢と兩立すべからざるを言ふ、第四大段は且夫堯舜より則亦不然矣に至る、勢の必要なる所以を言ふ、第五大段は且夫百日不食より結末に至る、客の議論の必然的ならざるを言ふ、

復應レ之曰、其人以レ勢爲レ足レ恃以治レ官、客曰、必待レ賢乃治、則不レ然矣』、第一大段なり、

【講說】今度は吾れ韓非愼子に代り客の論じて曰く、

とあり、不肖の人に勢力を得せしむるは虎に翼を添ふる道理なり、昔桀紂は高き物見場處を築き深き池を掘つて、之が爲に人民の生活力を涸し、炮烙の刑を設けて人民の生命を害せしが、此の如き亂暴狼藉の所行を逞うすることを得たるは君主の位地に伴へる威が之を助けたる、猶ほ翼の虎に於けるが如くなりしを以てなり、若し桀紂匹夫なりせば初より一事の惡行を遂げずして其身は刑戮に遇ひたるなるべし、左れば勢は虎狼の如き害心を養成し亂暴の所行を仕遂げしむる者に外ならず、即ち天下の大なる害物なり、

【字解】〔已〕勢を指す、此句は修辭學上の擬人法を用ゐ、主觀的に言ひたる者なり、然るに翼毳解詁等には已を之の字の誤とす、是れ文を解せざるの説なり、〔濟〕附加するの意、〔傅〕附なり、〔乘於勢〕位に置くを謂ふ、〔炮烙〕銅柱を火の上に架し之に膏を塗り、人をして渡らしむるの刑、〔南面〕君主、

勢之於治亂、本末有位也、而語專言勢之足以治天下者、則其智之所至淺矣、『第一小段、愼子の淺見を言ふ』夫良馬固車、使臧獲御之、則爲人笑、王良御之、而日取千里、車馬非異也、或至乎千里、或爲人笑、則巧拙相去遠矣、『第二小段、譬喩、巧拙の結果異ることを言ふ』今以國位爲車、以勢爲馬、以號令爲轡、以刑罰爲鞭策、使堯舜御之、則天下治、桀紂御之、則天下亂、則賢不肖相去遠矣、『第三小段正意、賢不肖の結果異るを言ふ』夫欲追速致遠、不知任王良、欲進利除害、不知任賢能、此則不知類之患也、夫堯舜亦治民之王良也、『第四小段、正喩混淆、治國は賢能に在るを言ふ』【第三大段なり】

【講說】勢は治亂に對して初より一定の位地なく、治まることあれば亦亂るゝこともあり、然るに愼子の

對の字を用ゐたれども應に反對の意あるに非ず、〔雲霧之勢〕雲霧の有する勢の意味に非ず、雲霧に於て實現せる勢を謂ふ、〔醜〕審度の多き貌、〔其人〕堯の如き桀の如き人、解詁には人のとすれども必ず然らず、

夫勢者非能必使賢者用已而不肖者不用已也、賢者用之則天下治、不肖者用之則天下亂、人之情性、賢者寡而不肖者衆、而以威勢之利濟亂世之不肖人、則是以勢亂天下者多矣、以勢治天下者寡矣、（第一小段、勢は治少く亂多き傾あるを言ふ、）夫勢者便治而利亂者也、故周書曰、毋爲虎傅翼、將飛入邑、擇人而食之、夫乘不肖人於勢、是爲虎傅翼也、桀紂爲高臺深池以盡民力、爲炮烙以傷民性、桀紂得成肆行者、南面之威爲之翼也、使桀紂爲匹夫、未始行一而身在刑戮矣、勢者養虎狼之心、而成暴亂之事者也、是天下之大患也、（第二小段、勢の危險なることを極論す、）第二大段なり、

【講説】夫れ勢なる者は賢者のみ之を用ゐ不肖者は之を用ゐぬと云ふわけに行かぬ者なり、而して賢者之を用ふるときは天下治まり、不肖者之を用ふるときは天下亂る、人の資質上賢者の少きに反して不肖者の多きは普通の有樣なるに、此の不肖人に威勢の利を附け加ふるとすれば勢を以て天下を亂る者は多くして勢を以て天下を治むる者少きは自然の結果なり、

夫れ勢なるものは治に便なると共に又亂に利なるものなり、左れば周書に、虎に翼を附け與ふる勿れ若し翼を附けなば村里に飛行き隨意に人を食ふべければ

勢也、雖然釋賢而專任勢、足以爲治乎、則吾未得見也、『第一小段勢のみにては世を治むべからざるを言ふ、』夫有雲霧之勢、而能乘遊之者、龍蛇之材美也、今雲盛而螾弗能乘也、霧醲而蟻弗能遊也、夫有盛雲醲霧之勢、而不能乘遊者、螾蟻之材薄也、『第二小段、勢を用ゆるは賢愚により能不能異るを言ふ、』今桀紂南面而王天下、以天子之威、爲之雲霧、而天下不免乎大亂者、桀紂之材薄也、『第三小段資格なき者勢の無益有害なる實例、』且其人以堯之勢治天下、何以異桀之勢亂天下也、『第四小段治亂均しく勢なるを言ふ、第一大段なり、』

【講説】或人愼子の説に反對して曰く、先生は飛龍の雲に乘り螣蛇の霧に遊ぶことを譬に引かれたるが、余と雖も龍蛇が雲霧と云へる勢に身を寄せざるとは謂はず、然れども賢を外にして專ら勢のみに任せ、其れにて世を治め得べきか、余は未だ此の如き事を見當らざるなり、見よ雲霧と云へる勢あつて其れに乘遊するを得るは龍蛇の本質が優れたればなり、蚓に至つて假令如何に雲が滃勃なりとも乘る能はず、蟻の如きは如何に霧が濃厚なりとも遊ぶ能はず、斯かる立派なる勢あるに乘遊の出來難きは蚓や蟻の本質が不完全なればなり、今桀紂は天下に南面して王位に在るなれば、天子たるの威力は卽ち彼の雲霧に外ならず、然るに斯ゝる勢ありながら天下の大亂を免れざるは、是れ桀紂の本質が不完全なればなり、更に一歩を進めて論ぜんか、堯の天下を治めたるも勢なれば桀の天下を亂りたるも勢のみ、堯桀兩樣の人に因て治亂を異にするも用ふる所は均しく勢にして何の異る所かあらん、

【字解】〔應愼子〕假に客を設けて愼子の對手とせしなり、應は他人の言を承けて是非に拘らず吾が說を以て之に對するなり、講義に反

【字解】〔愼子〕史記孟荀傳に愼到趙人とあり、荀子楊倞注には齊の宣王の時の處士とあり、〔騰〕一に螣に作る神蛇なり、〔螾螘〕蚓蟻に同じ、〔其所乘〕雲霧即ち勢を謂ふ、〔詘〕屈なり、

夫弩弱而矢高者、激於風也、身不肖而令行者、得助於衆也、『第一小段　助力の必要を言ふ

堯教於隸屬而民不聽、至於南面而王天下、令則行、禁則止、『第二小段引證

由此觀之、賢智未足以服衆、而勢位足以詘賢者也、』第三小段　結論　第二大段なり、

【講說】夫れ石弓の弱きに拘らずして矢の高く飛ぶは風に挑ね揚げらるゝ爲めなり、其人不肖なるに拘らずして命令の行き屆くは衆人の助を有するが爲めなり、堯が初人の奴僕に教を施せし時は誰も聽く者なかりしが、南面して天下に君臨するに及んでは命する所行はれざるなく禁ずる所止まざるなかりき、此れに由て觀察を下せば賢は衆を服するに十分ならず、之に反して勢位は賢者を屈するの力あり、

【字解】〔激〕太平御覽に乘に作る從ふべし、〔風〕勢位に喩ふ、〔教於隸屬〕隸屬は僕從なり、下文南面して天下に王たるに及びとあれば此處は堯が身分の賤しき時ならざるべからず、然るに堯の位地に就て何等の語なきは脫漏あるが如し、否れば其身隸屬の地に在て教を施すと解するより外なし、古文は往々此の如く解するを得るなり、而して下に民不聽とあれば是れ亦一說とすべし、物徂徠は「身官師たるを言ふ」と注すれども臆測を免れず、〔詘〕此れは原文缶に作る、然るに趙本に任の字に作りしより後來の諸本皆之に從へども全く妄意に改めたる者にして義理も稍や迂緩に流るゝが故に今兪曲園の說に從ひ缶を詘の誤として本文を正せり、

難

【分段】三大段とす、第一大段は章首より何以異桀之勢亂天下也に至る、勢に利害兩面あるを言ふ、第二大段は夫勢者より此天下之大患也に至る、不省者が勢を用ゆるの大害なるを言ふ、第三大段は賢者に非ざれば勢を用ゐて利を擧ぐる能はざるを言ふ、

應愼子曰、飛龍乘雲、騰蛇遊霧、吾不以龍蛇爲不託於雲霧之

辯護、賢智の偶然にして勢位の必然なるを言ふ、原注に云ふ此篇五反、首には賢人必ず勢を待て後行ふを言ふ、次轉は則ち勢必ず賢人を得て而して後用ゐらるゝを言ふ、三轉は謂ふ賢勢相反す、勢治まれば則ち不肖亂る能はず、勢亂るれば則ち賢者治むる能はずと、末又言ふ勢あれば則ち中主亦以て之を馭すべく賢勢を待たずと、諸子彙函には此れを以て王陽明の說となす、

案

【分段】全篇分つて二大段とす、第一大段は章首より而賢智之不足慕也に至る、賢智の勢位に若かざるを言ふ、第二大段は夫弩弱而矢高より而勢位足以詘賢者也に至る賢智の勢位に待つあるを言ふ、

愼子曰、飛龍乘雲、騰蛇遊霧、雲罷霧霽而龍蛇與螾螘同矣、則失其所乘也、（第一小段譬喩）故賢人而詘於不肖者、則權輕位卑也、不肖而能服於賢者、則權重位尊也、（第二小段）（正意）堯爲匹夫、不能治三人、而桀爲天子、能亂天下、（第三小段引證）吾以此知勢位之足恃、而賢智之不足慕也、（第四小段結論）第一大段なり、

【講說】愼子曰く、飛龍は雲に乘り騰蛇は霧に遊び神變を弄すれども、一旦雲消え霧晴るゝときは、蚓や蟻の如き凡蟲と均しく何の靈もなし、是れ其乘ずる所の雲霧を失ふが故なり、左れば賢人にてありながら愚人に屈するは權位の輕く卑しきが爲にして、愚人にてありながら賢者を從へるは權位の重く尊きが爲なり、堯は聖人なれども、若し匹夫ならしめば三人をも治むること能ふまじ、然るに夏の桀王は暗君なれども天子の位に在りしが故に、一人の力を以て天下の亂を引起せり、余は此等の理由に因り、勢位の十分恃むべくして賢智は慕ふべき價値なきを知ると、

故退壅臣、是加知之也、曰不加知、而使賢者、煬己、則必危矣、而今以加知矣、則雖煬己、必不危矣、第三大段なり、靈公が壅蔽を覺れる以上危からざるを言ふ、

【講說】此れに由れば侏儒が未だ謁見せざりし以前は靈公壅蔽を受けながら之を自覺せざりしが、已に謁見せし後は其言に因て壅蔽を自覺し壅蔽を行ふ臣下を退けぬ、是れ壅蔽に關して智識を加へたるなり、論者は智識も加らざるに賢者をして己を遮斷せしむるは危しと云ふも、今靈公は己に智識を加へたる以上、己を遮斷せしむるとも危きことなし、

槩論

案の主意は侏儒が壅蔽を諷せしに因り靈公が雍彌二人を退け司空狗を用ゐたりと云ふにあり、難の主意は靈公が壅蔽の臣を退けて賢者を用ゐたるも賢者必ず賢者に非ず、而して靈公は新に智識を增したるにも非ざれば眞の賢者なりとも壅蔽の害更に恐るべしと云ふに在り、解の主意は司空狗は眞の賢者なるが上に靈公は侏儒の言により以前知らざりし所の壅蔽を覺り新知識を加へたるが故に必ず危からずと云ふに在り、

文評

難四の文章は前三篇に比すれば槩して降格に屬し、着想と曰ひ造句と曰ひ、卑弱疏笨の失あり、獨り此一章は立意甚だ精深ならざるも用筆の屈折して纒繞せる自ら一種雋妙の致を存し、篇中に在て白眉を推すべきものとす、

韓非子卷十七

難勢

【篇旨】此れ本書の第四十篇にして勢を主題とせる討論なり、體裁は「難四」と同じく案と難と解との三部分より成り、案は卽ち愼子の持論、天下を治むるは勢に在て人に在らざるを言ふ、難は卽ち客の此れに對する駁論、善く人を用ゆるは人に在るを言ふ、解は卽ち韓非の愼子に於ける

或曰、屈到嗜芰、文王嗜菖蒲葅、非正味也、而二賢尙之、所味不必美、晉靈公說參無恤、燕子噲賢子之、非正士也、而二君尊之、所賢不必賢也、』第一大段なり、人の好惡と其物の善惡と必ず一致せざるを言ふ、

【講說】或人曰く、昔し楚の卿屈到は菱を食ふを好み、文王は菖蒲の酢漬を好みたるが、共に正當の食品に非ず、然るに此二賢が之を珍重せしに由れば人の美味とする所の者も美味とは定め難し、晉の靈公は參無恤に心醉し燕王噲は子之を賢とせしが、共に眞正の人物に非ず、然るに此二君が尊敬せしに由ば、人の賢士とする所の者も賢士とは定め難し、

非賢而用之、與愛而用之同實、誠賢而擧之、與用所愛異狀、故楚莊擧叔孫而覇、商辛用費仲而滅、此皆用所賢而事相反也、燕噲雖擧所賢、而同於用所愛』衛奚距然哉』第二大段なり、眞正の賢者を得ば愛する所の人物を用ゆると結果の異るを言ふ、

【講說】賢者に非ざる者を賢者なりと誤認して之を用ふるときは、單に愛する所の人物を用ふると實際に於ては同一なり、然れども賢者なりと意想して登庸せし人物が果して眞の賢者なりせば單に愛する所の人物を用ふると其狀を異にす、故に楚の莊王は叔孫を擧げて覇となり、商辛は費仲を用ゐて滅びぬ、此は双方とも己の賢とせし所を用ゐたるなれども一方は誤認して一方は的中せるが爲め斯く禍福相反せしのみ、又燕噲は己の賢とせし者を擧げたれども、眞の賢者に非ざりしが故に單に愛する所の者を用ゐたると同一の結果を來せり、而して本題の衛に至つては擧げし所の司空狗眞の賢者なれば何とて燕と一樣ならん、

則侏儒之未見也、君壅而不知其壅也、已見之後、而知其壅也、

子瑕而用司空狗、

此一章は略ぼ內儲說七術篇に出でたる者と同じく、唯だ公曰善より以下彼に無きのみ、講義は重を避け、茲には之を略す、

難

或曰、侏儒善假於夢以見主道矣、然靈公不知侏儒之言也、第一大段なり、靈公の處置侏儒の精神を得ざるを云ふ、

【講說】或人曰く、侏儒が夢に託して其君に道を諭せしは誠に殊勝なり、然れども靈公は侏儒の言を解せず、

去雍鉏退彌子瑕而用司空狗者、是去所愛而用所賢也、鄭子都賢慶建而壅焉、燕子噲賢子之而壅焉、夫去所愛而用所賢、未免使一人煬己也、第二大段なり、靈公人物の更迭を行ふも其弊依然たるを言ふ、

【講說】靈公が雍鉏を罷め彌子瑕を退けて司空狗を用ひしは、侏儒の言に鑑み己の愛する人物を舍てゝ賢人と思へる人物を用ひたるなれども、鄭の子都が慶建を賢と思ひて之が爲に壅蔽せられ、燕の子噲が子之を賢と思ひて壅蔽せられたると均しく愛する人物を去てゝ賢とする人物を用ひたるとて、一人己の前に立塞つて上下を隔絕する者あるは依然として免れざる所なり、

不肖者煬主、不足以害明、今不加知而使賢者煬己、則必危矣、第三大段なり、其害更に前より甚しきを言ふ、

【講說】不肖者が人主を遮斷したりとて其明察を妨ぐる恐れなきも、人主が以前より智慧の加はりしにもあらで賢者に己を遮斷せしむるは危險千萬なり、

解

反て越王勾踐をして覇を成さしめぬ、而して衛侯の放逐せられ、鄭の靈公の弑せられたるは諸師を殺さず子公を誅せざりし爲に非ず、未だ怒るべからざるに怒の色を見はし、未だ誅すべからざるに誅の心ありしを以てなり、若し當然怒るべきを怒つて人の心に忤はざらば怒を示すとて何の害あらん、

夫れ未だ位に即かざりし時に罪ありし者をば即位の後依然其罪を心に忘れずして之を誅せんとしたるは齊の胡公が亡ぼされたる源因なり、胡公の如く君を以て臣下に之を行ふも猶ほ後日の禍あり、況や臣として之を君に行ふをや、誅罰已に其當を得ざるが上に、必ず其敵を絶さんとするは天下を讐とするに同じ、左れば弑戮せらるゝも亦尤なる次第に非ずや、

槩論

案の注意は昭公の惡む所を知り、高伯の惡に報ゆる甚しきを言ふに在り、難の主意は昭公の惡に報ゆる甚しからざりしが爲め禍を招きたりと云ふに在り、解の主意は昭公は高伯の罪を宥すべきに宥さゞりしは讐を作る所以なるを言ふ、

文評

解の結末主客別なく晦澁甚し、

○第四　衛靈之時

案

衛靈之時、彌子瑕有寵於衛國、侏儒有見公者曰、臣之夢踐矣、公曰、奚夢、夢見竈者爲見公也、公怒曰、吾聞見人主者夢見日、奚爲見寡人而夢見竈乎、侏儒曰、夫日兼照天下、一物不能當也、人君兼照一國、一人不能壅也、故將見人主而夢日也、夫竈、一人煬焉、則後人無從見矣、或者一人煬君邪、則臣雖夢竈、不亦可乎、公曰善、遂去雍鉏、退彌

公は己れの渠彌を惡むことを知らしめ、直ちに罪を罰せずして其儘延引に及びしかば、渠彌は怨を含み誅を恐れて萬一の僥倖を賭するに至り之が爲め昭公は弑虐を免れざりしなり、右は昭公が惡人を處分することが手緩かりし故なり、

【字解】〔稽〕留むるなり、〔徼幸〕僥倖に同じ、

解

或曰、報惡甚者、大誅報小罪、大誅報小罪也者、獄之至也、獄之患故非在所以誅也、以讎之衆也、是以晉厲公滅三郤、而欒中行爲難、鄭子都殺伯咺而食鼎起禍、吳王誅子胥而越勾踐成霸、則衞侯之逐、鄭靈之弑、不以褚師之不死而子公之不誅也、以未可以怒、而有怒之色、未可誅、而有誅之心、怒其當罪、而誅不逆人心、雖懸奚害、夫未立有罪、即位之後、宿罪而誅、齊胡之所以滅也、君行之臣、猶有後患、況爲臣而行之君乎、誅已不當、而以盡爲心、是與天下爲讎也、則雖戮不亦可乎、

【講說】或人曰く、惡に報ゆるの甚しきものと言へば重刑を以て輕罪に施すことなるが、重刑を以て輕罪に施すことは此上もなき刑事裁判なり、斯かる刑事裁判の惡結果は本件の當否如何に非ずして對象たる人物の多數なるに在り、

是故に晉の厲公は郤氏三人を滅せしも反て之を讒言したる欒中行の亂を釀成し、鄭の子都は伯咺を殺せしも反て又食鼎の禍を招き、吳王は子胥を誅せしも

ざりしため褚師は亂を作せり、又子公が鄭君のスッポンの吸物を食ひしを怒りながら之を誅せざりしため、子公は之を弑せしなれ、

【字解】〔靈臺之飮〕衛侯の輒と云へる君、藉圃に靈臺を建築し諸大夫と酒宴をなせしに褚師は靴足袋の儘席に登りしかば公怒つて之を責めしに褚師答へけるやう、臣は足に疾あり少く人と異れり、君若し之を見玉はゞ定めて他人に告げ玉はん故に斯く足袋を脫がずと、褚師退出の時公は拳を擧げて必ず汝の足を切て見すべしと云はれければ褚師遂に亂をなし、衛侯は宋に出奔せり、事は左傳の哀公二十五年に見ゆ、〔食黿之羹〕黿はスッポンの大なる者、楚國の人黿を鄭の靈公に獻ぜし者あり、適ま公子子公は子家と共に公に謁見せんとする際なりしが、子公の食指プルプルと動きけり、子公の云ふ、是れまで此の如き事あるときは每も珍味に有附きたれば今日も定めて左樣ならんと、宮中に入りたる處、大膳職の者が丁度黿の料理する最中なりしかば二人は顏を合せて微笑を洩せり、公何故ぞと問はれしに、子家は有の儘を奏上せしが、公は諸大夫に黿を賜ふとき、意地惡くも子公を召ばれながら子公のみには與へざりき、子公も之を怨み鼎の中へ指を突き入れ汁を嘗めて退出す、公立腹の餘り子公を殺さんとせしに子公は子家と謀り遂に先へ廻つて公を弑せり、

君子之擧知所惡、非甚之也、曰知之若是其明也、而不行誅焉、以及於死、故曰、知所惡、以見其無權也、『第三大段なり、君子の說も亦此意味なるを言ふ、』

【講說】君子が昭公を惡む所を知ると云へる善く惡む心を遂げたりとせしにはあらず、此の如く明に其姦曲の人物なることを知りながら誅を行はずして反て之が爲に身を亡すに至りたることを謂へるなり、即ち惡む所を知ると稱して其君たるの權なかりしを示せしなり、

【字解】〔非甚之也〕甚の字恐くは誤あり、

人君非獨不足於見難而已、或不足於斷制、今昭公見惡、稽罪而不誅、使渠彌含憎懼死、以徼幸、故不免於殺、是昭公之報惡不甚也、『第四大段なり、昭公の渠彌に寬なりしを言ふ、』

【講說】人君たる者早く禍を察するの明なきのみに止らず、或は之を察するも果斷の足らざる者あり、今昭

也、君子曰、昭公知所惡矣、公子圉曰、高伯其爲戮乎、報惡已甚矣、

【講説】鄭伯高渠彌と云ふ者を擧げて卿となさんとせしに、鄭伯の子昭公は高を惡みしかば父君を諫めしも用ゐられざりき、其後昭公君となるに及び高は殺されんことを恐れ、昭公を弑して其子の亹を立てぬ、君子之を論じて昭公は善く惡むべき人物を知て之を惡めりと、公子圉は之を評して曰く、高伯は恐らく戮せらるべし、惡意に返報せしこと極端なりと、

【字解】〔鄭伯〕莊公なり、〔昭公〕太子忽なり、

難

或曰、公子圉之言也不亦反乎、昭公之及於難者、報惡晚也、然則高伯之晚於死者報惡甚也、

第一大段なり、昭公の復讎に遇ひたるは自業自得なるを言ふ。

【講説】或人曰く公子圉の説は如何にも理に外れたる者に非ずや、何となれば昭公が禍に罹りたるは惡に對する處置の晚かりしが爲なり、左すれば高伯が早く誅せられざりし爲め怨みに報ゆること甚しかりしなり、

【字解】〔惡〕報惡晚也の惡は惡人の惡、報惡甚の惡は怨の替字なり、

明君不懸怒、懸怒則臣懼罪、輕擧以行計、則人主危矣、故靈臺之飮、衞侯怒而不誅、故褚師作難、食黿之羹、鄭君怒而不誅、故子公殺君、

第二大段なり、昭公の心事を咎めたるを非とす。

【講説】明君は怒ることあるも之を臣下に示すことなし、之を臣下に示すときは臣下罪を懼れて機先を制すべし、若し輕々しく臣下を誅せんとすれば窮鼠猫を噬むの道理にて、人君反て危險なり、左れば衞侯が靈臺にて酒宴の砌褚師の無禮を怒りながら之を誅せ

責於未然而不誅昭昭之罪、此則妄矣』 第三大段なり、目前の罪を問はざるの妄なるを言ふ、

【講説】齊の伏在せる姦物も未だ知れざるに明白の亂臣たる陽虎の罰を行はず、未だ實現せざる罪を責めて何人も認めたる罪人を誅せざるは無法と謂ふの外なし、

今誅魯之罪亂、以威群臣之有姦心者、而可以得季孟叔孫之親、『鮑文之說、何以爲反』 第四大段なり、陽虎を誅する結果の及ぶ所を言ひ、鮑文の說を辯護す、

【講説】今魯の亂賊を誅せば群臣の姦心を蓄ふる者を畏れしむるのみならず、魯の三桓即ち季孫氏孟孫氏叔孫氏の歡心を得るに足る、此の如き好結果を來すを以て觀れば鮑文の說は何として理に違はんや、

槩論

案の主意は陽虎は危險人物なるが故に之を除くべしと云ふに在り、難の主意は齊國の群臣は未來の陽虎なるに之を舍てゝ陽虎を誅するは誤れりと云ふに在り、解の主意は世に善人あり惡人あり陽虎が惡人なりとて齊の群臣も亦皆惡人となすを得ず、縱令惡人なりと假定するも、之を威すが爲に一層陽虎を誅するの必要あり、又國交上に於ても利益なりと云ふに在り、

文評

陽虎を誅する利益を擧げたる中に「可以得季孟叔孫之親」の句は甚だ突出の嫌あるも、仔細に之を觀れば上文に「諸侯以國爲親」の句あり、是れ先づ伏線を設けたるものにして自ら關係あり、

○第三　鄭伯將以高渠彌爲卿

案

鄭伯將以高渠彌爲卿、昭公惡之、固諫、不聽、及昭公即位、懼其殺己也、辛卯弑昭公而立子亹

弟、而魯桓殺兄、五伯兼并、而以桓律人、則是皆無貞廉也』第一大段なり、人の善惡一律ならざるを言ふ、

【講說】或曰く、仁心ある者もあり、貪心ある者もあり、試に其例を擧ぐれば宋の公子目夷は太子の庶兄にして、宋君病みし時太子は目夷を立てんことを請ひ、宋君之を命ぜしも目夷の之を辭したるは、仁心ある者の證に非ずや、然るに楚の商臣が其父を弑せしは貪心ある者の證に非ずや、鄭の去疾が弟の公子堅に位を與へしは仁心ある者の證に非ずや、然るに魯の桓公が其兄を弑したるは貪心ある者の證に非ずや、五伯は兼并を事とし其首たる桓公は實に兄を殺せり、是れ貪心ある者の證に非ずや、然れども其實人の仁貪一ならざるに桓公を例に取り他の者も皆此の如しとせば世に貞廉の人なからん、

且君明而嚴、則群臣忠、陽虎爲亂於魯、不成而走入齊、而不誅、是承爲亂也』君明則知誅陽虎之可以濟亂也、此見微之情也』語曰、諸侯以國爲親』君嚴則陽虎之罪不可失、此無救赦之實也、則誅陽虎所以使群臣忠也』第二大段なり、陽虎を誅するの利を言ふ、

【講說】且つ君主明察嚴厲なれば群臣自ら忠を盡す、彼の陽虎魯に於て亂を起し失敗して齊に逃げ來りしを其儘誅せざるときは魯の亂を引受くるに均し、君明察ならば陽虎を誅するの一事が亂を防ぐに足ることを知る、此れ隱微を察するの本眞なり、諺に諸侯は他國との親交を大切になすと、左れば君主嚴厲なるときは魯國に對しても陽虎の罪を見逃すべきに非ず、此れは有罪を許さゞるの實なり、然らば則ち陽虎を誅することは群臣を警戒して忠ならしむるの道なり、

未知齊之巧臣而廢明亂之罰、

くる以上、一人として陽虎に非ざる者なからん、

事以微巧成、以踈拙敗、群臣之

【字解】〔殺其兄〕公子糾を殺せしを云、

未起難也、其備未具也、群臣皆有陽虎之心、而君上不知、是微而巧也、陽虎貪於天下、以欲攻上、是踈而拙也、必使景公加誅於拙虎、是鮑文子之説反也、『第二大段』なり、齊の群臣反て陽虎より恐るべきを言ふ、

【講説】凡そ事は隱密巧妙なれば成り踈漏拙劣なれば敗る、齊の群臣が尙ほ亂を爲すに至らざりしは其準備の未だ足らざる爲のみ、斯く群臣何れも陽虎の心あるに君主の氣附ざる處を以て觀れば隱微にして巧妙なるものなり、然るに陽虎が天下を欲望して上を攻めんとしたるは如何にも公然なれば踈漏にして拙劣なるものなり、鮑文子が之を知らずして無理にも景公をして此拙なる陽虎を誅せしめんとしたるは見當違の説なり、

臣之忠詐、在君所行也、君明而嚴、則群臣忠、君懦而闇、則群臣詐、知微之謂明、無赦之謂嚴、不知齊之巧臣、而誅魯之成亂、不亦妄乎、第三大段なり、齊君の不明なるを言ひ、以て鮑文子を駁す、

【講説】臣下の忠なると僞なるとは君の所行如何に在り、君明智にして嚴ならば群臣忠なるべく、君懦弱にして昏ければ群臣僞るべし、明とは隱微を見拔くを謂ひ、嚴とは罪惡を赦さゞるを謂ふ、今齊國に陰險巧妙なる臣下あるを知らずして、魯にて亂を成せし陽虎を誅せんとするは如何にも妄ならずや、

解

或曰、仁貪不同心、故公子目夷辭宋、而楚商臣殺父、鄭去疾予

解の一章筆路明暢ならず、蓋し君に係る事と臣に係る事との區別明ならざるを以てなり、故に講義は務めて語を足して意味を説明せり、

○第二　魯陽虎欲攻三桓

案

魯陽虎欲攻三桓、不剋而奔齊、齊景公禮之、鮑文子諫曰、不可、陽虎有寵於季氏、而欲伐於季孫、貪其富也、今君富於季孫、而齊大於魯、陽虎所以盡詐也、景公乃囚陽虎、

【講説】魯の陽虎三桓を攻めんとせしに力敵せずして齊に出奔しけり、齊の景公之を禮遇せし處鮑文子諫めて曰く甚だ宜しからず、陽虎は季氏の寵を受けしにも拘らず之を伐たんとなしたるは季氏の富を奪はんが爲めなり、今君の富は季孫に勝り君の國は魯よりも大なり、左れば陽虎の詐謀を以て君に身を寄せしのみと、景公此れに因て陽虎を囚へぬ、

【字解】〔鮑文子〕齊の卿鮑國なり、〔三桓〕魯の桓公の三子各家を成し世卿の位に在り、即ち孟孫氏叔孫氏季孫氏是れなり、

難

或曰、千金之家、其子不仁、人之急利甚也、桓公五伯之上也、爭國而殺其兄、其利大也、臣主之間、非兄弟之親也、刼殺之功、制萬乘而享大利、則群臣孰非陽虎也、（第一大段なり、齊の群臣皆陽虎の類なるを言ふ、）

【講説】或人曰く、諺に千金の家即ち金滿家に於ては主人は勿論其子に至るまで不仁なりと云ふことあり、是れは利を急務とする甚しきが故なり、齊の桓公は五覇の頭なるも、國を爭て其兄を殺せしは其利の大なるを以てなり、君臣の間は兄弟ほど親しき者に非ず、弑虐の結果大國を吾が自由になして大利を享

【講說】或人曰く君臣の制度たる、君は君の本分あり、臣は臣の本分あり、然るに臣下が其君の地位を奪ふ所以は勢兩立を得るに在り、故に君たる者己の本分取るべからざるに之を取るときは衆人又之を奪ふべし、臣たる者己の本分に於て取るべきものも一旦辭して後之を取るときは人民其儘之を與ふべし、此の理由により夏の桀王は嶓山の女を求め、殷の紂王は比干の心を求めたるが爲め天下の人心離叛せり、是れ其分に非ずして取りたる例なり、又湯は自ら其名を易へ、武王は人の罵詈を忍びて海內歸服し、趙咺は山に逃れ田成子は外僕となりて齊晉之に從へり、是れ其分を辭して後取りたる例なり、之を以て觀るときは湯武が王となり齊晉が君となりしは必ずしも君の位を奪ひしに非ず、彼れ其本分に於て當然君となるを得べく、是に於て竟に君と爲て其位に處りしのみ、

今君たるの資格なくして君の如き振舞をなす孫文子の如きは義に反し德に背く者なり、義に反するは事の敗るゝ原因にして、德に背くは怨を招く源因なるに、或人が其敗亡すべきを察せざりしは何事ぞ、

【字解】〔施〕設なり立なり、〔踦〕兩立を得ざるを謂ふ、〔桀求嶓山之女〕桀、嶓山を伐つ嶓山其二女を桀に致す、一を琬と曰ひ、一を琰と云ふ、太平御覽に汲冢紀年を引て之を載す、〔紂求比干之心〕比干殷の紂王を諫め三日の間退かざりしかば紂王怒て曰く、吾れ聞く聖人の心に七竅ありと、遂に心を剖て之を觀しと云ふ、〔湯身易名〕太平御覽に竹書紀年を引て云ふ、湯に七名ありと、太田方は曰く桀の名は履癸にして湯の名は履而して一名は乙、則ち是れ一は桀の名に觸れ一は夏の法に違ふ、蓋し是れを以て罪に抵り名を易へたる事ありしならんと、依田利用は竹書紀年に桀の二十二年商侯來朝す命じて履を夏臺に囚ふとあるを引き名を易へたるは此時の事なりとす、〔武身受詈〕喩老篇に出づ、〔趙咺走山〕咺は宣の誤、趙穿が晉の靈公を桃園に攻めたる時趙宣子出亡せしが國疆の山を出でざる中に反り來りし事左傳の宣公二年に見ゆ、此れ恐らくは此事ならん、〔田氏外僕〕田成子の齊より燕に出奔せし時の事、說林篇上に出づ、

槩論

案の主意は孫子が君を陵ぎ過を改めざるは身を亡ぼすの本なりと謂ふに在り、難の主意は孫子の不臣は衛君の闇愚により、而して君を伐つ者すら必ず亡ぶることなしと云ふに在り、解の主意は孫子が人君たるの資格あらざるに人君の態度を示すは敗亡の道なりとて原案を維持するに在り、

文評

ぶべきことを言はず、政柄を得たる臣に於ては其亡ぶべきを言ひたるは本末を誤れる者にして、叔孫子は魯が微弱にして孫文子を誅して無禮の罪を正す能はず、衛君が不明にして過を改めざる不遜の臣あることを知らざる點に於て觀察を缺けり、孫子は不臣不改の二失あるも何とて亡ぶることあらん、知らずや、此二失あればこそ、君たるを得しことを、

【字解】〔臣之君也〕一説に因れば上句に屬し「孫子君二於衛一、而後不レ臣二於魯臣之君一也」とす、魯臣之君の四字如何にも迂遠なれば從ひ難し、但臣之の二字を衍とすれば通ずべし、臣之君也は臣之爲君の爲を略せし者として見るを要す、〔孫子雖有是二也以亡〕諸本皆「孫子雖有是二也巨以亡」に作る、果して然らば文義をなさず、何となれば冒頭に君を伐つ者と雖も亡びざるを言ひながら此に至り孫子の亡ぶることを是認すべき理由なければなり、獨り宵本には「臣」の字あり、識誤に「巨」に作るべしとあり、巨は詎に同じ「なんぞ」なり、今之に從ふ、「其所以亡」此二句諸注皆附會の説なり、殊に王先愼の説に至つては、文義の接續を失ひ甚だ窮したる解釋なり、但し皆「君」の字に拘泥せし爲のみ、余は斷然此れを以て衍文とす、左すれば大意双を迎へて解く、

解

或曰、臣主之施、分也、臣能奪君者、以得相踦也、故非其分而取者、衆之所奪也、辭其分而取者、民之所予也、是以桀索嶓山之女、紂求比干之心、而天下離、湯身易名、武身受害、而海內服、趙咺走山、田氏外僕、而齊晉從、則湯武之所以王、齊晉之所以立、非必以其君也、彼得之而後以君處之也、今未有其所以得、而行其所以處、是倒義而逆德也、倒義則事之所以敗也、逆德則怨之所以聚也、敗亡之不察何也、

でも同格なり、吾が君は斯く足下の君と同格なるに、今や足下は吾君と並び一等をも後れず、吾君別段無禮を受くるほどの過失ありとも覺えず、足下少しく扣目にせられては如何と、然るに孫文子は返答出來ず、去りとて亦改めんとする樣子もなく、穆子は朝廷より退きし後、人に語りけるやう、孫文子は必ず亡ぶべし、臣下の身分を以て君の後に立たず、過失あるも改めざるは亡ぶるの本なり、

【字解】〔趨〕小走りなり、〔寡君〕臣下が他國に對して其君を稱するの語、寡は寡德の寡、〔安〕徐にと云ふこと、徐歩なり、〔悛〕改なり、

難

或曰、天子失道、諸侯伐之、故有湯武、諸侯失道、大夫伐之、故有齊晉、臣而伐君者必亡、則是湯武不王、晉齊不立也、孫子君於衞、而後不臣於魯、臣之君也、君有失也、故臣有得也、不命亡於有失之君、而命亡於有得之臣、不察、魯不得誅衞大夫、而衞君之明不知不悛之臣、孫子雖有此二也、臣以亡、其所以失、所以得君也、

【講說】或人曰く、天子若し道を失ふときは諸侯之を伐つ、故に殷の湯王周の武王の如きあり、諸侯道を失ふときは大夫之を伐つ、故に齊の田氏、晉の六卿の如きあり、臣下の身分を以て君を伐つ者が必ず亡ぶべき理ならんには湯武は王となれず、田氏六卿は君となれざりしなり、

今孫文子は自君の衞に於て已に事實上君たるの地位を僭するが故に、魯に來りても亦臣下の地位に處らざりしなり、凡そ臣下が君と地位を顚倒する所以は他なし其君たる者政柄を失ふが故に臣たる者政柄を得るに在り、然るに政柄を失ひたる君に對して其亡

文評

作者の胸中先づ「術不欲見」の一句あり、乃ち法術を分說して言の公開すべき者と秘密になすべき者とあるを示さんとするの趣向を立てたるも、管仲の言を法術と連結せざれば其効なきが故に「必謂大物」の獨斷的前提を下して我が議論の範疇に引入れたる者なり、即ち全篇皆此一句より出でたりと謂も不可なし、然れど論理より言へば甚だ奇險を免れざる者なり、何となれば此一句にして否定せらるゝときは全體の議論瓦解すべきが故なり、此章の如きも若し管仲に代り否法を指したるのみ術を指したるに非ずと答へんか更に追究すべき餘地を見ず、故に此等の結構は文法上便宜少からざると共に亦辯難上自己破壞の憂あるものと知るべし、

難四

此れ本書の第三十九篇なり、前三篇と異る所は難の外更に解を附せるにあり、解も亦或曰を以て提起す、

○第一　衛孫文子聘於魯

案

衛孫文子聘於魯、公登亦登、叔孫穆子趨進曰、諸侯之會、寡君未嘗後衛君也、今子不後寡君、寡君未知所過也、子其少安、孫子無辭、亦無悛容、穆子退而告人曰、孫子必亡、臣而不後君、過而不悛、亡之本也、

【講說】衛の大夫なる孫文子魯に來聘せしとき、宮殿の階段を登るに魯公が登れば己も亦登れり、蓋し禮に據れば臣は君より一段づゝ後より登るべき處、孫文子が右の如く無禮の作法を爲せしかば、魯の卿叔孫穆子は進み出でて曰く、諸侯の會合せる場合に、吾が君は嘗て衛君に後れず、並んで階段を登り何處ま

云ふと、
【字解】〔管子曰〕牧民篇に出づ。

難

或曰、管仲之所謂言室滿室、言堂滿堂者、非特謂遊戲飮食之言也、必謂大物也、人主之大物、非法則術也、法者編著之圖籍、設之官府而布之於百姓者也、術者藏之於胸中、以偶衆端而潛御群臣者也、故法莫如顯、而術不欲見、是以明主言法、則境內卑賤、莫不聞知也、不獨滿於堂、用術則親愛近習、莫之得聞也、不得滿堂、而管子猶曰、言室滿室、言堂滿堂、非法術之言也、

【講說】或人曰く、管仲が室に言へば室に滿ち堂に言へば堂に滿つと云へる其言なるものは徒に遊戲飮食に關係する者に非ずして天下の大事を指せしに相違なし、而して天下の大事とは法に非れば即ち術、此の二者の外にはあらず、法は之を文書に編纂し、官府に備へ置きて一般の人民に發布する者なり、術は人君が之を己の胸中に藏め諸事の端緖を照し合せて陰に群臣を御する者なり、性質已に此の如くなるが故に法は公然に若くとなく、術は人に知らしむるを欲せず、左れば明主が法を言ふときは國內卑賤の者に至るまでも聞知せざるなく唯堂に滿ちて堂上の人が之を知るに止まらず、又術を用ゆれば親愛の人左右の臣と雖も知るを得ず、何とて室に滿つるを得んや、然るに管子が尙ほ右の如き言を陳べたり、右は法術的の議論に非ず、

槩論

管仲を論ずるは當らずと雖も此れに由て韓非の法術に關する定義を知るを得、輕々に看過するを得ず、

或曰、廣庭嚴居、衆人之所肅也、晏室獨處、曾史之所慢也、觀人所肅、非得情也、且君上者臣下之所爲飾也、好惡在所見、臣下之飾姦物以愚其君必也、明不能燭遠姦見隱微而待之、以觀飾行定賞罰、不亦弊乎、

【講說】或人曰く朝廷の如き莊嚴なる處は何人も謹む所にして獨り室内に寛ぎ居る時は曾子史魚の品行家と雖も亦不謹愼なるものなり、左れば、人の謹愼せる場合のみを見たりとて眞相を得べきに非ず、且つ臣下は君上に對して兎角虛飾をなす者なれば君上が唯だ自己の見る所に於て好惡賞罰を行ふときは臣下が姦曲の行を飾つて其君を愚にするは必定なり、

夫れ君主が其明察を以て遠奸を洞見し隱微を窺得て之が處置をなさず、人の表面取繕ひたる行を觀て賞罰を定むるが如きは何如にも愚昧の至ならずや、

【字解】〔廣庭嚴居〕朝廷を謂ふ、〔晏室〕燕居の室なり、闇室と稱するは鑿に過ぎたり、〔姦物〕物は事なり、〔燭〕照らすなり、〔弊〕蔽なり、

槩論

遠姦を燭し隱微を見るべきを以て管仲を責む、是れ强ひて難を求むるのみに非ず謂はゆる「淵中の魚を察するは不祥」なる者、彼れ老子を以て其學を飾ると雖も實際は全く反對の主義を抱きしや此等の處に於て之を見る、

○第八　管子曰言於室

案

管子曰、言於室、滿於室、言於堂、滿於堂、是謂天下王、

【講說】管子曰く、室内燕居の時に言ふ所は室中聞かざる者なく、堂上公會の時に言ふ所は堂内聞かざる者なく、公明正大毫も隱す所なき人をば天下の王と

【講說】故に昭王の問も左右鍾期の答も共に過失ありと曰ひしなり、

槩論

作者の精神は全く結末申子の一語にあり、彼れ「治不踰官、雖知不言」を說明せんが爲に鍾期の故事を論柄となせしなり、蓋し昭王の問は固り十分の驕氣あり、此れ鍾期の進諫せし所以にして韓非の乘ずべき破綻と爲せし者なるが、元來大に論ずべき程の問題に非ず、唯だ韓非は自恃の二字を主張せんとして摘出せしのみ、鍾期を論ぜし一段尤も牽强にして人を服するに足らず、

文評

此章昭公を論ずる一段、左右を論ずる一段、鍾期を論ずる一段、其中左右を論ずる所僅に二句、「左右對曰甚然」の甚然を捉へて其失を論ず、主意取るに足らざれども作法仍ほ奇なり、

○第七　管子

案

管子曰、見其可說之有證、見其不可惡之有形、賞罰信於所見、其敢爲之乎、見其可說之無證、見其不可惡之無形、賞罰不信於所見、而求所不見之外、不可得也、

【講說】管子曰く一事の善なるを見て之を悅べば賞を與へ、一事の不善なるを見之を惡みて刑を施し、苟も耳目の屆く所に於て信賞必罰なるときは誰か敢て刑を受くべき事を爲す者あらん、然るに之に反し善行を悅ぶも賞せず惡行を惡むも刑せず、己の耳目の及ぶ所の功罪に於てすら賞罰を實行せず、耳目の及ばざる所の者が罪を犯さゞらんことを欲するも目的を達し難しと、

【字解】〔證〕管子には徵に作る賞なり、〔形〕刑なり、

難

鍾期之所官、琴瑟也、絃不調弄不明、鍾期之任也、此鍾期所以事昭王者也、鍾期善承其任、未慊昭王也、而爲所不知、申子曰、治不踰官、雖知不言、今鍾期不知而尚言之、豈不妄哉、』第二小段なり、鍾期の越權を論ず、第二大段なり、鍾期の對過あるを論ず、

【講說】彼の知伯は其慾望度なく、韓康子と魏宣子とを引從へ他國を水攻になして之を滅さんことを謀りしが此れ知伯が國亡び身死し、己の頭蓋骨は杯とせられたる所以なり、然るに今昭王は韓魏が以前と孰れが強きかと問ひしのみ、水攻の畏れなどありしに非ず、又左右に伺候せし者も韓康子魏宣子に非ざれば何とて肘足相接して陰謀を謀るが如きことあらん、然るに鍾期は易る勿れと言へり、此れ不實の言なり、其上鍾期の官職は琴や瑟に在り、左れば絃の調子合はず樂の曲明ならざるこそ鍾期の責任にして憂ふべき所、彼が昭王に事ふるは、此點に在り、鍾期は其任を盡す上に於て未だ昭王を滿足せしむるに至らず、然るに彼は己の掌らざる政事上の諫言をなせり、申子曰く凡そ職事は其官を出でず、苟も其官以上の事なれば、縱令知ると雖も言はざるべきものなりと、然るに今鍾期は知らざるにも拘らず尚ほ之を言へり、豈に無法ならずや、

左右對之曰、弱於始與不及則可矣、其曰甚然則諛也、』第三大段なり、左右の對過あるを論ず、

【講說】左右が昭公の問に答へて始より弱しと曰ひたるは差支なきも、甚だ然りと曰ひたるは君に諛ひしものなり、

故曰、昭王之問有失、左右鍾期之對皆有過也、』第四大段なり、全文を收む、

可害、則雖彊天下無奈何也、而況孟嘗芒卯韓魏能奈我何、其勢可害也、則不肖如耳魏齊、韓魏猶能害之、然則害與不侵、在自恃而已矣、奚問乎、自恃其不可侵、則彊與弱、奚其擇焉、夫不能自恃、而問其奈何也、其不侵也幸矣、申子曰、失之數、而求之信則疑矣、其昭王之謂也』第二大段なり、昭王の問を失へるを論ず、

【講説】凡そ明主の國を治むるは其任を大切とするなり、若し吾勢にして害すべからざる者なれば强盛なる列國全體の力も何等の効なし、況や孟嘗芒卯の輩韓魏に國の力にて吾れを如何になすべき、若し又吾勢にして害すべき者ならば如耳魏齊の如き不肖の輩韓魏二國の力にても尙ほ能く害を加ふるに足るべし、左れば害を受くると受けざるとは己の勢を失はずして自己を恃むに在り、他國の事を問ふの必要あらんや、人自ら己の侵されざることを恃まば敵の强弱の如きは何れにても可なり、夫れ自ら恃む能はずして敵の如何を問ふは是れ己に害すべき勢ある者にて其敵國より侵かされざるは全く僥倖なり、申子の言に凡そ何事に由らず術數に求めずして他人の言に求むるときは疑惑を免れざる者なりとあり、此は昭王を謂へる言なり、

知伯無度從韓康魏宣、而圖以水灌滅人國、此知伯之所以國亡而身死、頭爲飮杯之故也、今昭王乃問孰與始彊、其畏有水人之患乎、雖有左右、非韓魏之二子也、安有肘足之事、而鍾期曰勿易、此虛言也』第一小段なり、鍾期の虛言を論ず、且

きと問ひけるに左右は以前より弱しと答へぬ、昭王又今の韓の相如耳、魏の相魏齊は以前の孟嘗芒卯と孰れか賢なるやと問ひけるに左右は孟嘗芒卯の賢なるに及ばずと答へぬ、昭王曰く孟嘗芒卯は當時强國の韓魏を率ゐて秦を攻めたれども此方に對して何等の害を加ふる能はざりき、然らば今日の韓魏と如耳魏齊の力量にては恐るゝに足らずと、左右は皆尊命の如しと言へり、

鍾期は琴を推して答へけるやう大王が天下の形勢に對する御見識は誤れり、夫れ晋の六卿並び立ちし時、知氏最も强く、先づ范中行を亡ぼし、其れより韓魏の兵を從へて趙を伐し晋水を以て水攻を試み城の水に浸らざる處は僅か六尺計に過ぎず、會ま知伯陣外へ出行きけるとき魏宣子車を御し韓康子陪乘せしが、知伯二人に言へるやう、是れまで水が國を亡す力ありとは思はざりしに今日始めて之を知れりと、然るに若し水攻を用ゆるとせば汾水は魏宣子の都なる安邑に灌ぐべく、絳水は韓康子の都なる平陽に灌ぐを得べきが故に、魏宣子は之を聞き心中先づ懼れしかば肘にて韓康子を突き暗に用心すべき心を通ぜし處、韓康子は又魏宣子の足を蹊みて之に應ぜり、斯く肘と足と車の上にて相接せしめたる結果知氏は遂に晋陽の下にて韓魏に亡ぼされ、其國は二國の爲に分割せられぬ、今大王の國は强しと雖も未だ當時の知氏に及ばず、韓魏は弱しと雖も未だ晋陽に於ける時の若きにはあらず、此れ天下方に我を亡すべき默約をなす時なれば決して侮り玉ふ勿れと、

【字解】〔今之如耳〕以下又昭王の問なり、王問曰を略せしなり、〔推琴〕琴を側に除けるなり、〔六晋〕趙、范、智、荀、魏、韓の六族歷代晋の卿にして皆勢力あり晋室はあれども無きが如し、號して六卿と云ふ、六晋は即ち此六家を指せしなり、〔三板〕一板は高さ二尺、〔驂〕車中右に坐するを驂となす、〔肘足接於車上〕二人恐懼の心同じかりしが故に期せずして肘と足と互に相突りしなり、〔易〕輕視するなり、

難

或曰、昭王之問也有失、左右鍾期之對也有過、第一大段なり、先づ君臣の問答兩ながら誤れることを掲ぐ、

【講説】或人曰く昭王の問は筋を失へり、左右の臣及び鍾期の答へは理に違へり、

凡明主之治國也、任其勢、勢不

を治め人に因り人を治むる」の論殊に精粹雋妙に覺ゆ、

文評

夫物の一段は一篇の精采を擅にする處にして宋人の諺亦味あり、「以己之胸察爲之弓矢」の句、子產に歸到して甚だ力を費さず自然輕妙、

○第六　秦昭王

案

秦昭王問於左右曰、今時韓魏孰與始彊、左右對曰、弱於始也、今之如耳魏齊、孰與曩之孟嘗芒卯、對曰、不及也、王曰、孟嘗芒卯、率彊韓魏、猶無奈寡人何也、左右對曰、甚然、鍾期推琴對曰、王之料天下過矣、夫六晉之時、知氏最彊、滅范中行、而從韓魏之兵以伐趙、灌以晉水、城之未沈者三板、知伯出、魏宣子御、韓康子爲驂乘、知伯曰、始吾不知水可以滅人之國、吾乃今知之、汾水可以灌安邑、絳水可以灌平陽、魏宣子肘韓康子、康子踐宣子之足、肘足接乎車上、而知氏分於晉陽之下、今足下雖彊、未若知氏、韓魏雖弱、未至如在晉陽之下也、此天下方用肘足之時、願王勿易之也、

【講說】秦の昭王左右に向ひ韓魏は今以前と孰れが强

りあり、限りある者は限りなきに勝つ能はず、從て一人の智慧は有らゆる事物を知るに足らざるが故に事物に因て事物を治むるを必要とす、下民は多數にして在上者は少數なり、少數は多數に勝つ能はず、從て君は有らゆる臣下を知るに足らざるが故に人を以て人を知るを必要とす、事物に因て事物を治むるの結果は形體を勞することなくして事務整ひ、人に因て人を治むるの結果は智慮を用ゐずして姦人を知る、

【字解】〔因物治物〕武官に兵士を統べしめ、法官に罪囚を決せしむるが如きを云ふ、一言を以て言へば事物の類に從て機關を用ゆるなり、〔因人知人〕衆人を以て吾が耳目となすを云ふ、〔形體不勞〕上文の「待耳目之所及」及び「盡聰明」の反對、

故宋人語曰、一雀過羿、羿必得之則羿誣矣、以天下爲之羅則雀不失矣』第一小段なり、先づ諺を掲ぐ、夫知姦亦有大羅、不失其一而已矣、不脩其理、而以己之胸察爲之弓矢、則子產誣矣』第二小段なり、諺を子產に適用す、（第三大段なり、譬喩を以て子產の不自然なるを論ず、）

【講說】故に宋人の諺に、一疋の雀が羿の前を飛過ぐる每に羿が每も逃すことなしに必ず之を射とらんとせば、羿は如何に弓の名人と雖も全く無理なり、天下を以て大網となすときは雀を取失ふことなしと、此の諺の如く姦を知るにも亦大なる網あり、之を用ゆるときは一人の姦と雖も洩らすことなし、然るに子產が姦を得るの道を修めずして己の推測を弓矢となし姦に射中んとするに至つては無理と謂ふべし、

老子曰、以智治國、國之賊也、其子產之謂歟』第四大段なり、老子の語を以て子產の斷案となす、

【講說】老子の語に智を以て國を治むる者は國の賊なりとあり、右は子產の如き者を謂へるにやあらん、

【字解】〔老子曰〕老子道德章第六十五章に出づ、

槩論

子產は春秋の賢政治家なれども其人となり聰明を過用せしものゝ如し、其己の乘輿を以て人を溱洧に濟すや、孔子が政を知らずとて其規模の小なることを非られしは孟子に見ゆ、此章問題は異れども大體略ぼ相似たり、正々堂々の論と謂ふべし、「物に因り物

彼の女の惡事を知り玉ひしかと問ひけるに子產答へて、彼の聲に懼れ氣を含めり、凡そ人は己が親愛する所の者が病氣となるや之を心配し、死際に臨めば懼れ氣を生じ已に死すれば哀むものなり、然るに彼は已に死したる夫を哭するに哀情を帶ずして懼れ氣を含みたれば其にて彼に惡事あることを知りしなりと、

【字解】〔東匠〕東は東に作るべし、東匠は子產の住みたる街の名なるが如し、論語に東里の子產とあり、

難

或曰、子產之治、不亦多事乎、（第一小段なり、先づ子產の要を得ざる事を誹る、）姦必待耳目之所及、而後知之、則鄭國之得姦者寡矣、不任典成之吏、不察參伍之政、不明度量、特盡聰明、勞智慮、而以知姦、不亦無術乎、（第二小段なり、要を得ざる所以を說明す、）（第一大段なり、子產の勞して功少きを論ず、）

【講說】或人曰く子產の政治は如何にも忙しき事ならずや、凡そ吾が聞見の屆く範圍內に於て姦曲を發見するのみにて其以外に及び難しとせば鄭國に於て姦人を得ることは幾何もあるまじ、司法の役人に任せず對照考察の政を審にせず、法律の條文を明にせずして、獨り己が耳目の力を盡し、智慮を勞して姦を知るに至つては如何にも無術ならずや、

【字解】〔典成〕猶ほ典刑と云ふが如し、考證は翼毳に詳なり、〔參伍〕主道篇に出づ、

且夫物衆而智寡、寡不勝衆、智不以足徧知物、故因物以治物、下衆而上寡、寡不勝衆、君不足以徧知臣也、故因人以知人、是以形體不勞而事治、智慮不用而姦得、（第二大段なり、勞せずして功多き方法を言ふ、）

【講說】且つ天下の事物は限りなきに一人の智慧は限

意に他人の説を破らんとする者は往々此の如き破綻を免れず、豈に獨り韓非のみならんや、

彼が非節用論を案ずるに賞罰を嚴にすれば民間の利皆政府に歸すべく、節用は君主が臣民をして爲さしむべき者にして其節用の結果たる餘財は即ち君主の利得なるべきが故に苟も賞罰を嚴にせば人君は如何に奢侈なるも決して害なしと云ふが如き、不合理の甚しき者と謂ふべし蓋し韓非の法治主義に於けるや近世文明の學説に類する所ありと雖も、其法なる者は唯だ君主の威權を持し君主の利益を圖る所の機關に過ぎず、是れ其學説專制の支那に於てすら尚ほ廢絶に歸せし所以、豈に獨り儒者が異端を以て之を排斥せしに因るのみならんや、

文評

分段截然たる外別に言ふべきなし、末段知下を論ずる處本と必ず三小段に分れ各「知下明則」を以て提起せしものなるべし、今只哀公惠公に關する二項のみにして葉公の一項なし、是れ殘缺なるや明なり、蒲坂氏も亦曾て之を疑ふ、

○第五　鄭子産晨出

案

鄭子産晨出過東匠之閭、聞婦人之哭也、撫其御之手而聽之、有間遺吏執而問之、則手絞其夫者也、異日其御問曰、夫子何以知之、子産曰、其聲懼、凡人於其親愛也、始病而憂、臨死而懼、已死而哀、今夫哭已死、不哀而懼、是以知其有姦也、

【講説】鄭の子産或る日早朝外出し東匠の閭門を通過せし時婦人の哭する聲を聞きつけ、姑く御者の手を抑へ車を停めて耳を澄せしが、稍時過ぎて後吏を派遣し捕へて鞠問せしに、此婦人は己が手にて夫を絞殺せし者なりき、他日御者は子産に向ひ如何にして

【講說】人君下を知ること明ならば不善を微なるに禁ず、不善を微なるに禁ずれば姦積まず姦積まざれば比周なく、比周なければ公私の別あり、公私別あらば朋黨散る、朋黨散れば謂はゆる外障內比の害なし、

知レ下明、則見二淸沐一、見二淸沐一、則賞誅明、賞誅明、則國不レ貧、『第五大段の第三小段なり、景公に對して下を知るの効を言ふ、』

【講說】下の知ること明ならば淸沐を見る、淸沐を見れば賞罰明か、賞罰明なれば國貧しからず、

【字解】〔淸沐〕 校注は禮記鄭注を引き沐を治となし、冀毳は太玄經の注を引き潔となす、其精を淸と視るは皆同じ、集解は孫詒讓の說を採り精悉とす、遽に從ひ難し、余思ふに精淸相通ずるが故に精は須らく淸として解すべし、沐は恐らく淸の反對字の訛ならん、但し未だ其何の字たるを考へず、

故曰、一對而三公無レ患、知レ下之謂也、『第五大段の第四小段なり、本段を收む、』

【講說】左れば一言の對を以て三公の患を除くべきは下を知ることなりと曰ひしなり、

槩論

韓非は必ず人を法律の範圍に容れて之を御せんとするが故に慈善的行爲を以て法律の敵とし之を攻擊せざれば已まず、仲尼の近きを悅ばし遠きを來すは即ち仁政仁聞なれば彼より視れば異端なり、焉んぞ之に反對せざるを得ん、然れども明以て倍心を察するに足つて倍心なからしむる能はず、且つ彼れ上君の民は利害なしとて仁政の無効なるを言ふも、殊に知らず利害心なき人民が果して能く賞に就き罰を避くべきかを、是れ其自ら謂へる矛盾の說なり、

古來如何なる暗主と雖も豈に好んで姦佞の臣を用ゐんや、唯れ其姦を以て正とし佞を以て忠となすが爲に之を親幸して家國を誤るに至るのみ、即ち「選其心之所謂賢」は何孟春の說の如く世主の膏肓に中る者と謂はざるを得ず、然れども彼れ又「明君不自擧臣臣相進也」と言はずや、其進めたる人物の賢否を察すべき者誰ぞや、直接間接の差別こそあれ、賢を撰むに至つては即ち一なり、若し「群臣公正にして私なく賢を隱さず不肖を進めず」とて之を恃まんか、是れ亦韓非が臣下を信ぜざるべしとの持論と牴牾す、凡そ故

は桓公を盗とすと、

爲君不能禁下、而自禁者謂之劫、不能飾下、而自飾者謂之亂、不節下、而自節者謂之貧、明君使人無私、以詐而食者禁、力盡於事、歸利於上者必聞、聞者必賞、汚穢爲私者必知、知者必誅、然故忠臣盡忠於公、民士竭力於家、百官精尅於上、侈倍景公、非國之患也』第四大段の第三小段なり、奢侈と雖も害なきの術を言ふ、

【講說】凡そ人の君となり其臣民を禁ずる能はずして自ら禁ずるを劫と云ひ、臣民を正す能はずして自ら正すを亂と云ひ、臣民を節する能はずして自ら節するを貧と云ふ、明君は臣民をして私を爲さしめず、人の好奇心嗜慾心に乘ずる業を以て生活する者を禁止し、農桑の業を務め其利を上に歸する者は必ず上申せしめて賞を與へ、汚れたる行を爲し私利を營む者は必ず通告せしめて之を誅するが故に忠臣は其誠を公務に盡し、士民は力を家に竭し、上位に在る百官は皆清廉勤勉ならざるなし、此の如きときは縱令景公に倍する奢をなしたりとて國の害とならず、左すれば節儉を云々するが如きは急務に非ざる說なり、

夫對三公、一言而三公可以無患、知下之謂也』第五大段の第一小段なり、自說の要を掲ぐ、

【講說】夫れ三公に對ふるには何事を以てすべきか、僅か一言にして三公の患を除くに足るものあり、其は下を知ることなり、

知下明則禁於微、禁於微、則姦無積、姦無積、則無比周、無比周、則公私分、公私分、則朋黨散、朋黨散、則無外障距內比周之患』第五大段の第二小段なり、葉公哀公に對して下を知るの効を言ふ、

於事、課之於功、故群臣公正而無私、不隱賢、不進不肖、然則人主奚勞於選賢、』第三大段の第三小段なり、賢を得るの道を示す、

【講說】明君は自己の鑑定を以て臣下を登庸せず、臣下各賢者を君に推薦す、明君は自ら功を立つることに勞せず、群臣各功を立つることに從事す、斯くて其者の地位を定め其者の才能を試み、其物の功績を計るが故に彼等は公正にして私なく、賢を隱して遮ぎることなく、不肖を知て進むることなし、左れば人君何とて自ら賢を撰ぶに勞することあらん、

【字解】〔狥〕從ふなり、〔賢功〕賢は勞する意、毛萇詩傳に見ゆ、〔課〕計るなり、

景公以百乘之家賜、而說以節財、是使景公無術以享厚樂、而獨儉於上、未免於貧也、』第四大段の第一小段なり、術なくして財を節するは貧の道なるを言ふ、

【講說】齊の景公が百乘の家を以て臣下に賜ひけるに由り仲尼は儉約を勸めしと雖も、右は景公に快樂の資を得べき術を授けず唯儉約のみを專とせしむるなれば、畢竟貧を免れじ、

【字解】〔享〕占有すること、

有君以千里養其口腹、則雖桀紂不侈焉、齊國方三千里、而桓公以其半自養、是侈於桀紂也、然而能爲五霸冠者、知侈儉之地也、』第四大段の第二小段なり、景公奢侈の害なきを言ふ、

【講說】此に一人の君あつて千里の大國を吾が口腹飲食の用に供しなば桀紂に滅せざる侈なり、然るに齊國は方三千里の地なるに桓公は其租稅の半を自己の生活に用ゐたるなれば其奢侈は桀紂にも過ぎたり、然るに亡びざるのみか能く五霸の第一となれるは奢侈と儉約との在る所を知りしが故なり、

【字解】〔以其半自養〕荀子に云ふ、「齊の桓公閨門の内般樂奢汰、齊の分(半なり)を以て之に奉じて足らず」〔五霸冠〕孟子に云、「五霸

之論也、選其心之所謂賢者也、使哀公知三子外障距內比周也、則三子不一日立矣、哀公不知選賢、選其心之所謂賢、故三子得任事、第三大段の第一小段なり、賢を撰ぶべしとの說反て害あるを言ふ、

【講說】哀公の臣下は外に向つては他國の士を拒絶し、內に於ては互に徒黨して其君を欺く者あるに、今仲尼は哀公に賢を撰ぶべしと說く、此の如きは功業を致すべき議論に非ず、何となれば哀公は必ず己の心にて賢者と思へる賢者を撰むべければなり、若し哀公をして三人の臣下が外に向つて他國の士を妨げ、內に於て互に徒黨をなす事を知らしめなば、三人の者は一日も朝廷の上に立つを得ずして勢力を失ふべし、然るに哀公は賢を撰むことを知らざるにも拘らず仲尼が賢を撰ぶべしと勸めたる結果、哀公は其心にて賢となす所の者を撰べり、其心に賢とせし所の者は即ち反て不賢者なるが故に彼の三臣は政を自由にするを得たるなり、

燕王噲賢子之而非孫卿、故身死爲僇、夫差智太宰嚭、而愚子胥、故滅於越、魯君不必知賢、而說以選賢、是使哀公有夫差燕噲之患也、第二大段の第三小段なり、事例を引て此說の危險なるを斷ず、

【講說】燕王噲は子之を賢として孫卿の賢を知らざりしが爲め其身殺されて辱を遺し、吳王夫差は太宰嚭を智なりとし其言を用ゐ、子胥を愚として其諫に從はざりしかば越の爲に亡ぼされぬ、魯の哀公の賢者を知ることは覺束なきに仲尼は賢を選ぶべきを勸めたるは哀公に夫差燕噲の如き禍あらしむる者なり、

【字解】〔燕王噲〕燕王其國を子之に讓つて大亂を釀し其身を亡ふ、〔孫卿〕荀子なり、〔夫差〕前に出づ、

明君不自擧臣、臣相進也、不自賢、功相徇也、論之於任、試之

成邑、二徙成都、三徙成國」とあり、

明君見小姦於微、故民無大謀、行小誅於細、故民無大亂、此謂圖難者於其所易也、爲大者於其所細也、今有功者必賞、賞者不德君、力之所致也、有罪者必誅、誅者不怨上、罪之所生也、民知誅賞皆起於身也、故疾功利於業而不受賜於君、太上下智有之、此言太上之民、下民無說也、安取懷惠之民、上君之民無利害、說以說近來遠、亦可舍已、

第二大段の第三小段なり、刑賞の外恃むべからざるを論ず、

【講說】明君は小姦を未だ顯はれざる前に發するが故に人民に重大の惡を企つる者なし、小誅を輕罪の時に行ふが故に人民は大亂を起すに至らず、此れ老子の謂はゆる難事を圖るは其易き時に於てし、大事を爲すは其細なる時に於てするものなり、今功ある者を必ず賞するときは賞せられたる者、君を有難しと爲さず是れ吾が力にて取りし所なればなり、罪ある者を必ず罰するときは罰を受けたる者上を怨みず、是れ吾が罪の結果なればなり、斯く人民は賞罰が皆自己より起ることを知るが故に敏捷に其業の功利を務めて敢て君主より恩惠的の賜を受くることとなし、老子に太上は下之あるを知るとあり、此れ最上至極の治世に於ける人民は悅ぶことなき意なり、已に悅ぶことなければ吾れ恩惠を與へたりとて之に懷くことを知らず、懷くことを知らざれば何の効かあらん、夫れ高尙なる君主の民には利害心なければ近きを悅ばし遠きを來すの說は不用に屬すべき者とす、

【字解】〔智有之〕 智は知として解す、

哀公有臣外障距、內比周、以愚其君、而說之以選賢、此非功伐

遠、則是教民懷惠、惠之爲政、無功者受賞而有罪者免、此法之所以敗也、法敗而政亂、以亂政治敗民、未見其可也、且民有倍心者、君上之明、有所不及也、不咎葉公之不明、而使之悅近而來遠、是舍吾勢之所能禁、而使與天下行惠以爭民、非能持勢者也』 第二大段の第一小段なり、惠政の勢を持するに足らざるを言ふ

【講說】仲尼は人民に離叛の心あるを恐れて葉公に近きを悅ばし遠きを來すべしと說きたるは是れ人民に恩惠に懷くことを敎ふるものなるが、恩惠的政治なるものは功なき者も賞を受け罪ある者も免る、此の仕方は法の敗るゝ源因にして法敗るれば政亂る、亂れたる政を以て腐敗せる人民を治めて成功すべき道理あるを見ず、其上人民に離叛の心ある所以は君主の明察の及ばざる所に由る、然るに仲尼は葉公の不明をば咎めず、遠近の者を手なつくべしと云ふ、是れ吾れに彼等を左右すべき勢力あるを舍てゝ天下と恩惠を競爭して民心を取らんとする者なり、能く己が勢力を持する者に非ず、

夫堯之賢、六王之冠也、舜一徙而成危、而堯無天下矣、有人無術以禁下、恃爲舜而不失其民、不亦無術乎』 第二大段の第二小段なり、仲尼の無術を論ず、

【講說】夫れ堯は六王の中に於て第一の賢者なれども舜が一たび居所を移して恩惠の致す所其地都會をなすに方り、堯は殆んど天下を失はんとせり、舜なればこそ、無事なりしのみ、今玆に人あつて下を禁制すべき術なく、臣下が舜の如くなるべきを恃んで民心を失はざるを幸とするは無術の至ならずや、

【字解】〔六王〕堯舜禹湯文武なり、〔成危〕成邑の誤なるべし、蓋し字形相似たるより轉訛せし者と思はる、史記の五帝本記に「舜一徙而

尼曰、葉都大而國小、民有背心、故曰、政在悅近而來遠、魯哀公有大臣三人、外障距諸侯四隣之士、內比周以愚其君、使宗廟不掃除、社稷不血食者、必是三臣也、故曰、政在選賢、齊景公築雍門為路寢、一朝而以三百乘之家賜者三、故曰、政在節財、

【講說】楚の葉公子高、政を仲尼に問ふや、仲尼は近きに在る者を滿足せしめ遠きに居る者を來歸せしむるに在りと答へぬ、魯の哀公政を問ふや仲尼は賢人を選任するに在りと答へぬ、齊の景公政を問ふや、仲尼は經費節減に在りと答へぬ、仲尼の門人子貢問ひて云ふ、三公とも同じく夫子に政を問はれたるに夫子の答の同一ならざるは何故ぞやと、仲尼曰く葉は臣下の城邑大なるに國都は反て小なり、中央の權力微弱なる結果人民に離叛の心あり、故に近きを悅ばせ遠きを來せとて民心を得る事を敎へし也、魯の哀公には大臣三人あつて外は遠近となく他國の士を距みて君に見えしめず內は互に結託して其君を愚にし、他日宗廟も塵埃の中に埋れ社稷の祀も絕ゆるに至らしむる者は必ず此三臣なれば賢を選むに在りと答へしなり、又齊の景公は雍門を築き路寢の臺を造り、一旦人に百乘の采地を賜ひし事三度にも及べり、故に財を節するに在りと答へしなりと、

【字解】〔葉公〕葉公は楚の大夫、葉は其所領、名を梁と曰ひ、子高は其字なり、楚の王號を僭するに及び其大夫も公と稱せり、〔都大而國小〕都は王の子弟の封ぜられたる處と公卿の采邑を謂ふ、〔障距〕障は防ぐ、俗に云ふ邪魔、〔雍門〕齊の西門、〔路寢〕臺名、

難

或曰、仲尼之對、亡君之言也、』第一

大段なり、先づ仲尼の論の危險なるを槩言す、

【講說】或人曰く、仲尼の對は亡國の恐ある議論なり、

恐民有倍心而說之、悅近而來

【講説】凡そ人事の難きものと云へば、是非なく人に威勢を貸すと雖も此れを以て己れを害せしむることなきは一難と謂ふべし、寵妾をして本妻と同等ならしめざるは二難と謂ふべし、妾腹の子を愛して適子の地位を奪はしめず、専ら一人の臣下に委任するも、其威權をして君主に匹敵せしめざるこそ三難とは謂ふべけれ、

【字解】〔借人成勢〕舊注に人を秦晉とせり、〔貴妾不使二后〕桓公嬖妾六人ありしより云ふ、〔愛孽不使危正適〕桓公五公子あり、〔一臣〕管仲を指して云ふ、〔偶〕兩なり、並立を謂ふ、

槩論

事の有無圖り知るべからずと雖も、若し果して事實とせば管仲は謎に因て諫を進めたるなり、而して其中尤も重要なる問題は立太子の事なるが故に案文は「不擇日而廟禮太子」を以て之を治め、難文に於ても此點議論稍や長し、然るに韓非が管仲は謎を解き得ざりしとて之を駁せし所以は、謎の解不解よりも寧ろ管仲の諫言が桓公の病根に中らざる事を示すに在り、乃ち末段己れの謂はゆる三難を擧げて管仲の當に諫むべき所を明かにす、然れども管仲の言も蓋し亦當時の弊に切なる者、韓非の擧ぐる所最も肯綮を得るは則ち之れあり此れを以て一々管仲の三難を難事に非ずとせるは抑揚の極、平正を失ひたるものなり、

文評

管仲の三解は一難毎に之を駁し、己の三解も亦一難毎に之を説く、格法極めて見易し、

○第四　葉公子高

案

葉公子高問政於仲尼、仲尼曰、政在悦近而來遠、哀公問政於仲尼、仲尼曰、政在選賢、齊景公問政於仲尼、仲尼曰、政在節財、三公出子貢問曰、三公問夫子政一也、夫子對之不同何也、仲

然則晩置太子、庶孽不亂、又非其難者也、』第三小段なり、三難の解を失せしを言ふ、第二大段なり、三難に就て一々管仲の解を駁す、

【講說】賢士の用は君子が其人を近くに置くと遠くに置くとに因らず、而して俳優侏儒の如きは元來人君が常に左右に近づけて娛樂の用に供する所の者なれば事新らしき次第に非ず、左れば人君が優を近け士を遠けて世を治るは決して難とすべき者に非ず、夫れ人主は有力なる地位に處りながら其固有の威柄を用ゆること能はざらば始終國都に在ればとて何の益かあらん、己れ始終國都に居り自身治安を保たんとするは是れ一人の力を以て一國を禁壓することなるが、一人の力を以て一國を禁壓せんとするも到底力の及ばざる所なり、明主は遠方の姦惡をも之を察し深く潜める秘密をも洞見し、必ず令を以て之を禁ずるが故に、縱令齊の海上より一層遥なる所に遊ぶとも留守中に內亂等の起る憂なし、左れば桓公が國都を去り海上に遊びても刼殺の害なきやうに爲すは決して難しとすべきに非ず、楚の成王は商臣を立てゝ太子となせし後、之を廢して公子職を立てんとせしかば商臣は謀叛を起して成王を弑しぬ、又公子宰は周の太子なりしが、公子根と云ふ者王の寵を得、遂に東周に據て謀叛に及び之が爲め周は分れて兩國となりぬ、此等は晩く太子を置きたるが爲の禍にあらず、反て早く太子を置きし結果なり、夫れ太子の勢を分つて二太子あるが如くならしめず、側腹其他卑賤にして君寵ある諸公子等勢力を借るに由なからんか、縱令君主老耄までも自ら其位に居り晩く太子を立つるも亦差支なし、是に由て觀れば、晩く太子を立て而して庶子等の亂なきを得るも決して難しとすべきに非ず、

物之所謂難者、必借人成勢、而勿使侵害己、可謂一難也、貴妾不使二后、二難也、愛孽不使危正適、專聽一人而不敢偶君、此則可謂三難也』第三大段なり、作者自ら正當の解となす所を陳ぶ、

【講說】桓公或る時人より謎を掛けられたるが其謎は一難二難三難と云へる語なりき、桓公は之を解くこと出來ず管仲に尋ねし處、管仲答へけるは一難は君が俳優を近けて賢士を遠け玉ふ事なり、二難は國都を離れて數ば海邊に遊幸ある事なり、三難は君老年になり玉ひながら太子を置き玉ふこと晩き事なりと、桓公成程とて吉日を擇ぶに暇あらず急に宗廟に告げて太子を立てたり、

【字解】〔射〕あてゝなり、〔隱〕隱語、なぞ、

難

或曰、管仲之射隱不得也、』（第一大段なり、管仲の解釋當らざることを槩論す、）

【講說】或人曰く、管仲が謎の解は本意を得し』者に非ず、あてそこねたり、

士之用不在近遠、而俳優侏儒、固人主之所與燕也、則近優而遠士、而以爲治、非其難者也、』（第一小段なり、一難の解を失せしを言ふ、）

夫處勢不能用其有、而徒不去國、是以一人之力、禁一國、以一人之力禁一國者、少能勝之、明能照遠姦而見隱微、必行之令、雖遠於海、內必無變、然則去國之海而不劫殺、非其難者也、』（第二小段なり、二難の解を失せしを言ふ、）

楚成王置商臣以爲太子、又欲置公子職、商臣作難、遂弑成王、公子宰周太子也、公子根有寵、遂以東周反、分而爲兩國、此皆非晩置太子之患也、夫分勢不二、庶孼卑、寵無籍、雖處耄老晩置太子可也、

貳者、則是貞於君也、死君復生、臣不愧而後爲貞、今惠公朝卒而暮事文公、寺人之不貳何如』

第四大段なり、李披の忠に非ざるを論ず

【講說】且つ寺人の言を案ずるに、君の命ずる所に違はざりし事の忠貞なるを言ひ飾りたるに過ぎず、何となれば亡君が縱令再生するも臣として之に愧づる所なきこそ始めて貞と謂ふを得べし、然るに今李披は其君の惠公が死して尙も程もなきに君の仇る文公に奉公せり、左すれば彼が君に二心なしと云ふは何を指せるにや、

【字解】〔直〕徒になり、

槩論

支那に於ては人倫の中、君臣の關係尤も輕く、其君を放伐せし湯武すらも尙ほ聖王として尊ばる、朝秦暮楚彼を出でて此れに入り、此を去て彼に就くが如きは何ぞ怪しむに足らん、況や功利を以て本務となせし戰國に於てをや、韓非此論自ら正理あり、

文評

起手は全く上章と同一なり、而して他章が率ね古人の言行に就て直接に翻案反駁の論をなすに異り、桓文が二人を容れたる點に關しては敢て非難を試みず、後世の君たる者桓文の資格なくして之に倣ふ弊を論じ、最後に至り轉じて李披の心術を抉り、痛切の言を以て其不臣を許きしは此章の特色となすべし、

○第三　有人設桓公隱者

案

人有設桓公隱者、曰、一難、二難、三難、何也、桓公不能射、以告管仲、管仲對曰、一難也、近優而遠士、二難也、去其國而數之海、三難也、君老而晚置太子、桓公曰善、不擇日而廟禮太子、

桓公能用管仲之功、而忘射鉤之怨、文公能聽寺人之言、而棄斬袪之罪、桓公文公能容二子也、』第二大段なり、桓文が揚ぐ、

【講說】桓公は能く管仲の功を立つべき點を取て己が帶鉤を射られたる怨を忘れ、文公は能く寺人李披の議論に從て己の袂を斬りたる罪を赦せしは、是れ二公が能く二人を容れたるなり、

後世之君、明不及二公、後世之臣、賢不如二子、以不忠之臣、事不明之君、君不知則有燕操、子罕、田常之賊、知之則以管仲寺人自解、君必不誅、而自以爲有桓文之德、是臣讎君而明不能燭、多假之資、自以爲賢而不戒、則雖無後嗣不亦可乎』第三大段なり、後世の君を抑し、第一大段を說明す、

【講說】後世の君は二公の聽明に及ばず、後世の臣は二人の賢才に若かず、不忠の臣が不明の君に仕ふる事なれば、君が其不忠を知らざれば、燕操子罕田常の如き賊となつて弑虐を行ふべく、君が其不忠を知れば管仲李披の先例を以て口實となすべし、然るときは其君決して之を誅することなく、自ら桓公文公の如く人を容るゝの德ありと思ふ、是れ臣たる者君を仇とするに君は之を看破る眼力なきなり、斯くて多く之に權力を與へ、己れこそ賢人なりと自負して用心を爲さゞるときは子孫の亡ぶるも亦有り勝ちの事ならずや、

【字解】〔燕操〕　燕の將安成君名は操、惠王を弑せし者、〔子罕田常〕　數ば前に出づ、〔自解〕　解は辯解、〔燭〕　照すなり、〔假〕　與ふるなり、本と與ふべき者に非ざるが故に假と曰ふ、〔無後嗣〕　即ち前に謂はゆる絕祀、

且寺人之言也、直飾君令而不

君令一宿而汝即至、惠竇之難、君令三宿而汝一宿、何其速也、披對曰、君令不貳、除君之惡、唯恐不堪、蒲人翟人、余何有焉、今公即位、其無蒲翟乎、且桓公置射鉤而相管仲、君乃見之、

【講説】晉の文公公子たりし時驪姬の亂に遇ひ出奔して蒲城に在りけるが、父なる獻公は宦官の披と云ふ者をして蒲城を攻めしめたるに披は文公に迫つて其袂を斬りぬ、其後文公は翟國に逃れし處、獻公は已に薨じ文公の兄惠公位に即くや、又披を遣はして文公を惠竇に攻めたるも捕殺するを得ざりき、已にして文公晉に反り立て君となるに及び披は來て謁見を請ひぬ、文公人を以て言はしめけるは、蒲城の役に獻公は一夜を過ぎて後吾れを攻めよと命せしに汝は直ちに來攻せり、惠竇の厄難に際し獻公は三夜と期限を定められしに汝は一夜にして吾れを來攻せり、如何にして斯くも取急ぎて吾れを惱さんとせしや、然るに今何とて厚顏にも謁見を求むるぞと、披之に答ふるやう、當時公を攻めたるは固り君命にして君命は違ふべからず、公は吾が先君の惡みし人なり、君の惡める人を除くに當り唯目的を遂げざらんことを恐るゝ外はあらず、公は其砌蒲の人なり又翟の人なりき、余は蒲翟の人に何の關係かあらん、此れ公を殺さんとせし所以なり、然れども今公位に即き晉國の君となられし以上、最早蒲翟の事抔は心に留め玉はざるべきか、且つ齊の桓公は曾て管仲が一旦敵對して己れの帶鉤に射中てたる怨を棄てゝ之を宰相に登庸せしに非ずやと、文公も披の答に一理あるより遂に謁見を許しけり、

難

或曰、齊晉之絕祀、不亦宜乎、『第一

大段なり、齊晉の亡びしは偶然に非ざるを云ふ、

【講説】或人曰く、齊晉二國の滅亡して祀の絕えたるは如何にも當然ならずや、

自美而穆公獨貴之、不亦倒乎」、

第四大段なり、子思より推衍して儒教を貶す、文に於て餘波に屬す、

【講說】且つ人の惡事を言はざるが如きは亡國の風俗にして鄒魯の儒敎にかぶれたる人民が自ら美德となす所なるに、穆公が反て之を貴びしは如何にも事理に反したる事ならずや、

【字解】〔且此〕此二句は甚だ穩かならず、鄒の字本と取に作る、澁井太室は音通により鄒となす、今姑く之に從ふ、〔獨〕反ての意なり、

槩論

個人の長短を謂ふと國家存亡の大事件を言ふとは同日の談に非ず、今穆公が龐襇の事に就き子思を貴んで厲伯を賤しめたるより推して魯人が季氏の亂を知つて上聞せざりしは其結果なりと斷ず、謂はゆる酷吏の文を舞はし人を陷るゝの手段なり、然れども元來子思厲伯の對問と雖も亦韓非が製造して議論の材料となせしに過ぎざれば其論の苛酷なるも亦怪しむに足らず、

文評

「魯之公室三世刧於季氏不亦宜乎」を以て筆を起し、先づ結果より罵倒し徐に本題に入り終に其然る所以を說明す、謂はゆる起勢突兀なる者、

賞譽の一節には聞善聞姦の二件を擧ぐるも、毀罰の一節は不聞姦のみを擧げて不聞善を擧げず、是れ作者の本意專ら子思の答を攻擊するに在ればなり、主客の別により輕重を分ちたるのみ、

論斷の處、百忙中「人情皆喜貴而惡賤」の一句を點し前後の思想を接聯す、但し此句なきも意義逈せざるに非ずと雖も此れあるが爲め更に明瞭を加ふ、是れ文法上謂はゆる斜插なり、

○第二　文公出亡

案

文公出亡、獻公使寺人披攻之蒲城、披斬其袪、文公奔翟、惠公即位、又使攻之惠竇、不得也、文公反國、披求見、公曰、蒲城之役、

聞之者、以說善同於上者也、以姦聞之者、以惡姦同於上者也、此宜賞譽之所及也、『第二小段なり、善惡を告ぐる者賞すべきを言ふ、』不以姦聞、是異於上、而下比周於姦者也、此宜毀罰之所及也、『第三小段なり、惡を告げざる者罰すべきを言ふ、』【第二大段なり、穆公を論ずるに就き先づ取舍賞罰の標準を立つ、】

【講說】明君は善人を穿索して之を賞し、姦人を探り出して之を罰す 積極と消極との別あるも政治上に益する所あるに至つては同一なり、

左れば善人を上聞に達する者は善を悅ぶ點に於て君主と一致する者なり、姦人を上聞に達する者は姦を惡むの點に於て君主と一致する者なれば右は賞譽に與つて然るべし、

姦人を上聞に達せざる者は是れ君主と一致せずして下に在る姦人と結托する者なれば右は宜しく責罰すべし、

【字解】〔所及〕 兩處とも「所可及」の可の字を略せしものと知るべし、〔毀〕 不名譽を被らすなり、

今子思不以過聞、而穆公貴之、厲伯以姦聞、而穆公賤之、『第一小段なり、穆公が賞罰を顚倒するを言ふ、』人情皆喜貴而惡賤、故季氏之亂成而不上聞、此魯君之所以劫也、『第二小段なり、穆公の處置を誤りたる結果を言ふ、』【第三大段なり、魯君の微弱なる理由を說明す、】

【講說】今子思は龐襴の過失を上聞せざりしに穆公は反て之を重んじ、厲伯は其姦曲を上聞せしに穆公は反て之を輕んぜり、

凡そ人情誰も尊敬を受くることを好み、輕蔑を被むることを惡むが故に厲伯の事に懲り季氏の逆謀已に熟せしも之を上聞する者なかりき、此れ魯君が季氏の爲に劫されたる所以なり、

【字解】 貴賤此處にては輕重として解すべし、

且此亡王之俗、鄒魯之民所以

案

魯穆公問於子思曰、吾聞龐襇氏之子不孝、其行奚如、子思對曰、君子尊賢以崇德、擧善以勸民、若夫過行、是細人之所識也、臣不知也、子思出、子服厲伯入見、問龐襇子、子服厲伯對曰、其過三、皆君之所未嘗聞、自是之後、君貴子思而賤子服厲伯也、

【講說】魯の穆公子思に問うて曰く、龐襇氏の子が不孝なりとの風評を聞きたるが、實際彼の所行は如何なるやと、子思答へけるは、君子は賢人を尊位に置いて一般の有德者に敬意を表し、善人を登庸して人民に奮發心を起さしむる者にて、彼の人の過失を認むるが如きは小人の業なれば、臣は龐襇氏の子が如何なる不孝の所爲あるか承知致さずと、之と入れ替りに子服厲伯穆公に謁見せし處、公は之れにも龐襇氏の事を問はれけり、厲伯答へて曰ふ、彼には吾君の未だ聞し召さゞる過失三箇條ありと、此問答ありし以來穆公は子思を重んじて子服厲伯を輕んぜり、

【字解】〔子思〕孔子の孫名は伋、〔龐襇〕孔叢子に龐欄に作る、字書に襇の字なし、〔細人〕小人なり、〔其過三〕古注には不孝のみに止らざるを言ふことあり、

難

或曰、魯之公室三世劫於季氏、不亦宜哉、（第一大段なり、魯君の微弱なるは自ら其理由あるを言ふ、）

【講說】或人曰く、魯の公室が三代相續きて其臣下の季氏に劫かされしは如何にも當然にあらずや、

明君求善而賞之、求姦而誅之、其得之一也、（第一小段なり、勸懲共に政治に益あるを云ふ、）故以善

利畏罪、人莫不然、將衆者、不出乎莫不然之數、而道百無一人之行、行人未知用衆之道也、』第三

大段なり、燭過の當に言ふべき點を論ず、

【講説】凡そ利を好み害を惡むは何人も有する所の情なり、左れば賞厚くして信なれば何人も敵を物ともせずして進むべく、刑重くして赦すことなければ何人も罰を畏れて逃げざるべし、立派なる行爲をなして君上の犧牲となる者は數百人の中一人も覺束なしと雖も、利を喜び罪を畏るゝことは千人が千人萬人が萬人同一なり、多數の人を扱ふ者利害心の如き必然の効果に出でずして百人に一人も求め難き行に出づるは誤れり、左れば使番たる燭過は多數の人を用ゆる道を知りたる者とは謂ふべからず、

【字解】〔夫人〕人々と云ふが如し、〔長行〕高行と云ふが如し、優れたる行動なり、〔將〕率ゐる、〔莫不然之數〕利害の理を指す、

槩論

一軍皆起たず一軍皆罰すべけんや、簡主親ら矢石を冒して督戰し士氣乃ち振ひ以て能く敵に勝てり、然るに仝「簡子未だ以て速に楯櫓を去るべからず」と云ひ、飽くまで其法治主義を固執して之を戰陣の間にまでも適用せんとす、夫れ軍法固り少くべからざるも、臨機應變の處置を排して專ら軍法のみに據らんとするが如きは迂も亦甚し、明治の司直往々事情に通ぜずして世の胡盧となる者あり、法官の常識に乏しき固り此の如き歟、

文評

案中「是人之用也」を三處に挿み、前後に「亦有君不能耳」「士無弊」を置く、宛も兩壁の間に三楹を設けたるが如く、結構頗る完實なり、難の文は結末の兩句纔に誦すべきのみ、

韓非子卷十六

難三

此れ本書の第三十八篇なり、凡そ八章、

○第一　魯穆公問於子思

なり、〔烏乎〕 嗚呼に同じ、〔臣聞之〕 此三字は當に管者の上に在るべし、〔數〕 縮に通ず、〔衍〕 溢なり、〔玉女〕 美人なり、〔尊名〕 呂氏春秋の高注に諸侯に覇たるの名なりとあり、〔革車〕 兵士なり、

難

或曰、行人未有以說也、乃道惠公以此人是敗、文公以此人是覇、未見所以用人也、』第一大段なり、燭過の無術を言ふ、

【講說】或人曰く、使番なる燭過は兵を用ゆべき道に於ては何等の說なく、唯だ惠公は此の人民を用ゐて敗れ、文公は此の人民を用ゐて覇となれりと言ふに過ぎず、如何にして人を用ゆべきに至つては絕えて知らざるなり、

簡子未可以速去楯櫓也、嚴親在圍、輕犯矢石、孝子之愛親也、孝子愛親、百數之一也、今以爲身處危而人尙可戰、是以百族之子愛於上、皆若孝子之愛親也、是行人之誣也、』第二大段なり、燭過の無識を言ふ、

【講說】簡子は彼の如く容易に盾を取り棄べきに非ず、若し其父が敵の圍中に在る場合に猶豫なく矢石を犯して進むは親を愛するが故なり、然れども、百姓等が君の爲に命を輕んずること孝子の親を愛するが如きは百人の中僅に一人あるのみ、皆賞罰の爲に驅られて矢石を犯すのみ、今己が身を危險の地に置いて之が爲め兵卒が奮戰すべしとなすは即ち百姓の上を愛すること皆孝子の親を愛するが如くならんことを欲する者にして使番たる燭過の誣なり(俗に謂はゆる出來ない相談)

【字解】〔嚴親〕 易に家に嚴君ありの語あり父を謂ふ、〔孝子愛親〕 此句語を足さざれば意味通ぜず故に本講は語を足して之を解せり、〔百族〕 周禮鄭注に二說あり一は百姓とし、一は府史以下とす、

好利惡害、夫人之所有也、賞厚而信、人輕敵矣、刑重而必、人不北矣、長行狥上、數百不一人、喜

暴亂、身好玉女、秦人來侵、去絳十七里、亦是人之用也、惠公沒、文公授之、圍衛取鄴、城濮之戰、五敗荊人、取尊名於天下、亦是人之用也、亦有君不能耳、士無弊也、簡子乃去楯櫓、立矢石之所及、鼓之而士乘之、戰大勝、簡主曰、與吾得革車千乘、不如聞行人燭過之一言也、

【講說】趙簡主が衛の外廓を圍みし時犀の皮にて裹みたる盾の後に隱れ、敵の矢丸の屆かざる地點に立ち攻鼓を打て兵士を指揮せしも兵士奮て進まざりき、是に於て簡主枹を投げ棄て嘆息して言ひけるは、扨も吾が兵士は萎縮疲勞せるかと、陣中の使番なる燭過兜を脫いで辭を返すやう、是れ偏に吾君の不能なる爲のみ士卒は一向疲勞せし者なし、臣の聞く所に據れば昔し先君獻公國を幷せしこと十七、國を服せしこと三十八、敵に勝ちしこと十二度に及びしが、其用ゐたる兵士は亦今君の用ゐ玉へる民に外ならず、獻公已に逝去ありて惠公位に卽くや淫佚にして暴虐、美女を好んで武備弛みしかば秦より來り侵し絳を距ること十七里の處まで攻入りぬ、其用ゐたる兵士は亦今君の用ゐ玉へる民に外ならず、惠公已に逝去あり文公其位を繼がるゝや、衛を圍み鄴を取り、城濮の戰には五たび楚の兵を敗り、天下に覇名を擧げしが、其用ゐたる兵士は亦今君の用ゐ玉へる民なり、兵士の勇怯は其君次第のみ、故に今兵士の進まざるも君の不能なる外、更に他の理由なし、兵士は曾て疲れしに非ずと、簡主は此言に勵まされ是れまで身を護りたる盾を取り除け矢丸の屆く處に立て進擊の號令を下せし處、士卒、氣を引き立てゝ城に攻寄せ大に勝利を得たり、簡主は深く燭過の忠言を嘉し吾れ燭過の一言を聞きたるは千乘の兵車を得たるよりも益を受けたりと、

【字解】〔郛〕城外の大郭なり、〔犀盾犀櫓〕櫓は大盾、犀は犀の皮

に於ける、倶に其利用を全うし僅少の勞力を以て廣大の結果を致すときは收入多し、市場關門橋梁等の通路を便にし有無交易を行ふときは商人旅人等多く集り外國の財貨輸入に及ぶべく、經費を縮め衣食を程よく、住宅家具の如き必要に不足なく、娯樂嗜好を事とせざるときは收入多し、此れ皆人爲に因て收入の多き事例なり、

若し又氣象上に於て風雨其時を得、寒暖其度に叶ふときは土地は大ならずとも豐年の結果あり、此の如くなれば收入多し、

以上の如く天然と人爲との二つながら收入の多きを致す源因あり、獨り山林川澤より生ずる利益のみに非ず、

然るに李兌が山林川澤の利益に非ざる收入の增加を以て窕貨と曰へるは無術者の言なり、

【字解】〔穰〕元來五穀の豐熟を謂ふ、衆多なり、〔愼〕順なり、〔機〕技術的なり、〔械〕器の總名、〔關梁之行〕行は路なり、〔周〕備はるなり、

槩論

窕言を論ずる一段は「義に度らず」を談者に屬せんが爲に頗る力を費したる痕跡あり、而して論理瓆々、觀るに足らず、

文評

入多を疊用すること六處自ら一格を成す、

○第七　趙簡子圍衛之郛郭

案

趙簡主圍衛之郛郭、犀楯犀櫓、立於矢石之所不及、皷之而士不起、簡子投枹曰、烏乎吾之士數弊也、行人燭過免冑而對曰、臣聞之、亦有君之能耳、士無弊者、昔者吾先君獻公幷國十七、服國三十八、戰十有二勝、是民之用也、獻公沒、惠公即位、淫衍

事、丈夫盡於耕農、婦人力於織紝則入多、務於蓄養之理、察於土地之宜、六畜遂、五穀殖則入多、明於權計、審於地形、舟車機械之利、用力少致功大、則入多、利商市關梁之行、能以所有致所無、客商歸之、外貨留之、儉於財用、節於衣食、宮室器械、周於資用、不事玩好、則入多、入多皆人爲也、『第一小段、人爲を以て收入の增すを言ふ』若天事風雨時、寒溫適、土地不加大、而有豐年之功、則入多、『第二小段なり、天時を以て收入の增すを言ふ』人事天功、二者皆入多、非山林澤谷之利也、『第三小段なり、山澤のみに限つて收入を增さぬを言ふ』夫無山林澤谷之利入多、謂之窕貨者無術之言也、『第四小段なり、斷案を下す』『第二大段なり、窕貨に就て論ず』

【講說】收入の增加を以て窕貨即ち虛僞の財貨となせしは廣く通ずべからず、李子が縣令の姦曲を早くより禁止せずして年末の報告期まで棄て置きしは過失を遂げしめたる者にして畢竟收入の增額を知るべき術に乏しかりしが故なり、

收入の多きは即ち物產の豐富なるなり、倍額の收入ありとて何の不思議もなし、乃ち農事をなして陰陽の順當を追ひ、樹木を植うるに四季の適宜に叶ひ、早きに失せず晩きに失せず、寒溫不調の災なきときは收入多し、小利の爲めに大功を妨ぐることなく、私欲を以て民業を害することなく、男兒は耕作に出精し女子は紡績に力を用ゆるときは收入多し、牧蓄の方法を大切とし地質地味を考究するときは、六蓄生養し五穀繁殖すべく從て收入多し、權量計算を明にし地理の便否を審にし舟車の運輸に於ける機械の製造

或曰、李子設辭曰、夫語言辨、聽之說、不度於義者、謂之窕言、辨在言者、說在聽者、言非聽者也、則辨非說者也、所謂不度於義、非謂聽者、必謂所聽也、聽者非小人則君子也、小人無義、必不能度之義也、君子度之義、必不肯說也、夫曰言語辨、聽之說、不度於義者必不誠之言也』第一大段なり、

窕言に就て論ず、

【講說】或人曰く、李兌は說を立てゝ凡そ言談の巧なる之を聽く者を悅ばせ義に本づかざる者を窕言と名づけたるが、話上手は言ふ人に在り、滿足するは聽く人に在り、話をなす者は聽手に非ざるが故に話上手は滿足する人とは別人ならざるを得ず、乃ち彼が謂はゆる「義に度らず」とは誰が義に度らざるを意味するやと云ふに聽手を指せしに非ずして聽かしむる人を指すに外ならず、扨聽かしむる人が義に叶はざる談話をなせしとして之を論ぜんに、相手となつて聽く者の人物は、君子に非ざれば即ち小人、此二種を出でざるべきが、小人なれば義なきが故に自分の方にて不義の言を義に照すこと能はず、君子なれば義を知るが故に之を義に照すなれば其滿足せざるは必定なり、乃ち彼が言語辨之を聽て悅ぶ義に度らずと云へるは不條理の言なり、

入多之爲窕貨也、未可遠行也、李子之姦、弗蚤禁、使至於計、是遂禍也、無術以知而入多、入多者穰也、雖倍入、將奈何、擧事愼陰陽之和、種樹節四時之適、無早晚之失、寒溫之災、則入多、不以小功妨大務、不以私欲害人

遽易哉」に終るも、前半は僅か五十字にして後半は三百字に及ぶ、是れ其變化を寓せし所なり、而して第一段は勞佚の二字を飜弄し第二段は難易の二字を操縱し、其一個の易を把つて問題となすや、先づ管仲の心事周公旦に同じからざるを論ぜしは是れ一疊なり、次に假に大賢として論ぜしは是れ二疊なり、不肖として論ぜしは是れ三疊なり、波瀾層起、端倪すべからず、又其周公旦に非ざるを論ずる一節は周公と管仲とを順比逆較して管仲の心術を揣摩し强て其危險の人物なることに歸納せしが如き、頼山陽は之を評して「老吏獄を斷じ舞文巧詆するが如し」と云へり、余を以て之を觀るに蘇東坡の韓非論中「夫殺人而不足以爲仁」の一段は其句法此に出でたるに似たり、但し條理井々の文に在つては必ず此等の警策の處あり始て能く平調を免るゝものなり、

韓非の文は法度の嚴密を以て勝れる者なるが此一篇の如き其特色の尤も著しき者にして後學の模範となすに餘あり、

○第六　李兌治中山

案

李兌治中山、苦陘令上計而入多、李兌曰、語言辨、聽之說、不度於義、謂之窕言、無山林澤谷之利而入多者、謂之窕貨、君子不聽窕言、不受窕貨、子姑免矣、

難

【講説】李兌が中山を治めし時、苦陘と云へる土地の縣令より會計報告を上りしに歳入多かりき、李兌曰ひけるは凡そ語言巧にして聽く者之を悅び義を以て其是非を量らざるをば窕言と曰ひ、山林に於ける木材、澤谷に於ける水産の如き利なくして收入多きを窕貨と曰ふ、君子は窕言を聽くことなく、窕貨を受くることなし、足下は兎も角も免職すべし、

【字解】〔李兌〕外儲說及び釋史に由れば李克なり、〔計〕歳末に差出す會計其他の報告書なり、〔窕〕空虛無實なり、〔辨〕辯に通ず、〔說〕悅に同じ、

知不欺主之臣、今桓公以任管仲之專、借豎刁易牙、蟲流出戸而不葬、桓公不知臣欺主與不欺主已明矣、而任臣如彼其專也、故曰、桓公闇主也、　第四大段なり、桓公の忠姦を辨ぜざるを論ず、

【講説】假に桓公が管仲に一任せしは管仲の己れを欺かざるべきを知りての事とせんに、左すれば君を欺かざる臣下を知れる者と謂ふべし、然れども君を欺かざる臣下を知れりと謂ふもの丶、今桓公が管仲に委任せし專權を以て豎刁易牙に貸し與へ其結果死して葬ることも叶はず、身體より蛆生きて戸の隙間を匍出でたるに由れば、桓公が君を欺く臣下と君を欺かざるの臣下とを辨別せざりし事は已に明白なり、而して桓公は臣下の善惡に拘らず之に專任せしことは彼の如し、故に余は桓公を闇君とは曰へるなり、

槩論

表面の主意は桓公が管仲を得たるは決して困難に非ず、而して之を得たる後決して安心すべきに非ざることを主張するに在り、然れども裏面に於ては世の人君が臣下に專任することを諷譏せし者なり、故に桓公は闇主なりと謂へるは、即ち世の人君を闇主となすに外ならず、桓公は世の人君の影法師として論題に供せられたるのみ、

文評

此文の趣向は桓公が「君人者勞於索人、佚於使人」と云へる一語を捉へ理論上より事實上其謬れる事を辯難攻擊したる者にして、其巧妙なる點は難の字易の字勞の字佚の字を竪絲横絲として整然たる紋形を織出せるに在り、第一段の上半分、「何索人爲勞哉」の一句を以て提起し「君人者奚其勞哉」の一句を以て之を束ね、下半分は「使人又非所佚也」の一句を以て提起し、「君人者焉佚哉」の一句を以て之を束ね、双方とも長短略ぼ同一なり、然るに第二大段に至つては均しく一提一策の法を用ゐ、前半截は「桓公得管仲又不難」に起つて「桓公得管仲又不難明矣」に結び後半截は「已得管仲之後奚遽易哉」に始つて「已得仲父之後奚

【講說】桓公已に管仲を得たる後何とて急に易からんや、管仲は周公旦とは異れり、周公旦は七年の間即ち成王幼弱の中のみ假に天子となり國政を行ひしが成王壯年に及び政權を還して之に授けたるは天下の爲めに計りしに非ず吾が職分の當然として此に出でたるなり、夫れ周公の如く幼君の位置權力を奪て天下の事行ふを憚る者は必ず管仲の如く亡君に背いて其仇の臣下とならじ、又管仲の如く亡君に背いて其仇の臣下となる者は必ず幼君の地位權力を奪つて天下の事を行ふに憚らず、幼君の地位權力を奪つて天下の事を行ふ者は必ず其君の國を奪ふことを憚らざるべし、管仲は公子糾の臣にて一旦其仇なる桓公を殺さんとせしも目的を達せず、子糾の死するや反て桓公の臣となりぬ、此を以て觀るときは管仲の進退が周公旦に同じからざるは知るに難からず、

若し管仲を大賢として之を論ぜんか、或は湯武の爲せしに所に出でん、其故は湯武は桀紂の臣なりしが桀紂天下を亂せしにより其天子の位を奪ひたり、今桓公が自ら無事なりとして君臨するは是れ桀紂の行を以て湯武の上に居るなれば管仲に奪はれまじきに非ず、甚だ危險なり、若し管仲を不肖の人物として之を論ぜんか、或は田常の爲せし所に出でん、田常は簡公の臣なりしが遂に其君を弑せり、今桓公が君位を易しとして管仲に君臨するは是れ簡公が自ら無事なりとして田常の上に居ると同じければ管仲に弑せられまじきに非ず、甚だ危險なり、

管仲が周公旦と異ることは以上の議論にて已に明白なるが其湯武となるべきか田常となるべきかは未定の問題に屬せり、蓋し管仲が湯武とならば桓公は桀紂の如き危險あり、管仲が田常とならば桓公は簡公の如き騷動あらん、此に由て觀れば桓公は管仲を得たる後何とて急に無事ならんや、

【字解】〔奪子〕子は成王を指す、但し津田鳳卿は孤の字の闕文とせり、從ふべきに似たり、〔非周公旦未可知也〕本文の儘にては通じ難し、依田氏の校注に云ふ一本に旦の下「亦以明矣、然其賢與不賢未可知也」の九字ありと、右は張榜の說にして別本の正文此の如くなるには非ず、右は姑く措き此れならば意義始めて能く通ず、盧文弨は未の字を衍文とす、更に明白なれば今之を取る、

若使桓公之任管仲、必知不欺已也、是知不欺主之臣也、然雖

るに難からざりしは明白なり、

已得管仲之後、奚遽易哉、管仲非周公旦、周公旦假爲天子七年、成王壯、授之以政、非爲天下計也、爲其職也、夫難奪子而行天下者、必不背死君而事其讎、背死君而事其讎者、必不難奪子而行天下、不難奪子而行天下者、必不難奪其君國也、管仲子糾之臣也、謀殺桓公而不能、其君死而臣桓公、管仲之取舍、非周公旦、未可知也、第二小段なり、桓公管仲を得たる後安心をなし難きを言ふ

若使管仲大賢也、且爲湯武、湯武桀紂之臣也、桀紂作亂、湯武奪之、今桓公以易居其上、是以桀紂之行、居湯武之上、桓公危矣、若使管仲不肖人也、且爲田常、田常簡公之臣也、而殺其君、今桓公以易居其上、是以簡公之易、居田常之上也、桓公又危矣、第三小段なり、桓公の危きを言ふ

管仲非周公旦、亦以明矣、然爲湯武與田常、未可知也、爲湯武有桀紂之危、爲田常有簡公之亂、已得仲父之後、桓公奚遽易哉、第四小段なり、管仲の警戒すべきを言ふ　—

第三大段なり、桓公管仲を得たる後易からざるを云ふ、

むるに勞すると云ふも、何とて人材を求むることが勞ならんや、

昔し伊尹は自ら料理人となつて湯王に用ゐられんことを求め、百里奚は俘虜となつて秦の穆公に用ゐられんことを求めぬ、俘虜は何人も耻辱と思ひ料理人は何人も不面目となす所なるに、其れをも忍んで君上に接近する事を謀りしは別儀に非ず、賢者が世を憂ひて一日も早く之を救はんが爲なり、左れば賢者は招かずとも先方より來るべきが故に人君は賢者に逆ひさへせずば自然之を手に入るゝを得、則ち賢を索むる一事は人君に取り困難なるものに非ず、

且つ賢者を任用する爲には官職あり、功勞を賞する爲には爵祿あり、此の官職を設け此の爵祿を立置かば、賢者も之に引かされて自ら來るべきが故に、人に君たる者は何とて勞することあらん、

然るに人を使ふ方を觀るに、是れ又決して桓公の言ふが如き樂なものに非ず、人君は固り人を使用し己れ自ら事務を行ふには之れなきも、其人を使用するに必要なる條件あり、法度を以て之を標準し刑名を以て之を觀察し、臣下の爲す所法度に合へば之を行ひ、法度に合はざれば之を止めざるべからず、又彼の職務上に於ける功績が果して以前陳述せし言と符合せば之を賞し、齟齬すれば之を罰せざるべからず、此の刑名を以て群臣を取締り法度を以て下民を正すことは決して手放し難きものなり、人君たる者何とて樂ならんや、

賢者を求むるは別段骨の折れることなく、又人を使ふ方は決して樂な仕事に非ず、桓公が人を索むるに勞し人を使ふに佚すと曰へるは誤れり、

【字解】〔準〕標準となすなり、又正すなり、〔度量〕法度なり、

且桓公得二管仲一又不レ難、管仲不レ死二其君一而歸二桓公一、鮑叔輕レ官讓レ能而任レ之、桓公得二管仲一又不レ難明矣、　第二大段なり、桓公管仲を得るに難からざりしを言ふ、

【講說】且つ桓公が管仲を得たる事は難からざりしなり、但し管仲は其君子糾の爲めに死せずして君の敵なる桓公に從ひ、鮑叔官位に冷淡にして管仲の才能に讓り之を任用せしめたるなれば、桓公が管仲を得

辨ぜざることなしと、桓公之を聞て辯解を爲しけるやう、吾れ聞く凡そ人の君たる者は己の輔佐となるべき人を求むるには勞すれども、之を使ふ場合となれば樂なりとか、此方管仲を得たるは難かりしも已に彼を得たる以上何として易からざるべきと、

【字解】〔有司〕當事の官吏なり、〔請禮〕接待の指圖を仰ぐ、〔仲父〕管仲の敬稱、前に出づ、

難

或曰、桓公之所應優、非君人之言也、桓公以君人爲勞於索人、何索人爲勞哉。（第一小段なり、人を索むるは勞に非ざるを言ふ、）伊尹自以爲宰干湯、百里奚自以爲虜干穆公、虜所辱也、宰所羞也、蒙羞辱接君上、賢者之憂世急也、然則君人者無逆賢而已矣、索賢不爲人主難。（第二小段なり、人を索むるの難からざる實例を擧ぐ、）且官職所以任賢也、爵祿所以賞功也、設官職陳爵祿、而士自至、君人者奚其勞哉。（第三小段なり、人君の勞せざるを言ふ、）使人又非所佚也、人主雖使人、必以度量準之、以刑名參之、以事遇於法則行、不遇於法則止、功當其言則賞、不當則誅、以刑名收臣、以度量準下、此不可釋也、君人者焉佚哉。（第四小段なり、人君の佚ならざるを言ふ、）索人不勞、使人不佚、而桓公曰勞於索人、佚於使人者不然。（第五小段なり前段の議論を結び決斷を下す、）【第一大段なり、桓公の言を駁す、】

【講說】或人曰く、桓公が優に挨拶せし言は人君たる者の言ふべき語に非ず、第一桓公は人君が人材を求

的に屬し矯激の言なく允當公正を以て之を評すべし、

文評

案の譬喩女工を以て言ふ、制は裁なり割は裂なり、女工の衣を製するに喩ふ、削縫は女工の刀にて切り絲にて合はすに喩ふ、純緣は女工が襟と袂口とを附くるに喩ふ、擧ぐるは出來たる物を手に取り擧げて着用するに喩ふ、即ち管仲大計畫を立て、賓胥無之を施行し、隰朋之を脩補し、桓公は之を採用するの意なるが、出語の古質なる自ら後世と異なり、論語の「爲命裨諶草創之、世叔討論之、行人子羽脩飾之、東里子產潤色之、」も亦此類なり、

土壤草木の喩は草木の茂實は本と草木の質に因ると雖も亦地力の致す所にして、君の力は即ち地力にして草木が自ら生ずる能はざる以上、臣下に力なき證なるを言ふ、

「非專君之力也」又「非專臣之力也」の二句は一篇の提綱にして第二段は下句を承け、第三段は上句を承け、此の兩段の結束一樣の句法を用ゐ、第四段に至り二人の論を湊合して說を立て、二人の論各一方に偏するを示す、文法頗る正しく井々として條理あり、

○第五　桓公曰告仲父

案

齊桓公之時、晉客至、有司請禮、桓公曰告仲父者三、優笑曰、易哉爲君、一曰仲父、二曰仲父、桓公曰、吾聞君人者、勞於索人、佚於使人、吾得仲父已難矣、得仲父之後、何爲不易乎哉、

【講說】齊の桓公の時晉國の使者來り、其筋の者如何なる接待を爲すべきかと指令を仰ぎけるに、桓公は其事なれば仲父に申すべしとて、三度之を問ふ三度とも同樣の答にてありしかば、君側に侍りし俳優は笑つて曰ひけるやう、人君の務は誠に爲し易きものかな、一にも仲父、二にも仲父と、仲父あれば何事も

昔者晉文公慕於齊女而忘歸、舅犯極諫、故使得反晉國、（第二小段なり文公の業臣の力なるを示す、）故桓公以管仲合、文公以舅犯覇、（第三小段なり、桓文の臣の力に因りしを合論す、）師曠曰、君之力也、又不然矣、（第四小段なり、斷案、）

【講說】昔し桓公は宮中に二箇處の「バザー」を設け市に二百の門閭あり、婦人之を司れり、而して桓公は冠をも着けず婦人の爲に馬車を御して此等の處を遊行し、殆ど遊戲三昧に日を送りたれども管仲を得たるが爲め五覇の長となりぬ、然るに管仲死せし後專ら豎刁を用ゐたるが爲め國亂を釀し其結果桓公死して久しく葬ることゝも叶はず蛆生きて戸より匐出でたるが如き始末なり、若し臣の力に非ずとせば、桓公が管仲を用ゐて覇となれまじきものを、君の力なりとせば豎刁を用ゐて亂を生ぜまじきものを、昔し晉の文公齊の婦人を慕うて國に歸ることを忘れしに舅犯手痛く之を諫め之が爲に晉國に歸るを得たり、左れば桓公は管仲の力にて九合を得、文公は舅犯の力を以て覇となれり、師曠は君の力なりと曰へども亦事理に違へり、

【字解】〔婦閭二百〕一說に倡家とせり、閭は里門を謂ふ、〔伯〕覇に同じ、〔以爲非臣之力也、以爲君之力也〕也は乎として視るべく、其下に則を略せしなり、又「臣の力に非ず」と曰ひ「君の力」と曰ひ唯語を換へたるのみにて同一の意なり、〔故使得反國〕諸本多くは得るを以て衍とすれども、余を以て之を觀れば使の字衍なり、

凡五覇所以能成功名於天下者、必君臣俱有力焉、故曰、叔向師曠之對、皆偏辭也、（第四大段なり、自家の結論を下して叔向師曠の謬見を斷ず、）

【講說】凡そ五覇が能く天下に功名を成立せし所以は君の力のみに非ず臣の力のみに非ず、君臣揃うて功ありしなり、故に叔向師曠の說は何れも一方に偏せし論なりと曰ふなり、

槩論

此れ尤も平凡の問題にして韓非の論も亦極めて常識

【講説】或人曰く、叔向の對も師曠の對も兩つながら一方に片寄りし中分なり、夫れ天下を一匡し諸侯を九合せし事實は美の大なる者にして、君の力のみにもあらず、又臣の力のみにもあらず、

昔者宮之奇在虞、僖負羈在曹、二臣之智、言中事、發中功、虞曹倶亡者何也、此有其臣而無其君者也、『第一小段なり、臣あれども君なし、』且蹇叔處虞而虞亡、處秦而秦覇、非蹇叔愚於虞而智於秦也、此有君與無君也、『第二小段なり、君あれども臣なし、』向曰、臣之力也、不然矣、『第三小段なり、斷案。』【第二大段なり、叔向を駁す、】

【講説】昔し宮之奇は仕へて虞に在り、僖負羈は仕へて曹に在り、此の二人は倶に智者にして議論せし所は盡く事理を得、施設せし所は盡く功果を成すべき者なるに虞曹二國が一様に亡びたる者は何故ぞと云へば、是れ宮僖の如き良臣ありしも明君なかりしが爲なり、

又蹇叔は虞に處りたれども虞は亡び、其後秦に處たれば秦は覇となれり、此れは蹇叔が虞に居りし時愚人にして秦に處りし時智者なりしに非ず、虞には明君なく、秦には明君ありしが故なり、

叔向は臣の力なりと云ふ、此言に當らず、

【字解】〔蹇叔〕史記に「繆公蹇叔を宋に迎ふ」とあり、其他考ふべき資料なし、故に多く百里奚の誤とす、百里奚が虞に處りて虞亡び秦に處りて秦覇たりし事は呂氏春秋に見ゆ、〔虞〕本と于に作る、或は以て誤字となす、然れども于虞相通ずる事は諸子平議審に之を證す、必ずしも誤字に非ず、今唯だ其普通なるものに從へり。

昔者桓公宮中二市、婦閭二百、被髮而御婦人、得管仲爲五伯長、失管仲得豎刁而身死蟲流出戸不葬、以爲非臣之力也、且不以管仲爲覇、以爲君之力也、且不以豎刁爲亂『第一小段なり、桓公の業君の力に非ざるを示す、』

【講說】晉の平公或る時叔向に問ひけるは、昔し齊の桓公は九たびも諸侯の會盟を催し一たび天下の亂を正せしが、右は其臣下の力なりしや如何んと、叔向答へらく、之を衣服を作ることに譬へなば管仲は善く大だちをなし、賓胥無は、裁縫をなし隰朋は襟つけをなす、斯くて衣服の出來上りたるを桓公が其儘取り擧げて之を着用したるなれば結局臣下の力にして桓公は何の力もあらざりきと、

【字解】〔純緣〕へりなり、ふちなり、

師曠伏琴而笑之、公曰、太師奚笑也、師曠對曰、臣笑叔向之對君也、凡爲人臣者、猶炮宰和五味而進之君、君弗食、孰敢强之也、臣請譬之、君者壤地也、臣者草木也、必壤地美然後草木碩大、亦君之力也、臣何力之有、』第二

大段なり、師曠の論を叙す、

【講說】平公と叔向と問答の時太師とて樂官長なる師曠琴を控へて側に在りけるが此話の終るや琴の上に身を俯して笑ひぬ、平公太師には何事を笑ふぞと問へるに答へて云ふやう、臣は叔向の御挨拶を笑ひしなり、凡そ人臣は料理人が五味を鹽梅して之を君に差上ぐるが如き者にて君が其れにても箸を下さゞる時は强ひて進むることは出來ざるなり、之を譬へ申さんに君は土地の如く臣は草木の如く、地質の善き處に限り草木の生長するに由れば、桓公の事業と雖も結局君の力にして臣下は何の力もあらざりきと、

【字解】〔炮〕庖に同じ、〔五味〕甘苦酸鹹辛、〔碩〕充實、俗に云ふ實いりの善きなり、

難

或曰、叔向師曠之對、皆偏辭也、夫一匡天下、九合諸侯、美之大者也、非專君之力也、又非專臣之力也、』第一大段なり、二人の議論倶に誤れることを總論す、

策ならんが、今紂は文王が大に人心を得たるより之を惡みしなり、然るに其上又土地を拋て人心を收めば益す疑を重ぬる道理なり、左ればこそ文王は手かせ足かせを施されて羑里に囚はれたるぞかし、

鄭長者有言、體道無爲無見也、此最宜於文王矣、不使人疑之也、『第四大段なり、文王の取るべき方針を示す、』

【講說】鄭の長者の言ひける語に、道に法りて無爲を守り、己れの智慮を見はすべからずと此言は最も文王に適せり、何となれば無爲無見なる以上人に疑はるゝことと無ければなり、

仲尼以文王爲智、未及此論、『第五大段なり、仲尼の見識到らざるを示す、』

【講說】仲尼が文王を以て智となせしは鄭長者の論に劣れり、

槩論

此論は平地に波瀾を起したる者にして固り篤論に非ず、韓非已に智者は過難の地を知て之を辟くる者なりと言ひ、己れ則ち秦に囚死す、是れ自ら不智を表するものと謂ふべし、何ぞ文王を議するに暇あらんや、

文評

「以不得人心耶」の二句は人心を得るの重ねて疑はるゝ所以なるを喚起す、手段として用ゐたる者なるべきも人心を得ざるが故に惡まるゝと云へる理由は成立せざるが故に殊に論據を弱はむるの失あり、

○第四　平公問叔向

案

晉平公問叔向曰、昔齊桓公九合諸侯、一匡天下、不識臣之力也、叔向對曰、管仲善制割、賓胥無能削縫、隰朋善純緣、衣成、君擧而服之、亦臣之力也、君何力之有、『第一大段なり、叔向の論を敘す、』

方を上納し其條件として炮烙の刑を廢止ありたしと申出しかば天下を擧げて皆感謝しけり、

【字解】〔盂〕邘國を謂ふ、河内に在り、〔莒〕齊の東南に在り、〔酆〕楚の地、〔洛西〕丹坊等の州、〔赤壤〕猶ほ美地と云ふが如し、壤は柔土にして塊なきもの、〔炮烙之刑〕前に出づ、

仲尼聞之曰、仁哉文王、輕千里之國、而請解炮烙之刑、智哉文王、出千里之地、而得天下之心、　第二大段なり、孔子の評を掲ぐ、

【講説】仲尼之を聞て曰く、文王は千里の大國をも物の數とせず之を棄てゝ人民の爲に殘酷なる炮烙の刑を廢せんと申出でたるは何等の仁心ぞや、又千里の地を抛て天下の人心を取込たるは何等の智術ぞやと、

難

或曰、仲尼以文王爲智也、不亦過乎、　第一大段なり、先づ仲尼の評を抹殺す、

【講説】或人曰く、仲尼が文王を以て智者とせしは如何にも失當ならずや、

夫智者知過難之地而辟之者也、是以身不及於患也、　第二大段なり、智者の如何を掲げて標準を立つ、

【講説】夫れ智者は危難の場合を知て之を避くる人を謂ふ、危難に近づかざるが故に其身も害を受くるに至らざるなり、

使文王所以見惡於紂者、以其不得人心耶、則雖索人心以解惡可也、紂以其大得人心而惡之、已又輕地以收人心、是重見疑也、固其所以桎梏囚於羑里也、　第三大段なり、文王の禍を得るを以て其不智の證とす、

【講説】若し文王が紂王に惡まれし源因が文王の人心を得ざるに在りなば人望を收めて其心を和げるも一

無功也、論囹圄而出薄罪者、是不誅過也、夫賞無功則民偸幸而望於上、不誅過則民不懲而易爲非、此亂之本也、安可以雪恥哉、』第三大段なり、更に大體より恥を雪ぐに足らざるを論ず、

【講說】且つ貧民を惠むは功なき者に賞を與ふるなり、輕罪を赦すは過ある者を罰せざるなり、苟も無功の者を賞するときは人民非分の事を僥倖して上より之を得んとするに至り、過失を罰せざれば人民懲るゝ所なくして惡事を爲し易し、此の如きは亂の本なり、何として恥を雪ぐを得んや、

【字解】〔偸幸〕萬一の偶然を冀ふなり、〔望於上〕惠を望むなり、原注「常に遺冠を望む」とあり、迂拘に失す、

槩論

「非義也」と「使之而義」とを以て兩意双敲を行ふ緊嚴ならざるに非ず、然れども「使之而義」より宿義を抽出して攻具となせしが如きは彼が嘗て謂はゆる「毛を吹て疵を求めず」の格言に悖れる者心術の酷薄自ら見はる、

文評

後半の議論文章、此書の中複出重見殆ど枚擧に暇あらず、千篇一律人をして厭倦を生ぜしむ、蓋し信賞必罰は彼の生命となす所のものにして覺えず此に至るなり、孟言へば必ず堯舜を稱し仁義を說くと雖も、或は竪說或は橫說千變萬化毫も重複を覺えざらしむ、是れ其文學的伎能更に韓非の上に在り、

○第三　文王

案

昔者文王侵盂克莒擧酆、三擧事而紂惡之、文王乃懼、請入洛西之地、赤壤之國方千里、以請解炮烙之刑、天下皆說、』第一大段なり、事實を擧ぐ、

【講說】昔し文王盂を侵し莒に克ち酆を取りし處、斯く三度も戰役を興したる爲め殷の紂王に惡まれぬ、文王之を懼れ洛水の西方に於て尤も肥沃の國千里四

復遺冠乎、

【講説】齊の桓公酒を飲み大醉の餘り冠を失ひしかば醒めて後深く之を恥ぢ群臣を見るを厭うて三日の間朝廷に臨まざりき、管仲曰く此等の細事は國君の恥に非ず、主公善政を施して此恥を洗ひ玉はゞ仔細あるべからずと、桓公尤なりとて米倉を開いて貧民に施し牢獄を取調べて輕罪の者を放免せり、斯くて三日を過ざけるに人民は其德を頌し歌て曰く、吾が君又も冠を失ひ玉はゞ宜しきにと、

難

或曰、管仲雪桓公之恥於小人、而生桓公之恥於君子、（第一小段なり、反て大恥を生ずるを言ふ、）使桓公發囷倉而賜貧窮、論令圄而出薄罪、非義也、不可以雪恥、使之而義也、桓公宿義、須遺冠而後行之、則是桓公行（遺）義、非爲遺冠也、是雖雪遺冠之恥於小人、而亦遺宿義之恥於君子矣、（第二小段なり、前意を申説す、）（第一大段なり、管仲の言恥を洗ぐに足らざるを言ふ、）

【講説】或人曰く、管仲は下等社會に對して桓公の恥を雪がしめたりと雖も、反て上流人士に對し桓公の恥を作り出せり、

桓公が管仲の説に從て貧民を惠み輕罪を赦したることが不義なりとせば恥を雪ぐの價値なく義なりとせば早くより之を行ふべき筈なるに、此れまで留め置き今冠を失ひし事あるを待て之を行へるは是れ義を遺失せるものと謂ふべく、冠を遺失せしが爲に非ず、然らば下流社會に對して冠を遺失せし恥を雪ぎたるも上流人士に對しては更に義を留め置きたる耻を遺せしに外ならず、

【字解】〔雪耻於小人〕　小人の恩惠を悦びたるが故に云ふ、〔使之而義〕　而はテニナハの如くに用ゐたる辭、一説に云ふ能の意あり、呂氏春秋の去私篇に「南陽鉄令、其誰可而爲之、」の高誘注に而を能と解す、此處も亦能の字として視るべし、

且夫發囷倉而賜貧窮者、是賞

傷良民、今緩刑罰行寛惠、是利姦邪而害善人也、此非所以爲治也、『第三大段なり、刑罰を寛にするの害を言ふ』

【講說】夫れ草茅を惜みて刈らざれば稻を損じ、盜賊を憐みて之を惠むときは良民を害す、今刑罰を緩くして寛大慈惠を行ふは是れ姦邪を助けて良民を害するの道にして政治を行ふ所以に非ず、

槩論

韓非は難一に於て雍季の桓公に答へたる事を論じ「此れ應ずる所以に非ざるなり」と曰へり、然るに今其晏嬰を論ずるや、論ずる所、嬰の謂ふ所に非ず、夫れ繁刑と濫刑とは決して同一ならず濫刑は無用の刑にして韓非の謂はゆる不當なるもの、繁刑に至つては刑の適用よりも寧ろ刑の條目に關する者なるが、晏子の諷諫せし所は即ち此點に在り、本文「刑を損する五」の句あるに由て其然るを知る、然るに韓子は之を實行の上に取て晏子を非る、是れ亦其本術を誇張する所以に過ぎず、左傳には君子の評を載せて曰く、仁人の言は其利博いかな、晏子一言にして齊侯刑を省けり詩にいふ君子如し祉せば亂庶く遄に已まん其れ是を之れ謂ふ乎と、是れ自ら正論、韓非の說は法官の本色なると共に又弊處なり、

評文

今此文を以て左傳晏子の條と對看するに、其敍事彼は繁此は簡、繁の妙典雅に在り簡の妙古勁に在り異曲にして同工議論に至りては彼は温藉春風の如く此は肅殺秋霜の如く、而して草茅盜賊の一喩あり纔に能く人を動かす、

○第二　桓公遺冠

案

齊桓公飲酒醉遺其冠、恥之、三日不朝、管仲曰、此非有國之恥也、公胡其不雪之以政、公曰善、因發囷倉賜貧窮、論囹圄出薄罪、處三日而民歌之曰、公胡不

高く普通の履は廉く候と答へぬ、景公何故ぞと問ひしに、答へて刑罰多き故なりと申ければ、景公驚き愀ひ顔色を變じて曰く、此方斯く暴なるかと、是に因て刑の中省きし者五種に及べり、

【字解】〔子宮小近市〕 晏子春秋には此下に「湫隘囂塵不可以居」の八字あり、左傳も同樣なり、意義善く通ず、〔且〕 左傳及び晏子春秋には「且小人近市、朝夕得所求、小人之利也」とあり、是れ前文を承けたるものなれば且の字通ずれども此處にては殆ど語を成さず衍文なるや必せり、津田鳳卿は當に臣に作るべしと云ふも必ず然らざるに似たり、〔繁〕 多なり、〔踴〕 左傳の杜注に足を削られたる者の履とあり、〔造然〕 驚き且つ痛む形容、

難

或曰、晏子之貴踴非其誠也、欲便辭以止多刑也、此不察治之患也、夫刑當無多、不當無少、無以不當聞、而以太多說、無術之患也』 第一大段なり、刑は當否を問ふべく、多少を問ふべからざるを言ふ、

【講說】或人曰く晏子が片足者の履を高價なりと曰ひたるは事實に非ず、方便を用ゐて多刑を止めんとせしに外ならず、此れ政治の道を研究せざる失なり、夫れ刑當れば多しとも多しとするに足らず、當らざれば少しとも少しと爲し難し、晏子が刑の不當を上聞せずして徒に其過多なるを論ぜしは無術の失なり、

敗軍之誅、以千百數、猶北且不止、即治亂之刑如恐不勝、而姦尚不盡、今晏子不察其當否、而以太多爲說、不亦妄乎』 第二大段なり、刑は決して多きを厭はざるを言ふ、

【講說】敗軍の時退走する者を誅するは千人百人の多數に及べども猶ほ退走して止まらず、左れば亂を治むるの刑は姦邪に勝たざることを恐るゝが如く務めて之を重くするも、姦邪は尚ほ盡きざるなり、然るに今晏子は刑の當否を問はず唯だ其過多なるを論ずるは如何にも妄ならずや、

夫惜草茅者耗禾穗、惠盜賊者

す者なり、左ば此れを知言と謂ふべからざる者あり、

概論

此章亦其主義なる術に歸納す、別に稱すべきものなし、

文評

兩用の害なく、專用の害ある例を擧げて、兩用の必ず憂ふるに足らざるを示すと共に術の恃むべきを明にしたるは善し、然れども桓公と成湯との術如何を說かざるは猶ほ疎に失す、

難二

此れ本書の第三十七篇なり、凡て七章、其古人を借りて以て己れの說を伸るは難一に同じ、

○第一　景公捐刑

案

景公過晏子曰、子宮小且近市、請徙子家豫章之圃、晏子再拜辭曰、且嬰家貧、待市食而朝暮趨之、不可以遠、景公笑曰、子家習市、識貴賤乎、是時景公繁於刑、晏子對曰、踊貴而履賤、景公曰、何故、對曰刑多也、景公造然變色曰、寡人其暴乎、於是捐刑五、

【講說】齊の景公晏子の家に臨み之に言ひけるは、卿の家は市に近く土地柄宜しからざれば邸を豫章の御苑に移し遣すべしと、晏子再拜して辭退しけるやう、嬰の家は貧窮にて日常の食物も自宅にて製することは叶はず一々市より取寄せ居り、從て朝夕其方に趨く儀ゆゑ遠きときは不便に之れありと、景公笑つて曰く、卿の家は市の事に精し、左すれば物價を承知せるやと、此の時景公刑罰を行ふこと頻繁なりしかば晏子は之を諫むるに善き機會なりと思ひ、片足の履は

【講說】韓の宣王樛留に向ひ、此方公仲公叔の二人を双方とも並び用ゐんと欲す、善かるべきや惡かるべきやと、樛留答へて曰く、昔し魏は樓緩翟黃を並び用ゐたる結果西の河地を失ひ、楚は昭と景楚の二氏を並び用ゐたる結果鄢郢を失へり、今君は公仲公叔を並び用ゐ玉はゞ、彼等必ず權力を爭ひ外國と利益を交換して私利を謀るべければ危險なり、

難

或曰、昔者齊桓公兩用管仲鮑叔、成湯兩用伊尹仲虺、夫兩用臣者國之憂、則是桓公不霸、成湯不王也、『第一小段なり、兩用の害なき例證、』湣王一用淖齒、而身死於東廟、主父一用李兌、減食而死、『第二小段なり、專用の害ある例證、』主誠有術、兩用不爲患、無術兩用、則爭事而外市、一則專制而劫弑、『第三小段なり、利害の根本を示す、』『第一大段なり、利害は術の有無に在り、兩用專用に關せざるを言ふ、』

【講說】或人曰く、昔し齊の桓公は管仲鮑叔を兩用し、殷の湯王は伊尹仲虺を兩用せり、若し二人並び用ゆる事が國家の害ならんには、桓公は霸たる能はず、成湯は王たる能はざるべき理なり、又齊の湣王は淖齒に專任せしが爲め東廟は死し、主父は李兌を專任にせしが爲め食を減じて死せり、人君誠に術あらば兩用するとも害を生ぜず、術なくして兩用せば權力を爭て外國に結托し、術なくして專任するときは制を擅にして弑虐を行ふ、

今留無術以規上、使其主去兩用一、是不有西河鄢郢之憂、則必有身死減食之患、是樛留未有善以知言也、『第二大段なり、樛留の術を知らざるを斷論す、』

【講說】今樛留は術を以て上を正すことなく、其君に二人兩用の計畫を諫めて一人に專任せしめんとせり、是れ楚魏の憂を招かざれば則ち湣王主父の禍を釀

如と通ず、〔巷伯〕宮中の侍人、

今管仲不レ務二尊主明法一、而事下増寵益爵上、是非下管仲貪二欲富貴一、必闇而不上レ知レ術也、（第三大段なり、管仲の術を知らざるを論ず、）

【講説】今管仲は君主を尊び法律を明にすることを務めず、君寵を増し爵祿を加へんとせしは管仲が富貴を貪るの意に出でたるか、左もなくば文盲にして術を知らざるに由るなり、

故曰、管仲有二失行一、霄略有二過譽一、（第四大段なり、二人に就て斷案を下す、）

【講説】左れば管仲は寵爵を求めたる失行あり、霄略は誤て管仲を譽めたる失言あり、

概論

是れ「管仲貪るに非ず以て治に便にするなり」の一語を取て駁撃を加へたる者、管仲の事恐らくは戰國間虐託の辭なるべし、然れども若し果して事實此の如しとせば、其政治上の力量固り疑ふべく、霄略の辯解徒に窮するを覺ゆ、乃ち之を駁するは自ら其理ありと雖も尊主明法を以て攻撃の利器とせる如きは其慣用爛熟の手段にして目を刮するに足らず、

文評

通篇盡く管仲論なり、而して管仲の術を知らざる事を論明せば霄略の評の失當なる更に言を待たず、是に於て結末は則ち二人の斷案を掲ぐ、平公の章と參觀するときは尾同うして體異ることを發見すべし、

○第九　韓宣王問於樛留

案

韓宣王問二於樛留一、吾欲下兩用二公仲公叔一、其可乎、樛留對曰、昔魏兩用二樓翟一、而亡二西河一、楚兩用二昭景一、而亡二鄢郢一、今君兩用二公仲公叔一、此必將レ爭レ事而外市、則國必憂矣、

難

或曰、今使臧獲奉君令詔卿相、莫敢不聽、非卿相卑而臧獲尊也、主令所加、莫敢不從也、今使管仲之治不緣桓公、是無君也、國無君不可以爲治、若負桓公之威、下桓公之令、是臧獲之所以信也、奚待高國仲父之尊而後行哉、』第一大段なり、君の威權を戴かば富貴の資格を要せざるを言ふ、

【講說】或人曰く、今奴婢と雖も君の命令を奉じて卿相に申渡さば誰も服從せざる者なし是れ卿相の身分が卑くして臧獲の身分が尊き爲にあらず、君主の命令に壓されて從はざるを得ざればなり、若し管仲が桓公を棄置きて政治をなさば是れ君主なきなり、君主なければ如何にしても國を治むること出來まじ、若し管仲が桓公の威を後立として桓公の令を下すならんには即ち奴婢が威勢を張ることを得るの理にして、政治を行ふに何ぞ必ず高國の如き尊き位を待たんや、

【字解】〔詔〕告ぐるなり、此字古は上下共通、〔臧獲〕奴婢を謂ふ、〔緣〕由るなり、〔信〕伸と通ず、

當世之行事都丞之下徵令者、不避尊貴、不就卑賤、故行之而法者、雖巷伯信乎卿相、行之而非法者、雖大吏詘乎民萠、』第二大段なり、行と不行とは法と不法とに在るを論ず、

【講說】其當時に於ける事務官若しくは地方の小役人等が命令を下し召喚狀を發するに尊貴なりとて執行を避け、卑賤なりとて執行を遂ぐるが如きことあらず、左れば苟も法の如くに之を行へば宮中の宦者と雖も卿相の如き尊者にも及ぼすを得、法に違て之を行へば大官と雖も平民に屈せざるを得ず、

【字解】〔行事〕行使の官なり、〔都丞〕地方の屬官、〔而法〕而は

論ぜし者、而して第二大段の前半は起首の「非分謗」を説明し後半は「益謗也」を説明し併せて一篇の主意を發揮し毫髪の遺憾なし、且郄子以下は一轉して韓子の非を飾る所以なるを言ひ以て前論の足らざる所を補ふ、周匝の筆なりと謂ふべし、

○第八　管仲霄略

案

桓公解管仲之束縛而相之、管仲曰、臣有寵矣、然而臣卑、公曰、使子立高國之上、管仲曰、臣富矣、然而臣疏、於是立爲仲父、『第一小段なり、事實を擧ぐ、』霄略曰、管仲以賤爲不可以治國、故請高國之上、以貧爲不可以治富、故請三歸、以疏爲不可以治親、故處仲父、管仲非貪、以便治也、『第二小段なり、評論を掲ぐ、』

【講説】齊の桓公は一旦己に敵對せし管仲の罪を赦し其縛の繩を解て宰相に登庸せり、或る時管仲申出けるは臣は誠に君寵を被れども門地卑しきを如何にせんと、桓公然らば高氏國氏の上に立たしめんとて右の運に至りし處管仲又申出けるは臣の身分貴くなりたれども貧なるを如何にせんと、桓公然らば三歸の家あらしめんとて之を賜ひぬ、管仲更に申出けるは臣富みたるも公家との關係なきを如何にせんと是に於て桓公は管仲を立てゝ仲父となせり、霄略と云ふ者之を評して曰く、管仲身分賤しかりしが故に賤しくあつては國を治むる資格なしとて高國二氏の上に置かれんことを請へり、貧なりしが故に貧にては富人を治むる資格なしとて三歸を請へり、疏かりしが故に疏きときは親密の關係ある者を治むる資格なしとて仲父の位に就けり、管仲の利慾地位を貪りしには非ず、政治上都合善きが爲なりと、此事外儲説左の下に出でたれば該項の講義を參考すべし、

郄子之言非分謗也、益謗也、

第三大段なり、郄子の過、韓子に異らざるを論ず、

【講説】且つ人民は在上者に向て公平なることを望むや極めて切なり、韓子の爲す所當を得ずとも責めては郄子の當を得んことを望めるに、今韓子の已に不當なる上に郄子も亦當を失せんか、人民は上に對して絶望する外はあらず、故に郄子の言は謗を分つに非ず謗を增すと曰ふなり、

且郄子之往救罪也、以韓子爲非也、不道其所以爲非、而勸之以殉、是使韓子不知其過也、夫下使民絶望於上、又使韓子不得郄子之所以分謗者也、

第四大段なり、郄子の言韓子の過を正すに足らず、謗を分つの無意味なるを言ふ、

【講説】且つ郄子の往て罪人を救はんとせしは韓子を失當と爲せしが故なり、左れど何故に失當なるやを言はずして軍中に示さんことを勸めしは韓子に己の過失を覺らしめざるなり、斯く一方には人民をして在上者に失望せしむるが上に韓子をして其過失を知らざらしむるに由れば、吾れ郄子が謗を分つの理由を發見する能はず、

槩論

分謗の事たる甚だ美德なるが如くにして其實は然らず、蓋し矯激に非ざれば則ち術數に出づるの嫌あり、韓非の眼光善く此間の消息を看破し其察せざるべからざるを謂ふ鑿々據あり、諸章中尤も道理に合へる文なり、故に迂評の如きも「精細正當にして遺漏なし誦すべし」と云へり、論旨の穩健なる宛然東萊博議中の物、筆力の勁拔なるに至ては固り上下床の別あり、

文評

第一段の大意は「有罪なれば救ふべからず、無罪なれば徇ふべからず」と云ふに在り、道理上より論ぜし者、第二大段の大意は韓子の謗は已に成立したれば分たんと欲するも分つべきに非ず、然るに徇を勸めたるは別に一謗を生ずるなりと云ふに在り、事實上より

又罪人に非ざるを勸めて軍中に示さしむると爲さば無辜の上塗をするに當る、無辜の上塗をすれば民從て怨み、民怨むときは國危し、左れば郄子の言は小にして國を亂し大にして國を危くすべきもの故、察せざるべからず。

且韓子之所斬若罪人、郄子奚分爲、斬若非罪人、則已斬之矣、而郄子乃至、是韓子之謗已成、而郄子且後至也、『第一小段なり、謗を分つ能はざるを論ず』夫郄子曰以徇、不足以分斬人之謗、而又生徇之謗、是何言分謗也、『第二小段なり、謗を増すの所爲なるを論ず』昔者紂爲炮烙、崇侯惡來又曰、斬涉者之脛也、奚分於紂之謗、『第三小段なり、例證を擧ぐ』┃第二大段なり、郄子の言目的を遂ぐるに足らず反て之を害するを論ず、

【講説】且つ韓子の斬りたる者が若し有罪なりせば郄子は何ぞ謗を分つに及ばん、若し又有罪にあらずとせば已に之を斬りたる後郄子が到着せしならば、韓子の謗は已に出來たる後にして郄子は間に合はざりしなり、然るに郄子は之を軍中に示せと曰ひたるとて之が爲め人を斬りたる謗を分つこと能はざるのみならず、更に軍中に示せしとの謗を生ずべし、何として謗を分ちたりと言はるべき、

昔し殷の紂王炮烙の刑を設けたる處、崇侯惡來が更に附け智慧をなして冬の朝水を涉る者の脛を斬らしめたるが、右は紂の謗を增すのみにて何ぞ謗を分たんや、

【字解】〔炮烙之刑〕銅柱に膏を塗り之を炭火の上に架し罪人をして渡らしむる仕組なり、〔斬涉者之脛〕冬の朝の寒天に水を涉る者は其脛が定めて異常なるが爲め寒に耐えたる者とし、斬て構造を觀んとするなり、

且民之望於上也甚矣、韓子弗得、且望郄子之得之也、今郄子俱弗得、則民絕望於上矣、故曰、

靡笄之役、韓獻子將斬人、郄獻子聞之、駕往救之、比至則已斬之矣、郄子因曰、胡不以殉、其僕曰、曩不將救之乎、郄子曰、吾敢不分謗乎、

【講説】靡笄の戰爭に韓獻子が將に或る兵士を斬らんとする由を聞き、郄獻子は之を救はんとて急に馬車を驅り韓獻子の陣へ赴きけるに、到着せし頃には其者已に殺されたり、郄子は韓子に向ひ殺せし以上は軍中に示して他卒の戒となす方然るべしと、郄子の僕怪みて人に問ひけるは、前には救はんとし玉ひしに非ずや、然るに之を軍中に示さんと爲し玉ふは如何にぞやと、郄子云ふ吾れ今となりては何ぞ韓子と謗を分たざるべきと、

【字解】〔靡笄之役〕晋陽の戰なり、靡笄は山名、〔往救之〕殺すべき程の罪に非ざるゆゑ之を救はんとせしなり、〔分謗〕韓獻子が殺すに足らざる者を殺せしは固り非難を免れ難し、然れども已に殺せし以上は己も其責を連帶し共に非難を受けんとするなり、

難

或曰、郄子言不可不察也、非分謗也、益謗也、『第一小段なり、郄子の言、目的に反對せる結果を生ずるを言ふ、』韓子之所斬也、若罪人則不可救、救罪人、法之所以敗也、法敗則國亂、若非罪人、而勸之以殉、勸之以殉、是重不辜也、重不辜、民所以起怨者也、民怨則國危、郄子之言、不可不察也、『第二小段なり、郄子の言危亂の患あるを言ふ』第一大段なり、郄子の言、害あるを論ず

【講説】或人郄子の言は考究すべきものにして直ちに首肯するを得ず、見よ韓獻子に對する非難を半分引受けしに非ず反て之を増せしものなり、韓子の斬りたる者が若し罪人なれば救はんとするが誤れり、罪人を救ふときは法從て敗れ、法敗るれば國亂る、若し

きに刎體を附け桓公に高ぶる者と假定せんか、是れ其才略を有るが如くに僞はる者なれば之を誅せざるべからず、左れば何の點より觀るも小臣の態度は罰せらるゝか誅せらるゝか其一を免るべからず、

然るに桓公は君臣の筋道を立てずして刑戮すべき人物を尊重せしは是れ齊國人民に上を輕んじ君を侮るの風俗を奬勵することゝなる、決して國を治むるの道に非ず、

以上の理由に因り桓公は仁義を知らずと曰ふなり、

【字解】〔矜〕ほこると訓ず、〔領〕筋道を附くること、

槩論

韓非は隱士を惡むこと甚しく、其之を排斥せる議論は『忠孝篇』其他に見るもの一にして足らず、蓋し余を以て之を觀るに其理由二あり、戰國の時人皆功名に急にして高尚の士は俗に謂はゆる意氣地なしを以て目せり、而して彼れ其躁進妄求の醜を掩はんとすれば是非とも口を國家民人の福利に藉らざる能はず即ち隱居仕へざるの士を誹るは仕官の貴ぶべきを示す所以、韓非其世に生れて其感化を受けたるや言ふまでもなし、是れ其一因なり、又韓非已に賞罰を以て政治上唯一の利器となす以上、賞も勸むるに足らず罰も威すに足らざるが如き人物は彼の最も厄介視する所なり、何となれば賞罰の及ぶ能はざる人物は宛も我が地球より金星中の人間に對するが如く殆ど利害を以て之を制すべからざるが故なり、左れば彼は務めて人を利害苦樂の寰內に入れ然る後法度を以て束縛するの方針を取り、到底其政綱中に入るの見込なき者は之を殺すの外策なしと思へり、是れ其一因なり、而して此章の如きも亦此の見地より論を立てたる者のみ、

文評

「謂之仁義」を用ゆる兩處、「不可謂之仁義」を用ゆる亦兩處、一正一反共に小臣の行に係る、「仁義不在焉」の一句小臣を收め、「桓公又從而禮之」の句桓公を起し、而して「智能不智能」の兩節を挿んで小臣の刑戮すべきを論ずるの下、直ちに「桓公不能領臣主之理」の句に由て又桓公の論に入る、斷續の法窺ふべし、

○第七　分謗

案

小臣在民萠之衆、而逆君上之欲、故不可謂仁義、第二小段なり、小臣の人臣の禮なきより其仁義に非ざるを論ず、仁義不在焉、桓公從而禮之、第三小段なり、桓公仁義に非ざる者を尊ぶを論ず、第三大段なり、小臣の仁義に非ざるを論ず、是を實論とす、

【講說】今桓公は萬乘の大國に君たる勢を以て、小臣の如き身分賤しき士に頭を下る所以は他なし、之に齊國の政治を相談して苦勞を共にせんとせしなり、然るに小臣は謁見の儀を行はざりしを觀れば斯の人人民を忘れて之れを救ふ志なかりしなり人民の休戚を忘るゝは決して仁義と稱するを得ず、又仁義なれば人臣の禮を失ひ君臣の位を破ることなし、是故に凡そ國内に居り、鳥を贄として君主に進見する者を臣と曰ひ、臣と吏と各職を分ち事を受くるを萠と曰ふ、今小臣は民萠の衆中に在りながら君主の欲する所に逆ひ國家の務をなすを肯んせず、是れ決して仁義と謂ふべからず、仁義は彼の行爲に於て見出す能はず、然るに桓公は態々彼の處に赴きて敬禮を表せり、

【字解】〔忘民〕民事を忘るゝなり、前段「天下之害、一國之患」の句にて明白なり、然るに或は「民當に君に作るべし」となし、或は「己の民たるを忘るゝなり」と解するは前後の關係を看破せざるものなり、〔四封〕封は疆なり、〔會〕禽の誤なり、〔臣吏分職受事名曰萠〕此句誤脫あり、古來何人も見到らず、〔萠〕氓に同じ、

使小臣有智能而遁桓公、是隱也、宜刑、若無智能、而虛驕矜桓公、是誣也、宜戮、小臣之行、非刑則戮、第一小段なり、小臣到底刑戮を受くべき者なるを論ず、桓公不能領臣主之理、而禮刑戮之人、是桓公以輕上侮君之俗教於齊國也、非所以爲治也、第二小段なり、桓公の行爲の惡結果を論ず、故曰桓公不知仁義、第四大段なり、桓公の仁義を知らざることを論證す、

【講說】彼の小臣なる者果して智能あつて桓公を避けし者と假定せんか、是れ其才略を隱蔽して役に立てざる者なれば之を罰せざるべからず、又若し智能な

及び始めて絲を衣るも其他は麻を用ゆるが故に布衣と云ふ、布衣の士は即ち處士、士の身分なきもの、〔吾聞〕此意味は吾れ仁義を好む以上何處までも布衣の士に屈せざるべからずと云へり、

難

或曰、桓公不知仁義、　第一大段なり、桓公の所爲仁義に違へることを槩論す、

【講説】或人曰く、桓公仁義の事を云々すれども、其實仁義を知らず、

夫仁義者憂天下之害、趨一國之患、不避卑辱、謂之仁義、　第一小段なり、理論上より仁義の何たるを示す、

故伊尹以中國爲亂、道爲宰于湯、百里奚以秦爲亂、道爲虜于穆公、皆憂天下之害、趨一國之患、不辭卑辱、故謂之仁義、　第二小段なり、實例上より仁義を示す、】第二大段なり、仁義其物を論ず、是を虚論とす、

【講説】夫れ仁義とは天下の害を憂ひて之を除かんとし一國の禍を救はんとして之に赴き、身を卑辱の地に置くも敢て厭はず、此の如を指して謂ふなり、故に伊尹は中國亂れて道なきより湯の割烹職となり、百里奚は秦の亂れて道なきより穆公の奴隷となり、其君に近づいて世を治め民を救はんとせり、此二人は或は天下の害を憂ひ或は一國の禍に身を投じ宰虜の如き下品耻辱の境遇を憚らざりき、故に後世二人の事を仁義と謂ふなり、

【字解】〔伊尹百里奚〕難言の末に詳なり、

今桓公以萬乘之勢、下匹夫之士、將與欲憂齊國、而小臣不行、見小臣之忘民也、忘民不可謂仁義、　第一小段なり、小臣の經世に志なきより其仁義に非ざるを論ず、

仁義者不失人臣之禮、不敗君臣之位者也、是故四封之內、執會而朝、名曰臣、臣吏分職受事、名曰萌、今

にして、唐介が唾を以て仁宗を汚し淺野長政が豐太閤を狐憑と罵りしより更に甚しく、問題となすにも足らざる程なり、而して平公の之を寛假せし所以は淮南子にも云へるが如く諫者を來さんとするに在り即ち術を施したるに外ならず、然るに韓非は師曠を以て大逆とし、平公が之を誅せざりしを以て君道を失へりとなす、乃ち知る韓非の術なる者は唯だ法の適用を指すに止まり、戰國に行はれたる權謀術數とは其撰を異にす、豈に獨り其撰を異にするのみならん、此の如きは韓非の尤も排斥する所にして、彼は賞功罰罪以外に於て何等の利益あるも何等の道理あるも之を認識せず、本論の如き亦其一斑を徵するに足れり、

文評

是れ合論體にして先づ平公と師曠とが君臣の道を失へることを喝破し、次に師曠を論ずる一段、平公を論ずる一段終に合せて二人を結論す、文明極めて見易し、而して師曠を論ずるは長く、平公を論ずるは短し一長一短、詳略の法を具ふ、

○第六　桓公不知仁義

案

齊桓公時有處士、曰小臣稷、桓公三往而弗得見、桓公曰、吾聞布衣之士、不輕爵祿、無以易萬乘之主、萬乘之主、不好仁義、亦無以下布衣之士、於是五往、乃得見之、

【講說】齊の桓公の時小臣稷と云ふ處士ありけり、桓公三度自ら訪問せしも遇ふこと出來ざりしが、桓公は之が爲に熱心を止めずして曰く、吾れ聞く布衣の士は爵祿を輕んぜざれば萬乘の君を眼下に見るの資格なく、萬乘の君は仁義を好まざれば布衣の士に卑下するの資格なしとて凡そ五たび訪問に及び始めて遇ふことを得たり、

【字解】〔小臣稷〕小臣は姓、稷は名、〔布衣之士〕古は庶人耄老に

於君、此大逆之術也、『第二小段なり、師曠の大逆なるを痛斥す、

【第三大段なり、專ら師曠の臣道を失へる一偏を論ず、

【講説】今師曠は平公の行を宜しからずとなす以上は人臣普通の諫言を呈すべきに、左はなくして反て人主が臣を罰するが如き態度を取り、琴を擧げて其君の身體を犯せるは君臣の地位を顚倒したる所作にして、人臣の禮を失ふものなり、

夫れ人臣たる者其君過失あれば之を諫め、諫めて聽かれざるときは己が爵位俸祿を失ふ覺悟を以て自ら處らざるべからず、此れ人臣の守るべき禮義なり、然るに今師曠は平公の過失を咎めて琴を其身に打つくるに至る、此の如き亂暴なる折檻は嚴父が其子に對してすらも尙ほ施さゞる所なるに師曠が君に對して之を爲せしは實に大逆の致方なり、

臣行大逆、平公喜而聽之、是失君道也、『第四大段なり、專ら平公の君道を失へる一偏を論ず、

【講説】師曠臣下の身分を以て大逆を行ひしに平公が喜んで其言を聽きたるは是れ君主の道を失へるものなり、

故平公之迹不可行也、使人主過於聽而不悟其失、師曠之行亦不可行也、使姦臣襲極諫而飾弑君之道、不可謂兩明、此謂兩過、故曰平公失君道、師曠亦失臣禮矣、『第五大段なり、平公師曠の後害を論じて君臣を雙收す、

【講説】故に平公の行跡は復び行ふべからず、其結果人君が誤て諫言を聽き其過失を悟らざる事となればなり、師曠の所爲も亦復び行ふべからず、其結果姦臣が極諫に託して弑虐の口實を作るの恐れあればなり、故に双方とも之を智慧ありと謂ふべからず、反て双方とも誤てりと謂ふべし、故に平公は君道を失ひ師曠も亦臣禮を失へりと曰ふ、

槩論

師曠の琴を以て晋の平公に打ち附けたるは固り極端

り、公は身を斜にして之を避けしかば琴は壁に中て之を破りぬ、公問ふ太師誰を突く考なるやと、師曠云ふ今側にて小人然たる話を致す者ありし故懲しめの爲め突きたるなりと、平公其話をせしは此方なりと云はれけるに師曠初て知りたるが如き風をなし、扨も意外、今の御話は君たる人の言はるべき語に非ずと、

左右請除之、公曰、釋之以爲寡人戒、』 第二大段なり、平公の師曠を嘉せしことを敍す、

【講說】左右の侍臣壞れたる壁を塗り易へんと申出しに、平公は其儘に致し置け、長く紀念として此方の戒となさんと、

難

或曰、平公失君道、師曠失臣道、』 第一大段なり、君臣兩つながら道を失へるを言ふ、

【講說】或人曰く、平公は君たるの道を失ひ師曠は臣の禮を失へり、

夫非其行而誅其身、君之於臣也、非其行則陳其言、善諫不聽、則遠其身者、臣之於君也、』 第二大段なり、君臣相對する道を示す、

【講說】夫れ君の臣下の行ふ所を不當なりとして其身を罰するは君の臣に對するなり、君主の行ふ所を不可なりとして諫言を陳べ、善く諫むるも用ゐられざれば其身を引退くは臣の君に對する道なるぞかし、

今師曠非平公之行、不陳人臣之諫、而行人主之誅、擧琴而親其體、是逆上下之位、而失人臣之禮也、』 第一小段なり、師曠の臣禮なきを責む、 夫爲人臣者、君有過則諫、諫不聽則輕爵祿以待之、此人臣之禮義也、今師曠非平公之過、擧琴而親其體、雖嚴父不加於子、而師曠行之

賞無功之赫、安在襄子之善賞也、故曰、仲尼不知善賞、』第四大段なり、襄主の善賞に非ざるを斷じて起句を説明し以て主意を收む、

【講說】明主の仕方は功なき者に賞を加へず、罪なき者に罰を加へず、然るに今襄子は有罪にして罰すべき驕侮の臣を誅せずして、無功にして賞すべからざる高赫其人を賞せり、襄子の善賞なる點は何處にありや、故に仲尼は善賞を知らずと曰ふなり、

槩論

大意は第一章城濮の役に於ける論功行賞の事と異ならず、只彼は一時の功萬世の福より論を立て、此れは功罪の無有賞罰の性質より論を立てたるのみ而して襄主の高赫を賞せしは禮を勸めて無禮を止むる目的に出で、韓非の論は賞罰を失へるが爲に無禮の者を生ぜりと云ふに在り、又襄子の功とする所は精神的にして韓非の功とする所は功利的なり、其着眼點自ら異れり、

文評

此れ亦起結同一の語を用ゆる管仲論に同じ、

○第五　師曠撞平公

案

晉平公與群臣飮、飮酣、乃喟然歎曰、莫樂爲人君、惟其言而莫之違、師曠侍坐於前、援琴撞之、公披衽而避、琴壞於壁、公曰、太師誰撞、師曠曰、今者有小人言於側者、故撞之、公曰、寡人也、師曠曰、啞是非君人之言也、』第一大段なり、師曠の平公を强諫せし事を叙す、

【講說】晉の平公群臣と酒宴に及び酒酣なりし時嘆じて云ひけるは、人君ほど樂しきことはなし、一言云へば人皆唯々諾々として之に違ふ者あらずと、樂官の師曠其席に列せしが己が彈ける琴を引て公を突け

を侵すことを敢てせず、群臣其禮を失ふことを敢てせず、君主上に一定の法を設けて、臣民下に姦詐の心なし、斯くあつてこそ賞罰を善くせりと謂ふを得、

使襄子於晉陽也、令不行禁不止、是襄子無國、晉陽無君也、尚誰與守哉（第一小段なり、襄主が賞罰を以て威嚴を保つの必要あるを言ふ）今襄子於晉陽也、和氏灌之、沈竈生鼃、而民無反心、是君臣親也、襄主有君臣相親之澤、操令行禁止之法、而猶有驕侮之臣、是襄子失罰也、（第二小段なり、罰の誤れるを言ふ）爲人臣者、乘事而有功則賞、今赫僅不驕侮、而襄主賞之、是失賞也、（第三小段なり、賞の誤れるを言ふ、）

━第三大段なり、襄主の賞罰を失ふを論す

【講說】襄主が晉陽に於て群臣の輕侮を受け、令する所行はれず禁ずる所止まずとせば是れ襄子より言へば其國なく晉陽より言へば其君なきなれば何人と共に守るべき、彼れ唯だ晉陽に孤立するのみ、

然るに今襄子晉陽に在るに當り知氏の水攻に遇ひ竈も水中に沒して蛙を產するまでに至つても民に離反の心なかりしは君臣親かりし故なり、斯く襄主は君臣の親密を致すべき恩德あるが上に令する所行はれ禁ずる所止まるべき法權を其手に持ちながら、猶ほ高慢無禮の臣あるは是れ襄子が罰すべきを罰せざるなり、

人臣たる者或る事に因て功あるときは君之を賞すべき定則なるに、今高赫は僅に增長して君を侮らざる廉を以て襄子が之を賞したるは賞すべからざるを賞せしなり、

【字解】〔沈竈〕沈原と穴に作る誤なり、或は云ふ臼に作るべしと、沈竈は釜を懸けて炊くとの說あるも今取らず、〔乘〕因るなり、

明主賞不加於無功、罰不加於無罪、今襄子不誅驕侮之臣、而

【講説】趙襄子智伯に圍まれて晉の城中に籠りしが、敵を破り圍を出でし後、功ありし者五人に賞を行ひし處、高赫が第一等を占めたり、

張孟談曰、晉陽之事、赫無大功、今爲賞首、何也、第一小段なり、疑問を叙す、襄子曰、晉陽之事、寡人國危、社稷殆矣、吾群臣無有不驕侮之意者、惟赫子、不失君臣之禮、是以先之、第二大段なり、案中の斷を示す、

【講説】張孟談の曰く、晉陽の役に於て高赫は大功あらざりしに、一番に賞を受くるは何故なるやと、襄子答ふ、晉陽の役に當り吾が國危急に迫り社稷將に亡びんとする際なりしかば、吾が群臣何れも心中に吾れを輕んじ增長する者のみなりしに、唯だ赫子は飽くまでも君臣の禮を守り殊勝なりき、其れ故に先づ之を賞せしなりと、

仲尼聞之曰、善賞哉、襄子賞一人、而爲人臣者莫敢失禮矣、第三大段なり、斷案の評語を掲ぐ、

【講説】仲尼之を聞て評すらく、誠に善き褒賞の致方なり、襄子は高赫一人を賞して其結果世の人臣たる者君に對して禮を失ふ者なきに至ると、

難

或曰、仲尼不知善賞矣、第一大段なり、主意を掲ぐ、

【講説】或人仲尼の評語を論じて曰く、仲尼は善賞の何たるを解せずと、

夫善賞罰者、百官不敢侵職、群臣不敢失禮、上設其法、而下無姦詐之心、如此則可謂善賞矣、第二大段なり、善く賞罰する者の爲す所を擧げて標準を立つ、

【講説】夫れ賞罰とも善く之を行ふと云ふは百官其職

なし、其單刀直入急問を放つて吶喊し敵をして防禦の手段あることを想起するの暇なからしめたるに由る、筆力の勁、自ら當るべからず、

次に「不愛其身」の語をば管仲の身上に擬して進退惟れ谷まらしめたるが如き、敵の武器を以て敵を攻むるものと謂ふべく、山陽此一段を評すらく「管仲の豎刁を論ずの詞、忽ち韓非に持せられ其身を連累す、妙絕」と、

蘇老泉の管仲論は名篇の一として人口に膾炙する所なるが、何ぞ知らん韓非の此文より脫化せし者なるを、而も「使去豎刁、一豎刁至、非絕姦之道也」の三句より着想せしならんとは、老泉の論に曰く、「夫れ齊國三子あるを患へず、而して仲なきを患ふ、仲あらば則ち三子は三匹夫のみ、然らざれば、天下豈に三子の徒少からんや、威公（桓公の事）幸にして仲に聽き此三人を誅すと雖も仲能く悉く數へて之を去らんや、嗚呼仲本を知らざる者と謂ふべし矣」と、若し老泉の文のみを觀るときは議論の精到にして着眼の鋭き人をして賛嘆せしむれども、其粉本たる韓非の文を觀ば果して如何ん、僅々三句老泉の數百言に當るのみならず、反て簡勁獨絕の妙あり、故に山陽も原文の上に記して曰く、「讀で此に至れば老蘇一論已に陳腐に屬するを覺ゆ」と、是れ固り然り、然れども古人の三句より思想を借り來り改頭換面能く數百言の名文を作り出せしに由れば利用の道も亦大なり、

第二大段先づ明主の道を擧げて次に管仲の缺典を示し、第三大段は先づ桓公の失を掲げて次に明主の道を出す、其變化觀るべし、而して第二大段に於ては前半を結びたる「其奈君何」は反語にして後半を結びたる「非絕姦之道也」は正語なり、反語を先にして正語を後にす、又第三段に於ては前半を結びたる「故有不葬之患也」は正語にして後半を結びたる「安有不葬之患」は反語なり、正語を先にして反語を後にす、又其變化を觀るべし、

○第四　仲尼不知善賞

案

襄子圍於晉陽中、出圍賞有功者五人、高赫爲賞首、（第一大段なり、案中の案を揭ぐ、）

管仲桓公に向つて此議論を吹込ずして三人を除かしめんとす、故に管仲は法度の心得なき者なりと曰ふなり、

槩論

此れ亦眞面目に管仲を論ぜし者に非ず、迂評に云へるが如く彼が本術は信賞必罰度數を以て臣を御するに在り、管仲を借て之を發せしに過ぎず、故に自ら酷なる處あり、夫れ法度を以て臣を御すと云ふと雖も、君主其御せんと欲する者の爲に御せられて法度を行ふ能はざるが如きは希有の事に非ず、且つ縱令此時に方り法度を云々するも先づ君側の姦を清めざる以上決して行はるべきに非ず、是れ管仲の之を言ふ所以なり、其れ然り、論旨より之を言へば固より取るべき者なきも、論法は頗る見るべき者あり、凡そ辯難の文は先づ攻撃の方面を擇ぶを要とす、若し其方面にして敵の弱點に中らば吾が攻具或は不完全なるも亦以て一時の勝を制すべし、本章の如き是なり、

文評

韓非の文中、俊爽快利此の論の如きは亦多く獲易からざる者に屬し、賴山陽は特に之を其著古文典刑に撰取して曰く「韓非此等の妙文あり、而して選家知らず、唯だ說難一篇を取る眞に矮人の觀場たり」と具眼の士見る所自ら他に異れり、

作者の胸中先づ法度の有効なる事を主張せんとするの念あり、管仲の法度を知らざる點を以て立脚の地と定め、口を開けば輙ち「非有度之言也」と云ひ先づ斷定を下し置き是より以下左攻右撃殆ど完膚を餘さず、而して後徐々として本意を掲げ來り、結句に至り全く起句と同一の語を用ゐて之を收めたるは此文大體の結構なり、

管仲の「不愛其身、安能愛君」の一語を捉へて攻撃の資となし「然らば則ち臣死力を盡し以て其主の爲にする者あらば管仲將た用ゐざるなり」曰く「其死力を愛せず安んぞ能く君を愛せん、是れ君の忠臣を去るを欲するなり」と推論せしが如きは筆法頗る快利なり、

但し管仲の謂はゆる「不愛其身」の動機は私利に在り韓非の謂はゆる「不愛其死力」の動機は公義に在り、出發點の異りたる行爲を同一視して其結果の同一なるを責めたるは、論理上固より誤謬を免れず、然るに人をして一見甚だ道理あるが如くに思はしむる者は他

出」は計數が出づるに非ず、計數より出づるなり、之の字、從として視るべし、

且桓公所以身死蟲流出戸不葬者、是臣重也、臣重之實擅主也、有擅主之臣、則君令不下究、臣情不上通、一人之力、能隔君臣之間、使善敗不聞、禍福不通、故有不葬之患也、『第一小段なり、桓公の死壅蔽に因るを論ず、』明主之道、一人不兼官、一官不兼事、卑賤不待尊貴而進、大臣不因左右而見、百官修通、群臣輻輳、有賞者、君見其功、有罰者、君知其罪、見知不悖於前、賞罰不蔽於後、安有不葬之患、管仲非明此言於桓公也、使去三子、故曰、管仲無度矣、『第二小段なり、明主壅蔽の害なきを論ず、』【第三大段なり、管仲が壅蔽の禍源を絶たざりしを論ず、】

【講說】且つ桓公が死して葬式も出來ず蛆が戸の隙間より出づる迄になりしは臣權の重きに因り、臣權の重き事實は君主の信用を獨占するに在り、此の如き寵臣あれば君の命令は下に行屆かず、群臣の心情君主に通ぜず其力は君臣の間を隔つるに足り、事の成敗吉凶とも君主の耳に達せしめざるが故に葬ることも叶はざるの害ありしなり、

然るに明君の仕方は一人にて二種の官を兼ねしめず一種の官にて二種の事を兼ねしめず、卑賤の者尊貴の人に賴みて立身することなく、大臣其君に謁見するに左右の力を假らず、百官群臣、何れも障碍なく盡く君主に疏通し、賞を與ふるは君主其功を見るが故にして、罰を加ふるは君主其罪を知るが故なり、見知する所已に誤らざる結果として、賞罰する所亦人より欺かるゝことあらず、何として葬式も出來難き禍あらんや、

明主之道不然、設民所欲以求其功、故爲爵祿以勸之、設民所惡以禁其姦、故爲刑罰以威之、慶賞信而刑罰必、故君擧功於臣、而姦不用於上、雖有豎刁、其奈君何、『第一小段なり、明主、姦を去る必要なきを言ふ、』且臣盡死力、以與君市、君垂爵祿、以與臣市、君臣之際、非父子之親也、計數之所出也、君有道則臣盡力而姦不生、無道則臣上塞主明而下成私、管仲非明此度數於桓公也、使去豎刁、一豎刁又至、非絶姦之道也、『第二小段、管仲の方法にては姦を絶ち難きを論す、』━第二大段なり、法律的政治と比較して管仲の意見は姦を去るの効力なきを論す、

【講説】明主の仕方は此の如く一人一人に姦邪を去るとは事かはり、民の希望する所の物を置て其功を勵ます方針なるが故に爵祿を作つて之を導き民の忌避する所の物を置て其姦を禁ずるの方針なるが故に刑罰を作つて之を恐れしめ、恩賞は實行し刑罰は貫徹す、此制度の結果として人君は自然臣下の功ある者を登庸し、姦人は用ゐられぬ事となるなれば豎刁の如き者ありとも君に何等の害あらん、且つ君臣の關係より觀るも、臣は死力を賣て爵祿を買ひ、君は爵祿を賣て死力を買ひ、互に利益の交換を爲す者にして君臣の關係は父子の親あるに非ず利益勘定より生ずる者なり、左れば君が法度を守らば臣下其力を盡して姦曲生ぜざれども法度を失へば臣下君の聰明を妨げて自己の私便をなすに至る、管仲此の法理を桓公に得心せしめずして唯だ豎刁を退けしむ、斯かる仕方にては一人の豎刁を退くるも他人の豎刁又出來るべし、決して姦人を絶やす方法に非ず、

【字解】〔垂〕上より下に與ふるより此字を用ゆ、猶ほ降すと云ふが如し、〔計數〕君は臣の死力を計り、臣は君の爵祿を計る、「計數之所

【講說】管仲は間もなく死せしが、桓公は三人を退けざりき、桓公の死するや、彼等三人の內亂ありし爲め葬ることも叶はず、遺骸より蛆わきて戶より匐ひ出だすまでになりぬ、

難

或曰、管仲所以見告桓公者、非有度者之言也、（第一小段なり、抽象的に管仲の意見を痛斥す、）所以去豎刁易牙者、以不愛其身適君之欲也、曰不愛其身、安能愛君、然則臣有盡死力以爲其主者、管仲將弗用也、曰不愛其死力安能愛君、是欲君去忠臣也、（第二小段なり、其身を愛する者其君を愛せざるに非ざるを論す、）且以不愛其身、度其不愛其君、是將以管仲之不能死公子糾、度其不死桓公也、是管仲亦在所去之域矣、（第二小段なり、管仲の身上より前小段の論旨を主張す、）【第一大段なり、「不愛其身安能愛君」の誤謬を駁す、】

【講說】或人云ふ、管仲が桓公に見えて告げたる意見は法度の心得ある者の議論に非ず、彼が豎刁易牙開方の三人を退くべしと云ふ理由は三人が己れの身を愛せずして君主の慾望に叶はんとしたるに在り、彼の言に曰く、其身を愛せず安んぞ能く君を愛せんと、果して其言の如くならば臣下が生命を拋つて其君主の爲に働く者ありとも管仲は之を用ゐざる考にて將に「其死力を愛せん安んぞ能く君を愛せん」と曰はんとす、是れ其君が忠臣を排斥することを欲するなり、且つ其身を愛せざる點より其君を愛せずとの推定を下すとせば、是れ管仲が曾て其君公子糾の爲に忠死せざりし點より今度桓公の爲にも死せざるべしとの推測を得べし、即ち管仲自身も亦退けざるべからざる範圍內に在り、

【字解】〔死力〕命懸けなり、

易牙烝其首子而進之、夫人情莫不愛其子、今弗愛其子、安能愛君、『第一小段、易牙の事、』君妬而好内、豎刁自宮以治内、人情莫不愛其身、身且不愛、安能愛君、『第二小段、豎刁の事、』開方事君十五年、齊衛之間、不容數日行、棄其母、久宦不歸、其母不愛、安能愛君、『第三小段、開方の事、』臣聞之、矜僞不長、蓋虛不久、願君去此三子者也、『第四小段なり、三人を總ぶ、』『第二大段なり、意見の說明を叙す、』

【講說】其理由如何にと云ふに、易牙は君の割烹を勤め、君が人肉のみは未だ味を知り玉はずとて其長男の肉を蒸して之を差上げし男なり、人情として誰も己の子を愛せざるはなきに彼の如く其子を愛せざる者が何とて君を愛すべき、

君は妬心勝にて而も婦人を愛し玉ふ所より、豎刁は自ら男根を切り宦者となつて奧宮の掛となれり、人情として誰も吾が身を愛せざるはなきに、彼れ其身すら愛せず、何とて君を愛すべき、

開方は君に御奉公をなすこと已に十五年になりぬ、齊と彼の故鄕なる衛とは極めて近く往かんとすれば五六日も要らざる程なるに、彼は此十五年の間其母を其儘にし久しく他鄕に官界の人となつて歸省もせざる男なり、其母だにも愛せざるに何として君を愛すべき、

臣の聞ける語に心にもなき事を爲す者は長續きせず、詐を藏す者は久しからずして現はると、此三人は君に忠ならざるのみか、行く行く馬脚を顯はして禍を釀すべきが故に何卒此三人の者を退け玉へと、

【字解】〔烝〕蒸に同じ、〔首子〕長男なり、〔内〕閨房、從つて婦人を謂ふ、〔不容〕足らずの意に用ゆ、〔矜〕諸說皆務の字に作るべしとす、

管仲卒死、而桓公不行、及桓公死、蟲出戸、不葬、『第三大段なり、問題の結果を叙す、』

じて堯に及ばず、斷ずるに無術を以てせり、

文評

舜を賢とすれば則ち堯の明察を去つ、堯を聖とすればば則ち舜の德化を去つと云へる論法は將棊に謂はゆる飛車取り王手の手段にして之を双夾法と稱す、辯難の文に在つては兩意双敲法と共に頗る有利なるものとす、兩意双敲とは前章にある「以其功乎」と「以其善言乎」の如く二方面より攻むるものを言ふ、

矛盾の喩は尤も妙、今尚ほ俗語となつて普通に用ゐらる、ホコトンの如きは笑柄とし人の善く知る所なり、

「且舜救敗」の一小段、德化の遲きを言ひ、「賞罰使天下必行之」の一小段、法令の速なるを言ふも、遲速の字を着けず、末段に至り此の遲なる點より轉じて難の字を出だし、速なる點より轉じて易の字を出だし、德化と法度とを双收す、但し章意の前提は法令の効力を論ずる處に在り、結論は難易を以て取舍を定むる處に在り、而して借題の主人公なる舜の定評は「不亦無術」の一句に在り、

○第三　管仲有病

案

管仲有レ病、桓公往問レ之曰、仲父病、不幸卒二於大命一、將奚以告二寡人一、管仲曰、微二君言一、臣故將レ謁レ之、願君去二豎刁一、除二易牙一、遠二衛公子開方一、（第一大段なり、管仲の意見を叙す、）

【講說】管仲の病氣危篤なりければ桓公親しく之を見舞ひ、問うて曰く仲父大病なるぞ、萬一不幸にして天命を終るものとせば遺言あるべきが、何事をか寡人に申置かんとするやと、管仲答へらく、縱令君の仰なくとも臣より申上たく思ひ居る所なり、願はくは豎刁易牙と衛の公子開方の三人を遠け玉へと、

【字解】〔謁〕告ぐるなり、

易牙爲レ君主レ味、君惟人肉未レ嘗、

を以て一箇年の長日月を待たんや、然るに舜は何事ぞ此れを以て堯に說き、自身より法令を以て天下を化することを爲さしめず、反て舜自ら手を下して民を化せんとせしぞ、如何にも無術の次第に非ずや、

【字解】〔巳一過〕　巳は止めるなり、一過とは耕の畔を侵し、漁の坻を爭ひ、陶の苦窳、此中の一を指す、〔程〕　標準なり、〔不以此說堯令從己躬親〕　己の字上に附けて己よりせしむと讀む說と、下に附けて己れ躬親と讀む說あり、前說自ら妥當なり、但し上句に附するときは堯の代名詞となり、下句に附するときは舜の代名詞となる、躬親は前段の往て耕し往て漁し往て陶すの三事を謂ふ、

且夫以身爲苦而後化民、堯舜之所難也、處勢而令下者庸主之所易也、將治天下、釋庸主之所易、道堯舜之所難、未可與爲政也』、第三大段なり、易きを舍て難を取るの誤を斷ず、

【講說】且つ其身を勞苦し其結果に因り人民を化するは堯舜と雖も難しとする所、又賞罰を爲すべき勢位に身を据ゑて人民に令するは平凡の君と雖も易しとする所なり、左れば天下を治めんとするに凡君にても行ひ易き法度を用ゐずして堯舜すらも難しとする德化に由る者は政治を爲すの資格なきものなり、

槩論

此章引く所の仲尼の說は他處に見ゆるものと同じく甚だ信を置き難きも此れは別問題として韓非は全く其中の「耕漁與陶非舜官也」の一語を把つて論柄となしたるものなり、是に於てか「堯安在」の問より「堯爲天子」たるを起し、堯天子なる以上舜は之と民を爭ふべからず、民を爭ふは君上の權を犯すなりとの意を言外に含ませたり、堯が天子として民間に惡事の行はるゝは不都合千萬にして舜の德化は認識し難しとの理由により儒者を板挾となすの攻擊手段を取れり、蓋し儒者は固り堯の聖を汚すことを欲せざると共に舜の賢をも傷つくることを恐るればなり、然れども儒者にして其一を擇ぶの勇氣あらば此方法は忽ち効力を失ふべきものにして到底僻論を免れず、然れども彼の本意は堯舜の優劣を定むるに非ずして德化を排斥し法度を主張するに在り、故に以下專ら舜を論

に何等の德あつて之を化せしにや、舜が敗俗を救ひたりとせば堯に缺典あるは明なり、左れば若し舜を賢とせば堯の明察を非認するに至り、堯を明察とすれば舜の德化を非認するに至り、双方兩つながら全きを得ざるなり、

楚の人にて楯と矛とを賣る者あり、自ら其楯を譽めて云ひけるは此楯の堅きこと如何なる物も突き通すこと出來まじと、又其矛を譽めて云ひけるは此矛の鋭利なること如何なる物にても突き通らざることなしと、或人一言切込んで曰く、然らば貴公の矛を以て貴公の楯を突き通し見なば如何んと、之れには其商人も返答出來ざりしとなり、夫れ突き破らるゝことのなき楯と突き破らざることなき矛とは世の中に揃つて有り得べき道理なし、今堯舜の双方名譽を全うするを得ざるは即ち此の矛と楯と同樣の咄なり、

且舜救敗、期年已一過、三年已三過、舜有盡、壽有盡、天下過無已、以有盡逐無已、所止者寡矣、（第一小段なり、德化の緩慢なるを言ふ）賞罰使天下必行之、令曰、中程者賞、弗中程者誅、令朝至暮變、暮至朝變、十日而海内畢矣、奚待期年、（第二小段なり、法令の敏速なるを言ふ）舜猶不以此說堯令從己、乃躬親、不亦無術乎』（第二大段なり、德化の法令に若かざるを論ず）

【講說】且つ舜が惡風を救ひしを見るに一年にして一種の弊を止め、三年にして三種の弊を止めたるが、舜の壽は限あり、一生を費すも果して幾何の弊害を止むべきか、人の壽命は限あれども天下の弊害は窮りなし、限ある壽命を以て窮りなき弊害を追かくとせば矯正する所のものは誠に僅少に過ぎず、

然るに賞罰に至つては天下一般に之を實行する者にして、苟も令を下し法式に合する者は賞すべし、合せざる者は罰すべしと曰はゞ、其効力の速なる、此令朝に出づれば民夕に之に從ひ、夕に出づれば朝に化し、僅か十日の間にして天下の過失盡く止むに至る、何

作を行ひ辛苦の境涯に處りけるに人民が之に從ひ篤實に向ひたるを觀れば、如何にも信の仁者にこそ故に古語にも聖人の德化なるかなとあり、

【字解】〔敗〕敗俗を謂ふ、

難

或問儒者曰、方此時也、堯安在、其人曰、堯爲天子、然則仲尼之聖堯奈何、聖人明察在上位、將使天下無姦也、今耕漁不爭、陶器不窳、舜又何德而化、舜之救敗也、則是堯有失也、賢舜則去堯之明察、聖堯則去舜之德化、不可兩得也、『第一小段なり、堯舜何れか不賢ならざるを得ざるを論ず、』楚人有鬻楯與矛者、譽之曰、吾楯之堅莫能陷也、又譽其矛曰、吾矛之利、於物無不陷也、或曰、以子之矛陷子之楯何如、其人弗能應也、夫不可陷之楯、與無不陷之矛、不可同世而立、今堯舜之不可兩譽、矛盾之說也、『第二小段なり、前論の譬喩を設く』【第一大段なり、堯舜の賢聖兩立すべからざるを論ず、】

【講說】或る人儒者に向つて問ふ、舜が歷山其他に於て下民と業を共にせし時、堯は何の處に在りしかと、或る人儒者答へて云ふ、堯は其時天子にてありきと、或る人云ふ、左すれば仲尼が堯を聖人とするは何故ぞ、一向理由なき事なり、堯が聖人にして明察の力を有し、人君の位に居る以上、天下を擧げて姦惡の者なからしむべき理なり、豈に舜の德化を待て民間の風俗を改良するが如きあらん、又農民漁父等が爭を止め陶器が粗製の弊なかりしと云ふも、堯の能はざる事を舜

ゆる頓挫にして讀者をして何故なるやとの疑問を起さしめ更に下文に注意せしむる所以、是れ一篇の妙處なり、

更に一言すべきは此文本と文公の二人に對する處置の失當を論ずるを目的とせし者にして雍季舅犯二人の言行を論ずるに非ず、故に首段には「文公不知一時之權」と云ひ、次段には「文公又不知舅犯之言」と云ひ、又「文公之所以先雍季者云々」と云ひ、一々文公を以て提起し終に仲尼の文公を評せし語を擧げて其妄を非りしが如き主客の別を審にしたるものなり、

○第二　舜無術

案

歷山之農者侵レ畔、舜往耕焉、期年甽畝正、河濱之漁者爭レ坻、舜往漁焉、期年而讓レ長、東夷之陶者器苦窳、舜往陶焉、期年而器牢、『第一大段なり、事實を叙す、』

【講說】歷山の農民等互に人の田地に喰入り剛慾なりし處、舜が其土地に赴いて耕作をなすや其德の感化に因り僅か一箇年計にして各分界を守り爭はずなりぬ、又黃河附近の漁民等水中の釣場所を爭ひし處舜が往て漁業をなすや、亦僅か一箇年計にして各年上の者に讓るやうになりぬ、又東夷の陶器を作る者粗製濫造なりし處舜が往て陶業をなすや、是れ亦一箇年計にして其地の製品皆堅牢となりぬ、

【字解】〔歷山〕其所在地に就き二說あり、一は山西とし一は山東とす、〔畔〕田界なり、〔甽〕畎に同じ田の溝、深さ一尺幅一尺を定制とす、〔畝〕百步を畝と云ふ、或は云ふ「うね」なり、〔坻〕水中の高き處、〔東夷〕東方未開の住民、〔苦窳〕粗惡なり、

仲尼歎曰、耕漁與レ陶、非二舜官一也、而舜往爲レ之者、所二以救一レ敗也、舜其信仁乎、乃躬耕處レ苦而民從レ之故曰、聖人之德化乎、『第二大段なり、評語を擧ぐ、』

【講說】仲尼此事の賛嘆して曰く、耕漁と製陶とは舜の職司に非ず、然るに舜が往て之に從事せしは宜しからざる風俗を矯正せんが爲なり、是に於て自身耕

【講說】舅犯は前には前言あり後には戰勝を致せり、故に二功を有す然るに論功は後となり、雍季は善言の功も戰勝の功もあらざるに行賞は先を占めたり、文公の輕重を誤ること此の如し、然るを文公の覇たる亦宜ならずやと稱賛せし仲尼は全く善賞の道を知らずと謂ふべし、

槊論

雍季の論作戰計畫としては迂の極にして宋襄の類なり、文公の先づ之を賞したるは事理に悖り殆ど信ずべからず、唯其一時の權を行ふと共に萬世の利を認めたるに至つては取るべき所あり、仲尼乃ち其言に就て之を稱せしのみ、賞の前後に就て云々せしには非ず、然れども韓非の捉へし點は雍季の言ふ所問題外なるに在り、仲尼の善賞を知らざるを譏りしは即ち文公の失を議する所以にして、彼が信賞必罰主義より文公の事に因て賞の適用を論じたるに外ならず無論雍季の問題は張膽明目して彼此れ是非を爭ふべき價値なきも、若し之を論ずるとせば此章の如き淺薄と牽强とは則ち之あり、兎も角表面の理窟は一貫して滲漏なき者なり、但し「不謂詐其民謂詐其敵也」とて舅犯を辯護したる一語は三百代言の口氣に類し、「繁禮君子不厭忠信」を引き「言孰善於此」とて、此れ亦萬世の利益なることを示さんとせしは如何にも僻論を免れず、

文評

此文首段は專ら雍季を抑し、中腹は專ら舅犯を揚げ、結尾は二人を比較して文公の不知を知らしめ自然仲尼の不知善賞に歸宿す、思想大體の排次は明白にして且つ整へり、而して首段に於ける韓非の本意は「雍季言、萬世之利也」の一語を飜すに在り、是に於て先づ雍季の答の問題に切ならざる點より攻擊を加へ、此戰の勝敗は一時の利害に非ずして萬世の禍福に關することを論じ、之を結ぶに「詐敵萬世之利而已」を以てす、即ち雍季の言の萬世の利に非ざるを裏面より斷じたる者なり、次段の本意は「舅犯言一時之權也」の一語を飜すに在り、亦先づ詐の害なき點より辯護を試み舅犯の反て善言あり善言を賞するとしても雍季より先ならざるべからざるを主張す、然るに平筆なれば雍季未有善言の下に舅犯曰繁禮君子云々を接すべきに先づ「舅犯則以兼之矣」の斷定を挿しは謂

後雖無復何傷哉』第一小段なり、舅犯の語弊なきことを辯ず、文公之所以先雍季者、以其功耶、則其所以勝楚破軍者、舅犯之謀也、以其善言耶、則雍季乃道其後之無復也、此未有善言也、舅犯則兼之矣、舅犯曰、繁禮君子不厭忠信者、忠所以愛其下也、信所以不欺其民也、夫既以愛而不欺矣、言孰善於此、然必曰出於詐僞者軍旅之計也』第二小段なり、舅犯萬世の利を言はざるに非ず、言功兩つながら兼ぬるを言ふ、」第二大段なり、舅犯は功のみに止らず、善言あるを論ず、

【講説】且つ文公は舅犯の議論を理會せざる者なり、舅犯は詐僞を厭はずと言ひたるも、民を詐るべしとの意味に非ずして敵を詐るべしとの意味に過ぎず、敵とは今方に交戰する所の國なれば二度の利目なしとて何の妨かあらん、試に問はん文公が雍季の賞を先にしたるは其功を賞せしなるか、楚に勝ち敵を破りしは舅犯の謀なれば、舅犯の功にして雍季の功に非ず、其善言を賞せしなるか、雍季は他日繰返し難しと曰へるのみ、何等善言あらず、然るに舅犯に至つては善言をも兼ねたり、其理由は彼の言に繁禮君子不厭忠信とあり、忠は下を愛するの道、信は其民を欺かざるの道なり、彼が愛と欺かざるとを言へる以上、此れに過ぎたるの善言あらんや、然るに已むなく詐僞に出でよと言ひたるは戰爭上の計略として陳べたるのみ、

舅犯前有善言、後有戰勝、故舅犯有二功、而後論、雍季無一焉、而先賞、文公之覇也、不亦宜乎、仲尼不知善賞也』第三大段なり、舅犯と雍季との功賞を比較して仲尼の謬論を断ず、

而身定、兵彊而威立、雖レ有ニ後復一、莫レ大ニ於此一、萬世之利、奚患レ不レ至、戰而不レ勝、則國亡兵弱、身死名息、拔ニ拂今日之死一不レ及、安暇レ待ニ萬世之利一、待ニ萬世之利一、在ニ今日之勝一、今日之勝、在ニ於詐レ敵一、詐レ敵。萬世之利而已。』第三小段なり、詐は萬世の利なるを論ず、失答の理由二、故ニ曰、雍季之對、不レ當ニ文公之問一、』第四小段なり、第二大段を論結す、』第一大段なり、雍季の言當らずして理なきを論ず、

【講說】或人之を難じて曰く、雍季の對は文公の問に合はず、凡そ人の問に答ふるには其答ふべき要點あり、即ち問の大小前後に隨つて答へざるべからず、然るに若し高大なる問に對して卑狹なる答をなさんか明君は之を用ゐざるべし、今文公の問は如何にせば寡兵を以て大敵に當るべきかと云ふに在り、然るに雍季は其事を解決せずして他日二度とは勝戰を得ざるべしと云ふ、此れ答ふべき筋に非ず、
其上文公は一時の權宜をも知らず萬世の利益をも知らざる者なり、何となれば、戰つて勝たば國家無事にして其身も安泰となり、兵力益す强くして武威堅固となるべく再度の戰爭ありとも此時の如き大勝は覺束なければ萬世の利も此れに因て得らるべき望あり、何として其至らざるを患へん、之に反して若し敗北に及ばんか、國は衰亡に赴き兵は微弱となり其身も戰死して名譽も絕えぬべし、左れば今日の死を免れんとするも叶はざるに何とて萬世の利を待つの暇あらんや、萬世の利は今日の勝に本づき、今日の勝は敵を詐るに因るとすれば則ち敵を詐るこそ萬世の利なり、故に余は雍季の答を以て文公の問に當らずとは曰ふなり、

【字解】〔或曰〕韓非客觀的の自稱、〔拔拂〕はらひのけろ、

且文公又不レ知ニ舅犯之言一、舅犯所レ謂不レ厭ニ詐僞一者、不レ謂レ詐ニ其民一、謂レ詐ニ其敵一也、敵者所レ伐之國也、

君子の君子は下句に貫到す、即ち戰陣之間君子不厭詐僞とあるべきを此句には省きしなり、〔不厭〕此れ論語の食不厭精の用法と同じく忠信ほど宜し詐僞ほど宜しと解すべし、若し普通の用法に解するときは、下句通ずべきも上句通ぜず、〔偷〕苟且かりそめと訓ず、目の先の事を計つて爲すを謂ふ、〔行爵〕爵を授くるなり、

群臣曰、城濮之事、舅犯謀也、夫用其言而後其身可乎、文公曰、此非若所知也、夫舅犯言一時之權也、雍季言萬世之利也、『第一小段なり、文公の二人に關する評論を舉ぐ、』仲尼聞之曰、文公之覇也宜哉、知一時之權、又知萬世之權也、『第二大段なり、評論、』

【講說】群臣は文公の處置を怪みて云ふ、城濮の戰勝は舅犯の計略に因れり、其言論を用ゐて功を立て玉ひながら其人の賞を後廻しになし玉へるは筋違に之あるまじきやと、文公云ふ、此儀は汝等には解るまじ、夫れ舅犯の言は一時の權宜にして雍季の言は萬世の利益なれば功大小輕重同一の論に非ずと、仲尼之を聞て評すらく、文公が覇業をなせしは左あるべき理なり、已に一時の權宜も知り、又萬世の利益をも知るが故なりと、

【字解】〔城濮〕晋楚の交戰せし地名なり、此戰の始末は左傳に詳なり、

難

或曰、雍季之對、不當文公之問、『第一小段なり、雍季の失答を喝破して第一大段の主意を揭ぐ、』凡對問者有因、因小大援急而對也、所問高大而對以卑狹、則明主弗受也、今文公問以少遇衆、而對曰、後必無復、此非所以應也、『第二小段なり、答の問題外なるを論す、失答の理由一、』且文公不知一時之權、又不知萬世之利、戰而勝則國安

晉文公將與楚人戰、召舅犯問之曰、吾將與楚人戰、彼衆我寡、爲之奈何、舅犯對曰、臣聞之、繁禮君子不厭忠信、戰陣之間不厭詐僞、君其詐之而已矣』第一小段なり舅犯の意見を叙す

文公辭舅犯、因召雍季而問之曰、我將與楚人戰、彼衆我寡、爲之奈何、雍季對曰、焚林而田、偸取多獸、後必無獸、以詐遇民、偸取一時、後必無復、文公曰善』第二小段なり雍季の意見を叙す

辭雍季、以舅犯之謀、與楚人戰以敗之、歸而行爵、先雍季而後舅犯』第三小段なり、直接戰に功なき雍季を賞せしことを叙す、—第一大段なり、事實、

【講説】晉の文公楚と戰はんとするに臨み舅犯を召し此方今楚人と戰はんとするに、敵は多數、我れは少數なれば如何なる計略に出づべきかと意見を問ひけるに、舅犯答へて凡そ禮を事とする上に於ては君子は飽くまでも忠信なるべく、戰爭の上に於ては飽くまで詐僞なるべし、君詐り玉ふ外あらじと、文公舅犯を退出せしめ、今度は雍季を召し、初の如く意見を求めしに雍季云ふ、今獵をなすに林を焚立つるときは多く獲物あるべし、然れども斯く一時の利益を目懸けて多く獸を取らば他日其種類絶えて獵せんとするも出來難し、其れと同じく今舅犯の意見の如く詐を以て民に對し一時限の利を取らば他日復び勝つ能はざるは必定なりと、文公成程とて合點せられぬ、斯くて雍季を退出せしめしが、愈よ戰爭となるや舅犯の謀に從ひ詐を以て敵を敗りぬ、然るに凱旋に及び論功行賞の場合となるや雍季を先にして舅犯を後にしけり、

【字解】〔舅犯〕狐偃、字は子犯、文公の舅なるが故に舅犯と稱せり、〔繁禮〕舊注に禮は周密なるを以て繁禮と曰ふとあり、〔君子〕繁禮

簡主の本意に違ひ、而して其然る所以は術なきに由ることを推想せしめたる手段なり、

桓仲の擧は術を施したる事例に備へたるならんが浮泛の觀あるを如何んせん、

卓子の馬に於ける則ち人主の法家に於けるなり、此一章宛も孤憤の縮本として視るべし、

韓非子卷十五

難一

【篇旨】此れ本書の第三十六篇なり、難とは猶ほ駁論と曰ふが如し、舊注には古人の行事、或は理に合はざるあり、韓子義を立てゝ以て難ずとあり、索隱には前人の行事を說く己れと同じからずして之を詰難すとあり、何汴は難を說く皆古人を借り以て己の意を發す、要は刑名に歸するなりと曰へり、案ずるに各章の案件は古來或は定論として認識せられ或は有理の言として信憑せし所の說にして、韓非は殊更に一己の見解を立てゝ之に駁擊を加へ、以て己の主義を發揮するの材料となしたるに過ぎず、即ち一種の飜案文字なり、太田方は難勢篇に難と解と倶に備はるを見て難一難二難三の三篇に解論なき所より韓非の未定稿なるべしとの說をなすと雖も殊に知らず難勢は自ら難勢なり、難一二三は自ら難一二三なり、此れに解なくして彼に解あるは即ち特に其體裁を變じたる所以なるを、

【分段】此篇從來分つて九章となす、是れ各論を一章とし、唯舜論のみ、或問以下を別提して二章に分ちたるに由る、然れども其實此論に限り之を分つべきの理なければ他章の例に因り合して一章となすに若かず、

今本講には便宜上一章を案と難との兩大截となし每章其中の主語を冠せしめて命題に代ふ、此れ原本の體裁然るに非ずして余の私案なるが故に玆に之を辯せざるを得ず、

○第一　仲尼不知善賞

案

一曰、延陵卓子、乘蒼龍與翟文之乘、前則有錯飾、後則利錣策、進則引之、退則策之、馬前不得進、後不得退、遂避而逸、因下抽刀而刎其脚、造父見之而泣、終日不食、因仰天而歎曰、策所以進之也、錯飾在前、引所以退之也、利錣在後、今人主以其淸潔也、進之、以其不適左右也、退之、以其公正也、譽之、以其不聽從也、廢之、民懼中立而不知所由、此聖人之所爲泣也、

【講說】一說に前と同じく馬は進退谷まりし處より遂に前後を避けて横の方に逸出せしかば、卓子刀を拔て馬の脚を斬れり、造父之を見て泣き、一日食事をも爲さず天を仰ぎ嘆じて言ひけるは、策は馬を進むる具なるも、打てば前に胸宛あつて進み難く、手綱は馬を控ゆる具なるも引けば後に刺針あつて退き難し、今人君士人の廉潔なるが爲めに之を進めながら其近侍の氣に入らざるが爲めに之を退け、其公正なる處より之を譽むるも、又己の思ふ通りにならぬ處より之を棄つ、民は方針の知れ難きため、恐れて何れとも附かず殆ど取舍に迷ふに至る、此れ吾が馬を悲しむと同じく聖人の泣く所なりと、

【字解】〔引〕手綱を指す、

槩論

經文の事の理は術を指し茲鄭を引て術の勞なきを明かにす、然るに趙簡主の件は術なきの弊なきを言ふの主意なるに拘らず、前章たゞ「吏無私判而正」と曰へるのみにて其弊を指すの語なきは疎に失せるが如し原注には「主自ら其輕重の節を定めず輕重する勿れと曰ふのみ、吏因て意を擅にし因て以て富む」とあれども本文には其意見えず、薄疑の一言に因て姦吏の富めるを示し、之に因て又收稅吏が姦曲をなして

る者あり、行年七十にして妻なし、桓公管仲に問うて曰く、民老て妻なき者ありや、管仲曰く鹿門稷なる者あり、行年七十にして妻なし、桓公曰く何を以て之をして妻あらしめん、管仲曰く臣之を聞く、上積財あれば則民必ず下に匱乏す、宮中怨女あれば則ち老て妻なき者あり、桓公曰善し、宮中に令す、女子未だ嘗て御せず、出だして之を嫁す、乃ち令す男子年二十にして室、女年十五にして嫁す、則ち内に怨女なく、外に曠夫なし、

【字解】〔行年〕年齡なり、俗に云ふ取る年、〔匱乏〕とぼし、〔未嘗御出嫁之〕御の下に者を補て見るべし、未だ君に接見せざる者は暇を與へ嫁入らすなり、〔怨女曠夫〕年頃に至りても配偶なき者を女に怨と曰ひ男に曠と云ふ、曠はむなしき意、〔則〕以下は令の目的を曰へるなり、

延陵卓子

延陵卓子、乘蒼龍挑文之乘、鉤飾在前、錯錣在後、馬欲進則鉤飾禁之、欲退則錯錣貫之、馬因旁出、造父過而爲之泣涕曰、右之治人亦然矣、夫賞所以勸之而毀存焉、罰所以禁之而譽加焉、民中立而不知所由、此亦聖人之所爲泣也、

【講說】延陵の卓子は長け八尺にして蒼色の馬を、雉の羽を以て飾りたる車に著けて之に乘り、前には胸宛の飾あり後には突針あり、馬進まんとすれば胸宛に妨げられ、退かんとすれば刺針に刺さるが故に是非なく横へ外れたり、造父行きかゝりに之を見、落涙して云ひけるは世の人を治むる仕方も亦此の如し、元來賞は勸むる所以なるに之を爲せば毀らるることあり、罰は禁ずる所以なるに之を爲せば譽めらるゝことあり、人民は其中間に迷ひ何れに向て宜しきかを知らず、此れは余が馬の爲めに泣けると同じく聖人が人民の爲めに泣く所なりと、

【字解】〔蒼龍〕馬の八尺以上なるを龍と稱す、〔挑文〕兪氏の說に從ひ翟文とす、〔鉤飾〕其形鉤の手を成して馬の胸に宛てる物、〔錯錣〕策の端の尖りたる者、

宮中有怨女、則民無妻、桓公曰、善、乃論宮中有婦人而嫁之、下令於民曰、丈夫二十而室、婦十五而嫁、

【講説】齊の桓公或る時微服を着けて民家を巡視せし處、一人の年寄自身に煮炊を爲す者ありければ、桓公は此老人子供もあるべきに何とて自身に炊事の業をなすにやと思ひて其故を問へば、老人答へて臣に三人の子之あれども貧窮の爲め嫁を取て遣はす事も叶はず、今に尚ほ獨身なるが、他處に傭はれ往き未だ歸宅致さざればこそ斯かる次第なりと、桓公宮中に歸りて此事を管仲に物語あり、管仲云ふ、上の府庫に空しく財を積み蓄へて腐るほどあれば、人民は困窮して飢餓を免れず、宮中に多く獨身の婦人を置くときは人民娶らんと欲するも妻を得ずと、桓公之を尤なりとて宮女の中不用なる者を取調べて暇を與へ民家に嫁入らせ、又令を下して云ふやう、男子は二十にして妻を娶るべく、女子は十五にして嫁に行くべしと、

【字解】〔微服〕人目に立たぬやう姿を變るなり、〔自養〕自炊を謂ふ、〔論〕一書に論に作る、

一曰、桓公微服而行於民間、有鹿門稷者、行年七十而無妻、桓公問管仲曰、有民老而無妻者乎、管仲曰、有鹿門稷者、行年七十矣、而無妻、桓公曰何以令之有妻、管仲曰、臣聞之、上有積財則民必匱乏於下、宮中有怨女則有老而無妻者、桓公曰善、令於宮中、女子未嘗御、出嫁之、乃令男子年二十而室、女年十五而嫁、則內無怨女、外無曠夫、

【講説】一に曰く、桓公微服して民間を行る、鹿門稷な

るまでもなく車を上せたるは唱歌の力にて即ち術の效力に外ならず。

【字解】〔輂〕人の引く荷車なり、

趙簡主

趙簡主出税者、吏請輕重、簡主曰、勿輕勿重、重則利入於上、若輕則利歸於民、吏無私利而正矣、

【講説】趙簡主收税吏を派遣する時、收税吏は税率に就き指令を仰ぎけるに簡主曰く、重きときは上の利となり、輕きときは下の利となるゆゑ、輕重ともに宜しからず、其中間を以て率となし、而して收税吏が私を營まざらば始めて正當を得べしとなり、

【字解】〔正〕冀義は足の字とす、

薄疑之言

薄疑謂趙簡主曰、君之國中飽、簡主欣然而喜曰、何如焉、對曰、府庫空虚於上、百姓貧餓於下、然而姦吏富矣、

【講説】薄疑は趙簡主に向ひ、君の國の中は誠に裕かなりと言ひしかば簡主は國内裕かなることゝ思ひ大に喜びて其は如何なる程度なるやと問ひけるに答へて、上は國庫に一物なく、下は百姓貧苦にて飢餓に迫り居れるに獨り上下の中に立てる官吏のみ富み候と、

桓公巡民

齊桓公微服以巡民家、人有年老而自養者、桓公問其故、對曰、臣有子三人、家貧無以妻之、傭未及反、桓公歸以告管仲、管仲曰、畜積有腐棄之財、則人饑餓、

其患在趙簡主稅吏請輕重、薄疑之言國中飽、簡主喜而府庫虛、百姓餓而姦吏富也』 第二大段なり、事物の理に因らざるの害を擧ぐ、

【講說】其患は趙簡主の稅吏が輕重に就て指令を受けたると、薄疑が國の中間の者が富めりと言ひたる事實に在り、簡主自ら喜びしも國庫は空虛となり、百姓飢餓に苦んで姦邪の官吏富みたるは其結果なり、

故桓公巡民、而管仲省腐財怨女』 第三大段なり、又術を得たる例を擧ぐ、

【講說】故に齊の桓公は親しく民間を巡視し、管仲は之に勸めて餘財と不用の宮女とを人民に與へけり、

不然、則在延陵乘馬不得進、造父過之而爲之泣也』 第四大段なり、前と反對の例を擧ぐ、

【講說】若し事の理に因らざれば、其失錯の例、延陵が馬に乘つて進むを得ず、造父が其傍を行き過ぎ之が爲め落淚せし事實に在り、

【傳】五

茲鄭子

茲鄭子引輦上高梁、而不能支、茲鄭踞轅而歌、前者止、後者趨、輦乃上、使茲鄭無術以致人、則身雖絕力至死、輦猶不上也、今身不至勞苦、而輦以上者、有術以致之故也、

【講說】茲鄭子と云ふ者車を引て高き橋に登りかけしも、一人の力に叶はざりければ其梶棒に腰を掛けて歌を謠ひしに、前へ行く人は立止まり、後より來る者は走り着き茲鄭に力を貸せし爲め、車は難なく橋の上に上れり、此時茲鄭若し唱歌を以て通行人を引寄する術なかりしならば縱令死するまで力を費すとも車は決して上らざりしなり、然るに今其身を勞苦す

民」ありとの紛はしき句あるが爲に亂民あることが源因にして亂吏あることが結果なるが如くに解せしむるの弊なしとせず、此れ白璧の微瑕と謂ふべし、此章末に不然の二字を以て椎鍛榜檠の反對に轉ずる處前例に生面を開きたるものなり、

搖木張網の譬は「治吏不治民」の主義を說明するに於て善く肯綮を得たり、即ち吏を治むるは猶ほ木を拊つが如く、綱を引くが如く、民を治むるは猶ほ葉を攝するが如く目を攝するが如し、而して吏を治めて民自ら治まるは木を拊て葉搖き綱を引て目張るが如し、但し「臨淵而搖木鳥驚而高魚恐而下」の二句は木を搖かすの効を言ひ後に「魚已囊」を以て網を張りたる効を擧げたると相照したるなるべきも、網は魚を採るべき者なれば格別、豈に魚鳥を驚かす爲に木を搖かす者あらんや、乃ち無理に塡補せし語句にして斧鑿の痕を免れ難し、故に井子章は「此段上下連らず案ずるに是れ文を弄せし處、此を言て以て下文の魚網を呼ぶ」と云ひ津田鳳卿は「淵は君位を謂ひ魚は民人に喩ふ井注迂なり」とて之を駁擊するも余は寧ろ井說に左袒せざるを得ず、然れども井注は唯だ下文の魚網を引起すを以て弄文となすも、弄文の點より言へば單に此に止まらず、淵は下を起し木は上を結び、鳥は木を承けて上を結び魚は淵の承けて下を起せり、蓋し巧を求めて拙と謂ふは此段の事なり、

「聖人不親細民、明主不躬小事」は別辭を以て「治吏不治民」の義を說明敷衍せしものと視るべし、

造父の御術を以て君主勞佚得失の在る所を示せしは親切著明、「國者君之車也、勢者君之馬也」の二句は正喩過渡の處、亦箇亦敏、韓非の慣用喩法にして文の古勁を助くるに與つて力あり、

椎鍛は法に喩へ榜檠は刑に譬ふ、

【經】五

因事之理則不勞而成、故茲鄭之踞轅而歌、以上高梁也、（第一大段なり、勞せずして功あるの理と事とを擧ぐ、）

【講說】凡そ事物の理に從つて行へば勞することなくして好結果を得、故に茲鄭は車の長柄に踞して歌ひければ車は高き橋の上に上るを得たり、

勞して、從事致したる成績なれば王が徹夜し玉ひても之を聽き玉はゞ群臣も一同感激の餘益す職務を勤め大に奬勵の道とも相成申さんと、王承諾はせられしも忽ち疲れて居睡れり、有司は其隙を窺ひ、小刀を引寄せて其計數を改めしとぞ、左れば王自ら會計を聽きしより、始めて不秩序となりぬ、

【字解】〔押券〕右券木柙とて右券は人に物を與ふべき證憑、木柙は木の函にて上に封を施せし物、金庫の類ならんか、〔參升〕參は說死により絫に作るべしとは解詁の說なり、恒屋某は釜に作るべしと云ふ、共に量名なり、〔食後〕王先愼は後字を衍とす、文より言へば當に然るべし、義に於ては本文に仍るも差支なし、〔揄刀削〕揄は引くなり、古は文字を竹の札に漆書し刀を以て筆となすが故に云ふ、

案ずるに田嬰の意は固り王の親聽を喜ばず、然れども又王の欺くべきを知つて王が說者の意見を用ゆるを妨げざるのみか、自ら進んで申請せしもの丶如し、遽の一字自ら此中の消息を洩せり、又王の食事も爲さゞるに更に追請して之を苦しめたるの觀あるに由て見れば益す其然るを知る、且つ此追請の語ある以上彼が絶えず王の傍に居りたるや明白なり、然るに有司が計數を削れるを見て何等の處置に出でざりしは全く有司と結托せしに非ずして何ぞ、此等の見解は須らく言外に於て之を求むべし、

此一章は本篇の經文に關係する所なく、反て外儲說左上の魏昭王の章と接すべき者なれば錯簡なるや疑なし、

一曰、武靈王使惠文王蒞政、李兌爲相、武靈王不以身躬親殺生之柄、故劫於李兌、

【講說】一說に云ふ趙の武靈王其子の惠文王に政事を聽かしめたる時李兌相となりしが、武靈王自身に生殺の柄を取守らず李兌の爲す所に任せたる結果、終に李兌の爲に殺害せられたるなり、

案ずるに此一章は前章一曰に接すべきものなり、

槩論

經文の「明主治吏不治民」は金言にして善く政術の要を得たり、故に王應麟のごときも「此言韓非を以て廢せず」と云へり、唯「不聞有亂民而有獨治之吏」の一語は亂民の上には必ず亂吏あり、亂吏あるが故に亂民ありとの意義なれども上に「聞有吏雖亂而有獨善之

勢輕而臣擅名、

【講說】一說に云ふ、齊の國に入れば唯淖齒の名のみを聞て齊王は在れども無きが如く、趙の國へ入れば、唯李兌の名のみを聞て趙王は在れども無きが如し、此に由て觀るに人君が術を手に握つて其下に臨まざれば其威勢輕くなり、權臣の名のみ世に聞えて人君の事を言ふ者なきに至る、

外儲說左上錯簡一章

一曰、田嬰相齊、人有說王者曰、終歲之計、王不一以數日之間自聽之、則無以知吏之姦邪得失也、王曰善、田嬰聞之、遽請於王而聽其計、王將聽之矣、田嬰令官具押券斗石參升之計、王自聽計、計不勝聽、罷食後復坐、不復暮食矣、田嬰復謂曰、群臣所終歲日夜不敢偸怠之事也、王以一夕聽之、則群臣有爲勸勉、王曰諾、俄而王已睡矣、吏盡揄刀削其押券升石之計、王自聽之、亂乃始生、

【講說】田嬰の齊國に宰相たりし時、或人王に勸めて云ひけるは、一年中の會計は大王數日の暇を費して自ら之を聽き玉ふべし、然らざるときは有司の姦邪得失を知り玉ふことあらじと、王は之を嘉納せり、田嬰其由を聞き、早速王に會計を聽かれんことを申請し、王も愈よ日を定めて實行することゝなり、田嬰は有司に命じ、其支拂現金並に米穀の數を具陳せしめ、王自ら之を聽し處、何分複雜にして容易に結了せず、一旦休息し食後再び坐に就かれ、引續て夕刻に及び晩食も爲すに暇あらず、田嬰は王に息をも繼がせず之を促して云ふ、此れは群臣が一年中晝夜となく勸

に便乘し、父子の者の手を引て車に乘らしめ、先づ手綱を控へ鞭を持ちたるのみにて、未だ手を下さゞるに馬は何れも己に馳せ出でぬ、此時若し造父が御術を心得ざりせば縱令一生懸命に骨を折り父子の者を助けて車を推すとも馬は決して進まざりしなり、然るに其身は勞することなく馬車の上にありながら父子の者を助け遣はし、術を心得て馬を御したるが故なり、左れば國は君の車に譬ふべく、勢は君の馬に譬ふべし、君が之を御するの術なきときは何程其身を勞せばとて國亂を免れず、君が之を御するの術あるときは安樂の地位に身を据ゑながら帝王の功業を致すことを得、

【字解】〔器〕農具を指す、〔輟而〕倒置なりとの說あるも本文の儘にて能く通ず、〔檢〕制するなり、〔寄載〕他人の車に乘るゆゑ寄と云ふ、

椎鍜榜檠

椎鍜者所以平不夷也、榜檠者所以矯不直也、聖人之爲法也、所以平不夷矯不直也、淖齒之用齊也、擢閔王之筋、李兌之用趙也、餓殺主父、此二君者皆不能用其椎鍜榜檠、故身死爲戮、而爲天下笑、

【講說】椎鍜は鐵器を打て平ならしむる具、榜檠は弓の歪を直くするの具なるが、聖人の法は官民の平かならざるを平かにし直からざるを直くする機關にして無形の椎鍜榜檠とも謂ふべき者なり、淖齒、齊國を自由にして閔王の筋を拔き取り、李兌、趙國を自由にして主父を餓死せしめたるが如き、此二君は共に彼の椎鍜たり榜檠たる法を用ゆる能はざりし結果に外ならず、左ればこそ、其身死耻をかき天下の物笑となりぬ、

【字解】〔擢筋餓殺〕事實は姦邪篇に詳なり、

一曰、入齊則獨聞淖齒而不聞齊王、入趙則獨聞李兌而不聞趙王、故曰、人主者不操術則威

救火者、令吏挈壺甕而走火、則一人之用也、操鞭箠指麾而趣使人、則制萬夫、是以聖人不親細民、明主不躬小事、

【講說】今火災を救ふに役人に命じ水を盛りたる壺瓶の如き者を携へて消防に赴かしめば一人の働に止るも、若し鞭を手に持ち指圖して人を驅り使はゞ萬夫をも働かしむべし、故に聖人は直接細民に關係せず、自身小事に手を下さず、

【字解】〔趣〕催促するなり、

造父遇駕車

造父方耨時、有子父乘車過者、馬驚而不行、其子下車牽馬、父子推車、請造父助我推車、造父因收器輟而寄載之、援其子之乘、乃始檢轡持筴、未之用也、而馬轡驚矣、使造父而不能御、雖盡力勞身助之推車、馬猶不肯行也、今使身佚且寄載、有德於人者、有術而御之也、故國者君之車也、勢者君之馬也、無術以御之、身雖勞、猶不免亂、有術以御之、身雖處佚樂之地、又致帝王之功也、

【講說】造父適、田中にて草を取り居けるに、父子二人の者車に乘て通り過ぎし處、馬物に驚いて進まずなりぬ、二人是非なく車を下り、子は前に立て馬を引き、父は後より車を推し、其れにても進まざりしかば造父を呼び手を貸して車を推し吳れと賴みける、造父は之を承諾し農具を取片附け仕事を中止して車

て乗車に出遇ひたる場合の如くなるべし、父子二人の者馬を引き車を推せども進まざりしに、造父代つて之を御し手綱を持ち鞭を揮ひければ馬は足を揃へて走り出せしと云ふ物語あり、

【字解】〔戚〕齊しき意、〔騖〕馳なり、

是以說在椎鍛平夷、榜檠矯直、不然敗在淖齒用齊戮閔王、李兌用趙餓主父也、

【講說】論據は椎鍛を以て鐵を打延べ榜檠を以て弓を直くするの譬に在り、之に反する時の論據は淖齒の齊に用ゐられて閔王を戮し、李兌の趙に用ゐられて主父を餓せし事實に在り、

【傳】四

搖木引綱

搖木者一々攝其葉、則勞而不徧、左右拊其本、而葉徧搖矣、臨淵而搖木、鳥驚而高、魚恐而下、善張網者引其綱、若一々攝萬目而得、則是勞而難、引其綱、而魚已囊矣、故吏者民之本綱也、故聖人治吏不治民、

【講說】今樹木を搖かすに一々其葉を引つぱつて之を振ふときは骨折れるのみにて全體に行渡らず、其れよりも其根本を打ち動かせば其葉盡く動くものなり、水の深味に臨んで木を搖かすときは鳥は驚いて高く飛び魚は恐れて深く沈まん、又網打の上手は唯其大綱を引くのみ、若し左に非ずして一つ宛網の目を引つぱつて之を廣げるなれば骨折れて爲し難し、左れば官吏は人民に對して木の本の如く網の綱の如きものにて、官吏を正せば人民自ら治まるべし、故に聖人は官吏を治むれども直接人民を治めざるなり、

【字解】〔攝〕引持なり、〔拊〕はたくなり、

彼の諱を忌むが如き抬書の例の如き今日尙は規々焉たるを觀れば又何ぞ周時に於て此事あるを怪まん、世に支那通と稱する者清國の國書に我が天皇陛下の御名を犯せるをも知らずして、支那に關する書類に清民の忌む所は一々之を忌みて呫々たる者あり、又何ぞ支那を笑ふに暇あらん、

【經】四

人主者守法責成、以立功者也、聞吏雖亂而有獨善之民、不聞有亂民而有獨治之吏、故明主治吏不治民、 第一大段なり、人君の職は官吏を正すに在るを言ふ、

【講說】人君たる者は法度を守つて官吏に其成績を責め、因て以て功業を立つる者なり、官吏不正なるも其下に一身を行ひすます君子人あることは聞き及べども、亂民の上に善く其職を守る官吏あることは未だ聞き及ばず、故に明君は官吏の姦惡を正すも直接に人民を正すことなし、

說在搖木之本、與引綱之綱、故失火之嗇夫、不可不論也、救火者吏操壺走火、則一人之用也、操鞭使人、則役萬夫、 第二大段なり、人主大綱を握ると否との利害を譬ふ、

【講說】其論據は木の本を搖せば枝葉盡く動き網の綱を引けば細目盡く張ると云へる話に在り、左れば下に述ぶる火災を救ふ役人の事柄は考究すべき者なり、今消防をなすに當り、役人が水を入れたる壺を提げて火事場に赴くとても一人前の働に過ぎず、然るに鞭を持て火夫を指圖せば萬人をも働かしむべし、

【字解】〔嗇夫〕小官の名

故所遇術者如造父之遇驚馬、牽馬推車、則不能進、則代御執轡持筴、則馬咸騖矣、 第三大段なり、術の必要なるを譬ふ、

【講說】故に術を適用すべきことは猶ほ造父が途中に

は天子の特權なれば、此名も天子に在てこそ用ゆべく、諸侯の之を名とするは天子の特權に類するが故に許すべからずとの意なり、〔遠哉禁偪〕現在實禍あるに非ざるも將來を豫想して早く其端緒に於て禁ずるが故に遠と曰ふ、偪は下の上に逼り近づくなり、〔虛名不以借人〕衞君の名を辟疆と曰ひたればとて衞君が領土を擴張する次第にも非ず、故に虛名と曰ふ、〔實事〕猶ほ實權と曰ふが如し、

槩論

經文は首に外に鑒みると古に鑒みるとの二の弊を揭げて蘇代潘壽の故事を孕ましめ、次に權を貸し誠を貸すの不可なるを示すに方吾吳章の言を以てし、趙王の虎目を擧げて誠を貸し權を貸すの實例を點し、終に周の行人の衞侯を却けたるが如くなるべきを敎ふ、即ち此章の順次は特に歸納的方法を用ゐたるなり、若し之を逆說せんか、周の行人云々は君主の堅く其特權を守るべき事を揭げたる者にして、本論の主意此に外ならず、權を貸し誠を貸すは其反對の行爲にして外に鑒みると古に鑒みるとは斯かる行爲に陷るべき源因を述べたる者と視るべし、

蘇代の燕に使するや其宰相子之に益する所なければ使命達せず私利遂げざるより子之の爲に燕王を欺く、苟も外人の說を本位とせば、其深き者大噲たり其淺き者小噲たり、豈に獨り燕に限らんや、

諸侯の士徒を信ずれば彼れ皆私門の黨、巖穴の士徒を信ずれば彼れ皆私門の舍人、予奪の權子之に在るが故なり、予奪の權子之の如くなるに非るも尙ほ其鼻息を窺ひ其援引を蒙らんとする貴族學士の如きは亦彼等の下に在り、

方吾子の言古禮より推論して權勢を貸すの不可なるを示し、而して韓非此に取るあり、韓非の學荀子に出で流れて形名となる、亦其幾微を窺ふべし、康有爲も亦嘗て其孔子改制考に於て之を點出せしことあり、

吳章の言須らく佯誠の二字に着目すべし、

「平陽君之目可惡過此」の語、苛政虎より猛なるの類、「見平陽君之目如此者則必死矣」の一語恐怖の狀視るが如し、此節尤も敍事を以て勝る、而して權勢を貸すの事實は「而王不誅」の一句以て之を見はし、權勢を借すと言はずして權勢を借したる眞相自ら掩ふべからず、但し一個の也の字を下したる爲め敍事暗に變じて議論となれるなり、

辟疆の名を以て天子の特權を犯すと云ふに至つては痴と謂はんか、拘と謂はんか、常識の外に在り、蓋し

平陽君之目如此者則必死矣、其明日平陽君聞之、使人殺言者、而王不誅也、

【講說】趙王苑中に遊びし折左右の者其處に飼へる虎に兎を與へ、一旦出して後引込ませて見物せしに虎は其目をギロリと轉じて怒を見はしぬ、王は憎々しき虎の目つきかなと云はれける處、左右の一人平陽君の目の憎々しきは此れにも愈り候、虎が斯かる目つきをなすも害は無之候へ共、平陽君に此の如き目つきを以て睨まれたる者は必ず生命を失ふと、其翌日平陽君此話を洩れ聞き人を以て己を譏りし者を殺さしめたり然るに王は其凶漢を誅せずして其儘に差置きぬ、

【字解】〔輟〕中止なり、〔平陽君〕孝成王の叔父趙豹、平陽君とは封號なり、〔必死矣〕平陽君に殺さるゝこと、〔而王不誅也〕趙王が平陽君に罰を貸したるなり、前章の而況於以誠借人也の語に應ず、

周行人之却衞侯

衞君入朝於周、周行人問其號、對曰、諸侯辟疆、周行人却之曰、諸侯不得與天子同號、衞君乃自更曰諸侯燬、而後內之、仲尼聞之曰、遠哉禁偪、虛名不以借人、況實事乎、

【講說】衞の君周王の朝廷に參內せし時周の接待官其名を問ひしに、衞侯の辟疆と答へければ接待官之を拒みて云ふ、辟疆は天子の稱號なり諸侯は天子と號を同うするを得ずと、衞君是に於て自ら改めて衞侯燬と名乘りしかば其接待官始めて宮中に案內せしとぞ、孔子之を聞き論評を加へて曰く、接待官が臣下の借上を禁止するや扨も行き渡りたるものかな、虛名すらも人に貸さず、況や實事をやと、

【字解】〔衞君〕文公なり、〔行人〕賓客を掌り使者に接するの官なり、〔諸侯辟疆〕辟は開く、疆は領土衞君此れを以て名とせしなり、諸侯の諸の字異義は新序に衞に作ることを記す、而して集解には唯だ當に衞に作るべしと云ひ考證を缺く、益す以て異義の精核を見る、〔不得與天子同號〕天子の名は辟疆に非ざれども、疆土を開辟する事

方吾子知之

方吾子曰、吾聞之、古禮行不與同服者同車、不與同族者共家、而況君人者、乃借其權而外其勢乎、

【講說】方吾子云ふ、吾れ聞く古の禮に於ては人君己と同様の衣服を着たる者と同車せず、同族の者と同居せずと、況や人君は何として其權を人に貸し其勢を手離すべけんやと、

【字解】〔古禮〕坊記に見ゆ、蓋し此意味は車中に同服者あれば君に紛はしく、家內に同族者あれば主權疑はしければなり、

吳章知之

吳章謂韓宣王曰、人主不可佯愛人、一日不可復憎、不可佯憎人、一日不可復愛也、故佯憎佯愛之徵見、則諛者因資而毀譽之、雖有明主、不能復收、而況於以誠借人也、

【講說】吳章韓の宣王に告げけるは、人君は假にも人を愛すべからず、假にも人を憎むべからず、一旦愛するときは今度之を憎むわけにゆかず、一旦之を憎むときは今度又之を愛するわけにゆかぬなり、左れば假にも愛憎の端緒見ゆるとき佞人者此れを盾に毀譽を加へ、明君と雖も復た取返し難し、況や眞物を他人に貸して先方に利用せらるゝをや、

【字解】〔誠〕眞物即ち賞罰の實權を指す、

趙王惡虎目

趙王遊於圃中、左右以菟與虎、而輟觀之、盼然環其眼、王曰、可惡哉、虎目也、左右曰、平陽君之目可惡過此、見此未有害也、見

意なりしが如し、然るに年老て後啓は天下を任ずべき資格なしと見定めしかば天下を益に傳へけるなり、然れども啓の從者皆官途に在る處より、勢力は益よりも啓の方に在り、其後啓は此等の徒黨と益を攻めて彼が禹より讓られたる天下を奪取れり、右によれば禹は名義に於てこそ益に天下を傳へたるも、實は啓をして自ら之を取らしめたるなり、此點に於て禹が堯舜に及ばざることは分明ならん、今王子之に國を傳へんと爲し玉ふも官吏は太子の身方に非る者なければ、名は國を子之に讓り玉ふことゝなるも實は太子に自ら取らしむる仕方にて御本意に違ふべしと、燕王是に因て三百石以上の役人の印璽を返上せしめ、更に皆子之より之を下附せしむる事とせり、

【字解】〔以啓人爲吏〕　戰國策の注に啓の臣を以て益の吏となすとあるに因り諸解多く之に從へども、是れにては意味を爲さず、已而の語及老の語勢重の語を翫味し併せて下文の無非太子之人者の句に照すときは是非とも余の解釋の如くならざるべからず、

夫人主之所以鏡照者、諸侯之士徒也、今諸侯之士徒、皆私門之黨也、人主之所以自羽翼者、巖穴之士徒也、今巖穴之士徒、皆私門之舍人也、是何也、貪褫之資在子之也、故吳章曰、人主不佯憎愛人、佯愛人、不得復憎、佯憎人、不得復愛也、

【講説】夫れ人君が己が鑑として得失を照し見るべき用に供する者は他の諸侯の士なり、然るに今日に於ては此等の者皆蘇代の如き權家の徒黨に過ぎず、又人君が宛も鳥の羽翼に於けるが如く我が輔佐となす者は山野に住へる隱者なり、然るに今日に於ては此等の者は潘壽と同じく皆私門の給侍に過ぎず、何故となれば子之が與奪の柄を握ればなり、

【字解】〔巖穴〕　巖穴を以て家と爲す者、即ち山中に住へる高士、〔貪褫〕　褫は奪ふ、予奪と云ふが如し、案ずるに吳章の言は復び下文に見え、字句少しく異るのみ、恐らくは重複せるものか又は注文の混入せしものならん、講義は下文に讓り此には之を省く、

【講說】一說に云ふ、潘壽と云ふ隱者ありけるを燕王人を遣して召び迎へぬ、潘壽燕王に謁見して言ひ出づるやう、臣は他日子之が益の如くなるべきと懸念致し候と、王は何として益の如くなるにやと、答へて云ふ、昔し禹死するに臨み天下を益に傳へんとせしに禹の太子啓の臣下は之が爲に團結して益を攻亡して啓を立てたることあり、今王は子之を信任あつて之に國を傳へんとする思召なるが、太子附の人は何れも官職を有すれども子之の家臣は一人も朝廷に列する者なし、斯く太子の勢力强くして子之の勢力弱ければ不幸にして大王萬一の事あらば子之も亦益と同一の運命を免れざるべしと、燕王因て祿三百石以上の役人を一括して之を子之に屬せしかば子之の勢大に振へり、

【字解】〔懷印璽〕官吏たる者は皆其證憑とも云ふべき印璽を所持するが故に云ふ、〔棄群臣〕死することゝ、

一曰、燕王欲傳國於子之也、問之潘壽、對曰、禹愛益而任天下於益、已而以啓人爲吏、及老以啓爲不足任天下、故傳天下於益、而勢重盡在啓也、已而啓與友黨攻益、而奪之天下、是禹名傳天下於益、而實令啓取之也、此禹之不及堯舜明矣、今王欲傳之子之、而吏無非太子之人者也、是名傳之、而實令太子自取之也、燕王乃收璽自三百石以上、皆效之子之、子之遂重、

此一節舊と次節の下に在り、他章の例に違ひ且つ文理順ならず、故に茲に置く、

【講說】一說に云ふ、燕王其國を子之に傳へんと欲せしに因り潘壽に相談ありし處、潘壽答へけるは、昔し禹王は益を愛して天下を任し暫くして太子啓の從者を以て官職に就かしめしは太子の勢力を扶植するの

潘壽言禹情

潘壽謂燕王曰、王不如以國讓子之、人所以謂堯賢者、以其讓天下於許由、許由必不受也、則是堯有讓許由之名、而實不失天下也、今王以國讓子之、子之不受也、則是王有讓子之之名、而與堯同行也、於是燕王因擧國而屬子之、子之大重、

【講說】潘壽燕王に說て云ふ、大王此國を子之に讓り玉はゞ宜しからん、其故は誰も堯を賢れたる人と思ふは其天下を隱者の許由に讓りしに由てなり、但し堯は許由に讓りたれども許由は飽くまで之を受けざりき、左れば堯には許由に讓りたる美名を得て其實天下を失はざりしなり、今王此國を子之に讓り玉ふとも子之の受けざるは必定なれば王に於ては子之に讓るの名譽を得玉ひて殆ど堯と所行を同うし玉ふなりと、燕王は此說に動かされ國家を擧げて子之に一任し、子之の威權廣大となりぬ、

一曰、潘壽隱者、燕使人聘之、潘壽見燕王曰、臣恐子之如益也、王曰、何益哉、對曰、古者禹死、將傳天下於益、啓之人相與攻益而立啓、今王信愛子之、將傳國子之、太子之人盡懷印璽、子之之人、無一人在朝廷者、王不幸棄群臣、則子之亦益也、王因收吏璽自三百石以上、皆効之子之、子之大重、

之、則必不得事而還、貢賜又不出、於是見燕王、乃譽齊王、燕王曰、齊王何若是之賢也、則將必王乎、蘇代曰、救亡不暇、安得王哉、燕王曰、何也、曰、任其所愛不均、燕王曰、其任何也、曰、昔者齊桓公愛管仲、置以爲仲父、內事理焉、外事斷焉、擧國而歸之、故一匡天下、九合諸侯、今齊王所愛不均、以知其亡也、燕王曰、今吾任子之、天下未之聞也、於是明日張朝而聽子之、

【講說】一說に云ふ、蘇代秦の使となつて燕に赴きし時、若し燕の宰相子之に利益を與ふることなければ使命を果すことを得ず、又恩賞にありつく事を得ざるべしと看て取りしかば、燕王に謁見せし時齊王を譽めて伏線を布けり、燕王は蘇代に向ひ如何にして齊王は左までに賢れたるや其樣子にては行く行く王たるも知れずと、蘇代云ふ滅亡を救ふことすらも手に餘る程なれば王業などは、以の外なりと、燕王何故と問ふ、蘇代は齊王愛する所の臣に任ずる專一ならざるが故なりと答ふ、燕王又問ふ其任ずる仕方は如何ん、蘇代答へけるは、昔し齊の桓公管仲を愛し之を仲父の位に立て內治を處理し外交を決斷せしめ全國の政權悉く之に歸しぬ、故に桓公は一たび天下を正し九たび諸侯を連合するを得たり、然るに今齊王は之と異なり、愛する所の臣下に任すること專ならざれば滅亡を免れざるべしと思ふなりと、燕王曰く、今吾れ子之に任ずと雖も世間にては未だ之を知らずと見えたり、左らば公然發表すべしとて其翌日百官を朝廷に參集して子之に政務を委ねたりと云ふ、

【字解】〔均〕專一の意、〔置〕立つと訓す、〔一匡九合〕前に出づ、〔張朝〕張は設くること、

【講說】明主の道は周の行人が衞侯の天子と號を同うすることを不可として其入朝を拒みたるが如くなるべし、

【傳】三　蘇代非齊王

子之相燕、貴而主斷、蘇代爲齊使燕、王問之曰、齊王亦何如主也、對曰、必不霸矣、燕王曰、何也、對曰、昔桓公之霸也、內事屬鮑叔、外事屬管仲、桓公被髮而御婦人、日遊於市、今齊王不信其大臣、於是燕王因益大信子之、子之聞之、使人遺蘇代金百鎰、而聽其所使之、

【講說】子之燕の宰相として位地貴く國政を專斷せし頃、齊國の使者蘇代來つて燕王に見えしが燕王之に問うて云ふ、凡そ人君にも色々あり齊王は如何なる君ぞと、蘇代之に答へて齊王は霸業を成すべき見込なしと云へり、燕王其理由を問ひしかば說明するやう、昔し齊王の祖先なる桓公の霸たりしは內治を鮑叔に任し、外交を管仲に委ねたるに由る、斯くて桓公自身は極めて氣樂なりしかば嚴しく冠などを着けず婦人と馬車に相乘して己れ御者となり日々市中を遊行し、其れにて濟みたるなり、然るに今齊王は大臣を信ずる度量なければ到底桓公の如く霸業を立つることを得じと、燕王以前より己に子之を信用せし處、蘇代の談に由て一層信任に及べり、子之は蘇代が己に利益なる事を燕王に說きたる由を聞き、人を以て之に金百鎰を贈り自由に之を使用せしめけり、

【字解】〔被髮〕冠を着けず髮をふりさばき居るなり、〔御婦人〕婦人の爲に御するなり、事は說苑に見ゆ、〔鎰〕二十兩を鎰とす、或は云ふ二十四兩、〔聽其所使之〕此に據れば運動費として與へたるもの〻如し、

一曰、蘇代爲秦使燕、見無益子

【經】三

明主者鑒於外也、而外事不得不成、故蘇代非齊王、（第一大段なり、外國を師とするの害を擧ぐ、）

【講說】人君が外國を手本となす時に於ては其結果外國の使をして自然之に乘じて私を成さしむるに至る、左れば蘇代は齊王の事を惡口して燕王を欺きぬ、

【字解】〔明主云々〕 此れ下の人主鑒於上也と同一の對句にして共に君主の失錯を言ふ者なれば明の字は人の字の誤なること疑なし、翼毳には當に人に作るべしとのみあつて說明を缺く、〔不得不成〕 諸解皆得ざれば成らずと讀みて之を釋く、甚だ謬れり、〔外事〕 事は士に通し、使節を謂ふ、蘇代即ち是なり、

人主鑒於上也、而居者不適不顯、故潘壽言禹情、（第二大段なり、上古を師とするの害を擧ぐ、）

【講說】人君上古を手本となす時に於ては在野の學者、自然古事を引て其意を迎へ、榮達を得るに至るや必せり、左れば潘壽は禹の事實を陳べて子之に媚びぬ、

【字解】〔上〕 上古を謂ふ、〔居者〕 居學の士、學者の未だ仕官せざる者、〔不適〕 上節より推して不得の誤なることを知るべし、

人主無所覺悟、方吾知之、故恐同衣於族、而況借於權乎、吳章知之、故說以佯、而況借於誠乎、趙王惡虎目而壅、（第三大段なり、特權を臣下に貸すの害を擧ぐ、）

【講說】人主闇愚にして悟らず從て臣下の乘ずる所となる、方吾は之を知るが故に衣を同うする者と同車し族を同うする者と同居するを害とし況や權を貸すに於ては尤も之を不可とせり、吳章は之を知りしかば僞の物を人に貸すすらも害あり、況や眞物を貸すに於てをやと說けり、趙王は虎の目を惡むと言ひながら遂に虎より畏るべき目をもてる平陽君の爲に昏されき、

【字解】〔壅〕 ふさぐなり、壅蔽、

明主之道、如周行人之卻衞侯也、（第四大段なり、明主は已れに類似する事を禁ずべきを言ふ、）

ては出語の聲なる夷の思ふ所に非ず、而して事實の目を列する、昭襄二句にして二事、田鮪二句にして一事、公儀一句にして一事、前段の双關は整齊にして此段の單行は拉雜、奇正相救ふの法なり、

昭襄王己れの爲に祈りたる人民を罰せしは是れ常識ある者の想ひ到らざる所にして、秦の主義たる人類を視て以て法の爲に無意識の動作を行ふ物體となし、一點の靈性を認めず、而して韓非は則に深く此に取るあり、謂はゆる繩墨を引き是非を明にし少恩に極まる者、法治にして斯の如き極端に至る寧ろ滑稽の感なくんばあらず、昭襄云ふ民の我が用をなすは吾が之を愛するが爲に用を爲すに非ずして、勢の在る所、自ら我が用たらざるを得ざらしむと、勢とは何ぞ賞罰是れなり、然れども始皇の雄傑なる其賞罰の利器を用ゐて天下に臨むや固り昭襄に過ぐるあるも及ばざるなし、而して陳呉一呼天下瓦解、乃ち知る賞罰以て人を制するに足ると雖も人の苦樂する所往々賞罰の及ばざる所に出づることを、愛を絶つを以て治道の一義となせし者は古來唯一秦、其六國を併せし所以此に在り、忽諸に亡びたる所以亦此に在り、

賞は功ある者に限て之を與ふべき者なり、功なき者に之を與ふれば賞罰の道を失ふ、賞罰の道を失へば國家亂る、飢民は功なき者なり、之を救ふが爲に五苑の菜果を給するは功なき者に賞を與ふるなり、是れ賞罰の道に非ずして國亂の本なれば縱令人民餓死するとも之を與ふべからずとは昭襄の應侯に訓令したる論法なるが秦の眼中人民なきや此を以て知るべきのみ、稱して虎狼の秦と謂ふ、豈に獨り他國に對して虎狼なるのみならんや、其人民に對しても亦猶ほ虎狼の如きなり、

田鮪の其子に敎へたる一語は功利主義の尤も平穩なる者と謂ふべし、

公孫儀の魚を受けざる動機は全く利害の點に在り、智性上より惡事を爲さゞる者大抵皆此類の考に出づ、俗吏輩到底上乘を語るに足らず、公孫儀の事より悟入にして祿位を全うするを得ば尚ほ可なり、抑も又公孫儀の言に據れば宰相と雖も法を枉ぐるときは免官の恐ありしなり、文明の今日宰相たる者反て此恐なく受くる所盤中の潑溂たる者に止まらず、怪なるかな、

買魚而獻之、公儀子不受、其弟諫曰、夫子嗜魚而不受者何也、對曰、夫唯嗜魚、故不受也、夫既受魚必有下人之色、有下人之色、將枉於法、枉於法、則免於相、免於相、則雖嗜魚、此不必能致我魚、我又不能自給魚、即無受魚而不免於相、雖嗜魚、我能自給魚、此明夫恃人不如自恃也、明於人之爲己者、不如己之自爲也、

【講說】公孫儀魯國の宰相たりしが常に好みて魚を食へり、一國の人我も我もと魚を買ひ之を進物とせしも公孫儀敢て受けざりき、其の弟の某、兄君には魚を好まれながら何故に辭退し玉ふやと問ひける處、答へて云ふ、余は魚を嗜めばこそ受けざることよ、若し人より魚を受けなば其人に對して多少屈する風の生ずべし、人に屈する風出づれば自然法を枉ぐるに至る、法を枉ぐれば宰相の職を罷めらるべし、宰相を罷められし曉は吾れ如何に魚を好むも最早必ず持ち來る者なかるべく、吾れも亦自ら魚を買ふ力なけん、若し今外より魚を貰はざれば現職を失ふ憂あらず、魚が好物ならば何時までも自力に買求むることを得るなりと、

彼の人を恃むは自ら己れを恃むに如かずと云へる道理は此咄に因て明かなり、人が我が爲になしくるゝは己れ自ら爲にするに如かずと云へる道理も亦此咄に因て明かなり、

【字解】〔公孫儀〕經に謂はゆる公儀、評林には公孫儀子に作る、〔即無受魚〕即は若しの意に用ゆ、

槩論

經文先づ君の賞罰臣の功罪を以て二柱を立て「可以王矣」を以て之を綜ぶ、其論必ず奇ならざるも君の不仁に通じ臣の不忠に通ずることを必要とするに至つ

如棄棗蔬而治、

【講說】或る年秦に大饑饉あり、應侯指令を仰ぎて曰く、五苑に儲ふる所の野菜及び菓類は飢を救ふべきが故に之を發給するの裁可を蒙りたしと、昭襄王云ふ吾が秦國の法に於て人民を使ふの方針は功ある者に限り之を賞し罪ある者に限り之を罰するに在り、然るに今饑饉なりとて五苑の野菜菓物を發する時は民を使ふ上に於て功ある者も功なき者も倶に賞することゝなる、有功無功の別なく之を賞すれば亂の本なり、故に五苑を發して反て亂るゝよりは其儘にして蔬果を立ち腐となすも治まるを可とすと、

【字解】〔五苑之草著〕王先愼は著を衍とし、太田全齋は草を衍とし儲と音通の上より著を貯とす、今後說に從ふ、〔果〕衍なり、

一曰、今發五苑之蓏蔬棗栗、足以治民、是用民有功與無功爭取也、夫生而亂、不如死而治、大夫其釋之、

【字解】〔蓏〕草實の總稱、〔用民〕前の使民に同じ、〔爭取〕爭うて賞を取るなり、〔大夫〕應侯を指す、〔釋之〕重ねて言ふ勿れの意、

田鮪教其子

田鮪教其子田章曰、欲利而身、先利而君、欲富而家、先富而國、

【講說】田鮪其子の田章に教へて言ひけるやう、汝の身を利せんと思はゞ先づ汝の君を利すべし、汝の家を富さんと思はゞ先づ汝の君を富ませと、

【字解】〔而〕汝なり、

一曰、田鮪教其子田章曰、主賣官爵、臣賣智力、故自恃無恃人、

【講說】一說に云ふ田鮪其子田章に敎へて云ふ、人君は官爵を賣り、人臣は智力を賣り、賣買的關係にして其賣る所の者は其恃む所なれば自ら其智力を恃み人を恃む勿れと、

公儀辭魚

公孫儀相魯而嗜魚、一國盡爭

思ひけるは毎年の例祭にも非ざるに村人が私に牛を殺して社を祭るは何故ならんと、不思議の餘り之を尋しに百姓は之に答へて君王病ひ玉ふと聞き平愈を祈りたる處幸に全快ありし故御禮祭を致し居るなりと、二人甚だ滿足し王に拜謁の上、君公の德は堯舜にも優り玉ふと曰ひしかば王は大に意外の思をなし如何なる故ぞと問はれけり、二人云ふ、堯舜の德と雖も未だ其人民が之が爲に祈りし事を聞かず、然るに今君公病み玉へば人民牛を神に捧げて祈をなし平愈あらせらるゝや、又牛を殺して禮祭を行ふが故に恐れながら君公は堯舜に勝り玉ふと申せしなりと、王之を聞き斯かる事を爲したるは何れの里なるやを取調べしめ、其里の長と伍人組の頭を罰し一屯の地より鎧二領を出さしめぬ、閻遏公孫衍の二人は詮なき事を申出きと心に慙て一言も云はざりしが、數箇月の後王が酒宴を開き飮み興ぜる折を見て王の處置の解し兼ぬる由を陳べたるに、王の云ふ、汝等何とて此の如き見易き道理を辨へざるぞ、彼の人民が我が用をなす所以は吾が人民を愛するに由て我が用をなすに非ず、吾が勢を畏れて是非なく吾が用をなすに過ぎず、然るに吾れ此の勢なる者を廢して人民と愛を以て相應ずるとせんか、吾れ適ま愛せざる時あらば人民は我が用をなさゞるべし、左れば人民と愛情を以て相待つの道を斷つが爲に吾を愛して神に祈りし人民を罰したるなりと、

【字解】〔社臘〕 社は春秋に於ける土神の祭、臘は冬至後第三の戌の日に行ふ百神の祭、社臘に非れば牛を殺さゞる古禮あり、〔屯〕 地方區劃の名、略ぼ村に類す。

不發五苑

秦大饑、應侯請曰、五苑之[草]著、蔬菜橡[果]棗栗、足以活民、請發之、昭襄王曰、吾秦法使民、有功而受賞、有罪而受誅、今發五苑之蔬果者、使民有功與無功俱賞也、夫使民有功無功俱賞者、是亂之道也、夫發五苑而亂、不

一曰、秦昭襄王病、百姓爲之禱、病愈、殺牛塞禱、郎中閻遏公孫衍出而見之曰、非社臘之時也、奚自殺牛而祠社、怪而問之、百姓曰、人主病、爲之禱、今病愈、殺牛塞禱、閻遏公孫衍說、見王拜賀曰、過堯舜矣、王驚曰、何謂也、對曰、堯舜其民未至爲之禱也、今王病而以牛禱、病愈、殺牛塞禱、故臣竊以王爲過堯舜也、王因使人問之、何里爲之、訾其里正與伍老、屯二甲、閻遏公孫衍媿不敢言、居數月、王飲酒酣樂、閻遏公孫衍謂王曰、前時臣竊以王爲過堯舜、非直敢諛也、堯舜病、且其民未至爲之禱也、今王病而民以牛禱、病愈、殺牛塞禱、今乃訾其里正與伍老屯二甲、臣竊怪之、王曰、子何故不知於此、彼民之所以爲我用者、非以吾愛之爲我用者也、以吾勢之爲我用者也、吾釋勢與民相收、若是吾適不愛而民因不爲我用也、故遂絕愛道也、

【講說】一說に云ふ、秦の昭襄王病に罹りし處、百姓は王の爲に之を祈り、其平愈あるや、牛を殺して御禮祭をなしぬ、郎中の閻遏公孫衍外出して此の有樣を見、

第二大段なり、前論を證すべき事實を擧ぐ、

【講說】秦の昭襄王は能く人主たるの實を知り百姓の己を愛することを罪とし、又應侯が五苑の野菜を民に施すを止めたり、田鮪は人臣の實を知りしが故に其子の田章に敎ゆる所ありき、而して公儀は人が魚を贈れるに之を辭しぬ、

【傳】二　昭襄知主情

秦昭王有病、百姓里買牛而家爲王禱、公孫衍出見之入賀王曰、百姓乃里買牛爲王禱、王使人問之、果有之、王曰訾之人二甲、夫非令而擅禱者、是愛寡人也、夫愛寡人、寡人亦且改法而心與之相循者、是法不立、亂亡之道也、不如人罰二甲、而復與爲治、

【講說】秦の昭王病に罹りし處、百姓之を聞き里毎に牛を買て犧牲となし、家毎に王の平癒を神に祈れり、公孫衍外出して此の有樣を目擊せしかば參朝して王を賀し、斯く斯くの次第なりしと己の見たる所を奏上せり、王は人を遣して之を視察せしめけるに果して其言の如し、王曰く罰として里人に鎧二領を出さしむべし、夫れ彼等が命令せられたるに非ずして私に祈るは此方を愛する心より出でたるなり、百姓此方を愛する時は此方も亦彼等の爲に法度を改めて私愛を彼等に加へ兼ねまじ、左あるときは法立たず、法の立たざるは國家亡亂の本なり、因て里人に二領の鎧を課し之を懲らしめて政道を固むるを得策とすと、

【字解】〔訾〕輕罪の科料なり、〔人二甲〕人ごとにと訓ずれども一人一人の意味に非ずして里人全體を指すものと知るべし、秦は好戰國なるが故に鎧を以て罪を贖はしむるの法あり、〔相循〕機嫌を取るなり、〔者〕則となして看るべし、〔無如復與爲治〕法令以外の事をなすは政道に害あるが故に之を禁じて政道に復すべしと云ふの意、

他の傳は數章より成り、此傳は一章より成る、他の傳は數事を分說し、此章は一事を單叙す、論證の一段、「威分於出彘也」は一斷なり、威の字を看よ、「德分於圃池也」は二斷なり、德の字を看よ、「共故也」は三斷なり「亦共故也」は四斷なり、但し一斷二斷の材料は共に馬にして譬ふる所は威德の二物、三斷四斷の材料は馬と琴との二物にして譬ふる所は共同の一事、入題に及び又權勢治功を排論す、五花八門の妙を盡す、實論の一段、「子罕爲出彘以奪其君國」と曰ひ、「田成恒以仁厚爲圃池也」と曰ふ、譬喩を應用して注意を結ぶ、是れ之を簡と稱す、而二語亦繁簡を異にす、是れ之を節と稱す、

【經】二

治強生於法、弱亂生於阿、君明於此、則正賞罰而非仁下也』第一大段の第一小段なり、強弱の賞罰に由るを言ふ、

【講說】國家の治強は法の行はるゝより生じ、國家の亂弱は法の曲れるより生ず、人君若し此理に明かなれば必ず賞罰を正うするも是れ治強を求め亂弱を避くる爲にして下に仁なるには非ず、

【字解】〔阿〕曲なり、

爵祿生於功、誅罰生於罪、臣明於此、則盡死力而非忠君也』第一大段の第二小段なり、祿罰の功罪に由るを言ふ、

【講說】人臣の爵祿を受くるは功あるに基づき、誅罰を被るは罪あるに本づく、人臣此理に明かなれば必ず死力を盡すも是れ功を立てゝ爵祿を得罪を避けて誅罰を免るゝ爲にして君に忠なるには非ず、

君通於不仁、臣通於不忠、則可以王矣』第一大段の第三小段なり、賞罰を正し死力を盡すの效力を言ふ、

【講說】君臣若し此の不仁不忠の理に通ずる時は其君此れに由て以て王たることを得べし、

【字解】〔通於不仁不忠〕禍福利害の理を知るを謂ふ、

昭襄知主情、而不發五苑、田鮪知臣情、故教田章、而公儀辭魚』

曰、與子罕議之、居期年、民知殺生之命制於子罕也、故一國歸焉、故子罕劫宋君而奪其政、法不能禁也、故曰、子罕爲出彘、而田成恒爲圃池也、今王良造父共車、人操一邊轡而入門閭、駕必敗、而道不至也、令田連成竅共琴、人撫一絃而揮、則音必敗、曲不遂矣、

講義を要せず譯文に止むべし、

【和譯】一に曰く、司城子罕宋君に謂て曰く、慶賞賜與は民の好む所なり、君自ら之を行へ、誅罰殺戮は民の惡む所なり、臣請ふ之に當らん、是に於て細民を戮して大臣を誅す、君曰く、子罕と之を議せよ、居る期年、民殺生の命子罕に制せらるゝを知るなり、故に一國歸す焉、故に子罕宋君を劫して其政を奪ふ、法禁ずる能はざるなり、故に曰く、子罕出彘となり而して田成恒圃池となるなり、今王良造父をして車を共にし人ごとに一邊の轡を操て門閭に入らしむ、駕必ず敗る、而して道至らざるなり、田連成竅をして琴を共にし、人ごとに一絃を撫して之を揮せしむれば即ち音必ず敗れ曲遂げず矣、

【字解】〔殺生之命〕生殺の權と云ふが如し、〔一邊〕片方なり、〔揮〕かきならすこと、〔道不至〕目的の道を行かんとするも達する能はざるなり、〔音必敗〕亂調、

槩論

經文全章、「賞罰共則禁令不行」の主意を以て一貫し、子罕と田恒との禍は事實上の論據にして王良造父と田連成竅とは事實を說明すべき譬喩なり、而して王良造父は譬喩として二樣に用ゐられ、一は駭馬渴馬を制する能はざること、一は共に手綱を取て馬の進まざりしこと、後者は「賞罰共」に係り、前者は「禁令不行」に係り、子罕田恒の事は譬中の出彘圃池の四字を以て敍し去る、此等の處機軸殊に奇、又從來は議論を承くるに多く「明之」の語を用ゐ來れるに此章は更に「何以明之」の一句を添へ少しく眉目を改めたり、

馬に渇に耐ふることを致へ込み、百日を經て其習慣成りしかば試に馬車の用に供したしと齊王に申請せり、齊王は御苑にて之を試みよと沙汰せられしかば、造父は馬車を驅りて苑中に入りし處、馬は御苑の池を見て其方に駈け出し造父も之を止むること能はざりき、夫れ造父が馬渇を忍ぶ事を以て馬を慣せしは一朝一夕に非ず、然るに今其馬は池を見るや否や驀地に駈け行き、造父と雖も之を取鎭むること能はず、今簡公の法も其人民を制して利慾を忍ばしめたる亦一朝一夕に非ず、然るに田成恒は之を利用せり、是れ彼れは人民に取て馬の圃池とも云ふべき誘惑物のあるだけを盡して利慾に渇したる人民に示したるものなり、

【字解】〔騁〕向見ずに奔進するなり、

一日、王子於期爲宋君爲千里之逐、已駕、察手吻文、且發矣、驅而前之、輪中繩、引而郤之、馬掩跡、拊而發之、彘逸出於竇中、馬退而郤、策不能進前也、馬騁而不能止也、

【講說】一說に云ふ、王子於期が宋君の爲に千里の遠馬をなさんとせし時、已に馬を車に附け吾が手綱を執れる手と馬の銜の具合とを見定めたるに、式に叶ひ法に合せしかば之を驅り立てゝ地乘をなすに、車輪は直線をなして一筋の繩を曳き、之を引戻して後方に退けば、馬蹄の蹤む所、以前の足跡ならざるなし、乃ち之に鞭を加へて乘出だせる其折に、一疋の豕垣の孔より飛出でしかば馬は尻込して後しさりを爲せり、王子於期如何に打てども前へ進むこと能はず、横につと走りて止度なく手綱も用をなさゞりしとかや、

一日、司城子罕謂宋君曰、慶賞賜予者、民之所好也、君自行之、誅罰殺戮者、民之所惡也、臣請當之、於是戮細民而誅大臣、君

にして之を施す者を怨むること故、臣に於て此方を引受け申すべしと、宋君之を承諾ありしかば是より嚴命を發し大臣を誅せんとする場合ある每に、宋君は萬事子罕に相談せよと沙汰ありき、是に於て大臣は子罕を畏れ小民は子罕に歸せり、斯くして滿一箇年に及びし頃子罕は宋君を弑して國政を奪へり、左れば子罕の國政を奪ひたるは前に謂へる豕の飛出でたるにて人民は君の威を畏れざるに非ざりしも俄に子罕を畏ろしく思ひたるが爲なり、

簡公在上位、罰重而誅嚴、厚賦斂而殺戮民、田成恒設慈愛明寬厚、簡公以齊民爲渴馬、不以恩加民、而田成恒以仁厚爲圃池也、（第三大段の第二小段なり、德の分れたる史跡を擧ぐ、）

【講説】齊の簡公人民に君臨するや、罰は重く誅は嚴なる上、租稅を多く取立てゝ人民を殺戮せしに、其家老たる田成氏の當主にて恒と云ふ人は慈愛を布き寬仁大度を示して正反對の態度を取りぬ、簡公の所爲は宛も王子於期が馬を渴せしめたるが如く、齊の人民を利福に渴せしめて恩惠を施さゞりしかば田成氏は其仁愛を以て民を引きしこと猶ほ圃池が王子於期の馬を引寄せしに異らず、

一曰、造父爲齊王、駙駕、以渴服馬、百日而服成、服成、請效駕齊王、王曰效駕於圃中、造父驅車入圃、馬見圃池而走、造父不能禁、造父以渴服馬久矣、今馬見池、駻而走、雖造父不能治、今簡公之法禁其衆久矣、而田成恒利之、是田成恒傾圃池而示渴民也、

【講説】一説に云ふ、造父齊の副馬の御にてありしが

以成功乎、第二大段の第二小段なり、臣下と勢を共にすべからざるを論ず、

【講說】田連成竅の琴に巧なるすら共に一つの琴を彈じ反て曲をなすこと能はず、是に因て見るも人君が其臣下と共同に勢を握り、又何として功を立つることを得んや、

一曰、造父爲齊王駙駕、渴馬服成、効駕圃中、渴馬見園池、去車走池、駕敗、王子於期爲趙簡主取道爭千里之表、其始發也、彘伏溝中、王子期齊轡筴而進之、彘突出於溝中、馬驚駕敗、

【講說】一說に云ふ、造父齊王の副駕となり馬に渴を忍ぶことを仕込み百日の間之を慣らして成就せり、因て一日御苑に於て試に馬車を走らしたる處此馬苑中の池を見ると均しく車を振放て池の方へ駈け出せしかば遂に御し損ねぬ、王子於期は趙簡主の爲に或る道筋を定めて千里の遥なる目的地に速達せんとせしに其出發の際一疋の豕溝の中に伏し居けるが、王子於期が手綱の鞭の調子を取り馬車を進行する一刹那に豕溝中より突出せしかば馬は驚いて御し果せざりき、

司城子罕謂宋君曰、慶賞賜與、民之所喜也、君自行之、殺戮誅罰、民之所惡也、臣請當之、宋君曰諾、於是出威令、誅大臣、君曰、問子罕也、於是大臣畏之、細民歸之、處期年、子罕殺宋君而奪政、故子罕爲出彘、以奪其君國、第三大段の第一小段なり、威の分れたる史跡を擧ぐ、

【講說】司城子罕は宋の君に申出でけるやう、凡そ賞與は人民の喜ぶ所にして之を施す者を有り難く思ふが故に君公自ら之を行ひ玉へ、刑戮は人民の忌む所

【字解】〔駙駕〕副馬の車なり、或は云ふ一車に十六馬を服せし者、〔揮欲〕或は欲の字を馬に繫く誤れり、〔王子於期〕王良字は子期、於は間字、

王良造父、天下之善御者也、然而使王良操左革而叱咤之、使造父操右革而鞭箠之、馬不能行十里、共故也、　第一大段の第三小段なり、御を以て二人事を共にするの無効なるを譬ふ、

【講説】王良造父の二人は天下に竝びなき御術の達人なり、然れども尚ほ王良が右の手綱の端を持て馬を叱りつけ、造父が左の手綱の端を持て馬に鞭を加へたらんには僅か十里の道をも進むこと叶ふまじ、是れ二人が共に一頭の馬を使ふ故なり、

【字解】〔革〕手綱首、或は云ふ、手に持つ處より餘りて下に垂る丶者なりと、

田連成竅、天下善鼓琴者也、然而田連鼓上、成竅擫〔檝〕下、而不能成曲、亦共故也、　第一大段の第四小段なり、琴を以て二人事を共にするの無効なるを譬ふ、

【講説】田連成竅の二人は天下に竝びなき琴曲の名手なるが、若し田連が琴の上部を彈き成竅が琴の下部を彈きたらんには曲を成すこと能ふまじ、是も王良造父の譬と同じく二人にて共に一張の琴を彈ずるが故なり、

夫以王良造父之巧、共轡而御、不能使馬、人主安能與其臣共權以爲治乎、　第二大段の第一小段なり、臣下と權を共にすべからざるを論ず、

【字解】〔擫〕文擫に從つて改む、一本の指にて押すなり、

【講説】夫れ王良造父の御術に巧なるすら二人にて手綱を執れば馬を使ふことならず、是に因て見るも人君が其臣下と共に權を握り何とて國を治むることを得んや、

以田連成竅之巧、共琴而不能成曲、人主又安能與其臣共勢

の事是れなり、子罕は出彘となり、田恆は圃池となり、其結果宋君簡公は弑せられぬ、此患は王良造父共同して車を御し田連成竅が共同して琴を彈じたる點に在り、

【傳】一

一章より成る、分つて二大段とす、第一大段譬喩、第二大段本論、

造父御四馬、馳驟周旋而恣欲於馬、恣欲於馬者擅轡策之制也、然馬驚於出彘、而造父不能禁制者、非轡策之嚴不足也、威分於出彘也、（第一大段の第一小段なり、威の分るゝ害を譬ふ、）

【講說】造父が四頭馬車を扱ひて駈け走らし乘り廻すに當りてや、自由自在心の儘に馬を使ふ、斯く心の儘に馬を使ふは己れ專ら手綱と鞭とを握つて之を制するが故なり、然るに突然脇道より豕が飛出して之が爲に馬の驚き跳る場合に於て流石の造父も之を取り止むること能はざりしは是れ手綱や鞭の制裁力が足らざるには非ず馬の畏ろしと思ふ心が飛出でたる豕の方に向ひたればなり、

【字解】〔轡〕くつわと訓すれども其實手綱の事なり、〔筴〕策に同じ、竹鞭なり、

王子於期爲駙駕、轡筴不用、而擇欲於馬、擅芻水之利也、然馬過圃池、而駙馬敗者、非芻水之利不足也、德分於圃池也、（第一大段の第二小段なり、德の分るゝ害を譬ふ、）

【講說】王子於期は副馬の御者となりけるが手綱や鞭などを用ゐずして能く馬を己が欲する所に導きけり、是れ馬に飲食を與ふるの利を專にして之を應用せしが爲めなり、然れども圃池を過ぎし時流石の王子於期も仕損じて手に餘りたるは芻や水の馬を左右するに足らざるには非ず、圃池の爲に其情を引附けられたればなり、

經文は前二章と同じく術の行はれざる故ありの句を以て突如として起り、狗と社鼠とを以て大臣左右の害あるを示し、最後彈疽の一喩痛を忍んで害物を除くべきを言ふ筆力到底侔らず、

宋人酒を賣るの條、「縣幟甚高著」の五字を着け纔に雅趣を帶ぶ、猛狗の譬固り適切なれども社鼠の譬更に妙、

堯の諫者を誅せし事恐らくは又戰國の雜說なるべし、然れども當時天下を舜に傳ふるに就き反對論ありしが如きは必無の事に非るべし、

茅門の法、是れ韓商得意の談なり而して理存す焉、疑の毋疑に問ひて決せし事も亦蔡嫗の斷を仰ぐ、國家今數人の蔡嫗を有す、疑たる者亦難らずや、

吳子の爲法、是れ先づ人を陷れて然る後法を正す、法家に惡む所のものは之が爲なり、唯だ「起家無虛言」の一語、壁立ち仭人をして逡巡せしむ、

文公の事實は儲說中此種の談一にして足らず其遼豕に類するを惜む、

痤疽の章是れ身必ず死して說行はれざる者なりを以て終る、經文の術の行はれざる故ありの明解となすべし、

韓非子卷十四

外儲說右下

此れ本書の第三十五篇なり、

【經】一

賞罰共則禁令不行、第一大段、權柄を分つの害を槩論す、

【講說】賞罰の權は人君の獨り握るべき者なるに、臣下をして之を行ふことを得せしむるときは人君の法令禁制無効に歸すべし、

何以明之、明之以造父於期、子罕爲出彘、田恒爲圃池、故宋君簡公弑、患在王良造父之共車、田連成竅之共琴也、第二大段なり、事實を擧げて主意を證す、

【講說】何を以て此論を證明するやと云ふに造父於期

南して鄭を圍み其城上の屏を覆して之を取り宋の圍を擊退し、兵を返して楚を城濮の戰に破り、歸國の後踐土の盟をなし、遂に衡雍に於て尊王の大義を成就し、一擧にして八たび功ありき、此を致せし所以を考ふるに他の仔細あるに非ず、狐偃の謀に從ひ、顚頡の首を利用したればなり、

彈疽

夫痤疽之痛也、非刺骨髓、則煩心不可支也、非如是、不能使人以半寸砥石彈之、今人主之於治亦然、非不知有苦則安欲治其國、非如是不能聽聖知而誅亂臣、亂臣者必重人、重人者必人主所甚親愛也、人主所甚親愛也者、是同堅白也、夫以布衣之資、欲以離人主之堅白所愛、是猶以左髀說右髀者、是身必死而說不行者也、

【講說】夫の癰の如き腫物の痛は石針を以て骨髓を刺さゞれば苦悶を免れざる者なり、故に骨髓を刺すの苦痛を承知の者に非ざれば、迚も人に五分針を用ゐて其患部に突入らしむること能はず、今人君の政治に於けるも亦之と同じく、苦あることを知らざれば豈に其國を治むるを得ん、此の道理を知る者に非ざれば聖知の說を聽て亂臣を誅する能はず、此亂臣は必ず當局の重臣にして重臣は必ず人君の甚だ親愛する所の者、其人君に於ける關係は固くして離るべからず、夫れ布衣の身柄を以て此の如き親密の關係ある重臣を離さんとするは右の外股に勸めて左の外股を切らしむるが如く、反て必ず己が身を失ふのみにて說は遂に行はれざる者なり、

【字解】〔痤疽〕癰なり、〔砥石〕石針なり、〔非不知有苦〕此二句必ず脫誤あり、〔同堅白〕堅白の論分解すべからざるが如きに譬ふ、

槩論

明日令田於圃陸、期以日中為期、後期者行軍法焉、於是公有所愛者、曰顚頡、後期、吏請其罪、文公隕涕而憂、吏曰、請用事焉、遂斬顚頡之脊、以狗百姓、以明法之信也、而後百姓皆懼、曰、君於顚頡之貴重、如彼其甚也、而君猶行法焉、況於我則何有矣』

第二大段なり、前論の實行を叙す、

【講說】文公乃ち命を下して曰く明日圃陸の地に狩を行ふべし、時刻を正午と定め、期限に後るゝ者には軍法を行ふと、然る處文公の寵臣顚頡と云へる者期に後れしかば有司軍法を正さんと申出でたるに文公落涙に及び深く悲みたるも有司は刑を執行致すべしとて遂に顚頡の首を斬り之を百姓に示して法令の違はざることを明にせり、此れより百姓皆懼れて云ふ、君公の顚頡を尊重せらるゝこと彼の如く甚しかりしに容赦なく法を行へり、況や我徒に於て何の容赦あらんと、

文公見民之可戰也、於是遂興兵伐原、克之、伐衞、東其畝、勝虢、伐曹、南圍鄭、反之陴、罷宋圍、還與荊人戰城濮、大破荊人、返為踐土之盟、遂城衡雍之義、一擧而八有功、所以然者無他故異物、從狐偃之謀、假顚頡之首也』

第三大段なり、結果を叙す、

【講說】文公人民の最早戰に用ゆるに足るべきを見しかば、先づ兵を興し原を伐て之に勝ち、衞を伐て其田の畝を東西に作らしめて吾が攻め入るに便にし、五鹿の地を取り陽を攻め虢に勝ち、曹を伐てより兵を

之者殺之也、民之從公也、爲愼產、公因迎殺之、失所以從公矣、曰、然則何如足以戰民乎、狐子對曰、令無得不戰、公曰無得不戰奈何、狐子對曰、信賞必罰、其足以戰、公曰刑罰之極安至、對曰、不辟親貴、法行所愛、公曰善、

第一大段なり、民を戰爭に用ゆるの道は信賞必罰に在るを論ず、

【講説】晉の文公狐偃に問ふ、此方の堂中には多く客を集めて美肉を饗するも奥向は僅に一杯の酒一豆の肉に過ぎず、酒は澄むに暇あらず生肉は乾く暇あらずして皆之を人に賜はり、縱令一牛を殺すも遍く國中に分ち一年の間に織出す所の布帛は盡く士卒の衣服に供す、士心を取ること此の如くなれば民を戰爭に用ゆるに足るべきかと、狐子足らずと答ふ、文公云ふ、吾れ一方には關税市税を弛めて一方には刑罰を寛にせり、此の如くなれば民を戰爭に用ゆるに足るべきかと、狐子足らずと答ふ、文公云ふ、吾が人民の凶事ある者ある毎に特に郎中を派遣して世話をなさしめ、罪ある者を赦し貧窮なる者を賑はせり、此の如くなれば民を戰爭に用ゆるに足るべきかと狐子答へて云ふ足らず、此等は生產の順道を行ふものにして戰爭は人を殺す業なり、人民の君に從ふは生產の順道を全うせんが爲なり、然るに君は生產の道を與へおきながら之と反對なる戰爭に用ゐて之を殺すとすれば、人民が君に從ふ目的と違ふものなりと、又公問ふ然らば民を戰爭に用ゆるには如何せば可なると、狐子答ふ戰はずしては居られぬやうになすべきなりと、文公其方法を問ふや狐子答へて云ふ、信賞必罰ならんには戰ふに足ると文公云ふ刑罰は如何なる程度まで推及ぼすべきやと、答へて云ふ、親しき者貴き者と雖も之を容赦することなく、法は愛する人の上にも行はるゝ是れなりと、文公之を尤なりとせり、

【字解】〔甘肥〕甘は味を以て言ひ、肥は質を以て言ふ、〔壺酒〕酒を壺中に入れ置くときは自然に清濁分る、〔布〕希に作るべし晞に同じ乾くなり、〔愼〕順に通ず、〔迎〕順に對して言ふ、逆なり、

我識組、令之如是、組已就而效之、其組異善、起曰、使子爲組、令之如是、而今也異善何也、妻曰、用財若一也、加務善之、吳起曰、非語也、使之衣歸、其父往請之、吳起曰、起家無虛言、

【講說】一說に云ふ、吳起一條の組紐を出し之を妻に示して云ふ、之と同樣なる組紐を織り吳れよと、然るに出來上りて前に見本に出したる者に比ぶるに殊に立派なりき、吳起云ふ、此見本の通りになせと命じたるに何故斯く立派に作りしやと、妻は別段材料を殖したるに之れなく只手間を加へて立派に爲せしのみと答へけるに吳起曰く、余は斯くせんとは命ぜざりしなりと、其妻を里へ逐ひ遣りぬ、妻の父來て罪を謝せしも吳起は吾が家には虛言なしとて斷然之を拒めり、

【字解】〔就〕成るなり、〔效〕比較するなり、〔衣〕衣裳を更むるなり、

文公斬顚頡

晉文公問於狐偃曰、寡人甘肥周於堂、卮酒豆肉集於宮、壺酒不清、生肉不布、殺一牛遍於國中、一歲之功盡以衣士卒、其足以戰民乎、狐子曰、不足、文公曰、吾弛關市之征、而緩刑罰、其足以戰民乎、狐子曰、不足、文公曰、吾民之有喪資者、寡人親使郎中視事、有罪者赦之、貧窮不足者與之、其足以戰民乎、狐子對曰、不足、此皆所以愼產也、而戰

【講説】一説に云ふ歌を敎ふる者は先づ其調子を法則に照らし、急調にして宮音に合し、緩調にて徵音に合すれば之を敎ふれども、兩つながら之に合はざる者は見込なきゆゑ敎へず、

呉起出愛妻

呉起、衞左氏中人也、使其妻織組、而幅狹於度、呉子使更之、其妻曰、諾、及成、復度之、果不中度、呉子大怒、其妻對曰、吾始經之而不可更也、呉子出之、其妻請其兄而索入、其兄曰、呉子爲法者也、其爲法也、且欲以與萬乘致功、必先踐之妻妾、然後行之、子毋幾索入矣、其妻之弟、又重於衞君、乃因以衞君之重、請呉子、呉子不聽、遂去衞而入荊也、

【講説】兵家を以て名ありし呉起は衞の左氏中の人なり、其妻に組紐を織らしめたるに、其幅定まりの寸法より狹かりしかば呉子織り改むべしと命じ妻は之を諾しぬ、然るに今度作り上げたるのち之を度り見るに亦寸法に合はず、呉子大に怒りしに妻の云ふ、妾初め此寸法にて竪絲を入れたれば今更改め難しと、呉子は妻が僞を言ひたるを罪として之を離縁しけり、其妻己が兄に戻りたしとて請ひける時兄の云ひけるやう、呉子は法を以て主義となす者なるが、是は他日大國に仕へて功を立てんと欲する爲にして、先づ試に之を妻妾に實行せしに外ならず、右の次第なれば復歸の望を絶つべしと、妻の弟衞君に重く用ゐられし處より君の威光を借り呉子に召戻さんことを求めしも肯んぜず衞を去て荊に赴けり、

【字解】〔經〕竪絲、〔幾〕望むなり、

一曰、呉子示其妻以組、曰、子爲

子也、衞君之賢疑、奚與媼、曰、不如吾賢子也、媼與疑計家事已決矣、乃更謂決之於卜者蔡嫗、今衞君從疑而行、雖與決計、必與他蔡嫗敗之、如是則疑不得長爲臣矣、

【講説】一説に云ふ、衞君晋に往き薄疑に逢ひし時、之を自國に同道して重用せんとせしに、薄疑は家に老母あれば歸宅して相談したしと云ひければ、衞君吾れ自ら請ふべしとて老母を尋ね承諾を求めしに、老母曰く疑は最早君の臣なり君之を從へ往かんとの思召あるなれば重疊なりと、衞君薄疑に向ひ老母の許を取り來りしことを告げしかば薄疑家に歸り此始末を母に語り問ひ出づるやう、衞君の不肖を愛するは母人と孰れか深きと、母云ふ吾が汝を愛するには及ばずと、又問ふ衞君が疑の器量を知ること母人と孰れか重きと、母云ふ吾が汝を賢なりと思ふには及ばずと、薄疑乃ち語を更めて曰く、母人は毎も不肖と家事を相談して已に取極め玉ふに尙ほ又卜者の蔡嫗に尋ねて之を決し玉ふ、今衞君不肖を同道せられ萬事相談あるとも、更に他の蔡嫗と相談して之を打壞すに相違なければ到底長續きは致すまじと、

【字解】〔媼〕老女なり、母を謂ふ、

知貴不能

夫敎歌者、使先呼而詘之、其聲反清徵者乃敎之、

【講説】元來人に歌を敎ふる者先づ發聲して十分に歌はしめ、其聲清徵の音に叶ふ者に限て之を敎ふるを法とす、

【字解】〔詘〕盡なり、〔清徵〕五聲の中徵は尤も清し故に清字を冠す、

一曰、敎歌者、先揆以法、疾呼中宮、徐呼中徵、疾不中宮、徐不中徵、不可謂敎、

之於人主也、非子母之親也、而人主皆有蔡嫗、人主之蔡嫗、必其重人也、重人者能行私者也、夫行私者繩之外也、而疑之所言、法之內也、繩之外與法之內讐也、不相受也、

【講說】衞の嗣君薄疑に向ひ卿若し此衞國を小なるが故に仕ふる價値なしとなすなれば此方出來得べきだけ卿の爲に屈し卿を上卿となし所領の田地萬頃を差上げんと、薄子答へけるやう、疑の母疑を以て大國に相たる器量ありとし決して輕視せざれども疑の家に蔡嫗と云へる一人の巫あり、疑の母甚だしく此者を愛して信用を置き之に家事を委ね居り、疑も家事に就き意見を陳るほどの知識あること故、母も一々疑の申す所に從へども、一旦疑と相談せしことをば更に又蔡嫗に尋ねて之を決す、疑の智能より言へば母が大國の相たる價値を認め居る位なり、又其親しき點より言へば母子の間柄なるに尙ほ蔡嫗に相談するが如きことあり、今疑と人君との關係は固り子母の親密なるとは異り、而して人君の傍には何れも蔡嫗附き居れり、人君の蔡嫗は必ず當局の大臣にて當局の大臣は兎角私を行ふもの之れあり、私を行ふ者は法の外に出づる徒なるに、疑の言ふ所は法の內の論なり、此の二者は互に反對の地位に立つことなれば一致すべからず、故に折角の思召なれども仕官の儀は命を奉じ難しと、

【字解】〔窕〕輕んずるなり、〔繩〕法を指す、

一曰、衞君之晉謂薄疑曰、吾欲與子皆行、薄疑曰、媼也在中、請歸與媼計之、衞君自請薄媼、薄媼曰、疑君之臣也、君有意從之甚善、衞君曰、吾以請之媼、媼許我矣、薄疑歸言之媼也、曰、衞君之愛疑奚與媼、媼曰、不如吾愛

過、

【講説】一説に云ふ、楚王或る時俄に太子を召されぬ、元來楚國の法に由れば茆門まで車を乘入るゝことを得ず、然るに此時は雨天にて門前の廣庭に水溜出來居りしかば太子は歩行もなり難く茆門まで車を乘入れんとせし時に廣庭の衞士之を咎めて曰く、茆門に乘打を許さゝる規則なるに今太子が乘打をなし玉ふは違法なりと、太子曰く、王の御召急なれば溜水の減く時を待ち難しとて其儘構はず車を驅りしかば、衞士は殳と云へる矛を以て其馬を打ち其乘物を破りぬ、太子は父王に見えて其顛末を告げ、無禮なれば是非とも之を誅し玉はれと、王の云ふ、彼の廣庭の衞士は前に老先き短き君を控えながら法を忽にせず、後に世繼の君あるも之に寄て後の利益を求むることを爲さず、是れ眞に吾が法を守るの臣なりとて、其爵二級を升せ、太子は後門より出し遣り、復び茆門の前を過ぐることなからしめぬ、

【字解】〔茆〕茅に同じ、〔殳〕戟の類、〔老主〕楚王自ら謂ふ、〔儲主〕太子なり、

薄媼決蔡嫗

衞嗣君謂薄疑曰、子小寡人之國、以爲不足仕、則寡人力能仕子、請進爵以子爲上卿、乃進田萬頃、薄子曰、疑之母親疑、以疑爲能相萬乘所不窕也、然疑家巫有蔡嫗者、疑母甚愛信之、屬之家事焉、疑智足以信言家事、疑母盡以聽疑也、然已與疑言者、亦必復決之於蔡嫗也、故論疑之智能、以疑爲能相萬乘而不窕也、論其親則子母之間也、然猶不免議之於蔡嫗也、今疑

【講説】楚の莊王の時茅門の禁制あり、右は下群臣より上は大夫、吏に上つて諸公子の尊き身分の者に至るまで入朝の節若し雨落の處を馬の蹄に掛るときは守廷吏其車の長柄を切り其御者を戮するの規定なり、然るに或る時太子入朝しけるに馬の蹄雨落の處を踐みしかば守廷の吏容赦なく太子の車の長柄を切り太子の御者を戮せり、太子は立腹の餘り泣て父王に訴へて曰く是非とも兒の爲に守廷の吏を誅し玉はれと王之に諭して云ふ、法令は宗廟社稷を尊敬する爲に設けられたる者なり、故に法令を遵守して社稷を尊敬する所の臣下は社稷の臣なれば何として誅すべけん、若し臣下法令に違犯し社稷を尊敬せざるときは、是れ臣にして君を陵ぎ下にして上に抗するなり、其結果人君の威權消滅して其位地危險となり終に社稷も維持し難からん然るときは吾れ何を以て子孫に傳へんやと、太子父王の訓戒を聞て吾が罪を知りしかば走り退きて其宮に返らず三日の間露宿して罪を請ひぬ、

【字解】〔茅門〕一に雉門と曰ふ、外朝の門なり、〔輈〕車轅の前の曲木、〔校倚〕兪說に從て校上に作るべし、倚は上なり、上と爭ふなり、上に抗するなり、

一曰、楚王急召太子、楚國之法、車不得至於茆門、天雨、廷中有潦、太子遂驅車至於茆門、廷理曰、車不得至於茆門、非法也、太子曰、王召急、不得須無潦、遂驅之、廷吏擧殳而擊其馬敗其駕、太子入爲王泣曰、廷中多潦、驅車至茆門、廷理曰、非法也、擧殳擊臣馬敗臣駕、王必誅之、王曰、前有老主而不踰、後有儲主而不屬、是眞吾守法之臣也、乃益爵二級、而開後門出太子、勿復

【講說】堯の天下を舜に讓らんとするや、鯀之を諫めて云ふやう、是れは忌はしきことかな、何として此の大切なる天下を身分の賤しき者に傳ふる法やあると、堯其言に從はず兵を起して鯀を羽山の郊に誅戮せり、共工も亦鯀と同樣の諫言をなせしに堯是をも聽かずして共工を幽州の都に殺せり、是れより天下一人として天下を舜に讓ることに異議を挾む者なかりき、孔子之を聞て曰く、堯が舜の賢なるを知りたるは尙ほ難きに非るも諫言する者を誅してまでも天下を舜に傳へたるこそ實に難きことなりと、

【字解】〔鯀〕禹の父の名、

一曰、不以其所疑敗其所察則難也、

一說に孔子の堯を評せし語は左の如し、曰く、堯が鯀共工等の舜を疑ふに拘はらず己が觀察して見込をつけたる所を貫徹したるが如きは則ち難事に屬すと、

莊王應太子

荊莊王有茅門之法、曰群臣大夫諸公子入朝、馬蹄踐霤者、廷理斬其輈、戮其御、於是太子入朝、馬蹄踐霤、廷理斬其輈、戮其御、太子怒、入謂王、泣曰、必爲我誅戮廷理、王曰、法者所以敬宗廟、尊社稷、故能立法從令、尊敬社稷者、社稷之臣也、焉可誅也、夫犯法廢令、不尊敬社稷者、是臣乘君而下校尙也、臣乘君則主失威、下校尙則上位危、威失位危、社稷不守、吾將何以遺子孫、於是太子乃還走避舍、露宿三日、北面再拜請死罪、

爲己者必害、亦猛狗也、故左右爲社鼠、用事者爲猛狗、則術不行矣、

【和譯】一に曰く、宋の酒を酤る者、莊氏なる者あり、其酒常に美、或は僕をして往て莊氏の酒を酤はしむ、其狗人を齕む、使者敢て往かず、乃ち他家の酒を酤ふ、問うて曰く何すれぞ莊氏の酒を酤はざる、對へて曰く今日莊氏の酒酸、故に曰く其狗を殺さず則ち酒酸と、一に曰く桓公管仲に問て曰く、國を治むる何をか患ふ、對へて曰く最も社鼠を苦む、夫れ社は木を樹ゑて之を塗る、鼠因て自ら託するなり、之を燻すれば則ち木焚く、之を灌すれば則ち塗陁る、此れ社鼠に苦む所以なり、今人君の左右出づれば則ち勢重をなし、以て利を民に收む、入れば則ち比周謾侮、惡を蔽ひ以て君を欺く、誅せざれば則ち法を亂り、之を誅すれば則ち人主危し、據て之を有す、此れ亦社鼠なり、故に人臣柄を執り禁を擅にし己れの爲にする者必ず利己れの爲にせざる者必ず害なるを明にす、亦猛狗なり、故に左右社鼠たり事を用ゆる者猛狗たれば則ち術行はれず矣、

堯之再誅

堯欲傳天下於舜、鯀諫曰、不祥哉、孰以天下而傳之於匹夫乎、堯不聽、擧兵而誅殺鯀於羽山之郊、共工又諫曰、孰以天下而傳之於匹夫乎、堯不聽、又擧兵而誅共工於幽州之都、於是天下莫敢言無傳天下於舜、仲尼聞之曰、堯之知舜之賢、非其難者也、夫至乎誅諫者、必傳之舜、乃其難也、

して惡事を庇ひ君主の目を掠む、又內より君主の情を窺ひ探つて之を外に洩し、外內打合せをなして威權を擅にし、百官諸有司皆之が機關となる、法官之を誅せざれば國法を亂ることを如何にせん、之を誅すれば君主の安穩ならざるを如何にせん、是に於て彼の左右の臣等君主を盾に取て己れの居り場所となす、此れ亦國に於ける社鼠なり、

夫大臣爲猛狗、而齕有道之士矣、左右又爲社鼠、而間主之情、人主不覺、如此主焉得無壅、國焉得無亡乎、『第三大段なり、故事と本論、譬喩と正論とを湊合して收束す、』

【講說】夫れ大臣が猛狗となつて有道の士を齕み、左右も亦社鼠となつて君主の情を探らんか、人主は其聰明を失ふべし、右の如くなれば人主何として蔽はれざらん、國家何として亡びざるを得ん、

一曰、宋之酤酒者、有莊氏者、其酒常美、或使僕往酤莊氏之酒、其狗齕人、使者不敢往、乃酤他家之酒、問曰、何爲不酤莊氏之酒、對曰、今日莊氏之酒酸、故曰、不殺其狗則酒酸、

一曰、桓公問管仲曰、治國何患、對曰、最苦社鼠、夫樹木而塗之、鼠因自託也、燻之則木焚、灌之則塗阤、此所以苦於社鼠也、今人君左右、出則爲勢重以收利於民、入則比周謾侮、蔽惡以欺於君、不誅則亂法、誅之則人主危、據而有之、比亦社鼠也、故人臣執柄擅禁、明爲己者必利、不

狗、迎而齕之、此人主所以蔽脅、而有道之士所以不用也、『第二大段なり、本論、』

【講說】國にも亦此酒屋の狗と同じき者あり、有道の士が己れの術を持往て大國の君に智慧を授けんとするに、其國の大臣が猛狗となつて之を齕み、寄り附くことを得ざらしむるが故に、人主は抑制せられ妨害せられ、而して有道の士用ゐられざるなり、

【字解】〔脇〕脅なり、

故桓公問管仲曰、治國最奚患、對曰、最患社鼠矣、公曰、何患社鼠哉、對曰、君亦見夫爲社者乎、樹木而塗之、鼠穿其間、掘穴託其中、燻之則恐焚木、灌之則恐塗阤、此社鼠之所以不得也、『第二大段の第一小段なり、故事中の譬喩、』

【講說】故に昔し齊の桓公管仲に向ひ國を治むるに何物か最も害をなすぞと問ひし時答へて社鼠なりと曰へり、桓公其故を問ひけるに答へて彼の社の作り方は主公にも御存知なるべし、社を作るには材木を立て之に壁を塗ることとなるが、鼠は壁の間に穴を明け其中に棲を設く、扨火にてえぶさんとすれば木に燃え附くの恐あり、水を注ぎ込まんとすれば泥の崩るゝ恐あり、其れ故社鼠は除き難しと、

【字解】〔社〕土地の神の祠なり、

今人君之左右、出則爲勢重而收利於民、入則比周而蔽惡於君、內間主之情以告外、外內爲重、諸臣百吏以爲富、吏不誅則亂法、誅之則君不安、據而有之、此亦國之社鼠也、『第二大段の第二小段なり、故事中の本論、』

【講說】今人君の左右に居る臣下は外に在れば威勢を振て人民より利益を搾り取り、內に在れば互に結托

知貴「欲知不能、以教歌之法先揆之、呉起之出愛妻、文公之斬顚頡、皆達其情者也』第二大段なり、事實を擧ぐ、

講義は傳に詳なり、

故能使人彈疽者、必其忍痛者也』第三大段なり、勇斷の必要を言ふ、

講義は傳に詳なり、

【傳】三

不殺其狗

宋人有酤酒者、升概甚平、遇客甚謹、爲酒甚美、縣幟甚高著、然不售、酒酸、怪其故、問其所知長者楊倩、倩曰、汝狗猛耶、曰狗猛則酒何故而不售、曰、人畏焉、或令孺子懷錢挈壺甕而往酤、而狗迓而齕之、此酒所以酸而不售也』第一大段なり、譬喩、

【講說】宋國に酒店を開ける者あり、升目は甚だ正直に、客の扱も亦甚だ丁寧にして、其釀造する酒は甚だ芳醇なる上に、看板の旗も人目に着くやう高く差建てたり、然るに一向酒は賣れずして味變りぬ、主人も不思議に思ひ知人なる楊倩に尋ねし處楊倩の云ふ、汝の家の飼犬猛きが故なりと、主人又問ふ、犬が猛ければ何故に賣れざるにやと、楊倩云ふ、人が之を畏るゝ故なり、折角子供に金を持たせ容れ物を提げて買ひに往かしむるに汝の犬が飛來て之に嚙み着く故誰も畏れて汝の店に赴かず、是れ酒が酸くなるまでも賣れずしてある譯なりと、

【字解】〔酤〕商ふなり、〔升概〕とかき、〔縣〕懸なり、〔售〕捌く、捌ける、

夫國亦有狗、有道之士、懷其術而欲以明萬乘之主、大臣爲猛

神を以て收め、後半勸獨斷を以て收む、獨斷は即ち神、表裡相呼應す、

六愼の論は經文の「射者衆故人主共」を承けたる者、「吾無從知之」は即ち人主の神なる處、弋の虛無は體上より言ひ、六愼の無爲は用上より言ふ、人主の麇をなす術なり、無爲虛無の名を用ゆると雖も老子の意と同視すべからず、「人主以二目視一國、一國以萬目視人主」、語意殊に奇警、聰明の主以て自ら省みるに足る、

國羊の鄭君に請ふ、先着を以て勝を制せし者、鄭君に在ては則ち言を謹まざるの患なり、

韓宣の左右客に好意を賣る、宣王行を謹まざるの患なり、「王說而太息」の語を看よ、此の太息こそ左右の視て以て宣王の意を伺ひし所なり、

靖郭君十珥を獻じて王の立てんと欲する夫人を探りしは經文の「好惡見則下有因」に貼す、

甘茂詭言を說けて犀首を逐ふ、「犀首告臣」の一語其毒を見る、其一說の逃ぶる所に至つては計更に迂曲、而して犀首已に逃れたることを叙せしは犀首の亦知見あるを示せし者なり、

「玉巵無當」の語徒然草に出でゝ人の知る所、彼れ兼好之を情事に用ゐて其出典は則ち此の術數家の言に在り、

申子三獨以て第二經傳の全體を概するに足るものなり、

【經】三

術之不ㇾ行有ㇾ故、不ㇾ殺二其狗一則酒酸、夫國亦有ㇾ狗、且左右皆社鼠也、（第一大段なり、人主の妨害は其左右に在るを論ず、）

【講說】人主の術の行はれざるは其源因あり、酒家に猛犬あつて之を殺さゝれば買手恐れて來らず酒は空しく腐敗すべし、國にも亦此狗の如き者あり、即ち大臣なるが、左右は一方に於て亦社に棲める鼠の如し、

人主無二堯之再誅與一莊王之應一ㇾ太子、而皆有二薄媼之決一蔡嫗一也、

を保つの工夫を叙す、

【講説】昭侯已に堂谿公の議論を聞て、尤と思ひしかば、其後天下の大事を起さんとせし時は其當座必ず己れ獨りにて睡臥せり、是れは寢言に因て人に計畫を知らるゝことを恐れたるが故なり、

一曰、堂谿公見昭侯曰、今有白玉之巵、而無當、有瓦巵而有當、君渴、將何以飲、君曰、以瓦巵、堂谿公曰、伯玉之巵美而君不以飲者、以其無當耶、君曰、然、堂谿公曰、爲人主而漏泄其群臣之語、譬猶玉巵之無當、堂谿公每見而出、昭侯必獨臥、惟恐夢言泄於妻妾、

【和譯】一に曰く、堂谿公昭侯に見えて曰く、今白玉の巵あつて當なし、瓦巵あつて當あり、君渴す將に何を以て飲まんとす、君曰く瓦巵を以てせん、堂谿公曰く白玉の巵美にして君以て飲まざる者、其當なきを以てか、君曰く然り、堂谿公曰く、人主となつて其群臣の謀を漏泄す、譬へば猶ほ玉巵の當なきが如し、堂谿公見て出る每に、昭侯必ず獨臥す、惟だ夢言妻妾に泄んことを恐る、

申子勸獨斷

申子曰、獨視者謂明、獨聽者謂聰、能獨斷者、故可以爲天下主、

【講説】申子の言に、人より己れを視られずして己れ獨り人を視るを明と謂ふ、人より己の言を聞かれずして己れ獨り人の語を聞くを聰と謂ふ、左れば人に左右せらるゝことなく己れ獨り事を斷ずる者は天下の王たることを得るの資格あり、

概論

經文一論一叙、一虛一實、判然兩截に分れ、前半主不

より先き流言を聴て禍の近きに在ることを知りしかば已に他の諸侯の國へ逃れ去て在らざりき、

【字解】〔訩訩〕喧嘩なり、〔何道出〕道は由なり、〔嫁〕賈に通ず賣るなり、

堂谿公知術

堂谿公謂昭侯曰、今有千金之玉巵、通而無當、可以盛水乎、昭侯曰、不可、有瓦器而不漏、可以盛酒乎、昭侯曰、可、對曰、夫瓦器至賤也、不漏可以盛酒、雖有千金之玉巵、至貴而無當、漏不可盛水、則人孰注漿哉、今爲人主而漏其群臣之語、是猶無當之玉巵也、雖有聖智、莫盡其術、爲其漏也、昭侯曰然、』第一大段、人主群臣の語を秘密にすべきを論ず、

【講説】堂谿公試に昭侯に問ひけるは今玆に千金に價する玉の杯あれども拔け通しにして底なし、水を入るゝこと出來べきやと、昭侯云ふ否、又問ひけるは瓦器にして漏れざる者ならんには酒を盛ること出來べきかと、昭侯云ふ然りと、堂谿公乃ち告げて云ふやう、夫れ瓦器は至て賤しき品なれども漏れざれば酒をも盛るべし、千金の玉杯は極めて貴重の物なれども底なきときは水をも盛るべからず、誰か膳部に用ゆる飲物を注ぐ者あらんや、今人主の身分にて群臣の語を漏すは宛も底なき玉の杯の如し、縱令聖智あるも其術を十分に用ゆる能はず、術の漏るゝが故に外ならずと、昭侯之を聞て尤なりと云へり、

【字解】〔堂谿公〕太伯の後、〔巵〕角を以て作れる四升入の杯、〔當〕底なり、

昭侯聞堂谿公之言、自此之後、欲發天下之大事、未嘗不獨寢、恐夢言而使人知其謀也、』第二大段、昭侯秘密

拜曰、受命、於是樗里疾已道穴聽之矣、朗中皆曰、兵秋起、犀首爲相、於是日也、朗中盡知之、於是日也、境內盡知之、王召樗里子曰、是何匈匈也、何道出、樗里疾曰、似犀首也、王曰、吾無與犀首言也、其犀首何哉、樗里疾曰、犀首也、羈旅新抵罪、其心孤、是言自嫁於衆、王曰然、使人召犀首、已逃入諸侯矣、

【講說】一說に云ふ、犀首公孫衍は天下の良將なりしが梁王に仕へて其臣たり、秦王之を自國に用ゐ天下を平定せんと欲し交涉ありしも彼は其身現在人の臣なれば妄に主人の國を離れ難しとて之を謝絕しけり、然るに二年ばかりを過ぎ犀首は罪を梁王に得秦國に逃げ來れり、秦王固り望みしこと故甚だ之を重せし處、秦の將軍の樗里疾と云ふ者犀首が己れの地位に代らんことを恐れ、王の密談所の壁に穴を穿ち置き腹心の者に立聽を爲さしめたるが、間もなく王は果して犀首に相談すらく吾れ韓を攻めんと欲す、如何あるべきと、犀首秋攻め玉ふべしと答へしに王は吾れ此國を卿に任せんと欲す、卿決して泄す勿れと、犀首後邊に下り再拜して畏り奉ると云へり、然る處樗里疾は已に穴より此密談を聽出し宮中に流言せしかば郎中の皆云ふやう秋に入れば戰爭あり犀首將軍となるべしと、一日の中に郎中一人も知らざる者なく、月末に至りし處國內盡く之を知れり、王は臣下の樣子只ならぬを見て樗里疾を召し何として斯く騷がしきや、何處より此噂起りしならんと問はれしに樗里疾は犀首の如く思はれ候と答へぬ、王の曰く、吾れ犀首と話したる事なきに犀首より出でたりとは如何にと、樗里疾答ふ、彼の犀首は旅人の身分を以て新に罪を得、恃少く心細き處より衆人の心に叶はんが爲め此の如き事を言ひ觸せしなりと、王は之を信と思ひ犀首を召び詰問に及ばんとしけるに、犀首は是

與之間有所言、曰、寡人將相子、甘茂之吏道穴聞之、以告甘茂、甘茂入見王曰、王得賢相、臣敢再拜賀、王曰、寡人託國於子、安更得賢相、對曰、將相犀首、王曰子安聞之、對曰、犀首告臣、王怒犀首之泄、乃逐之、

【講説】甘茂秦の宰相たりしに、秦の惠王は公孫衍を愛し人拂をなして密談に及び行行く宰相に任ずべき由を約しぬ、然るに甘茂の下役壁の穴より立聞して甘茂に知らせけり、甘茂知らぬ風を粧ひ入朝して王に奏しけるは、大王賢相を得玉へり、臣謹んで賀し奉ると、王は眞坂に犀首との密約洩れたりと思はざりしかば何喰ぬ態度にて此方國政を卿に委ね置くに何として別に賢相を得ることとあらんと、甘茂云ふ、仰にはあれど犀首を宰相に任じ玉ふ由に承り候と、王惶てゝ何處より聞出せしやと問ひければ答へて犀首自身此事を臣に語れりと、王は犀首が機密を泄せしを怒り之を放逐に及べり、

【字解】〔犀首〕公孫衍の官名なり、

一曰、犀首天下之善將也、梁王之臣也、秦王欲得之與治天下、犀首曰、衍人臣也、不敢離主之國、居期年、犀首抵罪於梁王、逃而入秦、秦王甚善之、樗里疾秦之將也、恐犀首之代之將也、鑿穴於王之所常隱語者、俄而王果與犀首謀曰、吾欲攻韓奚如、犀首曰、秋可矣、王曰、吾欲以國累子、子必勿泄也、犀首反走再

【講説】齊の靖郭君田嬰の宰相たりし時齊王の皇后崩御あり、何人が皇后に立たるゝかを知らざりしかば玉の珥を獻じて之を知れりとぞ、

一曰、薛公相齊、齊威王夫人死、中有十孺子皆貴於王、薛公欲知王所欲立、而請立一人以爲夫人、王聽之、則是說行於王、而重於置夫人也、王不聽、是說不行而輕於置夫人也、欲先知王所欲置以勸王置之、於是爲十玉珥、而美其一而獻之、王以賦十孺子、明日坐視美珥所在、而勸王以爲夫人、

【字解】〔珥〕耳飾の珠なり、

【講説】說に云ふ、薛公が齊の威王の宰相たりし時、適ま威王の夫人崩ぜられしが、宮中に十人の妃あり皆王の寵愛を蒙れり、薛公は其内に於て王の夫人に立てんと欲するは誰なるかを知り、己の方より其者を夫人に立て玉へと勸めばやと之を探ることに工夫を凝しぬ、蓋し王若し己の指名せる者を夫人と爲さんか、是れ吾說行はれて新夫人に重んぜらるべし、若し其者夫人とならざるときは是れ吾說王に行はれずして新夫人に輕んぜらるべし、左れば兎も角も王の志望を探り之を勸むるの必要あり、是に於て十個の耳玉を作り其中の一個は殊に美麗になして之を獻じたる處王は此耳玉を十人の妃に分配せしが、無論其尤も寵愛せる者に一番美麗なる品を賜はりぬ、其翌日郭靖君は參朝せし折何れの妃が一番美麗なる耳玉を着けたるかを見定め、此者をば夫人に立てんことを王に勸めけり、

【字解】〔珥〕耳の前に垂るゝ玉製の飾なり、〔孺子〕王の妾にて位號ある者、

犀首甘茂道穴聞

甘茂相秦惠王、惠王愛公孫衍、

見也、其可以爲此廩乎、

【和譯】一に曰く齊の宣王弋を唐易子に問うて曰く、弋は何をか貴ぶ、唐易子曰く、廩を謹むに在り、王曰く何をか廩を謹むと謂ふ、對て曰く、鳥數十目を以て人を視る、人二目を以て鳥を視る、奈何んぞ廩を謹まざらんや、故に曰く、廩を謹むに在るなり、王曰く然らば則ち天下を治むる何を以て此の廩をなさん、今人主二目を以て一國を視る、一國萬目を以て人主を視る、將た何を以て自ら廩をなさゞらんや、之を聞く鄭長者言へるあり曰く、夫れ虛靜無爲にして見るなきなり、其れ以て此廩をなすべきかと、

國羊請變

國羊重於鄭君、聞君之惡已也、侍飮、因先謂君曰、臣適不幸而有過、願君幸而告之、臣請變更、則免死罪矣、

【講說】國羊の權威重くして鄭君に迫り鄭君は之を惡みし處、其情を左右に洩らしたりと見え、國羊之を知りぬ、因て或る時酒宴に陪せし折自分より先づ鄭君に言ふやう臣若し不幸にして何事か過あらば何卒君公臣に申し聞かせ玉へ、臣は偏に過を改めて死罪を免るゝやうに致さんと、

宣王太息

客有說韓宣王、宣王說而太息、左右引王之說之、以先告客以爲德、

【講說】說客の韓の宣王に說を進むる者あり、王其說を悅ぶの餘り客退て後嘆美して已まず、左右の者王が滿足せしことを逸早く客に報告して恩を賣りしとぞ、

【字解】〔引〕猶ほ擧ぐると云ふが如し、

靖郭君獻十珥

靖郭君之相齊也、王后死、未知所置、乃獻玉珥以知之、

くべし、故に古語に惟だ無爲のみ實情を窺ふべしとあり、

唐易之言弋

田子方問唐易鞠曰、弋者何愼、對曰、鳥以數百目視子、子以二目御之、子謹周子廩、田子方曰、善、子加之弋、我加之國、鄭長者聞之曰、田子方知欲爲廩、而未得所以爲廩、夫虛無無見者廩也、

【講說】田子方或る時唐易鞠に問ひけるは絲矢を以て鳥を射るには何を最も注意すべきと、其答に鳥は數百の目を以て君を視れども君は僅か兩眼を以て之に對するなれば其隱れ場處を善く善く見えざるやうにするが肝要なりと、田子方云ふ、尤千萬なり、但し足下は此理窟を弋の上に施すも吾は之を國の上に用ゐんと、鄭の或る先生之を聞て云ひけらく、田子方は隱れ場所を作らんとすることを知るも其作り方は尙ほ不案内なり、夫れ空虛にして外より見えざるが隱れ場處なりと、

【字解】〔廩〕獵者草の上に隱れ小屋を建て其上に木の枝を載て草を布く其形廩(倉)の如くなるより云ふ、〔御〕迎ふなり、

一曰、齊宣王問弋於唐易子曰、弋者奚貴、唐易子曰、在於謹廩、王曰、何謂謹廩、對曰、鳥以數十目視人、人以二目視鳥、奈何不謹廩也、故曰、在於謹廩也、王曰、然則爲天下何以爲此廩、今人主以二目視一國、一國以萬目視人主、將何以不爲廩乎、聞之鄭長者有言曰、夫虛靜無爲無

講義は傳に審なれば且く省略に從ふ、

【傳】二

申子言六愼

申子曰、上明見、人備之、其不明見、人惑之、其知見、人飾之、不知見、人匿之、其無欲見、人伺之、其有欲見、人餌之、故曰、吾無從知之、唯無爲、可以規之、

【講說】申子の言に、凡そ人君の明察表面に見はるゝときは臣下用心に及ぶ、人君の不明外部に見はるゝときは臣下之を惑はす、人君の知見はるゝときは臣下行を飾つて其心に叶はんとす、人君の不知見はるゝときは臣下其姦を匿して平然恐るゝ所なし、人君の無欲見はるゝときは臣下探を入れて之を誘はんとす、人君の有欲見はるゝときは臣下は其欲する所の物を餌として己の利を釣る、故に古語に吾れ之を知るに由なし、其無爲なるを以てなり、唯無爲こそ人民の情を察知すべしと、

【字解】〔吾〕臣民の自稱として用ゆ、無爲なれば明不明、知不知、無欲有欲を知らるゝ憂なきを言ふ、〔規〕窺ふに通ず、此れは韻文にして、飾の匿と、伺の餌と、知爲規の三字皆韻なり、

一曰、申子曰、愼而言也、人且知女、愼而行、人且隨女、而有知見也、人且匿女、而無知見也、人且意女、女有知也、人且藏女、女無知也、人且行女、故曰、惟無爲可以規之、

【講說】一說に申子云ふ、汝の言を愼しめ、人汝を見透すべきが故なり、汝の行を愼め、人汝の尾に附くべきが故なり、汝の知なること見はるゝ時は人汝に向て匿すべし、汝の無知なること見はるゝ時は人汝を量るべし、汝自ら知るとすれば人汝に向つて其才能を出さゞるべし、汝自ら知らずとすれば人汝の爲に働

「不爲主用」の句、「不用於君」の句は之を承けて結束せる者、「亦驥之不可左右矣」の一語を着け正喩始て支離を免る、

衞嗣公の如耳を評せる、其精神亦「不爲寡人用」の句に在り、太公望の章と大に相類す、

薛公の章、亦人主の爲に言を立てたるは「況錯之人主乎」の一語を以て之を知るべし、烏を馴すの喩は韓非の謂はゆる術を說く此より簡なるはなし、「必恃人而食」、英雄の妙機、覇者の微權是に於て力あり、

【經】二

人主者利害之軺轂也、射者衆、故人主共矣、』第一大段なり、人主の地位を示す、

【講說】人主は群臣の利害集中する處なり、其利を射んとする者多く人主は此等の者の爲に圍繞せらる、

【字解】〔軺轂〕軺は車名、轂はこしき、車輪の矢の集る所より義を取る、一說に招轂の誤なるべしと云へり、即ち弓の的なり、〔共〕向なり、

是以好惡見、則下有因、而人主惑矣、辭言通、則臣難言、而主不神矣、』第二大段なり、人主人に乘ぜらるゝの恐あるを言ふ、

【講說】人主の地位以上の如く、人臣の取入て利を得んとする者多きが故に、苟も人主の何を好み何を惡むと云ふこと外面に見はるゝときは臣下之に就て奸計を行ひ人主の智慧昏む、人主亦臣下の言ふ所を他の臣下に漏すときは互に陥れらるゝことを患ひ忠言を進むるに憚り人主の神秘保つべからず、

說在申子之言六愼、與唐易之言弋也、患在國羊之請變、與宣王之大息也、明之以靖郭氏之獻十珥也、與犀首甘茂之道穴聞也、堂谿公知術、故問玉巵、昭侯能術、故以聽獨寢、明主之道在申子之勸獨斷也、第三大段なり、事實を引證す、

下君の祿を利とせざるを得ず上の名に服する無きを得ざる以上何とて服せざらん、

槩論

經文は前篇の諸章に比するに一氣轉下自然流暢にして妙痕跡なきに在り、

師曠の章、景公と師曠との三問三答、重疊して之を出する處稱なるが如くにして古なり、而して其中又微細の變筆なきに非ず、師曠の對は三處とも「君必惠民而已矣」を用ゆるも、景公の問は其一「太師將奚以敎寡人」とあり、其二は將の字なく、唯「太師奚以敎寡人」とあり、其三は單に「問政於師曠」とあり、是れ宜しく着目すべき處なり、但し民を惠むは二弟と民を爭ふの手段にして、共に此章の双柱をなす、故に「惠民」の字四出し、「與二弟爭」の句再見す、結末二弟出走を以て收束し、師曠の策當れるを示す、甚だ佳、晏子の「行恩惠而給不足」は卽ち師曠の「必惠民而已矣」と其意を同うす、然るに前章に於ては二弟の民を得ることを景公の意中より發揮し、此章は田成子の民を得ることを晏子の語中より叙述す、此章は民を爭ふの方法晏子の語に在り、前章は民を爭ふの事實記者の辭たり、同中の異、異中の同、豈に觀るべからざらんや、

第三章は師曠晏子合論の體にして其主意は二人が景公に賞罰の勢を以て奸臣を誅することを勸めずして徒に人民を惠むことを勸めたるは失計なりと云ふに在り、賞罰は經に謂はゆる「勢之易」なり、惠民は「行之難」なり、

子夏の春秋を議する一章は亦田常の餘論なるが、子夏の語を以て始まり、子夏の語を以て終る、亦是れ創格、

季孫の孔子を讓むる一章も亦田常の餘論なり、前段中幅總て子路の事を叙し、論斷の一節に至り「況人主乎」の四字を以て景公田常に入る敏甚し、

太公望の周公旦に答ふる先づ狂矞の言を擧げ、然る毎に逐次之を引き、「是望不得而臣也」と云ひ、「是望不得而使也」と云ひ、「是望不得以賞罰勸禁也」と云ひ、「又不爲望用、不爲望功」と云ふ、此等の句法後來蘇家多く之を用ゐて文勢を增す、「誰爲望民」と云はずして「望當誰爲君乎」と云へるは造句力あり、譬喩の中「今不爲人用」の句は實に其主眼にして、正文の

く、殺せ、彼は我が爲にせざるなり、奏者も流石に躊躇して暫く時を經たるが、季羽と云ふ者會ま側に在りて曰く、事實相違せり、薄々聞ける所に因れば季子は公の爲にせしこと一通りならざるも其人善く秘密を守るが故に未だ公の耳に入れざるのみと、薛公乃ち季を殺すことを止め反て之を座に延き大に禮遇を與へて曰く、從前足下が拙者の爲めにせざる由を聞きたるが故に殺さんと謀りしも今足下が眞に此方の爲にすることを承知せし以上豈に足下を忘るべきやと、米倉より粟千石を出さしめ金倉より金五百兩を出さしめ、厩より良馬を附けたるまゝ堅牢の車二輛を出さしめ、又内官に命じ宮中の美女二十人を送つて前に舉げたる諸品と共に季に進物とせり、
兄弟の孖は此有樣を目擊し互に相談すらく、薛公の爲にする者は必ず利益を得、薛公の爲にせざる者は必ず害せらる、左すれば吾等二人何を惜みて、公の爲にせざらんと、遂に競爭して薛公の爲に働けり、
【字解】〔爲薛公〕爲は猶ほ助と云ふが如し、

薛公以人臣之勢、假人主之術也、而害不得生、況錯之人主乎、夫馴烏、斷其下頷焉、斷其下頷、則必恃人而食、焉得不馴乎、夫明主蓄臣亦然、今臣不得不利君之祿、不得無服上之名、夫利君之祿、服上之名、焉得不服、』第二

大段なり、事實に就て論斷を下す、
【講說】薛公は人臣なれば其有する勢は固より人主に若くべうもあらず、然れども尙ほ其勢を以て人主の施すべき術を假り用ゐたる結果、彼の孖の兄弟も我が機關となつて害を生ぜざりき、況や人主が其勢を以て其術を用ゆるに於てをや、其効力の大なる言を待たざるなり、
夫れ烏を馴すには其下頷を切て之を養ふ、下頷を切るときは自ら餌を取ること能はず人が其口に含めくるゝを待て始めて食ふことを得るが故に勢人に馴れざるを得ず、
明主の臣下を蓄ふも亦之と同一の仕方に因る、今臣

與二欒博之

薛公之相魏昭侯也、左右有欒子者、曰陽湖潘其、於王甚重、而不爲薛公、薛公患之、於是乃召、與之博、予之人百金、令之昆弟博、俄又益之人二百金、方博、有閒謁者言、客張季之子在門、公怫然怒、撫兵而授謁者曰、殺之、吾聞季子不爲文也、立有閒、時季羽在側、曰不然、竊聞季爲公甚、顧其人陰未聞耳、乃輟不殺、客而大禮之曰、曩者聞季之不爲文也、故欲殺之、今誠爲文也、豈忘季哉、告廩獻千石之粟、告府獻五百金、告騶獻良馬固車二乘、因令奄將宮中之美妾二十人并遺季也、欒子因相謂曰、爲公者必利、不爲公者必害、吾曹何愛不爲公、因斯競勸而遂爲之、（第一大段なり、事實を叙す、）

【講說】齊の薛公田文が魏の昭侯の宰相たりし時、王の左右に孖の兄弟あり、一を陽湖と曰ひ一を潘其と曰ひ、甚だ王に重んぜられしが、少も薛公の爲にせざりしかば薛公之を患ひ此に一計を案出せり、乃ち或る時に人を召し寄せ之と双六をなして一人一人に百金を與へ又二人にて勝負を爲さしめ、今度は急に金額を增して人每に二百金を與へたり、双六の姑く途切れたる時奏者取次で云ふ賓客の張季の子門に伺候せりと、薛公俄に怒り刀を握つて謁者に授けて曰

【和譯】一に曰く、太公望東齊に封ぜらる、海上賢者狂矞あり、太公望之を聞き、往き請ふ焉三度馬を門に却く、而して狂矞報見せざるなり、太公望之を誅す、是の時に當りてや周公旦魯に在り、馳せ往きて之を止む、至るころほひ已に之を誅す矣、周公旦曰く狂矞、天下の賢者なり、夫子何すれぞ之を誅す、太公望曰く、狂矞や議、天子に臣たらず、諸侯に友たらず、吾れ其法を亂り敎を易ゆるを恐るゝなり、故に以て首誅となす、今此に馬あり、形容驥に似るなり、然れども之を驅り往かず、之を引くに前まず、臧獲と雖も足を託し以て其軫を旋さゞるなり、

【字解】〔却馬於門〕門にて馬を下り乘打を爲さゞるなり、極めて敬禮を施して訪問せしを言ふ、〔報見〕答禮に來るなり、〔比〕時分、〔易敎〕風敎を害するなり、〔旋其軫〕軫は車後に在る横木、旋は轉する、車を乘り廻す意、

不駕鹿

如耳說衞嗣公、衞嗣公說而太息、左右曰、公何爲不相也、公曰、夫馬似鹿者、而題千金、然而有百金之馬、而無一金之鹿者、馬爲人用、而鹿不爲人用也、今如耳萬乘之相也、外有大國之意、其心不在衞、雖辯智、亦不爲寡人用、是以不相也、

【講說】如耳と云ふ者衞に赴きて靈公に遊說をなせし處、靈公深く其說を感服して嗟嘆せしかば左右の者君左様に感嘆し玉ふなれば何故之を此國の宰相に用ゐ玉はざるやと云ひければ、嗣公の曰く、見よ馬の鹿に似たる者は良馬にして千金の價ありと定めらる、然るに百金の價値を有する馬は少からざれど一金の價値ある鹿に至つては之なし、是れ馬は人の用を爲せども鹿は用を爲さざるが故なり、今如耳は萬乘の大國に相たるべき人物にして大國に仕ることを志望し、衞の如き小國に身を任す心なし、左れば彼の辯智は吾が慕ふ所なれども、吾が用には立つまじければ相とせざるなりと、

賤、不託其足焉、『第二大段の第二小段なり、譬喩を以て解決を叙す、其二

【講說】今茲に一頭の馬あり其の狀が驥と云へる一日に千里をも行く駿馬に似たるときは天下の逸物なり、然る處之を驅るも進まず、之を止むるも止まらず、左に廻せども左に行かず右に廻せども右に向かざるときは奴婢の如き賤者と雖も之に跨らざるべし、奴婢と雖も良馬に乗りたしと思ふは人情なるが、其良馬を望むは良馬が利ある方に進み害ある方を避くるが爲なり、然るに今人の用を爲さざるに於ては、奴婢と雖も之れには乘らざるなり、

己自謂以爲世之賢士、而不爲主用、行極賢而不用於君、此非明主之所臣也、亦驥之不可左右矣、是以誅之、『第二大段の第三小段なり、正文を以て解決を叙す、其三

【講說】抑も己れ自身世の賢士なりと考へて人主の用を爲さず、或は實際其行極めて賢なるも君に用ひらるゝことを爲さざる者は明主決して之れを臣とせず、宛も良馬の吾が自由にならざるが如し、故に吾れ彼の兄弟二人を誅せしなりと、

一曰、太公望東封於齊、海上有賢者狂矞、太公望聞之、往請焉、三卻馬於門、而狂矞不報見也、太公望誅之、當是時也、周公旦在魯、馳往止之、比至已誅之矣、周公旦曰、狂矞天下賢者也、夫子何爲誅之、太公望曰、狂矞也、議不臣天子、不友諸侯、吾恐其亂法易敎也、故以爲首誅、今有馬於此、形容似驥也、然驅之不往、引之不前、雖臧獲不託足以旋其軫也、

賞罰、勸禁也、且無上之名、雖知不爲望用、不仰君祿、雖賢不爲望功、不仕則不治、不任則不忠、且先王之所以使其臣民者、非爵祿、則刑罰也、今四者不足以使之、則望當誰爲君乎、不服兵革而顯、不親耕耨而名、又非所以敎於國也、（第二大段の第一小段なり、解決を敍す、其一）

【講說】太公望の答に、彼の二人の兄弟は主義を立てて云々せり、彼等已に天子の臣とならざる以上、望は之を臣とするを得じ、彼等諸侯の友たらざる以上、望は之を使ふことを得じ、耕作して食ひ、井を掘て飲み人に求むるなき以上、望は賞罰を以て彼等を勸懲するを得じ、且つ爵位を無視する以上、彼等智なりとも望の役には立たざるなり、俸祿を有せざる以上、賢と雖も望の功をば爲さざるなり、抑も仕へざるときは民を治むべき務を棄つる者と謂ふべく、職に任せざるときは君に忠ならざる者と謂ふべし、其上先王が其臣民を使役するの手段となせし所の者は爵祿に非ざれば則ち刑罰、此四者の外はあらず、然るに今此の四者も彼等を使ふべき價値なしとせば、吾れは何人の君たるべきぞ一人も命を奉ずる者あらざるべし、又兵役をも勤めず耕作をも働かず、居士學者として名譽を有する者あらんか、是れ遊民に口實を與ふる者にして國人に宜しからざる手本を示す者なり、

【字解】〔上之名〕爵位なり、〔耨〕田草を鋤するなり、

今有馬於此、如驥之狀者、天下之至良也、然而驅之不前、卻之不止、左之不左、右之不右、則臧獲雖賤、不託其足、臧獲之所願託其足於驥者、以驥之可以追利辟害也、今不爲人用、臧獲雖

議曰、吾不臣天子、不友諸侯、耕作而食之、掘井而飲之、吾無求於人也、無上之名、無君之祿、不事仕而事力、太公望至於營丘、使吏執殺之、以爲首誅。第一大段なり、太公望の狂矞を殺せし事實を叙す

【講說】太公望呂尙は東方なる齊國に封ぜられしが、齊の東海岸に狂矞華士と呼べる兄弟二人の學者あり、相共に主義を定めて曰く、吾が二人は天子の臣とならず、諸侯の友とならず、自ら耕作して米を食ひ、自ら井を掘て水を飲み、少しも他人の世話にならず、君上の爵位も俸祿もなく、仕官をなさずして自力に生活をなす者なりと、太公望は豫て之を聞きしかば、今や入國せんとて營丘に至りし時吏に命じ捕へて之を殺し、以て第一の罪人なることを示せり、

周公旦從魯聞之、發急傳而問之曰、夫二子賢者也、今日饗國而殺賢者何也。第二大段の第一小段なり、疑問を叙す、

【講說】周公旦魯に在て此事を聞傳へ、急使を發して太公望に問うて云ふ、彼の二人の者は賢人なり、然るに今日入國の際に之を殺せしは如何なる次第なるやと、

【字解】〔傳〕傳馬なり、〔饗國〕受領を謂ふ、

太公望曰、是昆弟二人立議曰、吾不臣天子、不友諸侯、耕作而食之、掘井而飲之、吾無求於人也、無上之名、無君之祿、不事仕而事力、彼不臣天子者、是望不得而臣也、不友諸侯者、是望不得而使也、耕作而食之、掘井而飲之、無求於人者、是望不得以

するを侵すと云ふ、今魯君此民を有する以上此民は魯君の愛すべき所なるを汝分を越えて之を愛するは是汝が上を侵すなり、如何にも道理違ならずやと、

【字解】〔以〕思ふなり、

言未レ卒而季孫使者至讓曰、肥也起レ民而使レ之、先生使二弟子一令二徒役一而餐レ之、將レ奪二肥之民一耶、孔子駕而去レ魯、 第三大段なり、事の結果を叙す、

【講說】孔子の言未だ終らざるに早くも季孫氏よりの使者孔子の所に來り咎めて云ひけるやう、肥(季孫氏の名)が人民を徵發して之を工事に使役するに當り、先生は其門人に命じ役夫を召び集めて之に食を與へられしは甚だ心得難し、肥の人民を奪はんとする下心なるや如何にと、是に於て孔子は速に車を命じて魯を去られけり、

以二孔子之賢一、而季孫非二魯君一也、以二人臣之資一、假二人主之術一、蚤禁二於未形一、而子路不レ得レ行二其私惠一、而害不レ得レ生、況人主乎、以二景公之勢一而禁二田常之侵一也、則必無二劫弒之患一矣、 第四大段なり、前段の事實を論評して田常の事に及ぶ、

【講說】孔子は賢者なれば固り制し易からず、季孫は魯君に非ざるが故に勢足らざる所あり、然るに季孫は人臣の身分ながら人主の術を利用し、早くも禍の形未だ現はれざる中に子路の私惠を禁じて行ふことを得ざらしめ、之が爲に害も生ずるを得ざりき、況や人君の勢を以て姦の萌を絶つに於て何の難きことかあらん、乃ち景公が君主固有の勢を以て田常の侵陵を制したらんには弒虐の患を免れたるや疑ひなきなり、

太公望殺狂矞

太公望東封レ齊、齊東海上有二居上曰二狂矞華士一、昆弟二人者立レ

【講說】孔子此事を聞き門人の子貢に命じ、其所に赴きて子路の設けたる飯を覆し其食器を打砕かしめて云はしめけるやう、此は魯君の民なるに汝何とて之を饗するやと、

子路怫然怒、攘肱而入請曰、夫子疾由之爲仁義乎、所學於夫子者仁義也、仁義者與天下共其所有而同其利者也、今以由之秩粟而餐民不可何也、『第二大段の第二小段なり、子路の抗辯を敍す、

【講說】子路はむつくと怒り、腕を捲りながら孔子に見え問うて云ひけるは、先生は由(子路の名、子路は字なり)の仁義を行ふことを不快に思召され、那の如き亂暴を爲さしめ玉ふや、抑も由が先生に學びたるは仁義にして天下の人と所有物を共通とし其利益を同うする者と承る、今や由の俸祿を以て役夫に食物を與へたるは仁義の道にして賞美し玉ひてこそ然るべきに反て不可とせらるゝは何故に候やと、

孔子曰、由之野也、吾以女知之、女徒未及也、女故如是之不知禮也、女之餐之爲愛之也、夫禮天子愛天下、諸侯愛境內、大夫愛官職、士愛其家、過其所愛曰侵、今魯君有民、而子擅愛之、是子侵也、不亦誣乎、『第二大段の第三小段なり、孔子の本意を敍す、

【講說】孔子の云はれけるは汝元來鄙野なりと雖も、尙ほ此れ程の道理は辨へ居ることゝ思ひしに、今汝の議論を聞けば全く未だ心得ざるなり、扨も斯くまで禮を知らざりしか、左らば申聞すべきが汝の役夫に飲食せしめたるは固り彼等を愛するに相違なし、然れども禮に由れば天子は天下を愛し、諸侯は國內を愛し、大夫は官職を愛し、士は其家を愛すべき者にして愛に範圍階級あり、己の愛すべき所を越えて愛

を殺すに十分なり、故に明主は事の此に至らざる中に早く之を除くなり、

今田常之爲亂、有漸見矣、而君不誅、晏子不使其君禁侵陵之臣、而使其主行惠、故簡公受其禍、『第三大段なり、本題に入り晏子の失計を論ず、』

【講説】今田常(田成氏)の謀反をなすや突然と此に出でたるに非ずして、前にも述べたるが如く大斗にて貸附け小斗にて取上收めたる類の下地は初より見えたるなり、然るに齊君之を誅せんともせず、晏子は其君に向て侵陵の臣を抑壓すべきことを勸めずして徒に人民に恩惠を行ふことを勸めぬ、斯かる姑息仁弱の手段に出でたればこそ簡公は弑虐の禍に罹りしなれ、

故子夏曰、善持勢者蚤絶姦之萌、『第四大段なり、復び子夏の言を引て前段の論旨を強くす、』

【講説】故に子夏の言に善く勢を取り守る者は早く姦邪の萌芽を切り去ると、

季孫讓仲尼

季孫相魯、子路爲郈令、魯以五月起衆爲長溝、當此之爲也、子路以其私秩粟爲漿飯、要作溝者於五父之衢而餐之、『第一大段なり、事の發端を叙す、』

【講説】魯の公族の一なる季孫氏魯の相たりし時孔子の門人の子路は郈の令を勤めたり、毎年五月、魯にては大に人夫を徴發して田間の長溝を改修する事なるが、子路在任の年亦此工事あり、子路は己の受くる俸祿を以て飯食物を調へ、五父衢と云へる路に此役夫を招き寄せて之を馳走せり、

孔子聞之、使子貢往覆其飯、擊毀其器曰、魯君有民、子奚爲乃餐之、『第二大段の第一小段なり、孔子の不贊成を叙す、』

皆不乘車之安、不因馬之利、舍車而下走者也』、第三大段の第二小段なり、正喩を混合して治臣の術を誤れる所以を論ず、

【講說】夫れ君主が其固有せる勢を取り守り、私に人民に仁愛を施す所の臣下を誅戮することをなさず、務めて其恩德を厚くして天下に臨み、臣下と同一の行爲に出でゝ民心を得ることを爭ふは是れ皆車に乘ずれば樂なるに之に乘せず、馬に因れば利なるに之に因らず、車を舍てゝ徒步となり、獸を追うて走るものなり、

【字解】〔擅愛〕恣に私恩を人民に賣る者を謂ふ、〔車之安〕本と君之車に作る、馬の利と對せず、故に當に斯く作るべし、

故曰、景公不知用勢之主也、而師曠晏子不知除患之臣也』、第四大段なり、斷案に歸納して全文を結ぶ、

【講說】然るが故に景公は勢を用ゆるを知らざるの君又師曠晏子は患を除くを知らざるの臣なりと謂ふなり、

子夏之說春秋

子夏曰、春秋之記、臣殺君、子殺父者以十數矣、皆非一日之積也、有漸而至矣』、第一大段なり、子夏の言を叙す、

【講說】子夏曰く、春秋の記載する所を觀るに、臣を以て君を殺し、子を以て父を殺す者幾十の多きに達するも、是れ皆一朝一夕の致す所に非ず、順序あつて此に至れる者なりと、

【字解】〔春秋〕諸侯の國史なり、〔一日之積〕一日ばかりの間に出來たる事、〔漸〕由來の次第なり、

凡姦者、行久而成積、積成而力多、力多而能殺、故明主蚤絕之』、第二大段なり、子夏の言により之に處するの道を示す、

【講說】凡そ姦謀は之を行ふこと久しければ積りに積つて基礎を成し、其結果勢力多く、勢力多ければ其君

憐まれよ、恩惠を行つて不足の者に給與せられよ、斯の如き時は人民は君に歸向せんとす、縱令十の田成氏ありとても如何にして君に手出しのなるべきぞと

與獸逐走

或曰、景公不知用勢、而師曠晏子不知除患、』第一大段なり、景公と師曠晏子の臣を治むる術を失へる事を斷定す、

【講說】或人以上の事實を論じて曰く、景公は人君の勢を用ゆることを知らず、又師曠晏子は人君の患たる姦臣を除くことを知らざる者なり、

夫獵者託車輿之安、用六馬之足、使王良佐轡、則身不勞而易及輕獸矣、今釋車輿之利、捐六馬之足與王良之御、而下走逐獸、則雖樓季之足、無時及獸矣、託良馬固車、則臧獲有餘、』第二大段なり、譬論を以て暗に治臣の術を誤れるを論ず、

【講說】夫れ獵をなす者其身車輿に乘て安らけく六疋の馬足を用ゐ、御者の名人なる王良に手綱を執らしめて山野を馳せんか、何等の勞力を要せずして容易く身輕の獸に追着くことを得ん、然るに今車にも乘らず、六馬の駿足をも假らず、王良の如き御者をも使はず徒歩となつて、獸を追ふときは縱令樓季の健脚なるも、獸に追着く場合なし、之に反して良馬と堅牢なる車に其身を寄すれば御術に通せざる奴婢にても尚ほ十分獸に追ひ及ぶべし、

【字解】〔輕獸〕足の輕くして疾走する獸を謂ふ、〔樓季〕昔し早足を以て有名なりし人、魏の文侯の弟、〔臧獲〕奴婢なり、

國者君之車也、勢者君之馬也、』第三大段の第一小段なり、譬諭と本論とを接續する處、

【講說】國は君に取つて前に謂はゆる車に當り、勢は君に取つて其馬に當る、

夫不處勢以禁誅擅愛之臣、而德厚以與天下齊行以爭民、是

帛の如きも一年中己の衣服となす者は二枚分のみにして其餘は亦士に給與す、故に市中にて賣る材木も山にて買ふより價高からず、魚鹽其他の海產物も海邊にて買ふより價高からず、公家は重稅を課するに反して田成氏は施與を厚くするが故に人心の向背は自ら明かなり、嘗て此國に大饑饉ありし時道路に餓死する者數へきれざる程なりしが、父子相携へて田成氏の領地に赴きし者は何れも生活を得ざる者なかりき、左れば周秦の民は歌つて云へり、田成氏の德を謳歌せんか已みなんか、餓死せんか寧ろ田成氏に寄らんかと、詩經に吾れ汝に何等の好事を爲すに足らざるも兎も角舞ひ且つ歌て共に樂まんと云へる句あり、今田成氏の恩澤あるや民皆歌舞して之を樂み、其恩德を有り難しとて之に歸服するが故に此國を有すべき者は田成氏ならんと申せしなり、

【字解】〔斗斛區釜〕皆量目の名なり、十升を斗となし、十斗を斛となし、一斗六升を區とし、六斗四升を釜となす、〔豆〕肉を盛る器〔二制〕太田は三丈六尺とし、蒲坂は冬夏二季の用となす、今徂徠の取に從ふ、〔贏蚌〕蛤の類、〔周秦之民〕文字の如く解するときは齊より西方の地にして遠方の民も尙ほ田成子を慕ふを云ふ、然るに韓子考には秦周の誤として齊の地名なりと云ひ、校注には呂氏高注を引き齊の城門の名とす、〔巳乎〕一說に巳は芑の誤とす、芑は白苗嘉穀なり、〔詩曰〕小雅車舝の篇に出づ、

公泫然出涕曰、不亦悲乎、寡人有國而田成氏有之、今爲之奈何、晏子對曰、君何患焉、若君欲奪之、則近賢而遠不肖、治其煩亂、緩其刑罰、賑貧窮而恤孤寡、行恩惠而給不足、民將歸君、則雖有十田成氏、其如君何、第三大段なり、田成子を制するの方法を言ふ、

【講說】景公晏子の言を聞き落涙して曰く此方の有する此國が田成子の物となるは如何にも悲むべき事なり、差當り何とせば宜しからんと、晏子對ふ、主公決して患ひ玉ふに及ばず、主公若し之を恢復し玉はんとならば賢人を近づけて不肖者を遠けられよ亂雜を整理し刑罰を輕くせられよ、貧窮を救ひ孤兒寡婦を

【講說】齊の景公晏子と少海に遊び栢寢と云へる臺の上に登り顧みて其國を望みて嘆息すらく、見事なるかな水は決々として深く、山は堂々として高し、後世何人が之を有すべきかと、晏子は之に對へて田成氏にこそ候はめと云ひければ景公云ふ、今此方此國を有するに他の諸侯はいざ知らず、吾が臣下の列に在る田成氏の物となるべしとは何故ぞ、

【字解】〔栢寢之臺〕栢木を以て造りし臺上の寢室、〔決々〕深遠の貌、〔堂々〕美盛なり、

晏子對曰、夫田成氏甚得齊民、其於民也、上之請爵祿、行諸大臣、下之私大斗斛區釜以出貸、小斗斛區釜以收之、殺一牛取一豆肉、餘以食士、終歲布帛取二制、餘以衣士、故市木之價不加貴於山、澤之魚鹽龜鼈蠃蚌、不加貴於海、君重斂而田成氏厚施、齊嘗大饑、道旁餓死者、不可勝數也、父子相牽而趨田成氏者不聞不生、故周秦之民相與歌之曰、謳乎其已乎、苞乎其往歸田成氏乎、詩曰、雖無德與女、式歌且舞、今田成氏之德而民歌舞、民德歸之矣、故曰、其田成氏乎、『第二大段なり、田成氏の齊を有すべき理由を言ふ、』

【講說】晏子答へて云ふ、彼の田成氏は甚だ齊國の人心を得たり、如何にして之を得たると云へば上は爵祿を君より請受て之を大臣に授け、下は人民に貸出す時には大なる升目を用ゐ、人民より取上るには小なる升目を用ゐ、一疋の牛を殺せし時は一豆の器に入るゝだけの肉を自用に供し、餘は之を士に與へ、布

耶、』第二大段なり、景公師曠の隱語を解したるを叙す、

【講説】景公は歸館の後師曠の言を考へ見たる處、以前の醉未だ醒めきらざる中に思ひ當る所あり、心に合點するやう、公子尾公子夏の二弟は甚だ齊國の人民を手懷け、其家富貴なるを以て民之に心を寄せ、其勢力公室と紛ふ許りなり、此吾位をも奪ひ兼ねまじき者なれば、太師が我に人民を惠めと言ひたるは恐らく我に二弟と人望の競爭をせよとの意ならんかと、

於是反國、發廩粟以賦衆貧、散府餘財、以賜孤寡、倉無陳粟、府無餘財、宮婦不御者出嫁之、七十受祿米、鬻德施惠於民也、已與二弟爭民、』第三大段なり、景公民を惠みし事を叙す、

【講説】其れより景公は本國に歸ると均しく、米倉を開いて衆くの貧民に配分し、又金藏を開いて餘れる貨財を孤兒寡婦の如き恃なき者に下賜し、金穀兩つながら一掃して空しくなれるも厭ふ所なく、宮中の婦人にして君の枕席に侍せざる者は盡く暇を與へて嫁入らせ、七十以上の老人は扶持米を與へけり、斯く恩惠を人民に賣り附け二人の弟と競爭して民心を收攬せり、

居二年、二弟出走、公子夏逃楚、公子尾走晉、』第四大段なり、景公民を惠みたる結果を叙す、

【講説】斯くて二年を過ぎける處、二弟は最早齊國に留まること能はずして孰れも出奔し公子夏は楚に逃れ公子尾は晉に走れり、

晏子之説

景公與晏子遊於少海、登柏寢之臺、而還望其國、曰、美哉泱泱乎、堂堂乎、後世將孰有之、晏子對曰、其田成氏乎、景公曰、寡人有此國也、而曰田成氏有之何也、』第一大段なり、田氏の齊を有すべき豫言を叙す、

の身に加ふるも其行爲を改めざる者は是れ經文に謂はゆる勢不足以化之の人なれば之を殺すの一方あるのみ、

【字解】〔譽〕名譽を與ふるなり、〔勸〕引立てらるゝなり、〔毀〕不名譽を與ふるなり、〔不勸不毀〕心志の上より言ふ、〔不變〕行爲の上より言ふ、

なり、師曠の隱語を叙す、

師曠之對

齊景公之晉、從平公飮、師曠侍坐、始坐、景公問政於師曠曰、太師將奚以敎寡人、師曠曰、君必惠民而已矣、中坐、酒酣將出、又復問政於師曠曰、太師奚以敎寡人、曰、君必惠民而已矣、景公出之舍、師曠送之、又問政於師曠、師曠曰、君必惠民而已矣』第一大段

【講說】齊の景公晉を訪問し其國君平公の饗宴を受けたる時、晉の太師師曠其席に陪坐しけり、席定まるや景公之に政治の事を問ひて云ひけるやう、太師には如何なる心得を御授け下さるべきかと、師曠は君一圖に民を惠み玉ふ外之れなしと答へぬ、酒宴半に及び醉も已に廻り辭し去らんとせし頃再び政治の心得を問ひたるに彼れ亦君一圖に民を惠み玉ふ外之れなしと答へぬ、其より景公は愈よ歸館に及び、師曠は送つて其所に至りしに、景公復た同一の問を發したれば師曠又同一の答をなしぬ、

景公歸思、未醒而得師曠之所謂、公子尾公子夏者景公之二弟也、甚得齊民、家富貴而民說之、擬於公室、此危吾位者也、今謂我惠民者、使我與二弟爭民、

み、

患之可除、在子夏之說春秋也、善持勢者、蚤絕其姦萌、故季孫讓仲尼以遏勢、而況錯之於君乎、『第三大段なり、患を除くべき道を言ふ、』

【講說】患の除き去るべきことは子夏が春秋を說きたる言に審なり、其言に曰く善く勢を持する者は早く姦惡の萌芽を絕やすと、故に季孫は己の勢を邪魔せしとて仲尼を咎めぬ、大夫の勢を止むるすらも尙ほ然り、況や之を國君に施すをや、

是以太公望殺狂矞而臧獲不乘驥、嗣公知之、故不駕鹿、薛公知之、故與二欒博、此皆知同異之反也、『第四大段なり、臣下に對するの道は己に用あると否とを以て標準と爲すべきを言ふ、』

【講說】此の理由により太公望は狂矞を殺せり(己の用を爲さゞるが故なり)臧獲は驥に乘らざりき、(己に益なきが故なり)、嗣公は此理を知りしが故に鹿に駕せざりき、(其無用なるが爲なり)薛公は此理を知りしが故に二欒と双六を爲せり、(己れの用をなさば利益あることを示すが爲なり)、以上は皆己と利害の相反することを知れる者なり、

【字解】(欒)　攣に通ず孖なり、(同異)　我れに同異なり、猶ほ利害と云ふが如し、

故明主之牧臣也、說在畜烏、『第五大段なり、人をして我に依らざるを得ざらしむべき事を言ふ、』

【講說】左れば明王が其臣下を飼ひ馴らすの道は其論證烏を養ひたる話にあり、

【傳】一

除之

賞之譽之不勸、罰之毀之不畏、四者加焉不變則除之、

【講說】凡そ臣下にして賞するも褒むるも勵むことなく、罰するも毀つも畏れず、賞譽罰毀の四者を以て彼

やと、管仲云ふ、若し君の云はるゝが如く齊國に用ゐられなば余は賢者をば用ゐ、能者をば使ひ、功ある者をば賞せんとす、個人の恩の如きは何ぞ報ゆるに足らんやと、封人は之を聞て其無情を怨みけり、

槩論

經文議論の一節二句二事にして互に相關聯し、事實の一節二句一事にして凡ては句四事、亦復た一變せり、

武子子國の言を觀るに父自ら其身を危うするを恐れて其子の忠言極諫を戒しむ、而して二人皆古の謂はゆる賢人なり、支那の忠に薄き亦以て見るべし、

梁車の事は倫理と法律との衝突なり、而して成侯の之を罪せしは倫理の勝てるなり、

管仲の答何ぞ其言の大なる、而して情は則ち冷然、

韓非子卷十三

外儲說右上

此れ本書の第三十四篇なり、

【經】總提　原本無き所、今文法上之を補ふ、

君所以治臣者有三、

【講說】人君が臣下を統治する所の術三箇條あり、

【經】一

勢不足以化則除之、　第一大段なり、先づ一術を擧ぐ、

【講說】人君の勢を以てするも到底化する能はざる所の臣下は之を除き去るべし、

【字解】〔勢〕賞罰なり、

師曠之對、晏子之說、皆合勢之易也、而道行之難、是與獸逐走也、未知除患、　第二大段なり、此術に達せざる人の說を擧げて其愚なるを示す、

【講說】師曠の君に對へたる言、晏子の君に說きたる論の如きは、勢に由るの容易なる手段を打棄てゝ實行の困難なる方法に出でたる者なり、右は車上より獸を射取ることを爲さず、徒歩にして獸を逐ひ行くが如し、卽ち害を除くことを知らざる姑息の意見の

父の子國之を責め怒つて曰ひけるは汝の如く他の諸臣と特に異つて己のみ君主に忠ならんか、幸にして君主賢明ならば其言に從ふべきも、賢明ならざれば從ふまじ、從ふと從はざるとは未定の問題なるに先づ群臣の仲間外となるなり、群臣の仲間外とならば汝の身危きに定まれり、汝のみにあらで父をも危うすべしと、

梁車用法

梁車新爲鄴令、其姉往看之、暮而後門閉、因踰郭而入、車遂刖其足、趙成侯以爲不慈、奪之璽、而免之令、

【講說】梁車が新に鄴の令となるや其姉尋ね往きけるに日已に暮れて城門刻限に後れ最早閉ざしてありしかば郭の壁を乘越して、城中に入れり、梁車は之を法文に照して姉の足を切斷しけり、趙の成侯其餘りに不慈なるを憎み、梁車の印璽を褫奪して令の職を免せり、

【字解】〔後門〕日暮に城門を閉ぢ夜明に之を開くは規則なり、

管仲以公

管仲束縛、自魯之齊、道而饑渴、過綺烏封人而乞食、烏封人跪而食之、甚敬、封人因竊謂仲曰、適幸及齊不死而用齊、將何報我、曰、如子之言、我且賢之用、能之使、勞之論、我何以報子、封人怨之、

【講說】管仲俘虜の身となつて魯より齊へ護送せらるる路にて饑渴に堪へざりしかば綺烏と云へる土地の疆守の家に立寄り食を乞ひけるに、疆守は跪いて食を管仲に差出し甚しく之を尊敬に及び、內密に問うて云ふ、若し無事に齊國に着き生命を全うして齊國に用ゐられ玉ひなば何を以て今日の好意に報い玉ふ

【講說】公室振はざるときは直言を差扣ふべく、私行勝つときは公の功少し、

說在文子之直言、武子之用杖、子產忠諫、子國譙怒、梁車用法、而成侯收璽、管仲以公、而國人謗怨、『第二大段なり、事實を叙す、』

【講說】其論據は文子直言をなして其父の武子杖を以て之を打ちしに在り、子產忠諫をなして其父の子國之を責め怒り、梁車法を以て姉を罰せしめ成侯不慈なりとて其官を免じ、管仲公義を重んじたる爲め、國人怨望せり、

【傳】六

文子喜直言

范文子喜直言、武子擊之以杖、【夫】直議者不爲人所容、無所容則危身、非徒危身、又將危父、

【講說】范文子直言を好みしに父の武子杖にて之を打ち戒めて云ふ、夫れ直言する者は人に容れられず、其結果身を危くす、身を危くするのみなれば尙ほ可なるも、其れのみに止らず父をも危うするに至ると、

【字解】〔夫〕曰となすは王說に從ふ、

子產忠諫

子產者子國之子也、子產忠於鄭君、子國譙怒之曰、夫介異於人臣、而獨忠於主、主賢明能聽、汝不明將不汝聽、聽與不聽、未可必知、而汝已離於群臣、離於群臣、則必危汝身矣、非徒危已也、又且危父矣、

【講說】子產は子國の子なるが鄭君に忠を盡せし處、

鄭縣人賣豚　（經文に見えず）

鄭縣人賣豚、人問其價、曰、道遠日暮、安暇語汝、

【講説】鄭縣の人豚を賣らんとて路を行く者ありけり、或人其價を尋ねしに其者の云ふ、道は遠く日は暮れぬ、何とて話などをなす暇あらんや、

槩論

經文事實を叙する一段は獻伯晏嬰各一句、管仲孫叔敖合せて一句、而して後半十二句は陽虎簡主の事に係り、陽虎より趙武解狐の兩故事を喚起す、亦是れ一種の創體に屬す、

獻伯の事は經文の「臣以卑儉爲行」の傳なれども「爵不足以勸賞」の意を缺けり、但し苗子の論は極めて中正を得たる者なり、

管仲と孫叔敖、一儉一奢、上に逼り下に逼るを以て之を斷ず、出入の容變ずと謂へるもの是なり、

陽虎擧げし所の者六人、皆陽虎に不忠にして公室に忠、是れ豈に善く人を擧ぐる者に非ずや、而して簡主橘柚枳棘の論は利己的の見地より陽虎を笑へる者なるが、何ぞ知らん簡主の臣果して皆橘柚なりせば彼れの利害如何なるべきを、韓非が主術を失ふを以て之を非るや當れり、然れども初め人を樹つるを以て言を立つる以上陽虎を以て善く人を樹てずとするも亦怪むに足らず、蓋し樹の字自ら吾が地をなすの意あればなり、

趙武の子を薦むる茶臼板倉の事に類し、解狐の仇に於ける清正の幸長に於けるに似たり、前者は以て訓となすべく、後者は太甚し、

豚を賣る者目前の利を知らずして不急の道を急ぐ迂儒の古に溺れて今に無用なる譬となすべし、但し此條の此に在るは不倫なり、故に王先愼は南面篇の錯簡とし、太田全齋は鄭人得車軛の後に在るべしとす、

【經】六

公室卑則忌直言、私行勝則少公功、（第一大段なり、公私利を異にするを槩論す、）

でざるが如き訥辯なれども、其推擧せし士の數は幾十人にも及び、皆其心に叶ひしほどの人材なり、而して朝廷に於ても甚だ其力に依賴す、而して武子の生時に當つては敢て己れの家に之を利用する所なく、死するに及びても其孤兒を託する所なし、故に臣彼れを以て賢となすと、

【字解】〔師人〕 師は長なり、叔向は趙武の屬なれば斯く言へるなり、

解狐薦讎

解狐薦其讎於簡主以爲相、其讎以爲且幸釋己也、乃因往拜謝、狐乃引弓送而射之曰、夫薦汝公也、以汝能當之也、夫讎汝吾私怨也、不以私怨汝之故擁汝於吾君、故私怨不入公門、

【講說】解狐其讎を簡主に推擧して宰相となさしめたり、其讎は解狐が宿怨を釋きくれたる事と思ひしかば其家に赴き禮を述べしに、解狐は弓を引て待構へ矢を放つて云ひけるは、余が汝を薦めしは公なり、汝が其任に叶へるを以てなり、又余が汝を讎とするは吾が私の怨なり、私怨あるが爲に汝の才能を吾が君に蔽ふことを爲さず、然れども私怨は飽くまでも私怨なれば立去るべしと、此れは古語に謂はゆる私怨は公門の内に入らずとは此事なり、

一曰、解狐擧刑伯柳爲上黨守、柳往謝之曰、子釋罪、敢不再拜、曰、擧子公也、怨子私也、子往矣、怨子如初也、

【講說】一說に云ふ、解狐刑伯柳を上黨の太守に推擧せし處柳は解狐を訪ひ禮を述べて云ひけるは君吾が罪を容し玉へり何とて再拜して謝せざらんと、解狐云ふ、足下を擧げたるは公道にて擧げたるなり、足下を怨むるは私交にて怨むるなり、足下立去るべし余は足下を怨むること從前と異らずと、

牟三國之股肱、邯鄲之骨髀、寡人欲得其良令也、誰使而可、武曰、刑伯子可、公曰非子之讎乎、曰、私讎不入公門、公又問曰、中府之令、誰使而可、曰、臣子可、故曰、外擧不避讎、內擧不避子、趙武所薦四十六人、及武死、各就賓位、其無私德若此、

【講說】晉の中牟の令空位となりしかば平公趙武に問うて曰く、中牟は三國の股肱にして邯鄲の肩とも髀とも云ふべき處なれば此方良令を得んと欲すれども何人を用ゐば宜しかるべきかと、趙武刑伯子を薦めし處、平公怪しみて云ふ彼は汝の仇にてはなきやと、答へて云ふ、私の讎は公門の中にて彼是云ふべきに非ずと、平公又問うて曰く、中府の令何人を用ゐば宜しかるべきかと、趙武己れの子を適任として推擧せり、故に古語にも他人を薦るに讎なりとも忌むことなく、身内を薦むるに子なりとも遠慮せずと、此の如くにして趙武の推薦せし所の者四十六人に及びしが趙武の死するや皆客坐に就き個人として弔する者なかりき、趙武が君國の爲に人を擧げ私の恩德を施さゞりしは此れを見ても知るべし、

【字解】〔髀〕外股なり、

平公問叔向曰、群臣孰賢、曰趙武、公曰、子黨於師人、武立如不勝衣、言如不出口、然所擧士也數十人、皆得其意、而公家甚賴之、及武子之生也、不利於家、死不託於孤、臣敢以爲賢也、

【講說】平公叔向に群臣の中何人が賢者なるかを問ひけるに叔向は趙武なりと答へぬ、平公云ふ汝は官長を贔屓するが如くに思はると、向云ふ趙武は立てば朝衣に適せざるが如き人品にして、言へば口より出

も其儉約に至つては下賤に近きを免れずと、

【字解】〔則〕以上亦孔子の語なり、

陽虎

陽虎去齊走趙、簡主問曰、吾聞子善樹人、虎曰、臣居魯樹一人、皆爲令尹、及虎抵罪於魯、皆搜索於虎也、臣居齊薦三人、一人得近王、一人爲縣令、一人爲候吏、及臣得罪、近王者不見臣、縣令者迎臣執縛、候吏者追臣至境上、不及而止、虎不善樹人、主俛笑曰、樹橘柚者食之則甘、嗅之則香、樹枳棘者成而刺人、故君子愼所樹、

【講說】陽虎齊を出奔して趙に至り簡子に見えたる時簡主問ふ、足下は善く人を取立てしと聞く其委細を知らまほしと、陽虎云ふ、臣魯に在りし頃取立てたる者三人あり、皆令尹となりしが臣の魯國に於て罪を得たるに及び、皆臣を探索して捕へんとせり、又臣の齊に居りし頃推擧せし者三人あり、其一人は王に接近するを得、一人は縣令となり、一人は道路にて賓客を送迎する職に就けり、然るに臣が齊にて罪を得るに及び、其王に接近する者は臣を見るを拒み、縣令となりし者は向より臣を捕縛せんとし、賓客送迎の職に就きし者は臣を追て國疆に至り追附かずして止みたり、臣の如きは人を取立つることの拙なる者なりと、簡子俯して笑て曰く、蜜柑柚子等を植ゑたる者は甘き味を嘗め芳しき香を嗅ぐことを得るも、之に反して荊棘を植ゑたる者は成木の後刺の爲に刺さるべし、故に君子は物を植うるに善く利害を審にして之を擇ぶにこそと、

趙武

中牟無令、晉平公問趙武曰、中

【講說】管仲齊の宰相となり桓公に訴ふるやう、臣は位貴くなりぬ、左れど如何んせん家貧しと、桓公の云ふ、然らば汝に三歸の家あらしめんとて采邑を賜はりけり、管仲又訴ふるやう、臣は君の惠に因て富めり、左れど如何んせん門地尙ほ卑し、桓公乃ち其格式を名門なる高氏國氏の上に置きけり、管仲又訴ふるやう、臣は君の特典に因て尊くなりぬ、左れど如何んせん外樣にして君に遠しと、桓公乃ち立てゝ仲父となせり、孔子聞て之を非難して曰く、管仲の驕奢は其君に迫れりと、

【字解】〔三歸之家〕古來多く三歸を以て臺名とす、然れども若し臺名なれば三歸之臺と云ふべく三歸の家と云ふべからず、王先愼の說に三歸は臺名古貨財を藏する所なりと云へり、成程貨財を藏する所なりせば意義稍通ずべし、左れど何に據て此說を立てたるかを知らず恐らくは窮餘の臆測ならん、翼毳に引く所の小川藤吉の說にては乘と歸と篆文同じき爲め乘を歸と誤り又其上に百の字を脫せるにて三百乘の誤なるべしと云ふ、大田錦城の論語大疏も亦三百乘の誤ならんと云ふ、二說符合す、亦奇と謂ふべし、要するに歸の意義審にするに由なきも采邑若しくは貨財の如き富をなすべき物の名なるや疑なし、

一曰、管仲父出、朱蓋青衣、置鼓而歸、庭有陳鼎、家有三歸、孔子曰、良大夫也、其侈偪上、

【講說】一說に云ふ、管仲の外出する時は朱傘を掲げ青衣の士を從へ、其家に在るや食事の節に音樂を張り、庭上には幾多の鼎を陳し、家には三歸ありき、孔子之を評して曰く、管仲は良大夫なり、左れど其侈に至ては上を陵げりと、

【字解】〔置鼓而歸〕舊說には歸を退朝となす、今大田氏の說に據り饋として解す、

孫叔敖相楚

孫叔敖相楚、棧車牝馬、糲餅菜羹、枯魚之膳、冬羔裘、夏葛衣、面有饑色、則良大夫也、其儉逼下、

【講說】孫叔敖は楚の宰相なりしが、其乘れる車は雜木細工にて牝馬を用ゐ、食物は舂の足らざる粟の餅、菜の汁、及び乾物の魚を用ゐ、冬は子羊の皮衣、夏は葛衫を用ゐ、常に飢えたる色あり、誠に良大夫なれど

以備不虞、平夷則以給朝事、今亂晉國之政、乏不虞之備、以成節儉、以潔私名、獻伯之儉也、可與又何賀、

【講說】一說に云ふ、孟獻伯上大夫に任ぜられし時叔向往て賀せり、然るに其門に乘馬ありしが穀を食はざりければ叔向問うて云ふ、君は二馬二輿を有し玉はず何故ぞと、獻伯答へて云ふ、吾れ人民を觀るに尙ほ饑ゑたる色あり、故に馬に秣はず、白頭の老人多くは徒行するが故に二輿を備へざるなりと、叔向曰く、吾れ初は君が大夫となられたるを賀する心なりしも今反て君の儉德を賀すとて其家を立去り、苗賁皇を訪問して此始末を語り出て己に賛成して獻伯の儉を賀せよと云ひたるに、苗子の云ひけるは何とて賀することあらん、元來爵祿の如きは身分を表し旗印の如きは功勞を分ち賢と不肖とを區別する爲の制度なり、左れば此晉國の法に依れば上大夫は二輿と二乘、中大夫は二輿一乘、下大夫は一乘、右は等級を明にする所以なり、其上卿大夫は必ず軍事に當ること故、車馬を調へて卒伍相應の數を備へ兵事の用意を怠らず、一旦國難ある時は非常に應ずべく、無事の日には朝參の用を辨ずべし、然るに今晉國の規定に違ひ、非常の備を缺き徒に節儉の美德を以て一個人の潔き名を成す、獻伯の儉の如きは贊成するを得ず何とて之を賀すべけんと、

【字解】〔秣〕穀なり、〔不秣馬〕此れにては通じ難し、當に不秣二馬に作るべし、〔功伐〕功を積むを伐と云ふ、〔可與〕くみす可けんやと讀むべく、可ならんやとも讀むべし、必ず上に脫語あり、

孔子議管仲

管仲相齊、曰、臣貴矣、然而臣貧、桓公曰、使子有三歸之家、曰、臣富矣、然而臣卑、桓公使立於高國之上、曰、臣尊矣、然而臣疏矣、乃立爲仲父、孔子聞而非之曰、泰侈偪上、

【傳】五

苗賁皇非獻伯

孟獻伯相魯、堂下生藿藜、門外長荊棘、食不二味、坐不重席、內無衣帛之妾、居不粟馬、出不從車、叔向聞之、以告苗賁皇、賁皇非之、曰、是出主之爵祿、以附下也、

【講說】孟獻伯魯の國の宰相たりしが質素淸廉にて自然人の出入も少く、堂の下には藜藿の類生へ出で、門外には荊棘など繁茂せり、而して其生活はと言へば食は一菜坐は一重にして、閨門の內に於ても妾は綿服を着し、家に在ては馬に粟を飼はず、外に出る時は車を從へしとなし、叔向之を聞て苗賁皇に語げし處、之を不可として云ふ、獻伯の所爲は君より賜はる爵祿の分限を外れて下賤の生活を營むものなりと、

一曰、孟獻伯拜上卿、叔向往賀、門有御馬、不食禾、向曰、子無二馬二輿何也、獻伯曰、吾觀國人尙有饑色、是以不秣馬、班白者多徒行、故不二輿、向曰、吾始賀子之拜卿、今賀子之儉也、向出語苗賁皇曰、助吾賀獻伯之儉也、苗子曰、何賀焉、夫爵祿旂章、所以異功伐別賢不肖也、故晉國之法、上大夫二輿二乘、中大夫二輿一乘、下大夫專乘、此明等級也、且夫卿必有軍事、是故修車馬、比卒乘、以備戎事、有難

如何ん、
管仲適材を適處に薦めて自ら王佐を以て居る、高步淵視、今猶ほ之を見るが如し、

【經】五

臣以卑儉爲行、則爵不足以勸賞、寵光無節、則臣下侵偪、第一大段なり、勸賞の無効と有害なるとの場合を槩言す、

【講說】臣の卑遜儉素の行を爲す者は爵祿も之を勵ますに足らず、又恩寵を與ふるに制限なき時は臣下必ず上を侵し陵ぐに至る、

說在苗賁皇非獻伯、孔子議晏嬰、故仲尼論管仲與孫叔敖、而出入之容變、陽虎之言見其臣也、而簡主之應人臣也、失主術、朋黨相和、臣下得欲、則人主孤、群臣公擧、下不相和、則人主明、陽虎將爲趙武之賢、解狐之公、而簡主以爲枳棘、非所以敎國也、第二大段なり、事實を擧ぐ、

【講說】其論據は苗賁皇が獻伯を誹り孔子が晏嬰を評したる議論に在り、故に仲尼が管仲の奢と孫叔敖の儉とを論ずるや其奢者と儉者との容態こそ變れ非難に至つては則ち一なり、陽虎が其君に人を薦擧せしことを物語せし時、簡主の之に應じたる語の如きは君主たるの術を失ひし者と謂ふべし、抑も臣下互に結托して其欲する所を逞うするときは人君上に孤立し、羣臣公道を以て人を推擧し彼等一致せざるときは人君壅蔽の患なく、陽虎も趙武の賢行と解狐の公義を爲さんとす、然るに簡主は之を枳棘に譬へて不利益なることを斷言せしは一國の人に好ましからざる事を敎ふるに當る、

【字解】〔晏嬰〕此事の傳缺けたり、〔出入之容〕出は過ぐる入は不足、奢と儉とを謂ふ、

と爲し玉ふべし、三軍已に敵と對陣に及ぶとき士卒をして死を甘んじて戰はしむるは公子成父の長所にして臣の及ばざる所なれば大司馬(大將軍)と爲し玉ふべし、人君の面を犯して極諫するは東郭牙の長所にして臣の及ばざる所なれば諫官と爲し玉ふべし、齊を治むるは此五人にて十分なり、若し齊國をして天下に霸王たらしめんと欲せば臣此に在り、

槩論

經文の大體より觀察を下すときは人君の臣を用ゆるの道殊に明察の一點に就て論を着けたる者なれども、右は一々傳文の事實を審にして然る後之を知るを得るのみ、「利所禁」より以下數行の議論は傳文に襯する甚だ切ならざる者なり、

儲說の例大抵經文の一句若しくは二句を以て一事實の題標を掲げ、一事實毎に傳の一章を立つることなるに、今此の經文の初にある齊侯の五句は齊侯の左右に聽かざる事、魏主の譽者に聽かざる事、鉅の事、孱の事等の四箇條を含蓄するに拘らず傳は一章を以て盡く之を解けり、嬰兒の二句も亦他篇に在ては傳文二章を成すべきに此に在ては一章に過ぎず、經文子綽の二句亦傳の一章に合す、見るべし作者の務めて陳套を避けたることを、

第一章は人君明かならざれば外人左右を利用するの患あるを言ふ、平々他奇なし、

西門豹の爲す所孟子に見えたる王良詭遇の事と其揆を一にし、豈に獨り其賢を見るに足るのみならん、昏主を覺醒するの機智亦取るべし、官界の弊、千歳の下猶ほ當日と異らず、良吏の得難き所以、君子の吏たるを欲せざる所以實に此に存す、文中「爲君治鄴」の句、「爲左右治鄴」の句、「爲寡人治之」の句、自ら三柱を成し、而も無限の感慨と心情とを含む、宜しく眼を着けて觀るべし、

狗盗刖危の子各其愧づべき所に誇る、唯其を寫せるのみにして意自ら見はる、

子綽の言甚だ深からずと雖も語句ほ取るべしとなす、

「官少而索者衆」、是れ亦古今同じく然り、管仲人の爲に官を設くべきことを獻策せざれば其智今日の大臣に劣るや大なり、

古より官吏皆騶たり、人民皆馬たり、其れ君の菽粟を

盡粟以食、雖無肥不可得也、名爲多與之、其實少、雖無臞亦不可得也、主不審其情實、坐而患之、馬猶不肥也、

【講說】韓宣子云ひけるは、吾が馬に豆と粟とを食はしむること多きに肉附き惡きは何故ならん、此方懸念に堪へずと、周布答へけるやう、馬飼が十分の飼料を宛行はゞ太らせぬやう思ひても太るべし、然るに表面多く與ふる風をなして其實少く與へなば瘠するも當然なり、人君事の實相を心得ず空しく手を束ねて如何せば宜しからんなど思案する如きことにては馬すらも心の通りに行かぬものなりと、

桓公問置吏　（經文に見えず）

桓公問置吏於管仲、管仲曰、辯察於辭、淸潔於貨、習人情、夷吾不如絃商、請立以爲大理、登降肅讓以明禮待賓、臣不如隰朋、請立以爲大行、墾草仞邑、辟地生粟、臣不如甯武、請以爲大田、三軍既成陣、使士視死如歸、臣不如公子成父、請以爲大司馬、犯顏極諫、臣不如東郭牙、請立以爲諫臣、治齊此五子足矣、將欲霸王、夷吾在此、

【講說】齊の桓公新に官吏を任命せんとて適材を管仲に問ひけるに答へて云ふ、言語の行屆きて財利に潔白なる上、善く人情に通ずるは絃商の長所にして臣の及ぶ所に非ず、此は大理（司法官）と爲し玉ふべし、擧措奧床しく禮節を明にして賓客に應接するは隰朋の長所にして臣の及ぶ所に非ず、此れは大行（交際官）と爲し玉ふべし、草萊を開墾し村落を新設し、土地を拓き穀產を增すは甯武の長所なれば大田（農官）

【講說】齊に狗盜をなす者の子あり、斷足の刑に遇ひたる者の子と戲て互に誇り合ひけるが、狗盜の子は云ふ、吾父の裘に限りて尾が附き居れりと、斷足者の子が云ふ、吾父に限つて冬も袴ありと、

【字解】〔狗盜〕狗の眞似をなして人家に入る者、〔刖危〕前に出づ、〔冬不失袴〕是れ冬は何人も着くる物なれども貧者は之を有する能はず、然るに足を切られたる者は之を掩ふが爲に上より袴を給するなり、但し兪樾は冬の字を以て終の誤とす、

子綽左右畫

子綽曰、人莫能左畫方而右畫圓也、以肉去蟻、蟻愈多、以魚驅蠅、蠅愈至、

【講說】子綽の言に、誰も左手にて方形を畫きながら右手にて圓形を畫く能はざる者なり、又肉を以て蟻を除かんとせば蟻愈よ多かるべく、魚を以て蠅を逐はんとせば蠅愈よ集るべし、

左右の言に從はゞ何事も成らざるを謂ふ、是れ一意、左右の言に因て姦臣を除くを得ず、是れ一意、

桓公憂索官

桓公謂管仲曰、官少而索者衆、寡人憂之、管仲曰、君無聽左右之請、因能而受祿、錄功而與官、則莫敢索官、君何患焉、

【講說】齊の桓公管仲に向ひ官職は限あつて少きに之を得んと欲する者は無數にして如何とも爲し難し、此方甚だ心配に堪へずと、管仲云ふ、君公左右近臣の請託を聽入るゝことなく、其人の才能に因て祿を授け、其功績を書き留め、大小に從て官を與へなば僥倖の途絕ゆべきが故に、進んで獵官を事とする者なからん、君公憂ひ玉ふに及ばずと、

宣主患臞馬

韓宣子曰、吾馬菽粟多矣、甚臞、何也、寡人患之、周市對曰、使騶

文侯迎而拜之、豹對曰、往年臣爲君治鄴、而君奪臣璽、今臣爲左右治鄴、而君拜臣、臣不能治矣、遂納璽而去、文侯不受曰、寡人曩不知子、今知矣、願子勉爲寡人治之、遂不受、

【講說】魏の西門豹鄴の令となり、廉潔實直にして一點の私利を謀らず、此の如き人なれば己の職分を務むるのみにて王の左右に對して何等の會釋をなさずして甚だ之を疎略になせしかば左右の者連合して之を讒し折あらば思ひ知らさんと待構へたり、扨西門豹赴任より滿一箇年に及びし時、報告書を上りたる處、政績不良の廉を以て魏君は直ちに免職を命じけり、西門豹押て嘆願すらく、是れ迄臣は鄴の治方を知らざりしが今思當りたれば何卒復び鄴の令に任じ玉へ、若し其れにても尙ほ政績擧らざらば如何なる刑罰を被るも恨む所なしと、文公も氣の毒に思はれければ再び辭令を與へしが、此回は西門豹手嚴く百姓より稅を取立て、何事を措ても王の左右の機嫌を取り、一周年の時報告書を差出せしに、文侯は彼が入京の時親ら出迎て之を拜し敬禮を極めたり、西門豹乃ち言上すらく、往年臣は君公の爲に鄴を治めたれば、君公臣の職を免じ玉ひぬ、今度臣が左右の爲に鄴を治めたれば君公反て臣を拜するまでに嘉賞し玉ふ、斯かる次第にては臣迚も鄴を治め難しと辭職の由を述べて立去らんとせしに、文侯は之を聞き屆けずして云はるゝやう、此方前には汝を知らざりしが今や了解せり、何卒骨を折て此方の爲に鄴を治めくれと遂に辭職を許さゞりき、

【字解】〔惡之〕讒訴するなり、〔璽〕印なり、凡そ任官の時は之を與へて證となす、辭令書に比すべし、而して在任中又之を以て其職權の證となし、辭免の時君主に奉還す、

嬰兒之誇裘跀危子榮衣

齊有狗盜之子、與刖危子戲而相誇、盜子曰、吾父之裘獨有尾、危子曰、吾父獨冬不失袴、

らしむ、(賞する所を毀るに當る)此れ亂の本源なり、

齊侯不聽左右、魏主不聽譽者、而明察照群臣、則鉅不費金錢、孱不用玉璧、西門豹請復治鄴、足以知之、猶盜嬰兒之矜裘、與跀危子榮衣、子綽左右畫、去蟻驅蠅、安得無桓公之憂索官、與宣王之患臞馬也、『第二大段なり、事實を敍す、』

解は傳に詳なれば贅せず、

【傳】四

鉅不費金錢、孱不用玉帛

鉅者齊之居士、孱者魏之居士、齊魏之君不明、不能親照境内、而聽左右之言、故二子費金璧而求入仕也、

【講説】鉅と云者は齊國の居士、孱と云ふ者は魏の居士なりき、二國の君智慮明ならず自身に國内の事を洞察することは出來ず左右近臣の言を一々採用せしかば二人の居士は金銀珠玉を左右近臣の者に賂ふて獵官運動をなせり、

西門豹

西門豹爲鄴令、清剋潔慤、秋毫之端無私利也、而甚簡左右、左右因相與比周而惡之、居期年上計、君收其璽、豹自請曰、臣昔者不知所以治鄴、今臣得矣、願請璽復以治鄴、不當、請伏斧鑕之罪、文公不忍而復與之、豹因重斂百姓、急事左右、期年上計、

れば儒者は此れを義に害ありとして爲さゞるなりと、宣王又問ふ、儒者は瑟を鼓するかと、匡倩答ふ、否、其故は瑟を鼓するに小絃を以て大聲を出し、大絃を以て小聲を出す、是れ大小の順序を違へ貴賤の位地を逆にする道理なれば儒者此れを義に害ありとして爲さゞるなりと、宣王云ふ尤千萬なりと、

孔子の語に人民をして下の卿大夫に諂はしむるよりは寧ろ上に諂はしむるに若かずと、

【字解】〔博〕双六なり、〔梟〕采名、〔諂下諂上〕諂は固り美德に非ざるも其對象の如何に因て利害の異なるあり、即ち人民卿大夫に諂ふときは人臣の權を增す患あり、君に諂ふが如きは求むる所あることを免れざれども尙ほ幾分か尊敬の形式を存するを以てなり、

槩論

經文擧ぐ所の事實僅に二條にして傳文には此外更に五條あり、乃ち知る此經は半以上缺文あることを、文王文公士を貴ぶと雖も豈に此の如く沒常識ならんや、韓非乃ち此事實を捉て以て君臣の理を失へる一證とす、彼れ事として其主義に附會せざるなし、顏涿聚の答ふる所、事の有無は必ず論ぜす、分別し得て甚だ明白、結一語亦頗る雋、孔子の黍桃に於ける諷意ありとすれば格別、左もなくば匡倩と同じく迂儒の論のみ、但し家語には此種の逸話を收むる少からず、齊東野語に非ざるなきを得んや、冠履の論今や已に陳套に屬す、費仲の紂に說く一段、尤も理致に乏し、

【經】四

利所禁、禁所利、雖神不行、譽所罪、毀所賞、雖堯不治、夫爲門而不使入、委利而不使進、亂之所以產也、　第一大段なり、先づ論旨を揭ぐ、

【講說】凡そ事の禁ずべき者をば許して利なりとし、利として許すべき者をば禁じて之を塞ぎなば神力と雖も無効に歸すべく、罪すべき所の者を譽め、賞すべき所の者を毀るときは堯の聖なりとも治むる能ふまじ、元來臣下の入るべき門（忠義を指す）を設けながら之を入らしめず（利する所を禁ずるに當る）臣下の欲すべき利（賞を指す）を委ねながら進むことなか

に向ふことゆゑ後々に天下の患をなす者は必ず此人なるべし、夫れ賢才を抱て之を其君の爲に働かせざる者は是れ人臣にして人臣の分を守らざる人なるを以て之を誅せざるべからず、且つ君を以て臣を誅するに何んの間違かあらんと、紂云ふ、夫れ仁義は上より下を勸め勵す者なるに今昌が仁義を好むを罪として之を誅するは宜しからずと費仲三度も紂王に說きたれども紂王用ゐざりしかば結局周の爲に亡ぼさるゝに至れり、

【字解】〔西伯〕諸侯の旗頭なり、〔非可必誅〕非は不に同じ、
此節經文に見えず、前例を案ずるに節首當に一曰の二字あるべし、故に今之を加へたり、

齊宣王 （經文に見えず）

齊宣王問匡倩曰、儒者博乎、曰不也、王曰、何也、匡倩對曰、博貴梟、勝者必殺梟、殺梟者、是殺所貴也、儒者以爲害義、故不博也、又問曰、儒者弋乎、曰不也、弋者從下害於上者也、是從下傷君也、儒者以爲害義、故不弋、又問、儒者鼓瑟乎、曰不也、夫瑟以小絃爲大聲、以大絃爲小聲、是大小易序、貴賤易位、儒者以爲害義、故不鼓也、宣王曰善、仲尼曰、與其使民諂下也、寧使民諂上、

【講說】齊の宣王匡倩に問ふ、儒者は双六の遊をなすかと答へて曰く否、王其理由を問ひしかば之を說明して曰く、双六の采の中にて梟を貴しとす、然るに勝つ者は、必づ此梟を殺すことゝなるが梟を殺すは取も直さず其貴ぶ所の者を殺すなり、儒者は此れを義に害ありとするが故に双六を爲さゞるなりと、宣王又問ふ儒者は絲矢を以て鳥を捕ふかと、匡倩答ふ、否絲矢は卑き處より空中若しくは樹上の高き處にある鳥を射ることにして、臣下が君上を傷つくるに當る、左

簡主謂左右

簡主謂左右、車席泰美、夫冠雖賤、頭必戴之、履雖貴、足必履之、今車席甚美、吾將何屩以履之、夫美下而耗上、妨義之本也、

【講說】簡主左右の者に謂ふ、車中の敷物美麗に過ぐ、夫れ冠は何程粗末なりとも頭に載することに定り、履は何程傑構なりとも足にはくことに定まるなり、今車の敷物此の如く美麗なる以上、余は如何なる履を以て此上を履むべき、夫れ下を美になす時は自然上を損するに至る、此の如きは義を害するの根本也、

【字解】【耗】減ずるなり、

費仲說紂　（經文に見えず）

一曰、費仲說紂曰、西伯昌賢、百姓悅之、諸侯附焉、不可不誅、不誅必爲殷患、紂曰、子言義主、何可誅、費仲曰、冠雖穿弊、必戴於頭、履雖五采、必踐之於地、今西伯昌人臣也、修義而人向之、卒爲天下患、其必昌乎、夫人不以其賢爲其主、非可不誅也、且主而誅臣焉有過、紂曰、夫仁義者上所以勸下也、今昌好仁義、誅之不可、三說不用、故亡、

【講說】一說に云ふ、費仲殷の紂王に說て曰く、西伯昌（文王）は賢にして百姓に好まれ諸侯も之に歸服なすこと故誅せねばならず、若し誅せざるときは必ず殷の禍をなすべしと、紂の云ふ、汝の言の如くならば西伯は義主なり、何とて誅せんやと、費仲押て諫めけるやう、冠は如何に破損すればとて頭に載する物に定り、履は五色を飾つて立派に爲すとも地を踐む物に定まれり、今西伯昌は人民なるに義を務めて人心之

何に在らずして相談相手となす所の人物如何に在るなり、

【字解】〔優侏儒〕優は幇間の如き者、侏儒は俗樂を演ずる者、

孔子御坐　（經文に見えず）

孔子御坐於魯哀公、哀公賜之桃與黍、哀公請用、仲尼先飯黍而後啗桃、左右皆揜口而笑、哀公曰、黍者非飯之也、以雪桃也、仲尼對曰、丘知之矣、夫黍者五穀之長也、祭先王爲上盛、果蓏有六、而桃爲下、祭先王不得入、丘聞之也、君子以賤雪貴、不聞以貴雪賤、今以五穀之長雪果蓏之下、是從上雪下也、丘以爲妨義、故不敢先於宗廟之盛也、

【講説】孔子魯の哀公に侍せし時、哀公孔子に黍と桃とを賜ひ、食せよと仰あり、孔子は先づ黍を食ひ其後に桃を食はれしかば左右の者孔子が前後を誤りしを見て袖にて口を掩ひ窃に之を笑ひけり、哀公も餘りと思ひ注意を與へらるゝやう、黍は食するにてはなし桃を拭ふ爲めなるにと、孔子答らるゝやう、其儀は臣も辨へ居れり、唯黍は五穀の首位に居り先王を祭るとき第一の供物とす、又菓類には六種あり其中桃を下等とし、先王の祭典には桃は其中へ入れぬことなり、臣の承はるに、君子は賤しき物を以て貴き物を拭へども貴き物を以て賤しき物を拭はずと、然るに今五穀の首たる黍を以て果の下等なる桃を拭ふが如きは上の物を以て下の物を拭ふ道理なり、臣は義に於て差支ありと思ふが故に宗廟の御供物なる黍より先に食ふことを敢てせしなりと、

【字解】〔御坐〕侍坐を謂ふ、〔請用〕俗に云ふすゝむるなり、〔啗〕食ふなり、〔五穀〕一に稻粱麥黍稷とし、一に黍稷麥麻菽とす、〔果蓏〕一に曰く木實果となし、草實を蓏となす、一に曰く核あるを果となし、核なきを蓏とす、

季孫好士

季孫好士、終身莊、居處衣服、常如朝廷、而季孫適懈有過失、而不能長爲也、故客以爲厭易己、相與怨之、遂殺季孫、故君子去泰去甚、

【講說】魯の大夫季孫氏客を好みしが終身堅苦しく、其居處と云ひ衣服と云ひ儼然として朝廷に在るが如し、然るに季孫と雖も時として懈怠を生じ、長續きせずして禮容を失ふことあり、故に客は之を見て己を嫌ひ侮つて殊更此の如き行儀を爲すことゝ思ひ、共々に之を怨み、遂に季孫を殺せしとかや、左れば君子は驕氣を除き極端を排するなり、

【字解】（去泰去甚）老子の語、今の傳本には去甚去奢去泰に作る、

一曰、南宮敬子問顏涿聚曰、季孫養孔子之徒、所朝服與坐者以十數、而遇賊何也、曰、昔周成王近優侏儒、以逞其意、而與君子斷事、是能成其欲於天下、今季孫養孔子之徒、所朝服而與坐者以十數、而與優侏儒斷事、是以遇賊、故曰、不在所與居、在所與謀、

【講說】一說に云ふ、南宮敬子顏涿聚に問うて曰く、季孫は孔子の門人を養ひ朝廷の上に立たしめて坐を共にする者幾十人なるを知らず、然るに何等の役をなさず反て賊害に遇ひたるは何故ぞと、其答に云ふ、昔し周の成王は俳優の如き劣等の相手を近づけて思ふ存分樂を盡せしも、其政事に至つては君子と之を取捌きたればこそ能く志を天下に得たるなれ、今季孫は孔子の門弟を養ひ朝廷の上に立たしめて同坐するとは云へ、政事は反て俳優と取捌きしが故に害に遇へり、左れば利害得失は起居を共にする所の人物如

文王伐崇、至黄鳳墟、韈繫解、因自結、太公望曰、何爲也、王曰、君與處、上皆其師、中皆其友、下盡其使也、今皆先君之臣、故無可使也、

【講説】周の文王崇國を伐ち黄鳳の遺址に至りしとき足袋の紐解けければ自ら之を結びしに太公望の云ふやう、此の如き事は臣下に命じ玉ふべきに何とて自ら手を下し玉ふやと、文王の仰に、凡そ人君が平常其左右に相從へる者に對する一樣ならず、上君の左右に在る者は皆其師事する所、中君の左右に在る者は皆其友視する所、下君の左右に在る者は皆其奴使する所なり、然るに今我が左右に在る者は皆先君以來の臣下にして即ち上君の居處を同うし玉ひたる師事すべき人のみなれば足袋の紐などを結ばしむべき人あらず、故に自ら手を下せしなり、

【字解】〔上中下〕文勢より言へば與に處の人に係るに似たるも、文理より言へば君に繫けざるを得ず、且つ群書治要に明文あれば今之に從ふ、

一曰、晉文公與楚戰、至黄鳳之陵、履繫解、因自結之、左右曰、不可以使人乎、公曰、吾聞上君所與居、皆其所畏也、中君之所與居、皆其所愛也、下君之所與居、皆其所侮也、寡人雖不肖、先君之人皆在、是以難之也、

【講説】講解を要せざるが故に譯文に止む、
晉の文公楚と戰ひ、黄鳳の陵に至る、履繫解く、因て自ら之を結ぶ、左右曰く、以て人を使ふべからざるか、公曰く吾れ聞く上君の與に居る所皆其畏るゝ所なり、中君の與に居る所、皆其愛する所なり、下君の與に居る所、皆其侮る所なり、寡人不肖と雖も、先君の人皆在り、是を以て之を難るなり、

ふ、夔は人間なり、人間なる以上何とて一足の道理あらん、但し彼は別に此れぞと云ふべき才能なく、只音聲のみに通達せしかば堯の申されしに夔は一つにて十分なりと、因て樂官の長に任せり、故に君子は夔に一あつて足ると言へるにて一足の謂に非ずと、

槩論

經文の主意は三條に分る、曰く、「恃勢而不恃信」、曰く「恃術而不恃信」、曰く「信賞必罰」是なり、第一第二の事實は共に適切なれども第三の事實に至つては直ちに信賞必罰の字に貼するを得ず、但し陽虎の事は「雖有駁行、必有所利」に當り、「哀公問一足」は盡能に當る、

東郭牙の管仲を議する當時に在て は杞憂の 言なり、戰國の末に在ては對症の論たり、

渾軒の説は韓非の主義と符合する者、固り 一理 なきに非ずと雖も獨り術に因て人を御す、是れ 人に苦樂の念あるのみを知て死より苦なる者あり生より樂しき者あるを知らざるは僻なり、

簡主の陽虎を相とせしは其本意極めて奇又極めて危し、以て訓となすべからず、

哀公の夔一足、後説稍常理あり取るべし、

【經】三

失臣主之理、則文王自履而矜、不易朝燕之處、則季孫終身莊而遇賊、

【講説】君臣の分同じからず之を取違へるときは周の文王が自ら履に手を下して賢者を敬すると爲すが如き事あり、朝廷と私室とは自ら表向と内輪との別あるに之を一樣にするときは季孫が一生堅苦くなして反て賊害に遇へるが如き事あり、

【字解】〔自履〕 是は傳に見ゆるが如く文王が自ら履の紐を結びたる事なり、王先愼は自履にては文理を爲さゞるが故に履の上に繫の字あるべしと曰ふ、繫の字あれば固り明白なり、然れども古文には此の如き簡脱の處多し、文理を成さずと曰はゞ何れも文理を成さゞる者のみ、〔矜〕 諸注ほこると訓すれども通ぜず敬の意とすべし、

【傳】三 文王自履

も其政柄を奪ふ者なるに何とて之を宰相となし玉ふやと、簡主云ふ、陽虎は力を盡して政柄を盜まんとするほど我は決して取られまじと一生懸命に之を守るべきがゆゑ反て心に油斷を生ぜざる利益ありと、簡主遂に術を以て陽虎を御せしかば陽虎も惡事を企てざるのみか善道を以て簡主に事へ其勢力を盛にし殆ど覇業をなす迄に至らしめぬ、

哀公問一足

魯哀公問於孔子曰、吾聞古者有夔一足、其果信有一足乎、孔子對曰、不也、夔非一足也、夔者忿戾惡心、人多不說喜也、雖然其所以免於人害者、以其信也、人皆曰、獨此一足矣、夔非一足、一而足也、哀公曰、審而是固足矣、

【講說】魯の哀公孔子に問ひけらく、吾が聞きし所に據れば昔し夔が一足なりしとの說ありとの事なるが果して彼の夔と云へる人は一本足なりしかと、孔子答ふ左には非ず、夔は一脚の人にてはなし、其人となりは拗くれて怒り易く心術善からざりしが故に誰も之を好まざりき、然れども斯ゝる人物にも拘らず他人の害を免れたる所は其信の德ありしが爲めにして人は皆此一信のみにて足れりと云へり、即ち夔は一足に非ず一にして足るとの意味に外ならずと、哀公云ふ成る程右の事情が分れば一にして足ると、

【字解】〔有夔一足〕夔は堯の臣にして音樂を掌りし者、

一曰、哀公問孔子曰、吾聞夔一足、信乎、曰、夔人也、何故一足、彼其無他異而獨通於聲、堯曰、夔一而足矣、使爲樂正、故君子曰、夔有一足、非一足也、

【講說】一說に云ふ、哀公孔子に問ひて云ふ、吾れ聞く夔は一脚の人なりきと信に左ありしにやと、孔子答

恃吾不可欺也、

【講說】晉の文公國を出奔して諸國を流浪せし時、箕鄭は公の食器を手にして隨行せし處道に踏迷ひ文公とはぐれ、饑ゑて途中に泣きけるが、最後には疲れて路上に倒れ臥すまでに至りたれども尙ほ文公の食には手を觸れざりき、已にして文公は滯なく本國の晉へ歸り原と云ふ地を伐て之を取り、其地を治むべき人物を擇ぶの一段となり、文公の說に箕鄭は己が飢餓の苦にも耐へて我が食物を飽まで保管せしほどの者なれば、萬に一も原に據て吾れに叛くが如き事なかるべしとて箕鄭を原の令となせり、大夫の渾軒此事を聞き之を咎めて云けるやう、文公が、箕鄭の辨當を保管し、自身饑に迫りても心を動かさざりし點を見て其原を盾に謀叛を爲すまじきことを推定したるは如何にも無術ならずや、故に明君は人が我に叛かざることを恃とせずして吾れに人より叛く能はざる勢あるを恃む、又人が我を欺かざるを恃とせずして吾れに人より欺かれざる智あるを恃むと、

【字解】〔壺餐〕壺に入れたる飯即ち我が辨當に類する者、〔寢臥〕津田鳳卿の說に據る、

簡主相陽虎

陽虎議曰、主賢明則悉心以事之、不肖則飾姦而試之、逐於魯、疑於齊、走而之趙、趙簡主迎而相之、左右曰、虎善竊人國政、何故相也、簡主曰、陽虎務取之、我務守之、遂執術而御之、陽虎不敢爲非、以善事簡主、興主之彊、幾至於霸、

【講說】陽虎一己の意を洩して曰く、人君賢明なるときは心を盡して之に事ふべく、若し不肖なるときは姦計を設けて之を試みるのみと、此の如き人物なりし故魯よりは放逐せられ、齊にては疑はれ、出奔して趙に赴きし處、趙簡主は呼び取て之を宰相となしぬ、左右の臣怪んで問ふ、陽虎は兎角何れの國に如きて

管仲之能、乘公之勢以治齊國、得無危乎、公曰善、乃令隰朋治內、管仲治外、以相參、

【講說】齊の桓公は管仲を尊んで仲父の位に立てんとせしが先づ衆人の意向を知らんとて群臣に令して云ひけるは、此方將に管仲を立てゝ仲父と爲さんとす贊成者は門を入て左に廻れ不贊成者門を入て右に廻れと、然るに東郭牙は門の中央に立て左右何れとも定めざりしかば桓公怪んで其故を尋ねしに、東郭牙桓公に反問すらく、君は管仲の智を以て能く天下の大計を畫する者となすかと、桓公云ふ、此は管仲必ず能くすべしと、東郭牙又問ふ、管仲の斷は踐切て大事を行ふに足るかと、桓公答ふ、彼れ必ず蹈切らんと、是に於て東郭牙語を更めて曰く、若し其智は天下を謀るに足り、其斷は大事を行ふに足る處より君之に國家の政柄を一任せらるゝ時は管仲が其才能を以て公の勢に乘じ齊國を治むることゝなり、權力の過大なる危險に之れ無きやと、桓公之を聞て尤とし、隰朋をして內政に當らしめ管仲をして外政に當らしめ、互に目附の効力あるやうになしぬ、

【字解】〔仲父〕父は尊稱、此稱を附するは父事するの意を示すなり、管子の房注に尊老有德の稱なりとあり、

渾軒非文公

晉文公出亡、箕鄭挈壺餐而從、迷而失道、與公相失、饑而道泣、寢餓而不敢食、及文公反國、擧兵攻原而拔之、文公曰、夫忍饑餒之患、而必全壺餐、是將不以原叛、乃擧以爲原令、大夫渾軒聞而非之曰、以不動壺餐之故、知其不以原叛也、不亦無術乎、故明主者不恃其不我叛也、恃吾不可叛也、不恃其不我欺也、

臣不誣能」の注脚として頗る親切なる者なり、世若し此の如き君子あらば何ぞ官吏の不能を病まん、賢を排して其地位を奪はんとする學士輩は一力士にも及ばざるなり、之を觀て愧死すべきのみ、

【經】 二

恃勢而不恃言、故東郭牙議管仲、恃術而不恃信、故渾軒非文公、故有術之士、信賞以盡能、必罰以禁邪、雖有駁行、必有所利、簡主之相陽虎、哀公問一足、

【講說】恃むべきは我が勢にして彼の信に非ず、故に東郭牙は管仲を議せり、恃むべきは我術にして彼の信に非ず、故に渾軒は文公を非とせり、故に有術の士は賞を間違なくして才能を働かしめ、罰を確實にして邪惡を禁止す、左れば不正の行ある者と雖も亦我が利となる事あるや疑なし、簡主が陽虎を相とし、哀公が一足を問ひたるは即ち此れに當る、

【字解】〔簡主之〕之の字或は衍、然らざれば哀公の下にも亦之の字あつて此句の下脫文あるならん、

【傳】 二　東郭牙議管仲

齊桓公將立管仲爲仲父、令群臣曰、寡人將立管仲爲仲父、善者入門而左、不善者入門而右、東郭牙中門而立、公曰、寡人立管仲爲仲父、令曰、善者左、不善者右、今子何爲中門而立、牙曰、以管仲之智、爲能謀天下乎、公曰能、以斷爲能行大事乎、公曰敢、牙曰、君知能謀天下、斷敢行大事、君因專屬之以國柄焉、以

主に見え其言を申立てゝ、徐子に地位を譲らんとせり、襄主云ふ、汝の地位は人の望む所なるに何故汝は徐子を薦めて己に代らしむるやと、答へて云ふ、臣は力量を以て御奉公を致す者なり、然るに徐子の如く臣より勝れたる者あるに尙ほ之に譲らざれば世の中の者臣が己に愈りたる者を隱したりとて咎め申すべしと、

【字解】〔愨〕誠實にして飾なきなり、〔中牟〕地名、

一曰、少室周爲襄主驂乘、至晉陽、有力士牛子耕、與角力而不勝、周言於主曰、主之所以使臣驂乘者、以臣多力也、今有多力於臣者、願進之、

【講說】講解を要せず、只譯文に止む、

一に曰く、少室周襄主の驂乘となり晉陽に至る、力士牛子耕あり、與に力を角して勝たず、周、主に言て曰く、主の臣をして驂乘せしむる所以は臣の多力を以てなり、今臣より多力なる者あり、願はくは之を進めん、

【字解】〔驂乘〕車の右方に陪乘するを謂ふ、

槩論

經文凡そ四件なり、其一誅罪に當る、其二賞功に當る、其三賞功に當らず、其四上善く適材を取り、下善く己の分を知る、上篇に比すれば結構自ら別なり、

孔子の衞に相たりし事、史傳に違へり、蓋し當時の口碑此の如くなりしならん、子皐の仁心、刖者の報恩共に是れ美談、劉辰翁は此章を評して藹然人心を薰す、非を殘酷と謂ふ誰か之を信ぜんと曰へり、然れども韓非は誅其罪に當る人上を怨みずと云へる主意を說明するが爲に此事實を借用せしに過ぎず、要するに其本意は刑罰の正當なるべきを主張するに在り、仁不仁の如きは固り問はざる所なり、辰翁の如きは儒者の見のみ、

翟璜の故事は波瀾なく含蓄なく尤も餘味に乏し、昭卯の缺望に至つても常人と其不平を同うし唯其陋を覺ゆるのみ、伯夷の喩は甚だ卑庸に失す、

少室周の徐子を薦めし一章は是れ經文の「上不過任

【講說】秦韓二國連合して魏を攻めし時昭卯西行して秦に至り和解を試み、韓も亦秦と共に戰を止めたり、其後齊楚二國又同盟して魏を攻めし時も昭卯東行して齊に說き、二國をして兵を罷しめたり、魏の襄王其功を嘉し、之を五乘の邑に封ぜり、卯の曰く、昔し伯夷は將軍の禮を以て首陽山の下に葬られたるが、天下の者は皆言へり、伯夷の賢と其仁者の名あるを以て僅に將軍の禮を用ゐて之を葬りしは是れ葬ると云ふ名のみにて葬らざるも同然なりと、今臣は四國の兵を退けたるに王は僅に五乘の邑を賜へり、此れ商人が大利を贏けながら麻の履物を用ゆるに同じと、

【字解】〔以五乘將軍〕顧廣圻は五乘を以てし將軍とすと讀む、王先愼は將軍を之奏の二字の誤りたる者とす、今王說に從ふ、〔贏勝〕贏は利なり、勝は增なり、一說に勝は縢の誤、贏縢は脚半なり、履蹻と共に賤者の服を謂ふ、

孔子曰、善爲吏者樹德、不能爲吏者樹怨、槩者平量者也、吏者平法者也、治國者不可失平也、

此一節は前章孔子相衞の章末にあるべきもの錯て此に在り、之に就ては諸家の說皆符合す、

【講說】善き司法の役人は德を立て置くに反して、不善なる司法の役人は怨を作り置く、斗擑は升を平にする者、吏は法を平にする者、國を治るには平均を失はざるを要とす、

少室周

少室周者、古之貞廉潔慤者也、爲趙襄主力士、與中牟徐子角力不若也、入言之襄主以自代也、襄主曰、子之處、人之所欲也、何爲言徐子以自代、曰、臣以力事君者也今徐子力多臣、臣不以自代、恐他人言之而爲罪也、

【講說】少室周は古代に於て正實潔白の人なりしが趙襄主の力士として護衞の職を勤め居けり、或る時中牟の徐子と力を角べし處之に及ばざりしかば、趙襄

路、而避之、則徒翟璜也、方問曰、子奚乘是車也、曰君謀欲伐中山、臣薦翟角、而謀得、果伐之、臣薦樂羊、而中山拔、得中山、憂欲治之、臣薦李克、而中山治、是以君賜此車、方曰、寵之稱功尚薄、

【講說】田子方齊より魏に赴きし時、向より翟璜が立派なる車に乘じ騎馬の者を多く從へて來れるを望み、行列の盛なるより文侯が外出せられたる者と思ひ吾が車を橫路へ外せしが近づく儘に之を觀れば何ぞ知らん、翟璜にてありしかば挨拶して問ひけるやう、足下は何として斯かる尊き車に乘るやと、翟璜答へけるやう、吾君文侯中山を伐たんとして其謀を求められし時、余は翟角を推擧して彼に策を建てしめたる處善く其圖に中れり、乃ち愈よ之を伐たんとするに臨み、余は樂羊を推擧し其力に因て中山を拔取れり、中山吾國に歸せし後之を治むるに就て其人を得難き心配ありし時、余は李克を推擧し、彼れ善く中山を治めたり、此の如き功ある故吾君は賞として此車を賜ひしなりと、田子方云ふやう、左ばかりの功勞に比ぶれば恩賞尚ほ不足なりと、

【字解】〔軒〕大夫の車なり、〔徒〕俗に云ふ「ただの」又は「ほんの」なり、

昭卯五乘

秦韓攻魏、昭卯西說、而秦韓罷、齊荊攻魏、卯東說、而齊荊罷、魏襄王養之以五乘將軍、卯曰、伯夷以將軍葬於首陽山之下、而天下曰、夫以伯夷之賢與其稱仁、而以將軍葬、是手足不掩也、今臣罷四國之兵、而王乃與臣五乘、此其稱功、猶嬴勝而履蹻、

欲臣之免也甚、而臣知之、及獄決罪定、公憱然不悅、形於顏色、臣見又知之、非私臣而然也、夫天性仁心固然也、此臣之所以悅而德公也、

【講說】孔子衞の宰相にて在りし頃、門人の子皐は獄吏を勸め、或る時其職權を以て罪人の足を切り、此足を切られたる男門番とせられぬ（當時門番の如きは往々刑餘の人を用ゐたり）此頃衞君に向ひ孔子の事を讒言する者あつて、仲尼謀反の企ありと言ひしかば、衞君之を實と思ひ孔子を捕へんとせり、孔子は師弟諸共衞國を逃れ出でけるが、子皐も其跡を追うて郭門を出づる時、彼の足を切られたる男、子皐を誘ひ門下の室中に匿まひ、追手來りたれども見出すこと能はずして立去りぬ、夜已に深けし時子皐門番に尋ぬるやう、余は主君の法令を枉ぐることを得ざりし故吾手にて汝を刑に處して足をば切斷せり、今余斯る場合に陷りたれば汝より言はゞ復讎を爲すべき機會なり、然るに何故反て吾れを逃せしや、汝より此樣に扱はるべき覺なきにと、跀危答へけるやう、吾が足を切られたるは吾が犯せし罪に對する至當の刑なれば固り是非なき次第なり、然るに君が拙者を糺問し玉ふに臨み幾度も法令を繰返し、又拙者に向ひ表より裏より注意を與へ玉ひて何とか救ふ道なきやと案じ累ひ玉ひし樣子は拙者も之を知れり、判決已に終り刑名定まりし時、君が打沈みて不愉快に感じ玉へるは其顏色を見て之を知りぬ、是れ拙者に對る私情に因て此の如くなりしには非ず、君の天性仁愛に深きが故に自然此に至りしのみ、拙者が刑を受けながら滿足して反て君を有難く心得るは之が爲なりと、

【字解】〔獄吏〕牢獄を司る者に非ず、司法官を謂ふ、〔跀〕刖に同じ、〔尼〕孔子の字仲尼の略なり、〔傾倒〕此條を觀、彼條を觀て反覆調査すること、〔先後〕後になり先になる、此方より語をかけ又先方の語に付き云々するなり、〔憱然〕顏をしはめるなり、

翟璜乘軒

田子方從齊之魏、望翟璜乘軒騎駕出、方以爲文侯也、移車異

皐、以功受賞、臣不徳君、翟璜操右契而乘軒、襄王不知、故昭卯五乘而履蹻、上不過任、臣不誣能、即臣將爲夫少室周、

【講說】誅すべき罪あつて誅を受くるときは其人上を怨むることとなし、跀危が子皐の命を救ひしが如き是なり、其功に相當せる賞を受くるときは、其臣之が爲に君を有難しと思はず、故に翟璜は車に乘る身柄となりしも、斯くあるべき者として宛も約束履行を得たるが如き趣あり、襄王は功に相當せる賞を與ふることを知らざりしが故に昭卯は僅に五乘の俸祿を賜はり、富貴の人が草履をはけると一般なりき、上たる者人を用ゆるに其適任に違ふことなく、臣たる者官職に就て己の才能を詐らざれば、何人も少室周の如き正直の臣とならん、

【字解】〔五乘〕前篇に出づ、

【傳】一

跀危生子皐

孔子相衞、弟子子皐爲獄吏、刖人足、所刖者守門、人有惡孔子於衞君者曰、尼欲作亂、衞君欲執孔子、孔子走、弟子皆逃、子皐從出門、跀危引之而逃之門下室中、吏追不得、夜半、子皐問跀危曰、吾不能虧主之法令、而親跀子之足、是子報讐之時也、而子何故乃肯逃我、我何以得此於子、跀危曰、吾斷足也、固吾罪當之、不可奈何、然方公之欲治臣也、公傾側法令、先後臣以言、

之患也、

【講說】一說に云ふ、李悝が秦の兵と戰ひし時、左門の守兵に向つて令を下して曰く速に壁上に上るべし右門の守兵は已に上りたるぞと、又馬を馳せ右門に至り號令を下して曰く、左門の守兵は已に上りたるぞと、左門の守兵は右門の守兵已に上れりと曰ひ、右門の守兵は左門の守兵已に上れりと曰ひ互に後れてはならじと競爭して上れり、其翌年又秦と戰ひしが秦人の爲に不意打に遇ひ殆ど全軍を失へり、是れ不信の患に外ならず、

槩論

經文先づ積極消極の二柱を立て「說在」に繫げたる事實を以て積極の句に應じ、「患在」に繫げたる事實を以て消極の句に應ず、是れ亦一變なり、

晉文利害の爲に信を枉げず、是れ尤も經文の說明として適切なるもの、

箕鄭の答、文公の問外に出づ、蓋し其問を借りて信の必要を論じたるまでにて直ちに此れを以て饑を救ふの方法となすべからず、

魏文の虞人に於ける、曾子の子に於ける皆小信を說きたる者なり、

楚の厲王の皷を打ちしは周の幽王の烽を擧げたると同一の談にして下條と共に經に謂はゆる「賞罰不信則禁令不行」の證なり、

李悝の兩和に於ける固り一時の略にして古來名將此の如き手段に出でたる者亦少からず、一槩に之を非とするは酷なり、然れども已に信を以て主題となす以上亦此れを以て不信の患と爲さゞるを得ず、要するに此の經傳は韓非中尤も議論平正なるものゝ一に居れり、

韓非子卷十二

外儲說左下

此れ本書の第三十三篇なり

【經】一

以罪受誅、人不怨上、跀危生子

戍、飲酒醉、過而擊之也、民大驚、使人止曰、吾醉而與左右戲、過而擊之也、民皆罷、居數月有警、擊鼓而民不赴、乃更令明號而民信之、

【講說】楚の厲王は國內に用心すべき事ありしかば鼓を設けて百姓と之に備へけり、然るに或る時酒宴の醉興に乘じて之を打ちしかば人民は大に驚き俄に馳せ集りぬ、厲王人を以て之を止めしめて云ふ、吾れ醉て左右と戲に之を打ちたるにて異變あるに非ずと、是に於て人民は皆退散しけり、其れより數月を過ぎて事變ありしかば鼓を打て合圖を爲せしも、人民は先度に懲りて集る者なかりき、因て改めて號令を發し事體を明白にせしかば人民始めて之を信ぜしとぞ、

【字解】〔過而擊之〕過は戲の錯なり、

李悝謾兩和

李悝警其兩和曰、謹警、敵人旦暮且至擊汝、如是者再三而敵不至、兩和懈怠、不信李悝、居數月、秦人來襲之、至幾奪其軍、此不信患也、

【講說】李悝其兩和を戒しめて曰く、善く注意せよ敵兵早晩攻擊に來るべきぞと、斯く申付ること再三に至りしも一向敵兵來らざりしかば兩和は心弛みて守を怠れり、斯くて數月の後秦の兵に襲はれ殆んど全軍を失ひしが是れ不信の患なり、

【字解】〔兩和〕和は陣門、旌を建て、之を表す、

一曰、李悝與秦人戰、謂左和曰、速上、右和已上矣、又馳而至右和曰、左和已上矣、左右和上矣、於是皆爭上、其明年與秦人戰、秦人襲之、至幾奪其軍、此不信

以風疾之故而失信、吾不爲也、遂自驅車往、犯風而罷虞人、

【講說】魏の文侯明日遊獵をなすべき由を虞人に申渡せしが、當日に至り生憎烈風吹き荒れければ、左右の者之を止めたるも文侯聽入ずして曰く烈風の爲に約束を違へるが如き事は、此方に限り決して爲すまじと、遂に烈風をも厭はず自ら車を走らせて獵場に赴き、其處に參集せる虞人を退散せしめたり、

【字解】〔虞人〕山澤を掌る役人、即ち御獵場掛なり、

曾子殺彘

曾子之妻之市、其子隨之而泣、其母曰、女還、顧反爲女殺彘、適市來、曾子欲捕彘殺之、妻止之曰、特與嬰兒戲耳、曾子曰、嬰兒非與戲也、嬰兒非所知也、待父母而學者也、聽父母之敎、今子欺之、是敎子欺也、母欺子、子而不信其母、非所以成敎也、遂烹彘也、

【講說】曾子の妻が市に赴きし時其子跡に附きて泣きぬ、母之をすかして云ふ、汝家に歸つて待ち居るべし吾れ市より戾りなば汝に豕を食はすべしと、妻市より歸りければ曾子直ちに豕を捕へて之を殺さんとせり、妻之を止めて云ふ、戲に小兒に申したる事なればと、曾子云ふ小兒に戲るは宜しからず、小兒は知識無ければ只父母を眞似るのみ、今此子が御身の言を誠と思ひ言ふ通りに待居たるを約束の豕を食はさゞるときは是れ子に欺くことを敎ゆるなり、母が子を欺かば其結果として子も母を信ぜざるに至るは必然なれば、敎育の法に違へりとて遂に豕を煮て其子に食はせしとなん、

厲王擊警鼓

楚厲王有警、爲鼓以與百姓爲

信、公曰、安信、曰、信名、信事、信義、信名、則群臣守職、善惡不踰、百事不怠、信事則不失天時、百姓不踰、信義則近親勸勉而遠者歸之矣、

【講説】文公其大夫の箕鄭に問ひけるは饑饉を救ふには如何すべきと、答へて云ふ、信を用ひ玉ふべしと、文公問ふ、如何に信を用ゆべきや、答へて云ふ、名分に信なるときは群臣各其職分を守り、善惡相犯すことなく、事に信なれば農政其他天時に合ひ、百姓怠ることなし、義に信なれば近く親しき者は勤めて職を勵み、遠くして疎き者は德を慕うて來歸すべし、此の如くなるときは饑饉ありと雖も恐るゝに足らず、

【字解】〔曰信名〕　此下信事信義の四字を脱するとなすは兪氏の説なり、從ふべし、〔百姓不踰〕　踰は偸に通ず、一時の便を謀つて怠るなり、

呉起須故人而食

呉起出遇故人而止之食、故人曰、諾、期返而食、呉子曰、待公而食、故人至暮不來、起不食待之、明蚤令人求故人、故人來、方與之食、

【講説】呉起外出して故人に遇ひ、之を吾家に止めて食事を共にせんと云ひけるに、其人承諾して云ひけるは、一應歸宅して後罷り出て饗應に與らんと、呉起も亦云ひけるやう、然らば足下の來らるゝ迄食事を控へて待申さんと、然るに其人夕刻に至るも來らず、呉起は食事を爲さで待けるが其翌朝人を出して故人を尋ねしめ、故人來るに及び始めて食事をなせり、

文侯會虞人而獵

魏文侯與虞人期獵、明日會天疾風、左右止、文侯不聽、曰、不可、

晉文公攻原、裹十日糧、遂與大夫期十日、至原十日而原不下、擊金而退、罷兵而去、士有從原中出者、曰、原三日即下矣、群臣左右諫曰、夫原之食竭力盡矣、君姑待之、公曰、吾與士期十日、不去、是亡吾信也、得原失信、吾不爲也、遂罷兵而去、原人聞曰、有君如彼其信也、可無歸乎、乃降公、衞人聞曰、有君如彼其信也、可無從乎、乃降公、孔子聞而記之曰、攻原得衞者信也、

【講説】晉の文公原の攻擊に向ひし時十日分の糧食を用意し、大夫と十日間の期限を定めて出發せり、然るに原を攻むるに及び十日間を過れども下らざりしかば、退軍の合圖なる鐘を鳴らし兵を收めて去らんとするに臨み、會ま城中より出で來れる一人の士あり、三日を過ぎなば原も籠城叶はずして降るべしと言へり、群臣左右の者諫めて云ふ、彼の原は食も竭き力も盡きたるほどに君姑く退軍を見合せ玉へと、文公云ふ、吾れ初より十日の約束にて兵士を從軍せしめたる事なれば其期限の盡きたる今日去らざるときは吾が信を失ふべし、原を得るも信を失はゞ我が本意に違ふ次第なれば吾れは爲すまじと、遂に戰を止めて去れり、原の人之を聞き、斯く信の厚き君なる以上歸服せざるべからずとて文公に降參し、衞の人も亦之を聞き、斯く信の厚き君なる以上從はざるべからずとて均しく文公に降りぬ、孔子此事を聞て記されけるは文公が原を攻めて衞まで手に入れたるは全く其信の結果なりと、

【字解】〔原〕河内に在り、

箕鄭救餓

文公問箕鄭曰、救餓奈何、對曰、

韓非の本意は後者に存する者と知るべし、叔向と韓昭、是れ皆法術に由る者、有若の宓子に告げたる言も亦同じ、

經傳を併せて之を考ふるに韓非の意は左の如し、曰く明主の道は法術の外に求むべからず、躬行率先の如きは行はるゝあり、行はれざるあり、殊に法術を用ゐずして單に躬行率先に出づるが如きは自ら辱むる所以に過ぎずと、

【經】六

小信成、則大信立、故明主積於信、『第一大段の第一小段なり、信の利を槩論す、』

【講說】小なる信にして成るときは大なる信固し、故に明主は小信を積んで大信を致す、

賞罰不信、則禁令不行、『第一大段の第二小段なり、不信の害を槩論す、』

【講說】政治を行ふに賞罰信ならざるときは、命令と云ひ禁止と云ひ兩つながら行はれず、

說在文公之攻原、與箕鄭救餓也、是以吳起須故人而食、文侯會虞人而獵、故明主表信、如曾子殺彘也、『第二大段の第一小段なり、信の事實を擧ぐ、』

【講說】此の論據は晉の文公が原を攻めたると箕鄭が餓を救ひたるとの事實に在り、又此の道理に由り、吳起は故人の來訪するを待て始て食事をなし、文侯は虞人を會して始めて獵に着手せり、故に明主の信を示すは曾子が彘を殺したる時の如し、

患在厲王擊警皷、與李悝謾兩和也、『第二大段の第二小段なり、不信の害に關する事實を擧ぐ、』

【講說】其害の例は厲王が皷を擊ちたる例と李悝が兩和を謾したる例とに在り、

【傳】六

文公攻原

くる者なるに、今君は法度を設け玉ひながら、左右近臣の願を聞き屆けらるゝが爲め自然行はれざるなりと、昭侯云ふ、吾れ今日法度を行ふ道を知れり、此方何として又左右の請託を聽かんやと、其後或る時申子は己の從兄に官職を授けんことを願出でしに昭侯云ひけるは是は前日敎へ玉ひし所と異れり、先生の請願を容れて先生の主義を破らんか、否寧ろ先生の請願を容れざるべしと、申子誠に恐れ入り其屋敷を立退きて君の沙汰を待ちしとなり、

槩論

經文の結構は一種別格の觀あり、何となれば首に詩の句を引て人君の躬行率先すべきことを言ひながら、「夫不明分」より以下躬親の益なく分を明にし誠を責むるの必要なることを論ずればなり、又最後に叔向昭侯を引て法術の貴き所以を主張するを以てなり、韓子の法術に重きを置くや固り怪しむに足らず、然れども躬親と法術と果して何等の關係かある、詩を引く處全く無用に屬すと謂はざるを得ず、

桓公が紫衣の俗を禁ずるに先づ自ら之を廢し惡臭を以て群臣に臨みたるは即ち躬親の效にして、其事は賴朝が剪刀を以て美服を着けたる臣下の袖を截りたると同一の談なり、

鄭簡は子產に政治を一任して己は只宴樂を事とす、是れ即ち躬親せざるの例にして經文之を齊桓の類に入るゝは頗る其當を失ふ、

宋襄の仁も亦躬親との關係を看出す能はず、從つて「夫必恃人主之自躬親」の一論は浮なり泛なり、事實は自ら事實、議論は自ら議論、人をして主意の在る處を知るに苦ましむ、但し韓非は宋襄が購彊の諫を用ゐず自主自用せし點を以て躬親の二字に貼したるならんも到底牽强と謂ふの外なし、

齊景の下走は性急人の情態を寫し出して宛然見るが如し、是れ經文の不明分を說明せし者にして稍適切なり、

魏昭の條は躬親して誠を責めざるの事例となすに足るも、夫れ其政柄を躬親せずとの議論に由るときは又讀法を以て躬親せざるべき事とし、齊景と一樣の例に用ゐたりと思はる、

鄒君の自ら纓を斷ずる桓公の事と類す、然るに彼に在ては之を善とし此に在ては之を惡とす、蓋し無論

ならば足下如何にするぞと、

故有術而御之、身坐於廟堂之上、有處女子之色、無害於治、無術而御之、身雖瘁臞、猶未有益、

第二大段なり、評論を下す、

【講說】此故に術あつて人民を御するときは、縱令其身は廟堂の上に安坐し處女の色の艶けきが如きも亦政治に害あらず、之に反し術なくして人民を御するときは其身瘠せ衰ふると雖も尙ほ何等の益なし、

【字解】〔宓子賤〕名は不齊孔子の弟子、〔單父〕魯の都會、〔有若〕孔子の弟子、〔臞〕肉少きなり、〔君〕魯の君、〔五絃〕琴なり、〔南風之歌〕其詞に云ふ南風之薰兮、可以解吾民之慍、南風之時兮、可以阜吾民之財兮と、

叔向賦獵

叔向賦獵、功多者受多、少者受少、

【講說】晉の叔向田獵を爲して其獲物を分つとき、功の多き者には多く與へ、少き者には少く與へたり、

【字解】〔賦〕分配なり、〔獵〕玆にては獵の獲物の意、

昭侯之奚聽

韓昭侯謂申子曰、法度甚不易行也、申子曰、法者見功而與賞、因能而授官、今君設法度而聽左右之請、此所以難行也、昭侯曰、吾自今以來、知行法矣、寡人奚聽矣、一日申子請仕其從兄官、昭侯曰、非所學於子也、聽子之謁、敗子之道乎、亡其用子之謁、申子辟舍請罪、

【講說】韓の昭侯申子に向ひ法度の非常に實行し難きことを訴ふるや、申子の云ひけるやう、抑も法は功あるを見て之に賞を與へ、能あるに從つて之に官を授

甚貴、鄒君患之、問左右、左右曰、君好服、百姓亦多服、是以貴、君因先自斷其纓而出、國中皆不服長纓、君不能下令爲百姓服度以禁之、乃斷纓出以示民、是先戮以蒞民也、

【講說】鄒の君好んで其冠に長き紐を用ゐければ左右の者も之に倣つて長き冠の紐を用ゐ、其風一般に流行せし結果、長纓の價騰貴せしかば君之を患ひて左右に問ふ、左右答ふるやう君が好んで用ゐ玉ふゆゑ百姓までも多く之を用ゐ從て斯く騰貴に及び候と、君は之を聞き先づ自ら其纓を切り縮めて外に出でし處、是より國中誰も長纓を用ゆるものなかりき、夫れ國君として法令を下し百姓の服制を定め長纓を禁止する能はず反て己の纓を絕て外に出でゝ人民に示せしは是れ人民の上に臨みながら先づ自ら辱を示すものと謂ふべし、

有若應宓子

宓子賤治單父、有若見之曰、子何臞也、宓子曰、君不知賤不肖、使治單父、官事急、心憂之、故臞也、有若曰、昔者舜鼓五絃、歌南風之詩而天下治、今以單父之細也、治之而憂、治天下將奈何乎、（第一大段なり、宓子の事實を叙す、）

【講說】宓子賤が單父と云へる土地を治めし時、同門の友なる有若子賤に逢ひ之に謂へるやう、足下は何とて斯く瘠せたるやと、子賤答へて云ふ、吾君賤の不肖なるを知し召さず、此單父を治めしめ玉ふ、公事甚だ多忙なる爲め心勞の餘り瘠せたるなりと、有若云ひけるは、昔し帝舜は五絃の琴を彈じ南風の詩を歌ひ其れにて天下治まれり、今單父の如き小なる土地を治むるに此く心勞するとせば天下を治むる一段と

車を降りて馳け出だせり、是れ煩且の逸足も騶子韓樞の上手なるも車を降りて馳け出すほど早からずと爲せしが故なり、

【字解】〔嬰〕晏嬰、字は平仲、齊の大夫にして管仲以後の良相賢人なり、〔煩且〕良馬の名なり、

睡臥

魏昭王欲與官事、謂孟嘗君曰、寡人欲與官事、君曰、王欲與官事、則何不試習讀法、昭王讀法十餘簡而睡臥矣、王曰、寡人不能讀此法、夫不躬親其政柄、而欲爲人臣所宜爲者也、睡不亦宜乎、

【講說】魏の昭王親しく官吏の事務を執らんと欲し、孟嘗君に此事を相談せしに孟嘗君云へるやう、王親しく官吏の事務を執り玉はんとならば先づ試に法典を繰返して讀み玉はゞ宜しからんと、昭王尤もなりと法典を讀みたりしが、僅か十餘簡を讀みて睡氣を催せしものから其儘臥にけり、醒めて後云ひけるは吾れ此法を讀む能はずと、夫れ政柄を己に握るは人君の當に爲すべき所なり、然るに此れを外にして人臣の爲すべき所を爲す以上、其睡臥せるも亦尤千萬ならずや、

【字解】〔簡〕竹札なり、昔時紙なく文字を竹札に寫せり、十餘簡は猶ほ十餘片と云ふが如し、

孔丘不知

孔子曰、爲人君者、猶盂也、民猶水也、盂方水方、盂圜水圜、

【講說】孔子の言に人君たる者は水皿の如く民は水の如し、水皿四角なれば水も從て四角なり、水皿圓ければ水も從て圓しと、

【字解】〔盂〕水皿なり、飲物を盛る器、〔圜〕圓に同じ、

鄒君知之

鄒君好服長纓、左右皆服、長纓

募ひたる結果に外ならず、

夫必恃人主之自躬親而後民聽從、是則將令人主耕以爲上服戰雁行也、民乃肯耕戰、則人主不泰危乎、而人臣不泰安乎、

第三大段なり、宋襄の事より、人君何事にも率先するの不可なる所以を言ふ

【講說】夫れ人君は何事を問はず是非とも躬行實踐せざれば人民之に從はざるものとせんか、其結果は人君自ら位地を下して百姓となり、戰爭の場合には士卒と前後して働き然る後人民始めて耕戰を辭せざることゝなる、苟も然るときは、人君たる者は太だ危險に非ずや、人臣たる者は太だ安泰にあらずや、恐らく斯かる道理はあるまじ、

【字解】〔泰〕太に同じ、

下走

齊景公游少海、傳騎從中來謁曰、嬰疾甚、且死、恐公後之、景公遽起、傳騎又至、景公曰、趨駕煩且之乘、使騶子韓樞御之、行數百步、以騶爲不疾、奪轡代之、御可數百步、以馬爲不進、盡釋車而步、以煩且之良而騶子韓樞之巧、而以爲不如下走也、

【講說】齊の景公少海に出遊してありけるに、都より傳馬の急使來り公に見えて云く、晏嬰大病にて殆ど死に迫れり、速に歸り玉はざれば臨終に逢ひ兼ね玉ふべしと、景公驚て急ぎ坐を立たれける時に急使又來りしかば、景公直ちに命を下し、速に煩且と云へる馬を用意し騶子韓樞と云へる巧者の者に車を扱はしめ、數百步計行きけるに景公は騶子韓樞をまだるしとて彼が持てる手綱を奪つて自ら車を御せし處、又數百步進みけるとき、今度は馬が一向進まぬとて馬

不重傷、不擒二毛、不推人於險、不迫人於阨、不鼓不成列、今楚未濟而擊之害義、請使楚人畢涉成陣、而後鼓士進之、右司馬曰、君不愛宋民、腹心不完、特爲義耳、公曰不反列且行法、右司馬反列、楚人已成列撰陣矣、公乃鼓之、宋人大敗、公傷股、三日而死。（第一大段なり、宋襄の事實を叙す、）

【講說】宋の襄公楚軍と涿谷の上に合戰せし時、宋の兵は已に陣列を布き作戰準備整へるに反し、敵は未だ涿水を渡るに至らざりき、右司馬購彊俄に君前に伺候し諫めけるやう、君には何とて躊躇なし玉ふや、敵は多勢身方は小勢なれば尋常の勝負は覺束なし、敵が半分河を渡り未だ隊伍の整はざる處を擊ち玉ふべし彼必ず敗軍に及ばんと、襄公之を拒んで云ふ、吾れ聞けるに君子は已に手負ひし者に復び傷を負はしめず、白髮の老人を生取にせず、人を險阻に推入れず、人を進退不自由の處に追詰めず、未だ陣列を成さゞる中に攻擊せざるとかや、今や敵の楚軍が未だ河を渡り終らざるに之を擊つは如何にも義に違へり、左れば余の考にては敵が殘らず河を渡り陣を布くを待て吾兵に攻掛らしむる方然るべしと購彊尙ほ諫むるやう、君は自國の民を愛し玉はず、是れ即ち腹心の完からざるなり、然るに敵に憐を加へ玉ふは取るに足らぬ義と云ふ者なりと、襄公は之を耳にも入れず汝速に己が位地に反らざれば、軍法に行はんと云はれければ購彊も是非なく列に戾りけり、兎角の間に楚の兵は已に河を渡り陣地を定めしが、是に至つて襄公始めて攻擊の令を下せり、然れども已に戰期を誤りたる事ゆゑ宋軍は大敗に及び襄公自身其股に傷を負ひ三日を經て之が爲に死亡せり、

【字解】〔二毛〕俗に云ふ胡麻鹽頭、〔右司馬〕購彊の官名、

此乃慕仁義之禍、（第二大段なり、宋襄の所爲を論斷す、）

【講說】以上宋襄が兵敗れ身死たる所以は彼が仁義を

で鄭は敵國の禍なかりき、

一日、子產相鄭、簡公謂子產曰、飲酒不樂也、俎豆不大、鐘鼓瑟竽不鳴、寡人之事不一、國家不定、百姓不治、耕戰不輯睦、亦子之罪、子有職、寡人亦有職、各守其職、子產退而爲政五年、國無盜賊、道不拾遺、桃棗蔭於街者莫有援也、錐刀遺道、三日可反、三年不變、民無饑也、

【講說】一說に云ふ、子產鄭の宰相たりしが簡公之に言はるゝやう、余は酒を飲めども樂しからず、俎豆大ならず、鐘鼓瑟竽の如き樂器響かざるは此方の憂ふべき事にして此方の職務は多端なり、而して國家靜謐ならず百姓治らず畊戰の士一致せざるが如きは其方の罪なり、其方宰相として國を治むる職あり、此方人君として宴樂するの職あり、互に銘々の職を守りたきものなりと、子產是に於て君の御前を辭し政治を行ふこと五年にして國內に盜賊なく、道路に遺失物あるも人之を拾はず、市街に傍ひて繁れる桃棗の枝にも障る者なく錐刀の如き者を路に遺して三日位打過ぐるも必ず其主に復り、三箇年の間一定の政治を繼續せし處人民の衣食足つて饑に難澁する者なかりき、

【字解】〔飲酒云々〕是は桓公余は遊樂を以て職務となすべし、其方は代つて國政を行ふべしと云へる戲なり、

宋襄

宋襄公與楚人戰於涿谷上、宋人既成列矣、楚人未及濟、右司馬購彊趨而諫曰、楚人衆而宋人寡、請使楚人半涉、未成列而擊之必敗、襄公曰、寡人聞君子

齊國五素不得一紫、齊王患紫貴、傅說王曰、詩云不躬不親、庶民不信、今王欲民無衣紫者、王請自解紫衣而朝、群臣有紫衣進者、曰、盍遠、寡人惡臭、是日也、郎中莫衣紫、是月也、國中莫衣紫、是歲也、境內莫衣紫、

【講說】文前節と大同小意別に講解を要せず、今唯和譯に止む、

一に曰く齊王紫衣を好む、齊人皆好むなり、齊國五素一紫を得ず、齊王紫の貴きを患ふ、傅、王に說て曰く、詩に云ふ躬らせず親しくせず、庶民信せずと、今王民紫を衣る者なきを欲す、王請ふ自ら紫衣を解て朝せよ、群臣紫衣進む者あり、曰く盍ぞ遠からざる、寡人臭を惡むと、是の日や郎中紫を衣るなし、是の月や、國中紫を衣るなし、是の歲や境內紫を衣るなし、

子產以鄭簡

鄭簡公謂子產曰、國小迫於荊晉之間、今城郭不完、甲兵不備、不可以待不虞、子產曰、臣閉其外也已遠矣、而守其內也已固矣、雖小國猶不危之也、君其勿憂、是以沒簡公身無患、

【講說】鄭の簡公子產に云ふやう、吾が邦は小國にて晉楚の如き大國の間に挾められて位地已に安全ならざるが上に城郭は完からず、武器は備らず、一旦緩急の場合に應ずる能はず、如何せば宜しからんと、子產答ふるやう、臣は外國に對しては手出しのならぬやうに爲し置きたること今日に始まらず、又內は政治を修めて民心を結ぶこと頗る固きが故に縱令鄭の如き小國と雖倘ほ危きことあらず、君決して憂ひ玉ふ勿れと、此の如き有樣なりしかば簡公の身を終るま

の根源となすが故に宓子の事正に之と類を同うせり、是を以て余は斷然明主の一節中に在るべき者となす、

【傳】五

傳說之以無衣紫

齊桓公好服紫、一國盡服紫、當是時也、五素不得一紫、桓公患之、謂管仲曰、寡人好服紫、紫貴甚、一國百姓好服紫不已、寡人奈何、管仲曰、君欲不試勿衣紫也、謂左右曰、吾甚惡紫之臭、於是左右適有衣紫而進者、公必曰少卻、吾惡紫臭、公曰諾、於是日郎中莫衣紫、其明日、國中莫衣紫、三日境內莫衣紫也、

【講說】齊の桓公は紫色の衣服を好み常に之を着用せし處、人民皆之に倣ひ一國を擧げて紫衣を服したる爲め、紫絲の價著く騰貴し、白絲より五倍以上となりぬ、桓公は之を患ひ管仲に相談に及ぶやう、此方紫色の衣服を好む爲め紫絲の價非常に騰貴し、而して一方には國中の百姓紫衣を着る事を好みて際限なし、此の如くなれば困窮するのみなり、此方如何に爲さば宜しからんと、管仲の云ふ、君若し人民の紫衣を着ることを差止めんと思ひ玉はゞ先づ試に君より止め玉ひ左右に向つて吾は紫の臭が嫌ひなりと宣ふに若かずと、桓公實にもとて此言に從ひしが、此れより侍臣等紫服を着て出づる者あるときは、桓公必ず之に向ひ余は紫の臭氣を嫌ふ汝等少し遠かれと曰はれけり、其結果此の一日の中に郎中の者紫衣を着る者なく、其翌日に至れば都中の者紫衣を着る者なく、三箇日の後に至れば國中紫衣を着る者なかりき、

【字解】〔國中〕國は國城を謂ふ、〔公曰諾〕此三字翼義は謂左右曰吾甚惡紫之臭の下に在るべしとなす、誠に當れり、

一曰、齊王好紫衣、齊人皆好也、

を得ざるこ
とを言ふ、

【講說】詩經に云ふ、何事も自身に實行して示さゞる時は一般の人民之を信ずることなしと、其例は齊の宰相管仲が桓公に自身紫衣を着すべからざることを說きたる其一なり、子產の鄭の簡公に告げたる其二なり、宋の襄公が畊戰を尊重すべきことを以て責められたる其三なり、

【字解】〔詩〕小雅の節南山の篇に出づ、〔傳〕淮南子高注に相なりとあり、此にては管仲を謂ふ、〔以鄭簡〕義を成さず、必ず脫字あり、〔宋襄〕此句亦語意足らず、必ず訛誤あるべし、

夫不明分、不責誠、而以躬親蒞下、且爲下走睡臥、與揜弊微服、孔丘不知、故稱猶盂、鄒君不知、故先自戮、『第二大段なり、躬行の法を誤れる害を言ふ、

夫れ上下の分を明かにせず、誠を主とせずして徒に躬行により人民の上に立つときは下走となり睡臥となり又微服を掩ひ隱すの類とならん、孔子は之を知らざるが故に君は盂の如しと云へる論を唱へ、鄒君は之を知らざるが故に先づ自ら辱しめぬ、

【字解】〔蒞〕臨むなり、〔下走睡臥〕傳文を觀るべし、〔揜弊微服〕傳なきが故に其事を審にする能はず、

明主之道、如有若之應宓子也、如叔向賦獵、與昭侯之奚聽也、『第三大段なり、明主の取るべき所を揭ぐ、

【講說】明主の道は有若が宓子に應ぜしが如く、叔向が獵を賦せしが如く、又昭侯が奚をか聽くと云ひたる物語の如し、

〔有若云々〕此句元來經一章の首に在り、然るに大田全齋錯簡となして曰く、此の經傳宜しく第五經傳の章首に在るべし、何となれば第一經の言は實用を尙んで虛辭を詘くるなり、而して第五經傳は是れ有術の君下事を躬親せざるの事なり、故に以て錯誤となすと、眞に卓見にして、讀書眼ありと謂ふべし、然れども第五經傳の章首に在るべしと云ふは尙ほ未だ竅に中らず、何となれば此章首には詩を引て人君の身を以て率ゆべきを言ひ單父無爲にして化すると徑蹊を異にす、而して叔向昭侯の二例は術を以て無爲化

んば齊燕の爲に先んぜられんと、主父問ふ伐つべき點は何に在りやと、李疵答ふ、中山の君は山野の士に逢ふことを好み、車の被せ物を傾け車を輿にして下等の町にわび住をなせる士を見ること十を以て數ふべく、對等の禮を以て身分なき者に交際すること百を以て數ふる程なり、故に伐つべしと申すなりと、主父怪みて云ふ、其方の談に因て評すれば賢君なり、何とて攻むることを得んと、疵云ふ、御說は違へり、好みて山野の士を世に顯はして之を朝廷に招くときは戰士は甲斐なしとて兵役に勤めざるべく、學者を尊敬し、己を卑下して處士を招く時、農夫は學者たることを企望して耕作に力を用ゐざるべし、軍人の怠るは兵弱きなり、農夫の出精せざるは國の貧しきなり、外に對して兵弱く、內に於て國貧しくして亡びざる者は古來なきことなれば之を伐つも差支なきに非ずやと、主父尤なりとて兵を擧げて中山を伐ち、中山は遂に滅亡に及べり、

【字解】〔傾蓋〕敬禮するを云ふ、〔抗禮〕同等の地位として禮するなり、〔好顯〕顯は見に作るべし、〔下士居朝〕下朝居士の誤なり、

槩論

經文正意と旁證と融化して之を出だす、水乳自然自ら他章に異れり、而して結法の如き前章と大同にして小異、文乃ち板ならず、民間の學者遊手浮食にして世に傲り其多く用に中らざるを言ふ極めて剴切たり、

王登の二士を薦むる襄主の之を用ゆる固り美事なり、而して襄主の相室に語る所理の取るべきものあり、平公の叔向を遇する亦賢者に對するの道なり、是れ蓋し經文起手二句に關する說明なるが如し、

李疵の中山を觀察するや居學の士を重んずるの害を示す、意ふに世豈に賢を用ゐて亡ぶる者あらんや、乃ち知る當時謂はゆる居學の士は皆名を偸み行を飾れる書生の尤なる者なることを、

【經】五

詩曰、不躬不親、庶民不信、傅說之以無衣紫、子產之以鄭簡宋襄責之以尊厚畊戰、第一大段なり、躬行に非れば人民の信

ざりしも尙ほ席を崩さず辛抱に及ばれけり、國中の者之を聞き傳へ皆言ひけるは叔向賢者なるが爲め平公之を敬はれ、こむらの反るに及びても尙ほ席を崩し玉はざりきと、晋國に於て官職を辭し叔向を慕ひし者官吏の半數に達せしとぞ、

屈公之威

鄭縣人有屈公者、聞敵恐、因死、恐已、因生、

【講說】鄭縣の人に屈公と呼べる人あり、敵來れりと聞き恐怖の餘り氣絶せしが、敵去りし後蘇生せり、

李疵視中山

趙主父使李疵視中山可攻不也、還報曰、中山可伐也、君不亟伐、將後齊燕、主父曰、何故可攻、李疵對曰、其君好見巖穴之士、所傾蓋與車以見窮閭隘巷之士以十數、伉禮下布衣之士以百數矣、君曰、以子言論、是賢君也、安可攻、疵曰、不然、夫好顯巖穴之士而朝之、則戰士怠於行陣、上尊學者、下士居朝、則農夫惰於田、戰士怠於行陣者、則兵弱也、農夫惰於田者、則國貧也、兵弱於敵、國貧於內、而不亡者、未之有也、伐之不亦可乎、主父曰善、擧兵而伐中山、遂滅也、

【講說】趙の主父中山を攻むべきや否を知らんと欲し、李疵を遣して視察せしめたるに、歸國の上報告に及びて曰く、中山は伐て然るべし、君速に伐ち玉はず

目之矣、登之所取、又耳而目之、是耳目人終無已也、王登一日而見二中大夫、予之田宅、中牟之人、棄其田耘、賣宅圃而隨文學者邑之半、

【講說】王登は中牟の縣令にてありしが趙襄主に建白すらく臣の治むる中牟に中章胥已と云へる二人の士あり、其行狀は甚だ正しく其學問は甚だ博し、之を登庸なし玉はば宜しからんと、襄主之に命ずるやう其方伴ひ來つて我に逢はしめよ、吾は二人を中大夫となさんと、然るに宰相諫めて言ふ、中大夫は晉に於て貴重なる地位なり、今彼等二人何等の功なきに之を受くることは臣下一同の甚だ喜ばざる所、且つ君には評判を聞かれたるのみにて未だ其實を見玉はざるが故に斯く慕ひ玉ふに非るかと、襄主曰く我が王登を採用せしは已に聞きたる上又見たる上の事なり、王登の人物已に確かなる以上、王登の推薦する者は王登の言を信ずれば十分なり、然るに一々聞きたる上に又見ざればならぬ事なれば是れ人を耳目すること絕て際限なからんとて聽入れざりき、是に於て王登は一日の中に二人をば君に謁見せしめて中大夫とならしめ、王は二人に田宅を賜ひけり、中牟の人は學者が破格の登庸を得たるを見、其耕作を棄て其田畝を賣て文學に從事する者其人口の半に及べり、

【字解】〔重列〕列は位次、〔晉臣之意〕或は晉國之故に作る 先例の義なり、或は晉國之章に作る、舊法の義なり、

腓痛足痺

叔向御坐平公、請事、公腓痛足痺、轉筋而不敢壞坐、晉國聞之皆曰、叔向賢者、平公禮之、轉筋而不敢壞坐、晉國之辭仕託、慕叔向者國之錘矣、

【講說】晉の叔向平公に伺候し上申する所あり、時刻長かりしかば平公は腓痛み足痺れこむら反つて堪へ

君の禮は過當なり、若し又其言ふ所は法に違ひ其行ふ所は功なしとせんか則ち法外の民なり、二君何とて禮することかあらん、

【字解】〔禮之當亡〕 翼義は注文の混入せしものとす、但し此一句は二樣に解することを得、即ち一は「禮の當亡ぶ」と讀み、一は「之を禮する當に亡ぶべし」と讀むなり、何れにしても蛇足なれば衍文と視るを可とす、

且居學之士、國無事不用力、有難不被甲、禮之則惰修畊戰之功、不禮則周主上之法、國安則尊顯、危則爲屈公之威、人主何得於居學之士哉』 第二大段の第一小段なり、在野の學者の無用を言ふ、

【講說】且つ官途に就かざる學者は國家無事の日に當り何等の働きをも爲さず、戰亂あるも兵役に就かず、之に禮を加ふれば畊作戰爭等の務を怠り、禮を加へざれば人君の法を嘲り、泰平の時は人に尊ばれて名譽を荷ひ、危急の際は屈公の如き臆病を免れず、左れば人君は此等の輩より何の得る所あらん、

【字解】〔周〕 嘲なり、

故明主論李疵視中山也』 第二大段の第二小段なり、妄に在野の學者を用ゆべからざるを言ふ、

【講說】左れば明君は李疵が中山を觀察せし點を論究するなり、

【傳】四

中牟

王登爲中牟令、上言於襄主曰、中牟有士、曰中章胥已者、其身甚修、其學甚博、君何不擧之、主曰、子見之、我將爲中大夫、相室諫曰、中大夫晉重列也、今無功而受、非晉臣之意也、君其耳而未目邪、襄主曰、我取登、既耳而

うす、

【經】四

利之所在民歸之、名之所彰士死之、是以功外於法而賞加焉、則上不能得所利於下、名外於法而譽加焉、則士勸名而不蓄之於君（第一大段の第一小段なり、賞譽の當を失ふの失を言ふ、）

【講說】凡そ利の在る所には民皆之に赴き、名の輝くべき事には士たる者之が爲に命を棄つるものなり、故に若し名利々用の手段を誤り功の法に外れたるに拘らず之に賞を加ふるときは人君其下より得べき利を收むる能はず、又名の法に外れたるに拘らず之に譽を加ふるときは士は名の爲に勵むと雖も君に利益を與ふる所なきなり、

故中書胥已仕、而中牟之民棄田圃而隨文學者、邑之半、平公腓痛足痺、而不敢壞坐、晉國之辭仕託（慕）者、國之鍾（第一大段の第二小段なり、前論を證すべき事實を擧ぐ、）

【講說】故に中書胥已の二人官に就きたるより中牟の人民は耕作を棄てゝ文學に從事する者は一邑の半に居れり、又晉の平公が叔向に對し、腓痛み足痺るも坐をば崩さゞるを見て、官職や客分を辭する者國の半に居れり、

此三士者言襲法則官府之籍也、行中事則如令之民也、二君之禮太甚、若離法而行遠功、則繩外民也、二君又何禮之、（禮之當亡）（第一大段の第三小段なり、前の事實に就て斷案を下す、）

【講說】中書胥已叔向の三士の如き、若し其言ふ所法に叶へば即ち官府の帳簿に記するに足り、其行ふ所功あれば合法の民と謂ふべきのみ、果して然らば二

て間に合はざりき、或人自分の足に合はせて買はゞ宜しかりしにと云ひければ且置履云ふ、吾はどうも吾が足よりも目安の方が確に思はるゝと、

【字解】〔且置履〕 三字人名なれども、眞に斯の如き名ありしにはあらず其事柄に因て綽名の如くに作りたる者と知るべし、即ち且は姑くの意、置履は履の寸法の目安を設け置きたる意、

槩論

凡そ儲說の經文は劈頭先づ數句を以て提綱となし、以下事實を擧げて之を說くを例とす、而して事實中或は切なるあり或は切ならざるありと雖も、皆主意に關係せざる者なし、然るに外儲說の經三に至つては「夫挾相爲則責望自爲則事行」の二句を以て冒起するに拘らず正面より裏面より此意を說明する所の事實は吳起の一條に至て終り、且以下は全く別問題に屬し、先王に關する二綱を立て各其類に從て事實を擧ぐるは他の經に同じ是れ此章に於て始めて見る所の一格なり、

傳の首章は父子を以て相爲するを挾んで責望することを證し、傭主傭工を以て自ら爲にすれば則ち事行はるゝを證す、一見理あるが如しと雖も相爲にすると自爲との區別甚だ曖昧にして、論旨立たざるの失あるに似たり、

文公の宋を伐ち、勾踐の吳を伐ち、桓公の蔡を伐つ、皆名義を借る者なるが、桓公の擧尤も巧にして事實も亦詳なり、但し以上自ら爲にすれば則ち事行はるゝの語に繫けたる者なるべきも頗る迂僻に近し、獨り吳起の條稍切なるのみ、

主父昭王文公の三條は經文已に沒要領なるを以て其精神の在る處を窺ふに由なし、

車軛の二あるべからざるを信じ、鳥を取るべき機具を以て反て鳥を逐ひ、袴の損じたるを新調するを知らず、鼈を憐んで之を失ふ、拘腐の病を言ふ竅に中らざるはなし、是れ韓非痛切の處、

郢書燕說の一條、故事として長く後世に傳はる、意妙即ち筆妙、

歸つて度を取る痴の至り愚の極、現實を信ぜずして、古道を株守する好鑑と謂ふべし、經文に曰く、「夫不適國事而謀先王、皆歸取度者」なりと、此れ經傳相待つて意義の尤も超絕を見る者、佐久間象山村學究を咏ずる詩に東方日出尙燃燈の句あり、此れと旨を同

郢人有遺燕相國書者、夜書火不明、因謂持燭者曰、擧燭、云而過書擧燭、非書意也、燕相受書而說之曰、擧燭者尙明也、尙明也者、擧賢而任之、燕相白王、王大說、國以治、治則治矣、非書意也、今世學者多似此類、

【講說】郢の人燕の宰相に書簡を贈らんとし、夜中之を認めたる處燭火暗らかりしかば、傍に居て燭を持つ者に燭を擧げよと聲を懸けぬ、然るに過つて文中に燭を擧げよと書き入れたり、故に文中に擧燭の二字あるも固り書簡の文句としては全く無意味なる者なり、燕の宰相書狀を受け取り悅んで云ふ、燭を擧げよとあるは明を尙べよとの意にて明を尙べよとあるは賢を擧げて之に任ぜよとの意ならん、誠に善き注意をなし吳れたりとて、燕王に執奏せしに燕王も滿足あり、賢才を擧げて之に任じたるため燕國大に治まれり、治まりしことは善く治まりしと雖も、こは書簡の文意に非ず、今の世の學者は此類に似て、先王の言を誤る者多く、偶々成功するも過の功名に過ぎず、

歸取度者

鄭人有且置履者、先自度其足、而置之其坐、至之市、而忘操之、已得履、乃曰、吾忘持度、反歸取之、及反市罷、遂不得履、人曰、何不試以足、曰、寧信度無自信也、

【講說】鄭の人に且置履と云へる者あり、此者履を買はんとて先づ自ら足の寸法を取り其目安にせし物を坐敷に置きしが、愈よ市に往く段となつて之を持參することを忘れけり、扨市にて心に叶へる履を見當りし時忽ち心附き、吾れ寸法の目安を忘れたりとて取て反し再び市に戻り來し時は市の已に散せし後に

欲盡之、

【講說】一說に宋に一少年あり、是も亦人の善事に効はんと欲し、或る時長者が殘りなく飲干せしを見て、獻酬（遣取り）の場合に非ざるに拘らず己も亦之を飲み盡さんと爲せり、

【字解】〔斟酒餘〕　疑ふべし、片山兼山は斟を堪の字ならんと云へり、今徂徠の說に據る、

此條亦經文に見えず、

宋人解書

書曰、紳之束之、宋人有治者、因重帶自紳束也、人曰是何也、對曰、書言之固然、

【講說】古書に伸之束之と云へる句あり、帶を結ぶことなり、然るに宋人にて此書を研究せる者ありけるが、帶を二條重ねしめぬ、人は何故ぞと問ふに答へて云ふ、古書に初より斯く記せりと、

【字解】〔紳束〕　紳とは帶を腰に繞らし其餘の垂れたる者、束は即ち帶の事なり、故に紳も束も共に帶をしめる義にて、兩個の之の字は語助に過ぎざるを、宋人は束れて又之を束すと云ふ風に解せしため二重に帶をしめたるなり、〔治〕　學ぶこと、

梁人讀記

書曰、既雕既琢、還歸其樸、梁人有治者、動作言學、擧事於文、曰難之、顧失其實、人曰、是何也、對曰、書言之固然、

【講說】古書に一旦彫刻を施し琢磨を加へし後復び以前の如き荒木の狀態に歸ると曰へり、然るに宋人にて古書を研究する者あり、一擧一動必ず己の學びたる所を說き何事に就ても必ず古書を引て之を文り、日々斯る難事を行ひしも反て其實を失ひしかば、或人如何なる次第にやと尋ねたる處、彼れ答へて書に歷然と之を言へるに非ずやと、

【字解】〔曰難之〕　此三字疑ふらくは脫誤あり、解すべからず、今王氏の說に依り曰を日となして講じたれども是れ亦決して常らざるなり、

郢書

衞人佐弋

衞人有佐弋者、鳥至、因先以其捲麾之、鳥驚而不射也、

【講說】衞人に佐弋の官とて絲矢を放ち鳥を取ることを掌る者あり、或る時鳥が來りしに絲卷を以て之を招きしかば鳥は驚て射ること能はざりしとなり、

【字解】〔捲〕圓く一塊に卷いたる絲たばにして矢に從てたぐり出すやうに爲したる者、

鄭縣人乙子

鄭縣人乙子妻之市、買鼈以歸、過潁水以爲渴也、因縱而飮之、遂亡其鼈、

【講說】鄭縣人乙子と云ふ者の妻、町に往き鼈を買ひ、潁水を過ぐる時、鼈が渴したるならんと思ひ、水を飮ませんとて放ちしかば、遂に鼈に逃げ去られしとぞ、此條經中に見えず、

少者侍長者飮

夫少者侍長者飮、長者飮亦自飮也、

【講說】一人の少年長者の酒を飮みし時之に陪坐せしが、長者一口飮めば己も亦其眞似をして一口飮みたりと、但し禮に據れば長者全く一杯を飮干さゞる內は少者飮まざることとなり、

【字解】〔夫〕恐らくは衍、

一曰、魯人有自喜者、見長年飮酒、不能釂則唾之、亦效唾之、

【講說】一說に魯人の中に自ら大人の樣子をなす者あり、長者の酒席に侍せし時長者が一杯の酒を飮み盡すこと出來ずして無禮にも吐き出せしを見、自分も亦態と飮盡さずして吐出せしとぞ、

【字解】〔釂〕杯の酒を飮み盡すを釂と云ふ、

一曰、宋人有少者、亦欲效善、則見長者飮無餘、非斟酒餘也、而

が如し、其れにては宜しかるまじと、左に附けたる馬を取はづして咎犯に乘らしめ黃河の上にて見棄てざることを誓へり、

【字解】〔籩豆〕肉を盛る器なり、〔胼胝〕手足にたこの出來て皮の厚くなるを云ふ、〔黧黑〕黃黑色、〔且臣爲君云々〕此處恐らくは誤あり、〔攓撅〕攓は衣（腰以下）を揭ぐること、撅は裳を揭ぐること、〔端冕〕玄冕なり、禮冠を謂ふ、〔置〕立つるなり、

卜子妻爲袴

鄭縣人卜子使其妻爲袴、其妻問曰、今袴何如、夫曰、象吾故袴、妻子因毀新令如故袴、

【講說】鄭縣の人卜子と云ふ者其妻に申付て新に袴を作らしめぬ、其妻今度の袴は如何に仕立てべきやと尋ねたる處、夫は先の袴の如くせよと云へり、因て妻は態々之を綻ばせて先の袴の如くになしぬ、

【字解】〔妻子〕妻を謂て妻子となすの說あれども、子の字は衍となす方妥當なり、

鄭縣人得車軛

鄭縣人有得車軛者、而不知其名、問人曰、此何種也、對曰、此車軛也、俄又復得一、問人曰、此是何種也、對曰、此車軛也、問者大怒曰、曩者曰車軛、今又曰車軛、是何衆也、此女欺我也、遂與之鬪、

【講說】鄭縣の人車の首木を得たる者あり、其名を知らざりしかば人に問うて云ふ、此れは何と名づくる物ぞと、其人此は車の首木なりと答ふ、俄に又別の首木を得たるが以前と同じく此れは何と云ふ物なりやと人に問ひ、其人が此れは首木なりと答ふるを聞き大に怒つて曰く、前に車の首木なりと云ひたるに非ずや、其れに今又首木なりと云ふ、其樣に首木の澤山あるべき道理なし、汝此方を欺くに相違なしとて其男と打合しとぞ、

國邪、犯對曰、籩豆所以食也、席蓐所以臥也、而君捐之、手足胼胝、面目黧黑者勞有功者也、而君後之、今臣有與在後、中不勝其哀、故哭、且臣爲君行詐僞以反國者衆矣、臣尙自惡也、而況於君、再拜而辭、文公止之、曰、諺曰築社者攓撅而置之、端冕而祀之、今子與我取之而不與我治之、與我置之、而不與我祀之、焉可、解左驂而盟于河、

【講說】晉の文公各國を流浪し、一朝時を得て歸國の途に上り黃河に達せし時、命を下して曰く、食器を捐てよ敷物を捐てよ、長旅に手足たこを生じ日に焦けて色黑くなりたる者は後隊に廻すべしと、從臣の一人咎犯之を聞くや夜哭せり、文公之を咎めて曰く、此方國を脫走せしより二十年を過ぎ今纔に國に反ることを得たるに、咎犯之を喜ばずして哭するは何事ぞ、此方が國に反ることを好ましからず思へるにやと、咎犯對へて曰く、籩豆は食事に用ゐたる物、席蓐は臥す時に用ゐたる物、是れ迄用に立ちたるを君には無情にも之を棄て玉ふ、手足にたこを生じ色の日に焦けたる徒は皆多年艱苦の間に附添て功ある者なるに君は之を後隊に退け玉ふ、今臣も後隊に退けらるゝ中に在り何とも哀に堪へざるが故に哭せしなり、其上臣は君の爲とは云ひながら詐僞を行つて國に反るやうに爲したる事柄少からず、臣自身すらも尙ほ宜しからずと思ふ程なれば況や君には惡み玉ふならん、因て玆に改めて暇を玉はるべしと、文公之を止めて云ひけるは、諺に社を築く者は尻はしよりにて之を立つるも、工事終つて祭典を擧ぐる一段となれば禮服を着用して之を執行すと云へり、今其方我と共に晉國を手に入れたるに、我と之を治めざらば是れ我れと社を立つる骨折のみをなして祭典に與らざる

子をば斯くも勞はり玉ふなれば、喜びてこそ然るべきに尙ほ何とて悲しむやと、其母答へて云ふ、吳將軍は昔し彼の父が瘡を受けし時其膿を吮し玉ひしことあり、彼の父は其恩義に感じ幾もなく奮戰して命を殞せしに、今此子に對し斯く手厚くなし玉ふ上は、此子も久しからずして戰死するに定まれり、之が爲に泣きはべるなりと、

潘吾之跡

趙主父令工施鉤梯而緣潘吾、刻疏人迹其上、廣三尺、長五尺、而勒之曰、主父常遊於此、

【講說】趙の主父は石工に命じ釣梯子を架けて潘吾山に攀ぢ上り絕頂に巨人の足迹を刻せしめたるが、其の幅三尺長さ五尺あり、其處に紀念の文字を留めて曰く、主父嘗て此に遊べりと、

【字解】〔主父〕 武靈王なり、〔鉤梯〕 鉤にて高き處に釣り上る梯子、〔疏人〕 巨人なり、〔常〕 往々嘗の意に用ゆ、

華山之博

秦昭王令工施鉤梯而上華山、以松柏之心爲博、箭長八尺、棊長八寸、而勒之曰、昭王嘗與天神博於此矣、

【講說】秦の昭王大工に命じ釣り梯子を架けて華山に登り松柏の心にて双六を作らしめけるが其箸の長さ八尺駒の長さ八寸あり、其處に紀念の文字を留めて曰く、昭王嘗て天神と此に双六をなせりと、

【字解】〔博〕 双六なり、〔松柏之心〕 堅くして朽ちざるが爲に用ゆ、

築社之諺

文公反國至河、令籩豆捐之、席蓐捐之、手足胼胝、面目黧黑者後之、咎犯聞之而夜哭、公曰、寡人出亡二十年、乃今得反國、咎犯聞之不喜而哭、不欲寡人反

子誅之名、而有報讎之實、

【講說】齊の桓公の夫人は蔡國の女なり、桓公或る時夫人と舟に乘て遊びしとき夫人は戲に舟を搖り動かせし處、桓公大に怖れ之を止めたれども一向聽かずして益す搖り動かせり、桓公は之を怒つて離別に及びしも、本と一時の事に過ぎざりしかば程經て召戻さんとせしに、蔡の方にては桓公の面宛に之を他國へ嫁入らせぬ、桓公大に怒り蔡の征伐を思ひ立し時管仲諫めて云ふやう、元來夫婦間の戲より起りし事なれば他國を伐つべき程の問題に非ず、斯かる事を以て兵を起すが如き事あらば迚も大業は覺束なし、願はくは蔡を伐つの計を止め玉ふべしと、然るに桓公は飽くまでも目的を達せんとせしかば、管仲更に云ひけるは、是非ともとあれば臣別に考あり、其れは楚より年々天子へ獻上すべき菁茅は已に三年も貢を怠れり、左れば君には天子の爲に罪を問ふとて楚を伐ち玉ふに若かず、斯くて已に楚を服しなば歸途蔡を襲ひ、吾れ天子の爲に楚を伐てるに蔡が勤王の兵を出さゞりしは不埒なりと稱し尋に之を滅ぼし玉へかし、是れ名は義にして實は利なり、何となれば天子の爲に責むるの名あつて、讎を報ゆるの實あればなりと、

【字解】〔菁茅〕茅の三角にして刺あり、祭祀の時神酒をしたむに用ゆ、江水淮水の間に生ず、【稽】計に通ず、規となすは誤なり、

吳起懷瘳實而吮傷

吳起爲魏將、而攻中山、軍人有病疽者、吳起跪而自吮其膿、傷者之母立而泣、人問曰、將軍於若子如是、尙何爲而泣、對曰、吳起吮其父之瘡而父死、今是子又將死也、今吾是以泣、

【講說】吳起魏の將軍となり中山を攻めける時、士卒の中に疽と云ふ腫物に惱める者あり、吳起地に跪て其膿を吸ひ出しぬ、兵士の母之を見て佇みながら泣きしかば人々怪みて問ひけるやう、今吳將軍は汝の

聞く宋君は無道にして故老を無視輕侮し、財を分つに平均を失ひ、號令信ならず人民困難に堪へざるが故に余は宋の人民を救ふが爲に宋君の罪を問ふなりと、

勾踐之稱如皇

越伐吳、乃先宣言曰、我聞、吳王築如皇臺、掘深池、罷苦百姓、煎靡財貨、以盡民力、余來爲民誅之、

【講說】越王勾踐の吳を伐つや、又先づ宣言して曰く、我れ聞く吳王は如皇臺を築き深き池を掘る等、人民を賦役の爲に疲勞辛苦せしめ、費用の多きが爲に國の財貨を消耗し、從て重稅を課するの結果、人民の力を涸渇せしむるが故に、余は人民の爲に其罪を問ふなりと、

【字解】〔如皇〕蒲坂氏は姑蘇の字の殘缺せし者なりとす、〔煎靡〕釜にて物を煮とらかすが如く、俗に云ふ滅茶苦茶にするなり、

桓公藏蔡怒而攻楚

蔡女爲桓公妻、桓公與之乘舟、夫人蕩舟、桓公大懼、禁之不止、怒而出之、乃且復召之、因復更嫁之、桓公大怒、將伐蔡、仲父諫曰、夫以寢席之戲、不足以伐人之國、功業不可冀也、請無以此爲稽也、桓公不聽、仲父曰、必不得已、楚之菁茅不貢於天子三年矣、君不如擧兵爲天子伐楚、楚服、因還襲蔡、曰、余爲天子伐楚、而蔡不以兵聽從、遂滅之、此義於名而利於實、故必有爲天

也、此其養功力有父子之澤矣、而心調於用者皆挾自爲心也、故人行事施予、以利之爲心、則越人易和、以害之爲心、則父子離且怨、

【講説】今茲に作男を傭ひ入れて種を播かしめ田を耕さしむる者あり、傭主は家の費用を惜まず之に美食を與へ賃錢を請へば直ちに之を支拂ふ者は此の作男を愛するが爲に非ず、斯くなすときは作男は出精して掘り反すこと深く草を鋤くこと念入ればなり、又作男の方に於ても力を盡して手早く田を耕し草を取り、手の及ぶ限り田道や畝を正しくするは是れ亦傭主を愛する爲に非ず、斯くすれば馳走を賜はり賃錢も容易に受取ることを得ればなり、蓋し傭主の作男を養ふの厚き父子の如き有難味あり、而して其心が人を役に立たしむることに周到なるは皆他人に構はず自ら爲にする心あるを以てなり、故に人が他人に物を施すこと及び其他の行事に於て之を利するの心あるときは縁の遠き越人なりとも一致し易く、害するの心あれば、父子の親しき間柄と雖も間疎くなり且つ怨む、

【字解】〔賣庸〕 庸は傭なり、傭はるゝこと、太田全齋は賣を買に作るべしと云ふ、買と云へば賃傭することゝなる、主人側の辭なり、主客の別あれども大意に差別なし、必ず改むるに及ばず、〔播種〕 種をまく、〔費家〕 家財を費す事、〔調布而求易錢〕 集解に據り請布而求錢易として講ず、原文の儘にては通じ難し、布は札の事、古は布を以て之を製し之に印を押して證となす、廣さ二寸、長さ二尺なりと云ふ、〔耨者熟耘也〕 是も集解に從ひ耨者且熟耘也として講ず、耨は田の中の草を抜き取る事、〔畦陌疇時〕 畦は三角田の畔、陌は方田の畔、疇は一井田の畔、時は田中高き處と云へる説あり、〔心調〕 調は周の誤、

文公之先宣言

文公伐宋、乃先宣言曰、吾聞宋君無道、蔑侮長老、分財不中、敎令不信、余來爲民誅之、

【講説】晉の文公の宋を伐つや豫め宣言して曰く、吾

第五大段の第三小段なり、後世の解先王の意に非ざるを言ふ、

【講說】左れば先王に郢の書あるを後世は燕人が之を解せし如き說を爲す者多し（先王に在ては偶然の事を後世種々穿鑿をなすを謂ふ）

夫不適國事、而謀先王、皆歸取度者也、

第五大段の第四小段なり、古に法るの失を言ひ以此一大段を結ぶ、

【講說】夫れ今日の國事に適せずして先王の法のみに由て事に處するは彼の歸つて履の寸法を取る者の類なり、得る所なきを謂ふ、

【傳】三

父子怨誚

人爲嬰兒也、父母養之簡、子長而怨、子盛壯成人、其供養薄、父母怒而誚之、子父至親也、而或譙或怨者、皆挾相爲而不周於爲己也、

【講說】人が小兒の頃、父母之を養育することと疎略なるときは其子年長ずるに及び其恩愛の足らざるを怨むべし、又子が壯年に及び男一人となりし曉、父母への宛行ひ薄きときは父母怒て其不孝を言ひさいなまん、世に父子ほど親しき者はあらざるに尙ほ互に責むることあり怨むることあるは、皆交換的の念を腹に持ち己の爲すべき所を爲すに不十分なるを以てなり、

取庸

夫賣庸而播耕者、主人費家而美食、調布而求易錢者、非愛庸客也、曰如是、耕者且深、耨者熟耘也、庸客致力而疾耘、耕者盡巧、而正畦陌疇時者、非愛主人也、曰如是、羹且美、錢布且易云

者不宜今乎、』第四大段の第一小段なり、先王の道直ちに今日に行はれざるを言ふ、

【講說】學者が空漠無用の論をなすは先王の時代に於てこそ隨意なれ、今日の世に在ては如何にも宜しくあるまじと思はる、

【字解】〔宛曼〕漠として知るべからざるの形容、

如是不能更也、鄭縣人得車軛也、衞人佐弋也、卜子妻爲弊袴也、而其少者也』第四大段の第二小段なり古に拘泥するの害を言ふ、

【講說】先王の法時世に適せざれば之を改むる外はあらじ、然るに之を改むる能はざるは譬へば鄭人が一軛を認めて之を固執し他の軛を軛に非ずとせしが如し、天下の車皆軛あり、一の軛のみが軛なるの理あらんや、法も亦種類多し、先王の法のみが法に非ず、又譬へば衞人の弋を佐くるに其法を知らざる爲め徒に鳥を驚かして得る能はざりしが如し、王佐の才にも非ざる者が國を治むるときは益す亂れんのみ、又譬へば卜子の弊袴に於けるが如し、衣裳損すれば新にせざるべからず風俗弊すれば一洗せざるべからず、

【字解】〔卜〕當に乙を作るべし、〔而其少者也〕前か後かに脫誤あり、强て解すべからず、

先王之言、有其所爲小而世意之大者、有其所爲大而世意之小者、未可必知也、』第五大段の第一小段なり、先王の言後世臆測の失あるを言ふ、

【講說】先王の言の中には其功用原と小なるに世人臆測して大なりと思ふ者あり、又其功用原と大なるに世人臆測して小なりとなす者あり、但し今日を隔つること遠ければ傳說にも書籍にも轉訛あり、右の如き誤解あるやも測り難し、

說在宋人之解書、與梁人之讀記也、』第五大段の第二小段なり、誤解の事實を擧ぐ、

【講說】右の論據は宋人が書を解せしと梁人が記を讀みしとの事に在り、

故先王有郢書、而後世多燕說、』

【講說】故に父子の間も時によれば怨み責むることあり、耕夫を傭ふ者は善く働かせんとて羹をふるまふことあり、

【字解】〔庸〕傭なり、

說在文公之先宣言、與勾踐之稱如皇也、故桓公藏蔡怒而攻楚、吳起懷瘳實而吮傷、『第二大段の第二小段なり、』

歷史上の事實を擧ぐ、

【講說】右の論據は文公が宋を伐つに先だつて其無道を宣言せしに在り、又勾踐が吳の如皇臺を築きしを名として伐ちたるに在り、故に桓公は蔡に對する怒を隱し他日之を伐つの手段として先づ楚を攻めぬ、吳起は一兵卒の病愈て役に立たんことを思ひ其腫物の膿を吮取れり、

【字解】〔如皇〕臺の名なり、〔瘳實〕實は功實の實なり、役に立つこと、但し王先愼は士の字と聲近きが爲に誤れるならんと曰へり、一說に云ふ瘳は蓼に作るべし、辛苦を謂ふと、

且先王之賦頌、鐘鼎之銘、皆潘吾之跡、華山之博也、然先王所期者利也、所用者力也、築社之諺、自辭說也、『第三大段なり、』

【講說】且つ先王の作られたる賦と云ひ頌と云ひ、又は鐘の銘鼎の銘と云ひ、是れ皆趙の武靈王の潘吾山に殘せし足跡、秦昭王の華山に留めたる双六と同一なり、然れども其異る所は先王利を以て目的とし力を用ゐて事をなすことなり、晉の文公が社を築くの諺を擧げたるが如きは自ら言譯をなせしに過ぎず、案ずるに此一段前後の關係なきのみならず孟浪として解すべからず、或は錯簡ならんか、

【字解】〔鐘鼎之銘〕鐘は鐘音通の字、銘は金器石器に彫つける辭にして功德又は訓戒を述ぶ、〔賦頌〕共に古代に於ける詩の形式上の名、賦は有の儘に事を咏ずる者、頌は祖先に對する讚美歌の類、但し昔より先祖の爲にする者は必ず褒めて貶せず、美を稱して惡を稱せず、此れ孝子順孫の心なり、即ち賦頌と云ひ鼎銘と云ひ、過譽にして實なきの證とすべし、潘吾の跡華山の博の如きも名を好む君の爲せし所にして盡く信ずべからざるの點に至つては則ち同じ、

請許學者而行宛曼於先王、或

世の出典となれるや、

屈穀瓠を種うるの道、田仲の無用を諷するに於て切ならざるに非ず、然れども「不恃仰人」の四字のみにては未だ田仲の人と爲りを審になし難く從て諷する所以亦晦澁を免れず、孟子陳仲子の章を參觀せば始めて分明ならん、

虞慶范且の屋と弓とに於ける自知自用の如何に誤謬に陷るかを示すに於て尤も好例と謂ふべく、玉人に玉を彫琢することを敎ふる者亦以て戒むべき所を知るべし、

虞范の二事に就き特に一章を設け湊合して方術論に歸着す、是れ一例を創したるものなり、屋と弓とを取り紛糾文を成し人をして目眩せしむるが故に陳深は評して云ふ、愈、多く愈、繁く愈、重複愈、味あり、愈、厭はず、妙は曲折に在りと、

嬰兒の戲より仁義論者を喚び起し、以て戲るべくして以て治を爲すべからずと曰ふ、彼れ儒者を以て兒戲に比す痛快を極む、儒者將に顏色を失はんとす、

【經】三

夫挾相爲則責望、自爲則事行、』

第一大段なり、人を待つと自ら恃むとの利害を槩論す、

【講說】夫れ人が互に爲にする所あつて之を心に持つときは、俗に謂ふ注文が多くなり不平が生ずるなり、然るに自ら己を主として行ふ時は自然差支なく捗るべし、

尙ほ詳に說けば左の如し、今玆に甲乙二人ありとせんに、甲は姑く先づ乙の爲に事をなし斯くすれば乙が後に甲の爲にするならんとの念を挾みて進行するときには、他日に至り乙は以前恩を受けたる事を忘れて現在に報酬を責めらるゝことを怒りなん、又甲は以前恩を施したる事を心に留めて乙が之を忘れたりとて怨みなん、然るに人が我が爲にすることを恃とせず、我が爲さざるべからざる事を爲すに於ては固より何等の滯あらじ、

【字解】〔望〕怨なり、

故父子或怨譟、取庸作者進美羹、

第二大段の第一小段なり、例を設けて前文を說明す、

而未帝者治未畢也、

【講說】夫れ小兒が集つて遊戲をなす時、塵を飯となし、泥を汁となし、木を肉片となせども、夕方に至れば必ず各吾が家に歸つて食事をなすことなるが、是は塵の飯泥の汁は戲の役には立つも食ふことならざればなり、之と同じく上古の書などを擧げ、譽めそやし辯じ立つれども誠實ならず、先王の仁義を口に唱へて實際國を治むる能力なき者の如き、仁義古傳、戲るゝには差支なけれども、此れにて國を治むることは得べからず、夫れ仁義を慕ひ夫れが爲に國の衰亂せる者は三晉が適例なり、仁義を慕はず、其れが爲に國治つて强き者は秦なり、但し國治つて强ければ帝となるべき筈なるに秦が未だ帝とならざる理由は其治國の術未だ完全ならざるに在り、

【字解】〔餽〕餉に同じ、本來は家より田中に耕作する者に持ち之く辨當の事なれども、此にては普通の食物となし、且つ動詞に用ゐたり、〔愨〕誠實なり、

概論

先づ經文を觀るに、一章の布置結構全く經一と其趣を異にし、議論事實錯綜して離るべからず古藤の樹を纏へるが如し、

棘刺の傳中正說の方は簡は則ち簡なりと雖も但だ事實の骨子を寫すのみにして筆致枯淡を病む、然るに一說に至つては曲敍精寫謂はゆる工力兼ね到れる者、「雨霽日出視之晏陰之間」の十字色態殊に佳、全文の背景として眉目新なるを覺ゆ、冶工の言亦委曲理を盡し、結末客の窮するを描く處亦能く頤を解く、

白馬馬に非るを主張して白馬の稅を免れず、空論家の愚、近く譬を取るの妙あり、

羿の射の如き一章妄發と必中とを論じ的を立てゝ辯士を試むべきを言ふ、敍事の妙、論より高きこと一等なり、

不死の道を傳へんとする者先づ死して其理の必無を示すに拘らず尙ほ其傳を得ざりしを恨む、慾の理性を蔽ふ此の如きものあり、

詒已に理なし、決も亦理なし、虛々相應ずるに非ずや、

筴に畫いて萬象を備ふるも其用普通の漆筴と異らず、此一喩は好奇の無用を戒めたるなり、

犬馬鬼魅と難易の論鑿々として聽くべし、宜なり後

而以知術之人爲工匠也、不得施其技巧、故屋壞弓折、知治之人、不得行其方術、故國亂而主危、

【講説】范且虞慶の議論は何れも立派にて其辭筋は勝れたりと雖も、事の實際に反するものなるに、人君は兎角此種の議論を歡迎して隨意に言はしむるが故に失敗を免れざるなり、夫れ國を治め兵を强うするの効用を考へずして唯巧にして華なる口先のみを傑構と思ふは是れ實用の人を卻けて屋壞れ弓折るゝの結果に任すと一般なり、故に人君は國事に就て大工や弓師が家を建て弓を張るの理に達せざる者なり、然るに有術の士が范且虞慶の如き謬説に窮する所以は虛談は無用に拘らずして勝ち、實事は不易の道理なれども窮するが爲に外ならず、人君が無用の辯を善しとし不易の理を劣るとなす、此れ其亂るゝ所以なり、今日世上に於て范且虞慶の如き者跡を絶たざるに人君之を悅んで覺らず、自ら失敗すべき事を善しとし、其知術の人に對する宛も范且虞慶が大工と弓師に於るが如く、大工弓師己が技術を施すことを得ざるが故に家壞れ弓折るゝと一般、政治の道に通ずる者其方術を行ふことを得ざるが故に國亂れて君危き也、

【字解】〔覬〕貪り望むなり、〔聲〕評判なり、〔爲虛辭其無用〕其の字は之の字として視るべし、下句も之に倣ふ、

歸餉

夫嬰兒相與戲也、以塵爲飯、以塗爲羹、以木爲胾、然至日晩必歸饟者、塵飯塗羹可以戲、而不可食也、夫稱上古之傳、頌辯而不慤、道先王仁義、而不能正國者、此亦可以戲、而不可以爲治也、夫慕仁義而惑亂者三晉也、不慕而治彊者秦也、然而秦彊

其始、而暴之其盡也、焉得無折、且張弓不然、伏檠一日而蹈弦、三旬而犯機、是暴之其始、而節之其盡也、工人窮也、爲之弓折、

【講説】范且曰く、凡そ弓は末に至つて折るゝものにして始より折るゝものに非ず、一體弓師の弓を張る仕方は先づ弓を檠と云へる弓型に入れ置くこと三十日に及び始めて足にて弓を踏み其弦を張て直ちに箭を放つことゝなるが、右は始に調子を和げ置き、終に手荒く扱ふと云ふものなり、何として折れざることあらん、然るに余が弓を張る仕方は之と違ひ、弓型には僅か一日入れ置くのみにて直ちに弦を張り、其儘三十日を經たる後始めて發射することゝなるが、右は始に手荒くして終に調子を和ぐると云ふものなりと、工人語塞がり、范且の言ふが儘に爲したりければ弓忽ち折れぬ、

【字解】〔范且〕且と睢と同字、即ち有名なる秦の范睢なり、〔檠〕弓を入れ置き其形を直す爲の匣なり、

范且虞慶

范且虞慶之言、皆文辯辭勝而反事之情、人主說而不禁、此所以敗也、夫不謀治彊之功、而艷乎辯說文麗之聲、是却有術之士、而任壞屋折弓也、故人主之於國事也、皆不達乎工匠之構屋張弓也、然而士窮乎范且虞慶者、爲虛辭其無用而勝、實事其無易而窮也、人主多無用之辯、而少無易之言、此所以亂也、今世之爲范且虞慶者不輟、而人主說之不止、是貴敗折之類、

久則塗乾而椽燥、塗乾則輕、椽燥則直、以直椽任輕塗、此益尊、匠人屈、爲之而屋壞、

【講說】虞卿家屋を新築せし時大工に謂ひけるは、屋根高過ぎたりと、大工云ふ、此は新らしき建物なり泥尙ほ濡ふが故に重みがかゝり、又椽は生木ゆゑ撓むべし、椽の撓む處へ泥の重みが加はるため自然に卑くならんと、虞慶云ふ、左にあらず、追々日數多く過つときは泥は乾いて輕くなり、椽ははしやぎて直くならん、直なる椽の上に輕き泥を載すること故、今より反て高くなるとも卑くはなるまじと、大工も之には返すべき語なく、虞卿の言ふが儘に之を造りし處、其家は忽にして壞れたり、

【字解】〔尊〕高きを謂ふ、

一曰、虞卿將爲屋、匠人曰、材生而塗濡、夫材生則撓、塗濡則重、以撓任重、今雖成、久必壞、虞卿曰、材乾則直、塗乾則輕、今誠得乾、日以輕直、雖久不壞、匠人詘、作之成、有間屋果壞、

一說前文に比すれば簡にして能く盡し、又事理を得たり、別に講義を要すべき文字なければ單に和解に止め置くべし、

一に曰く、虞卿將に屋を爲らんとす、匠人曰く材生にして塗濡ふ、夫れ材生なれば則ち撓み、塗濡へば則ち重し、撓を以て重きに任ず、今成ると雖も、久しければ必ず壞れん、虞卿曰く、材乾けば則ち直く、塗乾けば則ち輕し、今誠に乾くを得ば、日に以て輕直、久しと雖も必ず壞れず、匠人屈す、之を作り、成る、間あり屋果して壞る、

范且窮工而弓折

范且曰、弓之折、必於其盡也、不於其始也、夫工人張弓也、伏檠三旬而蹈弦、一日犯機、是節之

之曰、穀聞先生之義、不待仰人而食、今穀有樹瓠之道、堅如石、厚而無竅、獻之、仲曰、夫瓠所貴者謂其以可盛也、今厚而無竅、則不可剖以盛物、而任重堅如石、則不可以剖而以斟、吾無瓠爲也、曰、然、穀將以欲棄之、今田仲不恃仰人而食、亦無益人之國、亦堅瓠之類也、

【講說】齊に田仲と云ふ處士あり、宋人の屈穀之と面會して云ひけるは、穀は先生が人の力を恃まずして自活の義を守り玉ふと承る、其れにて思ひ着きたる事あり、先生自活せらる以上は必ず耕作園藝等を務め玉ふべければ我が心得たる瓠の種方を御話し申さん、此仕方に由れば瓠の堅きこと石の如く、太くして穴なく候と、仲の云ふ、瓠の役に立つは物を盛り得るが爲なるに、今若し太くして穴なからんには物を盛ること能はず、又石の如くに堅からんには物を酌むこともならず、左樣なる瓠は吾に於て無用なりと、屈穀云ふ御尤なり、穀も之を棄てんとこそ思ひ候、今先生人の力を恃まずして生活せらるも、亦國に何等の益なし、やはり此の堅瓠の類に之れなきやと、

【字解】〔田仲〕孟子に見えたる陳仲子の事、母と離れて住み兄の祿を穢しとて食はず自ら廉潔に誇れる一種の變人なり、〔樹瓠之道〕文選の注に穀有巨瓠に作る、若し右の如くなれば下文更に解し易し、〔今田仲云々〕本文の如くなれば記者の辭なれども然るときは屈穀の意未だ必ず先方に通ぜざるが故に屈穀の辭として視るを可とす、但し先生とあるべきを、前文に因て誤れるならん、

虞慶詘匠

虞慶爲屋、謂匠人曰、屋太尊、匠人對曰、此新屋也、塗濡而椽生、夫濡塗重而生椽撓、以撓椽任重塗、此宜卑、虞卿曰、不然、更日

非不微難也、然其用與素髹筴同、

【講說】客あつて周君の囑を受け、馬の鞭に漆の密畫をかき、三年を經て成就せり、周君之を觀しに普通の漆塗になしたる鞭と同樣にて何等の模樣も見えざりしかば大に立腹ありし時に、畫工の申しけるは只にては御分りになるまじ、二丈計の土屛を築き、八尺程の窓を掘拔き、太陽の上る時此鞭を其上に置きて觀玉ふべしと、周君之が爲に臺を築き右の仕方にて見たる處、鞭に畫きたる模樣は龍蛇あり禽獸あり車馬あり、種々雜多の形一々具はりぬ、因て周君大に悅ばれたりとぞ、此の鞭に畫きたる細工は如何にも微小にして困難ならざるには非ず、然れども普通漆塗の鞭と實用の點に於ては異る所なきに、

【字解】〔筴〕一說に箸とあり、〔髹〕漆を塗る事、〔牖〕土屛の窓を牖と謂ふ、

鬼魅

客有爲齊王畫者、齊王問曰、畫孰最難者、曰、犬馬難、孰易者、曰、鬼魅最易、夫犬馬人所知也、旦暮罄於前、不可類之、故難、鬼神無形者、不罄於前、故易之也、

【講說】或る畫工齊王の爲に毫を揮はんとす、齊王問うて云ふ、畫は如何なる物が最も寫し難きやと、畫工答ふるやう、犬馬尤も難し、齊王問ふ、然らば如何なる物が寫し易きかと、畫工答ふるやう、化物尤も易し、其故は犬馬は何人も知る所にして朝夕目の前に在り、少しく似ざるときは人直ちに之を見分る事なれば難し、鬼神は形なく、人の目に觸れざれば如何に寫すも批難を受くる憂なし、故に易しと、

【字解】〔鬼魅〕鬼は物の變化、魅は人面獸身にして四足ある怪物、〔罄〕見るの義なり、蓋し罄は磬に同じく、磬は俔に同じく、而して俔は見るの意ありとは盧文弨の說なり、御覽視に作る、

堅瓠

齊有居士田仲者、宋人屈穀見

に道理上有るまじき事を信じて無罪の人を誅せしは不明の疵とや謂はん、其上人は自身ほど大切なる物はあらざるに、彼の外客自身すら長生すること能はず、何とて王を長生せしむる能力あらんや、

鄭人爭年

鄭人有相與爭年者、其一人曰、我與黃帝之兄同年、訟此而不決、以後息者爲勝耳、

【講說】鄭國に年齡の少長を爭ふ者ありしが、其一人の曰く、我れ太古黃帝の兄と同年なりと、遂に此れを訴へ出でたるも決せざりき、此れ後に生き殘りたる者を以て勝と爲す外はあらじ、

【字解】〔黃帝〕支那上古五帝の一なる黃帝軒轅氏、

【私考】余案ずるに此章の意、舊注には久生の者其誕を恣にすとあり、是れ年長者は詐多き者なれば後に生れたる者を勝訴とせしと云ふ事なり、然れども已に年を爭て決せざるに何とて後に生れし者を看定めんや、故に集解は双方情理なきを以て辭の長ずる方を勝となすと解し、翼毳は後息を憩の如くに視、氣衰て先に息む者を負とし、聲勵くして後に息む者を勝となすと解し、二書略ぼ同じ、成程、文句の意義は其れにても明なれども、一章の上より言へば無意味を免れざるなり、故に余は息を休と解し、休を死と解し後死の者生殘りたる者を勝となすと解す、且諸家皆耳の字に着目せざりしと見え、以後息爲勝を斯く判決せし者となせども、其實是は記者の辭なるが如し、

畫策

客有爲周君畫筴者、三年而成、君觀之、與髹筴者同狀、周君大怒、畫筴者曰、築十版之墻、鑿八尺之牖、而以日始出時加之其上而觀、周君爲之爲臺、望見其狀、盡成龍蛇禽獸車馬萬物之狀、備具、周君大說、此畫策之功、

に中らざることとなし、然れども復び以前中りたる處に中てんとするも出來ざるべし、右の如きは決して上手とは謂ふべからず、是れ一定の標準あらざるが故なり、五寸の的を懸け十歩の遠き處を射るに、羿や逢蒙の如き名人にあらでは百發百中し難し、是れ一定の標準ある故なり、凡そ常法ある事は爲し難くして常法なき事は爲し易し、左れば一定の標準あつて射るに於ては羿や逢蒙が五寸大の的に中つるも巧となすべく、一定の標準なくして射るに於ては無闇に放つて秋毫に中るも亦拙となすべし、故に一定の法度なくして説客に應ずるときは彼等勝手に言はんと欲する所を言ひ、無用の辯を弄すべく、一定の法度を設けて之を守るときは、智者と雖も亦或は失言なきかと顧て妄に議論をなさゞるべし、然るに今人君が他人の説を聽く仕方は法度を立てゝ之に應ぜず、徒に彼等の巧辯を悦び、功のあるや否を量らず、徒に其行を譽む、人君が每も説客に欺かるゝ原因此に在り、説客が長く俸祿を以て養はるゝ原因亦此に在り、

【字解】〔殺矢〕獵に用ゆる者、さつや、〔砥礪〕とぐ、〔彀〕引くなり、張るなり、〔冥〕瞑に通ず、目を閉づるなり、〔五寸之的〕大なるを謂ふ、〔十歩之遠〕近きを謂ふ、遠の字は距離の意に用ゆ、〔引〕弓を引て射ること、或は射の字の誤とす、〔羿逢蒙〕羿は古の名高き射手、逢蒙は其門人、

燕王學道

客有教燕王爲不死之道者、王使人學之、所使學者未及學而客死、王大怒誅之、王不知客之欺己、而誅學者之晩也、夫信不然之物、而誅無罪之臣、不察之患也、且人所急無如其身、不能自使其無死、安能使王長生哉、

【講説】或る外客燕王に不死の法を傳へんとせし者あり、王臣下を遣し其術を受けしめし處、未だ傳授を得るに及ばざる中其先生死亡しければ王大に怒つて其臣を誅せり、王が外人の己を欺きし事は心附かずして學びに往ける者の遲滯を咎めたるは可笑し、思ふ

【講說】兒說は宋にての能辯家なりしが常に白馬は馬に非ずと云へる說を固執せり、此れに據れば馬は形にして白は色なれば、已に白馬と云ふ以上は馬に非ず、扨彼は此の如き詭辯を以て齊國にて學者の淵藪とも云ふべき稷下の辯者を言ひ伏せたり、然るに彼れ白馬に乘つて或る關門を通行せし際は其辯も役に立たずして關吏の爲に白馬の通行税を課せられぬ、故に抽象的の空言を借るときは一國都の人に勝つことを得れども、其實事を取調べ其形狀を檢するときは一人の關吏をも欺く能はず、

【字解】〔持白馬非馬也〕白馬馬に非ざる也を持すと讀むべし、白馬馬に非ざるを持するやと讀むべからず、此說は公孫龍の唱へたる所にして孔叢子に出づ、〔顧白馬之賦〕顧は償ふなり、支拂なり、賦は税なり、關門にて馬の毛色に隨ひ税を課する故、兒說は白馬の税を納めたるなり、〔一國〕國都を國と謂ふ、稷下を指す、

儀的爲關

夫新砥礪殺矢、彀弩而射、雖冥而妄發、其端未嘗不中秋毫也、然而莫能復其處、不可謂善射、無常儀的也、設五寸之的、引十步之遠、非羿逢蒙不能必全者、有常儀的也、有度難而無度易也、有常儀的、則羿蒙以五寸爲巧、無常儀的、則以妄發而中秋毫爲拙、故無度而應之、則辯士繁說、設度而持之、雖知者猶畏失也、不敢妄言、今人主聽說不應之以度、而說其辯、不度之以功、而譽其行、此人主所以長欺、而說者所以長養也、

【講說】夫れ新に殺矢と云へる一種尖りたる矢の根を砥ぎすまし、弩を張て之を射出すときは、目を閉ぢて矢鱈に放つと雖も、何處か秋の毛筋ほどの小さき物

善謂衛人曰、客爲棘刺之端以削、吾欲觀見之、客曰、臣請之舍取之、因逃、

【講説】一説に云ふ、燕王微妙の細工を好まれし處、適衛の人にて棘の刺の端を彫つて猿を作る者あり、燕王未だ其技を觀ざれども深く氣に入りしかば五乘の祿高を宛行ひ、扨愈よ棘の刺細工を一覽すべしとて沙汰ありける時、衛の技術家云へるに人君若し之を觀んと思はれなば、必ず半箇年の間房事を愼み酒を飮み肉を食ふことなく、十分物忌せし後雨晴れ日出で而も曉方又は夕方の光線甚だ强からざる時すかして見ば猿の形歷々と分るべしと、燕王因て衛の技術家を養ひ置たれども右の如く細工を觀るの手順頗る面倒なりし故、遂々其儘に打過ぎて棘細工の猿を見ることと出來ざりき、然る處鄭に臺下の冶として知られたる鍛冶家ありけるが燕王に申すやう、臣は削を作る者なるが、凡そ如何なる細き物にても必ず削にて削るに定まり、其削る所の物が其削より大なるべきは當然なり、然るに今棘の刺の端は削の鋒を受け難し、左すれば削にては迚も棘の刺の端に細工を施すこと叶はず、右の次第故王試に彼者の削を見玉はゞ、彼が果して其言ふが如き細工を爲し得るや否や知れ申さんと、王之を聞き尤なりとて衛の技術家を召し仰せけるは、其方棘の刺の端を細工するには削を用ゆることならん、如何なる削か吾れに見せよと、技術家は事覺はれたりと思ひしかば臣の住所に參つて取り來り候はんと其儘逃亡せしとかや、

【字解】〔奉〕俸に同じ、漢書章注には粟米曰俸とあり、〔冶〕冶工なり、

白馬

兒說宋人善辯者也、持白馬非馬也、服齊稷下之辯者、乘白馬而過關、則顧白馬之賦、故藉之虛辭、則能勝一國、考實按形、不能謾於一人、

削者、以其所以削必小、今臣治人也、無以爲之削、此不然物也、王必察之、王因囚而問之、果妄、乃殺之、

【講說】宋の人棘の刺の端にて猿を作ると稱する者あり、燕王に向つて之を作らんことを請ひ、是非とも三箇月精進潔齋の後に非ざれば善く見えざるべしと云へり、燕王は三乘の地を祿として此者を養ひし處右御の官に居る冶金の技士王に告げけるやう、臣の承る所人君には十日も飮宴を廢して潔齋することなしと、則ち今宋人は王が棘にて作りたる猿の如き無用の玩物を觀るが爲に長く潔齋し玉はざることを知り三箇月の期を定めたるならん、凡そ此の如き微細の物を彫刻するには之に用ゆべき刀も亦極めて小ならざるべからず、今臣の職は冶工なれば此點に精しき事なるが、之を彫刻すべき程の小さき刀を作ること能はず、左れば必定此れは出來得ざる者なり、王能く之を察し玉へと、王因て宋人を囚へて糾問せしに果して虛言なりしかば之を殺しけり、

【字解】〔母猴〕獼猴なり、〔三乘〕戰時に車三乘を供すべき廣さの土地、大夫士の常祿なり、〔不然〕不可能と云ふが如し、

一曰、燕王好微巧、衞人有能以棘刺之端爲母猴、燕王說之、養之以五乘之奉、王曰、吾試觀客爲棘刺之母猴、客曰、人主欲觀之、必半歲不入宮、不飮酒食肉、雨霽日出、視之晏陰之間、而棘刺之母猴、乃可見也、燕王因養衞人、不能觀其母猴、鄭有臺下之冶者、謂燕王曰、臣爲削者也、諸微物必以削削之、而所削必大於削、能與不能可知也、王曰

爭ふと一般なり、

【字解】〔人主〕下に之の字を脫せしならん、〔長說〕長は恒久、說て已まざるなり、

是以言有纖察微難而非務也、故李惠宋墨皆畫策也、第二大段なり、細說の急務に非ざるを言ふ、

【講說】聽く者方を誤り言ふ者說を逞うするの結果として其言談急務に非ずして細かきことを說き、知れ惡きことを論ずる者あり、故に李惠宋墨の如きは、皆下に謂はゆる畫策の徒なり、

【字解】〔李〕魏の李悝なり、〔惠〕惠施なり、〔宋〕宋汧なり、

論有迂深閎大而非用也、故畏震瞻車狀、皆鬼魅也、第三大段なり、大言の實用に背くを言ふ、

【講說】議論の迂遠宏大にして用に中らざる者あり、故に畏れ戰きながら車馬の狀を觀たるが如き、皆鬼魅の類なり、

【字解】〔鬼魅〕妖怪なり、

言而拂難堅确而非功也、故務卞鮑介墨翟、皆堅瓠也、第四大段なり、頑強なる論議の功なきを言ふ、

【講說】言說の人情に戾り頑强にして功なき者あり、故に務卞鮑介墨翟の如きは皆堅瓠の類なり、

【字解】〔确〕石の堅きなり、〔務卞鮑介〕務光、卞隨、鮑焦、介子推の四人、〔瓠〕瓢なり、

【傳】二

棘刺

宋人有請爲燕王以棘刺之端爲母猴者、必三月齋、然後能觀之、王因以三乘養之、右御冶工言王曰、臣聞人主無十日不燕之齋、今知王不能久齋以觀無用之器也、故以三月爲期、凡刻

を致すべきことを知ればなり、

槩論 文評附

内儲說の經文は先づ論斷を掲げ而して次に事實を列擧せり、然るに此一章は論に次ぐに事實を以てし、事實に次ぐに斷を以てし、機軸一變、面目從つて新なり、

田鳩の章は華實文質の論、當時の說客徒に口舌に馳せ實用に中らざることを裏面より非りたる者にして一篇の精彩は、秦女楚玉の二喩に在り、就中櫝を買て珠を還すの一條長く故事として引用せられ人口に膾炙す、

墨子木鳶の章は、弟子の巧とするより起して墨子が巧ならずとなすに轉じ、後不巧即ち大巧なることを發揮す、是れ謂はゆる波折ある者、蓋し老子に大巧若拙の語より脫化せしならん、

宋君の章は全文叙事を用ゐ、一議論を着けずして議論自ら其中に在り、「王試度其功」の五字其關鍵をなし、「行者止築者倦」の一語三處に出で自ら文致を助く、

良藥の章は經文の論斷に附せる者にして論に傳あるが如き儲說中又此れを以て嚆矢となす、

【經】二

人主之聽言也、不以功用爲的、則說者多棘刺白馬之說、不以儀的爲關、則射者皆如羿也、第一大段

なり、聽言の法を誤るの結果を言ふ、

【講說】人君が人の議論を聽くに功あり用あることを以て標準となさゞるときは、之に說を進むる者多くは棘刺白馬(傳を觀よ)の如き架空の論をなさん、譬へば弓を射るに的を狙はずして偶中するを中れりとなす時は何人も羿と同じからん、

【字解】〔關〕弓を引くこと、

人主於說也、皆如燕王學道也、而長說者皆如鄭人爭年也、第二大段

なり、虛言を悅ぶの結果を言ふ、

【講說】人主の談說に於けるは皆燕王の道を學ぶと一般にして、辯士の其說を逞うする者は皆鄭人が年を

賜之、對曰、臣師射稽之謳、又賢於癸、王召射稽使之謳、行者不止、築者知倦、王曰、行者不止、築者知倦、其謳不勝如癸美、何也、對曰、王試度其功、癸四板、射稽八板、擿其堅、癸五寸、射稽二寸、

【講説】宋君齊國と戰勝の後子孫に示さんが爲め敵の尸を埋めたる處に、武宮を建築せしが、其工事の最中謳癸と云ふ者きやりの音頭を取りしに、如何にも聲美しく節巧なりしかば往來の者は立止つて見物し、工夫は調子附きて倦くことを忘れたり、王其由を聞き召して物を賜はりし時謳癸言上に及びけるは、臣の師なる射稽の歌を歌ふは癸よりも優り候と、王左らば試みんとて射稽を召しきやりを歌はしめたるに、謳癸の時とは違ひ通行人も止らず工夫も退屈せしかば、王怪みて通行人も止らず工夫も退屈する所を以て觀れば癸ほどの上手に非ず、然るに癸が己より過ぐれたりと云ふは如何にと、癸の答へけるやう、王試に其工事の捗り方を御覽ぜられよ、癸が歌ふときには、四板に過ぎざれども射稽の歌ふときには八板に及ぶ、又槌にて其堅を突き試すに癸の歌ひたるときに出來し處は五寸も深く入るに、射稽の歌ひたるときに出來し處は二寸のみか入らずと、

【字解】〔板〕廣二尺なり、

藥酒忠言

夫良藥苦於口、而智者勸而飲之、知其入而能已疾也、忠言拂於耳、而明主聽之、知其可以致功也、

【講説】夫れ良藥は口に苦くして飲み惡きものなれども、智者が勵んで之を飲む所以は之を飲めば病氣の癒ゆることを知ればなり、忠言は耳に逆ひ聞き入れ難きものなれども、明君の之を容るゝは此に由て功

談なり、故に墨子の議論は率ね辯ならざるなりと、

【字解】〔道〕言ふに同じ、〔直〕實の意、

墨子爲木鳶

墨子爲木鳶、三年而成、蜚一日而敗、』第一大段なり、論題たる事實を揭ぐ、

【講說】墨子は木製の鳶を造りしが三年を費して成功せり、因て此を放ちたるに飛ぶことは飛びたれども僅か一日にて壞れけり、

弟子曰、先生之巧至、能使木鳶飛、墨子曰、吾不如爲車輗者巧也、用咫尺之木、不費一朝之事、而引三十石之任、致遠力多、久於歲數、今我爲鳶三年成、蜚一日而敗、』第二大段なり、巧にして無用なるは、巧ならずして有用なるに若かざるを論ず、

【講說】墨子の門人賞賛して曰ひけるは、先生の製造に巧なる殆ど無類と申すべし、能く木鳶を飛ばし玉ひぬと、墨子云ふ否車の輗を造る者の巧には及ばぬことなり、何故となれば彼は僅に一尺か八寸許の短き木を用ひ、一日の手間も費さずして之を仕上げ、其力は能く三十石の重量を引て遠方に運び、且つ使用の年限も甚だ長し、然るに我は此鳶を造るに三年を費して纔に成就せしと思へば一日にて敗れぬ、迚も比較にはなり難しと、

【字解】〔輗〕車の轅端にある横木、〔咫〕八寸を咫と曰ふ、

惠子聞之曰、墨子大巧、巧爲輗、拙爲鳶、』第三大段なり、眞の巧は不巧に在るを論じ一章の斷案とす、

【講說】惠子此話を聞き評して曰ひけるは、墨子は大いに巧なる人なり、彼れ輗を造ることを巧なりとし、鳶を造ることを拙となすを以て之を知るべしとなり、

謳癸築武宮

宋君與齊仇也、築武宮、謳癸倡、行者止觀、築者不倦、王聞召而

肝心の新婦より腰元の方立派なりしかば、晉人は其腰元を愛して秦伯の女をば賤みけり、此の如きは妾を嫁するに巧なりとは謂ふべきも、女を嫁するに巧なりとは謂ふべからず、

【字解】〔衣文〕 文は繡箔、衣は動詞として用ふ、〔媵〕 新婦より言へば輿添なり、新郎より言へば妾なり、〔公女〕 秦伯の女なり、尊稱して云ふ、

楚人有賣其珠於鄭者、爲木蘭之櫃、薫桂椒之櫝、綴以珠玉、飾以玫瑰、輯以翡翠、鄭人買其櫝而還其珠、此可謂善賣櫝矣、未可謂善鬻珠也、『第二大段の第二小段なり、田鳩の答中楚珠の喩を叙す、』

【講説】楚國の者にて鄭に赴き珠を賣れる人あり、櫃は木蘭、櫝は桂椒にて作り、飽くまで香氣の薫らすやうになし、寶石を綴り火齊玉を飾とし翡翠の羽を粧うて立派に見せたる處、鄭人は其櫝を買つて珠をば不用なりとて還したりとぞ、是れ櫝を賣るに巧なりとは謂ふべきも、珠を賣るに巧なりとは謂ひ難し、

【字解】〔木蘭〕 皮は桂に似、狀は楠に似たる香木、〔桂椒〕 共に香木、〔櫝〕 玉を容るゝ函なり、〔櫃〕 からびつ、〔玫瑰〕 火齊玉、〔翡翠〕 禽名、雄を翡と謂ふ色赤し、雌を翠と謂ふ、色青し、

今世之談也、皆道辯説文辭之言、人主覽其文而忘有用、墨子之説傳先生之道、論聖人之言、以宣告人、若辯其辭則恐人懷其文忘其直、以文害用也、此與楚人鬻珠秦伯嫁女同類、故其言多不辯、『第二大段の第三小段なり、田鳩の答中、楚王の問に對する正意を叙す、』

【講説】今世の談論家が爲す所は何れも其説を巧にし其辭を飾るに過ぎず、而して人君は其飾のみを見て實用の點を忘る、然るに墨子の説は先王の道を傳へ、聖人の言を論じて廣く人に告ぐるものなれば、若し其辭を華かになす時は之を聽く者其飾を悦んで其本質を忘れ、文辭の爲に實用を害するの恐あり、此れ前に引ける楚人が珠を賣り秦伯が女を嫁すると同一の

と云ひ、或は世の誤なりと云ひ、或は暗の誤なりと云ふ、未だ其孰れか是なるを知らずと雖も、之を要するに反對字として講ぜざるべからず、〔迂弘〕迂はまはりどほし、弘は大袈裟、上句に謂はゆる辯、〔其行身〕身を取りまはす、即ち行狀の事、〔離世〕上句に謂はゆる遠、

其說在田鳩對荊王也、故墨子爲木鳶、謳癸築武宮、』第二段なり、實例を擧ぐ、

【講說】之が論據は田鳩の楚王に對へたる語に在り、以上の理なるが故に墨子が木の鳶を造り謳癸が武宮を築きたる故事あり、

夫藥酒用言、明君聖主之所獨知也、』第三段なり、外華に眩せずして內實を取るべきを言ふ、

【講說】夫れ藥酒は口に苦く忠言は耳に逆ふが故に暗君庸主は之を悅ばざれども其心身に益あることは獨り聖明の君のみ之を知るなり、

【字解】〔用言〕太田全齋は庸言として解し莊子中庸を以て證となし、王先愼は忠の誤とす、字面の如くに見るときは用庸相通ずるが故に全齋の說取るべし、然れども下說に忠言の字あるが故に王說を可とす、

【傳】一

田鳩對荊王

楚王謂田鳩曰、墨子者顯學也、其身體則可、其言多而不辯、何也、』第一大段なり、楚王の疑問を叙す、

【講說】楚王田鳩に語つて云ふやう、墨子は世に著しき學者なり、其自身に道を履み行ふ點は流石に中分なきも其議論は華々しからず、是は如何なる儀ぞと、

曰、昔秦伯嫁其女於晉公子、令晉爲之飾裝、從衣文之媵七十人、至晉、晉人愛其妾而賤公女、此可謂善嫁妾而未可謂善嫁女也、』第二大段の第一小段なり、田鳩の答中秦女の喩を叙す、

【講說】田鳩答ふるやう、昔し秦伯が其女を晉に嫁入らせし時、之が爲めに種々なる仕度調度を整へ、綺羅模樣の衣服を着たる腰元七十人を從へ晉に至りし處

韓非子國字解下

破天荒齋　松平康國講述

韓非子卷十一

外儲說左上

【篇旨】此れ本書の第三十二篇なり、外儲說と名づけたるに就ては史記の索隱に觀聽臣下之言行以斷其賞罰、賞罰在彼、故曰外、とあり、是れ尤も舊說なるが如し、然れども審に內外篇を觀るに必ずしも然らず、其說は已に內篇の處に於て之を論ぜり、外儲說分つて左の上下、右の上下となす、

【經】一

明主之道、如有若之應宓子也、

此の一節は經中の他句と全く因緣なし、故に太田全齋は其當に經五に在るべきを言ふ、蓋し文理より之を觀るに錯簡なること復た疑ふべからず、全齋能く古來何人も疎心に看過して疑を挾まざりし處を看破す、具眼の士と謂はざるを得んや、故に今玆には正文のみを掲げ經第五に至り之を講ぜんとす、

明主之聽言也、美其辯、其觀行也、賢其遠、故群臣士民之道言者迂弘、其行身也離世、（第一段なり、人主言行の外飾を以て人を取るときは臣民空言虛行に流るゝを言ふ、）

【講說】凡そ世の人君は、臣下の議論を聽くに、其華やかなるを善とし、臣下の行爲を觀るに其高尙なるを賢となすの風あり、故に其影響の及ぶ所、群臣士民の議論を口にする者は空漠疎大、其身を處するや、世情に合はずして俱に實用に背く、

【字解】〔明主〕明の字にては下の文意に反す、故に或は時の誤なり

（目次終）

卷十六

卷十五

卷十四

卷十三

卷十二

韓非子國字解下目次

第二十五巻

韓非子 下

松平破天荒齋講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版